

## 会 議 録 目 次

平成24年第2回曾於市議会臨時会

会期日程 .....	385
○11月5日(月)	
議事日程第1号 .....	387
開 会 .....	389
会議録署名議員の指名 .....	389
会期の決定 .....	389
常任委員会の閉会中の所管事務調査報告 .....	389
パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員会の調査報告の件 .....	391
報告第7号 .....	403
認定案第2号 .....	404
認定案第3号～認定案第7号、認定案第1号、議案第51号 .....	428
閉 会 .....	446

# 平成24年第3回曾於市議會定例会

## 会 期 日 程

平成24年第3回曾於市議会定例会会期日程

会期20日間

月	日	曜	会 議	摘 要
9	6	木	本 会 議	○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○議長諸般の報告 ○市長の一般行政報告 ○閉会中の事務調査報告 ○議案等の上程・提案理由の説明
	7	金	休 日	
	8	土	休 日	
	9	日	休 日	
	10	月	本 会 議	○一般質問
	11	火	本 会 議	○一般質問
	12	水	本 会 議	○一般質問
	13	木	本 会 議	○総括質疑・委員会付託・決算上程
	14	金	休 会	常任委員会
	15	土	休 日	
	16	日	休 日	
	17	月	休 日	敬老の日
	18	火	休 会	常任委員会
	19	水	休 会	
	20	木	休 会	
	21	金	休 会	
	22	土	休 日	秋分の日
	23	日	休 日	

月	日	曜	会 議	摘 要
9	24	月	休 会	
	25	火	本 会 議	<p>○委員会審議・表決・質疑（決算）・委員会付託</p> <p>○閉会中の継続審査の件</p> <p>○閉会</p>

平成24年第3回曾於市議會定例会

平成24年9月6日

(第1日目)

## 平成24年第3回曾於市議会定例会会議録（第1号）

平成24年9月6日（木曜日）  
午前10時開会  
場所：曾於市議会議場

### 1. 議事日程

（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議長諸般の報告
- 第4 市長の一般行政報告
- 第5 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告  
（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・建設経済常任委員長報告）
- 第6 パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員会の調査報告  
（パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員長報告）
- 第7 陳情第1号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書  
（建設経済常任委員長報告）
- 第8 報告第4号 平成23年度曾於市水道事業会計資金不足比率の報告について  
  
（以下2件一括議題）
- 第9 承認案第5号 専決処分事項の承認を求めることについて  
（曾於市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第10 承認案第6号 専決処分事項の承認を求めることについて  
（曾於市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第11 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について  
  
（以下14件一括提案）
- 第12 認定案第1号 平成23年度曾於市水道事業会計決算の認定について

- 第13 議案第44号 曾於市暴力団排除条例の制定について
- 第14 議案第45号 曾於市そお生きいき健康センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 第15 議案第46号 曾於市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第47号 曾於市工業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 議案第48号 曾於市定住促進住宅用地分譲条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18 議案第49号 曾於市末吉老人福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 第19 議案第50号 財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）
- 第20 議案第51号 平成23年度曾於市水道事業剰余金の処分について
- 第21 議案第52号 平成24年度曾於市一般会計予算の補正について（第2号）
- 第22 議案第53号 平成24年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正について（第2号）
- 第23 議案第54号 平成24年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算の補正について（第2号）
- 第24 議案第55号 平成24年度曾於市公共下水道事業特別会計予算の補正について（第2号）
- 第25 議案第56号 平成24年度曾於市水道事業会計予算の補正について（第2号）

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

- |     |         |     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 今 鶴 治 信 | 2番  | 九 日 克 典 | 3番  | 八 木 秋 博 |
| 4番  | 土 屋 健 一 | 5番  | 山 下 諭   | 6番  | 原 田 賢一郎 |
| 7番  | 山 田 義 盛 | 8番  | 大川内 富 男 | 9番  | 西 川 熊 則 |
| 10番 | 大川原 主 税 | 11番 | 吉 村 幸 治 | 12番 | （ 欠 員 ） |
| 13番 | 渡 辺 利 治 | 15番 | 久 長 登良男 | 16番 | 五位塚 剛   |
| 17番 | 漆 間 純 明 | 18番 | 大 津 亮 二 | 19番 | 迫 杉 雄   |

20番 坂口幸夫      21番 徳峰一成      22番 谷口義則

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

14番 海野隆平

4. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 栄徳栄一郎      次長 小濱昭二      係長 田平五月男  
参事補 山口弘二      参事補 宇都正浩

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(24名)

市	長	池田孝	教	育	長	植村和信				
副	市	長	中山喜夫	教育委員会総務課長		安田徒務				
副	市	長	末廣光秋	学校教育課長		森山勇				
総	務	課	長	大窪章義	社会教育課長	中峯健一郎				
大隅支所長兼地域振興課長		小濱義洋	市	民	課	長	切通宏			
財部支所長兼地域振興課長		川崎幸男	福祉事務所長兼福祉課長		今村浩次					
企	画	課	長	岩元祐昭	保	健	課	長	大休寺拓夫	
財	政	課	長	池之上幸夫	経	済	課	長	富岡浩一	
税	務	課	長	山口十蔵	畜	産	課	長	神宮司寛	
会計管理者・会計課長		楢松実隆	建	設	課	長	高岡亮蔵			
監査委員事務局長		真方清治	水	道	課	長	福岡隆一			
農業委員会事務局長		堀之蘭	訓	代	表	監	査	委	員	佐々木良昭



開会 午前10時00分

---

○議長（谷口義則）

おはようございます。

これより、平成24年第3回曾於市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口義則）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において吉村幸治議員及び渡辺利治議員を指名いたします。

---

日程第2 会期の決定

○議長（谷口義則）

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期、定例会の会期は、本日から9月25日までの20日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、会期は20日間と決定いたしました。

---

日程第3 議長諸般の報告

○議長（谷口義則）

次に、日程第3、議長諸般の報告であります。

報告につきましては、配付のとおりでありますので、御了承願います。

---

日程第4 市長の一般行政報告

○議長（谷口義則）

次に、日程第4、市長の一般行政報告であります。

報告につきましては、配付のとおりでありますので、御了承願います。

---

日程第5 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（谷口義則）

次に、日程第5、常任委員会の閉会中の所管事務調査報告であります。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（吉村幸治）

議会の承認を得ておりました閉会中の所管事務調査を実施しましたので、報告します。ちょっと長いですが、御了承願います。

県外調査。

調査地及び調査事項、（1）岡山県倉敷市、「指定管理者の選定方法に新たな方式（更新制）を導入」について、（2）徳島県徳島市、「環境リーダー活動支援事業」について。

調査期間、平成24年8月6日から8日の2泊3日です。

調査委員は、総務委員全員です。

調査内容、（1）岡山県倉敷市。

①民間活力を導入した新たな方式の取り組みと経緯等について、指定管理制度導入の現状。

導入施設数、公の施設406施設のうち、130施設に導入。

導入効果、設備の新設、改修、開館日・開館時間の拡大などサービスの向上。

経費節減（平成16年度から23年度で、約11億円の効果）障害者の雇用などの新たな価値の創造。

更新制導入の経緯、指定管理者制度を導入して以降、全体としてサービス水準が向上し、経費削減も実現できたと評価している。制度運用も安定してきているようであるが、公益性や公平性に配慮しながらも、さらに競争性を高め、民間企業等のノウハウを活用し、サービスの向上等を図るため、次の2つの視点から「更新制」を導入することとした。

ア、運営（提案）の自由度を確保して、指定管理者のインセンティブをさらに引き出す。

イ、複数年契約を締結する形で、指定期間満了までの財源を保証し、指定期間の長期間化に対応する。

②民間活力を導入した新たな方式の一連の流れについて

更新制について

ア、公募の施設のみを対象。

イ、当初の公募において「更新制」であることを明示。

ウ、1期の指定期間は3年程度で、更新は、通算3期かつ合計10年以内。

エ、更新は条件を満たした場合に限定。政策変更や建替計画がない・モニタリン

グの結果が優良・改めて市議会の議決が得られるなど

更新制を採用する条件。

ア、施設に対する市の施策（施設の位置づけ）に変更がないこと。

イ、建替えや大規模修繕など、市の施設運営方針に大きな変更がないこと。

ウ、当該指定管理者の管理運営の状況（モニタリングの結果）が優良であること。

エ、次期の協定条件について、市と指定管理者の双方の合意ができること

③これまでの問題点や改善点について。

メリット、指定期間を長く設定することで、次のようなサービス水準の向上や課題解決が期待できると考える。経営や雇用の安定化、資格取得や職員研修などの増加・設備や備品等への投資、規模拡大による効率化、サービスの安定化・提案の幅の拡大など。

デメリット、選定手続きに時間と手間がかかる。2期目開始の1年前に非公募が確定してしまうので、この間の指定管理者のモチベーション維持、中だるみ防止のための工夫が必要。更新を認めるかどうかの基準があいまいにならないかの危惧がある。

④今後の事業の取り組みについて。指定管理者制度は、施設の設置目的を最大化するための手段（選択肢）であり、さらに、更新制を採用するかどうかも手法の1つである。広く市の裁量を持って判断すべきと考える一方、企業のアイデアや力を引き出すため、次のような点に配慮する必要があると考える。

ア、民間企業等の倫理（考え方）を理解する努力。

イ、財源の確保、双方の責任範囲や達成水準の明確化。

ウ、運営の自由度の確保、指定管理者とのコミュニケーション等が今後の取り組みに必要であるとの説明でありました。

民間企業等のノウハウを活用し、サービスの向上等を図るため、「指定管理者の選定方法に新たな方式（更新制）を導入」するなど、課題に取り組む施策は参考になりました。

（2）徳島県徳島市。

①環境リーダー活動支援事業の取り組みと経緯等について。

事業の経緯。徳島市では、「快適で安らぎのあるまち・とくしま」を将来に引き継ぐために平成15年4月に徳島市環境基本条例を施行した。そして良好な環境を次の世代に引き継ぐ方向で、環境施策を総合的、計画的に進めるために、市・事業者・市民が一体となって取り組む必要性を示した「徳島市環境基本計画」（第1次計画）を策定し、市民・事業者と連携しながら環境の保全と創造に関する施策を推進してきた。

しかし、昨今の環境に関する社会動向の急激な変化や、日常生活や事業活動から生じる環境問題に対しては、さらに市民・事業者とともに共通意識を持って、自主的、積極的な対応が重要であることから、「第2次徳島市環境基本計画」を策定し、平成23年度より取り組んでいる。この第2次基本計画では、望ましい環境の将来像を「みんなでつなぐ豊かな水と緑の環境都市・とくしま」とし、4つの基本目標を掲げ計画的に進めている。この基本目標の一つとして「環境について学び・みんなで実践するまち」を上位の重点目標に位置づけ、環境学習・環境保全活動を推進し、望ましい環境の将来像を実現するために環境保全啓発事業に取り組んでいる。

### ②環境リーダー活動支援事業について。

環境リーダーとは、日常生活で自ら環境保全の取り組みを実践するとともに、自発的に市民に環境保全の取り組みを普及・啓発することとして徳島市に登録手続きを行った市民です。

環境リーダー像は、環境保全について広く考えることができる人（基本的な知識）。目標に向かって、何をすれば良いか考え、実践する人（企画力、実行力）。他の人の意見を聞き、仲間と協力しながら進んでいく人（調整力）。

環境リーダーの養成。平成13年度～平成19年度まで、「環境リーダー養成講座」を6期開催した。養成講座は、環境に関心のある市民を一般公募し、環境を考えるための基本的な知識だけでなく、環境学習や地域活動を実践するための具体的な手法等を学んでもらい、講座終了後、希望者には環境リーダーに登録してもらった。平成20・21年度、環境リーダーと一般市民を対象に環境講座を開催。平成22・23年度からは、環境に関心のある若い世代の市民を対象に、「食」をテーマに、環境講座「ぶらりエコカフェ」を開催。環境講座をとおして、環境問題への知識を深めてもらうだけでなく、環境リーダーの各活動を紹介したり体験してもらったりする場を設けることで、環境リーダーの資質向上と新規リーダー登録を推進している。事務局としては、環境リーダーの活動を支援することで、活動の活性化及び相互間のネットワークづくりの強化を図り、環境リーダーを中心とした市民活動の展開を図っている。現在の環境リーダー登録数は、73名である。（平成24年8月現在）

### ③環境リーダーの活動について。

個人またはグループとして、自主的な環境保全活動については、現在、14の活動グループがある。

環境リーダー個人での活動。環境に関する情報を収集し環境学習に取り組む。環境にやさしい日常生活の実践・啓発。各種環境イベントへの参加。

環境リーダーが中心となった地域での活動。「地域の川は地域で守ろう」と地域住民に働きかけ、一緒に水質検査の実施や学習会を企画している。地域の子どもた

ちに「自然の中で“ほっと”できるまち」を感じてもらうため、自然観察会や自然体験イベントを企画・実施している。森林保護やごみ減量のために、地域に呼びかけ「マイはし」運動に取り組む。

④今後の課題・方針について。

現在の課題は、環境リーダーの高齢化が進み、出前環境教室をはじめ各事業等での協働活動が積極的に行えない状況になりつつあることです。新たな若い世代のリーダー育成が急務であることから、平成22年度より、若い世代を対象に環境講座「ぶらりエコカフェ」を開催した結果、20歳代～50歳代のリーダー登録が増え、新たに出前環境教室の講師やテーマ及び啓発教材が誕生した。

今後は、豊富な知識と経験を持つ環境リーダーと若手間のネットワーク作りを強化し、情報交換や環境保全活動の実践、次世代のリーダー人材の養成などをリーダー間で行う仕組みを確立することで、住民主導型の環境保全啓発活動の推進や新たな環境教材開発及び情報発信力の強化を目指していくとの説明でありました。

環境リーダー活動支援事業は、環境保全事業のひとつであり、自主的な環境保全活動や啓発活動に取り組む人材の育成及び活動支援を実施することで、行政主導ではなく、市民一人ひとりの主体的な取り組みを促進し、効果的に環境の保全を図るための事業の推進等、課題に取り組む施策は参考になりました。

なお、今回の事務調査についての詳しい資料等は事務局に保管してありますので御参照願います。

以上です。

○議長（谷口義則）

次に文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（大川内富男）

文教厚生常任委員会閉会中所管事務調査報告書、議会の承認を得ておりました閉会中の所管事務調査を実施しましたので報告いたします。

記、県外調査。

1、調査地及び調査事項。

（1）富山県射水市○「学力向上対策への取り組み」について、「富山型学力向上プログラム」について。

（2）石川県輪島市「学校跡地の利活用」について、「ふれあい工房あぎしの事例」について。

期間、平成24年7月23日より25日、2泊3日であります。

調査委員、文教厚生常任委員会全員であります。

調査内容。

(1) 富山県射水市。射水市は富山県のほぼ中央に位置し、人口約9万3,000人、面積109.18km<sup>2</sup>、半径約7kmのコンパクトな市であります。平成17年11月1日に古くから歴史的、行政的に深い結びつきのあった1市3町1村で合併し、射水市として市政を施行しております。

富山県は、次代を担う人材育成こそが、地域発展の基盤づくりであるとの考えから、大変教育熱心な県民性を有しております。このような土地柄から、全国的にも学力上位県として知られているところであり、その中でも射水市を含む地区は、特に高い学力を有しているとのことであります。

文部科学省では、全国学力学習状況調査の結果から、知識に関する問題に比べて活用に関する問題や記述式問題において、全国的に課題が見られると公表しておりますが、富山県においても同様の傾向は見られるとのことであります。このような状況を踏まえて、県では質の高い教育の実現のため、小学1、2年生については35人学級を、中学1年生については35人学級または少人数学級との選択制の導入を、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の改正に先立って実施しております。

平成20年度から実施しております「富山型学力向上プログラム」は、現在、学力向上市町村教育委員会プラン研究委託事業として取り組みの内容を拡充し、活動の推進母体を県から市町村に移行して実践研究を行っております。書く活動、話し合いを重視した授業により表現力の向上、知識の定着を図っており、特に射水市においては、小・中9年間を見据えて小学校2校、中学校2校による2グループの拠点校を設け、中1ギャップへの対応、指導内容やルールの共有化、小・中学校間の相互授業参観などの実践研究に取り組み確実な成果をあげております。

今後の課題として、この先10年間で現職教員の半数が退職を迎える事情を考慮し、教員の資質向上のための校内研修の充実を図り、学力定着に向けてさらなる工夫を加え、授業の改善に取り組みたいとのことであります。

なお、今回の調査目的は、学力向上対策を主眼としておりましたが、命の教育を核とした豊かな心の育成、全国に先駆けて実施した14歳の挑戦を通じた社会性の醸成についても、学力向上対策と同等の労力を傾注して取り組んでいることを付け加えて報告いたします。

(2) 石川県輪島市。輪島市は、日本海に突出した石川県の能登半島北西部に位置し、人口約3万500人、離島を含む海岸線は約82kmに及び面積426.29km<sup>2</sup>を有する市であります。

平成18年2月1日に旧輪島市、旧門前町が合併し、新輪島市として市政を施行しております。精神薄弱者授産施設「ふれあい工房あぎし」は、就労することが困難

な18歳以上の知的障害者が日常生活に必要な訓練を行うとともに、仕事を覚え自立した生活ができるよう援助することを目的とした施設として、平成6年に閉校した小学校跡地を利用し平成8年4月に開設しております。

事業活動については、生活介護、就労継続B型が主なものであり、利用者数は常に定員を満たしている状態であります。職員37名はほぼ全員が地元雇用であり、利用者も市内の方がほとんどであります。

跡地利用の決定に至る経緯については、能登地区に精神薄弱者施設が不足していたことから、各種団体の代表により構成される学校統合問題検討委員会、地区住民全員参加型の地区懇談会での協議を経て、公募によらず行政主導により福祉施設として利用することが決定されております。当時の町長が、後に施設を運営することとなる社会福祉法人の理事長を兼ねていたことも大きな要因と推察されます。

当時は、知的障害者に対する一般的な理解が行き届いていなかったこともあり、施設の開設に対して懸念する声もありましたが、地元住民とともに既存施設の状況を視察するなど、当局の努力により地域の合意が得られ、閉校を前倒しして施設改修に着手しております。開設当初は若干のトラブルがあったものの、今ではすっかり地域に溶け込み、互いの行事への参加、合同での避難訓練を実施するなど相互交流が活発に行われております。

施設の運営状況としては、開設当初より行政からの補助をいただき、数年後には黒字に転換して、現在も順調に推移しているとのことであります。学校施設をほかの用途に転換する場合、改修費用を含め多大な経費を要するため、行政による積極的な助成が行われたのは注目をされるところであります。

なお、今回の事務調査について詳しい資料等は事務局に保管してありますので御参照お願いいたします。

以上であります。

#### ○議長（谷口義則）

次に建設経済常任委員長の報告を求めます。

#### ○建設経済常任委員長（山下 諭）

御報告いたします。建設経済常任委員会閉会中所管事務調査報告書、議会の承認を得ておりました閉会中の所管事務調査を実施しましたので報告します。

記、県外調査。

##### 1、調査地及び調査事項。

1、香川県三豊市、「観光振興と三豊市知名度向上プロジェクト」について。

2、愛媛県八幡浜市、「農畜産物の生産における水利用」について。

調査期間、平成24年8月22日から24日の2泊3日でございます。

調査委員、建設経済委員全員であります。

調査の内容でございます。

まず最初に、1、香川県三豊市、観光振興と三豊市知名度向上プロジェクトについてでございます。

香川県三豊市は、香川県西部に位置し、北西部は瀬戸内海、南部は徳島県と接しております。平成18年1月1日に三豊郡内9町中7町が合併して誕生しております。人口6万7,567人、面積222.66km<sup>2</sup>の市で、高齢化率は29.9%、24年度当初予算は272億7,000万円で産業構成は、第1次15.6%、第2次33.1%、第3次51.1%で、就業人口は3万6,101人です。

昨年、本市は曾於市ブランドとして16品目の商品を認定し、併せて曾於市の知名度アップに貢献しているものと思われませんが、曾於市の知名度は低く、今後の重要な課題であることから、今回、観光振興と三豊市知名度プロジェクトについて調査を行いました。

三豊市は、合併6年目になる平成24年を第2ステージに進む初年度と位置づけ、知名度向上を重点、プロジェクトと位置づけております。現在まで、次のような取り組みをしています。

1、京都駅前にてイベントの開催。

2、メールの活用、職員個人のブログでも発信。

3、PR映像を作成し——テレビタレントの松村邦洋氏出演による5分間番組でございます——地元のテレビ等で放送。

4、どぶろくサミット、どぶろく祭りの開催。三豊市出身タレントの活用。ふるさと会——東京、大阪——の発足。あらゆるメディアを活用。つくった仕掛けは飽きられるので、次の仕掛けを考えておく。

この知名度向上プロジェクトは、曾於市においてもまず県内の人に市名や位置、産物を覚えてもらうことから始め、根気強く取り組むべきであると思われました。ブランドの効果も同様と考えられます。同時に、市民全員がPRマンになることであります。

2番目に、愛媛県八幡浜市でございます。農畜産物の生産における水利用について。

八幡浜市は愛媛県の南西部に位置し、四国一の規模を誇る魚市場をもっております。平成17年3月28日に隣接町と合併し、人口3万8,225人、面積133.03km<sup>2</sup>、温州みかんの産地として有名であります。平成24年度八幡浜市一般会計当初予算は184億3,159万円で、財政力指数は0.37であります。

八幡浜市においては、農畜産物生産における水利用について研修調査を行いました。



た。四国、特に瀬戸内海側は天然の水に恵まれず、特産である温州みかんの栽培農家は大変な苦勞をしてきた歴史があり、地元住民からの切なる必要性による申請でダム工事が施行されていることは曾於市と大きな違いでございます。視察研修した南予用水事業は野村ダムを主水源とし、八幡浜市ほか2市1町7,200haのみかん園に灌漑用水を供給するとともに、給水人口17万人を対象とする、上水道用水も供給する多目的ダムで昭和49年に着工し平成8年に完成しています。

事業費は、治水——建設省負担になっておりました——56.5%、農業32.6%、上水道10.9%の割合で、現在の管理費負担割合は農業用水26.2%、上水道73.8%、ただし定期整備経緯は農業用水87.1%、上水道12.9%となっております。

利益面積7,200haのうち、平成23年度末受益効果発現面積4,642.9haで進捗率は64.5%であります。平成23年度のスプリンクラーによる灌水費用は、平均10アール当たり1,689円であります。この南予農業は90%が樹園地で全国シェアの22%を占める柑橘の生産地であります。

なお、八幡浜市は柑橘以外での農作物への水利用がないということでございました。

本市においては、東部ダムはすでに通水しておりますが、北部ダムも平成25年には完成し、県事業の進捗と並行し、逐次水利用が可能となりますが、現在以上に水利用の営農体系を確立して指導しておくべきだと考えます。この報告書には記しておりませんが、曾於市の知名向上と財部駅利用ということで、財部駅より乗車して鹿児島中央駅まで行き、新幹線利用で行ったことを口頭ですが報告しておきます。

次の、農林業畜産振興に関する調査のうち、第10回全国和牛能力共進会鹿児島県最終予選会。

調査地、霧島市隼人町始良中央家畜市場。

調査期間、平成24年8月30日、1日間。

調査委員、建経委員全員であります。

調査内容。和牛の能力と斉一性の向上を目指す第10回全国和牛能力共進会が、開催テーマ「和牛維新！地域で伸ばそう生産力 築こう豊かな食文化」、本県テーマ「和牛維新も鹿児島が主役、目指せ日本一鹿児島黒牛」のもと、会期を平成23年度6月24日から平成24年10月29日までとし、この最終審査が10月25日から10月29日まで主会場の長崎県佐世保市で38道府県484頭の出品予定で開催されます。

この鹿児島県最終予選会が、8月30日霧島市隼人町始良中央家畜市場で165頭の出品のもと開催され、曾於地区からは43頭、うち曾於市からは28頭出品して各区ごとに審査されました。なお、165頭の出品のうち曾於市産は26頭でありました。

審査の結果、鹿児島県代表29頭のうち本市から若雌の1区で1頭、系統雌牛群で

1頭、総合評価群で3頭、計5頭が第10回全国和牛能力共進会へ出品が決定しました。このことは、飼養者と関係機関の努力の結果であり、曾於市の黒毛和牛の名声を一段と高めていただいたことに敬意を表するとともに、全国和牛能力共進会に向けて有終の美を飾るためにも一層の支援が大事であると考えました。

なお、これらの事務調査についての詳しい資料は事務局に保管してありますので御参照を願います。別表は省略いたします。

#### ○議長（谷口義則）

以上で、常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

---

### 日程第6 パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員会の調査報告

#### ○議長（谷口義則）

次に、日程第6、パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員会の調査報告であります。

特別委員長の報告を求めます。

#### ○パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員長（渡辺利治）

パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員会の調査報告書、議会の承認を得ておりました閉会中の調査を実施いたしましたので報告します。

県内調査。

調査地、鹿児島県指宿市、鹿児島県垂水市。

調査期間、平成24年7月13日、1日間であります。

調査委員、海野、漆間議員を除く全委員であります。

調査内容について、鹿児島県指宿市フラワーパーク鹿児島。

事業の目的について、県民に花と緑に親しむ憩いの場を提供するとともに、花の生産と観光の振興に寄与するために、公の施設として平成8年5月に設置されております。

施設の概要について、事業主体、鹿児島県。

所在地、指宿市山川町岡児ヶ水1611番地、面積約36.5ha、うち現況保全林18ha、総事業費約118億円であります。

建設の過程、基本設計策定を平成4年度、実施設計策定を平成5年から6年度、建設、平成6年から7年度。開園は平成8年5月25日。

主要施設としては、花のエリア、風のエリア、光のエリアから成り立っております。

フラワーパーク鹿児島の特色といたしましては、世界の国々から亜熱帯植物を中心に約2,400種類40万本も植物が栽培されており、屋外で栽培、展示されております。

す。

入園料、高校生以上600円、小中学校生300円、幼児無料、団体割引等も設定されております。

入園者の推移につきましては、平成8年度30万9,474名、平成23年度17万3,990人です。

職員数、園長が公社理事長を兼務し、嘱託11名、作業員20名を含め54人です。

管理運営につきましては、平成8年度から平成17年度は県条例による管理受託によりまして鹿児島県地域振興公社が、平成18年度より現在に至り、県条例による指定管理者鹿児島県地域振興公社が行っております。

収支の内訳、平成23年度分です。

収入、入園料収入6,068万4,000円、パスポート収入1,091万円ほか公社負担2,104万8,000円、合計2億8,862万8,000円であり、支出は、人件費7,965万6,000円、賃金3,832万6,000円、施設管理費5,565万2,000円ほか合計、収支ともに2億8,862万8,000円でございます。

現状の課題と今後の取り組みについては、高齢者への対応、施設・備品の老朽化、景観の回復等があげられております。当該地は、鹿児島県の花公園としての施設であり、風向明媚な場所で、立地条件も整っているが多額な維持管理費が必要なようであり、また集客についてもイベント開催など努力されておりました。

鹿児島県垂水市高峠つつじヶ丘公園。

公園の概要につきましては、高峠つつじヶ丘公園は、広さ約55haの自然公園で、標高722mの高峠を中心に約10万本のサタツジの自生地です。高峠一帯は桜島の大正爆発で疎開された方々が開墾されたところであり、昭和40年代後半にブローラー養鶏施設として整備がされ、その残地等を集めて現在の公園が整備されております。昭和50年に県民自然レクリエーション村に指定され、昭和54年より整備補助金と起債により、駐車場、スポーツ広場等が整備されております。

観光地としては、5月のツツジが咲くころ約4haある土地で高峠つつじジョギング大会も開催され、ピーク時には2,000人を超える参加者でにぎわっておりました。しかし、観光の形態が自然景観志向から都市型観光に次第に変化するにつれ、ここ数年の観光入り込み客数は減っております。

管理状況につきましては、平成24年度から森林組合へ委託しておりますが、近年つる性の植物がはびこりつつあり、その駆除に追われているのが現状です。公園の入り込み客数につきましては、平成13年度5万4,700人、平成23年度7,000人。

管理運営につきましては、平成21年度700万8,650円、平成23年度1,602万6,030円

であります。

今後の整備につきましては、これ以上の施設整備は計画していない状況であります。平成24年3月に霧島錦江湾国立公園の一部として新設され、今後は国の環境省の事業として計画、検討がなされております。

当該地は、隣接する養鶏所等の異臭があり集客数が減少しております。また、口蹄疫や鳥インフルエンザへの対応等も懸念されるとの説明でありました。

次に、市内調査であります。

市内調査、曾於市大隅町、曾於市大隅町大鳥峡、弥五郎伝説の里、末吉町栄楽公園、末吉町高之峯、財部町城山公園。

調査日、平成24年7月31日の1日間です。

海野、坂口を除く全委員であります。

調査内容、曾於市大隅町大鳥峡は、大鳥峡の整備については住民が自然環境及び林業に親しみ、これらに対する理解を深める機会を提供するために、森林総合利用施設整備事業費1億1,312万3,000円により、つり橋3橋、バンガロー5棟、ふれあい広場については資源活用型林業構造改善事業により林間広場、駐車場、トイレ、取り付け道路等の整備をしております。その後、トイレ、遊歩道の整備、シャワー施設の建設を行い累計で2,900万6,000円ほどの投資をしております。また、同時期に森林組合が事業主体となりそうめん流しの施設を整備しております。

渓谷の森大鳥峡は、昭和57年から各種事業を取り入れ、大鳥峡から岩屋観音に至る渓谷の美と森林のすぐれた景観等、市民の憩いの場として利用されてきましたが、畜産施設による異臭等もあり、また施設の老朽化や利用者の減少により、平成18年からバンガロー施設は閉鎖しており、現在、遊歩道の一部については危険防止のため立ち入り禁止となっております。

次に、曾於市大隅町弥五郎伝説の里。弥五郎伝説の里は、多目的広場面積1万1,000m<sup>2</sup>であり、主に大隅町のグランドゴルフ愛好者や校区公民館、長寿クラブなどの各種団体に広く利用されております。当日は、グランドゴルフ愛好者約40名の方々が競技を楽しまれておりました。

曾於市末吉町栄楽公園。栄楽公園につきましては、面積1万4,503m<sup>2</sup>と広大であるものの、陸上競技場トラックで囲まれておりグランドゴルフ専用コースではなく、多目的に利用する施設として整備されております。当日は、曾於鹿児島農協婦人部グランドゴルフ同好会約130名による大会が実施されておりました。

曾於市末吉町高之峯候補地。パークゴルフ場フラワーパーク整備事業の第2の候補地、高之峯地区は国道10号線から市道徳留新原線、市道鶴木高之峯線の計画地にアクセスでき宮崎県都城方面より至近距離にあります。高之峯公園に隣接し、都城

市及び市内を眺望できる良好な景観を有するが、当該候補地は起伏が激しい地形にあります。

最後に、曾於市財部町の城山公園であります。財部町城山公園については、主に補助グラウンドとふれあい広場に利用がなされ、グラウンドゴルフ協会の方々の定期的な利用に加え各種団体も多く利用されております。なお、当日の利用はありませんでした。

次に、ハエ取り調査及び臭気調査。調査地及び調査事項、ハエ取り調査及び臭気調査でございます。

場所、曾於市末吉町胡摩地区4カ所、曾於市末吉町四季祭市場、曾於市末吉町高之峯。

調査期間、24年7月9日から8月17日までの6日間を全委員によりまして調査しております。

調査内容6カ所につきましては、各常任委員会が2日間ずつ6日間のハエ取り調査及び臭気調査等を実施いたしました。調査前は、当該地区は畜産施設等が集中しており異臭がひどいという先入観があったが、各常任委員会の調査の結果、調査の時期も関係しているかもわかりませんが、ハエ等の数も思ったより少なく、臭気についても一部の地区でやや臭気があったもののほとんどの地区において臭気は感じなかったとの意見がありました。

なお、市と畜産農家や畜産企業との合意は得られたのか、畜産は野積みなど公害対策に対し法規制がある。畜産のまちには何もつukれないのかという懸念する意見もありました。

詳細につきましては、事務局に資料を置いておりますので御参照ください。

以上で、報告を終わります。

**○議長（谷口義則）**

以上で、パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員会の調査報告を終わります。

---

**日程第7 陳情第1号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳述書**

**○議長（谷口義則）**

次に、日程第7、陳情第1号「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳述書を議題といたします。

本件については、建設経済常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。建設経済常任委員長の報告を求めます。

## ○建設経済常任委員長（山下 諭）

報告いたします。

建設経済常任委員会に付託された陳情2件について、8月6日に委員会を開き陳情者の出席を求め慎重に審査した結果、陳情1件について結論を得ましたので報告をします。

陳情第1号「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書。陳情の協同労働の協同組合とは、これを組織する組合員は組合事業の利用者であると同時に出資者であり、直接、間接に経営や意思決定に関わる運営参画者であります。そして、企業で正規に雇用されない若者や退職した高齢者が集まり、働きやすい職場を自分たちでつくる新しい働き方としての期待や、地域の様々な課題に住民自身が取り組むための組織として期待されているものであるため、自分たちの働き方に見合った法人格が欲しい、労働者としての法的保護を受けられるような社会的認知をして欲しいので、法律の制定を求める意見書を提出していただきたいというものであります。

なお、参考人として陳情者本人及び同代理人出席のもと審査いたしました。

委員より、現在の協同労働の協同組合の事業内容は、どんなものがあるのか。法制化の必要性の理由。出資金が協同組合であれば必要だが1口いくらか。代理人の始良事業所の仕事内容、賃金、従業員数は、全国自治体の意見書採択状況はどうなっているのか、という趣旨の質疑がありました。

これに対しましては、事業内容は多種多様であるが多いのは介護等福祉関係である。法制化することで社会的認知と従業員の身分の安定、経営、賃金も含めてでございまして、の有利性が生まれる。出資金については1口5万円、これは分割出資も可能ということでございました。で、当人の賃金2カ月を予定していると。始良事業所の仕事の内容については、生協の委託を受けて商品の選別や検査及び配送を行っている。賃金については、時給650円に超過勤務手当、責任給を加算し従業員は23名である。曾於市よりは1名という趣旨の答弁がありました。

なお、全国の意見書採択状況は、2012年1月30日現在、合併前採択を含めて都道府県議会32、市区議会430、町村議会350団体であることがわかりました。

以上、審査を終え本委員会は本陳情について採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定をいたしました。

## ○議長（谷口義則）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

## ○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより陳情第1号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本件に対する常任委員長の報告は採択であります。本件は、常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、陳情第1号「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳述書は採択することに決しました。

ここで10分間休憩いたします。

—————・—————  
休憩 午前10時49分

再開 午前10時59分  
—————・—————

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 報告第4号 平成23年度曾於市水道事業会計資金不足比率の報告について

○議長（谷口義則）

次に、日程第8、報告第4号平成23年度曾於市水道事業会計資金不足比率の報告についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○市長（池田 孝）

日程第8、報告第4号平成23年度曾於市水道事業会計資金不足比率の報告について説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告するもので、流動資産の部が7億3,357万5,000円、流動負債の部が794万8,000円で、剰余額は7億2,562万7,000円となり、資金不足比率は生じていないところであります。

以上で終わります。

○議長（谷口義則）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○21番（徳峰一成議員）

1点質問いたします。これまでも疑問の観点から質問した点ではありますが、この資金不足比率の考え方っていいですか、この分析の計算基礎ですね、これが毎年のものでありますけれども、この財政を制度の財政を分析するうえで、ほとんど意味をなさないんじゃないかと強く思えてならないんですよ。せっかく議会に提案する分析である以上、実態にかみ合った手法でなければいけない。政令で定められたとはいえ、あまりにも意味がないんじゃないかと思う、率直言って感じます。その点、意味があるのかどうか、あるとしたらどういった点で、曾於市の財政との兼ね合いで水道関係の意味があるのか答えていただきたいと思うんですが、私意味がないと強く感じてならないんですよ。

○水道課長（福岡隆一）

質問にお答えします。

言われるように、資金不足が発生してないから、そういうふうに思われると思うんですが、法律に基づいて報告をしているわけでありまして、ほかにそういった報告の改正があれば、そういった報告はしたいというふうに思っているところです。

以上です。

○21番（徳峰一成議員）

私は意味がないんじゃないかと思っているんです、この計算基礎はですね。資金が不足したらっていう、じゃあどの程度まで不足したらっていう詰めの分析が非常に甘いんじゃないかって、20%でしょ。これでは監査資料にもありますように、あまりにも曾於市の現状と落差がありすぎるっていうかですね、だから意味があるのだったらあるということで具体的に答弁していただきたいんですよ。やはり私が言うように実態を見てあまりにも考え方、計算基礎が甘いと言ったら、やはり甘いということでやっぱ国に意見は上げんにやいかんと思うんですよ。もう議会としては無駄なことですよ、はっきり言って。私は、意味のないことを毎年繰り返しているように思えてならないんですよ。もうこれは、突出してるっていうかですね。意味があるのだったらあるっていう具体的な例を出していただきたい。ないのだったら、ない方向で対応をすべきじゃないかと思うんですよ、それが地方自治体だと思うんですよ。いくら政令とはいえ。答えていただきたい。分析的に考えて答えていただきたいと思っております。

○水道課長（福岡隆一）



分析をしますと、マイナス150%程度ということでもありますので、その150%につきましては1年半事業を進めても、事業は運営できると。収入がなくてもできるというふうな結果になるわけですが、意味がないと言われれば私はそういうふうには思いませんけれども、マイナス予算不足比率が発生した場合においては、そういった報告がなされているというふうに思っています。曾於市の実態においては、黒字でありますので、マイナス150%ということでもありますので、そういった報告にならざるを得ないところであります。

以上です。

○21番（徳峰一成議員）

分析のあり方を疑問視してるんじゃないくて、施行令の19条により、5分の1、20%となっているという、このことを含めてのやはり考え方っていうのが実態から見ると甘いって言いますか、意味をなさないんじゃないかと、くどいようでありますけれども、これは実情に合って意味を成しているというふう理解で本日はいいですね。そのように答弁してください。今後詰めて。

○水道課長（福岡隆一）

法律に基づいて報告しているわけですから、意味はあるというふうに思っています。

以上です。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

報告については以上で終わります。

---

日程第9 承認案第5号 専決処分事項の承認を求めることについて（曾於市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

日程第10 承認案第6号 専決処分事項の承認を求めることについて（曾於市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（谷口義則）

次に、日程第9、承認案第5号専決処分事項の承認を求めることについて（曾於市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について）及び日程第10、承認案第6号専決処分事項の承認を求めることについて（曾於市公共下水

道条例の一部を改正する条例の制定について) までの2件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

**○市長（池田 孝）**

日程第9、承認案第5号から日程第10、承認案第6号までの専決処分事項の承認を求めることについて一括して説明いたします。

まず、日程第9、承認案第5号曾於市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

本案は、曾於市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年7月6日付で専決処分いたしましたので、これを報告し承認を求めるものであります。

我が国に、入国・在留する外国人が年々増加していることなどを背景に、外国人住民についても日本人と同様に住民基本台帳法の適用対象に加え、外国人住民の利便の増進及び市町村等の行政の合理化を図るための、住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき、日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律が、平成24年7月9日に施行されたことに伴い曾於市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正し、外国人登録に関する条文を廃止するものであります。

次に、日程第10、承認案第6号専決処分事項の承認を求めることについて説明いたします。

本案は、曾於市公共下水道条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年7月6日付で専決処分いたしましたので、これを報告し承認を求めるものであります。

この改正は、承認案第5号と同じく、外国人住民の利便の増進と行政の合理化を図るための住民基本台帳法の一部を改正する法律などが、平成24年7月9日に施行されたことに伴い曾於市公共下水道条例の一部を改正するものであり、第8条第3項第2号の外国人登録証明書が不要となったため当該文言を削るものであります。

以上で、日程第9、承認案第5号から日程第10、承認案第6号まで一括して説明いたしましたので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

**○議長（谷口義則）**

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

**○21番（徳峰一成議員）**

まず、質問の第1点であります。今、市長の説明にもありましたように、7月の9日の国会で一応改正されたということで、附則で条例は本年度の7月9日から施行ということで、このための専決処分ということでありますが、質問であります。

がこの専決処分しなければならなかった背景、事情等があったのかどうか、緊急性を含めて、これが質問の第1点であります。

それから、質問の第2点目、今回の改正の大きな理由というか、この理由の中にも書いてありますが外国人の登録法が廃止され、外国人の住民が住民基本台帳法の適用対象となるためを中心であるようであります。で、質問であります、この外国人登録法が廃止されてそして住民基本台帳の適用対象となったその背景ですね、あるいは理由。当然この間の経緯、いきさつ、背景等があると思うんですが、それをお聞かせ願いたいと思っております。これが、質問の第2点目であります。なぜそうなったのかですね。

質問の第3点目、具体的には改正等の中にもありますが、その前に質問の3点目。現在、曾於市にはいわゆる外国人というのは何世帯、あるいは何名、そして国籍別は何名であるのか報告をしてください。

第4点目、関連して今回の改正の中では市長の説明にもありましたかどうか、外国人住民の中で非漢字圏の外国人住民についての手続き等が今回の改正で変わってきてるとあります。質問であります、外国人の中で曾於市における非漢字圏の外国人というのが何世帯で何名あるのか、質問であります。

最後に、今回のこの改正については、基本的には外国人から見て規制緩和っていいですか、手続き上簡易な形での改正ということで基本的には理解していいののかどうかですね。改正した後について説明をしていただきたいと思えます。

以上、大きく5項目であります。

#### ○市民課長（切通 宏）

緊急性また背景、理由につきまして御説明申し上げます。

これまでの在留する外国人に対しましては、出入国管理及び難民認定法に基づきまして行政事務等を行っておりましたが、外国人登録制度では日本人住民基本台帳制度とは別の管理とされておりました。そのために、住居実態や世帯情報が十分に把握されておらず、行政サービスも行き届きにくいという課題が指摘されておりました。そのために、そのことで外国人住民の利便性の向上、または市町村の行政事務の合理化を目的として改正されております。

それから、専決をしなければいけなかった理由なんですが、この一部改正の関連条例といたしまして、全くの曾於市に関わる関連する条例はないものと認識いたしておりまして、そのことが判明したために、今回専決処分をさせていただくというものでございます。

次に、外国人の人員等でございますが、トータルで申し上げますと65名でございます。そのうちに、在留資格等での比較で作成しておりますので、国別の人数とい

うのは把握しておりませんが、この人数等につきましては後ほど精査して報告させていただきます。申し訳ないです。ブラジル国籍が1名、カナダ国籍が1名、中国国籍が20名、フランス国籍が1名、インドネシア国籍が3名、韓国が6名、フィリピンが14名、タイが2名、アメリカ5名、ウクライナ1名、ベトナム11名となっております。

4番目につきましては、把握しておりません。

それから、改正点の主のものでございますけども、外国人住民につきましても住民票が作成されるわけでございますが、日本住民の住民票と外国人住民の住民票が世帯ごとに編成され、住民基本台帳が作成されることとなります。市町村は、外国人住民に関する事務処理の基礎となっております。また、そのことで日本人と外国人で編成する一の世帯について、より正確に世帯構成を把握することが可能になるということでございます。

以上です。

#### ○21番（徳峰一成議員）

2点、確認方々質問いたします。

1点は、今回の改正は、ただいまの課長答弁だと全体として、いわゆる外国人の方々にとっても、あるいは市の立場から見ても実態がより正確に把握できて、また外国人の方々から見てもサービス、行政のサービスを含めて利便性が向上するんじゃないかという受け止め方、解釈でよろしいですか、これは確認です。一方、何事も全て100%メリットだけじゃないと思うんですね。懸念される問題を含めてデメリットがあるとしたらどういった点が考えられますか。これが大きな質問の第1点であります。

それから、現在の曾於市における外国人については、総体数65名ということで旧町時代よりもはるかに数がふえておりますが、こうした中で先ほどの質問の繰返しになりますけれども、いわゆる非漢字圏の外国人が何名ですかことで質問であります。で、具体的に課長から答弁がブラジルからベトナムまでありましたので、この中で、国の中で非漢字圏というのはどの国とどの国が該当するんでしょうか。こういった点での質問であります。どの国が非漢字圏になるんでしょうか。これは、もう現在曾於市に住んでいるから分析的に答弁してもらわんにやいかんと思うんですね、架空の問題やないから。

#### ○市民課長（切通 宏）

1番目の御質問でございますが、今回改正することに伴いまして、外国人の利便性ということでメリットのほうが大きいかと思えます。デメリットといわれましても、その件につきましてはまだ把握しておりませんが、メリットにつきましては

はいろいろなメリットがあるわけですが、住民票を取られた後に住所等を転入転出した場合でも、住基カードを使いますので、今までしたら住基カードを転出されるところにカードを返納して、それからまた新たにカードを申請して交付していただくということもありおったわけですが、これもこのカードをそのまま使えるということでもあります。

それから、国民年金保険とか国民年金それも必然的にこれも更新できるというふうにみなされております。

それ以外にも、もろもろメリット等は発生しておりますが、デメリットとしては今のところ感じておりません。

それから、非漢字圏につきましては、今、現在のところは把握していない実態です。すみません。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認案2件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、承認案2件については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論採決に入ります。討論採決は1件ずつ行います。まず、承認案第5号専決事項の承認を求めることについて（曾於市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について）討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、承認案第5号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案は承認することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、承認案第5号、専決処分事項の承認を求めることについて（曾於市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について）は承認することに決しました。

次に、承認案第6号、専決処分事項の承認を求めることについて（曾於市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について）討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、承認案第6号を採決いたします。本案は承認することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、承認案第6号、専決処分事項の承認を求めることについて（曾於市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について）は承認することに決しました。

---

## 日程第11 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（谷口義則）

次に、日程第11、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○市長（池田 孝）

日程第11、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について説明いたします。

人権擁護委員の高柳正充氏が平成24年12月31日で辞任されることに伴い、後任として曾於市財部町北俣の山口紀志子氏を人権擁護委員候補者として推薦したいので議会の意見を求めるものであります。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

## ○議長（谷口義則）

これより質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

## ○21番（徳峰一成議員）

曾於市の人権擁護委員は、現在9名であるようでございます。で、質問でありますけれども、1年間を通しての人権擁護委員の仕事といたしますか、役割について現状を報告をしてください。で、この仕事といたしますか、役割がふえているのかどうか併せて教えてください。さらに9名の中で、これは地域的な分担を含めてチームをつくったりして行っているのか。曾於市も広いですので、またさまざまな相談等を含めての、あるいは仕事としての内容もあろうかと思っておりますので、それは役割分担を、地域を含めてされているのかどうかですね。

以上であります。

## ○市民課長（切通 宏）

1番目の活動もしくは役割ということでございますが、人権擁護委員法の第11条第1項に記載もしてあるわけですが、特に活動といたしましては人権相談に応じること、また人権侵害による被害者を救済するための活動を行うこと、それから、人権意識を高めるなどの人権啓発活動を行うこと、それと、協議会における活動を行うことが主な活動となっております。人権相談におきましては、直接人権相談、常設人権相談等でございます。

それから、人権啓発につきましては、人権教室、人権の花運動、人権って何運動等が活動としてあがってまいります。

それから、曾於市には各旧3町で3名ずつ委員さんがおられますが、各地区ごとの人権直接相談を設けておりますので、その年5回ですがそれぞれに各地区で活動していただいております。

それと、町独自での事業であります、人権って何運動もこれは全委員さんの出席をいただいておりますし、またほかの業務につきましても、人権委員の研鑽ということでの研修もしくは地区の部会等を行っておられます。特に、人権委員につきましては、新任につきましては65歳以下というルールがございますが、男女共同参画社会の実現、または人権問題に適した、適正に処理するために男女均等に拡大していくということで位置づけております。

以上です。

## ○21番（徳峰一成議員）

私は質問で、地域ごとのチームを組んでるんかって、旧町ごとしてこといいのかどうか。それと活動、仕事はふえているのなかかっていうことであります。こ

これは答弁もれでありました。2回目の質問でありますけれども、いろんな相談を含めてあると思うんですが、今、問題となっているいじめ、不登校等を含めて子どもの問題についてもやはり曾於市の場合もそうした相談を含めて、あるいは活動の中で内容も最近では生まれているのかどうか、答弁をしてください。

で、関連いたしまして、先日の新聞では人権擁護委員の今後の新たな仕事と申しますか、役割として子どものいじめ不登校等に対する活動というのが大きくなるうとしており、国としても人権擁護委員の中からピックアップして全国的に専従か、半専従かわからんですが、法務局に人権擁護委員を常駐させたいという方向で今流れがありますよね、それはまだ曾於市の場合は全然伝わっていないのかどうかですね、現実問題として。このことを含めて、現状での報告をしていただきたいと思っております。

#### ○市民課長（切通 宏）

各委員さんとの連携を保ちながらということではありますが、特に直接人権相談につきましても旧3町3名の委員さん方が、都合等を図りながら活動していただいております。他の人権擁護員としての曾於地区の部会、もしくは鹿屋の協議会での活動というものは全委員さんが対象として活動されております。その中で、都合等のいい悪いもあるでしょうから、それは御本人にお任せして活動をしていただいております。

それから、活動といたしましては、委員さんそれぞれ異なるわけですが、普通の委員さんといいますが、役員をされていない委員さんにつきましても、年間20回から30回というのが以前から続いております。ただ、鹿屋市で行います常設の人権相談委員の事務局としての委員さんもおられます。その方々は、年間50回から70回という回数で活動をしていただいております。

それから、新たな問題ということではありますが、常設の相談内容につきましても把握しておりませんが、曾於市につきましても、年間3町を合わせまして10件から15件ほどの相談であります。

特に、相関、隣近所の話とか、そういう問題がほとんどであります。そういうことで、鹿屋市としては、この問題等につきましても、何といいますが、公にしているところもございません。

以上です。

すみません、法務局への常駐というのにつきましても、先ほど言いました常設の相談ぐらいありまして、ほかにつきましても情報は得ておりません。

以上です。

先ほども申しましたが、子どもに対しての総合相談ですが、これは現状として曾



於市内としてはないところであります。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第1号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、諮問第1号については、委員会の付託を省略することに決しました。

ここで意見調整のため、しばらく休憩いたします。議員の皆さんは議員控室にお集まり願います。

————— . ——— . —————  
休憩 午前11時32分

再開 午前11時39分  
————— . ——— . —————

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、適任である旨、答申いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、適任である旨、答申することに決しました。

- . ——— . —————
- 日程第12 認定案第1号 平成23年度曾於市水道事業会計決算の認定について
  - 日程第13 議案第44号 曾於市暴力団排除条例の制定について
  - 日程第14 議案第45号 曾於市そお生きいき健康センターの設置及び管理に関する条例の制定について
  - 日程第15 議案第46号 曾於市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制

定について

日程第16 議案第47号 曾於市工業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について

日程第17 議案第48号 曾於市定住促進住宅用地分譲条例の一部を改正する条例の制定について

日程第18 議案第49号 曾於市末吉老人福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

日程第19 議案第50号 財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）

日程第20 議案第51号 平成23年度曾於市水道事業剰余金の処分について

日程第21 議案第52号 平成24年度曾於市一般会計予算の補正について（第2号）

日程第22 議案第53号 平成24年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正について（第2号）

日程第23 議案第54号 平成24年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算の補正について（第2号）

日程第24 議案第55号 平成24年度曾於市公共下水道事業特別会計予算の補正について（第2号）

日程第25 議案第56号 平成24年度曾於市水道事業会計予算の補正について（第2号）

○議長（谷口義則）

次に、日程第12、認定案第1号平成23年度曾於市水道事業会計決算の認定についてから日程第25、議案第56号平成24年度曾於市水道会計予算の補正について（第2号）までの以上14件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○市長（池田 孝）

日程第12、認定案第1号から日程第25号、議案第56号まで一括して説明いたします。

まず、日程第12、認定案第1号平成23年度曾於市水道事業会計決算の認定について説明いたします。

本水道事業は、住民の健康で豊かな生活を支えるため、本来の目的であります市民への清浄で豊富な飲料水の供給に努めるとともに、衛生の向上と生活環境の整備充実の寄与に努めてまいりました。

平成23年度の供水戸数は1万4,275戸となっております。また、収益に影響がある有収水率は86.8%で、給水家庭における1カ月当たりの平均使用水量は20.5m<sup>3</sup>、使用料は消費税抜きで平均2,822円となりました。

工事等につきましては、本管布設替え3件の建設改良工事を実施しました。あわ

せて、高松配水池送水ポンプ施設工事ほか16件の建設拡張工事を実施し、安定した水の供給確保に努めてまいりました。

それでは、決算の概要について説明いたします。

初めに、収益的収入及び支出について申し上げます。収入合計は、消費税抜きで5億6,029万1,630円となり、主なものは水道使用料4億8,340万1,010円で収入総額の86.3%となっております。支出合計は、4億6,512万9,841円となり、当年度純利益は9,516万1,789円となりました。

次に、資本的収入及び支出について説明いたします。収入においては、企業債2,100万円となっております。支出においては、税抜きで支出総額2億4,055万5,399円となり、その内訳は建設改良費1億3,226万2,684円及び企業債元金償還金分1億829万2,715円であります。

税を含めまして資本的収入が資本的支出に不足する額2億2,609万4,205円は、過年度分損益勘定留保資金1億5,894万9,643円、過年度分利益剰余金6,000万円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額60万5,756円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額653万8,806円で補填いたしました。

詳細につきましては、決算書、決算説明書及び監査委員の決算審査意見書等を御覧ください。

次に、日程第13、議案第44号曾於市暴力団排除条例の制定について説明いたします。

近年の暴力団による不当な行為が、市民生活において多大な影響を及ぼしている状況に鑑み、本市においても暴力団排除の気運を高めるとともに、暴力団排除に向け市と市民が、事業者等が一体となった取り組みを推進するため本案を制定するものであります。

第1条から第3条までは条例の目的と用語の定義、基本理念について規定しております。第4条と第5条は市と市民、事業所等の暴力団排除のための役割について、第6条は事務事業から暴力団を排除するための必要な措置について定めるものであります。第7条は公共施設使用の不承認について、第8条と第9条は暴力団排除活動に関する情報提供などの支援と広報、啓発について、第10条は祭礼等の行事から暴力団を排除するための主催者の責務と支援について定め、第11条は青少年に対する暴力団排除教育の推進について、第12条と第13条は暴力団の威力を利用することと利益、供与の禁止についてそれぞれ規定するものであります。

次に、日程第14、議案第45号曾於市そお生きいき健康センターの設置及び管理に関する条例の制定について説明いたします。

現在、建設中であります健康増進施設の名称をそお生きいき健康センターとし、

平成25年4月1日から末吉福祉施設メセナ会館と一体的な施設の維持管理を行うために必要な事項を定めるものであります。

第1条は条例の趣旨について、第2条は設置目的と名称、位置について、第3条は事業について規定してあります。第4条から第6条及び第17条は指定管理者に行わせることができる業務及び管理の基準であります。第7条は使用時間について、第8条から第12条は使用の許可、不許可、取り消し及び使用料について、第13条から16条は使用に当たっての注意事項等が規定してあります。

附則においては、第1項で本条例は平成25年4月1日から施行することとし、第2項で指定管理者選定の準備行為については、施行前においても行うことができるものとするものであります。

なお、併設の末吉福祉施設メセナ会館の管理維持を一体化することから、附則第3項において曾於市末吉福祉施設メセナ会館の設置及び管理に関する条例を廃止するものであります。

施設内容は、会議室、相談室、集団健診室、栄養指導室、和室、研修室等を備えた施設で、延べ面積は、新設部分1,446.94m<sup>2</sup>既存メセナ会館733.25m<sup>2</sup>計2,180.19m<sup>2</sup>であります。

次に、日程第15、議案第46号曾於市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

今回の改正は、過疎地域自立促進特別措置法の一部改正に伴い、国税に係る減価償却の特例の拡充及び地方税の課税免除及び不均一課税に伴う措置の拡充の対象が変更となったため、条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第16、議案第47号曾於市工業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

現在、企業誘致推進に当たり、工場設置等補助金の支給については、製造業等の一部の業種を対象として助成しておりますが、曾於市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例に伴いその業種の枠を広げることで、今後の企業誘致を有利に行うために条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第17、議案第48号曾於市定住促進住宅用地分譲条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

この条例は、市内に永住される人に対して住宅用地を造成し分譲することにより、市の人口増と地域の活性化を図ることを目的としておりますが、今回、定住促進住宅用地を分譲するに当たり暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の暴力団員を契約者として対象外とし、また契約解除の対象者とするため条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第18、議案第49号曾於市末吉老人福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について説明いたします。

そお生きいき健康センターが平成24年度に完成し、平成25年度より供用を開始する予定であります。それに伴い老朽化した曾於市末吉老人福祉センターを用途廃止するため本案を提案するものであります。

次に、日程第19、議案第50号財産の取得について説明いたします。

曾於市消防団末吉方面隊中央分団の水槽付消防ポンプ自動車の購入につきまして、指名競争入札により執行し、6業者から入札がありました。8月27日開札を行った結果、金田消防防災株式会社が2,171万4,000円で落札しましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び曾於市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第8条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

入札参加業者名、水槽付消防ポンプ自動車の仕様につきましては参考資料を配布しておりますので御覧ください。

次に、日程第20、議案第51号平成23年度曾於市水道事業剰余金の処分について説明いたします。

本定例会に提案しております認定案第1号、平成23年度曾於市水道事業会計決算の認定に伴い、当年度未処分利益剰余金5,161万3,546円のうち、減債積立金へ810万円、建設改良積立金へ4,329万5,064円を積み立てて、残額の21万8,482円を翌年度繰越利益剰余金として処分するものであります。

次に、日程第21、議案第52号平成24年度曾於市一般会計補正予算（第2号）について説明いたします。

まず、一般会計補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に4億3,158万円を追加し、総額を222億8,384万8,000円とするものであります。

第2条は、地方債の追加でありまして、5ページの第2表のとおり、現年発生農業用施設災害復旧費を5,250万円、現年発生公共土木施設災害復旧費を650万円追加し、市債の限度額を42億610万円とするものであります。

それでは、主な予算について、補正予算提案理由書により説明いたしますので、1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入におきましては、災害復旧に伴う現年発生公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金1,273万9,000円や現年発生農業用施設災害復旧費県補助金9,290万円及び過年発生農地農業用施設災害復旧費県補助金1億418万1,000円、前年度からの繰越金5,358万円、災害復旧債として、現年発生農業用施設災害復旧費5,250万円及び現年発生公共土木施設災害復旧費650万円の追加が主なものでありま

す。

歳出におきましては、定住促進対策事業2,858万6,000円、家庭児童相談室設置事業1,331万5,000円、農業費の活動火山周辺地域防災営農対策事業2,575万2,000円、企業誘致促進対策費8,214万4,000円、現年発生農地農業用施設災害復旧費1億6,685万7,000円、現年発生公共土木施設災害復旧費2,458万2,000円の追加が主のものであります。

次に、日程第22、議案第53号平成24年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

まず、特別会計補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に233万6,000円を追加し、総額を63億6,043万4,000円とするものであります。

それでは、主な予算内容について、補正予算提案理由書により説明いたしますので、4ページをお開きください。

今回の補正は、歳入におきましては、脳卒中対策プロジェクト事業による特別県調整交付金199万8,000円と前年度繰越金33万8,000円の追加であります。

歳出におきましては、脳卒中対策プロジェクト事業を実施するため、保健衛生普及費233万6,000円の追加であります。

次に、日程第23、議案第54号平成24年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

特別会計補正予算書の5ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に87万1,000円を追加し、総額を5億265万4,000円とするものであります。

それでは、主な予算内容について補正予算提案理由書により説明いたしますので、5ページをお開きください。

今回の補正は、歳入におきましては、一般会計から事務費繰入金87万1,000円の追加であります。

歳出におきましては、後期高齢者医療システムの更新に伴う費用87万1,000円の追加であります。

次に、日程第24、議案第55号平成24年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

特別会計補正予算書の9ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出の総額に106万6,000円を追加し、総額を3億803万8,000円とするものであります。

それでは、主な予算内容について補正予算提案理由書により説明いたしますので、

6 ページをお開きください。

今回の補正は、歳入におきましては、前年度繰越金146万7,000円の追加と雑入の消費税還付金及び還付加算金の40万1,000円の減額であります。

歳出におきましては、消費税の追加による下水道総務費36万6,000円及び下水道処理場の修繕費70万円の追加であります。

次に、日程第25、議案第56号平成24年度曾於市水道事業会計補正予算（第2号）について説明いたします。

特別会計補正予算書の13ページをお開きください。

第2条は、資本的支出の既決予定額に1,360万円を追加し、予定額を3億1,223万1,000円とするものであります。

資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額2億3,723万1,000円は過年度分損益勘定留保資金1億6,691万7,000円、過年度分利益剰余金5,976万9,000円及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,054万5,000円に改めて補填することにいたしております。

それでは、予算内容について補正予算提案理由書により説明いたしますので、7ページをお開きください。

今回の補正は、資本的支出でありまして、末吉上水道事業の丸山地区水道管布設に伴う建設改良費1,360万円の追加であります。

以上で、日程第12、認定案第1号から日程第25、議案第56号まで一括して説明いたしました。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

**○議長（谷口義則）**

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は9月10日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

---

散会 午後 零時01分

別紙

## 議 長 諸 般 の 報 告

平成24年9月6日

曾於市議会議長 谷口 義則

6月12日 市内	畜産振興協議会総会
6月14日 東京都 市内	全国過疎自立促進連盟理事会 “社会を明るくする運動”曾於地区推進委員会（代理：副議長）
6月21日 市内	(株)メセナ食彩センター一定時株主総会
6月24日 市内	曾於市消防操法大会（代理：総務委員長）
6月24日～25日 大阪市	関西地区末吉会（議長，副議長）
7月4日 市内	曾於市青少年市民会議総会
7月5日 市内	曾於地域救急医療協議会
7月8日～9日 大阪市	関西弥五郎会（議長，八木議員）
7月10日～11日 東京都	大隅総合開発期成会による提言活動
7月11日 市内	平成25年度公立高等学校生徒募集定員策定等に係る地区説明会 （代理：副議長）
7月12日 都城市	南九州総合開発協議会総会
7月19日 志布志市	縣市議会議長会定期総会
7月20日 鹿屋市～宮崎市	都城・志布志道路建設協議会による提言要望活動 （代理：建経委員長）
7月24日 市内	曾於市小学校水泳記録会（代理：副議長）
7月24日～25日 福岡市～鹿児島市	都城・志布志道路建設協議会による提言・要望活動
7月26日 市内	平成24年第1回消防組合議会臨時会
7月29日 市内	曾於支部消防操法大会
7月31日 市内	曾於市認定農業者連絡協議会総代会
8月4日 市内	八坂神社例祭及び戦没者慰霊祭，末吉サマーフェスタ
8月5日 市内	たからべ清流まつり（代理：議運長）
8月6日～8日 倉敷市～徳島市	総務委員会所管事務調査
8月17日 市内	曾於市森林組合総代会
8月20日～21日 東京都	都城・志布志道路建設提言要望活動
8月23日 大崎町 市内	第66回県民体育大会曾於地区選手団結団式 「思いやり そお市民祭」実行委員会



8月25日 市内	高松すわの森夏祭り
8月26日 市内	曾於市社会福祉大会（代理：副議長）
8月26日～27日 東京都	関東曾於市の会（議長，大川内議員，久長議員）
8月30日 日置市	県消防操法大会

平成24年第3回曾於市議會定例会

平成24年9月10日

(第2日目)

## 平成24年第3回曾於市議会定例会会議録（第2号）

平成24年9月10日（月曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

### 1. 議事日程

（第2号）

#### 第1 一般質問

通告第1 徳峰 一成 議員  
通告第2 迫 杉雄 議員  
通告第3 原田賢一郎 議員  
通告第4 九日 克典 議員

### 2. 出席議員は次のとおりである。（21名）

1番 今 鶴 治 信	2番 九 日 克 典	3番 八 木 秋 博
4番 土 屋 健 一	5番 山 下 諭	6番 原 田 賢一郎
7番 山 田 義 盛	8番 大川内 富 男	9番 西 川 熊 則
10番 大川原 主 税	11番 吉 村 幸 治	12番 （ 欠 員 ）
13番 渡 辺 利 治	14番 海 野 隆 平	15番 久 長 登良男
16番 五位塚 剛	17番 漆 間 純 明	18番 大 津 亮 二
19番 迫 杉 雄	20番 坂 口 幸 夫	21番 徳 峰 一 成
22番 谷 口 義 則		

### 3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 栄 徳 栄一郎 次長 小 濱 昭 二 係長 田 平 五月男  
参事補 山 口 弘 二 参事補 宇 都 正 浩

### 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（24名）

市 長 池 田 孝 教 育 長 植 村 和 信
副 市 長 中 山 喜 夫 教育委員会総務課長 安 田 徒 務
副 市 長 末 廣 光 秋 学 校 教 育 課 長 森 山 勇
総 務 課 長 大 窪 章 義 社 会 教 育 課 長 中 峯 健 一 郎
大隅支所長兼地域振興課長 小 濱 義 洋 市 民 課 長 切 通 宏

財部支所長兼地域振興課長	川崎幸男	福祉事務所長兼福祉課長	今村浩次
企画課長	岩元祐昭	保健課長	大休寺拓夫
財政課長	池之上幸夫	経済課長	富岡浩一
税務課長	山口十蔵	耕地課長	吉田誠得
会計管理者・会計課長	精松実隆	畜産課長	神宮司寛
監査委員事務局長	真方清治	建設課長	高岡亮蔵
農業委員会事務局長	堀之蘭訓	水道課長	福岡隆一

○議長（谷口義則）

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

---

日程第1 一般質問

○議長（谷口義則）

日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。

通告第1、徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○21番（徳峰一成議員）

私は、日本共産党を代表して大きく2点にわたり質問いたします。

初めに、フラワーパークは中止を、について、質問の①昨日、末吉町中央公民館で100名を超す呼びかけ人のもとに、フラワーパーク建設の中止を求める大きな集会が開かれました。参加者は230名を超えております。元町長や元議長、元議員、そして元市や農協の農業団体の幹部などを含む、党派や立場を超えてのフラワーパーク反対の一点での、文字どおり集会でありました。集会で採択された決議は、先ほど出席された議員団の方々が市長と議長にお渡しをいたしました。フラワーパークについては、率直に申し上げて池田市長を支持されておられる方を含めて今、疑問や反対が非常に強い。こうした中で、公園づくりについてあえて曾於市の世論を二分してまでつくる必要があるのか。それは特に市長でありますから大局的な見識、大局的な見識から判断してつくるべき必要性や緊急性はないものと考えておりますが、市長の所見をお聞きするものであります。

質問の②もともとフラワーパークは、企画、立案の過程の段階から広く市民の意見を聞くことは見られませんでした。あるいは市が策定した現在の計画は、市民のさまざまといますか、多様な意見の積み重ねの中でつくられたものでもありませんでした。フラワーパークを利用するのは、言うまでもなく市民であります。当初の段階で、市はなぜ市民の参加の手法を取り入れなかったのかをお聞きをいたします。

質問の③ことし1月のプロポーザル方式による設計者の選定では、深い議論と検討がされたのでしょうか。これは審査委員会だけではなく、市当局においてもそうであります。さらに、市長自身、最終的に決定となった株式会社の大翔提出の胡摩地区の技術提案書がベストであったとお考えであるか、所見をお聞かせください。

質問の④フラワーパークグラウンドゴルフの総事業費は、附帯関連工事を含めまして、現在の計画では13億円であります。事業費が今後増額されることにはならないか。最終的に13億円以内で対応できるのか確認を求めるものであります。

質問の⑤最も心配されるのが、言うまでもなく建設後の維持管理費であります。この点は市民の方々も一番心配している点であります。あるいは市の考えや計画に市民は疑問を持っております。市長は、市がみずからつくった収支計画に自信が本当にあるのか、責任が持てるのか、率直にお聞きをいたします。もし幾らかでも自信がないのであったら、今の段階では潔く建設については中止を決断すべきではないかと思っておりますが、市長の見解をお聞きするものであります。

次に、質問の大きな2点目、再生可能エネルギーでまちおこしを、について質問をいたします。特に、私はまちおこしという点で考えていただきたいと思えます。

質問の①昨年の3.11以降、原発問題は地方自治体でも真正面から向き合うべき大事な今日的課題であります。今、国民的議論となっている原発ゼロについてや、あるいは原発の再稼働について市長自身どのように受けとめて、あるいは考えておられるか、所見をお聞きいたします。

質問の②全国的に風力、太陽光、農業用水を初めとする水力、さらにバイオマスなど地域の特性を生かした再生可能エネルギーの取り組みが急速に広がっております。後ほど紹介いたしますが、そのことが市民参加のまちおこしになっている自治体も見られます。中には、昨年の3.11以前のずっと以前から再生可能エネルギーの取り組みを行っている自治体も幾らか見られます。例えば北海道の稚内市の再生可能エネルギーによる電力の自給率、自給率は何と7割であるようであります。今後、曾於市でも全国の事例を研究して、取り組みと支援を積極的に行うべきではないでしょうか。取り組みと支援です。取り組みと支援を積極的に行うべきではないでしょうか。市長の所見を求めるものであります。

これで私の1回目の質問を終わります。

#### ○市長（池田 孝）

お答え申し上げます。

まず、フラワーパークは中止をということでありますが、①であります。建設の中止を求める大会が行われたが、中止すべきではないのかというような質問であります。

市民の意見には反対の意見もあることは承知をいたしております。また、曾於市の振興、活性化に寄与する事業だと考えておる方々も数多くおられます。私の政策実行計画として市民の皆様にお示した計画でありますので、事業実施に当たっては市民のための施設、交流のための施設として考えております。曾於市の振興、活性

化につながるよう、市民の方々とつくり上げていきたいというふうに思っております。

②の企画立案の過程で市民からの意見を聞くことがなかったがと、市民参加の手法を取り入れなかったのかということではありますが、この事業は、私の政策実行計画として市民の皆様にお示しした計画であります。市議会においても予算を承認いただき、また議会の意見も尊重し、現在に至っているところです。事業計画の実施に当たっては、市民の方々の愛好者の意見を広く取り入れていきたいというふうに思っております。

③のプロポーザル方式による設計者の選定などではありますが、設計者選定におきましては、プロポーザル審査委員会に参加業者から計画提案について、資料をもとに提示・説明がなされ、選定されております。私の意見を申し上げてはおりませんが、最良であったものというふうに考えております。

④の総事業費ではありますが、増額されることはないのかということではありますが、これまでも申し上げてきましたとおり、事業費は概算の事業費であります。今後実施設計等を委託しますので、詳細な事業費を説明できるものと思っております。事業費の増または減額はあり得るのではないかとこのように考えております。

⑤維持管理費などではありますが、施設の管理費については維持管理の経費が必要になるわけですが、少ない経費で最大の効果を得られるよう運営をしてまいりたいというふうに思っております。事業の中止は考えは持っておりません。

大きな2番目の再生可能エネルギーでまちおこしをと、①の原発ゼロ、原発の再稼働についての所見ということではありますが、昨年の東日本大震災による原発事故被害がいまだに解消されていないことに対し、残念に思っております。原発に頼らない社会づくりが国においても検討されているところであり、私も原発のない社会が訪れることを願っております。しかし、電気需要の約3割を原発が現在担っていることを考えると、全ての原発を今、再稼働させないとすると国民の生活や経済的影響を及ぼすものと思います。国において安全確認の上、再稼働をさせながら、ある程度の年月をかけて原発ゼロを目指すべきだということに考えております。

②の全国的に風力、バイオマス、太陽光、農業用水などを活用した取り組みが広がっているがということではありますが、東日本大震災による原発事故により再生可能エネルギーの議論が高まっているところでもあります。曾於市においてもメガソーラーの施設ができるということで新聞に記載されたとおりであります。既に着工がされておりますが、現在ほかにも数社から問い合わせ、現場等の調査もしていただいております。今後、民間による計画、相談を前向きに検討してまいります。まちおこしにつなげた全国の事例等については把握しておりませんが、情報を収集して

今後検討してまいります。

以上で終わります。

**○21番（徳峰一成議員）**

まず、フラワーパークについては、今後引き続きやる方向でいきたいという答弁ですが、先ほど申し上げましたが、この問題は、現状では市民の疑問や反対の意見も非常に強くあります。これらも、率直申し上げて、自民党系の方、保守系の方々あるいは地域の有力な方々を含めてあるんです。ですから、そうした現状の中において、いわば市民の世論が分断される形になりますね。そこまでして、緊急性のある問題としてやる必要があるのかなんですよ。やはり合併後の曾於市でありますので大きな観点から市民の融和を図っていくという点からも、これは必ず後に大きな傷跡を残すと。それが、行政の責任者としての市長のやるべき姿勢であるのかという点なんです。その点について一言意見を聞かせてください。

**○市長（池田 孝）**

これはもう私の市長選挙第2期目に対する一つの公約でもあります。合併した2期目としてどうしてもやはり市民の憩いの場、交流の場、そして地域の活性化のために、また経済効果を上げるために必要であると。ですので、フラワー公園と健康施設との組み合わせ、一体施設として計画をしたところであります。ですので、このような計画のもとに、まず振興計画などを出したところでありますし、それに基づいてやってきております。ところが、おっしゃるとおり反対の意見のほうがどんどん声を大きくされてきました。そのようなことから、反対の意見があるということは自分でも確認もしておりますし、しかし、私に対する推進される方々の意見というのもたくさん出てくるわけでありまして。ですので、将来の曾於市を本当に考えたときに、私は必要な施設であるというふうに確信を持っております。そのようなことから今後進めてまいりたいというふうに思っております。

**○21番（徳峰一成議員）**

先ほど、前回の市長選挙の公約ということでありました。この間も私や、五位塚議員が再三質問いたしましたけども、内部資料としての後援会のチラシは出されておりますけども、全体の市民向けの、いわば公約としては私見てないんですね。それが公約と言えるのか。時間の関係でこれ以上は今回質問いたしませんけども、2点目の質問でありますけども、そうした中で、やるとしたら市長は維持管理を含めて今後の運営については自信を持ってやらなければ当然なりませんよね。自信はありますか。

**○市長（池田 孝）**

今、県のほうとしても大隅半島を本当に活気づけなければならないということで



農業の推進、そして観光ということで取り組むということでもありますし、私はこの曾於市も同じような考え方で進んでおるといふふうに考えております。ですので、これが完成した後は必ず入場者も多くあるだろうといふふうに思っております。運営については、当然、自信のもとに進めてまいりたいと思っております。

#### ○21番（徳峰一成議員）

自信があるもとでやっていくっていうことでございます。それは一つの考え方でございます。しかし、市長の答弁がありましたとおり、一方で、現状では疑問や批判、反対の声も相当たくさんあります。たくさんあります。きのうの出席者の中では、大隅町ではもう8割が反対じゃないかといった意見なんですよ、世論として。これはもう現地の方々の意見であります。ですから、そうした中で自信を持ってやるっていても信用されない方が半分あるいは8割いるんですよ。ですから、どこを信用したらいいんですか、今の段階で。例えば農協だったら、もし問題があったら農協の理事が、いわば自分の財産で補償を行いますよ。行政の場合は法律的に議会も市長もそうしたのはいないんですけれども、それは現状において、少なくとも私から見て7割、8割は反対だと思うんですね。大隅町8割かもしれませんけれども。ですから、やはり空約束になっちゃうんですよ。聞くほうから見て、疑問や反対の人から見て。やるやるっていても。ですから、今の社会というのはやっぱり担保が必要です、抵当が。ですから、自信があるっていうんだったら、先ほど言われたように、もし赤字になったら自分の財産はもう全て担保として提供しますっていうぐらいの答弁が欲しいですよ。これは法的にということではなくて道義的にですよ。そうでないと疑問や反対の人たちは空約束ですから、ある面では。そういった立場の方々は信用できないんですよ。全財産を担保で提供できますか。答弁してください。

#### ○市長（池田 孝）

どれぐらいの反対があり、どれぐらいの賛成があるかと。これはどちらにも確実なものはないと思います。8割、大隅町で反対がいらっしゃる。それは、私のほうにはそのような感じでは聞こえてまいりません。やはり私には推進派の声が大きく伝わってくるところであります。ですので、当然自信を持って私はこれは進めるべきだといふふうに考えております。

担保となるもの、自分の財産を売り払って市に提供する、これは議会と市長との答弁、これは野暮なやり方じゃないですか。もう少し紳士的に、これは政策的に訴えるべきだと。私は法的にそのような根拠のやりとりはできません。

#### ○21番（徳峰一成議員）

百も承知ですよ。だから、私は反対の意見が相当数ある以上、空約束にならざる

を得んですよ、受け取る市民にとっては。ですから、道義的につて言いました。道義的にやるからには財産を担保としてぐらいの、やっぱり道義的に責任を持った答弁が、行政の最高責任者としての市長としては欲しいんですよ。今後もこの問題はその観点からも取り上げていかざるを得ません。

次に、市民参加が見られない。これももう決定的でございます。私も池田市長と30年近くつき合ってますが、率直に申し上げて戦後の民主主義におけるありようっていいですか、厳しく申し上げて、受けとめ方、私はこういった問題で弱いように思います。もう既に全国的に、アメリカのほうはとっくの昔からですけど、こうした公園整備みたいなデリケートな問題を行う場合は、もう企画、立案の段階から広く市民の意見を聞く。市民がやはりもうだめだっていったらもうやめる。だから、アンケートとりなさいって言ったんです。そして、一定の期待感があるんだったら徹底して市民参加のもとで調査を行ってやっていくと。もう全国、多くの自治体ももう日本でやっていますよ。今からやれなんかって、それはもう話にならないですよ。もう予算も提案して議決もしてる段階だから。事後承認ですよ。こういった民主主義の根本の観点の思想が私は欠けているんじゃないかと思うんですね。その点、どうお考えですか。

#### ○市長（池田 孝）

これまでいろいろな事業を、私も町長、市長として13年経過しようとしているところですけども、また、その前、議員という立場もありました。アンケートによって事業をするかしないか、やったことはこれまで一回もありませんでしたし、また、そのようなことを聞いたこともありません。別な方面でのアンケートというのはとり方があったというふうに思いますが、私は、やはり市民として市民から選ばれた議会の皆さん方の意見を尊重しますということで、これまでも繰り返し繰り返しやってきたところであります。今でもやはり議員という方々はそれぞれ自分の支持者の声を聞いていらっしゃる。そうした中にイエスかノーかの判決をいただけるというふうに考えております。ですので、アンケートというのは今も考えておりません。ですので、私はもう、これは予算というのは当然もう3月議会で3分の2の同意を得ておるわけでありまして。ですので、できたら早くこの凍結をば、環境問題については私のほうから調査をしますと言ったところでありますし、その結果も報告いたしましたので、そろそろこれを解除をしていただいで進めさせていただきたいというふうに思っているところです。

#### ○21番（徳峰一成議員）

再度繰り返しますけども、私、アンケートも一つの手法ですよ。アンケートを全てと言ってるんじゃないんですよ。再度繰り返しますが、公園整備みたいなデリ

ケートな問題ですよ。デリケートな問題。例えば道路を整備するとか、何か公民館をつくるということじゃなくって、公園整備っていうのは全国で成功した事例がなかなか聞いたことがないからなんです。また、財政の厳しい状況と。もろもろ考えて、こうしたデリケートな問題は、アンケートもそうでありまして、企画立案の段階で広くやはり市民の意見を聞きながら調査研究を行っていくって。失礼ながら、私が市長だったら2年間はそうやってしますね、2年間は。そして、その中でやれるという自信があったら一つ案を示したらいいと思うんですよ。その段階でもう市民から見て、調査段階でこれは難しいんだったらもう潔く断念すると。それが見られなかったんです、それがなかったんです。そして、もう予算が決まってから、これから市民の意見を聞くって。市民の立場っていうか、存在っていうのがかすんでいるでしょ。事後承認的な市民ですよ、扱いが。これ副市長や、もうよくお考えいただきたいと思うんですよ。もう全国の事例を研究してください。いっぱいあります、これはもう、日本でも。もう既に10年前から。この事業の内容によっては、デリケートな問題については。もうこれ以上は申し上げませんが、それが決定に欠けていたと言わざるを得ないんですよ。それで果たして成功するかどうか。具体的な質問に移ります。

まず、プロポーザルについては2点、疑問点があります。これまで再三、高之峯ではなく胡摩地区に最終的に決まったのは、一つは、高之峯は高低差があったといった説明でありました、高低差。これはどなたもがやっぱ高低差あるなって感じますよ、胡摩に比べたら。単純な質問でありますけれども、2つ、高低差で質問いたします。

この30haを超える、いわば買収予定地の高之峯の中、高低差は何mですか。これが一点。その中で半分は森林として残さなければいけません、保安林として。フラワーパークゴルフ、グラウンドゴルフの建設予定地の高之峯の高低差は何mでありますか。全体の30aを超える高低差と、それから整備される公園の高低差は、高之峯の場合は何mありますか。

#### ○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

現在、胡摩地区の候補地が第一候補地ということですので、高之峯のちょっと高低差の資料を今現在持ち合わせておりません。

以上です。

#### ○21番（徳峰一成議員）

資料を持ち合わせていない、これ答弁にならないですよ。これまでそうした議会の説明の中で議会はそれなりにうなずいてきたんですよ、私を含めて。見た感じが、

現地行った感じが高低差ありますから。十分調査されたってということだったから。プロポーザルの審査委員会でも。最良の選択だっていうことだったから。では、一番大事な高低差は何mかっていうのは当然調べた上での決定でしょ。そのために設計を依頼したわけだから、アウトラインを。じゃこれも答えてくださいね、これは休憩挟んでも。話は進みませんので。2つの観点からの高低差。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

プロポーザルの委員会につきましては、議員も特別委員会でお目通しを願っているところがございます。6社分については。その中で、高低差もでしょうけれども、その中に一部は入っていると私も理解はしておりますけれども、一応これ概要の計画の図面でありまして、それを参考にプロポーザルで選考されたと理解しているところがございます。

以上です。

○21番（徳峰一成議員）

高低差あるって再々伺ってるんですよ、本会議答弁、市長答弁、それから特別委員会含めて、課長答弁でも。高低差は幾らあるんですかって、単純な質問なんですよ。さっき言ったように、単純な質問。もう高低差はわかりませんか。わからんならわからんでわからんまんま詰めていきますよ。いいかげんな、いわば最終決定となりますから。わかるんだったら時間として答弁してください。もうこれは基本の基本ですよ。議長、そのようにさせてください。もうこれ以上は質問、保留にします。

○議長（谷口義則）

ここで暫時休憩いたします。

————— . ——— . —————  
休憩 午前10時28分  
再開 午前10時38分  
————— . ——— . —————

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで徳峰議員の一般質問を一時中止して、10分間休憩いたします。

————— . ——— . —————  
休憩 午前10時39分  
再開 午前10時48分  
————— . ——— . —————

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開き、徳峰議員の一般質問を続行いたします。

○企画課長（岩元祐昭）

どうも申しわけございませんでした。高之峯につきましては、予定地としましては、高いところが300mです。低いところが195、この差が約105mございます。整備地区につきましては、約60mの高低差があるところでございます。

続きまして、胡摩ですけれども、胡摩につきましては、約、高いところが261、低いところが205、この差が56mということでございます。整備の地域につきましては、高低差が約20mほどと考えております。

以上です。

○21番（徳峰一成議員）

もうこれ胡摩に変えた最も大きな第一の理由に挙げられましたので単純な質問で聞いたわけであります。ですから、これはもうすぐお答えできなけりゃいけないんですね。だから、十分な審議が行われたかということでございます。

課長答弁ありました整備地区の60mについては、ここだけで私は信用できません。本当にそうなのかどうか。これは人間の知恵でもって40mの穴埋めはできないことはないんですよ。ですから信用はいたしません。一応、全面的には。

あと、第2点目、建設費が高つくですね。これも大きな理由だったですね、市長。資料の1をちょっと見ながら質問いたします。資料の1は、これは市が示した資料でありますけれども、一応曾於市が採用したのは下から2番目の大翔でございます。株式会社の。胡摩地区が8億9,761万円、高之峯地区が9億6,993万5,000円ということで、約7,000万円の差異しかないんですよ。高低差とは別にして事業費についてはそれほど、13億円から見たら7,000万円というのは決定的な理由にはならないんじゃないですか、これは。もうこれは私、反対する立場から見ても、もう客観的に見ますと、13億円でいいですよとこの7,000万円というのは、7,000万円の違いだから、もう胡摩にしたっていうのは、大方の方々がこれは納得できない数字じゃないかと思うんですよ。ですね。これが2億、3億だったらそれなりの説明になるでしょうけれども。その点でどのように私の単純な、率直な質問にお答えされますか。聞かせてください。

○企画課長（岩元祐昭）

プロポーザルの審査会におきましては、今の議員のほうから資料を皆さんに配付してるところですけれども、この全体を審査委員会のメンバーの方々は理解されているところでございます。7,000万という差しかないということも理解はできますけれども、全体として胡摩地区が安価で済むというようなことで理解されたと理解

しております。

以上です。

#### ○21番（徳峰一成議員）

それは答弁にならないですよ。2つの観点から質問いたします。全体という6業者から見ましてもそう大きな金額の差異はないですよ、大体、それぞれ。十数億かかる場所、20億かかる場所は両方ともやっぱり十数億、二十数億ですよ。特に、決まったのは大翔ですから。2番目の質問、大翔の場合がどうかで考えるのは、もう物事いろはでしょう。大翔で決まって提案してるわけだから。大翔の金額はどうかで比較するのは、これはもう基本の基本ですよ。それが7,000万円というのは、そう大きな数字じゃないんじゃないか。くどいようですが13億円から見たら。それをだから、その疑問点をわかるように説明をしてもらいたいですよ、ここでは。基本の基本だから、これが。

#### ○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

7,000万円ほどの差があるということですが、これプロポーザル審査委員会のメンバーの先生方の感触といいたいでしょうか、意見でございます。

それと、パークゴルフ場等ですが、やはり花公園につきましても高齢者の利用が多く見込めるんじゃないかということですが、それを考えるにつまましてその高低差があんまりあってはならないんだということで審査委員の皆さんが理解されたと思っております。

以上です。

#### ○21番（徳峰一成議員）

ちょっと答弁にならないですね、これでは。くどいようですが、2つの理由で胡摩に決まった。一つは高低差。高低差は受けとめ方がそれぞれあるでしょうけども、個人的には私はまだ疑問符がつきます。それはそれとして受けとめ方があります。だから、それ以上は今回質問いたしません。しかし、それに伴う金額が高くついたらというのが同じこれまで説明だったんですよ、本会議を含めて。それ7,000万円というのは、はっきりいって許容範囲じゃないですか、許容範囲。客観的には。13億円から見たら。決定的な理由じゃないでしょう。理由としても、もう5番目か8番目ぐらいに挙げられる理由ですよ、これは。1番目、2番目という理由じゃないでしょう。これはどなたが見ても、おそらく同僚議員、皆同じ気持ちだと思うんですよ。ですから、説明ができなかったらやっぱりこれは2番目の、これは取り消していただきたいんですよ、今までの説明。高低差は別として、金額が大きな理由で胡摩に決めたというのは、これは取り消していただきたいと思えますね。

十分な説明ができなければ。説明できるんだったら説明してください。私たちに理解できる内容の。もう二つに一つしかないですので、これもこれ以上、質問いたしません。よろしくお願いします。

○議長（谷口義則）

ここで暫時休憩いたします。

---

休憩 午前10時55分

再開 午前10時56分

---

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

このプロポーザル式の選定方法につきましては、私ども事務局としては一切タッチしておりません。それで、審査委員の先生方の自分たちの感じをそのまま後の会合の場でおっしゃられたということで、私ども報告したところでございます。

以上です。

○21番（徳峰一成議員）

じゃ今までの答弁は取り消してください。本会議における市長答弁でも、特別委員会等における課長の答弁でも、なぜ胡摩に決まったんかっていう、私だけじゃなくて同僚議員からの質問に対しても高低差と、それから金額が高くつくってという説明だったんですよ。それやったら取り消してくださいよ。みずから言ってるわけだから。市長でも課長でもよろしいですよ、もう時間の関係で。

○市長（池田 孝）

これはプロポーザル審査委員会からの結果が出てきたわけでありまして。そのような理由づけで私も報告を受けておりますし、これをここで取り消すというわけにはいきません。それは、その審査委員会での結果であって、それをここで取り消すとか、どうこうゆうことは、修正は不可能だというふうに考えております。当然、先ほども課長が述べましたように、高低差がひどいと高齢者になっていった場合に非常にきつさもある。いろんな観点からそのような理由が出てきたものというふうに考えております。

○21番（徳峰一成議員）

市長自身はどうお考えですか。この金額は7,000万しか違わないって。これは許容範囲ですか。許容範囲を超えるんですか。許容範囲を超えるんだったら、それな

りの論理的な筋の通った一つの側面の説明にはなるんですよ。しかし、許容範囲だったら、許せる範囲だったら、市長自身答弁を撤回をしなければいけないんですよ、これは。どちらなんですか、市長自身は。7,000万円をどう受けとめておられますか。

○市長（池田 孝）

7,000万円が許容範囲内であるかないかちゅうことですが、これは、ですからプロポーザル方式の審査委員会が出されたものであります。ほかのところを見ても、やはり胡摩地区のほうが大体安くなっておりますし、全般的な考えのもとにそうなられたんだろうというふうに思うところですから、私個人としては、これはもうこの審査委員会の結果をちゃんと伺って、それで判断するという方法しかできません。これは、私は出席もできませんし、意見も述べることもできなかつたわけですので御了承賜りたいと思います。

○21番（徳峰一成議員）

私、最も言いたかった点は、このような大きな問題で、しかも大事な問題が十分に、いわば市として、あるいは市長を含めて聞くこともなしに、最終的にこの大翔の胡摩地区を決めて、そして議会に提案しているという、この経過ですよ。十分な、そうしたこの間の議論がなかったと言わざるを得ないんですよ。もう今回はこれでとどめておきますけども、同僚議員の皆さん、どのようにこれを受けとめるでしょうか。今後も特別委員会がありますけども。

あと環境調査について1点質問いたします。その中の悪臭です。悪臭も特に問題ないといった、これまでの説明であったようでございますが、問題ないといった、まず根拠について、根拠、理由について説明をしてください。

○市長（池田 孝）

業者にこれは調査を依頼しておりますので、それに基づいて課長より答弁させます。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

判断基準というようなことでしょうけれども、私ども空気環境調査もしました。これは悪臭防止法にのっとってやったわけですが、これも、議員も御存じのとおりということで御理解いただきたいと思います。また、各集落ごとに私どもも聞き取り調査も実施しております。この結果も皆様にお示したところです。半分半が、においがする、しないというような結果も私どもお示したところです。そしてまた、先般4月以降ですかね、議会のほうでも調査をされて報告を受けたところですけども、そういった認識に立っているところでございます。



以上です。

○21番（徳峰一成議員）

今の課長の答弁は、自分の今、答弁された3つありますけども、ちょっと自己分析っていうか考えていただきたいんですよ。ごちゃまぜですよ。例えば、私が最も個人的にはっきりいって不満だったのは広報の8月号なんですよ。これはもう街頭演説でも申し上げました。民報にも書きました。環境調査について専門業者に委託して調査を行ってる、悪臭防止法に基づく基準値内にあるという結果でしたということですね。もうこれだけ書いてありますよ。議会の調査ってというのは、ついこの前ですよ、まだ。もうここは指摘だけにとどめておきますけど、悪臭防止法に基づくっていうの、これはフラワーパークの建設場所としていいか悪いか、適地か不適地かの法律じゃないでしょう。法律じゃですね、元々、悪臭防止法っていうのは。これは人、人間が生活するにおいて問題がないかどうかの法律でしょう、これは。それをもうフラワーパークに拡大解釈してこの広報に出してるって。もう非常にいいかげんちゅうことは指摘いたします。もう、これはもう論議の性格になじまないですよ、これはもう。

1点だけ質問いたします。においが、やはり1日24時間いなければ、どこの場所でもそうありますけども判断ができませんよ。議会の場合も行ってどうだったかって。それが無意味であるってということじゃないですよ。しかし、24時間ですね、できたらもう何日間にわたってにおい調査しなければ、私個人的に8月の10日前後と8月15日、5時間ただけで、やっぱり時間帯によってにおいがぱっと来ましたよ。それが必要最小限のやり方でしょう。聞き取りは聞き取りで大事だったんですよ、課長。その努力は可といたしますよ、現地の方々。なぜ24時間、1日かけて、できたら何回かにわたっての調査をしなかったのか。それをしたんだったら、私はもうこの項目では少なくともにおいについては納得できるんですよ。反対の立場であっても、もう客観的な科学的な調査だから納得できるんですよ。それをされてないって。これはぜひすべきですよ、今からでも。24時間ですね、本当に問題がないのかどうか。もうこれは決定的になりますよ、この問題は。する気はないのか。もうしないとしたらなぜなくていいのか。この2点をあわせて答えてください。

○市長（池田 孝）

においというのは人の感覚によって違うと思います。これは悪臭である、いや、これはもうどの程度だ、耐えられる、いろいろな影響はないというふうに捉える方、いろいろあろうかと思います。特にひどいということでありましたので、それじゃどの程度かということ調査をさせてもらったところでもあります。ところが、ほかのところの普通の数値であったということが出たわけでもあります。特にきついう

であれば、また再度調査を行うべきかと思ったんですが、そのようなこともありませんでしたので、2回目以降行っておりません。これはまた聞き取り調査でもそのような結果で、それは市内の別なところで聞いても、それは悪臭はするよと言われる人もいらっしゃるでしょうし、そうではないよと言われる方々もいらっしゃるだろうというふうに思います。これは、もう結果はもう済みだというふうに私は理解しております。

## ○21番（徳峰一成議員）

現地の方々は、2人に一人が日常においを感じると言った、2人に一人が。それは24時間、1年365日住んでおられる方々が一番生きた、これはもう現体験ですよ。いわば体感ですね。ですから、本当にそうなのかどうかは、やはり24時間体制で何方かピックアップして調査、これはもう絶対すべきなのにしようとしてないって。これも同僚議員の皆さん方がどのように判断するかなんですよ、これも。賛成の立場であっても、これは。もう基本の基本だと思いますよ。もうこれ以上は、もうこれも指摘いたしません。また、市民の方々はとてもこれは納得できないと思いますよ。そうしたいいかげんな考え方でフラワーパークを何が何でも進めようというんだったら、これも今後、私、徹底して宣伝をしていかざるを得ません。もうこれは、もう見解の相違じゃなくて基本の基本だから、物事をやる上で、もう。

次の質問、総事業費が13億円って、これも意外な私、答弁ですね。減額はあり得るとしても増額もあり得るって、こうした大きな問題を増額もあり得るという生半可な形で、いわば考えて議会答弁されるんですか。これはもう推進する立場であっても13億円以内には抑えますっていうことは、もう約束せんにやいかんですよ、これはもう。あの旧末吉町でも総合文化センター、当時、私と上岡議員が反対いたしました。市長の後援会長なられた、最後。しかし、議会は10億円以内ということで、当時田崎町長から言質とりましたよ。旧図書館も、もう共産党議員団反対いたしました。しかし、賛成する議会は、それでも5億円以内ということで約束させましたよ。5億円以内って。2つとも池田市長は議員時代だったから記憶にあられると思うんですがね。特にこうした問題ですよ。13億円を増額あり得るっていう、そうした答弁でいいんですか。再度答弁してください。

## ○市長（池田 孝）

まだ基本設計ができておりません。13億円でいけるように努力はしますが、やむを得ない場合は少々オーバーする可能性もあります。しかし、減額の方向で検討はしてまいりたいと思っております。だけど、確定的なものができておりません。基本設計をまだ許していただけていませんので、それができる範囲内で、その以内でやれるように努力をしていきたいと考えております。

○21番（徳峰一成議員）

私は、物事の厳密さが弱いと思いますね。最終的にやっぱり市長ですよ。市長の判断ですよ。設計業者とは、業者が絶対的な権限持つてゐるわけじゃないですよ。市長としてどう臨むかなんですよ。13億円以内っていうことは答弁できないんですか。もうこれ以上、これも聞きません。

○市長（池田 孝）

先ほどのにおいの問題も、1回やったら1回じゃだめだと。24時間やれ。24時間、もしやったら1カ月間やれと。必ずそうなってくると思います。私は、この13億円というのも同じような捉え方をしております。13億円以内でやれる、やる。これは基本設計ができてませんので、その範囲内で設計してくれと言っても、もし何なりかがこれ必要だということになったら、それはまた再度検討して議会にお諮りをしたいと思います。この範囲内でやれる、やる努力は十分にしていまいます。

○21番（徳峰一成議員）

発言通告にありました、これは附帯関連を含めてですからね。例えば白毛川排水というのは、これは同僚議員も後日質問の予定、入っているし、私も、これまでも一般質問で取り上げましたけど、私は排水も非常に心配いたしております。それは、建設予定地内の排水だけでなく、当然、水は流れていますから白毛川流域の排水対策もです。これを含めて13億円ですからね、これは。当然のことながら。それは別事業じゃないですよ。事業名は別事業であってもですね。もうこれ、それ含めて13億円ということで再度確認をさせてください。

○市長（池田 孝）

これは、13億円というのは施設の整備費を計画いたしております。これは河川まで、あれは市が管理する河川であります。この河川まで整備をしない、それまでちゅうたら、私は河川だけで10億円かかるんじゃないかなというふうに思っております。ですので、全くこれは切り離して考えるべきだというふうに考えております。

○21番（徳峰一成議員）

これもお互い議員、私たち議員が考えてきたんですよ。フラワーパークを13億円で作るために再度、つくらなかつたらもうプラスアルファ必要ないんだけど、作るためにまた何億円か必要なんです。という可能性が考えられるんですね。これは後ほど、後日、同僚議員も質問されるでしょうけども、ここも考えていかなければいけないと思うんですね。きょうは、これだけにとどめておきます。

次に、維持管理費ですね。再三申し上げますけども、これが一番、どなたもがこれは、普通のごくごく市民の方々ももう真っ先にこの点はもう心配っていうか、意見が出されております。私は、ここでは資料の3と裏ページの4を対比させながら、

つまり指宿の、鹿児島県のフラワーパークと対比しながらこの問題は質問をいたします。その理由は、指宿の、鹿児島県のフラワーパークは桁が違います。曾於市が13億円、向こうの場合はフラワー公園だけで118億円、桁が一桁、面積は30haでありますけども、向こうは花公園だけで30ha。職員も向こうは50名からいます。曾於市の場合は、フラワー公園だけだったら何名ですか。数名だったですか。あと、もう特に立地条件がもう全然違いますよ。もう向こうは、もうこれ以上の場所はない。開聞岳の麓、そして海岸の絶壁に囲まれて、温泉がある、今は新幹線効果があるって。立地条件はもう全然違います。それで比較しながら、まず質問の第1点は、曾於市の場合は、これまでの課長答弁では、下のほうにありましたけども、初年度が11万人です。2年目、3年目も11万人ですよ。もう、これはもう本会議での答弁の数字であります。まとめた数字ですね。指宿の場合は、裏ページにありますけども、今では17万人ですよ。最初は30万人、2年目が24万、3年目が18万と、もうがたと、特に3年目は6割に減っております、6割に。もう懸命な努力してます、懸命な努力。2億、毎年2億9,000万使って懸命な努力。それでも17万人です。単純な質問でありますけども、曾於市の毎年11万とは、どう考えても、これはフラワー公園だけです。パークゴルフ、グラウンドゴルフは入っていないんですよ、曾於市の場合も。フラワー公園だけで11万って、どう考えても甘い見通しじゃないですか。それをもとに収支計画がつくられてないですか。この点から答弁してください。

#### ○市長（池田 孝）

指宿を例に挙げられましたけれども、私も何回も行きましたが、規模が全く違うわけで、あのような豪華な、また立派な施設をつくらうとは考えておりません。三股につつじヶ丘というのがあります。あそこは同じ種類だけで植えてあるというお話を聞いたところですが、同じ種類ですので花のもち方はわずかの期間である。だけど、6万人入っておるということを伺いました。これだけで6万人入るのかなということでびっくりいたしましたところではありますが、曾於市の場合もパークゴルフ、これと合体の施設であります。そしてまた、大隅半島を県とのパイプのもとに観光客を呼び込もうとする、この時期であります。また、ジオパークということでの関連もございます。どうしても必要な施設でありますし、最小限度この程度は入るものというふうに推測をいたしましたところでもあります。

#### ○21番（徳峰一成議員）

三股の場合は無料でしょう。年間を通した点で考えなきゃいかんですよ。もうこれは基本の基本ですよ。1年間を通しての花公園を研究しなければ、これは指宿でなくてもいいんですよ、どこでも。類似例があったら。身近な例が議会が調査した指宿のフラワーだったもんですから比較参照したんですよ。じゃもう11万人は一応

自信があるということで、基本的にはこの収支計画は大丈夫だということで確認させていただきます。

○市長（池田 孝）

自信のもとに出したものであります。

○21番（徳峰一成議員）

これは指宿に限らず、鹿屋のぼら公園を含めて私が調査したところは全部そうありますが、初年度はまあまあ見られます。2年目、特に3年目ががたっと落ちます。がたっと落ちます、お金を取るところは。鹿屋のぼら公園もそうですよ。平成18年度は15万人だった、15万人。その前からありましたけども、お金かけて18年度から15万人。それが、22年、23年度は7万とか8万人ですよ。もう半分近くに減ってますよ。5割か6割に。指宿のフラワーパークも、あれだけの場所のいいところで、あれだけの努力をしながら、あれだけの花が多いんですけど、後ほど言いますけども、しかし30万人が17万人ということですね。やはりもう6割以下に減ってますね。けども、曾於市の計画では、1年目、2年目、3年目も収入の使用料との関係で人数を考えていきますと、同じ11万人ですよ。4年度、5年度も3,400万が3,230万になってということで、そう減ってないですよ。この見通し大丈夫ですか。

○市長（池田 孝）

先ほども言いましたような状況のもとで、自信を持って示したものであります。ぼら園についても何かのメインというものがあれば入場者がふえますし、また、虫等でやられて花が咲かなかった、少なかったという年もあったようであります。そのような年は少なくなるということであるようでありますし、これはその年によって増減が変わってくるだろうと思います。また、周囲の別なイベント等によっても入場者は変わってくるだろうというふうに思っております。

○21番（徳峰一成議員）

どれだけの方が今の市長答弁を信用するでしょうか。ですから、冒頭言いましたように、空約束になると受けとめざるを得ないですよ。担保が必要だと。全国の事例ですね。このように、曾於市のようにとんとんでいってところが最初からずっとありますか。一例でも紹介してください、一例でも。1年間を通した花公園、お金を取るところですね。今、市長答弁にあるようなところが、どこか一例でもありますか。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり黒字とか、そういったところについては少ないと理解し

ております。

以上です。

○21番（徳峰一成議員）

黒字ということ言ってないですよ。初年度からほとんど、2年、3年、4年って利用者が減らないところが一例でもありますかって言ってるんですよ。黒字の問題じゃなくって。利用者の組み立て方が甘過ぎるって私、言ってるんですよ。だけでも、そうでないっていう市長答弁だから。じゃそういったところ、一例でも全国でありますかっていうんですよ、類似したところで、フラワー公園で。あげられたら教えてください。私、調査行きますから。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

済みません。その前に11万人ということで、私、10万人ということで、さきの議会等でも述べていると記憶いたしております。また、そこは調査していただければと思っております。

ほかの施設について、二、三年間の収支ということで、その資料はデータとしては持ち合わせておりません。

以上です。

○21番（徳峰一成議員）

私の11万人、間違ってたら、もう当然訂正いたしますよね。これは10万、11万の問題じゃないもんですから。

全国事例はないと思うんですよ。それもやはり意地になって言い張るといいですか、答弁されて、じゃ質問でありますけど、指宿なんかに行かれたということですよ。指宿は植物を含めて2,000から2,500の花や植物が植えてありますよ。正確にはわからないって担当者の説明がありました。少なくとも2,000、どんどん常時花を入れかえています。一番花が栽培が厳しいのは何月ですかって私、聞いたら、7月、8月です。もう当然のことです、夏場です。7月、8月一番厳しいときに、7月、8月の花を何種類植えておりますかって聞いたんです。そしたら、一番厳しい時期でも50から60種類ということでありました。私が言いたいのは、あれだけの2,000種類の植物を抱えていて、そして常時咲いてる花はほかにあるんですよ。しかし、プラスアルファの夏場の花だけで50から60を植えなけりゃ人が来ないってことなんですよ。曾於市の場合は、7、8月は何種類の、新たなですよ、新たな花の栽培を考えていますか。当然それがないと、この収支計算が組み立てられないんですよ。何種類を一応栽培を計画してますか。

○市長（池田 孝）

もう何回も繰り返しますように、基本設計というのができておりません。そうした中に何種類、何をどれだけ植えるかっていうことは不可能です。ですので、今後基本設計を早く認めていただいて、その後に聞いていただければしっかりとした数字が出るというふうに思っております。

## ○21番（徳峰一成議員）

市長の言われてること、答弁されてることは、先ほどから自己矛盾っていうか、一貫性がないとお気づきならんですか。私は、だからこの市が立てた収支計画は問題ないですか、甘過ぎないですかっていうことを再三聞いてきたんですよ。そうしたら、問題ない、やりますっていうことを再三答弁されたんですよ。その収支計画っていうのは、つまり利用者が1年間に何名来るっていうことですよ。何名来てもらうためには、花公園ですから花を植える努力しなけりゃいけないって。指宿でもこれだけ大変ですよ。何種類の花を植えるように考えてるんですかって。もう今後、実施設計もしなけりゃいけないって。これでは私だけではなくて聞くほうから見て答弁は不十分でしょう。だから、私、申し上げたいのは、もうこれ言って申しわけないけど、私が市長だったら2年間、徹底して調査研究を行う。もうこれがだめだったらいさぎよく諦めるって。可能性があったら市民の意見も聞いて提案するって。当然その段階で収支計画ももんで、徹底的に。そして年間、どういった花栽培を行ったら人が呼べるって。その段階、徹底して研究しなけりゃいけなかったと思うんですよ。そして、どなたが答弁するにしても、もうはね返るように、ピンポン玉のようにどんどん調査に基づいた収支計画、花栽培計画をどんどん答弁できるっていうか、そうでなけりゃいけないんですよ。それされてないんですね。これで賛成ができますか。恐らくフラワーパークに賛成の方であっても、今のような答弁では私は最終的なまともな結論は出しにくいと思うんですがね。考えていただきたいと思っております。こうしたやり方で、何が何でもやるっていうやり方、いいのかどうか、非常にこれは合併後の曾於市のあり方としては疑問でありますけれども、今回はこれだけにとどめておきます。

次に、再生可能エネルギーでまちおこしを、について質問いたします。

質問は大きな2点からであります。まず、第1点であります。原発問題や再稼働問題についてどう考えるか、市長の答弁がありました。私は、それは全否定はいたしません。やはり人間が生活して、そして企業活動が成り立っておりますので原発3割依存しております。一つの側面としてですね。もちろん全面否定はしないんですよ。自分が日本の総理大臣だとどうするかって置きかえたら、これは非常に難しい問題ですよ。しかし、一方において、おこがましい言い方だけでも、原発はほかの大災害や大事故とは全然異なるって問題があります。どういった点で異なるか、

失礼ながら原発についての危険性を含めて、問題点について市長、わかる範囲内で答えていただきたいと思います。ほかの大災害や大事故と全然違います、本質が。

#### ○市長（池田 孝）

今回の福島原発の事故を考えて、非常に放射能漏れということで大変な事態に陥ってるおるわけで、ただ人がどうこうちゅう、セシウムの問題もありましたが、また作物や、もう全てのものにセシウムが含まれておる状況が一時判断され、販売もできない、もう本当にそこに入ることもできない実態でありました。そのようなことを考えると、やはり将来的には原発はゼロにもっていくべきだというふうに考えております。

#### ○21番（徳峰一成議員）

将来的な問題じゃないから私、率直に、失礼ながらどれほどの深い答弁をされるかなってということで、期待感を持って質問したんですよ。もう私も勉強過程で全く不十分でありますけど、私の知り得る範囲内での幾つかありますけど、簡単に4点を言います。

一つは、福島原発事故の問題で内部被爆の問題がありますよ。恐ろしい問題ですね、これが。第2点目は、関連いたしまして土地や建物、現地の。あるいは瓦れきの処理、放射能の汚染の問題がありますよ。数千年から数万年くらいかかると言われてますね。第3点目は、福島原発問題だけに限らず、今の原子力発電、どれだけ科学が介入してるか、解明できない問題があるんです。知っておられると思うんですが、一つは、原子力発電施設で使った核燃料、いわば燃えかすといいますか、それをどう処理するか。これはまだ世界でも全く未開発の分野であります。市に至ってはこれ一番大問題ですよ。未開発なんですよ。未解明なままどんどん原発だけ行われてる。それから、第4点目は、今ある原子力発電所も当然建物でありますから老朽化の問題ありますよ。寿命というのが。政府は40年の寿命って、もう40年を越している原子力発電所は日本には3つあるんですよ。3つあるんです。南日本新聞でもよく報道に出ますよ、これは。7月25日付も。そして、もう30年を越えてるのがほかに14基あるんですよ。本来だったら廃炉しなけりゃいけない。しかし、それはできないんですよ、財政的にも技術的にも。今現在、そういった大問題抱えてるんですよ。福島原発問題も含めて。ですから、一つの側面としてやはり人が生活あるいは企業活動を行う上で原発依存度は高いんですけどね、そういった側面で原発の再稼働を認めていいのかどうかというのについては、これは見解の相違というより、今後、我が曾於市の問題としても受けとめてお互いに勉強していきたい問題あります。これは副市長含めて。私、全く勉強不十分であります。お互い勉強して



いきたいと思っております。答弁よろしいです。

第2点目の質問でありますけれども、そうした中で、特に再生可能エネルギー、もう、これはもう党派を超えて、そして原発賛成の方々を含めて、これは共通の、程度の差はあっても認識じゃないでしょうか。原発にかわる再生可能エネルギーについては。私は、特に曾於市の場合は非常にこれがまだこれからであります。受け身の状態であります。

質問でありますけれども、これは提案であります。副市長をキャップに、課長任せじゃちょっと弱いと思うんですね。余り、後ほど申し上げますけれども裾野が広いから、あるいは10年、50年単位で見てこれは大きな問題になりますので、十分なしっかりとした骨組みでやって、ほかの市町村よりも10年後、20年後に、やはり曾於市はもうバランスのとれた体制を行ってきたって評価されるためには最初の組み立て方が大事でしょうから、副市長をキャップに対策検討委員会を、これは早急に設置しなければいけないと思うんですよ。これはもうぜひ前向きな答弁をしていただきたいと思います。まず何をやるじゃなくて、対策検討委員会を早急に設置するかどうか。答弁をいただきます。

#### ○市長（池田 孝）

私は、先ほどの答弁の中にも申し上げましたように、今、原発がとまっている状態の中で、やはり国民の生活、また経済的影響というのは大きいわけですので、これは安全性を確認して、その安全なものだけを稼働させて、そして早い機会にそれをとめられる状況にもっていくべきだというふうに述べたつもりであります。全て稼働させてこれをどんどん持っていけという形は考えておりません。これは原発ゼロに、近いうちにやっぱりもっていくべきだというふうに考えておるところです。市内においての取り組みであります。いろいろな取り組みの方法があろうかというふうに思います。今、先ほども申し上げましたように、メガソーラーということで3社、1社工事中で、3社申し入れが来ております。市有地を貸してほしいということでもあります。これは、当然前向きに検討をしていきたいというふうに思います。また、土地改良区の水を利用して小水力発電の方向でも相談が参っております。これも前向きに進めてほしいというふうに思っております。エネルギーがどれだけあるかわかりませんが、議員のおっしゃる方向で、再度どのようなものがどこら辺にあるのか調査なり、また検討は必要かというふうに思っております。

また検討委員会についても検討してまいります。

#### ○21番（徳峰一成議員）

副市長をキャップに、先ほど個人的に副市長には申し上げておいたんですが、これはやると思えばできると思うからですね、副市長の能力をもってすれば。ぜひ早

急に立ち上げてしていただきたい。

なぜそのことを言うかということ、もう今、特に3.11以降、私が知り得る範囲内でも、もう県内の近辺の自治体を含めてメガソーラーに代表されることでもう一生懸命であります。しかし、やはり地に着いたやり方をするためには、やはり徹底的な調査研究が私は必要だと思うんですよね。いい点ばかりじゃないもんだから、いい点ばかりじゃ。我が曾於市にとって何が一番いいか。例えばメガソーラーでいきますと、やらないよりはいいけども、どれだけ地元利益となるかなんですよ。一定の固定資産税等は入ってくるかもしれんけども、雇用力はほとんど期待できないですよ。ほとんど期待できないですよ、この雇用力は。あるいは地元の中小企業にとっては全くもう、このことには潤わないですよ、地元の中小企業は。メガソーラーの場合ですね。それ修繕するとかの力ないわけだから、全部大手だから。だからといって過小評価するっていうことじゃなくって、ですからその点で、幸い市長答弁でも対策検討委員会を早急に設置されるということでありましたので、私は2つの観点から申し上げます。

特に第1の観点は、この再生可能エネルギーをまちおこしの観点でしていただきたいと思うんですよ、まちおこしの。つまり雇用力のあるようなエネルギー問題あるいは地元の中小企業、今ある。あるいは今から興していただくような中小企業が、この再生可能エネルギーで仕事ができるような再生可能エネルギーはないかどうか。若干長くなりますけども、議会事務局の力も借りながら、また独自に収集をした資料でも、一つは、やっぱり曾於市の場合はバイオマスの検討というのは十分検討の余地があると思います。バイオマスですね。もうこれは3.11以前から全国で、これやっています。一つは、製材所のくず、木くずあるいは間伐材の木くずを、ペレットといたしますけども固めていろんな形で使うやり方とか、あるいは畜産のふん尿を使っただけの、メタンガスを使ったやり方、もう実際にやっているとあります。それから2つ目は、太陽光、これも小型の太陽光です。小型の、これもあります。例えば高知県の梶原では、これやっています。ちなみに、梶原はほかにもやっています、電力自給率が3割ということでありまして、3割ですね。あるいは風力、風力も大きな風力は県内にもありますよ。問題もこれは出ておりますけども、小型の風力、これも非常に今もう研究過程にあります。もうわずか1mから2mの高さの風力をたくさんつくるって。東北の地帯では。そして、1日24時間回るような縦軸の風力も今、研究過程にあつて、もう実践過程に入っております。だから、これは曾於市でも使えるでしょう。あるいは水力も、言われたように、これ小型の水力。これもどんどん今、研究改善が進んでおります。改善が進んでいます。そういった点を十分徹底して研究しながら、やはり受け身の姿勢じゃなくって、どこか来ますからありが

たいですって、それはそれで悪くないんですよ。しかし、何がなかで、やはり積極的に導入していくと。そのための条例化と予算化も行っていくと。そのことをぜひ総合的にやっていただきたいと考えています。これぜひ副市長の決意を含めて答弁をいただきます。

#### ○市長（池田 孝）

発電というのはいろんな方法があるかと思いますが、やはり企業の力もかりなければならないかと思いますが、議員のおっしゃるとおりであります。しかし、この経費っていうのが幾らかかるのか。投資効果がどれだけ出るのかっていうのを企業は考えるわけでありまして。そうした中での検討っていうのも大変必要であろうかと思いますが、今後、そのようなものもありますし、また地域に密着型のものでなければならないかと思いますが、雇用という面がほとんど生じないということもありますし、固定資産税で取れるかというのと、やぶ払いぐらいの、メガソーラーだとやぶ払いぐらいの雇用力だというふうに伺っておるところです。そうした中でありますが、副市長を中心とすることになるでしょうけれども、そうしたチームはつくりたいというふうに考えております。

#### ○副市長（末廣光秋）

今、このエネルギー関係につきましては、企画のほうで担当をいたしておりますが、それぞれ中山副市長と私のほうで、分担をして、先ほど市長が答弁申し上げましたように、メガソーラーについては対応をいたしているところでございます。国のほうで、この電気エネルギー関係の特別措置法もできております。今おっしゃったことは十分理解をいたしているつもりですが、先ほど市長が申し上げましたように、委員会をつくってできるものは取り組んでいくということで、民間ができるものについては民間にお願いをしていくということで対応させていただきたいというふうに思っております。

#### ○21番（徳峰一成議員）

副市長、これは非常にやりがいのある仕事ですよ。もう私が課長だったら、まっさきに手を挙げます、これは。フラワーパークは手を挙げられんけど、これは。もうこれ本当にやりがいのある仕事。あとこの10年、20年、30年後必ず残るから、財産として。ぜひその点で指導力を発揮していただきたいと思っております。

2つ目は、今度はまちおこしの観点からも、市民とか企業等、法人等に対する支援措置ですね、支援措置。これもやはり同じく副市長のもとで研究されたいと思うんですよ。何でもはいはいっていうことじゃもちろんないんですけどね。今、曾於市がやってるのは、昨年、補正予算で、畜産課でプロイラー農家、本年度からは酪農家にも入るようでありましてけれども、自家発電のものがあつたでしょう。これは

本当に優れた、私、制度だと思いますよ。上限が100万円ですか。ですね。もう独自に先端をいってるちゅうか。あと、全国的に見られるのが太陽光の設置に対する補助、国の補助にプラスしてやっていくちゅうことですね。これも検討していったらいいと思うんですよ。あるいはLEDですね、これに対する補助をやってるところも全国にはありますよ。もろもろあるし、また全国の事例を研究する中で独自の、やはり、また発想とか観点も生まれてくると思うんですよ。いろいろ調査研究される中で。我が曾於市に合った形で。だから、そうした市民とか農家あるいは法人等に対する支援措置も、その一環として検討をしていただきたいと思います。もうこれ今回は、本日はどれがどれっていうことは申し上げませんので、市長の答弁をしてください。支援措置ですね、支援措置という観点から検討していただきたい。

○市長（池田 孝）

支援対策であります。今後どのような方向で、どのようなシステムのもとでできていくのか。先ほど言いましたようなチームをつくって、その方向性が見えたら、また支援なども考えていきたいというふうに考えております。

○議長（谷口義則）

ここで、質問者交代のため、暫時休憩いたします。

————— . ——— . —————  
休憩 午前11時41分

再開 午前11時43分  
————— . ——— . —————

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第2、迫杉雄議員の発言を許可いたします。

○19番（迫 杉雄議員）

私は、本定例会の一般質問におきましては2項目を6点の要旨に分けて、市長、並びに教育委員長に質問いたします。

まず、通告1であります。山中貞則顕彰館の開設について。

平成23年1月1日、曾於市山中貞則顕彰館顕彰記念事業基金条例が施行され、今日まで顕彰館オープンについて整備が進められておりますが、まず、故山中氏は、昭和21年1月、復員され、南日本新聞記者を経て、25歳の若さで鹿児島県議会議員に当選されて以来、昭和28年4月、衆議院議員に当選され、在籍年数は47年9カ月間の政治生活の最後まで貫かれた魂の公約は、本県の発展はもとより、戦後我が国の高度成長に多大な功績を残された政治家として、また、高所低所判断でき、最後となった衆議院議員選挙時には、公約に不惜身命を、身をも心も選挙民に捧げるな

どと、いかなる金力、権力、暴力にも屈せず、大衆の世論の指示するところに従い、大衆の幸せのために積極的かつ良心的に行動するを貫かれたことは私が言うまでもありません。また、数多いエピソードについてもしかり、また、政治家としての半面、歌人としても「隼人」の号で「慟哭」並びに「南回帰線」を出版され、みずから味わった、さきの大戦の悲哀にあふれており、また沖縄の方々の犠牲の上に鹿児島があるとの強い信念ゆえに、沖縄復帰には並々ならぬ決意で臨まれて復帰を果たされました。山中氏の生涯における偉業について、政治的、人間的にはどのような力点を考えているか市長の見解を伺います。

次に、要旨の②であります。今後早い時期に顕彰館のオープンを望むところで、時期についてはどのような位置づけを考えておられるか、見解を伺います。

次に、2番目の、本市は長い歴史の中で築かれた山城が数多くあることは周知のとおりであります。当然大隅半島や南九州で政治的、軍事的、また経済的、文化的な要所であると伺いが見えます。そこで、要旨の①であります。恒吉城について、今日まで調査費などが計上されて整備されてきておるようです。現在までの経過と現状について、また今後の対策について、対応について伺います。また、国指定史跡としてはどのような見解並びに対応状況であるかを伺います。

次に、②であります。今年度の当初予算も踏まえて、恒吉城については史跡公園整備として整備すると明記してありますが、どのような公園整備化を望んでおるのか、構想並びに所見を伺うものであります。また、史跡公園を目指して整備が進みますと、当然地域住民の理解や協力が必要になってきますが、用地取得等については今日までの経過を伺いたいと思います。

次に、③であります。本市におきます五十数カ所に分布しておる山城については見解を持っておられると思いますが、本市の今日までの歴史並びに文化、そして教育を考えますと、再度位置づけや専門家の調査等が必要であると思いますが、当局担当はどのような見解でおるのか伺います。

次に、④であります。昭和43年1月に、市の指定史跡になった平松城の周辺を都城志布志道路が計画区間になり格上げされたようですが、教育委員会としてどのように対応が望まれるのか。平松城については、本市並びに南九州の歴史の中で軍事上では大きなウエートを占めていることを鑑み、今後の見解、対応を伺います。

以上で、壇上からの1回目の質問を終わります。

#### ○議長（谷口義則）

ここで昼食のため、迫議員の一般質問を一時中止して休憩いたします。午後はおおむね1時再開いたします。

休憩 午前 1 1 時 4 9 分

再開 午後 1 時 0 0 分

---

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開き、迫議員の一般質問を続行いたします。

○市長（池田 孝）

お答え申し上げます。

まず、大きな1番目の山中貞則顕彰館の開設についての①であります。整備状況、また生涯の偉業等についての考え方ではありますが、現在、山中先生の所蔵品を整理中であります。所蔵品の点数等を的確に把握し、展示に向けた取り組みを行いたいと思います。

山中先生の偉業については、議員がおっしゃったとおりのような状況ではありますが、簡単に主なものだけを申し上げますと、昭和21年に復員後、政界に出て社会に貢献したいと志し、昭和22年に県会議員、昭和28年に衆議院議員に当選され、17期衆議院議員、政治家として国政・郷土の発展に貢献されております。業績をたどってみますと、防衛庁長官、通商産業大臣などとして長く内閣に参画され、国政の中枢におられました。特に、沖縄を本土復帰させ、沖縄開発庁初代長官に就任されておりました。また、税制の神様と言われ、税制に精通され、消費税の導入、畜産においては中央畜産会会長としてたび重なる外圧等から農家の立場に立って対策を講じ、日本の畜産を守り、育てられました。本市においても、農地の基盤整備、畜産振興の推進、道路基盤の整備など数々の貢献をされておられます。

②の顕彰館のオープン時期であります。時期については、先生の足跡、また功績を中心に、平成25年度当初予算にハード面、ソフト面の整備事業費を計上する予定であります。整備が終了し次第、オープンしたいと思っております。

大きな2番目などについては、教育長より答弁をしていただきます。

○教育長（植村和信）

それでは、お尋ねの本市の山城調査整備について。

まず、1問目、恒吉城の調査整備について、平成11年度から大隅町が調査を始め、14年目であるが、今日までの経緯と現状、今後の対応はどうであるかということでございます。

お答えいたします。

恒吉城跡の調査整備につきましては、旧大隅町時代の平成11年度から恒吉城保存整備事業として保存整備委員会を設置して取り組んできております。これまでに20cmコンタでの地形測量と200分の1地形図の作成、縄張り図の作成、埋蔵文化財

の発掘調査、土地の買収などを行ってまいりました。地形測量は今年度で終了し、正確な縄張り図が完成する予定です。また3次にわたる埋蔵文化財の発掘で15世紀から16世紀の戦国時代から江戸時代の建物跡、炉跡などが出土しています。

これらの調査結果をもとに、中世山城の専門家を含む保存整備委員会で検討したところ、恒吉城が独自の技術で堅固な防衛施設を築いた南九州では比類のない山城であることや、1599年の庄内の乱とのかかわりなど、地形的特徴、歴史的位置づけがほぼ明らかになってまいりました。

今後はこれらの成果を、ことし12月に開催する予定でありますシンポジウム等で地元の方々や市民に発表、説明するとともに、保護保存に対する啓発を行ったり、まちおこし等への活用を図っていく予定であります。

2番目の、恒吉城は自然的保護整備ではなく、史跡公園としての整備であるようだが、どのように進められるのか、地域住民の理解と協力は当然必要であるが、現在までの対応はどうなっているかということでございます。

恒吉城跡保存整備事業では、恒吉城の位置づけを明らかにするとともに、史跡公園として整備することを目的としております。そこで、今後も地形的特徴や歴史的な位置づけについての調査を進めるとともに、国の文化庁や県文化財課の指導を受けながら、風倒木、間伐材を使った遊歩道の整備及び恒吉城の地形的特徴や歴史的役割等を学習できる見学場所等を設置するなど、史跡公園としての整備を進めていく必要があると考えております。

なお、本事業の推進に当たっては、地元住民の歴史的価値の理解や整備に伴う私有地の譲渡など、理解をもらいながら進めてまいりました。今後もこれまで以上に校区民や「恒吉の歴史を語る会」など地域住民の深い理解とロコミによるPRなど主体的な活動を引き出しながら進めてまいりたいと思っております。

③の本市において、他の地域の歴史的な山城や城跡についての対応はどのように考えているのか。

曾於市内には、恒吉城のほかにも大隅町の槻野城跡や手取城跡、岩元城跡、岡元城跡、末吉の平松城跡、末吉城跡、宝珠庵城跡、財部の龍虎城跡など、中世の貴重な城跡が存在しております。これらの城跡は戦国時代の曾於市の歴史を把握できる貴重な財産であり、恒吉城と同様に各城跡の地形図や縄張り図を作成して、その地形的特徴、歴史的な位置づけなどについての調査を行い、保存・整備・活用を図っていく必要があるというふうに考えております。

最後、4問目でございますが、平松城跡の周辺を都城志布志高規格道路の予定地が考えられるが、どのような対応が考えられるのかということでございますけれども、平松城跡は昭和43年1月に旧末吉町の指定文化財として指定されたものであり、

現在では曾於市の指定文化財として引き継がれております。その平松城跡周辺が、鹿児島県が進めている都城志布志高規格道路の建設予定地となる可能性があるということですが、私たちのほうではまだ正式には何も聞いていないところであります。

そこで事前に平松城について配慮されるよう県への要望に努めたいというふうに考えております。

以上です。

**○19番（迫 杉雄議員）**

それでは、質問に入ります。

まず山中顕彰館の開設についてということでしたすわけですが、24年度の当初で662万5,000円の支出がされ、事業費が出されておりましたけども、中身について委託料やら需用費やら備品購入、そして補助金等ひっくるめての662万5,000円というふうに理解しておりますが、補助金で出された200万に於いての準備が済んでおればですね——済んでおるとお思いますので、若干お聞きいたしたいとおと思いますが、現在、まず基金高はどれほどなのか、今日の基金高の金額を聞きたいとお思います。

**○財政課長（池之上幸夫）**

お答えいたします。

現在まで寄附をいただきましたのが、これは9月4日現在でございますけれども、1億7,731万9,118円、1億7,731万9,118円でございます。

以上でございます。

**○19番（迫 杉雄議員）**

それでは、先般だとおと思いますが、山中顕彰館のことについて市長が1回目の答弁でありましたけど、顕彰館の全体の今後の構想の会議があったと聞きますが、中身について若干見聞きしますと、計画ですので、今の敷地内に増設的な建物やら、また先ほども出ましたように、所蔵品の点数等の点検ということですが、いろんな形で進みますと、事業費的にも、もしくは時間的にもかかるだろうとおと思いますが、この建物計画について、どのような計画が案が出されているのか、まず聞きたいとお思います。

**○企画課長（岩元祐昭）**

お答えいたします。

いろいろとお話はあるところですが、まだ外の建物とかそういうものについては、基金の状況を見ながらということになりますけれども、今現在進めているのが先生の記念館の中のレイアウトということをお今考えているところでございます。

以上です。

**○19番（迫 杉雄議員）**



敷地内ということですので、この会の中で案が示されたんじゃないかなと思います。所蔵品等の点検といいますと、なかなかこれは時間がかかるんじゃないかなという気もいたします。その計画について、主な、案ですので内容をお聞きしたいと思います。

と申しますと、やはり案であれば案に従った準備を進めるべきだと思いますので、どのような案が出されているのか答弁を求めたいと思います。

#### ○副市長（末廣光秋）

私のほうでこの山中顕彰館のほうはタッチをいたしておりますので、お答えを申し上げたいと思います。

先般のこの顕彰館役員会議では、大きく5つのことが協議をされております。

まず1点目につきましては、最近の活動状況についてということで、顕彰館の活動状況についてということで報告等がなされております。そして、役員の方々が若干かわられましたので、その確認等もいたしております。それから顕彰館独自の会費を募って運営をいたしておりますので、その会務報告がなされております。そして、先ほど財政課長からありましたように、基金の寄附金の入金状況の確認ということ等がなされております。そして、今後の基金等の集約等について、顕彰館の計画といいますか、そういうものをお願いをするということで協議をなされておるところでございます。

それから最後に、顕彰館の開設をいつするのかということ等が出されております。その開設に向けた準備をどうするのかということが協議をなされておりました、特に先ほど企画課長が答弁を申し上げましたが、先生の遺品等を展示するその場所等の部分がある専門の業者に若干聞いてみたということの報告がなされておりました、それを参考にして、市のほうで新年度になりましてから企画をしてということになるかというふうに思っております。現在の段階では、こうしてこうしてということで細かいものは出てないところでございます。

以上です。

#### ○19番（迫 杉雄議員）

先ほどの答弁で市長が25年度当初予算に経費を計上するというふうに答弁されました。私は24年度の当初で662万5,000円ということと、6月定例、9月定例、全然事業費が出ていません。12月もありますし、もうそうしますと新年度になるわけですが、12月までにこの整備についての支出は考えていないのかですね、あくまでも当初のみなのか。できますなら手掛けられる分は手掛けていくべきじゃないかなと私の第三者の立場ですので、そういうふうに感じるのですが、当初予算までに現段階での事業費、委託費だけで24年度が終わってしまうのか、そこらあたりの見

解を答えてもらいたいと思います。

○副市長（末廣光秋）

開設に向けたいわゆる工事等ですかね、それらについては、当然新年度予算までには詰めなきゃならないというふうに思っているところでございます。

今顕彰館のほうである程度の素案みたいなものが、考え方が若干示されましたので、その部分に沿って市のほうでは進めていくということで、先ほどありましたように新年度の予算の中で織り込みをさせていただきたいというふうに思っております。

○19番（迫 杉雄議員）

顕彰館のほうへの準備が進むのに沿って準備していくというふうに答弁されましたので、質問を続けますが。当初のこの事業に対しては5億という金額が示されましたけど、途中、昨年3月11日の東日本大震災以降、なかなかきつい、不景気とあわせてきつい状況だというふうで、現在高が1億7,700万ということですが、いろんな形で基金が目標額に達するというのはちょっと大変だと思いますが、やはりこのできる部分から進めていくというのも一つの手法ではないかなと思っております。事業費にかかわらず、できる整備の進め方と申しますと、まず1回目の質問で言いましたように、山中先生を政治的的角度だけじゃなくて、やはり人間的角度からも十分見直さなきゃいけないなと私は思います。当然もう没後9年になりますし、また来年は10年祭という時間がたったところです。さかのぼって先生の過去の実績等を鑑みますと、やはり今私たちのまち、曾於市に本当に必要な歴代の人物功績じゃなかったかというふうにつくづく思うところです。

そういう意味から、市長に人間的な立場、政治的には当然ですけど人間的な立場をどのように見解を持っておられるか、答弁してもらいたいと思います。

○市長（池田 孝）

最初から顕彰館として残そうという話もあったんですが、当初家族のほうからそのようなものには使わないでくれということでありましたし、そしてまた再三申し上げて、5年間は、5年祭をするまではもう全くそういうことはということでありまして、全く話が進んでいかなかったんですが、5年経過した中で、何とかそのように生かしてもらえたらいいことじゃないかということを経験のほうから連絡を受けまして、そのような活動に入ったといういきさつがあります。そうなりますと、もう日がたつに連れてやっぱり薄れていく、そして寄附が集まりにくい状況も出てきたし、東日本大震災、そのようなものやらこの不景気な状態、そのようなものとの関係者が高齢になられた、また引退されたという形のもとで、少なくともはなっておりますが、今のところ約束——入ってはないんですが、いつごろまでには入れたいと

いう約束的なものまでひっくるめると、大体順調に来ておるなというふうには感じているところで、しかし、最初の5億円には遠いかというふうに思います。集まっただけでまた考えなければならないかと思ひます。今そうした形の中で設計をちゃんとした専門屋にお願いしてやっていかなければならないというふうに、この前の顕彰館でも話し合いをいたしたところでもあります。

人間的な先生のことについてということではありますが、政治家としては大変芯の強い方であられまして、衆議院に第1期当選されたときから、もう歯に衣を着せぬ状態で物事を言われる先生であられたというふうに伺っております。郷土のためには農業を中心としたものを、特に力を入れていただきましたし、また税に関してもできるだけ高額所得者、またよそのほうから取って、地元の産業育成にも努められたというふうに思っております。

また私も長い間おつき合いをしてきましたけれども、大変人情味のある人で、厳しくだれでもどんな人でももう呼び捨てて、その場で赤恥をかかせるぐらいのことはもうしょっちゅうあったところでもあります。先生から叱られた人は当然もう全員じゃなかったかなというふうに思ひます。

そしてまた心の優しい人であつて、先生にお願いすると「わかつた」と、「なら、おいがどげんかすらい」というような気持ちのもとに本当に実施していただいたというふうに思っております。そのような熱い思いの政治家で、また本当に心から訴えると、心の優しい方でありましたから、当然人の前でも涙をこぼしながら聞いてくれる人であつたなというふうに思っております。

#### ○19番（迫 杉雄議員）

とにかく人間的という角度から見ても、ここで並べ足りないというぐらいのエピソード的なものもありますし、政治面から言つても、もう数えきれないほどの法の制定整備もされた実績です。

そういうことは横に置いてですね、人間的に語るとなりますと、やはりこの歌人という立場を、やはり文化の面からか人間性の面からか引き出すべきじゃないかなと思ひます。当然見渡しますと、見聞きいたしますと、戦中、また戦後、いろんな形で数多く2,300首以上の短歌等も並べられておるようです。

そういう意味から、今日まで長い歴史の中で先生の歌碑が見当たるといひますと、図書館前と、それから中央市場ですね、あそこ。あと1点は直接見てないんですが、霧島のホテルのほうにあると。数えたら4個かなという気がして、また地域外に行けばかなりあるんじゃないかなと思ひますが、先ほど副市長が答弁された顕彰館の今後の整備の内容を見ますと、どうもこの歌人という立場の文言等が見えないわけですよ。中身については、多目的ホールとか和室とかいろんな計画になっておる

ようですが、その面で歌人という立場と、そして短歌についてはとてもいい短歌が、市民を感慨深くさせるような短歌がたくさんつくられておりますので、早い時期なり、またその金目もそう考えなくても、この先生の、今度敷地内、施設内に早い時期に建ててみたら何か機運でも盛り上がるんじゃないかなという気がしますが、これについては何も顕彰会のほうでは話になっていないのか、再度お聞きしたいと思います。

#### ○市長（池田 孝）

功績につきましてはいろいろあるわけですが、先生のこれまでの述べたような政治活動での功績、または畜産を中心とする産業の功績、また歌人としての功績ですね、そうしたものを展示しようと。そしてまた、近くに吉井淳二先生がおられましたので、吉井淳二先生のそのようなものも当然入れるべきじゃないかと。そして、岩崎與八郎、大隅町出身ですけれども、市のこれは大変な御功労者でありますし、愛甲兼達ですかね、財部出身の、このような郷土が生んだ偉大な先人の方々のそうしたものも一部入れていったほうがいいたろうということ、この前は協議をいたしたところであります。

そしてまた教育学習事業の実施、学習室の設置、生涯学習の開催、そうしたものも施設の中で考えられないのかということでもあります。

また喫茶、軽食ルームの設置、ギャラリーの建設、文化芸術と山中貞則ということ、十分に組み合わせていきたいということでもあります。今オープン前にぜひ施設を借りて、あそこでブラスバンドの音楽会を開きたいということも来ているそうでもあります。ですから、それはもう貸しつけていいんじゃないかなと。で、特に地元の方々も、あの新しい家ができてから中を見ていらっしやらない方も多いたろうと。時間的に制限して見てもらおうじゃないかと。特に地域の方々に見てもらってオープンしたほうがいいたろうということ等が話し合われたところであります。

まだオープン前ですけれども、そのような形で、中をとにかく地域の方々も見たいらっしやらない方が多いから見てもらおうじゃないかという意見等も出されております。その方向で進めようというふうに考えております。

#### ○19番（迫 杉雄議員）

いろいろ議論やら話にすればキリがないわけですが、1点ですね、先ほどの質問の中には先生の短歌ですね、歌人としての短歌の碑をふやすという言葉じゃ語弊があるけど、この敷地内に一番いいのを建てる、何個でもいいんだけど建てるべきじゃないかなという質問です。

といいますと、図書館前にもあります。図書館前の碑については、「戦死せし友の臨終は何處ならむ 甘蔗の穂波に風渡るのみ」という碑が立ったとき、たしか平

成3年の7月の23日やったですかね。7月だったですね。図書館のオープンと同時にですね。そのときはやはりこの先生を慕ったという意味もあるけど、その短歌、同じ会の人たちが盛り上げたなというのを記憶にあります。やはりこの先生のこの「慟哭」やら、もしくは「南回帰線」等というのは県民問わずみんな目を通しておるようで、俳句会とか短歌界の人たちにはかなり興味があるというふうに私は見ますが、そうすると当然この顕彰並びに顕彰館の広がりが一気に高まるのではないかなど。今まで副市長に言いましたように、そう金額的にかからない、建立するのにかからないと思いますが、ぜひ早い時期に努力してもらいたいと思います。

そういう意味から先生の人間的な部分を後世に大きく見せてもらえればどうかと思うんですが、やはり政治的なほうが先に走ります。けど、やはり私たちのこの町には文化、教育、当然歴史もですが、残したい人を、先ほど市長の答弁の中に出ましたように、当然吉井画伯やら、また財部の愛甲氏ですね、もう1人つけ加えなきゃいけない人がおるのではないかなど先ほどから答弁を聞いて思っておるんですが、当然この高木秀吉氏もその一角を担うのではないかなどというふうに思います。当然この庁舎の前にも記念碑等が建っておるわけですので、やはり今日までの歴史的な文化的な面の編纂のもとをつくったのが末吉町においては高木秀吉氏というふうに理解しておりますが、検討する余地はないか、できればそうやって何かの形で照らし合わせて、広い形の山中貞則顕彰施設というふうにしたらどうかと思いますけど、答弁があれば求めたいと思います。

#### ○市長（池田 孝）

今一部を申し上げましたけれども、当然今後検討して、特にそれぞれ3カ町の名誉市民に選ばれた方とか特に顕著な方々については今後検討して、できれば入れる。だけど余り多くして値打ちがなくなってもよくないなということも考えられます。そのようなことでいろんな角度から検討をしてまた広げられるように努力していきたいと思っております。

#### ○19番（迫 杉雄議員）

それでは、先ほども答弁の中に出てますが、顕彰館のオープン時期ということで所見を伺ったところですが、やはり年明けて25年度の2月の20日となると、当初予算にも全然間に合わんわけですけど、そういうことは話題にならないのか。できますなら、急げという言葉は使いませんが、2月の10日の10年祭あたりは考えられないのか、再度答弁を求めたいと思います。

#### ○市長（池田 孝）

やはりおっしゃるとおり何か記念的になるような日を選ぶというのは、大きな一つだというふうに思います。しかし、しっかりとしないうちにオープンして、見た

ら、大したことはなかったというふうな感じになっても後に影響があろうかというふうに思います。寄附の状況等も見ながら、そして立派に専門業者、そのような展示の仕方、そのような設計業者に見てもらい、設計していただいた後に、しっかりとした形でオープンをしたいというふうに思っているところです。いつということはまだ申し上げられませんが、何かいい記念になる日を選んでいきたいと思っております。

○19番（迫 杉雄議員）

最初に聞けばよかったんですが、この顕彰館の計画案の準備については、どこのコンサルタントが入っておるんでしょうかね。独自の顕彰館だけの作業じゃないみたいですが、それだけを答弁いただきたいと思います。

○市長（池田 孝）

今のところ入っておりませんが、まあ一つの業者、御提案をさせてほしいというふうなことがありましたので、何ぼか業者に入ってもらってですね、その中からやっぱりプロポーザルといいますか、提案をいただいて、そうした中で選んでいけばということがこの前打ち出されたところであります。

○19番（迫 杉雄議員）

それじゃ、まあ質問の内容ができるだけ早い時期に顕彰館なる施設がオープンするように努力をしてもらいたいと思います。

次に、通告の2番目に本市の山城調査整備についてということで、先ほど教育長が詳しく答弁されましたけど、ちょっとこう継ぎ足して質問を進めたいと思います。

まず1点目に、調査整備が進む中でいろんな議論の中で、恒吉城を国指定に持っていくんだということが口から出ておりましたけど、たしか現段階では平成21年の市の指定でとまっているわけですね。一言で言いますと、市の指定から国指定というような文化庁もなかなかだろうというふうに思いますが、現段階で県の指定はどうなっているのかですね。申請をいつされて、答えが見えるのか、わかっている範囲で答弁を求めたいと思います。

○教育長（植村和信）

今1回目で答弁を申し上げましたとおり、いろいろ計画に従いまして調査を進めている段階でございまして、県の指導のほうも大きな力をもらっております。そういうところを県と相談をしながら今進めているところでございまして、まだいつどのようにというような明確なめどは立っていないところでございます。

○19番（迫 杉雄議員）

いつ申請されておるんですかね。平成21年以降というと22年ですか、それとも昨年申請されたんですか。そこらあたりが、まあ24年じゃないんじゃないかなと思います。

ますが、21、22年、どの時期に県のほうに申請されて内容がどうなっているのか、再度聞きたいと思います。

○教育長（植村和信）

申請については、まだはっきり申請をしたわけじゃございませんが、市の指定文化財としてこうして調査等を進めていくということで連絡をとり合っている、連携を強めているという状況で、時機到来ということで、また申請を、登録をお願いするという形になります。

○19番（迫 杉雄議員）

確認ですけど、まだ申請はしてないということですね。できますなら申請は早いほうがいいと。ということは、やはり先ほどから出ているように、平成11年以降のやっぱりこの言葉で言う文化度の高い山城ということで、ずっと今日まで来ておりますので、やっぱり段階的にも進めながら、こうしてやっていけば、よく見えてくるんだがなという気がするところです。たしか23年度は颯娃城のほうに県指定になったんじゃないかな。

あとやはりこの県指定ともなると、県内この史跡というのはもう数知れないわけですけど、やはりこの階段を一步登らんことには次の目標が見えてこないというふうに思うところですが、今後24年、25年度に向けて県のほうの申請はどういう考えなのか、再度お聞きいたします。

○教育長（植村和信）

今議員がおっしゃるように、階段を一步一步確実にとということで、調査を行ったり、また学者の先生方をお呼びして調査をされた結果を調査報告会ということでまとめて発表してもらったり、着実に一步ずつ進めているところでございますので、そういうことをトータルして委員の方々と検討しながら進めていくということで、今のところまだ何月というようなめどは出ていないところでございます。

○19番（迫 杉雄議員）

いろんな議論の中で、早目に県までは上げてみればどうかと思います。

質問が前後するかと思いますが、この恒吉城について、測量図、縄張り図までは24年度でできたという答弁だったですかね。一応調査が済んだのであれば、やはりこれに基づいた模型図は考えていないのかですね。やはりこの金額的なことは私は委託料的なものは口に言えませんが、ほとんどの県下各市町村等で城跡史跡を整備したものについて、模型図までつくって、そしてまた庁舎内とかどっかの歴史館等に展示しているんですよね。そうすることがやはりこの市民を初めとするいろんな人々に、理解やら、また教育の分野でも話が進むんじゃないかなと思いますけど、この模型図のことはどういうふうに対応されるのか、まず聞きたいと思います。

○教育長（植村和信）

議員がおっしゃるとおり、全体の恒吉城についての理解を深めるためには模型図というのは大事でしょうし、こういう立派な山城が曾於市内にあるんですというようなことを市民のほうに理解を深めてもらうためには非常に理解をしてもらいやすい手立てじゃないかなということで、今後啓発等に、保存保護に関する啓発等に力を入れていきますということです。当然模型図あたりを主な場所に展示するようなことなどは、まず中心に据えて考えなきゃならないことじゃないかなというふうには考えております。

○19番（迫 杉雄議員）

いろいろ議論の中で、やっぱり努力してもらって、十三、四年経過した後の時間の穴埋めをしてもらったほうが、この歴史的価値のある文化施設だというふうに市民として、また曾於市として誇りが持てるんじゃないかなというふうに思います。

そういう意味から、先ほども出ましたが、この整備調査については史跡公園整備という言葉で打ってあります。一方から言えば、自然史跡調査だと思いますが、当然史跡公園整備となりますと、それなりのやはりこの整備が必要じゃないかと思えますけど、どの程度を今の段階で考えておられるのか、まず答えていただきたいと思えます。

○教育長（植村和信）

当然、今恒吉城としての全体的な価値、そういうものが見えつつあるわけでございます。着実に急いで整備もしていかなきゃなりません。ただ国指定をしてもらった場合、国のほうが今度は経費等も持ちながら進めてくれるというようなこと等もございまして、余りまだ青写真は持っているわけですが、具体的にはまだしっかり出せないというようなどころでございますが、当然1回目でもお答えしましたとおり、風倒木とか間伐材を使った遊歩道、これの整備、それから学習をしやすい学習の場ということで、まだ具体的にどういようなことまで届いてないんですが、こういうものは当然整備していかなきゃならないというふうには考えているところです。

○19番（迫 杉雄議員）

風倒木とかをいろいろ、私も現地を詳しく知っているわけじゃないんですが、やはりこの史跡公園整備となると、教育に関しても、人が遊歩道的に入るまでは早い時期に整備する必要があるんじゃないかと思えます。いろいろ地域の人に聞きますと、なかなか広いから奥まで行けないと、こういう言葉が何回か聞いたことがあります。やはりこの面積は8町歩だったですかね。8,000m<sup>2</sup>ですね。まあ8町歩と——8万ですね。広いと言えば広いわけですので、なかなか地域の人たちもわか



っているというぐらいでなかなか平時は興味が出てこないんじゃないかなと思います。ぜひ名目が史跡公園整備ですので、早い時期に整備する準備ですね、これは必要じゃないかなと思います。でなければ、最初から自然調査でやれば、それだけのことだと思えます。

一方、教育長が答弁の中で言いましたが、国指定を必要とするのであって、国指定であれば、国から二、三年は補助的なものが交付されるだろうと思えますけど、そこまで待って、もしくはその方向をするとすると、いつの日かわかりませんし、一方からいって、財部の龍虎城はもう平成5年にいわば市の指定になっているわけですよ。町指定から市の指定にですね。それにかけて言ってみればごらんのとおりの整備がされております。そういうたぐいから考えれば、国をあてにせんでもいいんじゃないかなという気もするところですが、龍虎城の市の指定と、また恒吉城を国指定まで努力しようというこのギャップを教育長、どう思われますか。

#### ○教育長（植村和信）

国のほうの指定になった場合の成果というのは、二、三年の交付金というようなことをおっしゃったようですが、今まだ私有地も結構——「私」というのは「ワタクシ」のほうの私有地ですね、これの買収等も今3分の1でございまして、これの購入等についても国のほうの補助がありますし、あとの税の問題とかいろいろ大きいようございまして、できますれば国の力がもらえればというようなことも考えているわけでございます。

またほかの城も貴重な城がたくさんございまして、あわせてやはり引き上げていければいいなというようなこともありまして、なかなか広い、たくさんの遺産を大事にしなければならぬというところで非常に厳しい面も今考えているところでございます。

#### ○19番（迫 杉雄議員）

史跡自体が広いということをして置きますと、やっぱりこの曲輪に到達するぐらいのところまでは整備すべきじゃないかなと思いますが。

それと、やはりこの全体的、国指定を目指してからとなるというのことがわからないし、整備しながら国指定に持っていくという手法も生きるんじゃないかなと思っております。

そういう意味で、今後の対応を望むところですが。通告時に③で出しておりましたように、曾於市においては山城の件数がほかの、隣の町よりも多いというふうに私もびっくりして、また把握しているわけじゃないんですが、ある人が詳しく調査されておりますし、引き出しておられます。

特に先ほど1回目の答弁で教育長が答弁された末吉・財部については、末吉にお

いては4つぐらい、もう目新しいのがわかるわけですね。財部においても5つの大きいというか確実にこの城跡だと。けど反面、大隅町においては、槻野恒吉とあわせて、四十七、八、九の城跡があるから、やっぱりびっくりするわけですね。照らし合わせますと、今地名になっているわけですね。もう片っ端から名前を挙げなくても、今その地域の名前やら、その地域の中に山城が存在しているんだというふうには私は理解しておりますが、これらについても再度この調査検討が要るんじゃないかなと思います。当然、史跡公園という言葉は必要ないにしろ、自然調査ぐらいは入れるべきだし、もしくはそれなりの記念碑なるものなり説明板なりですね、建てる必要があるかと思います。そのあたりについて、近年努力された山城があれば、まずお聞きしたいと思います。

#### ○教育長（植村和信）

今おっしゃるとおりたくさん城がございます。そういうことで、まずは自然調査をして、主なものがどのぐらいあるのかということ、数は把握しているわけですが、これを資料にまとめたり、あるいは地図にきっちり記したりというようなことで皆が学習しやすいような状況に整備していく必要があるだろうと考えているところです。

今恒吉城を中心に調査しておりますので、近年、特別にこの城もあわせて整備してますという状況はないところでございまして、先ほど1回目の答弁でいたしましたようなところ等の確認をしているところでございます。

当然、戦国時代の曾於市の歴史を把握できる貴重な財産でございますので、その位置づけなどを明確に進めていく必要があるだろうというふうに考えております。

#### ○19番（迫 杉雄議員）

当然、自然調査という形でも把握・調査、そしてその延長線が文化教育につながることや、強いて言えば、地域の活性化、一方で言う郷土愛につながるということは大きな声で言えるんじゃないかなと思います。

それと合わせて、近年、曾於市文化財マップを製作されておりますよね。あれがなかなかの代物だというふうに、立派なのができているやないですかというふうに思いますし、あれを生かせば、史跡なり文化財なり、市民の目に触れると思います。そうすることがやはりこの教育につながることだと思いますので、文化財マップについて調査をして、できるだけそういう今の私の質問をクリアーできないものか、再度お答えを求めます。

#### ○教育長（植村和信）

今みんなの力を結集しまして文化財マップを作成しまして、市民の皆さんのほうにお届けしたり、子供たちが学習に生かしてくれたりというところで完成をしてお

りますが、当然日々またいろいろ調査をしまして新しいものを見つけたりしているわけございまして、当然この文化財マップをもとにして、さらに充実したマップに、時にはまた新しく刷り直したりというようなことも考えて進めていこうと思っております。

○19番（迫 杉雄議員）

当然、せっかくできた資料ですので、十分活用できるようにやっていけばどうかと思いますが。後でもいいんですが、この冊子数はどのぐらい印刷されたのかですね、後で答えてもらいたいと思います。

次に、④に平松城周辺に都城志布志高規格道路の計画整備区間、計画区間をお聞きしてますので、これについて1回目で質問しましたところ、教育委員会はまだ把握対応していないということですが、これは23年度以前から対応されているんですよ。というのは、三木靖さんですね、三木氏ですね。あの人が大隅振興局にこの状況を出されておりますが、それについて何か打ち合わせも何もなかったのかですね、それに沿って今後の対応はできないものかちょっとお聞きしたいと思います。

○教育長（植村和信）

お答えします。

教育委員会のほうには、こういう道路が通るからというような連絡はまだ受けてないというふうに私は思っておりますが、先ほど答えましたとおり、当然そういうことが正式にわかれば、先ほど答えたような動きをできるだけ早目に動いていこうというところでございます。

○19番（迫 杉雄議員）

文化財マップは部数はどうだったですかね。

○社会教育課長（中峯健一郎）

文化財マップは800部作製いたしました。

○19番（迫 杉雄議員）

わかりました。

この都城志布志高規格道路について、教育委員会には何も連絡も入ってないし、把握してないと。ただ文化財マップの中で史跡としては落としてあるわけですので、すぐ話は通じるんじゃないかと思えますけど。あとは市長に答弁の矛先をかえたいと思うんですけど、市長が把握している限り、平松城の、都城もすぐそこだけ、どの位置を計画にあがっているのかですね。きつく言いますと、今の城跡の曲輪の辺あたりを真ん中をつつきれば、元も子もないという言葉になりますが、まあ右側は飯野松山線ですね。左側には畜舎もありますが、そこ辺あたりで見た場合にどういう計画なのかですね。あの都城志布志間道路が計画されたという時期に、計画で

したので、そのときはまだ着工でもないし、そのとき線が引いてあったあたりなのかなという、私はあくまでも全然知識、常識ありませんのでそういう感がいたしますけど、市長に答えられるものなら答弁をお願いしたいと思います。

○市長（池田 孝）

最初、この都城インターから大方志布志港まで計画されて、基本計画が発表され、それから随時部分的に整備がされてきておるわけでありましたが、この県境のここだけがまだ基本計画のままです。ですから、線引きがなされておりません。それでただ丸く、この辺ということで丸くしてあるだけで全く状況はわからないところです。

ですけれども、口頭で私のほうからも以前からこのような文化財があるということは伝えてあります。ですので、何とか避けてくれるんじゃないのかなというふうには思っておりますが、この前、議長も含めて都城志布志道路促進協議会のほうで中央にも行きましたし、また国土交通省、国会議員のところも回ったんですが、整備区間に上げたいということは言っていらっしゃいます。しかし、これがまだ整備区間に上がってませんので、整備区間になるとここを通りますというのが発表になるかと思えます。そこに至るまでに何とか申し込みをしておかないとという気持ちで申し込みはしてあります。ですから、何とかそれなりの対応をしていただけるのではないのかなという期待をいたしているところです。文化財があるところをめぐって道路を通すことはないだろうというふうに期待をいたしております。

○19番（迫 杉雄議員）

状況は、今市長が答えたような段階的な状況だと思いますが。教育委員会のほうにはそういう対応連絡もないということですので、一方から言えば、あそこだけがまだ整備区間にあがらないことのジレンマですね。あそこを、文化財を、史跡をよけて早く道路ができ上がればというのが我々の住民の願いであります。そのためにはまだ整備区間にあがってないというところでですね、早い時期にやっぱりもう一回、県なり大隅振興局なり、一応地元の意向、教育委員会の意向は伝えるべきじゃないかなと思いますが、いかがなもんですか。

○教育長（植村和信）

それはもう当然でございます。私たちはまた市長のほうにお願いしたり、また県の文化財課を通して強い申し入れをしてもらったりということで、当然努力をしております。

○市長（池田 孝）

先ほど言いましたような状況で今進んでおるわけですが、最後の環境調査ということをやっているということでもあります。ですから、環境調査ですので、文化財

がここにある、どうしたらいいかということなどが調査になっていくだろうというふうに思っております。

そのようなことから、鹿児島県、そしてまた福岡の九州整備局、本庁ですね、国土交通省、そのようなところにもこれまでも行っております。お願いしておりますが、今後もそれなりにお願いをしてまいりたいと思っております。

**○19番（迫 杉雄議員）**

大体通告した山城についてですが、最後に1点、やはり曾於市における今後の対応として、数多い山城、整備されているところもありますし、財部の龍虎城というところもありますが、できるものなら教育の分野やら、また観光的な集客の観点から考えれば、何かこう催しが組めないものかですね。よく俗に世間がやっているような山城めぐりとかですね、そういうたぐいのものをぜひやってもらって、そして人それぞれの角度、見方があるわけですので、やっぱりそれに参加する人は感慨深いものが出てくるのではないかなと思います。それがひとつの文化に対する、もしくは教育につながるものだと思いますので、そういうたぐいのものをぜひ曾於市教育委員会あたりからも、一方のほうは観光的、商工観光課やら、また俗に言いますと、曾於市の観光特産品センターあたりからのものがあるわけですので、ぜひ教育委員会も一歩前を進めたらどうかと思いますけど、どんなものでしょうか。

**○教育長（植村和信）**

大変ありがたい意見をいただきましたので、また担当を中心にできるだけ前向きに私たちも研究を深めて、全国のいろんな事例等も集めながら進めてまいりたいと思います。

**○19番（迫 杉雄議員）**

終わります。

**○議長（谷口義則）**

ここで10分間休憩いたします。

---

休憩	午後	2時06分
再開	午後	2時16分

---

**○議長（谷口義則）**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第3、原田賢一郎議員の発言を許可いたします。

**○6番（原田賢一郎議員）**

6番議員、原田賢一郎です。私は4項目について質問をいたします。

まず最初に、市道・農道における樹木などの高所伐採作業の進捗状況について伺います。ここでの農道とは、交付税算入対象の農道を指しているところでございます。

ここ最近、市道・農道における両脇の樹木などが年々大きくなり、通行に支障を来すところや支障を来すおそれのある箇所がふえてきております。また通行の妨げにはなっていないにしても、両脇の樹木が覆いかぶさり、昼間でも暗い道路が多く見受けられますが、この現状をどう捉え、どう認識されているかをお伺いいたします。

私は、この問題を以前にも取り上げて質問をいたしました但、その結果があまり目に見えてこないので再度質問するところであります。

2番目に、過去3年間市道・農道における高所伐採作業を行った路線数とその延長は各町ごと幾らであったのか報告されたい。

3番目に今後、高所伐採作業が必要とされる市道・農道の路線数とその延長は各町ごとに幾らあるのかを報告をされたい。

4番目に、この作業は各町ごと年次計画を立て、その計画に基づいて順次実施していく必要があると考えるが、どのような計画のもと対応をされるのかをお伺いいたします。

次に、75歳以上の人間ドック補助について伺います。

周知のとおり、我が国の長寿命化には目を見張るものがありますが、人間だれしも健康で現役で人生を全うしたいと思うのは皆同じであろうかと思ひます。本市における医療分野に対する多大な支援と当局のたゆまぬ努力のもと、法定外繰入金総額2億8,000万円の国保への繰り入れや、中学生までの医療費の無料化、特定健康診受診率向上を目指し努力された結果、年四、五%の医療費の伸びを3%台に抑えることができたなどなど、当局に対し敬意を表するものでございます。

そこで質問であります但、一番目に特定健康診査のここ数年の受診率はどうなっているのか、2番目に75歳以上の受診率はどうなっているのか、3番目に75歳以上の人間ドックに対する助成はないところであります但、本市として助成措置を講ずる考えはないかを問うものであります。

次に、温泉宿泊保養券と日帰り保養券の選択肢についてであります。温泉保養券には日帰り券と宿泊券の2通りの券があることは周知のとおりであります但、市民の間にささやかな願ひに、どうして自由に選択できないのだろうかという声があります。そのような観点からの質問で、1番目に宿泊保養券と日帰り保養券の利用状況と実体について報告をされたい。またその結果についてどう認識されているかをお伺いいたします。

2番目に、年1人当たり宿泊券と日帰り券、合計1万1,000円の予算であるが、その範囲内で宿泊と日帰りを自由に選択できないのか、その考えはないのかをお伺いいたします。

次にフラワーパーク建設予定地は最適地かということでお伺いをいたします。

フラワーパーク予算は通ったものの、その予算は凍結されたまま半年近くになろうとしておりますが、フラワーパーク調査特別委員会では、現地調査、先進地事例の調査など審査を重ね、さきの本会議で特別委員長が報告したとおりであります。

報告の中では、ハエとのおいの問題についてはさほど問題はなかったとありました。ハエの調査は7月下旬から8月にかけて、最も暑い時期に調査されております。この時期は1年で最も暑い時期であり、ハエも生息できないほどの高温時であるためハエは少ないのが当然であります。最も多いのは今から先、つまり9月から10月ごろが最も発生の多いときであります。人間もハエもしのぎやすい環境は同じであります。ハエの調査は1年を通して調査すべきとの意見もあったところでございます。

また審査の過程では、フラワーパーク候補地についてはプロポーザル委員会が決定したとのことであったが、このプロポーザル委員会が胡摩地区に決定した経過、理由等については一切一言も触れられておりません。それが疑問に残るところであります。この胡摩地区は畜産振興を積極的に推し進める地域であり、公園計画はそぐわないと考えられるからでございます。この地がなぜ選定されたのか不思議でなりません。この地区が最適地の理由は何かを伺います。

2番目に、隣の宮崎県に口蹄疫が発生したのは記憶に新しいところでありますが、隣の国中国、台湾、韓国はいまだに口蹄疫の猛威が衰えるところを知りません。ついに韓国は全頭ワクチン接種に踏み切っております。その中で日本はいち早く口蹄疫の清浄国を世界に宣言することができました。日本に来る観光客で最も多いのが中国、韓国、台湾と聞くが、そのような観点から、国内にまた口蹄疫、鳥インフルエンザ等が発生してもおかしくはありません。もしそうなったとき最悪の場所にならないか、それでも最適地と言えるのかを伺います。

以上、壇上からの質問といたします。

#### ○市長（池田 孝）

お答え申し上げます。

1番目の市道・農道における樹木等高所伐採作業の進捗状況であります。①であります。市道・農道の管理につきましては、市の道路維持班による直接の管理、シルバー人材センターや建設業者等への作業の委託のほか、地元自治会等のボランティア作業など、たくさんの市民の御協力をいただいているところであります。

そのような中で道路沿いの山林等の樹木が大きくなり、道路上に覆いかぶさり暗く、また一部垂れ下がり、車の通行に支障を及ぼしかねない箇所がふえていることは実感しております。

これにつきましては、年々成長する樹木に対しまして、地域の高齢化が進み、地元での対応が難しくなっていることと、林業不振の中で山林の手入れ等につきましても行き届かなくなっている現状があると思っております。

②の過去3年のこうした路線数、延長はということではありますが、市道においては、末吉町が26路線で7.2km、大隅町が29路線で16.9km、財部町が8路線で1.1kmの高所伐採作業を行っております。農道におきましては、末吉町が1路線で50m、大隅町が1路線で30m、財部町は実績がないところです。このほか軽微な場合は職員で対応をいたしております。

③の延長は幾らかと、伐採が必要と考える路線の延長ではありますが、市道においては末吉町が49路線で6.9km、大隅町が66路線で16.8km、財部町が5路線で1.4km程度が必要となってくると考えております。

農道につきましては、末吉町が9路線で2km、大隅町が25路線で20.6km、財部町が2路線で3.1km程度が必要となってくると考えております。

④の各町ごとの年次計画を立てて実施する必要があるんじゃないかということではありますが、現在、車や人の通行に支障が生じた箇所につきましては、直営の道路維持班やシルバー人材センター及び建設業者等への作業委託により、その都度その解消に努めております。幹線道路につきましては、法面上部の伐採についても状況を見ながら、不定期ですが、一部行っております。

また道路改良等の工事においては、周辺の高木の伐採等についても極力実施し、明るく快適な道路整備を図っております。

ただ高木につきましては、民地に生えている場合が多く、中には伐採について御理解をいただけない場合もあるところでもあります。今後さらに伐採の必要な箇所等の調査を行い、検討をしてまいります。

大きな2番目の75歳以上の人間ドックについての①特定健康診査の受診率の動向ではありますが、国民健康保険被保険者の特定健康診査の受診率は、平成20年度32.3%、平成21年度44%、平成22年度42.8%、平成23年度は概算数値で43.5%となっております。

②の75歳以上の受診率ではありますが、後期高齢者医療被保険者の健康診査受診率は、平成20年度10.6%、21年度で12.6%、22年度12.9%、23年度で12.8%、平成24年度で12.1%となっております。

③の助成措置を講ずる考えはないのかということではありますが、75歳以上が加入



する鹿児島県後期高齢者医療広域連合の制度では、人間ドックの助成はないところ  
であります。

人間ドックの大きな目的は、疾病の早期発見、早期予防を行い、重症化を防ぐこ  
とであります。75歳以上の方々につきましては、ほとんどの方が医療機関に通院  
しておられ、既に何らかの既往歴があり、症状が把握されているところであります。

また市の集団健診においても基本健診、各種がん検診等も受診でき、大部分の健  
診項目が無料で受診できますので、市単独の人間ドック助成については今のところ  
考えておりません。

大きな3番目の温泉宿泊保養券と宿泊日帰り温泉券の選択肢の①であります。宿  
泊保養券と日帰り保養券の利用状況、また実態であります。平成23年度の実績  
について申し上げます。国保被保険者におきましては、日帰り券については発行実  
人員2,239人、利用枚数2万2,619枚、平均利用枚数10.1枚となっております。宿泊券  
については発行実人員2,239人、利用枚数3,940枚、平均利用枚数1.8枚となってい  
ます。

後期高齢者におきましては、日帰り券については発行実人員2,269人、利用枚数  
2万8,641枚、平均利用枚数12.6枚となっております。宿泊券については、発行実人  
員2,269人、利用枚数2,943枚、平均利用枚数1.3枚となっております。

この結果から、日帰り券につきましては、国保被保険者に比べ、後期高齢者の利  
用が26.9%で9.9%多く、平均利用枚数も12.6枚で2.5枚多くなっていますが、宿泊  
券につきましては国保、後期ともに1.2枚と利用率が低い状況であります。

②の1人当たりの宿泊保養券500円を10日以内、日帰り保養券300円を20日以内と  
規則にあるが、その根拠はということですが、温泉保養券については、平成  
17年の3町合併時のすり合わせで、旧町ばらばらであったものを、一番サービスの  
高かった旧末吉町に合わせ、宿泊保養券1回500円を10日以内、日帰り保養券1日  
300円を20日以内としたものであります。

③の年1人当たりの宿泊券と日帰り券合計1万1,000円の予算があるが、その予  
算の範囲内で自由に選択できないかということですが、国民健康保険温泉保  
養所利用規則第3条及び第4条において、日帰り券・宿泊券ごとに1人1年間の保  
養期間限度及び1日当たりの保養給付額が規定されていますので、1人当たりの日  
帰り・宿泊合わせた保養給付限度額1万1,000円の範囲内で、宿泊と日帰りを自由  
に選択することはできないところであります。

今後につきましては、現在の利用状況、年齢ごとの温泉療養効果、他市町村の状  
況及び国保特別会計の収支状況等を総合的に勘案して検討したいと思っております。

大きな4番目のフラワーパーク建設予定地は適地かということですが、①

の最適地の理由は何かと。これもこれまで述べてきたとおりであります。予定地は平坦で事業費が少なく済むこと、来客者の移動、特に高齢者に負担がかからない立地であること、交通アクセスの条件が整っていることなどが理由であります。

②の口蹄疫、鳥インフルエンザ等が発生したら最悪の場所にならないかということではありますが、これらの病気は高い伝播性、罹患した動物の生産性の低下、高い致死率などの特徴を持つと言われております。本市は畜産の町であります。これらのウイルスの侵入を防ぐため、近隣の市町と連携し、消毒箇所の設置など侵入させない防疫体制を整えているところであります。これからも一生懸命取り組んでまいりたいと思っております。

以上で終わります。

#### ○6番（原田賢一郎議員）

今1回目の答弁を市長からいただいたところでございましたが、私はこの質問をするに当たりまして、なぜこの質問をしたかといいますと、各町の係の方々、非常に予算がない、予算がないって言って非常に苦勞をされておるのを実態として見ております。そういうふうなことで、やはりこの道路の高所伐採におきましては、木は年々年々大きくなってまいるわけですので、年々年々そういった箇所が多くなるということは避けて通れないところでございますが、それに向けての各町ごとの取り組みをただしたところでございます。

その中で今おっしゃいましたように、シルバーによるもの、それから業者によるもの、それから自治会等でやっているわけですが、この自治会等で今道路の払い方も年に何回かやるわけですがけれども、御存じのとおり今高齢化が非常に進んでおります。私たちが若いころはやっぱりはしごをかけてまでも自分たちの生活道路は、高いところまでどんどん登って切っておりました。けども今高いところに登れる若者がいなくなっております。そういったことで非常に高所の作業が困難になっているところでございます。

そのような観点から質問するわけですが、私たち議員はとりわけ道路のことに關しては非常に敏感になっておりますが、どここの道路は覆いかぶさっているよと、ほとんどトンネル状態だというようなことで、あそこはどうにかならないかというようなことでよく相談を受けるわけですが、その場合に、それじゃ捨てる場所はどこにあるのか、それから地主さんはどうなのか、それから了解は得られるのかということ非常に心配しております。

そういったことで私たちも中に入りながら、地主さんに相談をしたり、捨てる場所を相談をしたりして何とか今やっているような状況でございますので、この件に關しましては、やはり年次的に計画を立てて、そして予算化をしていくべきだと考

えておりますが、市長、その点をどう考えていらっしゃいますか。

○市長（池田 孝）

申し出によって実施をいたしておりますが、年々この予算はふやしながら進めているところであります。前もって計画を立てろということですが、これは現場を見ないと、状況を見て判断をしないとまたできない。その予算は今から予算編成に入っていくわけですが、25年度はどこの地区をやるよということを計画しながらやっていく、そして大体高齢化が進んでいますので、1年1年大きくしながらやっているというのが事実であります。

○6番（原田賢一郎議員）

各町ごとに建設課長さんがいらっしゃいますので、一番そこの地域の実情はよく把握をされていらっしゃると思いますので、やはりそこらあたりを計画を十分に練って、次年度のここ数年間の予算化をして対応されるよう要請をして、次の質問に入らせていただきます。

次にですが、75歳以上の人間ドック補助についてでございます。今市長が説明したところでございますが、私たちも毎年人間ドック、あるいはまた地域の健診に参加をして毎年受けているところでございます。

私は今私事でまことに申しわけございませんけれども、JAの厚生連の人間ドックに行きました。そのバスの中でのある老人の方がこうおっしゃいました。「原田さん、今75歳以上の人間ドック助成はないんですよね」と言われました。ああそうだったかなというふうに私も勉強しておりませんでしたので、「ああそうですか」と。そうしましたら、その老人の方が「おいどんがような75歳以上の人は早う死ねっちゅうことじゃとや」と皮肉ったようなこと言われたのでございます。そういったことで今この問題を取り上げたところでございますが。

今説明があったように各地域で行われています健診、それから脱漏組に対してもまた2回の催促をしながら今やっっているという実態がありますので、そこらは十分理解をするわけでございますけど、どこもその75歳以上の人間ドックに対する助成はないというようなふうに伺ってはおりますが、JAさんにいたしましても、この人間ドックに対しましては75歳の組合員であれば助成もいたしているところでございますが、これをもう少し前向きに検討されるお気持ちはございませんか。

○市長（池田 孝）

先ほども申し上げましたように、75歳以上となりますと、ほとんどの方が何かの病気で病院に定期的に行っている。ですから、いろいろ把握されていると思います。また熱心な方は体力づくり、健康に熱心な方はまた重複で受け

られることも多いかというふうに思います。市の集団健診、基本検診、このようなことは無料で受診できますので、そちらで受けていただいて、また特に必要な方は個人で行っていただいております。そうなりますと、重複というのが多分多く出てくるんじゃないかということが懸念される場所です。そのようなことからこのような形にいたしておる状況であります。今のところこの方法でいいんじゃないかなというふうに考えている場所です。

○6番（原田賢一郎議員）

それで課長にちょっとお伺いをいたしますが、先ほど私が冒頭の中で質問をしましたように、年々この受診率ですね、これはどんどんどんどん上がってきて、非常にこれは結構なことだと思っておりますが、このことが医療費の抑制につながっているというような課長の報告は常々あるところがございますが、それ以外にこの医療費の伸びの抑制で一番の原因というのは何であるか、原因はわかりますでしょうか、教えていただきたいと思っております。

○保健課長（大休寺拓夫）

お答えいたします。

ここ3年ですけれども、一般退職をあわせた医療費が落ちたと申し上げたのが、昨年度が——昨年というのは22年度のことなんですが、4.08%、その前が4.95%でしたので、これが2.40に落ちたと。これは療養給付費のベースなんですけど、もちろんこの特定健診により早期発見そういうものに非常に繋がったのが大きいと思っております。

あともう1点は、退職被保険者という方々が60から64歳の方でございまして、そのこの5歳の間の方が非常に23年度については医療費が落ちたと。退職被保険者に当たっては6.33%の減額ということでございましたので、一番大きい要因は退職被保険者の療養給付費が落ちたというのが一番原因だと思います。

以上です。

○6番（原田賢一郎議員）

今の課長の話で、退職被保険者の療養給付費がすごく落ちたということですが、私たち素人にはよくわからないんですけど、その要因というのは何であったんでしょうか。

○保健課長（大休寺拓夫）

この5歳の方の、年齢構成は変わってきますので、その年の5年間の退職被保険者、年々5歳の年代ですね、そういう方々がずっと毎年1年ずつ上がっていきますから、たまたま去年、60歳から64歳の方の入院とか、そういうのが少なかったのではないかなと。逆に言えば、64歳の方が65歳になりますと一般被保険者に移ってい

かれますので、例えばの話、64歳の方が非常に多かったのかなと、その前がですね、そういうことになろうかと思えます。

**○6番（原田賢一郎議員）**

よくわかりました。このことはあえて人間ドックの補助をしなくても、道はたくさん開かれているというような説明になろうかと思えますが、私たちもその点は市民に対しては啓発をしていきたいというふうに考えます。

それでは、次の質問に入らせていただきます。温泉宿泊保養券と温泉日帰り保養券の選択肢についてでございますが、先ほど市長から詳しい統計的なこともございました。その中で言えることは、日帰り保養券のほうが多いというような結果がございました。その中で宿泊券を利用される方はちょっと少ないのかなというふうに考えます。

そういったことでございますが、この保養券を先ほど規定の中で定めてあるということはわかっております。そういったことで合併のすり合わせで一番高い末吉に合わせたんだよということで市長は説明をされましたが、それはありがたいことでございますが、単純な疑問として利用者からやはり自由に選択さしてくれないかなという声がございます。そこまですると事務的に煩雑になるのか、係の人がちょっとやっぱり大変になるのか、そこらあたりはどういうことが予想されますか。

**○保健課長（大休寺拓夫）**

お答えいたします。

事務的に煩雑ということはないと思えます。この方式は以前旧大隅町でされてたと思うんですが、日帰り200円、宿泊500円で、1年間5,000円以内で使えるということですので、両方できるよということだと思います。事務的にはそうないんですが、ただよく御存じのとおり、国保特会の財政状況を見た場合に非常に膨れ上がってきておりますので、こういうものについては何らかの圧縮ができればいいのかなと。金額はそのままにしてもいいんですが宿泊は非常に少ない状況ですので、日帰りは結構使われてますから、そこあたりはいいとしましてもいろいろ検討しないといけないんですが、後また社会保険の方のこともございますので、国保の方だけではなくて、そういうものを門戸を広げていくという考えもあろうかなと。

後、県内の状況を申し上げますと、ほとんどの市町村が65歳以上か70歳以上、そういう状況ですので、そこあたりも総合的に緩和しないといけないと今考えております。

**○6番（原田賢一郎議員）**

今課長が答弁されましたけれども、事務的な煩雑さというのはないんだと、そういった面倒くささもなさそうでございますよね。であれば、予算の範囲内ですから、

やはりそういった選択肢があってもいいんじゃないかというふうに我々市民は考えるところですが、どうしてそうならないんですかね。

#### ○保健課長（大休寺拓夫）

この規則になったのが、御存じのとおりにすり合わせの合併時のときに旧大隅町方式でいけばよかったんですが、これが末吉町方式で決定になったというのが一つの要因です。あとは、県内の市町村の状況を見させていただいたときに、非常に宿泊がないというのがございます。宿泊をやっているところはほぼ少ないと。市でいけば19市ございますが曾於市のみと、宿泊までやっているのは。

そういうのを見たときに今後どうするかということで、また国保の財政上考えた場合に一般会計であるという点もございますので、ほかの市町村においてはもう一般会計でほとんどこれ見ておりますから、そういう方法もあろうかな。ですので、総合的にちょっと検討させていただきたいという今の現状でございます。

#### ○6番（原田賢一郎議員）

財政を圧迫をしない範囲内の予算の範囲内でございますので、そこはどうか「思いやりあふれる曾於市」という看板がありますので、その名に恥じないように思いやりのあふれる手法をとっていただきたいというふうに考えますので、要請をしておきます。

この質問はそれで終わります。

最後になりますけれども、フラワーパーク建設予定地は最適地かということで質問をしておりますが、先ほど午前中に徳峰議員もこの問題を取り上げていただきまして、その中でも市長が答弁をされておりますが、まず、その理由といたしましては平坦地であること、事業費が安価で済むこと、交通のアクセスが整っていること等々が答弁をされたところでございました。

私はこの地域は、先ほど言いましたように今度の特別委員会でハエ等の環境調査もいたしました、あそこに行くたびにどうしてここがそんな適地なのかなという疑問を抱かざるを得ないわけでございます。

私も一畜産農家といたしまして、この畜産が抱える問題、環境問題ですね、これには非常に私も気を遣っております。牛を飼ってますと、まず対策で一番頭を痛めるのはハエ対策、それとにおい対策でございます。私が飼っている地域はちょうど集落の中でございまして、非常に地域の周りの方々にも迷惑をかけております。私もそれは自覚をいたしているところでございますけれども、ハエの駆除は二、三日おきに駆除いたしてございまして、なるだけハエが発生をしないように努めているところでございます。そしてまた、においに関しましては、まあ幾ら努力をいたしましても、これは天候も左右されますし、いろんな気象条件がかみ合わさってきます

と、このにおいというものは、なかなかそう簡単に防げるものではございません。

そのような中で、今回の胡摩地区が選定をされたということでございますけれども、環境という面を、公園をつくるのであれば、この環境というのが一番もっとも重要視されなければいけないところでございますけれども、そこが抜けていたというようなことでございました。そしてまた、プロポーザルの中で、この候補地がどうしてここになったのかということは一言も触れられておりませんでした。そしてまた、聞くところによりますと、候補地の選定委員会の中で、そのような条件だということは一言も知らしめがなかったというような話も聞いておりますが、そういった条件はその選考委員会の中では出されなくて、あえて伏しておられたのか、そこあたりの経緯はどうだったのでしょうか。

#### ○市長（池田 孝）

環境問題については伏してはおりませんが、これは何回か現場も調査されておりますし、自分もその前に十数カ所の中で調査を、足を踏み込んでおります。しかし、特別においがしたとかハエが多いという印象は全く受けませんでした。

そして議会で、3月議会であのような議論がされましたので環境調査をやりますと、自分から率先して言ったところであります。その結果、別なところとほとんど変わらないという状況が生じてきたわけでありますので当然私は、審査委員会の方々も行かれたときに悪臭とかハエが多いとか、そのような声は出なかつたらうというふうに思います。

また、季節的にと先ほどおっしゃったようですけれども、これ季節的に多ければ、ほかのところも季節的に多くなる。やはり人並みであるという考え方でいてほしいというふうに考えております。人並みであればいろんな条件等にあっておるというふうに思っておるところであります。

#### ○6番（原田賢一郎議員）

この地域は、やはり大型のあいつた養鶏・養豚・ブロイラー、それから日本有機ですか、そういった畜産にかかわる、関連する産業が一番ひしめきあっているところでございまして、私は大隅町で言うなれば畜産基地内だというふうに考えておりますが、畜産基地内にこの公園をつくるようなものではないかというふうに考えておりますが、その辺の認識はどうお考えですか。

#### ○市長（池田 孝）

30町歩という敷地を必要とするわけであります。市内どこにつくっても曾於市は県下でも有数の、また全国で有数の畜産地帯であります。そのようなところを避けることは不可能かというふうに思いますので、私は特別そのような印象は持っておりません。このような施設とやはり共存する必要があるというふうに思っております。

す。

#### ○6番（原田賢一郎議員）

市長はそういった考えでありましようけれども、しかし私どもの大隅町が物語っておりますように、今の大隅町の畜産基地と、それから隣り合わせにあります大鳥峡でございましたけれども、これはやはりそういった環境問題で閉鎖に追い込まれたいきさつがございました。そのようなことから、非常にこの地区には不向きじゃないかというふうに疑問を抱いているところでございますが、この問題は市長との認識の差がございますので、これでやめておきますけれども。

2番目に、口蹄疫、鳥インフルエンザ等がまた国内に発生したときに、もっとも最悪の場所にならないかということでございますが、先ほどの答弁の中では、そのことについては一言も触れられませんでした。防疫体制を一生懸命頑張っていくんだということだけでございましたけれども、もし、ここで鳥インフルエンザ、口蹄疫等がまた発生した場合に、一番最初に入出入りを禁止しなければならないところは人が集中する、そういった公園、それからイベント的なことを中止、そういったことが考えられます。

そういったことで、開園をした途端に閉鎖しなければならないというような状況もなきにしもあらずということをおそれているところでございますが、私はどうしてもこの地域は、やっぱり畜産振興をうたうべきところの地域だというふうに考えております。市長は今さっき、「そんなところは曾於市にありません」と言われましたけど、私はそう思いません。規模を縮小するなり、既存の施設をまた拡充するなり、そういった手だてがあるんじゃないかというふうに考えております。

この口蹄疫の発生時にも、そういったことは全く支障はないと考えてらっしゃいますか。

#### ○市長（池田 孝）

口蹄疫が発生した場合は、発生したなりの防疫というのをやらなければなりませんし、また市内で口蹄疫、そのような伝染病が発生しないように予防することが大変大事なことだというふうに思っております。市の予算を通じて踏み込み槽や、また消毒液、また噴霧機まで買って定期的にやってほしいということまでやっているわけでありまして。そのようなことをやりながらやっておりますので何とか防疫で頑張れる。そしてまた県でも、5カ所か6カ所、ちょっと数字が自信ありませんが、曾於市内につくるということで、もう既に場所も選定されつつあるところであります。今年度中に場所もそのように決めて、工事着工はされるはずだというふうに思っております。

市は市単独で、またいろいろと検討してまいりたいというふうに思っているところ



ろであります。ですので、畜産が大いに盛んである、これを畜産があるから施設はだめだという形になりますと、これ以上曾於市においては交流の人口はふやせない。そして、もうただ農業さえやっておけばいいという町になってしまうんじゃないかなというふうに思います。

ですから、私は海外からも、やはりどんどん来てほしいし、やはりそこを乗り切られる体制づくりというのが大事だというふうに思っているところで、そうすることがやはり曾於市のまた活性化、また経済の向上につながっていくものというふうに考えております。

#### ○6番（原田賢一郎議員）

私も曾於市の活性化については大賛成でございますが、何も活性化はいけないということを行っているのではございません。ただ、この場所をあえて選定をされているところに疑問があるということでございますが、市長の考えは大体わかりました。

ところで、我が曾於市の畜産を預かる一課長として畜産課長はこのことに対して、やっぱりあそこが一番最適地だと考えますか。畜産課長として。

#### ○畜産課長（神宮司寛）

ただいま最適地であるか、畜産課長の考えはということでございますけれども、当胡摩地区につきましては予定地として選定され、議会でも特別委員会で審議されているところでございますけれども、先ほど市長のほうからもありましたように、本市は国内有数の畜産地帯であるというようなことでございます。その畜産を預かる畜産の担当の立場から申し上げますと、口蹄疫、鳥インフルエンザ等が発生した場合の対処もあるわけですが、そういった状況を踏まえての観点から申し上げますと、本市はどこであっても一律条件は一緒であるという考えで、私のほうからはそういった考えでおります。

以上です。

#### ○6番（原田賢一郎議員）

考えは一緒であるということでございましたが、そりゃそうですよね。市長と課長は一緒でなければおかしいわけですので。

そこで、私は先般、皆さんも行かれた方もたくさんいらっしゃいますが、我がこの5区選出の森山先生の時局講演会の報告会がございました。私は大隅町の会場に行き、その講演を聞くことでしたが、市長もいらっしゃいまして、その中で挨拶もされました。それで、その講演も聞いてらっしゃいましたけれども、その中で森山先生は、こんなことをおっしゃいました。

私は、小泉政権下のもと郵政民営化法案に一環して反対してきた。今春の国

会で郵政民営化改革法案が成立したことにより、郵便局が地方から消滅ということはありませんでした。一環して反対を貫いたことで、後世にツケを残さずに済んだ。政治家たるものは後世にツケを残さないことが使命である。

と、以上のようなことで結ばれましたが、市長も聞いておられましたので、あの先生の講演を聞かれて、この言葉にどういう感想をお持ちでしたか。

○市長（池田 孝）

その言葉と畜産、この講演との結びつきを聞いておられるんですかね。

○6番（原田賢一郎議員）

私が言いたいのは、市長の政治に対する思いのことを聞いているところです。

○市長（池田 孝）

これは通告にありませんので、お答えはできないかと思います。

○6番（原田賢一郎議員）

私、市長に考え方を聞いたわけですが、答えていただけないということでございますが、やはり市長が一生懸命になって、このフラワーパークを成功させようという気持ちはよくわかりますが、今私がここに申し述べましたように、政治家たるものは後世にツケを残さないんだという気概のもとでやっていただきたいなということをお願いして、質問を終わります。

○議長（谷口義則）

ここで10分間休憩いたします。

————— . ——— . —————  
休憩 午後 3時05分  
再開 午後 3時15分  
————— . ——— . —————

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第4、九日克典議員の発言を許可いたします。

○2番（九日克典議員）

議員番号2番、九日です。議長の許可を得ましたので質問いたします。

通学路の安全点検についてと観光についての2項目を質問いたします。

まず、通学路につきましては、本年4月に発生しました京都府、千葉県、愛知県と相次いで登校中の児童等の列に車が突っ込み死傷者が出る痛ましい事故が発生しております。国内の交通事故による24時間死亡者数は、昭和45年に1万8,000人弱を数え、54年には8,500人とほぼ半減しております。その後増勢に転じましたが、平成23年には交通事故が約69万件、死傷者数約85万人、24時間死亡者数は4,610人

であり、うち児童・生徒は155人であると報告されております。全体の交通事故者の歩行者の占める割合は3割を超え、また交通事故死者数の3分の2が幹線道路で発生しています。

通学路の安全確保について、現在少子化社会が進展しております。私は父兄から「あなたたちは少子化で子供を大事に大切にしなければいけない。「子供は地域の宝」だと言っているが、子供の安全について本当に考えているのか」と質問されたことがあります。安心して子供を産み育てることができる社会を実現するためには、防犯の観点はもちろんのこと子供を交通事故から守る交通安全対策を図ること。このことは通学路等において歩道等の歩行空間の整備を早急に、積極的に進めることが重要だと考えます。

つきましては交通安全の観点から、本市内の国道、県道、市道、その他通学路の危険箇所が何カ所抽出されたか。そして、その抽出された危険箇所の対策は。また対策案については地域の学校、PTA、地元警察署、道路管理者並びに校区公民館の意見要望が盛り込まれなければならないと考えられますが、協議連携が十分に図られているかお伺いします。

次に、観光の振興についてお伺いします。

曾於市は、農畜産物や加工品等が生産されているが、産地としての地名度は高いとは言えない状況であると認識されておるところです。

現在全国では、地域のPRシンボルとイメージアップの一環として親しみの持てるイメージキャラクターの制作がなされております。

お隣熊本県では、2010年3月、九州新幹線全面開業に際して誕生したイメージキャラクターくまモンは、関連グッズで売り上げ25億円と大きなPR効果と経済効果を上げています。

つきまして、本市の観光上の取り組みとして、曾於市観光開発センターにおきましては本年を「曾於観光元年」と位置づけられ、ボランティアガイド35人を養成されております。

また、曾於市ブランド確立推進協議会は今後の展開として、「曾於市ブランドを市内外のPRにより認知度と関心を高めることを目指していく」とありますが、その手段としてイメージキャラクターへの取り組みは検討されていないかお伺いします。

次に、曾於市のブランド認証品として16品目が認定されております。4月には「桜咲く曾於市の魅力祭り」と題して、鹿児島島の城山観光ホテルで曾於市ブランド16品目、お披露目美食会が開催されました。食を観光の柱として農業者、企業、学校の連携により、地域農業資源を生かした新規商品の開発など、高付加価値の付与

された農畜産物のブランド推進はどのように進められるかお伺いし、私の1回目の質問といたします。

#### ○市長（池田 孝）

2番目の観光振興について私が述べた後に、1番目のほうの通学路安全点検については教育長より答弁をしていただきますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

観光振興について本市のPRシンボルとイメージアップの一環としての親しみの持てるイメージキャラクターの制作検討はということではありますが。

PRシンボルとしてのイメージキャラクターについては、旧財部町においては「きららちゃん」、旧末吉町においては「ゲンちゃん」などのキャラクターがありました。曾於市においてはキャラクターを制作してないところがあります。キャラクターはイベント、各種キャンペーン、地域おこし、特産品の紹介などの地域全体の情報またPR等に使用するものであり、着ぐるみ化されたものがあります。

市の特徴を表現したキャラクターの存在は、観光PR及び特産品の販売促進活動等においては非常に有効であろうかと思いますが、制作については今後検討してまいりたいと考えております。

②の農・企・学の連携による農産物のブランド化の推進はということではありますが、現在、農業・企業・学校の3者での連携というのはあまり聞かないようですが、農家と企業あるいは学校と農家といった連携は幾つかあるようでもあります。

中でも甘しょを加工する技術や工程を企業と連携して焼き芋を販売したり、末吉高校ではユズ等を使った加工品販売を初め、昨年は企業と連携してパンをコンビニで販売もされたようです。

少しずつそのような取り組みが見られてきており、今後さらに伸びてくるのではないかと思います。

県では、大隅半島を食料供給基地と位置づけ、農業加工技術研究施設の整備が始まろうとしております。その中でも、農業者と企業あるいは研究機関との情報交換や交流といった部門も検討されているようでもあります。

今後、本市としてもこの連携できる機会を十分につくることにより、農業・企業がともに潤う特産品づくりができればと思っております。

以上で終わります。

#### ○教育長（植村和信）

それでは、お尋ねの通学路の安全点検についてということにお答えをいたします。

まず、1番目、交通安全の観点から市内の国道、県道、市道その他の通学路に危険箇所が何カ所ほど抽出されたかということですが、全国で登校中の児童

が巻き込まれる交通事故が相次いだことを受けまして、文部科学省、国土交通省、警察庁の3省庁は、全国の公立小学校を対象に、通学路の危険箇所の安全点検を実施するよう要請しました。曾於市教育委員会におきましても、各小学校にPTA、地域住民、校区公民館役員、民生委員、児童委員、スクールガード等と学校が連携し、校区・通学路の安全点検を行い、その結果をまとめて、校区安全点検マップ等の提出等を求めました。

各学校から指摘のあった校区・通学路の危険箇所は、全部で245カ所ありました。続きまして、抽出されました危険箇所245カ所への対策はということでございます。

各小学校は、抽出された245カ所の危険箇所に対しまして、6つの対策を講じております。

1 番目、各学校で行われる交通安全教室等で、実際に現場に行って、児童へ具体的な指導を行う。

2 番目、安全マップ等を作成し、家庭への啓発、地域への情報提供を行う。

3 番目、スクールガード、スクールガードリーダー、防犯ボランティア等との連携を行い、情報の共有化を図る。

4 番目、保護者や地域住民と連携を深め、朝の登校指導等を行う。

5 番目、愛校作業等で環境整備を行う。

6 番目、学校で改善できる部分は職員作業を行い、改善できない部分は校区公民館などと連携を図りながら改善する。

このように地域の実情に応じた危険箇所への対応をとったところでございます。

また、同時に、各小学校では、警察、道路関係機関との合同緊急安全点検が必要かどうかの検討も行いました。その結果、合同緊急安全点検を必要とした学校が3校、光神小、恒吉小、月野小の3校で、その3校はいずれも関係者の立ち会で点検を実施したところです。

3校は、学校職員、PTA役員等、曾於市教育委員会、校区のスクールガード等、警察、曾於市役所建設課、鹿児島県道路関係者ら合同緊急点検をいたしました。

3番目の地域の学校、PTA、校区公民館、警察、道路管理者等の協議・連携が十分になされているかというお尋ねでございますが、定期的にあるいは必要に応じて随時協議・連携はなされているというふうに受けとめております。

学校が中心となりまして、PTA、校区公民館、スクールガード、スクールガードリーダー、防犯ボランティア団体等と連携を図りながら、通学路及び校区全体の危険箇所をチェックします通学路の安全点検を実施し、その結果を校区安全マップ等にまとめて、児童・生徒の安全指導に生かしております。

また、スクールガードや、スクールガードリーダーは、登下校中の巡回パトロール等を行い、児童の安全を見守ってくださっております。特に市教育委員会で委嘱しております市内の3人のスクールガードリーダーは市報「そお6月号」でも広報しましたとおり、警察や市役所等と連携を図りながら、担当の学校を頻りに訪れ、情報交換を行い、校区の安全指導に努めております。

今回の緊急調査でも、警察、道路管理者と連携を図るよい機会となりましたので、今後とも関係機関と密接な連携を図って、通学路の安全点検を推進してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○2番（九日克典議員）

市長のほうから最初回答がありましたけども、順番が私の通学路のほうからありましたので、通学路のほうから質問をしていきたいと思っております。

もう詳しく教育長のほうから説明をいただきました。245の危険箇所の抽出ということで、これが作業が8月末めどということでしたので、国道、県道、市道の別の件数では何件ほどあったかというのは、ちょっとわからないでしょうかね。

#### ○教育長（植村和信）

当然調査をまとめれば、そういうのはわかってくるわけですが、ちょっとその視点での件数をまとめていないとこでございます。済みません。

#### ○2番（九日克典議員）

この245のうちに、もう私が危険箇所、保護者等の協力を得てやられたわけだと思えますけども、そのなかではやはり、先ほど、るる詳しく説明が教育長からなされましたのでありますけれども、重複するようなことをまた質問するかもしれませんが、お許しを願いたいと思えます。

その地域の実情につきまして、その危険箇所の理由というか、その点をまたありましたら、道別に道路別の説明があったら、よろしくお願ひしたいと思います。

#### ○教育長（植村和信）

危険箇所の主なものは、非常に交通量が多いので危険と。それから、歩道がないので危険。それから、ガードレールがないというようなこともそうですね。柵とか特に川があるようなところなどは、そういうものが必要だと。それから、この夏の時期になりますと非常に草木が生い茂りまして見通しが悪くなっているというような状況等でございます。

以上のようなものが主な理由となっております。

#### ○2番（九日克典議員）

今の非常に危険度の高いところの理由というのが申し上げられたわけですが、私

も柳迫小学校の——自分のところばかり言って申しわけないんですが、国道があるわけですね。そこで通学されてる方が、ちょっと測ったところ今は1.2Kぐらい国道を行かないと学校に行けないという学童がおられます。

そして、去年でしたかね、やはり今言われたとおり、この交通量が多い、歩道があります。そういうものは整備されているんですが、草木が非常に伸びて、低学年の高さまで伸びてて非常に危ないということで、私も加治木の事務所のほうに電話したところ、やはり予算がないからできないということがありました。

そして保護者のほうからは、その草木についてはビーバーで刈ってもいいけれども、交通量が多いために車に傷をつけた場合の補償はどうなるんだとか、そういう懸念があるからやはり国土交通省の道路維持をされる方は、やはり防護柵を持ってやるし、ガードマンをつけてやられるし、そういった面でやってほしいということで、年に1回はされているんですね。そういうふうに要請されたらば、予算が出たら2回ぐらいやりましょうかなという返答はいただきましたけれども、やはり7月に私のところは草刈りされました、維持班のですね。しかし、もう雑草の種類によっては1mぐらいなってるんですね、たった2カ月ちょっとでですね。

そういうことで、学生、子供はまだそこを通学するわけですので、この際10号線、今までは宮崎県と鹿児島県の県境というのははっきりわかって、宮崎県はすごくよかったですよ。それは建設大臣が宮崎県のほうから出てるからとかいろいろあって、整備が宮崎県のほうが非常によかったですよ、今宮崎県でも鹿児島県でも同じように両脇に草が生えて、管理に不十分なところでございます。

ですので、今度教育委員会のほうから道路管理者なり、警察署のほうにまた要望書というのがあるわけですね。そういった面を、今までは建設課のほうからもそういった要望はいただいておりますが、また教育委員会のほうからも、この際文科省なり国土交通省、警察庁、3省ですかね、これ合同での協議がなされるということですから、非常に重みがあるんじゃないかなというふうに考えますので、こういった国道の環境整備というのを強く要望の中に入れていただければなというふうに考えるところであります。

次に、県道についてもやはり今言われたとおり、交通量、歩道がないとかですね、ガードレールがない、草木が多いということですね。危険箇所の点になっていると思いますが、また私の地元のことを言いますけれども、柳井谷と蓑原、この線が歩道が今予算がつきまして土地買収の予算がついているから、後は買収に入りますよという話は聞いております。

そして、その線は約900mのうちの200mほど、財部に行かれるときによくわかると思うんですが、傾斜があるところの下ですね、今度路肩がもう崩れて、そしてお

まけに土のうが脇の白線に積んであるんですね。ということは、そこは通学路なんです。そこは土のうの上は通れないということは、当然車道を通学しなくちゃいけないということですね。これはもう本当に甚だしく危険極まりないと思いますが、現在子ども見守り隊の方が、朝登下校時に引率されて、付き添いされて通学してるというような状況なんです。

それで通学路の看板も、通学路として「学童注意」ということで、その地点には2枚ほど張られております。これは校区公民館並びに交通安全協会の支会のほうと、それから消防後援会、この三者の名前で大きい看板を立てていただいております。

警察もちょうどカーブのところですが、交通取り締まりもここ一、二年の間に十分さしていただいております。そん中でのやはり違反されたところに机が並んでおります。多くの方が座っておられます。ということは、やはり法定速度を守っていらっしゃらない方が多いということになるかと思えます。そしてまた多くの方が座っているということは、それだけの通行量も多いんだということですね。そういうふうに認識しているわけですが、警察の方々もそういったふうに法定速度の違反ということで、スピード抑制ということで励んでいただいているのが現状であります。

ただ、何せ900mについては歩道がないということですね。その200mについても非常に車道を歩行しなくちゃいけないということで、今23年度は50mほど小学校のほうからしていただきました。そうすると後900m、単純に計算しますと十七、八年かかるのではないかということになりますので、今回一気に教育委員会のほうからも、そういったことを工事を進めていただきたい。

地元選出の県議の方も十分そこを認識されておまして、県のほうに働きかけていただいて、側溝のふたはしていただいております。ここに側溝のふたがなかったのかと気づくようなところが、ふたがなく非常に危険だったわけですが、そういった対応もしていただいておりますので、また重ねてのそういった要請というものがあれば、早い期間にそういう交通安全対策ができるんじゃないかなというふうに私なりに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

次、市道については先ほど原田議員のほうから言われました高所での刈り方ですね。それとやはり、非常にこの245の中では市道がやはり多かったんじゃないかなと思うんですね。そうすると、やはり箇所が245もあります職員だけの対応、先ほど市長がおっしゃいました道路維持班なりシルバーとかですね、地元ボランティア、建設業者の委託ということでは、なかなか対応は難しいんじゃないかなと思うんですね。



そして、台風一過の後の市道ちゅうのが、非常に竹が倒れてきたりして、整備が多い範囲に広がるんですが、その対応というのは市長、多いわけですが、対応というものをどういうふうに考えておられるか、よろしくお願ひします。お伺ひします。

#### ○市長（池田 孝）

通学路での市道での樹木、竹等の倒れでしょうけれども、できるならば地元でやっていただけるのが一番ありがたいわけですが、急を要したりしますので、こっちに言っただけであれば、すぐ対応できるかというふうに思っております。

#### ○2番（九日克典議員）

後の地元とのあれでは十分なされるかという点にも関連するわけですが、やはり今小規模校では非常に生徒が少ない、PTAも少なくなるとなると、やはり地域の地区の公民館の方々の、地域の住民の方の応援というものが絶対欠かせないということになるかと思ひます。

そうしますと、やはり先ほど市長からも言われましたが、台風一過の後ほとんどの道路が、そういうふうな箇所が多いわけですね。そうすると、やはり地域のボランティアというものの学校と地域との連携とか、それと警察ですね。そういったものの連携はやはり密にしていってやっていただかないと、これが日ごろの——環境整備については学校長が責任者になるわけですかね——そういったことを密に警察なり、地域住民との連携ちゅうのを指導される立場ですので、教育長のほうからまた、それが何かありましたらよろしく。お伺ひします。

#### ○教育長（植村和信）

今回の調査等でいろんな方々が一緒に点検をするということができました。そういうことで一番、かねてもそうなんです、誰と誰が動くのかというようなことなども、また、そして誰がどこにどう連絡するのかという、こういう流れ的なものなどもお互い確認ができたんじゃないかなということで、いい勉強の機会だったというふうに捉えております。

また、ことしから教育委員会、社会教育課のほうで、学校のほうに大きな応援をもらいたいと、力をもらいたいということで、学校応援団というような制度を設置しまして、地域の力をはっきりした形にして、目に見えるものにして、今までも十分地元の力というのはいっぱいいただいているわけですね。ただ、まとまったもの、そういう制度にはまったものではなかったものですから、もっともってもらいやすいように、目に見える組織としての動きをつくり出そうということで、平成24年度から、23年度に試験をして、そして24年度から正式に動き出しておりますので、こういう学校の応援団ですね、こういうところもまた各学校で活用できるように働

きかけているところがございます。

危ない調査等の場合は、この学校応援団で保険などを掛けたり、経費的な面でも相談ができるのではなあと思っているところです。

以上です。

## ○2番（九日克典議員）

放課後子ども教室なんかもやはり地域の校区公民館の加勢をもらってやって、非常に学校の取り組みとしてもありがたく受け取っているわけでございます。

それで教育委員会も、学校も警察との連絡、道路管理者との連絡を密にしなくちゃいけないわけですけども、教育委員会も警察との十分な協議というのがやはりされるんじゃないかなと思うわけです。

そういうのをかんがみまして、柳迫の道路、十文字があるんですね、交差点があります。ここには私、前にも取り上げたんですが、柳迫の駐在所さんが毎日来られているんですよ、学校のととき。そして休みの日も制服に着がえて、そして立哨され、また帰って普通服に着がえて自分の休暇をとるというふうな状況です。これが年齢的に本当に地域警察というのを十分にわかった警官であるからできることでありまして、若い警官の方が来られたときに、それを要求するということはちょっと無理かもしれませんけれども、現在のところ柳迫の駐在、深川駐在ちゅうのが、非常に通学路の安全、地域の安全、生活安全に対しても非常に重要な役割をやっているんだということでもありますので、市長のほうもこういう駐在所の役割ということで、3月までに一応聞かれておるわけですけども、市長また存続の考えで何とかできないものか、市長のほうの所見をお伺いしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

## ○市長（池田 孝）

県警のほうの行政改革の中の一環でそのようなことになったかと思いますが、今残されている大きな課題じゃないのかなというふうに思っております。県境で都城市に一番近いし、10号線という交通量の多い場所、また県道の交差点もある。そのようなこと等考慮するならば、やはりできたら2人駐在おられるところに1人になるとき、もうちょっと頑張るときゃよかったなという気持ちをいまだに持っているところではありますが、警察署長なりいろいろとこれは努力をしていきたいというふうにお願いをしていきたいというふうに思っております。

## ○2番（九日克典議員）

ちょっと前後しましたが、教育長のほうからも一応そういう存続の考えというの、ちょっとありましたらお聞かせ願いたいと思います。

## ○教育長（植村和信）

私のほうは、もう存続とかそういうのはちょっとなかなかでございますので、市

長の力を借りることになっていきますが。ただ、指導に関する面で、時間を見つけては警察のほうにお伺いして、子供たちの安全に関する指導、そして見守りですね、そういうところを随時お願いをしているところでございます。今のところ非行に走る児童・生徒もほとんどおりませんし、お互いの情報交換ということで、情報の共有ということで力をもらっている状況でございます、そういうふうに語る機会がございますのでお願いはしてまいりたいと思います。

## ○2番（九日克典議員）

ぜひ存続の形で、地元住民の方は本当に希望されているわけでございますので、ぜひ機会あるごとに働きかけをお願いしたいと思います。

次に入りますが、キャラクターの問題に入りたいと思います。

今鹿児島県では2大のヒーローが、鹿児島2大ヒーローということですね。8月29日の南日本新聞で薩摩剣士隼人と鹿児島黒牛グージンガーブラックですか、この対談が紙面の特別対談としてありました。

そこで非常に地元のPR、これはもう先ほど言いましたけど熊本が非常に20億円ほどのキャラクター商品で売り上げあげてるということで、市長の答弁の中に末吉にはユズ元気のゲンちゃんですか、それときららちゃんがおられたということで、承知していらっしゃったということでございます。現在私も、このユズ元気のゲンちゃんも見ております。これは今現在倉庫に眠っているような状況です。非常に竹かごでつくった色あせております。化粧直したら十分かわいくなるんじゃないかなというふうなキャラじゃないかなと思っております。

それから、きららちゃん、このきららちゃんはちょっと調べてみましたところ、KKBのふるさとCM大賞というのがあるんですけども、この中で第2回の大会に出演されております。あ、これはもう旧財部町の時代ですね。2002年から第1回が始まっておりまして、1回、2回、3回は末吉、財部が出品されております。そして第1回目は末吉はユーモア賞でしたかね、ユーモア大賞。住吉神社に子供さんが行かれて、おみくじ引いて、「あ、末吉だ」と言ったら、お父さんが「あ、それ末吉だよ」と。そして今度は、その女の子がバス停で「末吉」と書いてあるところで、「ここは末吉です」という30秒のタイトルのふるさとCMだったんですけども、これはユーモア賞をもらったんじゃないかなというふうにKKBのほうでありました。

そして、きららちゃんも、その第2回の放送で「未確認物体きらら」ということで紹介されてます。この未確認物体きららということで、きららの好む美しい自然と有機野菜を満たしている道の駅、今のきらら館ですね——のオアシスに出現したという設定で紹介されております。

そういうことで、当時のことであれですけれども、このユズ元気のゲンちゃんを、あのところに行って「使いませんか、どうでしょうかね」と言って写真を見せたら、まああれは頭ですよ、ユズの形してるから。そのユズの形が結局は顔になってる、その顔から手が出ているのはおかしいから、これはだめだと一蹴されました。しかし、化粧直ししたらまだ使えるんじゃないかなというふうに考えております。竹かごでつくっているから、まだ安価にできるんじゃないかなと思っております。一度こういうふうに調査されて、市長のほうはまたこういうこと調査して、使ってみようかなという気はちょっとないかお伺いしたいと思います。

#### ○市長（池田 孝）

ゲンちゃん、きららちゃん、それぞれユーモアがあっていいと。また親しみやすい状況であるというふうに思っていますが、せっかく曾於市となったわけですので、曾於市全体で使えるものを考えていく必要があるかと思えます。そのような方向で、今後また公募なりするなりいろいろな御提案をいただいて選考していけば、また市民全体で使えるんじゃないのかなというふうに思えます。

例えば、ゲンちゃんを復興すると、末吉の人たちは懐かしい、また親しんでいただけだと思いますが、市内全域に「ないごて末吉ばかりよ」という形になりそうですので、全体の中から公募して進めたいというふうに考えております。

#### ○2番（九日克典議員）

市長の均衡ある3町の発展ということで、私三豊市の、四国のほうに行ったわけですが、ここは7町の合併でなっておりました。そして5分のビデオで20ぐらい作品を岡山、香川とか流されたということを知っておりました。そこでやはり、そのときの市の担当者が、もうこういうふうに観光でPRしていくには、何でもどこでも一番でなくちゃいけない、公明正大じゃできないんですよというふうに言われました。そういうふうにあそこだったらあそこがあるということで、やはり7町あったから非常にそういうあれがあったのかなというふうに感じましたので、そこまでは聞きませんでしたけれども。やはり一番のものは全部取り上げて、これからPRにつなげていければなと思っております。

それと、話が変わってきますけれども、先ほどKKBのふるさと大賞のことを言いましたけれども、2007年に曾於市になって出品されております。これ調べました。その中に「命吹き返る元気だそお」という題名で30秒のCMですけれども、やはり曾於を売り込むテーマでのCMでしたが、2012年は出品されたのかどうかお聞きしたいと思います。企画課長なんですかね。

#### ○企画課長（岩元祐昭）

本年度も出品の予定でございます。

## ○2番（九日克典議員）

2011年、去年ですね、去年も2作ほど出されておりますね。これが「みんなで描くまち」ちゅうやつと「緊急神会議」というやつです。ちょっと余談ですけども、参加賞ですから放映されていないので、ちょっと紹介しますが。

「みんなで描くまち」というのは、皆さんが公園で絵を描いております。そしてそこに坊主ですね、お坊さんが来ております。そしてお坊さんが、人偏のお坊さんですから僧ですから、こっちに「市」と書いて「僧市」と書いてあるんですね。そこに女の子が飛んできて、漢字の「曾於」を持ってきて「そおじゃないでしょ」というユーモアある曾於のコマーシャルをKBBのほうに出しております。

それから、緊急「緊急神会議」ちゅうのは、八幡神社と住吉神社と日光神社の神様が集まってきて、そこの神様が「口蹄疫や水害で元気がないよね」と去年はですね、そして鹿児島弁で言っております。「新燃岳の被害も大きかったね」て、「うんにゃ、こんなことで俺たちがへこたれている場合じゃなか」て神様が言うわけですね。そして、そう言って「なあ、みんな」と言えば、「そうじゃ、そうじゃ」と掛け声がかかっております。そして「俺たちが元気を飛ばすが」と言って3人の神様たちが、「俺たちが元気を飛ばすが」と言われて、「元気発信、曾於市」と字幕が出て、私非常にいい、ふるさとCMだなと思ったんですけども参加賞になったということで。

これはグランプリに入ると、KKBで流れるんですね。ただじゃないかなと思うんですね。そうすると非常に、曾於市のCMに、PRにつながるんじゃないかというふうに考えますので、2012年は10月12日に発表があるそうですね。ぜひグランプリになればいいかなというふうに考えております。また、なくてもグランプリに向かって努力をしていただければなど。曾於市のPRにつながると思いますので、ちょっと余談になりましたけども紹介させていただきます。

次、曾於市観光開発センターと曾於市には観光協会とありますが、これはやっぱり目的は一緒だと思うんですが、合同してやれないものか、市長、何かありましたらお伺いしたいと思いますが。

## ○市長（池田 孝）

これはもう一体となって進めておるところです。観光協会がやるべきことをまた向こうにお願いして、向こうでいろいろ思案して取り組んでおるという形でありまして、これはもう十分連携のもとに、また経済課のほうで指示を出しながら進めておるといのが実際です。

## ○2番（九日克典議員）

この曾於市の観光特産開発センターの所長が非常にユニークな方ですね。独自に

こういうことを出されたら、ちょっと聞きましたら、これは無料だよというように言われまして、非常に曾於市を観光ツアーで日帰りのコース、鬼追いの場合が1泊ですかね、中央駅からツアーを組んで20回を予定されておるということで、先ほど言いましたが、曾於市を観光元年と位置づけられているということで、非常にユニークな考えを持っておられる方だなと思っております。

ここでもありますように、曾於市がおもしろいということで銘打って、「自然でSOO快、食でSOO健、文化でSOO明」という観光ツアーの企画をされているところで、全てガイドつき、35名のガイドさんを養成されたというふうに聞いております。

そして、観光協会では曾於をいただきもんそマップというのを、これを発行されて、21店舗でしたか紹介がされておりますので、こういうふうにしてばらばらになっているんじゃないかなと私感じたものですから、今のような質問をちょっとしたわけでございます。

これからも曾於市のPRを合同して、いい企画をつくっていただくことを念じるところであります。

次に、通告にないことを言ひまして、ちょっと非常に申しわけないんですが、8月の新聞に阿久根の西平市長さんですかね、この方がアグリフードEXPOというのに出席されて、トップセールスをやったという新聞記事が載っておりました。これが第7回、全国で630業者で鹿児島県からは18の企業団体が出席したということで、曾於市は大成畜産が鹿児島黒豚、やごろう豚と大成のクロスポークというのを出品されたということで載っておりました。

大阪は第5回で2月14日から15日までと、いずれも1万3,000を超える来場者だと、2日間で、非常に大きなイベントだなというふうに考えますが。このようなイベントは非常に毎日のようにほとんど新聞に載って、各県のレディが行って、それぞれの特産品をPRしているというふうにあります。市長はいろんないっぱいありますけども、こういう大きなイベントというものについてのトップセールスについてどのように考えておられるかお聞きしたいと思いますが。トップセールスへの。イベントの出席だけの。

#### ○市長（池田 孝）

イベントというのは、いろいろやっておりますが、特に特産品の宣伝PRということで、今出ました吉川所長のところで、またこれから大阪だったかな、大阪と東京でやるようにいたしております。東京はもう間違いないと思います。東京と大阪で、大きなイベントをやろうと今計画をしているところであります。

いろいろ地元でやることも大事ですし、また都会に出てPRすることも大事であ

ります。両方よくバランスを考えながら進めてまいりたいというふうに思っております。

## ○2番（九日克典議員）

ぜひ今回市長が新しいイメージキャラクターを制作されるということですので、それができたときには市長も同伴されて、曾於市の今ある16品目、ブランド品目の16品目をぜひ全国へPRしていただければなというふうに考えます。

それから、農業者と企業・学校の連携によるブランド化ということで、市長は大隅加工技術拠点施設の基本計画が発表されておりますけれども、その中で唯一県内の首長としてプロジェクト検討委員になっておられますので、その辺をちょっと触りのお話がありましたけれども、その辺をちょっと内容等をお聞かせ願えればと思いますけれども。

## ○市長（池田 孝）

何回でしたか、もう忘れましたが、昨年度中に終わったわけでありまして。1カ年間、確か五、六回会議が持たれて、大隅半島で今後どのような形で進めていったらいいのかということで、行政からは私が1人でしたが、企業、大学の教授またはよそからも来ていただいたりして、いろいろ協議をして答申をいたしたところでありました。

何と言いましても、今のある農産物を加工の技術をどうして、加工して付加価値をつけるかというのが一番大きな課題であったところで、それで今後加工をどのようにして今度は開発していくかということで、この拠点となる場所がなくてはならないということを申し上げております。

今、今度は県においてはそれをもとにして協議がなされておるということで、今年度中にまとめて、そして来年着工という形になろうかというふうに思います。特に大隅半島畑かん施設が今進捗いたしておりますから、これでできたものを、いいものを加工してちゃんと消費者に届けるんだという意気込みのもとにいろいろ提案されました。資料を持ち合わせておりませんので思いつきで話しておりますが、このような概略だったというふうに思っております。

## ○2番（九日克典議員）

ちょっと調べましたところ、ちょうど鹿屋串良インターチェンジができる予定地のところにできるということで、非常にアクセスもいいと。こちらからは弥五郎インターからもすぐのところになるわけですので、非常に利用度が高くなって、この施設を利用することによって加工品の開発、新しい新製品の開発ということを期待するところであります。

ちょっと前後しますけれども、末吉高校も今学校のあれで生物生産科がユズを使

ったイチゴジャム、ユズイチゴジャムというのをつくっているというのが新聞等でも出ておりました。これも曾於市のブランドには末吉高校の場合はなれないのか、それは、その点をお伺いします。

○市長（池田 孝）

それは量的なもの、そして継続的にできるか、そしていろいろな条件をクリアできれば当然ブランドにはできると思います。その条件を満たすことがやはり大事だというふうに考えております。

○2番（九日克典議員）

先ほどの大隅の加工技術拠点施設ですが、これは学校——末吉高校たちもつくられるんでしょうかね、加工施設を。末吉高校が加工施設を使えるんかという。

○市長（池田 孝）

まだ、どのような形で使うか、そういうところまで至ってないというふうに思います。

○2番（九日克典議員）

また返りますけれども、三豊市は——四国の、あそこは学校が香川高専というのが近くにあって、三豊市に1つのまた学校がありまして、その高専ではロボコンコンテストで全国で優勝したということで、非常に観光の、三豊の観光に対して応援をするということで、そのような学校の連携した三豊を売り込むロボットを開発してるという話もありました。そして甲子園に行った香川西高校もやはり三豊市なんですけれども、三豊高校、三豊というのが全然出てこなくて非常に悔しい思いをしてるというようなことがありましたので。

そういった面でも末吉高校、総合高校ではないですけど、そういった名前が出ることはないですけども、今末吉高校が販売してるやつ、つくってるやつ、量的な問題もありますし、質はいいんでしょうけどもそういったもので、他の県においては高校生が経営しているレストランというのがありましたよね、テレビ等で紹介されております。非常に繁盛してるという話も聞きますが、そういった意味では末吉高校にそういう販売、直売店というような考え方ちゅうのは、支援策はできないのかお伺いしたいと思います。

○市長（池田 孝）

ちょっと内容等よく詰めていかないとわかりませんし、また県立高校ですので市のほうでどの程度応援ができるか、これはよく協議、学校側と話し合いなども大事かというふうに思います。まだできる、できないはここで答えはちょっとできないところです。

○2番（九日克典議員）



先ほど市長のほうに通告外で、大隅加工技術拠点施設ということで非常にスケールの大きい大隅半島の大量の農産物をいかにして加工して付加価値をつけるかということ、この施設を中心に名前のおり拠点にさせていただいて開発がなされ、曾於市らしい曾於市ならではの価値ある商品、曾於市だけのオンリーの新企画商品の開発をなされて、その食を求めた観光の推進につなげていただきますことは、またこれが農業の推進にもつながることだと私は確信しておりますので、そのことを添えて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（谷口義則）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日11日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

---

散会 午後 4時14分

平成24年第3回曾於市議會定例会

平成24年9月11日

(第3日目)

## 平成24年第3回曾於市議会定例会会議録（第3号）

平成24年9月11日（火曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

### 1. 議事日程

（第3号）

#### 第1 一般質問

通告第5 五位塚 剛 議員  
通告第6 土屋 健一 議員  
通告第7 今鶴 治信 議員  
通告第8 漆間 純明 議員

### 2. 出席議員は次のとおりである。（21名）

1番	今鶴治信	2番	九日克典	3番	八木秋博
4番	土屋健一	5番	山下諭	6番	原田賢一郎
7番	山田義盛	8番	大川内富男	9番	西川熊則
10番	大川原主税	11番	吉村幸治	12番	（欠員）
13番	渡辺利治	14番	海野隆平	15番	久長登良男
16番	五位塚剛	17番	漆間純明	18番	大津亮二
19番	迫杉雄	20番	坂口幸夫	21番	徳峰一成
22番	谷口義則				

### 3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 栄徳栄一郎 次長 小濱昭二 係長 田平五月男  
参事補 山口弘二 参事補 宇都正浩

### 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市	長	池田孝	教	育	長	植村和信
副	市	長	中山喜夫	教育委員会総務課長		安田徒務
副	市	長	末廣光秋	学校教育課長		森山勇
総	務	課	長	大窪章義	社会教育課長	中峯健一郎
大隅支所長兼地域振興課長		小濱義洋	市民課長		切通宏	

財部支所長兼地域振興課長	川崎幸男	福祉事務所長兼福祉課長	今村浩次
企画課長	岩元祐昭	保健課長	大休寺拓夫
財政課長	池之上幸夫	経済課長	富岡浩一
税務課長	山口十蔵	耕地課長	吉田誠得
会計管理者・会計課長	精松実隆	畜産課長	神宮司寛
監査委員事務局長	真方清治	建設課長	高岡亮蔵
農業委員会会長	石脇勝	水道課長	福岡隆一
農業委員会事務局長	堀之菌訓	財部支所産業振興課長	丸野哲男

○議長（谷口義則）

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

---

日程第1 一般質問

○議長（谷口義則）

日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。

通告第5、五位塚剛議員の発言を許可いたします。

○16番（五位塚剛議員）

16番議員、五位塚です。共産党議員団の一員として、大きく3項目、質問をいたします。

まず、曾於市の市長選挙のことです。

来年の7月には市長選挙の改選であります。現段階において池田市長は再度出馬する考えであるのか、確認を求めたいと思います。

第2項目は、C型肝炎対策を求める立場からでございます。

曾於市内において、残念ながらC型肝炎からの原因で、肝臓がんで亡くられたり、また、今も苦しい状況の中で治療をされてる方も多く考えております。C型肝炎は、C型肝炎ウイルス、HCVに感染して起こります。体のだるさや皮膚が黄色くなるなどの症状が出る場合がありますが、症状がないこともあります。多くの人が、ずっとウイルスを持ち続け、その結果慢性肝炎になることが多い病気です。残念ながら、予防するワクチンはありません。だからこそ、市としての支援策が求められていると思っております。見解を求めます。

第3項目は、フラワーパーク建設は中止の決断を求める立場で質問いたします。

第1点は、フラワーパーク建設については、大多数の市民が反対だと思っております。市長は、民意を尊重する気持ちがあるのか、確認を求めます。

第2点は、議会の中や、市民の中でも議論の分かれるこのような事業は、勇気を持って中止を表明すべきであると考えますが、市長の見解を求めまして、第1回目の質問を終わります。

○市長（池田 孝）

お答え申し上げます。

まず、大きな1番目の市政についてと、2期目を振り返ってみますが、もう本当

に早いもので、議員と選挙を戦ってからもう3年2カ月が経過しようとしております。残すはあとわずか10カ月という日になりました。

私としては、1期目、2期目、大体同じような施政方針を基本的なものを述べたところです。「活力に満ち、心豊かで、いつも夢と希望の持てる元気な曾於市の創造」ということで、また「豊かな自然の中で生命の鼓動を感じるまち」を本市まちづくりの将来像として捉えて5つの項目からなる施策を打ち出して取り組んでまいりました。ほとんどのものが進捗中であり、また大変ありがたく思っているところでもあります。市民からも、大きな評価をいただけるのではということ、自分では思っております。

一つだけ進んでない点がありますが、地域資源を生かしたまちづくりの中で、観光・レクリエーションの振興と、仮称パークゴルフ・フラワー公園の整備ということですが、予算は本年度可決いただきましたけれども、これがまだ凍結されており、着工に踏み切れない状況であります。また、基本設計もできていないような状況であります。これは、やはり曾於市として本当に大事な施設となっていくものというふうに確信を持っておるところです。

そのようなことから、自分としては、これまでの評価をいただきながら、そしてこれを完成させるために、やはり3期目も挑戦したいという気持ちを持っております。

しかし、まだ相談しなければならない、意見を聞かなければいけない方々もいらっしゃいますので、そのようなこと等を参考にしながら、早い機会に意思表示をしたいというふうに思っております。

きょう現在はそのような気持ちで、やる気持ちは持っておりますが、出ますということは控えさせていただきたいというふうに思っているところです。

大きな2番目のC型肝炎対策を求めるということでありますが、①の曾於市民の中で、C型肝炎からの病気で亡くなられる方も多いがと、今後、支援策は考えてないのかということですが、曾於市内でC型肝炎から病気で亡くなった方は、平成22年の人口動態数値では、死因がC型肝炎ウイルスが2名、重篤化した肝臓がん等が22名、計24名となっております。また、平成24年3月時点で、C型肝炎を主として治療中の方が165名おられます。

C型肝炎治療の支援策としては、現在、鹿児島県の肝炎治療費助成制度、国が2分の1、県が2分の1のほうで、1カ月の自己負担限度額を1万円から、または2万円とする支援策があります。

市としては、B型、C型肝炎ウイルスを、ウイルス検査を40歳から70歳までの5歳刻みの節目者を対象に、無料で実施をしております。また、検査結果に基づき、

保健指導や肝炎相談の実施、肝炎についての広報・啓発、県保健所実施の肝炎検査及び肝炎治療費助成の案内を行っている状況であります。

大きな3番目のフラワーパーク建設については民意を尊重するののかということですが、これまでも述べましたように、建設に反対の方もおられることは承知しておりますが、一方、地域振興・活性化につながるものと考えておられる賛成の方も多数いらっしゃいます。そのようなことで、私は賛成のほうが多いという気持ちを持っているところであります。

②のそのような考えで、勇気を持って中止を表明するべきであるということですが、私の政策実行計画として、市民の憩いの場、健康づくりの場、交流人口の増を図り、地域振興につなげるために計画したものであります。また、誘客による地域経済への効果、雇用の拡大等が図られ、大隅半島の活性化にもつながるものと思っておりますので、中止の考えは持っておりません。

以上で、終わります。

#### ○16番（五位塚剛議員）

それでは、市長選挙の問題を含めて質問したいと思えます。

きょうは、池田市長みずから態度表明はあまりされないのかなというふうに心配しておりましたが、今ははっきりとまだ残した事業もあるから挑戦したいと思っているという表現をされました。出馬については相談もしたいという方がいらっしゃるということでございますので、基本的な見方としては3選を目指したいということです。大いに私も出ていただければありがたいなと思っております。前向きに、後援会等の方々等含めて、出るという方向で確認してもよろしいでしょうか。

#### ○市長（池田 孝）

先ほど述べたとおりです。まだきょう現在はっきりと言えない状況であります。

#### ○16番（五位塚剛議員）

市長選挙に立候補するというのは、まず本人みずからがその決意に立たなければ前に進まないわけですので、大いに池田市長、3選を目指すという立場で、特に今、みずからが表明されました観光・レクリエーションの問題のフラワーパーク、この事業は今凍結になっております。当然、国に対する起債の申請を含めて、非常に今微妙な段階に入っておりますので、スタートしても本格的な事業というのは来年からというふうに、場合によってはなるとは思いますけど、そのことを市民に問うという意味でも、非常に大事なことだと思いますので、大いに前向きに検討していただきたいというふうに、私からもお勧めしますので、よろしくお願ひします。

（笑声）

それでは、この問題ははっきりわかりましたので、2番目に入りたいと思えます。

C型肝炎の問題です。

皆さんのお手元のところにも、資料としてお配りいたしました。これは、都城市が市民に配ったチラシでございますけど、やはり非常にこのC型肝炎からのウイルスによる病気で亡くられる方が非常に多いというこの状況を、私は本当に危惧しております。

ですから、あえてこの問題を取り上げましたが、今、市長の答弁では、22年度ではC型肝炎のウイルスで亡くなった方が2名、それから肝臓がんになって亡くなられた方が22名、合計で24名。24年度は、3月段階で治療をされてる方が、160名の方がいらっしゃるという答弁でございました。

多いか少ないかというのは、非常に統計的には難しいと思っておりますけど、現実問題、何らかの原因があってC型肝炎になって、仕事ができなくて、非常にもうだるい気持ちで治療を受けてるという方が現実いらっしゃるということについて、市長はどのように思われるでしょうか。

○市長（池田 孝）

肝炎になりますと、発症といいますか、熱が出たりいろいろ、仕事ができなくなる、休まなくてはならない、そのような方がいらっしゃいます。そしてまた、落ちついたときは健康な状態で仕事ができる、そのような患者さんをお見受けしているところではありますが、生活には大変困っていらっしゃるだろうというふうに思っております。

○16番（五位塚剛議員）

実際、私の友人もことしC型肝炎のウイルスから、残念ながら潜伏期間があった中で、気がついたときにはもう肝臓がんになって、残念ながら亡くなりました。私の身内の方も亡くなりました。自分の全く気づかないところで、このウイルスによって感染をして亡くなっていく。気がついたときは、もう残念ながら手おくれだという人が非常に多いのが現実なんです。

ですから、私は、これは市としてこのC型肝炎の対策を、やっぱり独自に私はやるべきだと思うんです。都城市は、今、そのような形で、市民に公表してC型肝炎の検査を、血液検査を受けてください、早く発見して早く治療をすれば今の医療では助かる命がありますよということを訴えてるんです。

市長、場合によっては保健課長、この独自の対策を今すべきだと思いますけど、お答えください。

○市長（池田 孝）

検査の状況をどのようにやっておるか、私は把握しておりませんので、保健課長より答弁させます。



### ○保健課長（大休寺拓夫）

お答えします。

曾於市のほうで、今、肝炎ウイルス検査につきましては、ことしからですが、先ほど申しあげました40歳から70歳までの5歳刻みで、無料で実施したということでもあります。

この結果につきましては、受診者が1,038名ということで、受診率が27.6%、非常に高いんですが、この中でC型が7名、B型が6名出たと、疑いなんですがほぼ間違いはないんですけども、これらの方々については、また保健所のほうで追跡調査なり保健指導をやりますから、やった中でほとんどの方がまた治療中という方があります。

あと、去年までの件でまいりますと、去年までが40歳のみしておりましたので、人数的には大体10、一番少ないときで8名、多いときで18名という、40歳に限ったものですから、そういう結果でありました。

それを受けまして、国のほうからもですけども、40歳から70歳まで5歳刻みであるということで、ことしからは非常にいいのかなと思っております。

あと、今言われました、ここに都城の健康課のほうの資料もありますが、こういうものをできましたら総合健診、1月、2月に各自治会にお送りしますので、こういう詳しい中身まで示せたら一番いいんですけども、総合健診はたくさんの検診項目がありますので、限られたスペースを利用すると、そこあたりがちょっと曾於市としては足りなかったのかなと思っておりますので、もうちょっとこの肝炎、またほかの病気もあるんですが、そういうものを詳しくもうちょっと載せられたらなと、今、考えているところであります。

### ○16番（五位塚剛議員）

今担当課長が言われましたように、ことしからB型、C型肝炎の検査ということで、40歳から70歳までの5歳刻みでの検診が始まりました。大変ありがたいことだと思っております。1,038人のうち27.6%の方が受けられて、一定の効果が出ております。

私は、できたらこの問題はやっぱり人の命を左右する問題でありますので、たくさん受けてもらうというのは、これは医療費の削減にもつながるわけですので、この5歳刻みではなくて、このB型、C型肝炎については、希望者は全員対象にするように、これは今やるべきだと思います。市長、そういうふうな前向きな答弁はできないかお答えください。

### ○市長（池田 孝）

ほかの事業でやっております基本健診とかいろんな健診がありますが、そのよう

なことでも、今お聞きしますとわかるというような状況でありますので、特別にやらなくても、また、先ほど言いました年齢の方々には節目でやっておるという状況であります。まだ足りないのかどうか、これは保健課と今後打ち合わせてみたいというふうに思っております。

○16番（五位塚剛議員）

基本健診でわかるという表現がされましたが、これほど難しい病気はないんです。要するに自覚症状が出ませんから、潜伏期間があって気がついたときは、残念ながらもうウイルスにかかっている、もう症状が進んでいるんです。そういう意味で、この5歳刻みというのが、場合によってはネックになる可能性があるんです。ですから、検診を受けてもらうということは、早期発見・早期治療につながるということで、市民の命を守るということですので、これはぜひ前向きに検討していただきたいと思っております。再度、答弁をお願いします。

○市長（池田 孝）

先ほど言いました状況の中で、専門家の意見等も伺いたいと思っております。

○16番（五位塚剛議員）

これについては、専門家の意見も聞いて検討していくということですので、引き続き私も、また見守っていきたいと思っております。

次に、フラワーパークの問題に入りたいと思っております。

私は、1番目にフラワーパーク建設については、大多数の市民が反対だと思っているという意味で質問しました。それで、民意は尊重する気持ちはあるのかという質問に対して、市長は賛成のほうが多いというように、今表現されましたけど、賛成のほうが多いという根拠は、池田市長、何でしょうか。

○市長（池田 孝）

これまでも何回も述べてきたように、あなたにはあなたの支持者がいらっしゃると思っております。私には私の支持者もいらっしゃいます。私の支持者の中のほとんどは頑張れよと、これは絶対いい施設となっていくから曾於市の活性化につながるはずだ、ぜひ頑張れという声をしょっちゅう聴いておるところであります。ですので、私は当然、これは賛成者のほうが多いんじゃないかなというふうに判断をいたしております。

○16番（五位塚剛議員）

池田市長の支持者の方は、大方そういう方も多いただろうと思うんです。しかし、私が見る限り、市長選挙では池田市長を応援した方々が、今、現実には相当これだけはやっぱりいかんぞという声が、私は反対に多いと思うんです。昨日もある議員さんが、大隅のほうは8割方、このフラワー建設は反対だと言われました。財部のほ

うもそういうふうに言われております。場合によっては末吉も、私は半分以上は市民の人たちはこの問題については反対だという声が多いと思っております。

池田市長、私たちは、少なくともフラワーパークについて、市民アンケートを求める会をつくって出しました。5,000人を超える人たちが署名をして出されました。また、この間の集会も、きょうの新聞にも出てましたけど、105名の方々がやはり名前を挙げて、これはどうにかしなきゃならないという、この具体的な実例を見る限り、池田市長、あなたが言う賛成が多いという根拠は全くないと思うんです。あなたが言う根拠というのは何でしょうか。

#### ○市長（池田 孝）

私の支持者の中からも、あなたのほうに反対だということを言われる方がいらっしやるということですが、私のほうにもあの署名をされた方の中でも、これはもう義理でやむを得なかったと、だから名前は載せてありますが、全く私はあの方向に賛成、反対する気持ちはありませんと言っておられる方もいらっしやるんです。でするので、お互いにこれはこう考えて判断すべきじゃないのかなと。私は8割の方々が反対であれば、それはそれなりに、また次の選挙あたりで出てくるだろうというふうに思います。

また、選挙というのは、この一事じゃなくて、いろいろなものの総合的な評価のもとで判断も出てくるだろうというふうに思いますが、私の施策、これはもう2期終わろうとするわけですから、これをじっくりと見ていただいて判断を仰げばいいというふうに思っているところです。

#### ○16番（五位塚剛議員）

きのうも徳峰議員とのやり取りの中で、池田市長は自分の市長選挙での政策であるというふうに表現されました。また、この間何回も、自分のマニフェストであるという、市民の審判を得たんだと言われましたけど、再度、もう1回確認させていただきたいと思います。

念のために、私、コピーを持ってきました。もう、あまり見たくはないでしょうけど、2009年の南日本新聞の7月の19日の市長選挙の次の20日付の新聞で、私と池田市長とが選挙戦を戦ったその中での「私の公約」というやつが、私も書いております。池田市長も公約を書かれております。この池田市長のほうは、旧駅前には1,000人を集めて自分の政策を述べておられますが、この中に池田市長が言うフラワーパーク公園づくりというのは、一言も出てないし、また選挙期間中のほかの新聞も、私、全部調べてきましたけど全く、ほかの朝日も含めて出てますけど、出ておりません。選挙戦の投票日の前の分も見ましたが書かれておりません。これ、市民にあなたが自分の政策としてフラワーパークをつくるというふうに、信任を得

たと思っているんですか。お答えください。

○市長（池田 孝）

私は後援会活動の中で、会員の皆さん方がこのようなものを、ほとんど全戸に配っていただいたと思っております。そうした中に、観光レクリエーションの振興というのがあります。これでは、紙面の都合上、詳しく書くことができません。大きな見出しだけ、全部が書いてあります。だから、わからないだろうということで、選挙期間中に私の施策として出したものがあります。これもなかなか、紙面の都合上このようなものを出したんですが、これに観光レクリエーションの振興というところで、パークゴルフ・フラワー公園の整備というのを掲げております。これを掲げておったから、選挙が終わった後にいち早く、これを批判をされたんじゃないんですか。私がまだ発表する前から、もう反対だということを言われて、大変私は残念でならないところであります。

ですので、ちゃんと私はそれは訴えたし、新聞記事のほうも、やはり紙面の都合というのがあるわけでありまして。私の公約、ここにも人と自然が共生し、地域資源を生かしたまちということで書いておりますし、やはりこれは紙面の都合上、出てきたり出てこなかったりするものだというふうに思っております。全て書けば、1ページ大きなものにかかせてもらえると、ちゃんと出てくるだろうというふうに思います。

○16番（五位塚剛議員）

池田さん、市長選挙は一応終わりましたですけど、私もあなたの全戸配布したのを持っています。あなたの後援会の内部資料も持っています。だけど、具体的に13億をかけるかどうかは別として、フラワーパーク公園づくりという意味での具体的なものが全戸配布されていない、また一番市民を二分するような大きなこの公約が、新聞社の紙面の都合とか、あなたの出したパンフレットのこの紙面の都合で書けなかったかということ、今、本会議で答弁するレベルの問題じゃないと思うんです。ですから、私たちは、9月の、当選した9月のあなたの所信表明演説の中でフラワーパークが出てきたから、そこから始まったんです。どういうことなのかということ。

そういう意味で、今でも市民にフラワーパーク公園づくり、金額はともかくとして、約10億円を超える事業を市民に、池田さん、よくいい政策を出してくれた、頑張ってくれたというふうに今でも思っているんじゃないですか。お答えください。

○市長（池田 孝）

もう議員がおっしゃるとおりであります。最後のほうの一日一日、大きな声で私に伝わってきます。9日の日、大会がありました。その前後から特に大きく、い

ろんなことにも負けず真っすぐ頑張れよという声が聞こえてくるところであります。

○16番（五位塚剛議員）

じゃ、次に入りたいと思います。

特別委員会の中で、具体的に胡摩地域が予算上も出てきまして、今審議しております、予算が通過いたしました。確認の意味で申し上げますが、基本的な計画では、全体面積が37.7ha、山林が28.5ha、畑が2.3ha、原野が1.2ha、雑種地が0.5ha、田が0.2ha。地権者は84名の163筆、その中で未登記が34筆というふうに説明をされているんですけど、これは間違いはないでしょうか。

○市長（池田 孝）

はい、間違いのないものと考えております。

○16番（五位塚剛議員）

多分間違いはないはずなんです。ちゃんとそういう説明を受けたわけですから。

それじゃあ、質問いたしますが、この未登記の34筆、これには2つの自治会の共有名義を含めて、残念ながら現在生きていらっしゃらないおじいちゃん、その前の人たちを含めてのあるみたいですけど、池田市長、この未登記の34筆は、仮に、仮にですよ、事業が推進したときに、土地買収に入ったときに、これはちゃんと間違いなく100%相続ができて、取得ができるというふうに思っておられますでしょうか。

○市長（池田 孝）

その方向で、いろいろと段取りをし、そしてまた了解を求めていきたいというふうに考えております。

○16番（五位塚剛議員）

私は、入佐の方々のいろんな相談を受けておまして、入佐の中で現在もう亡くなられてる方で、名義がどうしてもなおらない方がいらっしゃいます。これは、もうなおる保証がないんです、残念ながら。これは、入佐自治会も含めて、胡摩自治会も含めて入っておりますけど、こういう共有名義はさらに名義がなおらないです。

企画課長、多分企画課長はその責任を負わなきゃならないと思うんですけど、それとも財政課長が負うのですか。こういう現実が現在あるんですけど、この事業が推進したときに、仮に一番大事な部分のいいところにこの地権者の山があつて、これが名義がなおらないということが、私はほぼ100%だと思ったけど、なおせる自信がありますか。誰か、財政課長か企画課長、ちょっとお答えください。いや、ちゃんとなおすことができますよという、ちょっとお答えください。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

確かに議員のおっしゃるとおり共有名義、昔の言葉ですけど部落共有という土地ですか。これについては、地権者、権利者がネズミ算式にふえてるのは、議員のおっしゃるとおりでございます。こういった形については、所有者権移転等については難しいものと、私個人としては理解いたしております。

以上です。

○16番（五位塚剛議員）

賢明な、課長は、私はそういうふうと思うんです。誰が見てもなおらないんです。特に山林は安いから、財産をなおさないのが現実なんです。

私は、この事業は、私は、議会はどういう判断されるかわかりませんが、事業は進んで取得はしてもよいと始まったけど、名義がなおらないままどんどん買収をしていったら、最終的には名義がなおらない人たちが一番大事なところでたくさん出てくる。しかし、事業を貫徹することはできない、その地権者の許可がなければあその土地にも入ることができない、これが現実問題になってくるおそれがあります。

市長、そういうおそれを土地買収法か何かで強引にやる決意ですか。相続については、行政はタッチできないんですけど、どういうふうにお考えでしょうか。お答えください。

○市長（池田 孝）

いろいろな手法が考えられますけれども、最悪の場合は公園ですので、パークゴルフそしてフラワー公園で、これは最悪の場合はその部分は残して周囲を公園化していくこともできるかというふうに思っております。ですので、どうしても名義変更ができないという形であれば、法的なものでできないという形になった場合はそういうこともやむを得ないかなと、ほかの地域をちょっと広げていけばいいんじゃないかなというふうにも考えられるというふうに思っております。

○16番（五位塚剛議員）

企画課長、今、市長はそのような表現をされました。少なくともあなたの立場で名義がなおらないところの土地というのは、全体図をここで広げたら、どこどこがわからない、なおらないというのが現実、未登記というのがはっきりわかってるはずですね。わかってなきやおかしいんです。わかってるはずなんです。それが、今市長が言うように、そこを除いて公園づくりをするというのが、私は、正直なところこういう本会議でそんな答弁されるとは思わなかったけど、それは企画課長、可能なんですか。お答えください。

○市長（池田 孝）

これは、仮定の中で、全く考えられない方向で議員がおっしゃってる、私もその

ような方向で答えているわけですが、例えばほかの施設を見ても、やはりゴルフ場に行っても部分的に山が残っておる場合もあり、畑が残ってる場合もある、これはやむを得ないときにそのような処置がなされておる、そこの出入りが可能であれば、またこれは建設は可能になるというふうに思っております。図面に落とした姿を私は見ておりませんが、まだまだ私としては予算が凍結されておりますから、しっかりとまだ目も通しておりません。そのような状況の判断のもとに、私は答弁をいたしております。

○16番（五位塚剛議員）

19日に特別委員会が開かれますので、その未登記を含めて全ての地権者と、筆数を含めて、この全体の図面を、今、本会議場で要求しますが、これは必ず、予算は通ってるわけですから出していいと思うんですけど、確認してよろしいでしょうか。図面を19日に特別委員会で要求しますが、よろしいでしょうか。

○市長（池田 孝）

出せると思います。

（何ごとか言う者あり）

○議長（谷口義則）

ここで、暫時休憩いたします。

————— . ——— . —————  
休憩 午前10時39分

再開 午前10時40分  
————— . ——— . —————

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○16番（五位塚剛議員）

それでは、次の問題に入りたいと思います。

環境調査は当局もして、問題がないという答弁でございました。私は、大変な問題だと思っております。市当局が出された独自で調査した問題も質問いたしましたが、再度質問します。

5月の17日から21日の調査で、ちょうどこの建設予定地の中央部でコウカアブが23匹、小バエ、カが868匹、5月の23日から5月の24日の2日間で、小バエとカが508匹ということが出された資料がありました。池田市長はそれについて何らかの要因があつてそこに特に発生したんじゃないかということをおっしゃいました。

これぐらいのハエとり紙に800匹を超える小バエがひつつくというのは、小バエというのはもうちょっと何日かたったら大バエになるんですよ。小バエは。

(何ごとか言う者あり)

○16番(五位塚剛議員)

いや、そうなんです、私も見ました。小さな小バエという小バエもいるんです。成長の過程のハエもいるんです。それが、現実問題これだけいるというのに、全然環境的に問題がないと言われましたけど。

それと、確認いたしますが、御飯を食べるときにハエが来た、しかし、池田市長は、御飯を、食事は基本的にはクラブハウスの中で食事してもらえばいいという答弁されましたけど、今もそういう考えなんですか。

○市長(池田 孝)

ハエの調査については、その後議会のほうでもされたということですので、それも参考にさせていただければというふうに思います。

小バエが大バエに成長していくということは、全く初耳でございました。これは、ウジから孵化する。これは、ウジのときから小バエは小バエの状態、大バエは大バエの状態、ウジが大きい、私はそのように思っております。それが成長して大バエに変わっていくということは、私の勉強不足なのか、あなたの勉強不足なのか、これはお互い考えるべきじゃないかなというふうに思います。

それは、基本的に食事はクラブハウスでやっていただくと、これが基本であります。遊園地的な広場をつくった場合は、遠足等などでやった場合は、そこで軽食等ができるかなというふうに思っておりますが、まだ基本設計も何もできておりません。基本的にパークゴルフやら、普通のゴルフ場内で食事がとれるという施設は恐らくないだろうというふうに考えております。

○16番(五位塚剛議員)

ハエが即大きくなるわけじゃないんです。いわゆる基本的な小バエも成長して普通のハエになっていくわけですから、それを含めて私たちはちゃんと調査してるわけですよ。それと、時期的な問題もあると思います。

私は、ゆうべ私の自宅の中に2匹のハエが入ってきて、食事中に飛んでまして、非常にうるさく感じて食事しましたが、2匹でもやはり弁当やらおかずについてくると嫌な気持ちになるんです。

池田市長、今も言われましたように、食事はレストハウスで基本的にはしてもらおうという。あなたたちは、年間10万人が来客する予定でしょう。単純に365日で割ったら、1日300人です、単純にですよ。イベントやらオープンやら何かあったら1,000人ぐらいの人が来なけりゃあ10万にならないんですよ。そういう人たちが、あなたたちがつくりようとしてるクラブハウスは150人しか入れない。このクラブハウスは、基本的にはお金を払って料理を注文した人が食べれるクラブハウスですか



ら、弁当持って行ってクラブハウスの中で御飯を食べさせてくださいって、それを全部、そうさせる方向のあなたの考えなんですか。大体花公園は弁当を持って行って家族ぐるみで弁当を広げて食べるというのが、これが当たり前じゃないですか、それをさせないんですか。お答えください。

○市長（池田 孝）

基本的にはクラブハウスです、基本的には。イベント等を行うときは、それは外での食事もできるようにしなければいけないかというふうに思いますが、特別あの地域が多いとは感じておりませんし、この役所、私の市長室でもハエが飛んでくることがあります。南日本新聞の黒チョコカにも載ったことがあります。ハエってというのは、どこに生まれたのか、どこから飛んできたのか、これもわかりません。ですので、曾於市内の中で特別あの地域がハエが多い場所だとは感じておりません。特別委員会でもみずから調査をされたというふうに伺ってますから、それらのことも参考にしてもらえばいいんじゃないかなというふうに思っております。

○16番（五位塚剛議員）

特別委員会でも調査しました。正直なところ、ハエは少なかったです。私は少ないと思ってました。こんな真夏のときにハエの調査をするわけですから、ハエが発生するはずがないんです。当たり前じゃないですか。やはり私が5月にしたときには相当いました。今からが発生する時期なんです。池田市長も畜産を、一番わかってらっしゃると思うんですけど、今からハエが発生して大量に出てくる。胡摩のガソリンスタンドのところに今から行ってください。あの人たちが、ハエとり棒を3つぐらい持って追い払ってます。もう大変だと言っております。これは現実です。議会がした特別調査の中でハエが少なかったからもうハエはいないんだというこの認識だったら、もう大変なことになります。それは、忠告として言います。

次に移ります。池田市長、あなたはこのフラワーパーク、公園づくりを、世界のツツジを持ってくると言われましたが、どうも私、理解できないんです。世界のツツジというのは、国外のどこの国の世界のツツジの何というのを大体持ってきたいと思っているのか、ちょっと参考に教えてください。

○市長（池田 孝）

先ほどのハエの調査ですが、これからが多くなるんじゃないかということ。ですから、私はほかの地域と比べてそう多い場所じゃないと言っております。ですので、その時期が少なかったんであれば、別な地域でも少なかったでしょう。今後、季節的にハエが多くなれば、あの地域だけがふえるんじゃなくして、ほかの地域でもふえるんじゃないですか。私はそういうことを言ってる。ですから、ほかの地域と変わらない、大体同じようなレベルであるというふうに判断をいたしております。

ツツジを、世界のツツジをということでもあります。これは、何というツツジを、どこ産の物をということは、まだ調査いたしておりません。これは、ただ、こちらあたりにある物だけを植えても、やはり観光客を呼び込むにはちょっとふさわしくないかなというふうに思っております。ですので、珍しいツツジ、きれいなツツジ、そうしたものをあらゆるところから、予算の範囲内で求めていきたいというふうに考えております。これは、ほかの花についてもやはり言えるというふうに思っております。自分の庭先にある物だけを植えても、これは公園化は難しい、来客はできないだろうと思っております。ですので、これはやはり基本設計をちゃんとつくらせてもらって、そうした中で、いろいろそのようなことは検討させていただきたいというふうに思います。

#### ○16番（五位塚剛議員）

私は、フラワーパークの目玉として世界のツツジを持ってきて、観光客を呼ぶと言われましたから、もう当然ながらこの国のどういうツツジがあって、この末吉町に持ってきてもちゃんと植栽ができて、こんなすばらしい花だということが、私はわかってると思ったら、そうじゃないみたいですけど、もうこれ以上、調査していないということですので質問をいたしません。

それじゃあお聞きしますが、ハエの問題で、時期的にハエが発生する時期が多くなればどこでも同じじゃないかと言われましたが、確認いたします。

畜産課長から出された資料か企画から出された資料かわかりませんが、建設予定地から1.5km以内に畜産関連農場が18施設あるというふうに出されました、18。私が独自で調査をいたしましたら、12抜けております。畜産農家、牛の生産農家、12抜けております。それで、合わせると30です。ハエが一番発生するのは牛の生産農家なんです、堆肥を含めて。

じゃあ、確認しますが、わずか数百mしかない胡摩窪さんの生産農家、稲留さんところの生産農家、やっぱり30頭規模です。こういうのを含めて、何で私たちに出した資料が18なんですか。企画課長……、誰かお答えください。

やはり、ここの地域は、養鶏場を含めて大型の肥育農業を含めて、養豚業も含めて、曾於市の中で最も畜産関係の施設が集まっている、一番ハエが発生できる環境のところなんです。環境のところでしょう。ここは、ほかの地域と全く同じだというふうに言われるんですか。誰かお答えください。この問題も含めて。誰かが資料出したんですよ、これ、誰かが。

#### ○議長（谷口義則）

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前10時54分

---

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。ここで、五位塚議員の一般質問を一時中止して、10分間休憩いたします。

---

休憩 午前10時54分

再開 午前11時04分

---

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開き、五位塚議員の一般質問を続行いたします。

○畜産課長（神宮司寛）

ただいま施設の個数が違うというようなことで御質問があったわけですが、当初、特別委員会の現地調査をしたいというようなことで、建設予定地から1.5km以内にある畜産関連施設、大型のものを拾い出してくれという要請がございましたので、畜産課のほうで、若干その規模につきましては、大型の農場だけを一応書き出して、12ですか、それを当初お配りしたところでございますけれども、その後まだあるんじゃないかというふうなこともございまして、再度、若干の頭数も含めてまた御報告申し上げて、そういった形で要望にお答えしたといたしますか、そういうような形で全体的な畜産農家はあげてございません。

○16番（五位塚剛議員）

ハエの問題を議論しておりましたから、ハエが一番発生するのは大型農家だけハエが発生するんじゃないんです。牛の1頭、2頭飼の生産農家でも管理が悪ければどうしてもハエは発生するんです。そういう意味で、私が独自調査したときには、もうこの18だけじゃなくて、やはりもう30の施設がこの1.5km以内に畜産農家があるという前提で議論しないと、私たちがこの問題を解決するという意味にはならないと思うんです。そういう意味での質問でありました。それは、わかります。

次に質問いたしますが、市長、私は池田市長というのは、会社で例えると曾於市株式会社の社長だと思うんです。やっぱり会社の経営者というのは、自分ところの従業員がやはり従業員の声を聞く、従業員と一緒に仕事をしなきゃならないと思うんですけど、このフラワーパークの建設の問題では、課長が26名、全体で359名の職員がいると思うんですけど、この人たちが今の段階で、池田市長が言ってらっしゃるフラワーパーク建設を、同じように市民のためになるもんだからぜひ

池田市長、池田社長頑張っしてほしいって自信を持って言える職員が、従業員が何人いると思ってますか。お答えください。

○市長（池田 孝）

プロジェクトチームはつくっておりますけれども、全ての職員にどうこう、課長にどうこうということは行っておりません。ほかの事業についても、そのようなことは行っておりません。ほかの事業と同じ体制のもとにいろいろなことを進めております。またこれまでの進捗の仕方も、ほかの事業と人並みの状況で進んでおり、これが特別おくれたとか、いや、どうこうと言うことは、私はない。市民への訴えもそのごとく、市報で2回ほど出しましたことも、これは特別なことであったというふうに思っております。このことについて、特別に市民へいろんなことを広める考えもありません。普通の事業を進めるごとく、これまでのごとく進めてまいりたいというふうに考えております。

○16番（五位塚剛議員）

私は、やっぱり職員の中からも、やはりこの事業は中止していただきたいという声をたくさん聞いております。例えば、建設課長、あなたに振るわけじゃないですけど、

（笑声）

○16番（五位塚剛議員）

あなたがもし企画課長になったときに、後の管理をしなきゃならないときに、できたらやめていただきたいというのが本音じゃないかなと私は思うんですけど、

（笑声）

○16番（五位塚剛議員）

答えはいいですけど、本当にどの課長がなっても、いや、この事業の担当にはなりたくないなというのが何となくもう伝わってくるんです、私には。本当に、もう目を見りゃわかるんです。

（笑声）

○16番（五位塚剛議員）

そういう意味で、職員の方々も池田市長のこの事業については、もろ手を挙げて本当によか事業だというふうに思う職員というのは、私は本当数名だというふうに思っております。

そういう意味で、池田市長、非常にこれは大事な時期であります。池田市長がやっぱり市民の世論やら、私たち議会を二分するような状況も見たときに、やっぱり高い立場に立って、やっぱりこれは私の政治信条としてもちょっと納得のいかない部分はあるけど、勇気を持って白紙に戻すという考えはないでしょうか。

○市長（池田 孝）

課長にはそれなりの御苦勞をいただいておりますというふうに思います。例えば、末吉の上町都市計画、これももう毎回定例会のたびに一般質問がなされ、当時の担当課長、大変であったらと思います。だけど、もうOBの方々を含め、自分が苦勞したことがこのような姿になっておるといふことで、喜びに今変わっておるんじゃないかなというふうに思います。

事業をすれば、当然反対もつきものでありますけれども、それを遂行するのが首長という者であり、そして職員の協力のもとに進めるべきだといふふうに思っております。私は、この事業は、本当に10年に一度の大きな事業であって、曾於市の活性化につながる、そして、必ずこれが完成したら、市民が、あの時、いろいろあったけど作っていてよかったねといふことが必ずあると思います。大隅の弥五郎の里も全くそのごとくであると考えております。いろんな施設が、そのようなものはつきものですが、ここを克服しながら頑張っていきたいという気持ちでいっぱいあります。

○16番（五位塚剛議員）

きょうの新聞に、自民党の谷垣総裁が、一昨日までは京都の後援会の集まりで断固として総裁として立候補して頑張りますと言ったのが、1日たった立候補やめるということになりましたけど、池田市長、そのあたりを池田市長の、非常に、何といひますか、かつぶくのよさで白紙に戻すといふふうにはならないでしょうか。お答えください。

○市長（池田 孝）

白紙に戻す考えは、全くありません。議員も、ぜひ御理解いただいておりますので、支えていただきたいなという気持ちであります。私の考えはこのよさな気持ちです。ですので、あなたの考え方を街頭で訴えられる、チラシで配られる、私の考えのよさも入れた中で街頭で訴えてほしいな、チラシを入れてほしいなと、池田はこんな考え方だ、悪い点ばかり引き出してそこを載せて宣伝するんじゃないかと、池田の述べているいい点も載せていただければ大変ありがたいといふふうに思っております。どうかよろしくお願ひいたします。

（笑声）

○16番（五位塚剛議員）

基本的には、池田市長はやり抜くといふことではございますけど、大体私を含めて一般質問の中でやりとりして、大体大方ですね、私はこの事業は失敗するだろうと思います。もうほぼ100%失敗するだろうと思います。失敗を、なぜ失敗するかといふと、やはり環境の問題、あの地域はこういう施設には向かないといふ問題、あ

との維持管理費が下手したら5,000万、1億単位になるような感じがする問題、それとやはり、もっと市民にとってやるべき事業はこういう事業じゃなくていっぱいあるんです。子供たちが、通学路の帰り道に外灯がないじゃないですか、教育長。胡摩から先を行ったことありますか。ないですよ。そういうところを含めてやるべきことはいっぱいあるんです。若い人たちが帰ってきて働きたい雇用の場をつくろうと、いっぱいやることあるんです。そういう意味では、こんな無駄な事業をやってる時期じゃないと思います。とても池田市長の考えを宣伝するわけにはいきません。

確認いたします。これから特別委員会が結論出します。場合によっては特別委員会は、私はこの流れを見ると、とてもじゃないけど胡摩はこの事業にはふさわしくないという決断を下すだろうと思います。そうなったときは、市長は議会の議決を尊重いたしますか。お答えください。

**○市長（池田 孝）**

私は、そのように思っておりません。必ずいい方向で示していただけるだろうというふうに思いますし、もう予算も可決していただいております。場所も提案されて、審査委員会で審議されたものを提案しているところでもあります。ですので、その方向性で進むべきものというふうに思いますが、もしこれがおっしゃるような形になった場合は、私はそれなりにまた判断して、この事業だけは成し遂げたいという気持ちでいっぱいです。

**○16番（五位塚剛議員）**

当局が、当局がフラワー公園を参考にした大分県の日田市の天瀬公園を参考にしたという、しかし、現実はそのほうがもう事実上の廃園の状況になっている、参考にしたところがそうなる。日本のどこの地域行っても、こういうフラワー公園で成功してる所はない。鹿屋のバラ公園でも毎年6,000万か7,000万円の一般財源をつぎ込んで、高峠にしても、無料であっても大変な事態になっている、これが現実なんです。そういう意味で、基本的には市長は、ぜひ、予算も認めてもらったのだからやり遂げたいということでしたけど、場合によっては議会が、この特別委員会というのは、建設を前提とした特別委員会ではないんです。建設をするかしないかを決める特別委員会なんです。だから、特別委員会が場合によっては英断を下してノーと言ったらそれに従いますか。お答えください。

**○市長（池田 孝）**

3月議会を思い出していただきたいと思います。予算を出しました。審議もいただき、可決もいただきました。そして、賛成された方々が環境調査をなさい、その結論が出るまで執行をとめなさいということでありました。ですので、私はその

とおりとめております。そのとき、とめることを反対された方々が、今度は逆にストップをかけておるといふふうに思えてなりません。議会議員の考え方っていうのは、本当にこのような形でいいのかなと、もう少し奥深く慎重に判断をしていただきたいという気持ちであります。

ですから、私は、この事業はどうしても成し遂げる。赤字が必ず、出らんとは申しません。赤字は出る可能性が多分にある。ですけども、その赤字の分は住民へのサービスに必ずつながる、雇用という面で返せる、そしてまた地産、特産品の売り上げ、PR、健康増進として、私はサービスで生かされる。私は、行政っていうのは、そのようなものであるといふふうに考えております。赤字だからつくるべきじゃないとおっしゃることが、私には理解できません。

以上です。

#### ○16番（五位塚剛議員）

この間の流れを見て、質問しても余りにも計画がずさんなんです。きのうの徳峰議員の質問に、施設からの排水事業については場合によっては10億円かかるような発言をされましたけど、もう信じられないんです。だから、やはりこういう問題は、どういう事業をするかという総体を描いて十分議論をして、議会に出す前にやっぱり質問をされたら答えられる内容でないとだめなんです。それができてないから、大変な状況に今なってると思うんです。

議会は、やはり市民の代表でありますから、予算は通しました。賛成多数で通しました。しかし、問題が余りにも大き過ぎるということで特別委員会がつくられました。特別委員会は、建設前提じゃないんです。そのことはよく理解してください。だから、特別委員会は、本当にここで大丈夫なのかというようなことで慎重に審議しております。私たちは、市民の、我々の子供や孫たちに、この赤字を、つけを回すようなことをしちゃいかんというような思いで、もっとやることがいっぱいあるんだという立場から質問してるんです。

ですから、本来ならこの事業を白紙に戻して、来年の市長選挙で、あなたがフラワーパーク建設をやりたいんだということをこの政策の第1番目に書いて出して、それで選挙戦えば、市民があなたをそれで承認したら、あなたの考えが理解されて支持されたということなんです。だから、一旦白紙に戻して市長選挙出られるということですから、できたら私はそれを望みたいと思いますけど、白紙に戻して臨むことはあり得ませんか。

#### ○市長（池田 孝）

何回も繰り返していますように、私は2期目の政策実行計画ということでうたって出してあります。ですので、3期目までこれは入りそうですけれども、あの当時、

私は2期目で完成するものというふうに思っておったんですが、日にちがたっております。ちょっとそこが残念ですが、私はほかの施策はほかの施策で、ほかのまちに本当に負けないようにいろいろ工夫してやっておる、また市民の方々も協力をいただいております、本当に感謝を申し上げているところです。

ですけれども、この事業はこの事業で、10年に1回の曾於市が誕生した記念公園としてサービスをしていきたい、そして、曾於市をもうちょっとアピールしたい、曾於市に市外から、県外から来てほしいというものを考えているところであります。県の事業としてもいろいろな事業が進んでいきますし、またジオパークというこの枠でもいろんなことを進めようとしているわけでありまして、非常に私はこれから曾於市に魅力のあるまちだということで人が来てくれたり、経済効果をもたらすことを期待しておりますから、全く白紙に戻す考えはありません。このまま続行させていただきたいというふうに考えております。

○16番（五位塚剛議員）

最後になりますが、今、畜産農家を初め大変今厳しい状況でございます。また、たばこをやめられた方々がカンショづくりに入っておりますけど、昨年を下回る収益減で大変です。そういう実態の中で、池田市長がこの間やってきた施策、たくさん私も評価したいと思います。いいものは私も率直に評価して、お互いに市政発展のために力を尽くしたいと思っておりますけど、しかし、今回のこの問題だけは、やはり今までの、過去の各町のやっぱり議長さん初めいろんな方々が、これだけはやはり池田さん、だめですよという市民の声が日増しに広く大きくなっているということだけを申し上げまして、私の質問を終わりたいと思っております。

以上です。

○議長（谷口義則）

ここで、質問者交代のため、暫時休憩いたします。

————— . ——— . —————  
休憩 午前11時22分

再開 午前11時23分  
————— . ——— . —————

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第6、土屋健一議員の発言を許可します。

○4番（土屋健一議員）

さわやかな秋晴れのもと、日に日に稲穂が垂れ、黄金色の実りの秋を迎えようとしております。平穏な情景に、この地に住む者として、少しばかりの幸せを感じる



次第であります。

しかしながら一方では、なかなか進まない東北地方の復興、放射能汚染、また、豪雨による全国各地の被害、はたまた児童生徒を取り巻くいじめ、虐待、連れ去り事件等々、心配なニュースに心を痛める次第であります。

今回も、教育問題について質問をいたします。

まず、学力向上対策についてであります。さきの6月議会での一般質問に答弁いただいたところであります。

先般、8月9日の南日本新聞に、24年度の学力テストの結果が報じられておりました。タイトルは、「鹿県、中学全科で平均以下、全国学力テスト、小学理科上回る」であります。さきに一般質問をしておりましたので、より興味を持って熟読したところであります。

また、今定例議会開会日に、文教厚生常任委員長により閉会中の所管事務調査報告がなされたところであります。学力向上対策をテーマにして調査していただいたことは喜びにたえないところであります。

子供たちの学力が向上することは、家族や地域の喜びであります。規模の大小にかかわらず、その学校の新しい伝統になることさえ期待できるのであります。何とかして市内小中学校の学力を向上させなければなりません。

そこで、通告の1番目、学力向上対策について問うわけではありますが、せめて県平均を上回る対策はできないのか。全国上位の県、秋田県、福井県と本県の違いはどこにあるのか。24年度から県が実施する授業力向上プログラムと小中連携について、曾於市教育委員会はどのように受けとめているのか答弁をしていただきたい。

次に、通告の2番目、いじめ問題であります。大津市の中学2年生の不幸な事件は、単にいじめ問題では片づけられない波紋の広がりを見せております。事件の真相解明、警察の介入、学校と教委の対応、新しい調査委員会の設立、学校と教師に対する生徒たちの信頼関係等々、対岸の火事であればと願うところであります。曾於市のどの学校、どの学年にいつ起きても不思議ではない世情であります。

大津市教委、学校の対処をどう受けとめておられるか、曾於市で同様の事件があったとすればどう対処されていたか、曾於市ではいじめに対するアンケート調査は実施されているのか、実態の把握や対策について報告してください。

以上、壇上からの質問といたします。

#### ○教育長（植村和信）

それでは、お尋ねの2件につきましてお答えをいたします。

まず、学力向上対策についてでございますが、その中の①せめて県平均を上回る対策はできないか、学習態度の改善、教師の指導力向上、家庭における教育力の向

上、それぞれの方策はということですが、曾於市の児童生徒の学力の現状につきましては、平成24年1月に小学校5年生、中学校1、2年生を対象に実施しました平成23年度基礎・基本定着度調査の結果で申し上げます。

議員のほうもごらんくださったと思いますが、市報そお8月号に掲載しました。その中で、県平均を上回っているのは、中学校1年の理科を除く4教科、また、中学校2年生の社会科と理科でございました。そのほかは、残念ながら県の平均に及ばない状況でございます。したがって、一部の学年の結果のみですが、学力向上は本市の大きな課題、願いであります。

曾於市教育委員会の学力向上対策のベースとなります考え方、これは、子供たちの学ぶことへの意欲を高めるために、「夢を持ち、夢に向かって着実に歩みを進める夢実現」の教育であります。

それらをベースに、学力向上対策の第1は、主体的な児童生徒の学習態度の育成です。年3回から4回、学習のしつけ度調査を実施して、その徹底を図っているところでございます。

特に3つの話の聞き方、「目で聞く」、「耳で聞く」、「心で訊く」や、「はっきりと大きな声で発表・応答できる態度」など、学習の細かなしつけが身につくように、市教育委員会と学校が一体となって取り組んでいるところです。

各学校におきましては、〇〇小・中メソッド、方式ということですが、それぞれの学校名がつかまして、後ろにメソッド、何々小学校方式学習、こういう小学校方式学習、こういうものを、あるいは何々中学校式学習の確立を目指して、曾於市らしい学習態度の育成に努めているところでございます。曾於市らしい学習の態度や学び方の推進に努めているところでございます。

第2には、教師の指導力向上を図るため、「夢実現にチャレンジするそおっ子を育成するために」という指導の手引きを作成いたしまして、全職員に配布して、市教育委員会の方針の理解を徹底させているところであります。

また、電子黒板のさらなる活用についても、その中で浸透を図るようにしております。

また、曾於市学力向上対策研究協議会を年に4回開催いたしまして、個々の教員の指導上の悩みに答えるコーチングなどを随時行っているところです。

さらに、教師がお互いに指導力を高め合うことを狙いとした教師力向上講座や、小中学校や高校の教師が連携して中学校3年生の指導に当たる夢実現チャレンジ講座なども開催しております。

第3に、家庭における教育力の向上を図るために、①PTAにおける学びの場、学級PTAなどでの位置づけ、学びの場の設定。②家庭教育の充実を目指すために、

家庭教育学級の主事・学級長の合同の研修会の開催などに取り組んでおります。

また、家庭と連携を図り、自主的に家庭学習に取り組めるよう、家庭学習の手引きを活用させたり、家庭学習の時間を確実に確保させるために、「家庭学習6090運動」に取り組んでおります。

②の全国上位（秋田県、福井県）と本県の違いは何なのかということでございますが、文部科学省は2012年全国学力学習状況調査の結果を8月8日に発表しました。調査対象は、小学校6年生の国語、算数、理科、中学校3年生の国語、数学、理科です。

鹿児島県教育委員会によりますと、本県の児童生徒は、基礎的知識は身につけているが、その知識を活用したり説明したりするのは苦手であるとの結果が出ています。上位県である秋田県や福井県では、活用力を必要とされる問題は着実にできております。特に本県では、理由を記述する問題や、筋道を立てて証明する問題などが弱いことも明らかになりました。また、アンケートや意識調査から、言葉や式を使って説明する問題を最後まで回答を書こうと努力したとか、国語の勉強は好きだなど、児童生徒の学習意欲にかかわる項目のポイントが低いです。学校への調査結果からは、生徒の発言や活動の時間を確保して授業を進めている、生徒のさまざまな考えを引き出したり思考を深めるような指導をしている、このことが低いこともわかっております。

そこで、お尋ねの両県との違いでございますが、秋田県のほうは平成61年度から心の教育を、平成5年度からそれを充実・発展させるためにふるさと教育というのを実践してきておりますが、これが実を結んだ成果ではないかというふうに答えられております。また、一番の差は、家庭、地域、県内の大学などとの協力成果が総合的にあらわれたのではないかというような分析であります。そのほか、県の方針により、教員の意識の差が縮まるように最大の努力をしてきた、そういうことのアラわれではないか、また、子供の意欲を高めるために、宅習を確実に進めるシステムなどを研究してやっているが、それが実を結んでるのではないか、それから少人数で徹底した指導に努めている、そういうことなどが挙げられるのではということで、鹿児島県も負けないように手を打つてるところでございますが、取り組みの時間的な差などの差があらわれているものと思われまます。

以上です。

濟いません、2問についてが以上でございました。

③の県の授業力向上プログラム、小中連携について曾於市の受けとめでございます。

鹿児島県授業力向上プログラムは、小、中、特別支援学校等において、校種間の

連携を計りながら、学力向上に向けた取り組みの充実を目指しております。

事業主体は、鹿児島県教育委員会でございます、期間は平成24年度から平成26年度の3カ年でございます。

事業内容の主なものとしましては、全中学校において授業公開及び授業研究会を3年間のうちに1回は必ず実施するというところでございます。

これらの授業公開等については、近隣の学校にも呼びかけてより一層、幼、小、中、高、特別支援学校間の連携を推進すること、②で全中学校において、全教師が3年間のうちに校内研究授業及び授業研究会を1回以上は実施し、授業力の向上を図ること、前は学校での研究会でしたが、次は教師個人的なものです。

曾於市としましても、学力向上には小、中、高の連携は欠かすことのできない貴重な視点であると考えておりまして、平成24年度からは曾於市学力向上対策研究協議会、今まで校種別を中心として進めておりましたが、末吉地域部会、大隅地域部会、財部地域部会の3地域部会に分けて、小、中、高の連携をより強めようと努めているところでございます。

特に中学校を中心に小中連携を進めることが大きな力になると信じ、各中学校区ごとに年2回小中連携研修会を追加して、夢実現チャレンジや生徒指導も含め、広い視点から小中の連携を図ってまいります。

このように曾於市においては、県の授業力向上プログラムや、小中連携の趣旨、事業内容を前向きにしっかりと受けとめて取り組んでまいります。

大きな2番目の滋賀県大津市の問題についてでございますが、1番目、大津市教育委員会、学校の対処をどのように評価されているのか。この件につきましては、私たちは見ていたわけでもございませんので、いろいろなマスコミ等の資料から考えてお答えをしていきたいと思っております。

曾於市内の小中学校におけるいじめに対する考え方は、いじめはどの子供にも、どの学校でも起こり得るという認識で、議員のほうも御指摘くださったとおりでございます。1件でも多く発見し、1件でも多く解決することが重要であるというふうに考えております。

このような考え方に立ったときに、大津市の中学校2年生男子が自殺しました問題は、幾つかの課題を抱えているのではと考えております。

学校側の対応としまして、第1に自殺した生徒の異変を見逃したり、他の生徒が相談に来たが何もしてくれなかったと生徒に思われたりしております。この点が大きな課題ではなかったかと思っております。第2に生徒の自殺後、学校はアンケート調査を実施していますが、その回答内容を十分検証しないままに調査を打ち切ってしまったことが不十分な対応ということにつながったと思っております。

次に、大津市教育委員会対応でございますが、生徒が自殺するまでに学校にどのような指導をしていたのか、はっきり見えないような気がいたします。その後のアンケート調査の分析や公表につきましても、指導は不十分ではなかったのかなというふうに捉えております。また、マスコミや保護者への対応も後手に回っている感があります。学校と連携して、もっと早く初期対応を適切に行う必要があったのではと思うところでございます。

2番目に、②、大津市の問題を身を置きかえて曾於市での事件ならばどう対応しているかというお尋ねでございますが、現在、曾於市の小中学校では、いじめの兆候を早い段階から発見するために無記名の「学校楽しいかなアンケート」などを実施しています。

市教育委員会といたしても、各学校の実態把握に努め、指導助言を行うため、いじめや不登校に関する毎月の定例報告を受けております。

早い段階からいじめの兆候をつかみ、早く解決に向かわせる指導を行うことが、大津市のような自殺事件を未然に防止する最大の対応策だというふうに考えております。

かねてから危機管理に努め、最悪の事態を想定して、慎重に組織で対応することに心がけ、各学校で作成している危機管理マニュアルにしたがって対応するように指導しております。

しかし、一方では、児童生徒の自殺もどこにでも起こり得るという危機感をもって対応していくことも大切であると思っております。

もし、生徒の自殺が起きてしまったら、危機管理マニュアルにしたがって、校内の対応、保護者やマスコミ等への学校外の対応を速やかに行うように指導してまいります。

また、学校の情報はできるだけ市教育委員会と共有し、早い段階から説明責任を果たしていくようにしています。

場合によっては、第三者委員会を立ち上げ、事実解明に全力を注ぎ、2次被害の防止にも努めたいと考えています。

市教育委員会といたしましては、市教育委員会と学校間の距離を縮め、いじめ問題だけでなく学校の情報を的確に把握し、さまざまな問題を未然に防止するために、学校の運営状況の必要に応じた報告を日常の教育実践報告として管理職に求めているところでもあります。必要に応じて随時報告をもらっているところでもあります。

最後になります。曾於市におけるアンケート調査、実態調査、対策についての報告をということでございますが、大津市のあの件を受けまして、文部科学省や県の教育委員会の指導を受けて、現在いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに

教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査を各学校に依頼したところでございます。

この調査は、大津市の中学生が自殺したことを受け、文部科学省が全国に依頼したものであります。狙いは、「いじめの早期発見、早期解消につながるよう、緊急に各学校におけるいじめの認知件数等を把握するため」のものであります。

市教育委員会では調査を終えて、現在集計中でございます。

以上です。

**○議長（谷口義則）**

ここで、昼食のため土屋議員の一般質問を中止して、休憩いたします。

午後は、概ね1時再開いたします。

---

休憩 午前 11時48分

再開 午後 1時00分

---

**○議長（谷口義則）**

休憩前に引き続き会議を開き、土屋議員の一般質問を続行いたします。

**○教育長（植村和信）**

まことに申しわけございませんが、土屋議員の学力向上対策についての②、全国上位県との違いということの中で、昭和61年度から秋田県が取り組んだ事業のことを、平成61年度と言ってしまったようでございます。昭和61年度に訂正をさせていただきたいと思っております。

以上です。

**○4番（土屋健一議員）**

質問に入りますが、大変答弁が理想的でとても素晴らしいお答えをいただいたと、そのように思っております。

ともかく学力向上させるという思いは、質問しております私も答弁された教育長も全く思いは同じであろうと思っておりますので、これほどかみ合うやり取りというのではないだろうと、そのように考えております。学習態度の改善、教師の指導力の向上、家庭における教育力の向上、この3つがきちっと整えばきっと学力は向上するであろうと、そのように思っております。

ところで、22年度、小5、中1、全て県に及ばないという結果でございまして、23年度は中1、中2、上回ってる部分があると、小5が平均で及ばないということですが、24年度のこういった数値はまだ抑えられていないのかどうかお尋ねをしておきます。

○教育長（植村和信）

24年度につきましては、まだ公表できるような状況ではございません。

○4番（土屋健一議員）

わかりました。ただ、期待は、23年度に比べて少しでも向上していることを期待を申し上げたいと思っております。

とにかく、子供たちの学力を引き上げたい、これはもう市長もある会場で述べられました。教育委員会もより一層の努力をお願いをしたいと思います。ところでお尋ねしてみたいのは、今、議会で学力問題等について質問がここ1年間出ているんですが、このことに関して教育委員会、あるいはこれは委員の方々、あるいは課長さん方、その中でとりわけ議論までいかなくても検討らしい検討はされておるのでしょうか、どうでしょうか。

○教育長（植村和信）

まず、議会に望む前に、教育委員のほうにもこのような質問内容が出ているというようなことも報告しますし、そして当然終わった後もこのように答弁したり質問を受けたところであります。そしてまた、職員につきましては、当然そういう前後対策を練ったり、そして質問終了後は、また今後御提言等指導を受けて、こんなふう動いていこうというような確認はするところであります。

また、常時、そのことに関して必要を感じたときには、学校教育課すぐに集まってもらって、意見を聞いたり、それから研究のための指示をしたりしている状態でございます。

○4番（土屋健一議員）

もう一つお尋ねしますが、この議会の状況は、特に本会議場はインターネット配信をしております。この映像についてはいかがなんでしょうか。学校長の先生方は見ておられるとか、そういったことはありませんか。

○教育長（植村和信）

学校や市民の方々、いろんな方々がインターネットで見たよというような声は聞きますが、どこがどの程度聞いておられるかというのはきっちり把握しておりません。

○4番（土屋健一議員）

少なくとも、学校の校長先生、あるいは教頭先生ぐらいは、こと教育に関する問題はインターネットで映像が流れておりますので、これはぜひアクセスしていただきたい、これは強く望んでおきます。

ところで、目標設定を、学力向上のですよ、これを大きく公表するというところまでいかなくても、教育委員会あるいは学校現場で申し合わせ程度に、県の平均よ

りここまで引き上げていこう、旧曾於郡ではここまで持っていこう、全国の平均はどの学力テストも平均はクリアしようとか、そういう目標設定というものは持てないのか、話されたことないのか、そこあたりをお尋ねしておきます。

**○教育長（植村和信）**

お答えします。もちろんそういう目標を持って動くということが大事でございます。市の教育委員会としては、大きな塊としての目標は示すわけですが、細かには、それぞれ校長が、今それぞれ学校経営の内容を教育委員会に報告いたしまして、こういう内容でこのように動いてまいりますということをお互い確認し合います。その中で、細かに数値も、自分たちの学校は何ポイント上げたいというようなこと、あるいは教科で、この教科が少し課題なので、この教科のポイントは何ポイント上げたいと、そういうふう具体的にお互い確認し合ってる状況はございます。

**○4番（土屋健一議員）**

学力、この県の平均を少しでも上回れないかという項目に関しては、目標設定をある程度されたほうがよろしいだろうと、そして工夫を、工夫はこれは一つの知恵ですよ。知恵を働かして、各学校の学力が少しでも上がるように努力をされるように要請をしておきます。

次に、全国上位県と鹿児島県の違いは何かという質問に対しまして、家庭、地域、大学の協力が秋田県はありそうだと。教員意識の向上、もうこれも相当あるだろうと。宅習システム、これも述べられました。少人数指導も述べられました。いろんな取り組みの差が秋田県と鹿児島県は若干あるんじゃないだろうかという解説をいただきましたが、先般、壇上で申し上げましたけれども、本議会の文教厚生常任委員会が富山県の射水市を学力向上で調査をされました。

先般、9月6日に、委員長報告の中に、「資料は議会事務局に備えてありますのでごらんいただきたい」ということもございましたが、資料をまず見られましたかどうか。

**○教育長（植村和信）**

参考になる資料は早急に勉強しなきゃいけないんですが、今のところまだその資料に目を通すところまで至っておりません。

**○4番（土屋健一議員）**

課長の方々に尋ねますが、射水市もホームページを出しております。こういったアクセスをしてみようかと気はあられませんか。されましたか。どうぞ、答弁してください。

**○学校教育課長（森山 勇）**

お答えいたします。



御報告をお聞きしたときに、「14歳からの挑戦」でしたか、あれなんかも非常に興味を引かれましたので、ぜひ、まだ見ておりませんが、ぜひ見て、ホームページ等見て今後の参考にさせていただきたいと強く思ったところです。

○4番（土屋健一議員）

私は、文教厚生常任委員会が物すごい研修をされたと思うんですよ、今までかつてないテーマだと思うんです。報告がありましたので、関係者はこれをコピーに取るなり、あるいはホームページを見るなり、精一杯の研究をしていただきたい。これは議会からの実は投げかけだと思うんですよ。ぜひ学習をしてほしいと、そのように思っています。

お尋ねしますが、歴史的に、鹿児島県は今全国平均に及ばないということなんです、歴史的にはどうなんですか。私はそっちのほうは詳しくないんですが、歴史的に鹿児島県の学力は全国でやっぱり劣っていたんですか。知っておられたらお答えください。

○教育長（植村和信）

私の覚えております段階では、小学校はかなり上位にあったと、中学校がかなり厳しい状況だというような状況は捉えております。

○4番（土屋健一議員）

歴史的に、私ども小さいころ鹿児島県は頭のいい県だという認識を何かしら持っていたような気がします。学力、そのテストの結果だったのかどうかわかりませんが、うろ覚えですから、鹿児島県は頭がいいんだという認識を持っておりました。

もう一遍、これは曾於市から発信をして、鹿児島県の学力を上げるぐらいの取り組みをぜひして欲しいなど、そのように思っているんです。

そこで、富山県射水市の私は文教厚生委員長から資料を見させていただきまして、少し抜粋をしてみました。もともと富山県は教育熱心な県民性があったということでありまして。これは、鹿児島県もそうかもわかりませんが、小1、小2については35人学級、中1について35人学級または少人数学級との選択性の導入をされているということ。これは鹿児島県がどうか私わかりません。

平成20年から、ここがポイントだと思うんですよ。「富山型学力向上プログラム」を実施しておると。富山型学力向上プログラム。ということは、文科省の指導云々よりか地域性を発揮した、地域の独自性を発揮したプログラムを作成して学力向上を図っているということだろうと思うんです。

で、これに比べたら鹿児島型学力向上プログラムなんてのはないんですね。いかに富山県が独自性を持ってこれに取り組んでいるかということが、今回の研修で紹介されたところでありまして。これが平成20年度にスタートしてるんですが、平成

24年度の現在は、「学力向上市町村教育委員会プラン研究委託事業」というふうに変わってるんです。市町村教育委員会ですよ。県が市町村にあなたがたのアイデア、知恵と工夫でやんなさいと、これを県がさしてるわけですよ。活動の推進母体を県から市町村に移行したと、これぐらいのことがなければ、文科省の下請け事業じゃないんです。独自性を発揮する。志布志市より曾於市が伸びるためには、曾於市が独自性を発揮しなけりゃいかん。教育長を中心にけしん限りやらんといかんのです。そうすると、じわりじわりと私は学力は上がってくるだろうと、そういうふうに思っています。

つまり、富山県が「富山型」というのは、活動の推進母体を県から市町村に移してるんだと、これが私はポイントではないだろうかと、そのように思っています。小・中9年間を見据えて、小学校2校、中学校2校の2グループの拠点校を設けておると、連携の、拠点校を設けている。で、中1ギャップ、うん、わかりそうな気がします。中1ギャップの対応をこれですていこうとされております。

次に、小・中・高の間で相互に授業参観も取り入れているということでもあります。今後の射水市の課題は、教員の資質向上、これはやっぱり今よりもっと向上させたい、それと、全国に先駆けて「14歳の挑戦」、これも充実をさせていきたいと、そういったことが述べられているんです。

そこで、私は、これはもう答弁のしようがありませんから、「曾於市型プログラム」、これをぜひ検討してみてくださいませんか。無駄だよということじゃないと思うんですよ。曾於市型、電子黒板もそうですよ、曾於市型の学力向上プログラムというのを教育委員会の皆さんで知恵を出して、工夫して、何とかしてほしい、県の教育委員会の御指導の通りじゃいつまでたっても曾於市は平均に甘んじてると、私は思わざるを得ないんです。

そこで教育長、文教厚生委員会はすばらしいところに研修に行かれました。教育委員の皆さんで研修に行かれることあるんですか。教えてください。

#### ○教育長（植村和信）

教育委員の研修視察は年1回、大崎、志布志と連携をしまして一緒に、こういう今文教厚生委員会のほうが視察されたような、私たちの課題を解決、解明してくれそうな場所を視察しております。

#### ○4番（土屋健一議員）

志布志、大崎と一緒に、やっぱり旧大隅管内ですね、曾於管内ですね。手薄ですよ。独自にやられたほうがいい。彼らには教えないで、わがたっばっかりであと年に2回か3回研修に行ってみりゃあいいですよ。抜きん出るように、鹿児島県でも曾於市の子供たちが学力が上がるように。で、夜は焼酎飲んでいいですよ。充実し

た研修というのを、私が旅費は市長に直接私が談判します。はい。教育委員の皆さん。市長、どうですか、そんぐらいいいですよ。

まあ、笑い話ですが、私はそういった曾於市独自性を持たせる、それから目標をきちっと持たせる、持つ、これがとても大事だろうと思うんです。というのは、独自性というのはなぜかといいますと、実は施政方針を私はときたまこう見るんですよ。施政方針の2ページに、「個性豊かな教育と文化のかおるまちづくりをします」、途中に、「電子黒板の活用を更に高め、曾於市ならではの学習を進める」、これは施政方針でちゃんと述べられてるんです。

今度は各課ごとの中身なんですけど、これにはより独自性が出されているんです。中でも、教育委員会の項ですよ、「基礎学力の向上が最も大きな課題であります」と、で、「夢実現に全力でチャレンジすることによる内発的で主体的な学習活動に努めて、定着する授業の実践をより強化します」。そこで、「曾於市ならではの学びをつくり上げます」と、ここでは、この作文をされた時点では、曾於市独自のものをやりたいという意識を持って施政方針をつくられているんですよ。ですから遠慮要らないですよ。採択されてるわけですから、これは。ですから、曾於市の独自性を持って、ぜひ富山型の教育向上プログラム、曾於市型の教育向上プログラム、ここらあたりをひとつ考えてみてほしいと要請をしておきます。

鹿児島県の授業力向上プログラムと小・中連携をどう受けとめるかということで、これも答弁をいただきました。やはり授業力を向上させるということとはとても大切であります。それから、小・中連携というのもとても大事です。これは強力に押し進めていただきたいと思うんです。

ところで、平成24年度の曾於市教育行政要覧が6月22日に示されました。ずっと目を通さしていただきましたが、15ページ、「生きる力を育む学校教育の充実。1、学力の向上。重点内容、実践事項（努力点）、主要事業」で、重点内容と実践事項には昨年と変わりはありませんが、主要事業の中に「県指定研究協力校、末吉中、大隅中」、そして「全国学力・学習状況調査抽出校、柳迫小、深川小、岩北小、菅牟田小、大隅中、財部中」と書いてあります。その次に、「県授業力向上プログラム」というのが記載されています。これは新しいんです。また新しいのが、「授業研究サポート事業、菅牟田小」というのが記載をされているんです。これの説明を、課長でもよろしいでするのでしていただきたいんですが、県指定研究協力校というものからまず教えてください。それだけ、一応答えていただきたいと思います。

#### ○学校教育課長（森山 勇）

お答えいたします。

県指定研究協力校でございますが、末吉中学校でございます。これは平成24年度、

25年度、26年度3カ年、県のほうから指定をいただきまして、学力向上をテーマに本年度から末吉中学校が取り組んでいるところでございます。

県研究協力校ということ、1年目で、ことしは市の方から7万円の補助を出して研究のほうをサポートしているところでございます。大隅中のほうはN I Eといいまして、「新聞に教育を」という、そういう研究指定校を独自に受けまして、研究公開の必要性はないのですが、そういう新聞を活用した授業というものを、県のほうから、N I Eのほうから受けまして、本年度から取り組んでいるという、そういう2つの事業でございます。

○4番（土屋健一議員）

理解しました。

次に、全国学力・学習状況調査抽出校の意味を教えてください。

○学校教育課長（森山 勇）

お答えいたします。

先ほど、教育長のほうから「全国学力・学習状況調査がありました」という御報告がありましたが、それは以前は全ての学校がそのテストを受けていたのですが、24年度は抽出校といいまして、全ての学校が受けなくて、今ここに書いてある学校が抽出されてそのテストを受けましたと、そういう意味の抽出校でございます。

○4番（土屋健一議員）

ということは、抽出校はもう学力テスト終わってるわけですよね。これは次のときはどうなるんですか、来年の学力テスト。

○学校教育課長（森山 勇）

この抽出校は曾於市で選ぶものではなくて県全体で選ばれますので、また違う学校が選ばれるか、また同じになるかわかりませんが、恐らく今までのことだとまた違う学校が選ばれる可能性が高いと思います。

○4番（土屋健一議員）

射水市が同じようなことかなと思ったんですが、若干違うようですね。射水市は学力向上の拠点校という表現をしておるんですね。我が方は漠然と全小・中学校学力向上図るんですが、どうしても射水市のほうは拠点校としてこれを捉えていくと、それが学力抽出校に当たるかどうかこれわかりません。わかりませんが、まず拠点校という表現では推しはかっているわけです。

次に、県の授業力向上プログラム、これ新聞に載っておりましたので説明をお願いします。

続いて、新しくやっぱり授業研究サポート事業、これについても解説をお願いします。

#### ○学校教育課長（森山 勇）

お答えいたします。

県授業力向上プログラムにつきましては、先ほど教育長のほうから答弁がありましたように、県のほうが中学校は3年に1回は必ず研究授業しなさいよ、そして3年に1回は必ずそこにいる学校の職員の研究授業しなさいよと、そういうような、それだけではないのですが、それを主にしたプログラムでございます。

で、曾於市のほうもちろんそれを受けて、同じように3年に1回は研究公開を行い、3年に1回はどの中学校の先生も研究授業をすると、そういうようなプログラムでございます。

次に参ります。授業研究サポート事業でございます。これは、鹿児島市の吉田町にある県総合教育センターがございまして、そこが県内抽出いたしまして、こちら、これは手を挙げたのですが、先生方の研究授業の後に行う授業研究というのがございます。その授業研究の仕方を更に効率的に進めるために、各学校に県の教育センターの所員が入りまして一緒にサポートしていこうというそういう事業です。本市では、菅牟田が手を挙げまして、県のほうに申し込んだところ採用をいただきまして、実際に県の教育センターから所員が参って、菅牟田小の研究授業、また授業研究と一緒に入って、先生方の研究授業の仕方などをサポートをしていくという、そういう事業でございます。

#### ○4番（土屋健一議員）

大分理解ができましたけれども、ただ鹿児島県が、県自体が少し目の色が変わってきたんじゃないかなと、そのように思っております。

教育長、県と密接な連携を取りつつも曾於市独自のやはり向上プログラム、これはどうしても私は必要だと思います。だってそうですよ。志布志の子供たちが、親たちが、霧島市、福山町の親たちが、都城の親たちが、曾於市の子供たちは何でこんなに頭がいいんだろうと、そう思わせてみてくれませんか、何とかして。子供を学校に出すんなら曾於市を出したいと、五十市のあの大規模の学校がありますが、もうあれよりか財部小学校に出したい、末吉小学校に出したい、柳迫小学校に出したい、それぐらい学力が高いというのは、もう本当に家族の、地域の、身内の皆さんの誇りなんです。学力をぜひ向上させて、すばらしい曾於市を創造をしていく、これに尽力いただきたい。学校の校長先生方もそういったことを真剣に話をさせていただきたい、そういうふうに思っております。

学力向上は、ただただ教育会に期待を寄せて終わりたいと思いますが、大津市の不幸な事件がございました。いじめ問題に移りたいと思いますが。

（何ごとか言う者あり）

○4番（土屋健一議員）

ああ、じゃあ、はい、答弁してください。

○教育長（植村和信）

曾於市らしい教育をということで、これはもう私も着任以来曾於市らしい教育の推進ということでいろいろ御知恵をいただきながらやっております、それが少しずつ実を結んでいるのかなど。よく言っております。「夢実現チャレンジをベースとした曾於市らしい教育」、そして答弁の中で申し上げました各学校としての市の特色もですが、各学校ごとに〇〇小メソッドとか、それぞれの学校の取り組みの姿勢を大いに出そうということで、校長研修会、教頭研修会、そして一般の職員の研修会と、もう非常に熱っぽく、今その姿勢が結びつつあるということで、特に中学校あたりで周りから注目を浴びるような状況になってきているということを御報告しておきたいと思います。

以上です。

○4番（土屋健一議員）

学力向上については期待をいたします。

次に、いじめの問題でありますけれども、冒頭申し上げました大津市の事件でありますけれども、全く不幸な事件でありまして、これを曾於市では、いやもう日本全国でやはり反省事項としなければいけないだろうと、そういうふうに思うんです。

ただ、世の中おかしいよなと思うのは、いじめる側が守られてるんですよ。亡くなった子供は人権を剥奪されてるんです。人権を奪われてるんです。ただ、そういういじめた側、守られてるんですよ、法律的にも、あるいは学校のこの教育会からも、世の中少しおかしいんじゃないかと思うんです。というのは、従来の学校教育のあり方ではもうそろそろ限界が来てるんじゃないか、そんな感じがいたしております。これは、私1人が声を上げたところでどうなるものでもありませんので、ただ教育委員会でもかなり関心を持ってこの問題には答弁をいただきましたので、曾於市で絶対こういうことが起こらないように、先ほど答弁がありました、早く状況を探したいと、そして防止策を立てたいと、危機感を持って望みたいと、そういったことがございましたので、ひとつ強く要請をしておきたいと思います。

いじめというのは、我々ももちろん小さい時期がありましたけれども、なかなか親に報告できないですね、小学校時代を考えても、中学校時代を考えても、親になかなか報告をできない。自分が語ることによって波紋が広がることが自分自身を許されない、そして自分はいじめられる弱い人間だと悟られたくない、もういろんな心理が子供たちには芽生えております。

その顕著な例が、虐待を受けている幼児、お母さんから殴られたと言わないんで

すね、児童相談所で。お父さんが焼酎を飲んで投げつけたと言うんです。児童相談所に言ってないんです、幼児が。これは何なのかと思わせられるんですよ。つまり、子供は子供なりにかなり気を使っている、配慮している、いろんな事を。私はそんな気がしてならないんです。

ですから、アンケート調査も、やり方によっては何も返ってこないかも知れません。いじめられている子がいじめられているSOSを発しないかも知れない。これは誰が一番気がつくかという、学校現場の先生方だろうと思うんですよ。ですから、教育委員会から、校長先生方、教頭先生方にそういった趣旨の、もちろん私より専門家ですから充分御承知だろうと思うんですが、救うことができるのは、まず親よりも地域よりも学校現場の先生だろうと思います。

実は、こう見えても私もいじめられっ子でございました、いじめられっ子ですよ。家庭的に少し不幸な身にあったもんですから、母子家庭でございましたのでいつもいじめの標的になっておりましたけども、そのとき一番救いだったのは先生の一言なんです。「よう、きょうは元気か」、一言なんです。子供は先生から特別な目で見られているといううれしさを感じるんです。そして、先生のやっぱり笑顔なんです。先生の、ぱっと、その子の目を見てぱっと笑っていただくだけで浮ばれるんですよ。いじめられている気持ちが、気持ちが落ちないんです。そして、できたら先生と5分なり、10分なり、そのいじめられている子供と先生と時間を共有する、こういったことが私は早く解決をさせられることではないかなと、そのように思っております。

いじめにつきましては、人間社会はいじめ社会なんです。ねたみ社会なんです。やるほう、やられるほう、逆転することも実はあるんです。これは人間社会だからあるんですよ。それは仕方がないんですけれども、少なくとも子供たちにはそういったものをやっぱりなるだけ味わせないほうがいいであろうと、そのように思っています。

ですから、きょうは、以上で、もう教育委員会も、質問する私も思いは全く一緒でございますので、ともに学力向上を図っていきましょう。そして、ともにいじめ対策、状況調査、早く対応していきましょう。そして、曾於市の子供たちに高い学力と豊かな心の育成をさせようじゃないかということを描きまして、今回の一般質問は終わらせていただきます。

以上、終わりました。

#### ○議長（谷口義則）

ここで、質問者交代のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時35分

再開 午後 1時37分

---

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第7、今鶴治信議員の発言を許可いたします。

○1番（今鶴治信議員）

1番、今鶴です。議長の許可を得ましたので、私は大きく次の2点について質問をいたします。

まず、櫛小学校の学習農園について。

1、特例社団法人櫛教育会が所有する水田の2筆を曾於市に贈与して、これまでどおり小学校の学習農園として利用する目的で農業委員会に申請書を提出しまして不許可になりましたが、その理由はどうしてか説明を求めます。

2、政府の公益法人制度改革により社団法人櫛教育会がこれからも引き続き存続し続けることが、事務手続き、また金銭的にもかなり難しくなり、県教育委員会に相談をして解散手続きの指導、アドバイスを受けたと聞いていますが、その経過について説明を求めます。

次に、園芸振興について。

1、国の野菜指定産地である曾於市の春キャベツの植えつけ面積は幾らであるか。

2、5月、6月の高温期に入るとどうしてもキャベツの鮮度と品質の低下が見られる。市場や契約販売を有利にするため、どうしても野菜保冷施設が必要であるが、その計画があるかお伺いします。

3、東部畑かん地域では通水がほぼ完了したが、営農ビジョンによる畑かん推進作物の植えつけ状況は通水以前と比較してどのように推移しているか質問いたします。

以上、1回目の質問を壇上から終わります。

○市長（池田 孝）

質問1の櫛小学校学習農園につきましては、後ほど農業委員長、また教育長より答弁をしていただきますので、先に質問2の園芸の振興についてをお答えをさせていただきますと思います。

本市の平成23年産の春キャベツの面積は、野菜の生産出荷統計によりますと44ha作付されております。

②の5月、6月の高温期に入るとキャベツの品質低下があるが、野菜保冷施設がどうしても必要だが、計画があるのかということではありますが、現在、曾於農協管



内においては、大隅を除いてほとんどの支所に予冷庫があり、曾於市においても末吉、財部支所にもありますが、貯蔵規模においては小さなものであります。

そお鹿児島農協においては、大隅町に集出荷貯蔵施設の計画を進めており、平成25年度国庫事業採択に向けて取り組んでいるところでありますので、市としても関係機関と連携を図りながら協力をして参ります。

③の東部畑かん地域は通水がほぼ完了したが、畑かん推進作物の植えつけ状況は通水以前と比べてどのように推移しているのかということではありますが、本市においては、平成20年度より曾於東部の作付調査を年3回実施して統計を取っておりますが、平成19年度の曾於市畑かん営農ビジョン（東部版）であります。策定前の現状に比較しまして、増加している主な作物は、大根、お茶、ユズ、飼料作となっております。

また、逆に減少している主な作物としましては、白菜、カボチャ、サツマイモとなっております。

以上で終わります。

#### ○農業委員会長（石脇 勝）

お答えいたします。

8月の農業委員会総会で、社団法人憶教育会から面積が1,959m<sup>2</sup>の水田2筆を曾於市へ贈与したいという農地法第3条の所有権移転による許可申請が提出され、審議いたしました。

担当地区の農業委員会長から現地調査報告がありましたが、他の農業委員から質問がありまして、「曾於市への贈与は法人税等を減免するための目的なのか理由がわからない」、また「再調査にして納得できる説明をしていただきたい」等の意見が出まして、私のほうで採決いたしましたところ不許可となりました。

以上で報告を終わります。

#### ○教育長（植村和信）

憶小学校の学習農園について、②、社団法人憶教育会の解散の指導が県教育委員会からあったと聞いているが、その経過についてということであります。

憶教育会は公益法人の一つとして昭和4年に社団法人憶教育会として設立され、所有する水田や畑を教育活動に提供することを目的に運営されています。

県教育委員会から、直接憶教育会に政府の公益法人制度の改革により、平成20年12月1日に「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」が施行されたことを通知されたとのことあります。

その施行により特例社団法人となりましたが、平成25年11月30日までに、今から述べる4つの内容から1つだけ選択しなければならない状況でありました。

その1つ目、県公益認定委員会の公益審査を受けて、「公益社団法人」に移行する。2つ目、県の審査を受けて「一般社団法人」に移行する。3つ目、県の承認を受け定款に沿って解散し、残余財産を処分する。4つ目、県の解散命令を受け、財産は鹿児島県に帰属する。

以上、4つの選択をしなければならないと法の施行について助言を受けました。それに伴い、憶教育会では総会を開催され、3つ目の解散をし財産を処分するというのを選ばれたと聞いているところでございます。

以上です。

**○農業委員長（石脇 勝）**

先ほど申し上げました説明の中で、担当地区の農業委員というところを農業委員会長と申し上げたそうで、訂正いたします。

**○1番（今鶴治信議員）**

通告どおり、憶教育会のほうから質問をしたいと思います。

今、農業委員長より不許可になった主な理由をお聞きしました。私も不許可の写しをいただきまして、許可しない理由に現地調査の農業委員の報告で、農地を耕作できない市町村がカンショ、水稻を耕作すると報告があり、農地法施行令第6条第1項第1号のロに該当しないためと理由書きが書かれてあります。

そこで、農地法施行令第6条第1項第1号のロについての説明を求めます。

**○農業委員会事務局長（堀之蘭訓）**

お答えいたします。

農地法施行令第6条第1項のロの内容でございますけれども、地方公共団体がその権利を取得しようとする農地を、または採草放牧地を公用又は公共用に供すると認められるということでございます。公用に供するとは、学校の実習農場や試験圃場などでございます。公共用に供するとは、家畜の公共牧場等に供する場合でございます。

以上でございます。

**○1番（今鶴治信議員）**

この件に関しましては、先ほど教育長よりも説明がございましたように、社団法人憶教育会がこのたび一般社団法人及び一般財団法人に関する法律が公益法人制度の改革により施行されるに伴い、先ほどのように4つのことを選択しなくちゃいけない状況にありまして、いろいろ話を聞いたところ、公益社団法人に認可をいただくのは、厳正な審査の上、公認会計士を顧問にすること、また、さまざまな書類の報告が必要である。そしてまた、この公益社団法人を認定を受けるために審査を受けて、もし審査に最終的に認められなかった場合は、その社団法人の残余の財産は

没収されるということで、この選択はもうできないことになったということです。そしてまた、一般社団法人は、その収益事業のみに課税されることで、公益法人はその収益が非課税措置ということで、そこに大きな違いがございます。

しかしながら、御存じのとおり、小学校の総合学習の場である学習農園でありまして、ほとんど保護者のボランティア、また機械なども保護者が出していただいて、収益そのものは上がっておりません。

しかしながら、その一般社団法人を選択しますと、やはり諸手続、またこの憶教育会の構成人は現役のPTA会長、その副会長が役員をすることとなることになっておりまして、今子供が少ない中、長くて2年、で、1年でPTA会長が変わります。そのたびに法務局に登記をしなくちゃいけなくて今までも続けてきましたが、この費用も相当かかるということです。

ということで、何もしなかったら鹿児島県の解散命令でそのまま残余財産は処分されるということで、結局、3番目の解散を選択して、今憶教育会は清算の財産清算のところに入っております。

以前、貸付地がございまして、これも私が農業委員時代のときでしたので、学校長より正式に農業委員会を通して貸し借りの契約をしてくれないかという要望がありまして、ちゃんと農業委員会、憶教育会と農業委員会と経営基盤強化法、借り手で、農業経営基盤強化法で結んでます。そのとき私も憶教育会の登記簿を見て、ああ、こういう憶教育会ちゅうのが土地を所有できるんだということで驚いたところでございます。

ここで、農業委員会で特別な場合で否決されて、私も議事録を見させていただきましたけど、ほかの小学校も地元の人の農地を借り受けて十分学習農園としてやっていけるんじゃないかという意見もありました。

しかしながら、県内で憶教育会と同じように、こういう社団法人が教育活動の運営資金のために土地を所有しているのは1つだけでございます。だから、曾於市の農業委員会でも今回初めて行って、いろんな意見が出て、この議事録を拝見しますと、税金のためという一言が報告者からあったところで、税金逃れじゃないかというイメージが多かったんじゃないかと思えますけれども、税金逃れではなくて、こういう措置に伴って山林も森林組合を通して売却しました。そして貸付地の農地も指導にしたがって農業委員会の斡旋にかけていただきましてちゃんと売買にかけました。

しかしながら、現在この2筆残っているのは、実際学習農園として子供たちが利用している水田でありますので、総合学習の一環としましてもぜひ市のほうに贈与して、そして学校のほうで子供たちの学習のために使わせていただけないかという

ことで、財政課に相談しましたところ、いろいろ審査していただき、まあ学習農園としていいんじゃないかということで、今回農業委員会にこうやって出していただいたところでございます。その中で慎重に本当に審査していただいたのかなという疑問が残りまして、独立行政機関である農業委員会の議決は重いものがありますけど、今回、私は地元の相談がありまして質問をしているところでございます。

そこで、この3条申請書の写しをいただいたんですけど、報告人がそこまで言わなかったのか知りませんが、譲渡人、譲渡人は憶教育会です。それが理由が法人解散のため、で譲受人は曾於市市長池田孝になっておりますけど、その条件のところ、その他に「憶小学校用教育実習圃場」とちゃんと明記されております。

そしてまた、次ページに、その耕作する人たちは児童で、児童37名、延べ185日、教職員11名、延べ33日、父兄29戸、延べ87日、そういう人たちがこれを耕作するというちゃんとしたのが書いてございまして、これにつきましては、財政課も事務局とちゃんと打ち合わせして出した書類だと思いますけども、報告者がちょっと言葉が足りずにそういうふうに使われかと、前後の議事録から見ますと十分憶教育会が使うというのは想像できたはずだと思いますけど、これにつきましては、事務局から何でこういう理由は総会の場で述べていただかなかったのか、質問いたします。

**○農業委員会事務局長（堀之菌訓）**

今、今鶴議員が言われたことにつきましては、総会の場で出たところでございます。

**○1番（今鶴治信議員）**

済みません、もう一回ゆっくりお願いします。

**○議長（谷口義則）**

ちょっとわかりやすく、ゆっくり言ってください。

**○農業委員会事務局長（堀之菌訓）**

事務局のほうから回答がございましたけれども、この土地は教育農園として使われていたということでございます。なぜ憶教育会が曾於市長に譲り渡すのかということでございますが、憶教育会の事情でありますけれども、公益法人等も税金をきちんと払わなくてはいけないとなってきたということでございます。

教育会イコールPTAでございますけれども、税金の管理をすれば負担もふえるということで解散しようということになったということでございます。解散すれば、この土地は処分しなければいけないということでございますが、引き続き学校農園として使ってほしいということで、曾於市にお願いをしたということでございます。

以上でございます。

## ○1番（今鶴治信議員）

今ところは、よく調査人が学校当局者、また今のこの清算、憶教育会のもう今清算代表になっているんですけど、今の現PTA会長の3代前の徳地さんという方でございますけど、これは2年前から問題がこういうことになるということで、わざわざ残っていただいて、今残務処理をしていただいとることでございます。

その中で、仕事を休みながら一生懸命相談をして、やっとここまでたどりついたところで、最初に調査員が受け人ということで報告されています。受け人というと、曾於市池田市長になっていますけども、そこはだから受け人は市長だからそういうふうになると思いますけれども、やっぱり憶小学校は曾於市立憶小学校で、学校長が受け人になるわけにはいかないの、やっぱりその市の一番代表である市長の名前になって、その内容は、ここにも書いてあるように、憶小学校用教育実習圃場となっています。

先ほどの、農地法の施行令でも公用としては認められるということで、私が主に農業委員会の中で、先ほど今事務局長が答えられたように、税金のためというのが大きく前面に出て、これは税金のためではございません。処分した土地にはちゃんと税金を払っておりますし、これまでも固定資産税も払っております。

そして、ここで当事者が説明できないから総会でできなかったわけなんですけど、今憶教育会は解散の許可を得て、今清算の段階に入っています。あと、この教育会の今学習農場としているこれを曾於市が贈与で受けていただいてそのまま使わせていただければ、それで終了するんですけど、もし農業委員会が正当な理由でこれができないっていうことであれば、また県の教育委員会に相談をしまして、曾於市で引き受けていただくっちゃうことだがそれは無理っていうことなら処分をしなくちゃいけない方向になります。

そこで、今まで憶小学校では水田では合鴨を利用したエコ農法ちゅうか減農薬農法でやっております。

また、サツマイモも、昨年憶小学校創立140周年ということで、その芋を使って焼酎をつくっていただきまして、それはもう赤字すれすれなんですけど、地元の皆さんにお渡しして、小学校の田んぼでできたちゅうことで、子供たちも相当おじいさん、親にそういうのができたってことで誇りに思っております。

また、合鴨で育てたお米を、古々米らしいですけど、今まで岩崎給食センターでしたけど、それらが統合されて大隅のほうの給食センターのほうに給食の食材として提供しまして、学校給食にも使われています。これは、食育に対してもすばらしい総合学習の場ではないかと思っておりますけど、こういう学習農園の意義効果について、教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

○教育長（植村和信）

学校側から申し上げますと、そういう体験的な学習というのは、大変意義のあることをごさいますて、今までも大きな成果を収めてもらっておりますので、これは引き続き学習を継続してもらえれば大変ありがたいと思います。

○議長（谷口義則）

今鶴議員、短めに、簡明に。

○1番（今鶴治信議員）

結局、農業委員会総会にかけなくちゃいけないということで、そこで質問しますが、再調査したほうがいけないかという意見も議事録にもありましたけど、もう一回しっかり伝わってなかったんじゃないかという感じがして、これではちょっと納得できませんので、もう一回これを再申請するとしたら、農業委員会では可能でしょうか。

○農業委員会事務局長（堀之蘭訓）

市町村長が学習農園として農地を所有することは法的に問題がありませんので、再度申請をしていただきたいと思います。

○1番（今鶴治信議員）

そしたら市長にまたお伺いします。一応財政課でお願いして今回不許可になってしまったんですけど、もし檜教育会からそういう相談があったら、再度、農業委員会のほうでもああいうおっしゃっていただいていますので、再申請をしていただける可能性はありますか。

○市長（池田 孝）

再考させていただきたいと思います。

○1番（今鶴治信議員）

清算人の代表の徳地さんは、もし前もって総会の日がわかって意見を述べさせる場があれば、前もって言っててくださいいちゅうことですので、私の説明もまた聞きですので、ちょっと伝わらなかったことはあると思います。まあ、疑問の点は、呼んでいただいて、しっかり審議していただいて、結果を出していただきたいと思います。

それでは、この件につきましては済みまして、次の園芸振興について質問をいたします。

○議長（谷口義則）

ここで、今鶴議員の一般質問を一時中止して10分間休憩いたします。

---

休憩 午後 2時05分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開き、今鶴議員の一般質問を続行いたします。

○1番（今鶴治信議員）

続きまして、園芸振興について質問をいたします。

先ほど、春キャベツの平成23年度は44ha作付されてるということで、相当大産地になったのではないかと思います。

そこで、保冷施設が必要であるかということ、そお鹿児島農協管内にも保冷施設は既存の施設があるけど、規模的に小さいちゅうことで、平成25年度を目標に、大隅地区に国庫の助成をいただいて、大規模な保冷施設をつくる予定があるということ、これは前向きなことで本当にいいことだと思います。

そこで、私が聞いたところによりますと、一般の保冷施設ではなく、今最新の真空冷蔵施設であれば、真空により酸素が排出され、冷却時間は短縮、また長期保存ができ、雑菌などの減少にも役立って、これからのキャベツに限らずほかの野菜にも有利な施設になるのではないかと思いますけど、費用は若干高くつくのかしれませんけど、こういうのは検討できないものでしょうか。

○経済課長（富岡浩一）

ただいまの今計画をいたしております中では、具体的な真空、あるいは既存のような施設、その違いといったものについてはまだその細かな検討はされておらず、現在対象品目を春キャベツ、それから秋、冬の白菜、あるいはカンショ、こういったものを対象としてつくる計画でおりまして、まだ今その計画をつくっている段階ですので、もし予算等都合が、折り合いがつけば、できるだけいい設備を、せっかくつくるのであればつくりたいと思いますので、盛り込んでいければそういう形で盛り込んでいければと考えています。

○1番（今鶴治信議員）

これからということ、検討材料にさせていただきたいと思います。

引き続きまして、東部畑かん地域での営農推進作物がどうなったとかいうことで、ふえてるものが大根、お茶、ユズ、飼料作、減少しているものが、白菜、カボチャ、サツマイモ、まあサツマイモは結構ふえているんじゃないかということ、ちょっとびっくりしたんですけど、この原因については把握していらっしゃいますか。

○経済課長（富岡浩一）

まあ、市長のほうから増加している作物、減少している作物、申し上げましたけれども、減少している作物につきましては6ha、白菜が6ha、カボチャが7ha、サ

ツマイモが4haということで、ほぼ全体的な規模から見ますと、もうほとんど微減というような形で横ばいというような状況かと思えます。

また、減少の理由ということでございますけれども、やはり横ばいということでございますけれども、高齢化によって農家の廃作の方がいらっしゃる、それと合わせて今度は中核農家の方々がそれを引き受けていっていらっしゃるということで、ほぼ横ばい、あるいは微減というような状況になってるのではないかと考えております。

○1番（今鶴治信議員）

ここで言うサツマイモは青果用サツマイモで、加工用、焼酎用、デンプン用サツマイモとは違うんですね。

○経済課長（富岡浩一）

サツマイモにつきましては、トータルということでお考えいただければと思います。

○1番（今鶴治信議員）

トータルで4haは、1人で10haぐらいつくっていますから、これは水を通水している畑のことでしょうか。

○経済課長（富岡浩一）

ただいま申し上げましたのは、畑かんの曾於東部における作付状況でございますので、通水地区と考えていただいて結構かと思えます。

○1番（今鶴治信議員）

そしたら、水を使っているのが現状でこれだけということで、まあ、今東部畑かんが終了しましたが、今北部畑かんのほうがどんどん進んでいるとこだと思います。最近雨も多く、ことしは特にですけど、水が必要とはしない関係でありますけど、やはり水を使った営農体系ということで、昨年でしたけど畑かんモデル農場でキャベツを植えられてるのを一緒に視察したんですけど、その辺についてどういう状況か説明をお願いします。

○経済課長（富岡浩一）

私も申しわけないんですけども、昨年のちょっと研修された場所についてちょっと把握しておりません。申しわけございません。

○1番（今鶴治信議員）

まあ、久保地区の方なんですけど、昨年からもう畑かんを使ってモデル的に、課長は去年の谷元課長のときですが、まだことしは実証圃のほうに行って、ことしは大分、聞くところによるとキャベツをふやしたということで、たばこをつくっておられた方で、たばこの廃作の後、その人が水を使った営農で軌道に乗れば、今後か



なり普及していくんじゃないかという可能性があります。

そこで、なかなかサツマイモも植えつけ的には水を使ってなくても、東部畑かん地区に相当数今たばこをやめられた方も植えられて、何百町だと思うんですけど、白菜を私も取り組んでおりますけど、ことしもいい条件で契約の話が来たんですけど、いかんせんサツマイモが11月ぐらいごろまで収穫に入るということで、なかなかサツマイモの後作というところしか空き畑がなくて、そこはふえてるといふ、大根のほうを、加工大根ですけども、そちらのほうはふえまして、なかなかこういう白菜、キャベツに取り組んでいただけないということで、原因が作付時期が9月いっぱいには植えつけなくっちゃいけないという、末吉地区では。

そこで、志布志地区のほうは、私の友人からちょっと話を聞いたので資料をいただいたんですけど、野菜全自動移植機に対しまして、市の単独事業で3分の1の助成があるそうです。で、松山地区がたばこの廃作の跡に相当数の人がキャベツに取り組んだということで、畑かんを使いながらキャベツの大きな産地になりつつあるそうです。

やはり、以前も質問しましたが、ソフト事業としまして野菜の価格安定制度、そしてまたハード事業としまして、やはりこういう、今は全自動移植機でセル苗でつくると、田植え機のように大隅あたりではかなり普及しておりますが、きれいに植えつけられて1日当たり50a、60aは植えつけ可能であります。苗さえつくっておけば、ここらでいうと9月25日が直まき栽培ならば、白菜にしたとき限界なんですけど、20日以上伸ばせるということで、鉢さえ苗床でしとけば、10月の中まで定植が可能、そうすると、かなりから芋と組み合わせてそういう野菜も伸びる可能性があります。

志布志で実際の市の単独事業でこういうふうに取り組んでおりますが、曾於市もこれから北部畑かんとかどんどん広がっていくに当たりまして、東部の方でモデル的に実績を上げるにはかなり有効な助成じゃないかと思うんですけど、こういうの今後検討される考えはないでしょうか。

#### ○経済課長（富岡浩一）

ただいま、野菜の移植機の導入補助についてというようなことでございましたけれども、これにつきましては市の単独事業でたばこの廃作者を対象といたしまして、22年、23年度で補助をいたすことにいたしております。

ですから、志布志市だけでなく曾於市でもこの事業は市単独で行っているということでございます。ただし、これが24年までというふうに一応今のところとなっておりますので、今おっしゃったように、今後畑かんの水利用を促進するという意味からは、今後もちよつと検討の余地があるのではないかと思いますけれども、これにつ

いてはまた上司のほうともまた相談して検討させていただきたいと思います。

○1番（今鶴治信議員）

たばこの廃作というのは、国のほうからの事業であるんじゃないかと思ひまして、市のほうでもされてるのか知らんけど、たばこ作の人ばっかしが農業じゃないので、全般的に不公平のないように、もしそういう場合は、補助対象にしていただきたいと思ひます。

サツマイモの話が出ましたけど、現在焼酎用カンショの出荷が最盛期を迎えまして、ことしは天候不順で、先ほど同僚の五位塚議員からも話にございましたが、なかなか収量減ということで、経費が上がってるうえに単価は契約で決まってるんですけど、収量が上がらなるとなかなか所得増に結びつかないということで、市が農協に委託して住吉のところでカンショの苗をつくっておりますが、これも通告にありませんんですけど、状況がわかっていたらわかる範囲でお話をお願いします。

○経済課長（富岡浩一）

住吉のほうでは、確かにバイオ苗というような形で毎年20万本ぐらいの苗をつくっているところがございます、これはもうずっと前からでございますが、本年度も同じような形でつくっているということでございます。

○1番（今鶴治信議員）

そこで、ことしは私の南之郷地区で、そういう中で収量を倍以上上げてる農家がかなりあられまして、いろいろ私も理由を聞いたところ、霧島酒造はウイルスフリー苗で焼酎に向いてる黄金千貫の系統を選別しまして、名前は何ちゅうのかちゅうたら、みんな霧島のから芋の苗としかわからないちゅうことだったけど、まあ私に言わせますとスーパー黄金千貫といいますか、このウイルスフリー苗を移植した種芋が、5年間ほど、最長、その苗でつくった芋を種芋にしても、収量があつて、3年目からは非常にいいということで、実際ことし8月の前半に3俵500kgフレコンで、3俵ですが、1 t 500が10 aあたりで最高ぐらいの状況だったんですけど、その人は6本、3 t あつたつてということで、まあ1フレコン100円以上、kgしますから、5万円で6本ということで単純に30万ですよ。焼酎用カンショで。今現在500kgフレコンで、8本はないけど、7.何本あるということで、まだ9月の前半ですけど、4 t、で今でもちょっと値段もまだ有利な販売でしてしますので、相当な収量増で、その人はすばらしい、その苗を使った人は、5割増はもう確実で、200%ちゅうのもあるわけですから、ぜひ末吉のあそこの使うんだつたらそういう苗を取り寄せて、いち早く取り組むべきではないかと思ひますけど、これについては情報は聞いておりませんか。

○経済課長（富岡浩一）

ただいまいいお話を聞かせていただきました。私もそのあたりはまだ把握しておりませんので、すぐそういういい系統の苗がありましたら、すぐ調査をさせていただきますと思います。

○1番（今鶴治信議員）

農協のほうに委託されてると思いますので、本当、今コストは高くなる一方で、なかなか農家の所得を上げるのは難しいけど、霧島さんも焼酎芋が足りないちゅうことで欲しいわけですので協力していただけるんじゃないかと思いますので、ぜひ早くの取り組みをお願いしたいと思います。

以上をもって、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（谷口義則）

ここで、質問者交代のため、暫時休憩いたします。

---

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時33分

---

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第8、漆間純明議員の発言を許可いたします。

○17番（漆間純明議員）

私は先に通告しておりましたフラワーパーク建設事業に係る諸問題点について市長の見解を伺うものであります。

御承知のとおり、本計画につきましては、大多数の市民が建設反対の声を上げており、これらの声を背景に議会においても慎重な検討が続けられておりますが、市長は議会にその全てを丸投げとする一方的、独善的な手法により、説明責任という指導者として最も大切な義務さえをも果たしていません。

このような中で、市民の市長に対する信頼感は日に日に低下しているように思えてなりません。このことを冒頭に申し上げ、具体的な中身の質問に入りたいと思います。

1、現在まで事業計画の中には事業費、地元の協議等について明確に示されていない主要事業がありますので、その基本的な考え方について伺うものであります。

排水事業計画、いわゆる雨水対策事業であります。敷地15haに花コーナー、パークゴルフ場、グラウンドゴルフ場を備える広大な面積の雨水対策が流末河川までの排水対策として講じられていないというのは、一言で申し上げると全く話にならないと言わざるを得ません。

現在、土木関連事業、とりわけ面工事を伴う場合においては、放流する河川側、すなわち下流域から排水路整備を行うことが通例となっております。本県はシラス土壌のため、特に災害発生の予防策として、今は常識の世界となっております。

おおまかに文面の中で質問の事項をいきました。

2番目に、1番目は今のここで、壇上での質問の中です。②の中で、遺跡調査事業について。

当該地は、縄文時代晩期の住居地が発見された入佐遺跡に近い位置であり、試掘の結果次第では本格的な発掘の可能性が高いとされています。今後の計画と調査費等について、積算及びその根拠を問う。

市長は過去において埋蔵文化財の調査は一週間ほどと予定していると発言されておりますが、いかがですか。

その他、調査実施に係る人的対応等について、どのように考えておられるかをお聞きしたいと思います。

1回目の質問を以上で終わります。

#### ○市長（池田 孝）

お答え申し上げます。

まずフラワーパーク建設事業についての問題であります。排水事業計画について、イの新設か既設利用かということでもあります。

既設利用を考えております。ロ、ハ、ニ、の質問については、実施設計の段階で今後検討してまいりますので、本日お答えできないところであります。

排水は、きのうの段階は河川まで幾らなのかということでありましたので、河川は別工事だということをおし上げたつもりであります。河川については別途考えていくという、今のところこの施設の施設ではないというふうに考えております。

②の遺跡調査事業についてであります。イであります。曾於市埋蔵文化財包蔵地図を見ますと、確かに仮称フラワーパーク・パークゴルフ場建設予定地は、縄文時代の中尾段遺跡と隣接しており、周辺には縄文時代晩期の住居跡である入佐遺跡等も存在しております。

しかし、分布調査等を行わないと、建設予定地にどの程度の範囲で埋蔵文化財が存在するのか明確にはわかりません。

今後の計画としましては、分布調査及び試掘を含め確認調査を行って埋蔵文化財の存在する範囲を確定し、その後必要に応じて本格的な発掘調査に入ることになります。

建設予定地域の面積は、15万 $m^2$ あることから、分布調査には10日程度かかると思われま。その結果により、試掘を含む確認調査、そして本調査が行われますの

で、今のところ調査費等は算出をできないところであります。

口の調査実施に係る人的対応についてですが、本市における発掘の本調査は、専門職員1名と発掘作業員15名程度がチームになって行っているところであります。

以上で終わります。

**○17番（漆間純明議員）**

排水の計画は、既設を利用されるということだったんですけど、まず順序立てて聞いていきたいと思いますが、既設を利用となると総延長が大体いくらぐらいと見ていらっしゃるわけですかね。

**○企画課長（岩元祐昭）**

お答えいたします。

流末河川の延長ということで、ちょっと延長は図面は持っているんですけども、ちょっと距離を出してごさいませんでした。申しわけございません。

以上です。

**○17番（漆間純明議員）**

こんだけの大型開発をする、まず初歩的な問題ですよ。雨水を考えるのは一番当然のことですよ。だから、今市長の答弁では、既設の利用というようなことを言われたわけですけども、これに関しては途中に井堰も6カ所ぐらいあるとか、いろいろ聞いてるわけですよ。

その中で、6キロの中に井堰が五、六カ所あってということは、田んぼ、稲をつくってらっしゃるといって、当然そこにまつわる水利組合が幾つ団体があって、関係者がいくらぐらいいるかっていうのは、大体この質問の内容で察して調べてるのが当然じゃないかと思うんですけど、もう一回お答えを願いたいと思います。

**○企画課長（岩元祐昭）**

お答えいたします。

水利組合と受益面積を調べておるところでございます。水利組合が7つの水利組合ということで、関係の受益面積が53haということで調査いたしております。これは、平成21年度の調査に基づいて私のほうで得た数値でございます。

以上です。

**○17番（漆間純明議員）**

水利組合7つ、53haということですけど、当然この既設のやつを使うとなると、こういう水利組合とか、関係者とかとの協議もして進めていかなくは、事が進まないと思うんですけど、そういう話し合いの計画とか考えていらっしゃるわけですかね。まず、こんだけの工事をするには、そっちのほう为先だと思うんですけどね。

**○企画課長（岩元祐昭）**

お答えいたします。

先ほど市長が申し上げましたとおり、実施設計等でき上がってから水利組合に説明をいたしたいということで、私ども計画いたしております。

以上です。

**○17番（漆間純明議員）**

となると、きのうの答弁にありましたように、予算が凍結の段階で、まだそういうところに着手できないということは、きのうの答弁でありましたけど、当然当初予算を組むとき、例えば補正を組むときでも、職員で概算積算して上げてくるんじゃないですかね。当然、予算に上がってきているということは、そこらの数字もある程度つかんでらっしゃるんじゃないかと思うんですよね。いかがですか。

（「基本の基本ですよ」と言う者あり）

**○市長（池田 孝）**

きのうもお答えしましたように、施設をつくる中のその施設を河川までもっていくのは、この施設の施設ですけれども、それから先は河川ですので、立派な河川なんです。ですから、そこを調査とか、いやどうこう、工事費が幾らかとか言われても、それはちょっと我々の考え方と合致しないところであります。

**○17番（漆間純明議員）**

当然、これだけの広大な面積であれば、調整池もつくらんといかんわけですよ。調整池から大淀川まで通ずるところの延長ですよ、これが大体幾らぐらいかと。今既設の水路があるわけですので、大体つかんでらっしゃるんじゃないですか。

ましてや、さっきも言いましたとおり当初予算を組むときでも、補正を組むときでも、大体職員の方方で積算して出してこれられると思うんですよね。そういう形であれば、それは専門には頼まないわけでしょう。当初予算を組むときとか補正を組むとき、いかがですか。

**○市長（池田 孝）**

これは、大淀川、その上流が白毛川です。その白毛川の調査、工事、そこまでは全く考えておりません。そこまでもっていくのは、当然計画の中に入れていきます。

**○17番（漆間純明議員）**

私の質問が悪かったのでしょうかね、今市長がおっしゃられたそこまでもっていく間の距離ですね、そこを聞いているわけです。総延長で幾らぐらいか。その中に井堰が幾つあって、水利組合が幾つか、その水利組合は聞きました。7つとかおっしゃったですね。

**○市長（池田 孝）**

先ほど言いました井堰とか受益面積は、白毛川についての井堰であります。施設か

らそこに行くまでは井堰は1カ所もありません。

○17番（漆間純明議員）

そのおっしゃる白毛川まで行けば、あとはもう手つかずでいけるとおっしゃるわけですか。そこまでの間だけのことが今度の、この工事に関するこれ関連事業の一つですよね。排水っていうのは一番大事なことですよね。そこを聞いてるわけですか。

○市長（池田 孝）

関連事業で白毛川の改修は考えておりません。これは、莫大な面積であるわけですから、当然調整池を幾らつくるか、そして貯水量が幾らあるか、そうしたものは計算してつくります。

そして、それを白毛川までもっていく工事費というのは、設計の段階で当然出てくるわけでありまして。ですから、それから下流というのは、白毛川については全く考えておりません。もしするつちなると、これは市が管理する河川でありますので、これについては別事業で当然やらなくちゃならないかと思いますが、そこに擁壁工が出ないように調整池などをどのようにつくっていくか、これは実施設計の段階で検討していきたいというふうに考えているところです。

○17番（漆間純明議員）

市長はきのうの質問の答弁として、排水に対して大体10億かかるんじゃないかというような答弁をなさってるわけですか。その10億っていうのは、工事内容としては大体どういうことを考えていらっしゃって、10億という数字が出てきたわけですか。

○市長（池田 孝）

だから、白毛川まで引くくめた河川を言われたというふうに思って、もうざっと頭に考えて莫大な費用がかかる、これは10億円を超すんじゃないかということで申し上げたところであります。

ですから、今回の事業というのは、そこまでもっていく設計をお願いをしていきたい。白毛川までもっていく事業費を計算していくのが当然だというふうに考えております。

○17番（漆間純明議員）

それじゃ、再度聞きますけど、その調整池から白毛川までの延長は大体どのくらいなんですか。

○市長（池田 孝）

まだ調整池がどこにどのような設計がされるかわかりませんので、設計後わかるかというふうに思っております。

○17番（漆間純明議員）

大体あの地形から見れば、この位置だろうなという想像はつくんじゃないですか。それか、もっていく段階の場合の大体概算っていうのは、市にも優秀な技術者がいらっしゃるわけですよ。耕地、土木、建築、いろいろ。だから、こういう職員を使つての大体の概算はつかめるんじゃないですか、コンサルタントじゃなくても。いかがなもんですか。

○市長（池田 孝）

これまでのほかの事業においても、市役所の職員というのは、それぞれの事業があるわけですが、小さなものについては自分たちでやる場合がありますけれども、ほとんど委託事業でやっております。ですので、これだけの大きさでありますので、これも委託の設計で進めていくという形ではありますが、予算が凍結されておりますので、全く動けない状況で、予算が幾らか、延長が幾らか、面積が幾らかと言われても、これが答弁できないのが残念であります。

○17番（漆間純明議員）

その凍結は自分も当事者ですので、十分わかってるわけですけど、そこを従来は大隅町の場合なんかでも、末吉町でも従来はだったと思うんですけど、バブル時代でコンサルタントを雇って云々という事業がほとんど進んできておりますよね。

いまはバブルがはじけてこっちになったとき、こんだけ不況のときであれば、自分たちの職場の職員の中で専門技術者がおって、この人たちのチームをつくらせて、そしてある程度のものはやっていくというのが、そういう自治体も出てきているわけですよ。曾於市もそういうことは対応できるだけの人材もいらっしゃるんじゃないですか、いかがですか。

○市長（池田 孝）

人材はいるというふうに思いますけれども、これはもう仕事量が相当な量があるわけで、技術者の数に制限があります。そのようなことから、ほとんど委託しております。

例えば、今工事を進めております弥五郎の里の温泉の中のあれでさえも、やはり職員が概算でやるんですが、やはり委託して設計をしてもらうという形にいたしておる。いろんな事業がそのようなことで、外の業者をお願いをしていくという形にしているところであります。

○17番（漆間純明議員）

おっしゃる今の実態はわかるんですけど、そこをこういう不況の時代、税収が落ち込んでいく時代の中で、再度昔のスタイルに戻して、自分たちの職員の中でできることはやっていかなくちやいけないと思うんですよ。だから、こういう事業に



係るときも、さっき聞いたそこまでの延長の距離とか測量ですよ、そういうのは自分たちの自前の職員でできないかということなんです。いかがですか。

○市長（池田 孝）

これは行政改革の中で、職員の数を少なくしなさいということで、職員の数も減らしておるわけです。そうした中で、仕事量は減ってはおらんわけでございます。ですので、そのような専門的なものは技術者も必要として配置させておりますけれども、仕事量が多くてそのような事業まで手を延ばせない実情であります。ですので、これはもう外部の業者に委託をせざるを得ないという形でございます。

○17番（漆間純明議員）

それじゃ、もう一回確認をしておきます。例えば新年度予算編成に当たって、概算で計上されてると思うんですが、その作成、積算ですよ、見積もりは担当職員が行うものと認識しているんですが、どうですか。これもコンサルタントに委託しているわけですか。

○市長（池田 孝）

大概なものは、それは自前の職員でやる場合が多いですが、これも委託して計算を出す場合も多くあるところです。

○17番（漆間純明議員）

先ほどからくどいようですが、そういう優秀な職員がいらっしゃるのであれば、概算、大体どのくらいというのはできるだろうと思うんですけど、市長の答弁では職員数も減ってきて、手が足りないということであれば、こういう突発的な事故、大型事業の場合は、例えば優秀なOBの方もいらっしゃるし、そこらを一時雇ってやって、概算、どのくらいというのはできるんじゃないですか。どうですか。

○市長（池田 孝）

もう先ほどから答えているような状況で、なかなか臨時的に職員を、技術者を求めることは難しい状況であります。ですので、置くのであればやはり正職員を置かなければならないかと思えます。だけど、正職員を雇って、いつもこのような工事をするわけでもございません。このような大きな事業をするときだけ委託でやったほうが、金額的には安く済むというふうに考えております。

○17番（漆間純明議員）

市長が委託のほうが安くつく、経費がつくとおっしゃれば、その道の選択肢のほうが正しいかもわかりませんが、私の考えとしては、こんだけ専門職の技術者がいるわけですので、ある程度の積算とか概算を出すときの積算とか何とかは、当然できるんじゃないかと、そのほうが経費的にも安くつくんじゃないかということでも聞いたわけですが、職員数が足りなくて手が回らないということであれば、委

託しかもう方法はないわけですね。そういうふうに認識していいわけですか。

○市長（池田 孝）

建設課長のほうでそのようなことが、技術者が対応できるかできないのか、答弁させたいと思います。当然、不可能だとは思いますが、建設課長のほうから答弁させます。

○建設課長（高岡亮蔵）

まず、白毛川の河川につきましては、延長は4.4kmで市のほうで管理をいたしております。

○17番（漆間純明議員）

ちょっと待ってください。4,000……。

○建設課長（高岡亮蔵）

4.4kmでございます。ほぼ湯之尻川との合流地点まででございますので、ほぼその数字に近い距離になるかと思えます。

この公園の事業費の積算につきましてはといいますか、ここに至るまで建設課といたしましては、このプロポーザルでやるということで決まっておりましたので、そのプロポーザルの実施の方向についてのいろんな助言とか、そういうことはいたしてきております。あとまた概算の事業費を出す中で、造成とかそういうものに係る大体の平米当たり単価とか、そういうものにつきましては、企画のほうにもお尋ねがありましたので、こちらの考え方も伝えてるところでございます。

プロポーザルという方向で、一つの施設が設計ができて、諏訪地区に計画図面がありましたので、それを私どもが計画として事業費をはじめたことはありませんけれども、プロポーザルの中でもその選択された会社としての概算の事業費は出てきたかと思えます。それが参考になるんじゃないかと思えます。

部分的な部分について、例えば調整池ですとか、そういうものにつきましては、例えば弥五郎伝説の里であれば、あそこが約20haございますけれども、一番下に調整池があって、下の市街地を抜けて菱田川のほうに流しておりますけれども、考え方としてはあそこと同じような考えで、調整池で一旦受けとめて、必要な分だけを河川に流すということで、河川に対してはできるだけ影響が出ないような設計にするべきだということでの助言といいますか、そういう方法をとる必要があるよということは、企画のほうにも伝えております。

以上でございます。

○17番（漆間純明議員）

今の答弁では、プロポーザルのほうで大体の数字は出てるとおっしゃいましたですね。それが、きのう市長が答弁された10億なんですか。排水に関しての事業費10

億ってきのうおっしゃった、約10億とおっしゃったんですけど、どうなんですか。

○市長（池田 孝）

それは、先ほど申し上げたとおり、河川の状態を聞かれましたので、湯之尻川までの距離までもっていくっちゃうのは、これは大変な事業であります。ですので、これは10億以上かかるんじゃないかと申し上げたところで、何もプロポーザルから提案されたり、そうしたもんじゃありません。私が思いつきで突然申し上げた金額であります。全くそこは、私は今度の計画には、だから入っておりませんということを上申し上げたところであります。

○17番（漆間純明議員）

それじゃ、事業費の中をもう一回確認しておきますけど、23年度が323万円、24年度が2億5,812万円、25年度が4億209万円、26年度が6億4,317万円、計の13億642万円、これで間違いないわけですね。

○企画課長（岩元祐昭）

その数字は、概算事業費で間違いございません。

○17番（漆間純明議員）

きのうからの質問、答弁の中で、この13億642万円の中には排水、埋蔵の発掘、これは全然入ってないということで認識していいわけですか。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

先ほどの河川のあれは、もう市長が入ってないということで回答いただきました。

それと、発掘については、先ほど教育委員会のほうの協力を得てますので、まだ数値は入っておりません。

以上です。施設内のは、これに概算として入っております。

○17番（漆間純明議員）

これが市民のほうに届いてる声としては、総体の事業量、例えば排水から埋蔵まで含めて13億642万円というような形で伝わっているような感じなんですよ。それで、これに排水工事がまた計上されて、埋蔵文化財発掘が計上されていくということになると、大体私が排水のほうだけ専門家に大体聞いてみたところによると、市長がきのうは10億以上はかかるんじゃないかと言われたのは、どっからか情報が入ってるのかなと思ったわけですけど、私が聞いた段階では15億ぐらいはかかるんじゃないかと、専門家がざっと計算してみたところ、そういう話を聞いております。

そこで、市長がきのう10億という数字を出されたから、ああ、やっぱりどこからか情報が入ってってというのは、さっき言われたプロポーザルのほうからの数字でも入ってるのかなと思ったんですけど、これは凍結の段階で測量はできないから、今

のところはわからないという形でいいわけですか。

○市長（池田 孝）

私はもう何回も繰り返していますが、白毛川の改修は全然考えておりません。だから、そこがきのう幾らかかるのかっておっしゃったから、頭で10億円を超すんじゃないかと申し上げました。しかし、今回のこれには全く入ってないわけでありませぬ。白毛川までもっていく排水については、入っております。白毛川までもっていく排水工事は入っております。埋蔵文化財については、入っておりませぬ。

以上です。

○17番（漆間純明議員）

大体平成5年のやつで参考になるかならないでしょうけど、時が時ですから。弥五郎の里の排水施設にあつては、断面が130でいって、延長が465m、事業費が1億431万7,500円ですよね。それで、調整池のほうは7,127万6,000円、合計の1億7,559万3,500円というような数字が出ております。これは、あくまでも平成5年ですので、参考にはならないと思うんですけど、これから見たときには、10億ははるかに超えると私は思うんですけど、市長の考えとしてはどうですかね。

○市長（池田 孝）

全ての河川は省きます、河川は省き上のほうの台地を整地したり、調整池をつくらしたり、そして排水をもっていきますので、それらをひっくるめて大体13億円ということになります。買収費まで含めてですね、それを計画しているところです。ちょっと誤解されないようお願い申し上げたいと。河川は全く入っておりませぬ。

○17番（漆間純明議員）

この弥五郎の里の今出した数字は、これは土地の買収費とか何とか全然入ってなくて、市道と県道の下をいったわけですよ。今回の場合は、今市長が言われたとおり、恐らく土地の買収も入ってくると思うんですよ、多少は。そうすると、結構な数字に上がってくるんじゃないかと思うわけですよ。

大体こういう大型事業をするのには、そこらまで概算の数字を出して、総体トータルで幾らですよと、排水から例えば遺跡調査の発掘までして、完全にでき上がった状態で幾らぐらいですよと、これは例えば土地を買収して、整地をしてつくり上げて、それから今度排水だよとか何とかじゃなくて、排水が、遺跡調査がまず作業の順番としては最初きて、排水がきて、そして整備だろうと思うんですけど、今の段階では排水のほうもそういう状態で、遺跡調査のほうも全然手つかずの進んでない状態ということですよ。事業を進めていく段階では、流れとしてはそういうふうになるんじゃないですか。

○市長（池田 孝）

これまでの全ての事業費の中でも、遺跡については別扱いでやってきております。そして、工事費概算で13億円は調整池も排水路も入っております。しかし、大淀川の上流は湯之尻川、大淀川の上流は白毛川です。そうした川といったものは、改修費には含まれておりません。ほかの施設は全て入っておるといふふうに考えていただきたいと思います。

#### ○17番（漆間純明議員）

それじゃ、河川のほうは大方わかりました。考えていらっしゃること。これも恐らくあんだけの面積でありゃ、相当な雨水だろうと思うんですよね。断面が例えば弥五郎の里の130で済むかということもあるし、相当な工事費がかさむということは、私も想像しております。

それじゃ、次のほうに遺跡のほうにいきたいと思います。

当然、大隅町時代からですよ、何年からですかね、こういう大型事業をする場合は、埋蔵文化財の発掘調査というのが法律で定められたと聞いて、大隅町時代は今この市にいらっしゃる専門職の職員を京都大学だったな、考古学部でおられたのを来てもらって、今も籍があるわけですけど、そういうあれ資格っていうんですか、専門職の何かあるんでしょう。そういうのを持ってらっしゃるのは、1人しかこの職員の中にはいらっしゃらないと。当然、発掘調査の中の報告書、図面から文面までずっと報告書を出すためには、そういう有資格者で、——資格者っていうんですかね、教育長、どっちですかね。

（「専門職員」と言う者あり）

#### ○17番（漆間純明議員）

うん、そういう人でないとできないというようなことになってるわけです。そういうふうに私は説明会のときに聞いております。

それから見たときに、例えばこんだけの面積をやるときに、「多分あそこは出るだろう」と、鹿児島先生方もおっしゃいました。そうしたときに、本格的な発掘調査になったときには、事業費も莫大な数字が上がってくると。市長はさっき10日間ぐらいとおっしゃったですけど、とてもじゃそれでは済まないんじゃないかと思うわけですよ。

大体ああいう発掘調査をするのは、概算を計算するときに $m^2$ 1万円ぐらいで計算をしていきます。積み上げていくんだそうです。そうしたとき、あその場合は $15万m^2$ ぐらいになりますよね。掛ける1万としたときで、大体数字が上がってくるわけですよ。

1年間に1人の調査員が発掘に携わって調査できるのは、大体 $5,000m^2$ 以下というようなことになってるみたいですが、専門家の人に聞いてみれば。そうしたとき

に、15万m<sup>2</sup>となると1年に5,000m<sup>2</sup>となると、そりゃ職員をふやせばそんだけかはかどるわけですけど、今の体制ではちょっと厳しいんじゃないかと思うわけですよ。

それで、今の1人いらっしゃる職員の方にもその後聞きに行ってみたんですけど、例えば九州農政局とか、それから土木とかの急傾斜、市の市道とか水路とか、民間で九電の鉄塔とかいろいろ来ていると。そうしたときに、1人ではどうしても対応できないというような話ですけど、人的な面は発掘調査にかかわることでのどのような考えを持っていらっしゃるわけですか。

**○教育長（植村和信）**

お答えします。

まず分布、その調査が1週間ぐらいというようなことでしたが、これは分布調査に10日間ぐらいかかるという意味ですので、その分布調査からまた段階がございまして、これはやってみなきゃわからないということでございます。

人的な問題につきましては、先ほど市長答弁にありましたが、一般的には15人程度でチームを組んでいると。ただ、これがどの程度の分布の答えが出てくるかわかりませんが、たくさんの可能性が出てきたときには、今3名で発掘作業に最大当たれる状況でございますが、これで間に合わないとなりますと、今のところ県のほうに応援を頼もうというようなことで思っているところでございます。

**○17番（漆間純明議員）**

大型の発掘調査というところに移行したときに、大体期間をどのくらい、予算的に大体どのくらい考えていらっしゃるわけですか。

**○教育長（植村和信）**

今のところ分布調査をやってみないと、そういうところがまだ明確に把握できないところでございます。

**○17番（漆間純明議員）**

曾於市にも文化財ガイドブックという立派なのができておりますよね。教育長のところにあるわけですけど、これがこれの15ページですかね、こういう大型事業をもっていくときには、15回16、17、18の段階で段階的に全部載っています。素人が見てもわかりやすくできております。これが頭にあれば、最初から発掘の厳しさ、難しさちゅうのは当然わかっとして、今回の場合は出る可能性が大だと言われているから、大体の概算はできたはずだと思うんですけど、それは全然考えていらっしゃらなかったわけですか。

**○社会教育課長（中峯健一郎）**

遺跡の発掘関係ですが、埋蔵文化財の基本的な考え方としましては、現地保存が

第一です。まず掘らないって言うことですね。やむを得ずいろんな道路工事とかでやっていく場合は、最少の掘り方を——現状変更を求めていくって言うことで協議をしていくことになります。

今回の場合のところでも、例えば削る部分と、それから谷を埋める部分があるかと思うんですが、谷を埋める部分については、全然現状を変更するわけではないので、そこを発掘する必要はありません。削っていく部分が問題なんですけど、それはどこにあるかをまず分布調査しまして、ここらあたりまであるって言うので、それにあわせて今度は工事の図面とあわせて、どこが本調査までしなきゃいけないかっていうことになってきますので、本当に正直言いまして、本当に今のところどれぐらいかかるって全く見当たらないところです。

担当者はちょっとあの付近を歩いてみたようですが、ある部分とない部分と、それから木が覆ってますので、その間を縫ってやらなきゃいけないということで、やっぱり15haを分布調査するには、10日間ぐらいって言う見通しを持っているところです。

先ほど1 m<sup>2</sup>当たり1万円ということでしたが、全国的な平均かなと思うんですが、例えば健康増進センターの駐車場を2月、3月発掘しました。大体1,500m<sup>2</sup>で900万円かかっております。1 m<sup>2</sup>当たり6,000円ということになります。ですから、その現場と、それからどれぐらいの深さを掘るかによっても、また単価は変わってきますので、そこらあたりも現状を見ないとはっきり言えないという部分があるかと思えます。

以上です。

○17番（漆間純明議員）

今の市民プールの横の発掘調査、これも急遽入ってきたんじゃないですか。というのは、入ってきたというのは、その発掘調査のほうに入ったんじゃないですか。最初は、考えていなかったんじゃないですか。途中から急に入ったんじゃないですか。

○社会教育課長（中峯健一郎）

公的、市役所等がやる事業につきましては、前もって来年度、次年度どんな工事がされるのかっていうのを文化財係のほうで把握しまして、それに基づいて予算が立てられるところは立てたりしていくんですけども、健康推進センターについては、1回発掘した場所だったものですから、ひとつそこらあたりにも間違いがありまして、ちょっと準備がおくれたって言う部分はあったんじゃないかと思えます。

○17番（漆間純明議員）

そういう突貫工事でやっても、約2カ月かかっているわけですよね、たしか。それ

で、補正を2回組んで900万になったんですかね、そういう数字が出てきてるわけですよ。

であれば、教育委員会のほうにしっかりした専門職員がいらっしゃいますよね。ああいう人たちとの職員とのコンタクトを密にとっておけば、大体日数的に幾らぐらいで、経費的に幾らぐらいというのは経験の中から大体出てくると思うんですよ。そういうコンタクトをとってらっしゃるんですか、ないんじゃないですか。

**○社会教育課長（中峯健一郎）**

今回のこの仮称フラワーパークの現場については、プロポーザルが始まった当時に、まずここは文化財の可能性があるっていうことを指摘はしてあります。それと、どういうふうに大まかにやっていくかというのは、企画課のほうとは1回打ち合わせをしているところです。

**○市長（池田 孝）**

今年度予算は、土地の買収費を見ておるところです。ですから、埋蔵文化財発掘等は、来年度予算になろうかと思えます。来年造成等も考えておるわけですので、その前にそうした埋蔵文化財の調査は入ってくるというふうに思えます。それをやって造成工事に入っていくという形になりますので、今年度予算には入っておりません。

**○17番（漆間純明議員）**

今年度予算に入っていないというのはわかってるわけですけど、こういう事業を進めていくためには、まずそこがスタートになるんじゃないかと言ってるわけですよ。じゃないですか。ここがクリアしないことには、前には進んでいけないわけですよ。幾ら土地を買収して、どうだこうだしてみても、まず発掘調査のほうはスタートじゃないですか。違うんですか。工事に入ってから発掘調査というのは、あり得ないと思うんですけど、教育長どうなんですか。

**○市長（池田 孝）**

人の土地をまだ買わないうちに、発掘調査は難しいかと思えます。やはり市の土地にして、そして造成するんだからということで、発掘調査は必要になってくるというふうに考えております。

そして、試掘して出たら、また拡大してやっていくという形になろうかというふうに思っているところです。

**○17番（漆間純明議員）**

それじゃ確認ですけど、買収してでないと、おっしゃるとおりよその土地には手はつけられないっちゃうのはわかりますけど、そうであれば、土地は買収した、試掘に入って、それがだんだんいい物が出てきたと、これはどうにもならんと、



もうちょっとしっかりした調査をせないかんとすると、相当な事業費と時間を要するわけですね、何年という時間が。そこまでいくかいかんかわかりませんが、ある程度そこまで想定せんにやいかんわけですね。

そうしたときに、例えば高速のあの調査なんかにしても、1カ所やるのにやっぱり2年、3年かけてやっていますよね。そういう状態にそこが済まんと次の段階に行けないわけですので、そこまで来たときにでも市長はこの事業を進めていくというお考えなんですか。

○市長（池田 孝）

事業を進めていく中には、文化財があるっていうのは覚悟しなければならないと思います。ですので、その状況に応じて対応しなければなりませんし、予算というのは、ほとんど国のほうが面倒を見てくれるという形になると思っております。ですから、やはり年月がかかってしまう可能性があります。ですので、早くからそれを調査をしてやる必要があるというふうに思っているところです。

ですので、後々におくれればおくれるほど、やっぱり年月はおくれていくという形になろうかというふうに考えております。

○17番（漆間純明議員）

経費は国が見てくれるとおっしゃったわけですが、これは合併特例債を指して言っているわけですか。それとも、こういう史跡の発掘には、それ以外の特別な金が入ってくるということで、どっちなんですか。

○市長（池田 孝）

埋蔵文化財の調査については、国のほうで面倒見てくれると思いますが、パーセント的に幾らなのか、相当な高い率であったというふうに思っております。社会教育課長から答弁をしていただければと思います。

○社会教育課長（中峯健一郎）

ことしから進められる九州の農政局の畑かんパイプライン等は、国の補助事業ですので、国のほうが84%ほど見ることになると思いますが。

○17番（漆間純明議員）

幾らですか。

○社会教育課長（中峯健一郎）

国の九州農政局が進めている畑かんパイプライン、ことしからスタートしてはありますが、それはたしか84%国のほうだったと思いますが、今回のフラワーパーク事業に係る件については、市単独ですので、市の調査費になります。

○17番（漆間純明議員）

それはどのくらいなんですか。

○社会教育課長（中峯健一郎）

だから、それがちょっとわかりません。今のところまだどの程度発掘するかわかりませんので、費用は積算できないところです。

（何ごとか言う者あり）

○社会教育課長（中峯健一郎）

いや、補助はありません。

○17番（漆間純明議員）

ないんでしょ、今回のこの市のこれにはないんでしょう。

○社会教育課長（中峯健一郎）

はい。

○17番（漆間純明議員）

あれは、公共事業の分野のほうでしょう。

○社会教育課長（中峯健一郎）

はい、そうです。

○17番（漆間純明議員）

そうでしょう。市長、国が大方見てくれるっていうのは、それでいいんでしょう。

○市長（池田 孝）

事業によって違うようであります。

○17番（漆間純明議員）

事業によって違うというのは、今課長の答弁でわかったわけですけど、この市の今度のこの事業に関しては、国が大方見てくれるという言葉は撤回しなくてもいいんですか。

○市長（池田 孝）

これは、今後調査をして聞いて進めたいと思います。どうせ来年以降になりますから。

○17番（漆間純明議員）

それじゃ、またさつきに戻りまして人的なことですけど、これはもし本格的になると、県のそういう資格を持った専門職を臨時でも入れてやるということですね。これが本格的に進んでいって、いい物が出てくれば、それだけやらんといかんわけですので、時間が、例えばさつきは3年、5年と言いましたけど、そこまで発掘調査がかかってもということは、途中事業は進めていけないわけですけど、それでもやるというお考えですか。

○市長（池田 孝）

これは架空ですので、どれくらい出るか出らんかもわからんわけです。そこをで

すね……。

○17番（漆間純明議員）

もし出たときを聞いているわけです。

○市長（池田 孝）

まだ確定しておりませんので、それは調査の次第でまた考えも変わってくるかも知りませんが、補助が幾ら出るのか、そうしたものの勘案をしながら検討してまいりたいと思います。

○17番（漆間純明議員）

そういうことは、曾於市にいる専門職の職員に聞けば、大体補助とかこういうことはわかるわけですよ。だから、私がさっき言ったとおり、その職員とのコンタクトがとれているんですかと聞いているわけですよ。そのくらいのことは、彼なんかはもう考古学の専門を出てきとって、国県の職員とのつき合いも十分持つてるわけですので、すぐ出ることなんですよ。

例えば補助率を言われたけど、補助率例えば市のほうで単独でも出るか出ないか、公共事業には出るけどどうだというのは、専門職に聞けばわかることなんですけど、なんでそこが教育長、やっぱりなんですか、もう名前を1人しかいないことですから、名前言いますけど、市の職員とは十分そこら膝を交えて話し合って、例えば補正を組むときとか、当初予算組むときとか、そういうことも膝を交えて話し合って上げてらっしゃるんですか。

○教育長（植村和信）

それはもう当然でございまして、担当を中心にいろいろやっているとござい  
ます。

○17番（漆間純明議員）

教育長はそんなおっしゃいますけど、私なんかの耳に入ってくる段階では、なかなかそれはないみたいな話を聞きますけど、間違いはないですか。そのたびに膝を交えて話し合って、そして補正を組むときでも数字も上げてきてらっしゃるわけですか。

○教育長（植村和信）

職員を大事にして、担当の考え方というのは大事にしてるつもりですが、ちょっと違う話が入ってますか。

（笑声）

○17番（漆間純明議員）

例えば、さっき市民プールの横の問題にしても、当然あそこにやるとすれば、しなくちゃならないというのはわかってるわけですよ。それが突発的に入ってきて、

突貫工事みたいでやるということは、コンタクトがとれとりゃそんなことはないと思うんですけど、あれも本当に調査も突貫だったんでしょう。私はそういうふう聞いてますけどね、どうなんですか。

○教育長（植村和信）

事業をどのように進めるか、それは計画の段階で急に入ったりすることもあるわけですが、わかった段階で必要な話し合いを本人、係を中心に進めているというふうに捉えております。

○17番（漆間純明議員）

それじゃ、今の段階までは事業費は出てますけど、その河川と埋蔵の分野は、これから加算されてくるんだということでもいいですね。そういう考えを持っといて。

この13億の中で河川も少しは入ってますけども、それでは当然終わらないんじゃないですか。まだ事業費が相当、市長のほうはきのうも約10億は下らんだろうというようなことをおっしゃったわけですけど、例えばそういう数字とか、埋蔵の分野とかは今から加算されてくるということでもいいわけですね。

○市長（池田 孝）

埋蔵文化財も、どこも工事前に出てくるという調査でやったことはありませんし、工事が始まるときに行っております。そこはよく御理解を賜りたいと思います。

そして、これは埋蔵文化財については、当然これの枠外でやりますが、河川をとおっしゃいますから、河川はこの枠に入っておりません。これはもう何回も繰り返し言っているとおりです。ほかの分野は13億円の中に入っておるというふうに考えたいと思います。

○17番（漆間純明議員）

きのう市長が答弁されたその10億は下らんだろうということは、別なほうで加算されてくると、最低ですね。こっちのほうはまた入ってくるっちゃうことじゃないんですか。そうじゃないんですか。この13億の中に入ってるわけですか。

○副市長（末廣光秋）

排水の問題が今出ておりますが、いろんなこういう事業をする場合には、法の規制がございますので、排水、水を流す場合は既設断面を大きくする場合、あるいはそのままいく場合、そういう事業等の計画によっては、県のほうの法律によって規制がされますので、今市長が申し上げますように、配水池の大きさと、あるいは配水池から既設の排水路に流す場合は、この断面で流しなさいよというような協議をして、県のほうの担当と協議をして、最終的にそういう設計書をつくり上げるというふうになっておりますので、そこで規制がかかるということで御理解をいただきたいと思います。

○17番（漆間純明議員）

質問の仕方がちぐはぐになってきて、いろいろ迷惑もあったかと思いますが、最後に行政に費用対効果を考慮した経営センスがなければ、今後いくら税収を上げても同じ状態に至るのは目に見えている。ソフトは抜けたハードだけの整備では、まことのまちづくりには導けないと言われていることを申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長（谷口義則）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は明日12日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

---

散会 午後 3時35分

平成24年第3回曾於市議會定例会

平成24年9月12日

(第4日目)

## 平成24年第3回曾於市議会定例会会議録（第4号）

平成24年9月12日（水曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

### 1. 議事日程

（第4号）

#### 第1 一般質問

通告第9 山田 義盛 議員

通告第10 山下 諭 議員

通告第11 大川原主税 議員

### 2. 出席議員は次のとおりである。（21名）

1番 今 鶴 治 信	2番 九 日 克 典	3番 八 木 秋 博
4番 土 屋 健 一	5番 山 下 諭	6番 原 田 賢一郎
7番 山 田 義 盛	8番 大川内 富 男	9番 西 川 熊 則
10番 大川原 主 税	11番 吉 村 幸 治	12番 （ 欠 員 ）
13番 渡 辺 利 治	14番 海 野 隆 平	15番 久 長 登良男
16番 五位塚 剛	17番 漆 間 純 明	18番 大 津 亮 二
19番 迫 杉 雄	20番 坂 口 幸 夫	21番 徳 峰 一 成
22番 谷 口 義 則		

### 3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 栄 徳 栄一郎 次長 小 濱 昭 二 係長 田 平 五月男

参事補 山 口 弘 二 参事補 宇 都 正 浩

### 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（24名）

市 長	池 田 孝	教 育 長	植 村 和 信
副 市 長	中 山 喜 夫	教育委員会総務課長	安 田 徒 務
副 市 長	末 廣 光 秋	学 校 教 育 課 長	森 山 勇
総 務 課 長	大 窪 章 義	社 会 教 育 課 長	中 峯 健 一 郎
大隅支所長兼地域振興課長	小 濱 義 洋	市 民 課 長	切 通 宏
財部支所長兼地域振興課長	川 崎 幸 男	福祉事務所長兼福祉課長	今 村 浩 次

企 画 課 長	岩 元 祐 昭	保 健 課 長	大 休 寺 拓 夫
財 政 課 長	池 之 上 幸 夫	経 済 課 長	富 岡 浩 一
税 務 課 長	山 口 十 蔵	畜 産 課 長	神 宮 司 寛
会 計 管 理 者 ・ 会 計 課 長	精 松 実 隆	建 設 課 長	高 岡 亮 蔵
監 査 委 員 事 務 局 長	真 方 清 治	水 道 課 長	福 岡 隆 一
農 業 委 員 会 事 務 局 長	堀 之 蘭 訓	財 部 支 所 産 業 振 興 課 長	丸 野 哲 男



○議長（谷口義則）

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

---

日程第1 一般質問

○議長（谷口義則）

日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。

通告第9、山田義盛議員の発言を許可いたします。

○7番（山田義盛議員）

質問に入る前に、一昨日の松下忠洋金融郵政民営化担当大臣の突然の訃報に接し、謹んで哀悼の意を表するものであります。

さて、国政の場では、あれほどまで東京都が買うと言って、国民の無責任さを批判していた尖閣諸島問題も、今沈静化し、それに火づけられるように、ある政党の首班選挙で、ふたをあけてみれば飼い犬に手をかまれ、泣き寝入りし、キツネとタヌキの化かし合い。今や権力闘争のるつぼと化しております。今、きずなという言葉に耳にします。広辞苑では、きずなは動物を繋ぐ綱、また、絶つに忍びない結びつきとあります。家族のきずな、先生と生徒のきずな、人と人とのきずな、国と地方のきずな、行政と市民のきずななど、特に東日本大震災後、このきずなが強く叫ばれています。今、質問に入るときに、私は、市民とのきずなに強く共感するものであります。

それでは、通告いたしております中学校閉校施設の活用及びパークゴルフ場・フラワーパーク等整備事業について質問をいたします。

まず初めに、閉校施設の活用から、まず1点目に南之郷中学校、財部北中学校、財部南中学校の閉校施設は、曾於市閉校施設等活用基本方針により進められていると思いますが、その進捗状況と経過について伺います。

2点目に、平成17年3月に閉校になった旧大隅町の大隅北中学校、恒吉中学校、月野中学校の閉校施設等について活用を検討されているのか伺います。

次に、パークゴルフ場・フラワーパーク等整備事業から、3月議会の議案第23号、平成24年度曾於市一般会計予算に対する附帯決議の中で、事業費2億5,812万5,000円については、特別委員会が結論を得るまでの間、予算の執行を凍結することになっているが、現時点における予算執行への思いを伺います。

以上、1回目の質問を終わりたいと思います。

○市長（池田 孝）

お答え申し上げます。

まず、大きな1番目の閉校施設の活用について、①南之郷中、財部北中、財部南中の3校の施設であります。財部北中学校及び財部南中学校については、これらの閉校施設等を利用する民間事業者を、本年4月23日から6月26日にかけて募集をいたしましたところ。

その結果、財部北中学校に財部北校区社会福祉協議会の1団体、財部南中学校に有限会社サイバーウエーブと、株式会社D I Oジャパンの2社から応募がありました。

8月2日に市の小中学校規模適性化推進本部施設部会を開催し、書類審査による予備審査を実施し、事業計画に係る個別項目ごとに採点、評価しました。

さらに、本審査のため、推進本部会議を8月22日に開催いたしました。本審査では、応募者によるプレゼンテーションを実施し、5項目の評価項目により採点、評価し、閉校施設利用団体を選定いたしました。

選定の結果は、財部北校区社会福祉協議会については継続、有限会社サイバーウエーブと株式会社D I Oジャパンの2社については適当といたしましたところでありませぬ。

有限会社サイバーウエーブは、ハローワークと連携した求職者の支援訓練のスクールの運営を、株式会社D I Oジャパンについてはコールセンター業務を中心とした会社です。

8月27日には、鹿児島県教育委員会と財産処分に係る事前協議をしたところ。

また、8月28日に財部北地区統合協議会を、8月30日に財部南地区統合協議会を開催し、概要を説明いたしました。

今後、体育館及び運動場を除く校舎等の部分については、教育財産から普通財産へ所管がえをし、管理及び契約等に係る業務の主体を市長部局へ移行する予定です。

南之郷中学校については、保健課で平成25年度地域密着型サービス施設整備事業を実施する事業者の募集に手がけているところであります。

②の平成17年3月に閉校になった旧大隅町の大隅北中、恒吉中、月野中の閉校施設についての活用を検討しているかということではありますが、旧大隅町の3中学校の跡地利用については、統合前にもいろいろな方面から検討がなされたようですが、補助金適正化法により、財産処分制限期間内にある施設については、公共用または公用に供する施設以外への転用が制限され、処分ができなかった経緯があるようです。

また、統廃合後においては、複数の民間団体等からの問い合わせ等が来ているようですが、建物の老朽化や立地条件等により、跡地利用まで至っていない現状であります。

現在、3中学校の建物については、財産処分制限期間を経過した建物から年次的に解体をしておりますが、その他の建物については、校区公民館や青年団、地域おこし団体等で資機材や物品等の保管場所として活用されております。

また、運動場については、校区公民館やグラウンドゴルフ同好会、スポーツ少年団等により利活用が図られているところであります。

また、運動場につきましては、再生可能エネルギー、太陽光発電ソーラー事業への活用ということで、いろいろ調査をしていただきまして、現在、大隅北中跡の運動場については、可能であるということで、今、協議中であります。

大きな2番目のパークゴルフ場・フラワーパーク等の整備事業についてであります。凍結がなされているが、予算の執行の思いを聞きたいということでありますが、議会の意見を尊重し、事業予算の執行を停止しているところであります。

当初、環境調査をすることで凍結をされておりましたが、環境調査も終わっておりますので、1日も早く凍結の解除をしていただきたいと思っております。

以上で終わります。

#### ○7番（山田義盛議員）

それでは、順次、項目に従って御質問をさせていただきたいと思いますが、まず、1点目の各学校の閉校の跡地利用について、るる御説明をしていただき、さきの全員協議会でも資料を提供していただいて、応募についてとか、その選定法についてはいただいております。細かいところに触れませんが、幾つか心配なところがありますので、その辺について若干質問させていただきたいと思っております。

私は、この問題については、本年3月に閉校したばかりです。そして、統合したと。これはもう非常に当局におかれましては、スピーディーに跡地利用について検討いただいたんじゃないかと、一定の努力に対して評価をする、そして敬意を表したいと、そのように考えたいと思っております。

そこで、幾つかの点について質問いたします。

まず、南之郷中について伺いますが、老人福祉計画第5期介護保険事業による小規模特別養護老人ホーム29床の整備、そして、グループホームの18床ですか。学校施設を改築する事業であると私はそのように理解し、そのとおりだと思うんですが、問題は、業者が応募するに当たって、関係法令がいろいろあります、法令が。例えば老人福祉法とか、あるいは介護保険法とか、もちろん建築基準法等の適用とか、いろいろもろもろあると思うんです。それについてはクリアできるものか、お伺

いしときたいと、そのように思います。

**○保健課長（大休寺拓夫）**

お答えいたします。

各種法令、社会福祉法、あと介護保険法、いろいろ指定等にもかかわってまいりますので、そのほうは県のほうにも確認をして、大丈夫ということであります。

今回、募集をかけておりますのが、特別養護老人ホーム等がございますので、それについては、社会福祉法人格を持っていないといけないということがありますので、それにつきましては、今、社会福祉法人格を持っていなくても、3月までに取れる見込みがあればいいということで、県からもいただいておりますので、それについては確約書というものをいただくということでもあります。

あと、文科省のほうは、教育委員会との協議もしております、あそこについては10年たっておりますから、それについては問題ないと、各法令については大丈夫ということでございます。

**○7番（山田義盛議員）**

法的には問題ないということで、今、鋭意努力されて、募集は終わってるのかな。今後、どのようなスケジュールによって、最終的にこの事業者というんですか、押し進めるのか、時系列等があったらお聞かせ願いたいと思います。

**○保健課長（大休寺拓夫）**

今後のスケジュールでございますが、この間、6月1日から、本年6月1日から募集要項を一般に公示、掲示しまして、あと8月8日です。水曜日、中学校統合地区別協議会を憶小学校にて事業説明を行っております。これに行って、いろいろ地区の方の御意見等をいただいたところでもあります。

それから、8月の下旬、8月27日から31日、申請書の受け付けを行ったところあります。現在、3法人の申し込みを、申請書を受け付けをしております。これを受けまして、9月19日に地域密着型サービス運営委員会なるものを開催をしまして、そこに諮問をするということになります。それでプレゼンをしまして、総意見等を市長のほうに上げて、9月28日に1社に事業決定をするという予定でございます。

あと、10月に入りまして、もう1社に決まりますので、大抵のレイアウトは決まりますから、それをまた地域の方々、地区別協議会に諮って協議をしていくという段取りになります。

**○7番（山田義盛議員）**

9月28日に決定されるということに理解をいたしときます。この事業所は、本来なら、普通新築されて、自前で建築されて、事業運営されることになるんですが、聞くところによると、施設整備は事業所みずからが整備することを基本として、市

では整備しないというように聞いているんですが、事業所のメリットはどこにあるのか、学校施設の跡地に来るのにあるのか、お伺いしときたいと思います。

#### ○保健課長（大休寺拓夫）

今回の募集は、場所指定ということでございますので、場所指定につきましては、土地を指定ということでもありますから、考えによっては運動場を使ってもいいという話なんですけど、メリットとしては、土地、建物等は無償で貸与するというのがございます。あとは、補助金等につきましては、今までどおりでございますと、介護基盤整備の補助金が国からおりてまいりますので、それはちょっと確定的なことは言えないもんですから、そのほうは出るということで、今までの公募と違って、メリットがあるところは、無償貸与と、土地、建物は無償貸与と。若干、建物がもう改修しないといけないということがありますので、そこがちょっとデメリットかなと思っております。

#### ○7番（山田義盛議員）

ようわかりました。実は、先日、私どもの所管で、輪島市です。授産施設、学校跡地を授産施設に使われて、今、うまく運営されているところに視察に行ってみました。その中で、本会議にも報告がありましたが、経営が大変圧迫されるということです。それはなぜかということ、固定資産が自分とこないもんですから、銀行融資とか、そういうのが非常に苦勞したということで、大変なことであったということ、これを私は、委員長報告でありましたか。そういうことで、私は聞いて帰ってきたんですけど、そういう、例えば学校跡地に事業所みずからが全ての改修工事に入って、法的に全て問題がないということですから、法的に問題ないような施設をなきゃいかんと。そういったときに、事業主の方の財政上の圧迫というような状況には陥らないと思っておりますか。わかったら教えてください。感覚で結構です。

#### ○保健課長（大休寺拓夫）

今回、3社出てまいりましたので、その図面とか、あとその財政計画等も審査を、審査というか、事前審査をしたところであります。この中で、2社が、ちょっと実績がなかったもんですから、そこあたりの借り入れの関係も確認をさせていただいたところです。当然、今、議員が申されましたとおりに、普通ですと施設を担保に入れて借りるという方法もあるんですが、そういうことはとれませんので、そこも含めて、財政の確保というのはできますかということもちゃんと確認をしておりますので、学校施設については担保はちょっと不利かなというのはあります。

#### ○7番（山田義盛議員）

非常に危惧される場所なんで、それについては十分検討されることを要望しときたいと思います。

もう一つお伺いしときたいんですけど、曾於市の学校跡地を利用して御苦労いただいて、跡地について、跡地を利用して事業運営されると。財政的には大丈夫だということでしょうけど、こういう施設は市からの助成というのは、今後、やっぱり考えていかなきゃいけないと、私はいけないと思うんですけど、それについては何か今現状で考えておりますか。これは市長になりますか。今の時点でお考えになっていることを教えてください。

**○市長（池田 孝）**

まだ、ここについてはそこまで話し合いをしておりませんが、雇用力というの出てきますし、また、地域への貢献度というのが高いわけですから、やはりそのような方向でも検討をさせていただきたいというふうに思います。

**○7番（山田義盛議員）**

これから詳細について詰めていかれると思うんで、私が思うのは、やっぱり雇用が幾らぐらい生まれるのか、あるいはその事業者が決定された後、継続性が担保できるのか、その辺を十分今後の審査の中で検討いただきたいと。

そして、やっぱりせっかく、普通、事業者は、いや、もう私は自分で建てますわと言ったほうがメリットがあるのか、私、よう詳細にわかりませんから、十分、決定に当たって、その辺を留意、検討していただきますよう、これについてはよろしく願いしておきたいとします。

次に、南中学校についてお伺いいたします。

全員協議会の中で資料をいただいておりますんで、これ私も全部目を通しました。この中で大体大まか把握いたしておりますけど、この会社、総じて、今、2社、有限会社サイバーウェブですか、それと株式会社D I Oジャパン、この会社の中身というのは、一口に言って、私はIT産業だと思うんです。その会社だなど。コンテンツをつくったり、あるいはコールセンターでインバウンドサービスやったり、アウトサービスやったり、いろいろやっていらっしゃるんですけど、大体IT産業だろうなど、おおむねその仕事をされてるというふうに理解しています。この会社の内容について、安田課長、いただいておりますけど、そういう考えでいいか含めて、説明いただきたいとします。

**○教育委員会総務課長（安田徒務）**

議員の言われますように、ITを中心とした企業でございます。

有限会社サイバーウェブでございますけれども、もう少し細かく申し上げますと、厚生労働省の所管であります求職者支援訓練のスクール運営、それから企業向けのIT講座、それからホームページの製作などを行うところでございます。

それから、もう一つの株式会社D I Oジャパンでございますが、コールセンター

によりますインバウンド事業、それからテレマーケティングによりますアウトバウンド事業、それから地場産の通販事業等を行う会社でございます。

以上でございます。

**○7番（山田義盛議員）**

おおよそそういう事業であるということについては、施設概要の計画概要でわかってますんで、そのように思って、私も認識しております。

それで、先ほどの聞きましたけど、この会社が来られて、我が曾於市の中で南中学校の中で経営なさって、どのようなメリットがあるのか。我が曾於市がです。それについてお伺いしときたいと思います。

**○教育委員会総務課長（安田徒務）**

曾於市のメリットと申し上げますと、やはり雇用力の促進等は非常に大きいんじゃないかというふうに思っております。また、地場産等の通信販売等も入っておりますが、そういった産業面にも非常にいいんじゃないかなと、メリットがあるんじゃないかなというふうには思っております。

**○7番（山田義盛議員）**

雇用は恐らく生まれるでしょう。今現在で、その雇用について、発表できるものがあれば、どのぐらい雇用されるものか教えていただけませんか。

**○教育委員会総務課長（安田徒務）**

サイバーウエーブにつきましては、今現在、三、四人の職員で鹿児島の方で行っておりますけれども、将来、計画では、10人ほどの雇用をしたいというような計画があるようでございます。

また、D I O ジャパンにつきましては、新たにこちらのほうで行うものではありませんけれども、当初は30人程度でやりたいというような計画をお話を聞いてるところでございます。

**○7番（山田義盛議員）**

これは、非常に画期的なことであると、私はそのように思え、大いに賛成をするところであります。

それで、もう一つ気がかりなことがありますんで、わかったらお教えいただき、これは総務になるかな。通告にないと言わんでください。このサービスは先ほど言いました、会社の主な事業はIT産業なんで、さっきの光ブロードバンドサービスの予算を計上して、可決しています。それとの整合性が非常に大事です。それがないと、恐らくこの会社は企業誘致で仕事はできないと私は認識しておりますが、そのサービス時期と、光のサービス時期とこの企業の協定ですか、協定して運営されると、その時期等については整合性を持たせてあるのか。これはどこになりますか、

わかったら教えてください。

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

財部地区の光回線の工事完了といいたいでしょうか、それが3月頭だと聞いております。それにあわせて、南中学校も同時期に光がつながるといふことで理解いたしております。

以上です。

○7番（山田義盛議員）

はい、わかりました。ぜひここは会社企業設立に向けて、鋭意努力していただきますよう、これはお願いしときたいと思います。

あと、財部北中学校の応募については、継続となっています。これについては、今後、どのような形で進められるのか、腹案がありましたら説明してください。

○教育委員会総務課長（安田徒務）

財部北中学校におきましては、北校区社会福祉協議会のほうが応募をいたしたところでありますけれど、非常に地元の方々でやる気のある姿勢は見えたところでありますが、非常に事業が大きくて、一遍にそれができるだろうかというようなことも、私たちも不安を持っているところがございます。やれる部分から少しずつやってみたらというようなことで、再度、検討ということで見直しをした計画を出していただくかというふうに思っております。

この前、提出していただきましたが、また、代表者の方に3カ月ぐらいをめぐりにいたしまして、再度の計画をまた見させていただきまして、それから検討してまいりたいというように思っております。

以上でございます。

○7番（山田義盛議員）

再度、検討していくということではありますが、私はやっぱり、その南中学校みたいな企業誘致は、北中学校では、私は生まれないと思います。なぜかという、問題は情報通信のないところに企業は来ないんです。これははっきり言っておきます。来ないと思います。私が社長だったら、情報通信がきちっと確立されてないところには出てまいりません。これはなぜかという、今は会社はそういう運営、会社の企業会計でもなんでもそうですけど、それがなくと全く動かない。それはなぜかちゅうと、情報通信を使ってたほうが、雇用をするよりは安いもんだから、だから少ない人数でできるということ、企業はそういうことで情報通信のないところには出ていかないと。売りにするには、そういうのをきちっと確立する必要がある。私はそう思います。これについて、今回、24年度で財部地区と中心部と、そして南中学校



の光サービスについて、鋭意努力されて、今、やろうということになってるわけですが、将来、北中学校あたりも財部中心街から例えばどうかな、大川原の交換局がありますから、ありますね、事業所の。その民間企業がありますが、そこからの南中学校と同じように光ブロードバンドのサービスができるようなことをやらなきゃいかんと、私そう思いますが、これは市長でいいですか。将来に向かって、そういうことは考えられないか、お聞かせ願いたいと思います。

#### ○市長（池田 孝）

議員のおっしゃることはもっともだというふうに思いますが、最初、ADSLでこれを敷いたところですよ。全ての局にこれを設置をしておりますから、普通の企業だったら、これでいけるということでもあります。ですけども、IT産業の、先ほど言いました南中学校のほうの企業というのは、光がないとぼったりいかんということでもあります。ですので、今回、財部のほうを光を引くということで、特別にあそこまでやってくれということをお願いをいたしたところですよ。ですので、将来的には、おっしゃる方向で方向づけをしたいと思いますが、今のところ、ADSLで我慢していただきたいという気持ちを持っております。

#### ○7番（山田義盛議員）

そんなお金が必要でありますんで、すぐしろということではありませんけど、将来的にやっぱり市長、そういうふうにお考えいただきたいと思っておりますんで、そこは市長の頭の中にも入れとっていただきたいと、そのように思います。

ここについては、南中学校については、これで終わらせていただきます。

あと、2点目について、旧大隅町の関係です。北中、大隅北中、恒吉中、それから月野中ですか。これは、昨日、私は行ってみました。報告がありましたように、運動場等々については地域の皆さんがちゃんと管理されて、そして、グラウンドゴルフ場とか、ゴルフとか、そういうふうにご利用されてますことは、もう本当に事実です。しかし、運動場以外です。建物は廃墟してます。廃墟化してる。驚くことに、体育館の上から全部草が出てます。これは市長、何とかせんないかんです。これはお金がかかりますから、これは大変な事業なんで、即できるもんじゃありません。できましたら、長期計画を組んでいただいて、先ほどいい話もいただきましたから、再生可能エネルギーの業者ですか、等の問い合わせもあると。これは非常にタイムリーです。私もそれ言おうと思ったんですけど、今、要するに、やっぱり企業が望むところであればどんどん出てきますんで、条件がよければ。ぜひ市長、そこは強烈に前に進めていただきたい。

実は、いつでしたか、8月28日に中学校跡にメガソーラーというさつま町の校舎解体事業提案がありました。それが出てます。これを、この辺については、もうタ

イムリーにちょっとやっていただきたいと。全部が全部は、日が当たらないところはだめですから、それぞれの学校の跡地の特色を生かして、今後、計画書をつくって、検討を進めていただきたい、そのように思いますが、市長、いかがでしょうか。

○市長（池田 孝）

運動場につきましても、南之郷中を除いて、ほかの廃校のところは全て調査をしていただいております。そうした中で、日照不足で不可能だとか、いろいろ出てきたところなんです。そうした中で、大隅北中が一番適しておるということで、あれを活用したいということで話が来ているところであります。ほかはちょっと、そのような返事が来ておりませんので、北中については、今後、いろいろと協議をし、また、地元の了解とか、説明、もう説明会は1回やったと思いますが、今後、そのような方向で進めてまいりたいというふうに思っております。

○7番（山田義盛議員）

これは、本来ならば、もうちょっと早く着手して、きちっと跡地利用について考えなきゃいかん問題でしたが、前のことを言ってもしょうがありませんから、ぜひ市長、強烈に進めていただきたい。そして、これはお金がかかりますから、ぜひ曾於市の財産を活用するということは、もう重要な問題です。私は、これ余談になりますけど、きのう行ったとき啞然としたというのが、自分の地域でないんですけど、地域の方は、あの廃墟の姿見たら、これはショックです。ただ、運動場だけは活用されてますけど、ショックで、廃墟です、廃墟。住宅は、市長の住宅の解体ですか。これについては努力されて、本年度もやっていますから、市民に対しては、住宅は危ないんで、環境もよくないんでということで、壊してくださいと。補助金も一定あげますからっておっしゃってるんだから、やっぱ公共についても、施設についても真剣に考えてもらわないかん。そう思います。これは要望しときます。

それじゃ、これについて終わりますが、次のパークゴルフ場についてお伺いしますが、市長は、先ほど私たちの特別委員会が早く検討して、早急に結論を出してほしいとおっしゃいました。これは、今回の一般質問で、フラワーパークについて、4人立たれて、私5人目ですけど、4人の方のやりとり見てますと、裏腹なことをずっと言われて、議論がかみ合っていない、そういつてずっと見てまいりました。私は、もう十分その環境問題とか等については、同僚議員のほうから質問がありましたんで、その点については触れません。ただ、議会と当局の関係について、市長、私は危惧するところがある。危惧というか、これはもうちょっと考えていただきたいなというのが2点ほどあります。今までの経緯の中で、あります。

まず1点目は、今年度3月に当初予算の中で2億5,812万円の予算を出されて、議会としては可決しております。それが一つ。可決したからだめだって言ってんじ

やないんです。そういう状況でタイミングで出された。

そして、2番目には、市長お持ちだと思んですが、そお、市報の8月号、これについても環境問題等について触れられて出されてます。読み上げますけど、今、特別委員会で大変私たちが議論をしている。第1回が1月だったと。この前まで第6回までやって、継続審査しております。その多くの中身は、私を含め、議員の皆さんは環境問題等について議論をしているところです。そういう中で、市長、これ、8月の発行、1日で発行されてますから、この中で、計画候補地、環境調査についてということで出されてます。若干読み上げますが、その中ですね。臭気については専門業者に委託し、調査を行いました。悪臭防止法に基づく基準値内にあるという結果でした。ハエや蚊など多い地域ではないかということで、数量調査を行いました。計画候補地と候補地以外の場所で数回調査を行い、それを比較したところ、計画候補地は特別にハエや蚊などが多くなく、ほかの地域と差異はないと思われました。ということで、これは全市民に発信されましたね。市長、いかがでしょうか。私たち議会が特別委員会でまだ結論出てません。先ほどから市長は、議会の結論を得て、早期に実施したいんだけど、早く出してほしいと願っておりますね、市長は。そういう状況の中で、予算は結構です。そらいろいろお考えはあるでしょう。市長は提案者ですから。だけど、こういう広報紙を全市民に発信するというのはいかなんか私には思います。市長、いかがでしょうか。市長の考えがあったらお聞かせください。

#### ○市長（池田 孝）

議会でも、このことについてはいろいろと情報をまだ市民に知らしめてないんじゃないかという意見もたくさんありました。そのようなことからだったわけですが、この凍結された理由というのは、環境問題を調べたのかということでありましたので、それじゃ、私のほうから進めて、環境問題を調査をいたしますということで申し上げました。その結果、凍結という形になったと私は思っております。ですので、その環境調査が終わりましたので、また、この市報で市民にはお知らせする必要があるということで出したところであります。

#### ○7番（山田義盛議員）

時系列でいけば、市長、そうなんです。そうなんですけど、これは市民の皆さんで、やっぱり賛否両論あって、やっぱり結論をじっと市民の皆さん待ってると思うんです、どっちになるのかなど。市長は、先日か、一般質問で同僚議員からあったように、早く結論出してほしいということのを盛んに言われました。私は、賛成が多いとか、反対が多いと議論はいたしません。ただし、市長、やっぱりまちを二分しているとか、数は私は関係ないんです。しかし、そういう状況になっているから、

議会も努力せないかん。市長側も努力していただくと、当局もです。そういう私は土俵に立たないと、前に進みませんよ、これ。進まんと同時に、進んでもしこりを残っちゃう。できたら、そういうことは避けたい。市民のためになりませんから。私はそう思ってます。そういう意味では、市長は、先ほど答弁の中で、広報誌については、ちゃんと環境調査したんで、市民の皆さんに知らせたいということですけど、議会側はまだ特別委員会で一応議論を、環境調査についていろいろ議論がありますよ、皆さん。そういう状況なんです。私たちが地域に帰れば、環境調査も終わって、問題ないみたいやなということで判断されますが。これは普通の常識だと思うんです。ぜひ市長、そこ辺は、市長も少しお考えいただきたい。そうしませんと、市民にとっては不幸なことです。どっちがどうなるんだという話で。一般質問の中で予算も可決しております。あとは、議会側の特別委員会の結論次第で早くしてくださいと訴えはわかります、市長。執行の責任者ですから。十分わかります。ぜひ、そういう、こういう広報紙はやっぱりいかん。私はそう思いますんで、もう出してしまったからしょうがないと思いますから、市長は市長の立場で出されたと理解しますが、私はそう思います。私はそう思いますから、市長。何かコメントあったらください。

#### ○市長（池田 孝）

先ほども申し上げましたけれども、私は、附帯決議というのは、特別委員会が調査をするから、その結論が出るまでだったのかなと、今振り返りますが、これはこちらが調査をするから、その調査をした結果を出すまで待ちなさいと、そして特別委員会で結論を出すということじゃなかったのかなというふうに思います。ですので、特別委員会が調査をして、結果を出すということじゃなかったと、私は理解をいたしております。ですので、執行部側で調査をして、それを示しなさいということじゃなかったかというふうに考えております。

#### ○7番（山田義盛議員）

ちょっと議論かみ合いませんけど、議会は、3月の議会でも、3月通った、可決したときに、もろもろ問題があるんで、特に、環境面については今後検討が必要であるから、発議の関係です。あるから、環境調査について、今後、特別委員会で十分議論して、答えを出さなきゃいかんということで発議だったんです。それで、予算はちょっと待ってくださいと、そういうことなんで、市長、そういう間に、これを発行されるということは、議会軽視も甚だしいです。私はそう思いますから。思います。これをいつまでも市長とやりとりしてもしょうがないから、もうその辺で終わりますが、強くそのことを申し上げときたいと思います。

それじゃ、市長、あなたは行政と市民のきずなを大切にされたいと私は思っ

ています。フラワーパーク建設については、市民の声に聞く耳を持たないはずがないと私は考えています。

実は、私は川内3号原発増設の案が持ち上がったときに、薩摩川内市のホテルで反対の陳情者の意見聴取と、賛成の方の意見聴取をやったことがあります。原発の前です。そのとき、賛成の方は、経済効果をがんがん言われて、これやらんと、経済効果が、まちは死ぬんだということをおっしゃいました。商工会議所を中心とする企業団体の方です。一方は、反対の方は、やっぱり原発については人命にかかわることだと。慎重にしてほしいという中身でした。二つを午前、午後に分けてやりましたが、午後の反対陳述において、私も立ち会って、心の中で、大変自分がだらしがないと思いましたけど、何言ってんだと。あなたたちは、原発のおかげで、国の予算でまちがこんなにきれいになって、新幹線もとまって、いいまちになることを忘れたかというような気持ちにもなって、自分が考えたことは悲しいです、まことに反省のしきりで。そういうことなんで、市長、少数意見についても、どんなに意見が、心配をして言う人おられます。そのとおりだと思うんで、ぜひ市長、考えていただきたい。このテーマについて、熟慮に熟慮を市長は重ねたと私は信じます。ぜひとも市民のきずなを大切にするために、思慮し、再度検討してほしい。そのことを強く訴え、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（谷口義則）

ここで10分間、休憩いたします。

---

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

---

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第10、山下諭議員の発言を許可いたします。

○5番（山下 諭議員）

質問をいたします。同僚議員の温かい声援によりまして、十分時間を使いなさいと、きょうは3時過ぎまでやってもいいですよということでございましたので、最初は通告とおりに質疑いたしますけども、答弁によっては時間いっぱい使わせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

（「異議なし」と言う者あり）

○5番（山下 諭議員）

最初に、清流の森大川原峡周辺の今後の整備についてお伺いをいたします。

大きくは三つに分けてございますけども、第一に、平成23年4月から24年3月、すなわち23年度の大川原峡周辺、悠久の森を含むですが、来た来客数はどのぐらいであったかということでございます。そのうちにキャンプ場の利用者数とか、オートキャンプ場の利用者数、これは市内と市外にわかるとれば数字を示していただきたいというふうに考えております。

2番目に、大川原峡と宮崎県の関之尾間を結ぶ市道沿いの川辺は、多くの利用可能な観光資源がございます。これを生かす考えはないかということでございます。

それから3番目に、悠久の森は今後ともみじを植栽するのかと。これにつきましては、悠久の森の制定当時の考え方が、一切手をつけないと、災害等が起こった場合は別ですけども、一切手をつけないという考え方から、悠久の森として指定してございますけども、もみじがずっと植栽をされていますので、今後の考え方についてお伺いをいたします。

大きな2番目でございます。財部坂元地区の住宅分譲地及び財部地区に建設される公営住宅についてお伺いをいたします。

①でございますが、住宅分譲地についてでございます。財部坂元地区に造成された住宅分譲地の地目別面積、区画数、平均面積、これ平成23年度から造成が始まりまして、もう24年度でございますけども、確定しているのじゃないかというように考えますので、その面積、区画数等をお伺いをいたします。

それから、ロといたしまして、分譲の予定価格でございます。平均でございます。この算定方法を、算定されているのであればお伺いをいたします。

と申しますのは、当初予算に3万円ということ、予算でございますので、計上してございますけども、実際は幾らにこれになるのかということでございます。

それから、ハの分譲の条件でございます。どなたでもということになるのか、それとも一定の条件をつけるのか、あるいは申し込みの受け付けはいつからされて、いつまでになるのかということでございます。

ニでございますが、市外からの購入者に、特に40歳以下の家族持ちの方は特別な配慮は考えられないか。これは、地域振興住宅を建設しておりますけれども、これはちょっと条件が違いますけども、過疎地域ということでございますが、この住宅を購入される方は、今までは財部の場合は、ほかの特例を、例えば住宅取得資金とか、祝い金とか、そういうものをつけていなかったわけでございますから、今回、特に40歳以下の家族持ちの方は優遇というようなことです。いわゆる人口をふやす意味で考えていられないかということをお伺いをいたします。

それから、②でございます。本年度、平成24年度の公営住宅用地取得ということで、財部の新規団地というのがございます。この面積、場所、場所選定の方法、計

画、戸数等がわかればお伺いをいたします。まだはっきりわかっていないのであれば、場所選定の方法についての基本的な考え方についてお伺いをいたします。

③でございます。住宅、これ中須住宅、正ヶ峯住宅、新規団地、新規団地という今回つくる公営住宅のことでございますが、それからきらめき団地、今回分譲される坂元団地、ここは集中しております。ここに住んでいる方々の公園的活用及び近隣住民の健康増進からも、畠中橋——これは財部の郵便局の前でございます——から、流れ合い橋、これはきらら館、道の駅がございます。約200mぐらいあると思うんですが、この間の右岸が生コン舗装ができないかということでございます。左岸のほうはきれいにできております。これは市道としてできておりますので、私の申す生コン舗装というのは市道ではなくて農道的なものでもできないのか、全部水田についております。そうすることで、兩岸の舗装道がつながることになりますので、非常に散策の遊歩道としては健康増進のためにもいいのではないかというふうに考えて質問をいたします。

大きな3番目でございます。運動場施設の整備について。市内に専用のサッカー場の必要は考えていないか。必要であればどこが適地かということをお伺いいたします。

市内に専用という、本当の専用というのは大隅町と財部町に野球の専用がありまして、あとは運動場はございますけれど、これは多目的に使われていると思います。こういうことで、専用のサッカー場というのは考えていらっしゃるのか。これは前にもどなたさまか質問されたことでございますけれども、お伺いをいたします。

それから、栄楽公園の上の駐車場は舗装すべきではないか。私ども議員等が皆さんで研修等をする場合においては、もうほとんどこの栄楽公園の上の砂利がふつとあるところの駐車場に車をとめるということになります。ここは舗装をされておられません。これ舗装をすべきじゃないかと思っておりますので、これについての考え方をお伺いをいたします。

以上、壇上からは終わります。

#### ○市長（池田 孝）

お答え申し上げます。

1番目の清流の森大川原峡周辺の今後の整備についてということですが、①の23年度の利用者数などありますが、平成23年度の大川原峡周辺の入客数は9,024名で、うちキャンプ場利用者数は3,051名で、市内が212名、市外が2,839名となっています。オートキャンプ場利用者数は95名で、全て市外利用者となっております。

②の大川原峡と宮崎県関之尾間を結ぶ市道沿いの川辺は多くの利用可能な観光資

源であるが、生かす考えはないかということではありますが、悠久の森及び桐原の滝を中心とした大小さまざまな滝及び溝ノ口洞穴など、自然に恵まれた風光明媚な景勝地があり、訪れた観光客に喜ばれているところであります。

この観光資源を生かすため、霧島ジオパークによる散策ツアーの事前調査を、観光特産開発センターを中心に、都城と連携して実施したところであります。

また、環霧島会議及び定住自立圏広域的交流の観光部会における広域での取り組みについて、検討してまいりたいと考えております。

なお、川沿いには貴重な野鳥や、観光地となり得る観光資源が点在していると思われ、この調査の実施についても検討してまいりたいと考えております。

③の今後とももみじを植栽するののかということではありますが、悠久の森は曾於市悠久の森ウォーキング大会の開催により、もみじの紅葉を見に来られる来場者がふえてきている状況にあります。約6,000本のもみじが植栽されており、曾於市の観光地としての知名度が高くなってきています。

今後も、もみじの森の会を中心として、もみじを植栽していく計画であります。

大きな2番目の財部坂元地区の住宅分譲地及び財部地区に建設される公営住宅の建設についての①住宅分譲地についてのイ、財部坂元地区に造成された住宅分譲地の地目別面積、区画数、平均面積はということではありますが、地目別面積につきましては、現在、登記手続中ではありますが、分譲する宅地が5,726.16m<sup>2</sup>、緑地帯及び残地を含む雑種地が4,488.98m<sup>2</sup>、集会場施設が965m<sup>2</sup>、道路が2,554m<sup>2</sup>であります。

なお、区画数につきましては15区画となっており、平均面積については381.74m<sup>2</sup>、約115.7坪となっております。

ロの分譲予定価格、また算定の方法はということではありますが、分譲予定価格、平均につきましては、現在算定中であります。

なお、価格の算定方法につきましては、不動産鑑定評価及び分譲事業費を勘案して算定する予定であります。

ハの分譲の条件、申し込みの受け付け期間はということではありますが、条件につきましては、曾於市定住促進住宅用地分譲条例及び施行規則で定められています。

主な条件につきましては、契約者が20歳以上から60歳以下で、2人以上の家族構成となっております。

また、住宅を契約日から3年以内に建築することも条件となっております。

受け付け期間につきましては、手続完了後広報し、1カ月間程度設ける予定であります。

2、①のニ、市外からの購入者に、特に40歳以下の家族持ちの方は特別な配慮を



ということではありますが、分譲条例及び施行規則では40歳以下の方に対して特別な優遇措置はありませんが、購入希望者に対して分譲価格で勘案する予定であります。

大きな2番目ではありますが、財部坂元地区の住宅分譲地及び——②の24年度公営住宅取得財部団地の面積、場所などではありますが、現在、財部町南俣字前玉地区の水田11筆について、用地の取得を進めており、総面積7,602m<sup>2</sup>を予定しております。

場所の選定につきましては、交通や学校、駅、病院等への利便性と日照、通風、排水等の条件を検討し、まず、財部町内の5地区8カ所を候補地として選定しました。その中から3カ所に絞り込み現地調査を行い、利便性や造成のしやすさ等を考慮し前玉地区を選定したところです。

計画では、鉄筋コンクリートづくり2階建て3棟30戸と集会施設等の建設を予定しております。

③の住宅に住んでいる人の公園的活用及び近隣住人の健康増進からも、畠中橋から流れ合い橋の右岸の間、生コン舗装はできないのかという問題ではありますが、横市川の左岸側につきましては、平成13年度に始まりましたふれあいロード整備事業により整備がなされ、現在は市道ふれあいロード線として市が管理しております。右岸側につきましても当時測量がなされ、計画があったようですが、用地交渉がうまくいかず断念された経緯があるようです。

河川の堤防に工作物を設置する場合、河川管理者である県との管理協定の締結が必要であり、管理区分を明確にするために市道としての位置づけが求められます。現状のままでは県との協議が整うことは困難と考えており、左岸側のふれあいロードを活用をしていただきたいというふうに考えております。

大きな3番目の運動場施設の整備についてではありますが、これにつきましては、後ほど教育長より答弁をいただきますが、①については教育長より答弁させていただきます。

②の栄楽公園上の駐車場につきまして、私のほうでお答えをしたいと思います。

栄楽公園には、正面入り口の左右にありますアスファルト舗装の駐車場と、南側の碎石舗装の駐車場があります。この碎石舗装の駐車場につきましては、面積が約1,400m<sup>2</sup>ありますが、現在、催しのある場合などの臨時的な駐車場として利用されており、通常は利用者も少ないようです。当面は現状のままで使いたいと考えております。

以上で私のほうから終わります。

#### ○教育長（植村和信）

それでは、運動施設の整備についてということでお尋ねでございます。

①市内に専用サッカー場の必要を考えていないか。必要があればどこが適地かということでございますが、曾於市内には、サッカー協会加盟団体として2チーム30名の成人の方々が登録をしています。練習は深川地区農業研修センターを中心に、時々行っています。市外のリーグに所属しての活動が主であります。

また、スポーツ少年団であります。6チーム96名の子供たちが各小学校の校庭を中心に練習をしております。

これらのチームが参加して行われる大会は、年間7回程度ありますが、市の栄楽公園を中心に開催をしています。今までの他の大会等と重複して困ったなどというようなことも聞いておりません。

このような現状から、既存の施設で十分であり、今のところは専用のサッカー場整備は考えていないところでございます。

以上です。

#### ○5番（山下 諭議員）

8月18日、19日です。私は、花房峡でオートキャンプで泊まりました。ここは専用のオートキャンプ場ではないわけですが、3家族というか、3団体ほど、車は三つ来ておりました。下の広場のところでございます。大変、皆さん、すばらしいところだと喜ばれておりました。明るく帰るときになりまして、朝方、大雨が降りまして、降ったところ、張っておいたテントの床が、ずっと水たまりが上がってきました。排水があるはずだと思って、私たちが利用したところが、道路のすぐ上、水飲み場はつくってあるんですけども、その近くであったものだから、どっか排水があるんじゃないかなと思って、私、濡れながら探したんですが、探したところ、その水飲み場の近くに排水溝がつくってありまして、その排水のところに周囲の刈り取った草やら、それから落ち葉等がたまると、全然水が吐いてないというようなことで、ずっと水たまりができました。私、あれ全部取ったところ、30分ぐらいずっと引きまして、完全に引かなかったわけですが、そのような状態になりました。あれを見て考えて、財部の大川原峡はここよりは多いんじゃないかなと思ひまして、この大川原峡のことについて質問をいたすわけでございます。

それでは、本年度の8月末までの実績がわかっておればお伺いをいたします。

#### ○経済課長（富岡浩一）

申しわけございませんけれども、23年度までの実績等については把握しておりますけれども、24年度8月までのやつにつきましては把握してございません。申しわけありません。

#### ○5番（山下 諭議員）

担当は経済課ということでございますが、財部担当の産業振興課長もお見えですけども、感覚としては、去年よりか多かったか少なかったかの感覚としてでもよろしいですのでお願いをいたします。

○財部支所産業振興課長（丸野哲男）

お答え申し上げます。

ことは例年になく雨等もございまして、例年からすると、若干夏場の利用というのは少なかったんじゃないかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○5番（山下 諭議員）

24年度は大きな災害がありまして、大変だったと思うんですが、少なかったんじゃないかろうかということでございますけど、これが安定して利用ができるようになれば、駐車場等も整備されましたので、いいんじゃないかと思います。

それで、管理の形態についてお伺いをいたします。向こうの施設が、森林組合のほうに指定管理をされておるわけですけども、森林組合はキャンプ場と桐原の滝のところだけだということを知っております。高齢者コミュニティセンターというのがございます。これは社会教育課のほうで指定管理をしていらっしゃると思うんですが、再度、高齢者コミュニティセンターはどこが管理しているのか、キャンプ場とそれから桐原の滝も、これは指定管理だと思うんですけども、どこが管理しているのか、悠久の森はどこが管理しているのか。

もう一つ、高齢者コミュニティセンターの入り口のところに橋がございまして。悠久の森と書いた記念碑が建っております。ここからキャンプ場入り口にホテル橋という名前をつけた橋がございまして、この間の管理はどこがしておるのかお伺いいたします。

○経済課長（富岡浩一）

清流の森大川原キャンプ場の管理につきましては、今、議員がおっしゃったとおり、曾於市森林組合のほうで行っておりますけれども、その範囲は、キャンプ場、そしてオートキャンプ場、それから滝下の公園、右岸、左岸、ここが指定管理の対象となっているところでございます。もちろん附属の駐車場も含めてでございます。

○社会教育課長（中峯健一郎）

財部高齢者コミュニティセンターについては、社会教育課のほうで管理しております。

（「指定管理者で」と言う者あり）

○社会教育課長（中峯健一郎）

はい、指定管理です。

### ○5番（山下 諭議員）

このキャンプ場ができるまでは、この高齢者コミュニティセンターが中心になった施設でございます。御存じのように、山中代議士が議員立法でつくられました過疎法の鹿児島県適用の第1号ということで、このコミュニティセンターができたときには先生も出席され、そして、鹿児島県の中央からも、たしか課長もだったと思うんですけど、落成式をいたしたわけでございます。高齢者コミュニティセンターの利用は、前に食堂がございますので、聞いてみますと、団体といいますか、スポーツをした方々の上がりとか何とかに使われているということでございますけど、ここも団体客として使うのであれば、寝泊りもできますし、お風呂もありますので、何か使用、利用できる方法を考えるべきじゃないかと。単なる施設があるだけということでは、大変畳等も日に焼けておりました。ということで、もうちょっと高齢者の活用というのは、社会教育課では考えていらっしゃるということ。

それから、同じく、橋と橋の間は、川沿いで遊歩道があります。前は大川原の伊尻さんという方をお願いして、1週間に1回ずつ、もちろん賃金は払っておったんですが、芝生刈り等を、芝生刈りちゅうか、落ち葉等を清掃しておってもらいました。トイレもあったわけですが、トイレまでしてもらっておりましたが、現在は、その橋と橋の間と悠久の森は直接経済課で管理していると。その管理の内容というのはどんなふうになっていんでしょうか。例えば、職員が何日かに1回は見守りに行くと、見回りに行くとか、あるいは川辺のキャンプ場のところです。この遊歩道は危ないかどうかということで、管理を、見回りをしているとか、そのような管理はどんな方法でされているんでしょうか。

高齢者コミュニティセンターの入り口に橋があります。それとホテル橋がございます。あの間です。いわゆる溪谷です。ずっと遊歩道が続いているんです。

### ○経済課長（富岡浩一）

御質問の場所ですけども、コミュニティセンターからホテル橋の間の右岸側のほう、主に右岸側のほうが遊歩道がついてる、そのことでしょうか。あそこにつきましては、直接指定管理の範囲の道路とはちょっとなってないかと思えます。

（「だからどこが管理しているんかち、掃除してるか。森林組合はしてないわけですよね」と言う者あり）

### ○経済課長（富岡浩一）

はい、そうです。

### ○5番（山下 諭議員）

課長の話をお聞きしますと、誰も見ていないような気がします。実際、川辺の美しさというのは、今、私が申しました高齢者コミュニティセンターの入り口の橋とホタ

ル橋の間が川が非常にきれいです。溪谷です。そこにずっと遊歩道がついております。右岸、左岸というんでなくて、中を通りながら、ついてるんです。そこを前は水浴び等を子供がしておったわけですけども、そういうところの管理はしていらっしやらないようでございますので、ぜひこの辺は管理を十分していただきたいと。悠久の森につきましても、もう全然、その週に1回見に行くとか、何とかというような管理はされていないのでしょうか。

#### ○経済課長（富岡浩一）

悠久の森につきましては、ボランティアグループの方々がおられまして、その方々が週に1回、もしくは2回程度、トイレの掃除、あるいは沿線の美化作業について協力をいただいているところでございます。

#### ○5番（山下 諭議員）

このような観光地は、来た人の印象というのが第一になるわけです。質問をするということで、ずっと向こうを回りまして、溝ノ口の岩穴のところに行きました。ちょうど1時ごろだったのですが、そこに若い女の方々が鹿児島ナンバーでございましたけど、3名見えました。私に、岩穴はどこですかと聞かれたです。鳥居があったところだったんですけども、ここですよちゅうことで教えまして、若い方だったですから、あなたたちはどこから来たんですかと聞いたら、鹿児島市ですということ。学生だったんです。そして、どのような方法で来たんですかと聞いたら、加治木まで高速で来ました。加治木からずっと10号線を上がって来ましたということ。ああ、また、それは何でと言ったら、ナビ、ナビっていうんですか、車のあれで来ましたと。どうしてここがわかったんですかちゅうたら、冊子を見せてくれまして、冊子の中にありました。それで、せっかくここまで来たんだから、この前の道路をずっと上がれば2号線に行って、国分に出ますよというようなことも言ったわけですが、そのときに、関之尾を知っていらっしやいますかと聞いたら、知らないと言うんです。すぐ近くに関之尾という大きな、皆さん御存じの滝があるんですけど、そしたら、せっかくここまで来られたんだからというようなことで、関之尾を見て帰りなさいよと言ったんですが、その岩穴のところにトイレがつくってありまして、トイレに水が、手洗いの水があるんですけど、これもう流れていないんです。それから、三連轟のところの水も流れていない、トイレがありますけど。というようなところで、やはり来た方々の初めての印象ちゅうのが強く残って、後に皆さんを案内してこられるんじゃないかと思えますので、ぜひ課長、この管理については、どこが管理するんですよ、誰が管理するんですよという責任を持った管理をひとつお願いをいたしておきます。

今申しました高齢者センターの入り口の橋は、徳石建設がつくって町に寄附した

ものでございます。それで、向こうで植樹祭が、大川原で植樹祭があったときに、あれを塗装をいたしました。もう何年前ですか。私が役所をやめてから15年以上たちますから、もう20年以上前だと思います。見てみますと、観光地にふさわしくないような、もうノリが生えたりしておるんです。これ、何か塗装をし直すというんですか、そのような観光地にふさわしいような橋にするということは考えていらっしゃらないですか。

○市長（池田 孝）

観光地にふさわしくないような橋であるということですが、今後、本当に曾於市にとって大事なこれは観光地としての役割をしていかなきゃならない地域だというふうに思っております。先ほども申し上げましたが、霧島ジオパークの中の一環としても、見苦しい状態ではいけませんので、今後、全てを再点検をして、ちゃんとした形に持っていけるように計画を立てて、随時、整備など図っていきたいというふうに考えております。

○5番（山下 諭議員）

今の高齢者コミュニティセンターの前に光鶴という食堂がございます。ここから上のほうに、山のほうに遊歩道がついておりました。そしてまた、もう一つは、キャンプ場です。キャンプ場の管理棟がございますところから桐原滝の上のほうに登る遊歩道もあったわけですけど、もう現在閉鎖されておっです。やはり、来る人たちは、川だけじゃなくて、そういうところも散策してもらいまして、よさを知ってもらうちゅうことも大事だと思いますので、現在閉鎖されておりますから、これは再度、整備をしてもらいたいということをお願いしておきます。

それと、キャンプ場の中にもくもく館というのがあるんですが、これが私有地なんです。吉村獣医さんから借りていらっしゃる土地だと思います。これは、今後ともやはり私有地を借地していかれる計画でしょうか。できたら、もう施設はずっと続くわけでございますから、曾於市の市有地にされたほうがいいんじゃないかと思うんですけど、その辺はどのように考えているんでしょうか。

○市長（池田 孝）

本人との協議というのがしなければいけないかと思えます。吉村さんの土地も全てがやはりもう必要になってきたんじゃないかなというふうに考えております。養魚場をやっておられたあの辺から、全てやはり。

（「コイですね」と言う者あり）

○市長（池田 孝）

はい。考える必要があるというふうに思っております。そのような方向で、全体的に今後、整備の計画等を立ててまいりたいというふうに思っております。

○5番（山下 諭議員）

もともと吉村さんが私的に観光地としてつくられたところでございまして、ホテル橋をつくる前は、本当の吊り橋がありまして、本当、これもうそのころから財部町は利用させてもらっておったんですが、大変協力をしてもらっている方でございますから、今、市長のほうで申されましたように、できたらもう全部を購入していただいて、再活用できたらいいんじゃないかなというふうに考えておりますし、ぜひそのようにしていただきたいというふうに考えています。

それから、課長、この大川原の周辺の案内の看板が、県道、国道で何か所立っておるか、把握していらっしゃいますか。

○経済課長（富岡浩一）

申しわけございませんが、把握はいたしておりません。

○5番（山下 諭議員）

非常に少ないんです。私が知ってるのが、入戸、2号線の入戸の、この前災害が、大きな災害がありましたところに1カ所、県道の上に立っています。それからもう一カ所は、柴立、10号線から財部のほうに入るところに旧財部町時代の看板が立っております。ほかはああいう看板は見ないんです。できたら、柳迫とかそれから関之尾のほうから入るところ等についても看板が必要じゃないかと思っておりますので、これもひとつ検討をお願いをいたしておきます。

続きまして、大きな2番目の大川原峡と宮崎県関之尾間を結ぶ市道沿いの道は、大変多くの利用すれば利用に値する観光資源があるんですけど、ここについてお伺いいたします。どなたでもよろしいです。この道路を歩いたことがありますか。もし歩かれたことがあれば、その感想をお聞かせ願いたいと思います。

○経済課長（富岡浩一）

私、あちらの方が地元でございます。したがって、子供の頃は、釣りとかいので歩いておりましたけども、まだそのころはあれほどのいい道ではございませんでした。最近、車でしか通っておりませんで、なかなか通しで歩くということはいたしておりません。

○5番（山下 諭議員）

富岡課長は、生まれてから現在もずっと向こうに住んでいらっしゃいます。私よりは詳しいと思うんです。私が通告をいたしておりますので、課長は忙しいと思うんですけど、係の方ぐらいは歩いて、こういうところがあるんですよということを課長に報告すべきじゃないかというふうに考えております。

歩いていないから感想はお持ちにならないと思うんですけど、大川原駅から順に行きますと、大川原駅がありまして、大川原峡があつて、そしてキャンプ場、反対

のほうに行けば、悠久の森ですけど、桐原の滝がありまして三連轟、三連轟も恐らく皆様方もこの真ん中の滝下から見てらっしゃるんじゃないかと思うんですね。見えとるんです。この真ん中に。

それから、溝ノ口の水力発電所がありまして、その下に中州というのが、普通、中州と我々言ってるんですけどあります。そして、旧温泉の跡がありまして、黒炭があつて、黒炭と呼ばれる川が急に下の方に落ちていくところがありますが、黒炭がありまして、岩穴、関之尾、というにつながっております。歩いてみられないから、わからないちゅうことですが、あそこはいわゆる右岸の方なんですけど道路のほうから関之尾に行けば、道路では左側になるんですが、川沿いがずっと竹やら木があつて、いろんな施設が見えないんですね。前はきれいに間伐というか整理伐といいますか、きれいにして、この三連轟のいちばん上も、真ん中はもちろんそうですが、発電所の下も見えておったんですが、今は見えないんですね、直接。一生懸命頑張って見なければ見えないというふうになっているようですが。市長、道路を整備するという必要かもわかりませんが、そういう観光地が見えるように整備していく考えはないか、観光資源が見えるように、道路からも見えるように、そしてここにはあれがありますというような看板を立てられる考えはないかお伺いをいたします。

#### ○市長（池田 孝）

私も、勉強不足で歩いてはおりませんが、車で要所要所に車を停めて見ておりますが、おっしゃるとおり、この真ん中の写真、このここだけで三連轟があるのかなというふうに考えておりました。3つ組み合わせて三連轟というんですかね、ちょっと勉強不足で恥ずかしい思いをいたしております。おっしゃるような形で見えない状況であれば、当然、見えるように何とかしなくちゃいけないかなというふうに思います。よい提案をいただきましたので、今後検討してまいりたいと思います。

#### ○5番（山下 諭議員）

これは、吉村獣医さんの所有になってるんですけども、後から購入されたんだと思います。この溝ノ口発電所の下にある滝ですね。このところに通常我々は、中州というんですが島がございます。私どもがよく行くときには、ずっともう竹やぶだったんですが、現在はきれいに吉村さんが伐採されて広場になっております。そして、花が植えてございます。ここもベンチ等置かせてもらうことができるならば、これはまた桐原の滝よりか違った趣の滝になると思います。撮ったのは7月ですから、水量の少ないときだと思っておりますけども、大変きれいな滝でございますから、ぜひ3つとも生かされるような方法で、整備をしていただきたい。特に、道路の川沿いのそういうやぶ等については、見えるように、これも大きな金はかからないわ



けです。全部する必要はないけども、場所場所的に見えるようにしていただきたいというふうをお願いを申し上げておきます。

それから悠久の森についてお伺いしますが、今後もみじを6,000本あるけど、まだ考えているということでした。当初購入するときには、一切手をつけないということで購入をいたしております。

より観光的な意味でもみじを植栽されてもいいと思いますけども、その植栽する場所、植栽する間隔、非常に不規則じゃないかと、ぱっとしちよったり、いろんな見やすいところに植えていらっしゃるようでございますが、この辺の植栽の仕方についてはどのようにお考えでしょうか。

#### ○経済課長（富岡浩一）

議員のおっしゃるとおり、場所によりましては密植の部分もあるようでございます。私も基本的には、今、立っております杉が間伐が必要なところは杉を間伐いたしまして、残った木を大きく育てていくということと、その間伐の後に、観光用のみじをとというような基本的な考えでおりますけども、今おっしゃったように、場所によってはそのような密植がございますので、これは適宜植えかえが可能であれば植えかえるなりしながら、適正な間隔を保った形で今後できればもう少しみじの里といいますか、そういったキャッチフレーズが打てるような本数がある程度できる段階まで、植栽を続けさせていただければと考えております。

#### ○5番（山下 諭議員）

私が、もみじの植え方でおかしいなと思ったのは、キャンプ場の管理棟がでございます。管理棟の裏のほうですね、きれいな岩になっておりました。ところが、現在は、もみじが植えられまして、もみじで隠れております。この岩でも価値があるなというところでした。課長は知ってらっしゃると思うんですが、管理棟のすぐ裏でございます。やはり、植えても悪いとは申しませんが、私は手をつけるべきでないと思うんですけど、植えるなら植えるように、課長のほうで担当課のほうで指導していただきたい。見てもらえばわかるんですが、旧財部町時代には悠久の森は、森林振興のためにということじゃなくて、環境保全という環境ということですね。購入いたしております。ですから、条例も環境のところ載っております。現在は、森林のところ載っていますが、林業振興のために買うんじゃないということを誤解しないようにして管理していただきたいというふうに考えております。

それから、今悠久の森もできてきておるんですが、元は大川原の徳石建設事務所のところに下の駅前に事務所があったとき、現在は2号線のほうに移っておりますけど、あそこですね、自転車を20台おきまして、サイクリング用自転車を20台おきまして、関之尾のほうまでに走ってもらおうということにいたしております。

之尾のほうにたまれば、我々で車で運ぶということにいたしておりました。そのようなことで、非常にいいところをごぞいまして、そしてまた関之尾の堤橋のところに、関之尾になるんですが、そのところに大川原峡というところもありますよ、キャンプ場もありますよ、という夏場は札も立ててあったんですが、今は何もしていらっしやらないようでごぞいますから、そういう努力をして、やっぱし宣伝をすべきじゃないかなというふうに考えております。ひとつよろしく御検討をお願いいたします。

分譲住宅のことについてお伺いをいたします。

○議長（谷口義則）

ここで、昼食のため山下議員の一般質問を一時中止して休憩いたします。午後はおおむね1時再開いたします。

---

休憩 午前 11時52分

再開 午後 1時00分

---

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開き、山下議員の一般質問を続行いたします。

○5番（山下 諭議員）

大川原峡周辺のこと、だいぶ時間を使っておりますけども、あとは希望どおりと言うんですか、回答がありましたので簡単にいきますけど、清流の森のところについて、もう1件だけお伺いしておきます。

市長は、最初に市長に当選されたときに、市内幹線道路整備という構想で、国、県、市道あわせて75キロを指定されております。昨年、私ども建経はずっとこれを見て回りました。この中で、ここのキャンプ場の周辺が入っていないわけです。大川原に信号機がございますけど、信号機から来た道を通りまして、そのちょっと先から、十文字に入りまして、十文字から中谷財部線につながり、つながったのはこの環状線になっていますが、大川原のほうに回って、この大川原峡の三連轟の上なんかをずっと道路が回っているわけですから、これをつなぐということはできないのでしょうか。1点だけお伺いいたします。

○市長（池田 孝）

環状線のほうには、入っていなかったというふうに思っております。非常に自然の豊かな地域であります。ですから、環霧島会議、ジオパークのほうでも、あそこを観光的なものにしようという形で、この前も探検隊ということで歩いてずっと調査もされており、大川原峡から関之尾の滝まで歩いて調査もされておるところです。

そのようなことで、道路の拡幅とかそういうのはできるかできないか、ちょっとわかりませんが、とにかくあの自然のまま、今の現状のまま、危ないカーブ等をとっていくぐらいのことで、あったほうが自然の豊かさが創出できるんじゃないのかなというふうにも考えております。私個人ばっかしじゃなくして、これはジオパークのほうともよく相談しながら、進めてまいりたいというふうに思っております。

#### ○5番（山下 諭議員）

道路を拡張するというのではなくて、環状線に入れてもらいたいわけですけども、いろいろな条件があるようございまして、ぜひ検討していただきたいというふうに考えております。

次の住宅の件についてお伺いします。

まず、今回新しく分譲される場所、特に私は、市外からの購入者について40歳以下の方々をいれて、人口増、将来の人口増ということも考えるべきじゃないかということで、特典をとということでお願いしたいんですけど。

分譲の価格で考えるということでございましたので、ぜひ若い人がたくさん購入するように、配慮をお願いをいたしておきます。ここの分譲地が最初40戸の計画が20になり、最終的に今回の15戸になったわけでございます。いろいろなことがありまして、自治会から一人脱退されてる方もございます。末廣副市長がいろいろと苦勞されたと思うんですけども、この分譲地を設定する、このことについて何か今後のことで生かせる反省点はなかったかお伺いいたしておきます。

#### ○副市長（末廣光秋）

私のほうに質問でございますので、お答えさせていただきますが、やはりこの分譲計画をする段階で、地域の声は当然聞かなきゃならないなということの一つ反省をしたところでございます。

ただ、今回の地域につきましては、いろんな考え方がございまして、ある場所について推薦をされたりとか、いろんな場所を推薦されて最終的に私どもの方は、今の場所を設定したんですが、地域の方の中には、先ほど申し上げましたように、その特定の場所をあそこにつくればいいんじゃないかというような声もあったところでございます。それらを反省として、今後は生かしていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

#### ○5番（山下 諭議員）

このような大規模な分譲になりますと、どうしてもここまで入れてくれというのがあったと思うんです。そういう利害関係からいろいろあって、会議等したところの方々に対しての何て言うんですかね、うらやましいというような気持ちがあって、

いろいろあったということを知っています。

今後はぜひ、教訓を生かしていただきたいというふうに考えております。

それから公営住宅を前玉ということでおっしゃいました。これは、元の澱粉工場がございまして。ちょっと手前のほうだと、あの辺が前玉と言っておりますが、だろうと思いますが、これが前から、財部町時代から該当地ということで、いい場所ということで、候補地に挙がってたわけですけど、財部は入居したいという希望者が多いというのは、都城市に近い、県境のほうだったら、これはたくさん希望があるわけがございまして。現に5万円の家賃でも入ってる方がいらっしゃるわけがございまして。その辺等考えて、ぜひ建てられた場合には、100%希望があるように、お願いをいたしておきます。

それから、遊歩道の件でございましてけれども、今、右岸のほうは全然していないわけですけど、ただ鮫島病院がございまして。鮫島病院と、コメリがございまして、その間は耕地課の方で舗装がされておましてずっといっております。あとが、地権者との関係で、同意が得られなくて舗装ができていないというところもございまして。山手のほうは、地元というんですか、農地を持つての方々の努力でずっと生コン舗装されておられます。あと、20mぐらいでつながるんですよ。川の右岸の堤防じゃなくて、山手のほうずっとまわっておりますから、あと20mぐらい生コン舗装すればつながるわけがございまして。そこで、財部の耕地課に行きまして、そういうことを話したところ、生コン舗装であれば特に県の、土手でないわけですから、堤防でないわけですから、できるんじゃないんですかというようなことでもございまして。

ぜひ、休耕になってますから、なかなか地元の方々がするっちゃうのは、難しいんじゃないかと思うんですけど、そのような生コン等の要望があったら対応していただきたい。そうすると、全部つながって、畠中橋から宝来橋、県境まで、いわゆる温水センターがあるところですね、右岸も左岸も全部つながって、6 km以上の8 km近い遊歩道になると思うんですけど、大変気持ちのよい遊歩道になりますので、そういうような要望があったときにはお願いをいたしておきます。

運動場の施設について質問いたします。

サッカー場の件で、教育長は既設の施設で対応で、これでいいという、既設の施設というのは、どこをさして既設の施設という表現になったのでしょうか。

#### ○教育長（植村和信）

まず、練習等につきましては、各小学校の校庭で今、間に合っている。それから、大会等につきましては、それぞれ旧町ごとに運動場を持っておりますので、そういうところで今のところを開催等ができていくという状況で、そういう答弁をいたし

たところでございます。

以上です。

○5番（山下 諭議員）

私も、これを旧三箇町の運動公園を回っていました。きれいに管理されているのは、大隅町でございました。大隅町の競技場は、芝がきれいに刈ってありまして、即サッカー場ができるなと思いました。残念ながら、あそこを見てみますと、ゴール、網を張る左右のゴールポストはなかったですね。末吉は多目的ですし、財部も成人がするような長さの200mがやっとなとれているようなところがございますから、100mの直線がとれないところですから、あれだと思うんですが、大隅町は、400mの運動場でございますから、ちょっと工夫したら専用ではないけども、一番立派なところになるんじゃないかなというふうに考えました。ぜひ今もうサッカーブームでございまして、ゆうべもテレビで私も見とったんですが、サッカーブームでございまして、そのような方法も整備をしていただきたいと、特に大隅運動公園は、地元の方々が使うばかりじゃなくて、外からもきて使うというような考え方でですね。整備をしていただきたいというふうに考えております。

次に、栄楽公園の上の駐車場の舗装の件ですけれども、市長のほうでは、臨時に駐車するので、現状でいいじゃないかということでございました。市の幹部の方々は、駐車場として使ったことはないかもわかりませんが、私ども議員はいろんなところに行く場合は、向こうが駐車場になりまして、1日、あるいは1晩停めていくこともございます。

特に、雨等が降った場合は、児童公園わんぱく公園ですか、あの上のところは、水がたまってますよね。だから、臨時の駐車場であるから、舗装をしなくてもいいというじゃなくて、市民の皆様が使うんだから、簡易舗装をして、駐車線を引いたらまだ喜ばれるんじゃないかと思うんですけど、今のところ舗装する考えは全然ないわけでしょうか。

○市長（池田 孝）

普通の平日の場合は、駐車している車も台数も少ないですし、イベントを行ったときに、多く利用されているというのが実態じゃないかなというふうに思います。

ですので、今のところ砂利舗装で十分対応できるんじゃないかな。

また、なにか大きなイベントをするときは、白いテープを引っ張ってするような形で進めたりしていきたいというふうに考えております。

○5番（山下 諭議員）

私と認識が違うようでございますけれども、今、申しましたように、市長を含めて課長、皆様方は、ここには駐車されないから感じてらっしゃらないかもわかりま

せんけど、やはりそういう駐車場として利用をお願いしているわけですので、簡易の舗装をぜひ検討していただきたいということを申し上げておきます。

もう1点、いわゆるわんぱく公園の上に、ちょっと高土手になっているんですが、あそこのわんぱく公園の上の高土手のところと駐車場のところに、下のほうで子供が遊んでおりますので、ガードレール的なものを設置してくださいという要望はあっておったんじゃないかと思うんですが、この公園はどこが管理しているんですか。建設課ですか。もし建設課が管理しているのであればその要望はなかったのか。私はあったと聞いているんですけど。

**○建設課長（高岡亮蔵）**

栄楽公園につきましては、都市公園ということで建設課のほうで管理をいたしております。今、その子供、わんぱく広場の上のガードレールの件については、私は聞いてないところでございます。

**○5番（山下 諭議員）**

私が聞いたのは、どこの課ちゅうことじゃなかったんですけども、こういう要望をしているんだけどもなというようなことを利用される方からお聞きしたわけでございます。

ぜひ、前のほうに、前のわんぱく公園の上のほうに停まりますので、自然に下のほうで、ブレーキ等が外れて行くかもわかりませんが、そういう意味も含めて、ガードレール的な物がいいんじゃないかと思っておりますので、建設をしていただくようお願いをいたしておきます。検討をしていただけるでしょうか。

**○建設課長（高岡亮蔵）**

現場を確認して検討してまいります。

**○5番（山下 諭議員）**

検討して、必要でなかったということではなくて必要であったということですね。ぜひしてもらいたいと思います。

いろいろと御質問を申し上げましたけれども、特に、大川原峡の件につきましては、まだ皆様方のほうも十分な調査をなされていないようであります。

ぜひ、担当の課長、係の方は歩いてもらいたい、そしていろんな観光資源がございますので、生かしてもらいたいということを希望を申し上げておきます。

以上で終わります。

**○議長（谷口義則）**

ここで質問者交代のため、暫時休憩いたします。

---

休憩 午後 1時16分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第11、大川原主税議員の発言を許可します。

○10番（大川原主税議員）

議長の許しを得ましたので、次の2点について一般質問をいたします。

まず、国民年金についてであります。

公的年金制度は、老後や病気やけが等で障害が残ったときなど、人生の中で収入が得られにくい時期の生活を公的にバックアップする制度であります。

昭和34年4月、国民年金法の成立、昭和36年4月に国民年金法の全面施行、保険料徴収が開始されております。

平成14年4月からは、国民年金保険料の収納事務を国が一元的に実施しております。この間、安定した制度であるために見直しもされてきました。最近の急激な少子高齢化等の進展や厳しい経済状況を反映して、保険料の納付状況もよくないときいておりますが、まず1番目、曾於の給付実態はどうなっているのか、②番、納付の年代別、男女別の状況はどうなっているか。③免除申請の状況はどうなっているか。

次に、2番目として池田市政についてであります。

就任以来、「活力に満ち、心豊かでいつも夢と希望の持てる元気なまちにしたい」という信念で、地域の均衡ある発展に配慮しながら、2期目の重点施策として、農業分野では地域ブランドの推進、安全・安心の分野で医療、消防、新しい制度として定住自立圏構想法に基づき、広域緊急体制の確立、人口減の抑制、企業誘致条件の大幅見直しによる誘致の促進、住環境の整備、子供を育てやすい環境整備、教育分野の推進、行政改革を進め、健全財政の確立を図ることを目指し、施策を進めてこられ、現在も進行中ではありますが、2期目を振り返り、評価すべき点、謙虚に反省すべき点を伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○市長（池田 孝）

お答えを申し上げます。

まず、国民年金についてということですが、①の給付実態はどうなっているかということですが、国民年金の業務は主に、日本年金機構で行われています。市町村に、委任されている業務が加入や届けなどの窓口業務でありますので、わかる範囲で答弁させていただきます。

まず、曾於市の国民年金給付状況につきましては、平成23年度末現在で、受給者数が1万4,507人、年金受給額が98億9,803万1,100円であります。

内訳につきましては、老齢基礎年金の受給者数が1万3,006人で、年金受給額が86億422万7,800円、障害基礎年金の受給者数が1,397人、年金受給額が12億2,102万9,100円、遺族基礎年金の受給者数が104人、年金受給額が7,277万4,200円となっております。

②の納付の年代別、男女別の状況であります。先ほど申し上げましたが、事務を日本年金機構に移管していますので、実態は把握できないところであります。

年金納付の年代別は、曾於市で20歳代44.4%、30歳代60.8%、40歳代67.6%、50歳代74.8%となっております。

なお、男女別につきましては、資料がなく把握できておりません。

参考までに、平成23年度末現在の収納率は、曾於市で66.6%、鹿屋管内では63.1%、鹿児島県が57.2%、全国では、58.6%となっており、全国の収納率を8%上回っているところ です。

また、本市では、納付の必要性や無年金者の防止を図るために、年金相談・パンフレット・市報等を通じて年金制度を周知し、保険料納付の奨励に努めております。

③の免除申請の現状であります。平成23年度末現在で、第1号被保険者5,588人に対し、2,309人が申請しており、免除率は41.3%であります。

免除申請者の内訳としては、法定免除者606人、申請免除者1,338人、学生免除者365人となっております。

大きな2番目の私の市政について、2期目を振り返っての評価と反省であります。今ありましたように、市政の基本方針として、「活力に満ち、心豊かでいつも夢と希望の持てる元気な曾於市の創造」と定め、「豊かな自然の中で命の鼓動を感じるまち」を本市、まちづくりの将来像として、旧3町の均衡ある発展を推進するため、旧3町の融合と一体感の醸成に努めてきました。

その結果、新市名の曾於市及び市章が確実に定着し、市の個性も関係者の協力を得ながら、徐々に広がりを見せるようになってきたと思います。

2期目の具体的評価としては、1期目の施策を踏襲しながら、1番目に健全財政の確立をめざした市政運営、2番目に地域資源を生かしたまちづくり、3番目に夢と希望の持てる教育、文化のまちづくり、4番目に住んでみたい、住んでよかった安心なまちづくり、5番目に少子高齢化社会を支え合う思いやりのまちづくりを政策、実行計画の柱として取り組んでおります。

その中の各項目についても、ほぼ達成または進捗しておりまして、評価していただけるものではないかと思っております。



中でも特筆すべき評価事項としては、健全財政の確立の観点で、着実に合併時からすると、各主要財政指標が好転したこと。組織機構改革や定員適正化計画が円滑に推進していること、口蹄疫の猛威から本市の主力産業を守り抜いたこと。曾於市の特産品16品目のブランド化にこぎつけたこと。各施設の充実、中学校、救急施設、農産加工、保健福祉施設などであります。生産基盤の整備、道路、交通、通信など、各分野で評価していただけるものと思っております。

今、我が国は、全国的な人口減社会に突入しております。本市においても、合併以来、毎年人口減が続いている状況であります。そこで、定住促進対策をはじめ、少子化対策、企業誘致への努力など、各種の施策を講じてきておりますが、なかなか有効な人口減緩和に結びつかない現状を反省すべき点として捉えております。

以上です。

#### ○10番（大川原主税議員）

ただいま、1回目の答弁をいただいたところでありますけど、この国民年金の関係につきまして、まず①の曾於市内の給付実態ということでお尋ねをいたしましたけれども、それぞれ1人当たりの給付額というのが算出ができていれば御紹介いただきたいと思えます。

#### ○市民課長（切通 宏）

お答えいたします。

まず、老齢基礎年金でございますが、基本的には78万8,900円でございます。これにつきましては、早期に受け取る方、それと高額で受け取りたいということで、延長して受け取る方もいらっしゃいますので、単純に1人当たりいくらという金額は出てこないところであります。

それと、旧法による老齢基礎年金、5年の方と、年金の方がいらっしゃいますが、その方が40万7,900円でございます。それから、障害1級ということで、この方が98万6,100円、それから障害2級ということで、78万8,500円であります。

それと、遺族年金でございますが、内訳等はちょっと明確に把握しておりませんが、妻に支給される額ということで、例えば子供が1人いる場合には、基本額プラス加算額ということで、基本額につきましては、78万6,500円、子供さんが1人いらっしゃれば、22万6,300円が加算されるということで、もしお子さんが2人いらっしゃる場合は、加算額も倍になるという状況です。

それから、お父さん、お母さんいらっしゃらない子供が一人の場合には78万6,500円、子供が2人の場合は基本額である78万6,500円に加算額、22万6,300円、3人いらっしゃる場合は、加算額が30万1,700円というぐあいになっているようでございます。

以上です。

**○10番（大川原主税議員）**

②の納付の年代別、男女別の状況はということをございましたけど、なかなか男女別ということは難しいようでありますけれども、20代から50代までのそれぞれを答弁いただきましたし、また、それぞれの社会保険事務所単位でしょうか、曾於市、鹿屋市、鹿児島市、そして全国的な形での比較の中でも、8%ほど曾於市のほうが高いということをございますし、大変、喜ばしいことかなというふうに思っております。当初、ここあたりも相当数字が低いのかなということを思っていましたけれども、ただこう見てみますと、20代、若い世代ほど納付率がちょっと低いということをございますけれども、このことについて、市民課長なりなんか見解があればお答えいただきたいと思えます。

**○市民課長（切通 宏）**

お答えいたします。

全国的なレベルでも言えると思うんですが、まず経済の低迷、就業形態の多様化ということ、それから第1号被保険者の増加、また保険料負担能力の低下も言えると思えます。

それと、納付率の高い高齢者の割合が低下したということもあると思えます。それと、以前ございましたが、社会保険庁の年金記録の不備による年金制度の信頼の低下ということなどがあげられると思えます。

以上です。

**○10番（大川原主税議員）**

今、課長のほうから国における、そうした情報発信といえますか、この年金に対する取り組みの関係でいろいろ不手際もあったりして、年金加入者の不信を抱いているということも現実をございます。

そしてまた、最近では最低保障年金7万円ということ、税金で負担ができないかというようなこと等も話が出ましたけれども、なかなかそういうぐあいにはなっていないかということもありますし、特に若い世代ほどそういう不信感が増幅したのかなという思いもいたしております。

そこであれですけれども、③の免除申請の状況はどうなっていますかということ、今お尋ねをいたしまして、いろいろそれぞれの申請があがっておりますけれども、過去5年間の、この関係の動向というのはどういうふうに推移しているかちょっとお答えをいただきたいと思えます。

**○市民課長（切通 宏）**

お答えいたします。

5年前ですので平成19年の数値から申し上げます。免除者数が2,331名、37.1%になります。平成20年度が免除者数が2,370名、38.8%、平成21年度の免除者数が、2,280名、37.9%です。平成22年度は、免除者数が2,172名、37.0という結果が出ております。

以上です。

#### ○10番（大川原主税議員）

免除申請の動向については、先ほど41.3%が23年度末ということでございましたので、ここにきて若干ふえているということでありますけど、これについても先ほどの課長の述べられた理由等が背景にあるという解釈でよろしいですか。

「かけて安心国民年金」という看板が道路沿いに立っていたのを覚えておりますけれども、最近、お年寄りと話をする中で、年金があってよかったということをつくづく話をされるんですけども、そういう意味では将来に向けて、そういう備えをしていくということは当然、大事なことかなというふうに思いますし、以前は、世代間の相互扶助ということで、お互いに支え合おうというようなことの話もあったんですけど、最近では少子化がどんどん進んでいったり、生産人口がどんどん減っていく形の中で、3人で支えていたのが、最終的には1人で支えないといけないというような、そういったこと等の不安な因子等もあり、また見直し等の中でも矛盾点もあったりして、なかなか加入者の信頼と言いますか、かち得ない部分もあるんですけども、先ほどからこの話をいただく中で、当然、市としても業務の内容というのは、もう加入なりあるいは届け出ですか、そうしたことを中心とした範囲に限られているという状況なんですけれども、啓蒙啓発ということを考えれば、どういう手段、どういう方法があるのか、ちょっと課長の内容をお持ちでしたらお答えをお願いしたいと思います。

#### ○市民課長（切通 宏）

このことにつきましては、国といたしましても、未納者の属性に応じた収納対策の徹底強化等を図っております。

また、年金事務所といたしましても、未納者対策として、市の所得情報の提供を受けながら、免除申請の勧奨及び受託事業者との連携によりまして、文書、電話等で納付督促を行っております。

曾於市といたしましても、さまざまな事情で保険料納付が困難である方に対しましては、免除申請制度の説明等行いながら、申請を勧奨し、また納付書で直接納められる方につきましても、口座振替等の利用促進等を図り収納率向上に努めてまいりたいというふうに思っております。

そして、管轄の年金事務所と連絡を取りながら、年金受給資格が得られるように、

無年金者の防止に努めてまいりたいという方向であります。

以上です。

#### ○10番（大川原主税議員）

ひとつ、その方向でよろしくお願いをしたいと思います。

次に、池田市政についてであります。昨日も同僚議員のほうから、来年の7月の市長選挙についてそれぞれやりとりがあったわけですがけれども、聞いていまして、なかなか明解な答えにもなっていてなくて、できれば昨日以上の表明ができるのであれば、決意表明たるをしっかりとさせていただきたいし、改めてあわせて、パークゴルフ、そしてまたフラワーパークの整備事業の目的についても、改めて伺いたいというふうに思います。

#### ○市長（池田 孝）

私の市政につきましては、先ほど評価していただくべきもの、また自分で判断しての評価ですから、それぞれ個人によって違おうかというふうに思っております。

フラワーパークとパークゴルフ場の整備計画の目的ですが、縷縷、今まで申し上げてきたとおりであります。大変少子高齢化も進んでおります。

また、人口も減退してきておりますし、また農家の高齢化や後継者不足、そうしたこと、そしてまた雇用の場の創出、また市民の健康づくりの場ということ、そしてまたいろいろ市民の心の癒しの場所、そしてやはり市外からの観光客の誘致、そしてまた、特産品のPR、販売の場所、いろいろな目的を持っておるというふうに思っているところです。ですから、経済的な効果いろいろあろうかというふうに思っております。

そのようなものにつくり、完成をさせていきたいというふうに思っているところです。そのようなことであります。ぜひ、私、きのうも申し上げましたが、計画したときに、3年前の選挙のときに、これは25年度ぐらいまでには、完成ができるんじゃないかというふうに考えておりましたけれども、もろもろの条件のもとで大変遅れております。ですから、これをしっかりと完成させるやっぱり責務をとというのがあるんじゃないかなというふうに思っております。

そのようなことで、意欲はあるということをきのう申し上げました。意見を聞かなければならない方々もまだ残っておりました。きのう、ゆうべからけさにかけて、いろいろと電話等でもお話を聞いたところではありますが、けさの朝刊に早々と大きく出ておりました。また、電話もそのようなことでいくつかきたところですがけれども、ちゃんとした意思表示がなかったんじゃないのか、この記事を見るということでありましたので、本日はしっかりと出馬するという表明をさせていただきたいと、この場を借りて表明させていただきたいというふうに思っております。そうするこ

とが、市民の方々に対するいろいろな批判とか講評とかしていただけるんじゃないかなというふうに思っているところです。これまでの事業を進めながら、そしてまた、市民の方々が、私を支持いただけるならば、引き続き市長という立場で、かじ取り役をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○10番（大川原主税議員）

御健闘をお祈り申し上げて終わりいたします。

○議長（谷口義則）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日13日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

---

散会 午後 1時42分

平成24年第3回曾於市議會定例会

平成24年9月13日

(第5日目)

## 平成24年第3回曾於市議会定例会会議録（第5号）

平成24年9月13日（木曜日）  
午前10時開議  
場所：曾於市議会議場

### 1. 議事日程

（第5号）

第1 議案第49号 曾於市末吉老人福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

第2 議案第50号 財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）

（以下4件一括議題）

第3 議案第44号 曾於市暴力団排除条例の制定について

第4 議案第46号 曾於市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について

第5 議案第47号 曾於市工業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について

第6 議案第48号 曾於市定住促進住宅用地分譲条例の一部を改正する条例の制定について

第7 議案第45号 曾於市そお生きいき健康センターの設置及び管理に関する条例の制定について

第8 議案第52号 平成24年度曾於市一般会計予算の補正について（第2号）

（以下4件一括議題）

第9 議案第53号 平成24年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正について（第2号）

第10 議案第54号 平成24年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算の補正について（第2号）

第11 議案第55号 平成24年度曾於市公共下水道事業特別会計予算の補正について（第2号）

第12 議案第56号 平成24年度曾於市水道事業会計予算の補正について（第2号）

（以下2件一括議題）

第13 報告第5号 平成23年度曾於市健全化判断比率の報告について

第14 報告第6号 平成23年度曾於市公共下水道事業特別会計及び平成23年度曾於市生活排水処理事業特別会計資金不足比率の報告について

(以下6件一括議題)

- 第15 認定案第2号 平成23年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について  
第16 認定案第3号 平成23年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
第17 認定案第4号 平成23年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
第18 認定案第5号 平成23年度曾於市介護保険特別特別会計歳入歳出決算の認定について  
第19 認定案第6号 平成23年度曾於市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
第20 認定案第7号 平成23年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

2. 出席議員は次のとおりである。(21名)

1番	今 鶴 治 信	2番	九 日 克 典	3番	八 木 秋 博
4番	土 屋 健 一	5番	山 下 諭	6番	原 田 賢一郎
7番	山 田 義 盛	8番	大川内 富 男	9番	西 川 熊 則
10番	大川原 主 税	11番	吉 村 幸 治	12番	( 欠 員 )
13番	渡 辺 利 治	14番	海 野 隆 平	15番	久 長 登良男
16番	五位塚 剛	17番	漆 間 純 明	18番	大 津 亮 二
19番	迫 杉 雄	20番	坂 口 幸 夫	21番	徳 峰 一 成
22番	谷 口 義 則				

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 栄 徳 栄一郎 次長 小 濱 昭 二 係長 田 平 五月男  
参事補 山 口 弘 二 参事補 宇 都 正 浩

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (24名)

市 長	池 田 孝	教 育 長	植 村 和 信
副 市 長	中 山 喜 夫	教育委員会総務課長	安 田 徒 務
副 市 長	末 廣 光 秋	学 校 教 育 課 長	森 山 勇
総 務 課 長	大 窪 章 義	社 会 教 育 課 長	中 峯 健 一 郎
大隅支所長兼地域振興課長	小 濱 義 洋	市 民 課 長	切 通 宏
財部支所長兼地域振興課長	川 崎 幸 男	福祉事務所長兼福祉課長	今 村 浩 次
企 画 課 長	岩 元 祐 昭	保 健 課 長	大 休 寺 拓 夫



財 政 課 長	池之上 幸 夫	經 濟 課 長	富 岡 浩 一
税 務 課 長	山 口 十 蔵	耕 地 課 長	吉 田 誠 得
会計管理者・会計課長	精 松 実 隆	畜 産 課 長	神宮司 寛
監査委員事務局長	真 方 清 治	建 設 課 長	高 岡 亮 蔵
農業委員会事務局長	堀之藪 訓	水 道 課 長	福 岡 隆 一

開議 午前10時00分

---

○議長（谷口義則）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

---

日程第1 議案第49号 曾於市末吉老人福祉センターの設置及び管理に関する条例を  
廃止する条例の制定について

○議長（谷口義則）

日程第1、議案第49号、曾於市末吉老人福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第49号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、議案第49号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第49号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第49号、曾於市末吉老人福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

## 日程第2 議案第50号 財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）

### ○議長（谷口義則）

次に、日程第2、議案第50号、財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告がありましたので、順次発言を許可します。まず、徳峰一成議員の発言を許可します。

### ○21番（徳峰一成議員）

議案50号について数項目質問をいたします。

先日の議案提案の中で、6業者によりまして8月27日開札ということでしたが、まず質問の第1点であります。この議案に対する予算額は幾らであったのか。これが第1点であります。

第2点目であります。入札の経過については、この添付資料の中で説明が記載がされております。6業者のです。質問であります。この6業者の本社はどこにあるのか。イズミ商事から6番目の株式会社ヨシキまで、どこにあるのかをお聞きをいたします。

それから、質問の第3点目であります。この車両の導入後のいわゆるアフターケアといいますか、これについては契約書の中でも記載がされておりますが、この要点、中心点について説明をしてください。中心点、項目だけでよろしいのです。

最後に、この種の消防自動車は、現在曾於市に何台あり、そう数は多くないと思っておりますので、それぞれ何年購入で何年たっているか、お聞きをいたします。

関連いたしまして、市のこうした消防自動車に対するいわゆる老朽化に伴う更新です。更新についての基本的な考え方あるいは方針について説明してください。例えば、一定のやはり方針があると思うんです。購入後、何年たったらとか、あるいはそれに走行距離まで加えているのかどうかわかりませんが、そうした基本的な更新についての考え方を聞かせてください。

なぜそうした質問をするかといいますと、当初予算ではなくて補正予算の段階で提案されているからでございます。しっかりした、はっきりした更新に対する考え方がなければならぬし、あると思っておりますので説明をしてください。

以上です。

### ○総務課長（大窪章義）

議案第50号についてお答えを申し上げます。

予算額は3,450万円でございます。6業者の本社につきましては、しばらくお待ちいただきたいと思っております。

アフターケアでございますが、一応1年間瑕疵が契約についております。これ以後については6カ月点検、1年点検、それから車検等を置きまして、整備は整えていっているところでございます。

それから、この種の車はいつ買って、何年ぐらいたっているかということでございますが。

(「それぞれの車のことです。どこなのか」と言う者あり)

#### ○総務課長(大窪章義)

失礼いたしました。これはタンク車と呼ばれる種類の車で、水を積んで車の動力で給送水する車でございます。曾於市に4台ございます。末吉に1台、大隅に1台、財部に2台ございます。

末吉の現在お願い申し上げます更新する車につきましては、平成元年12月に購入いたしております。それから、大隅のタンク車でございますが、平成9年3月に購入いたしております。それから、財部のタンク車でございますが、平成3年12月に1台と平成18年2月に1台購入いたしております。

更新の考え方でございますが、消防車は距離数は余り伸びておりません。現場に行くか、訓練、点検等に使うものですから。したがって、購入年月日、おおよそ10年を超えたものから古い順に、今更新を合併後しているというのが現状でございます。今回の車は二十二、三年たっているものでございますので、お願いしたものでございます。

以上です。

#### ○財政課長(池之上幸夫)

本社の所在地ということでお尋ねでございますが、今回落札されました金田消防防災は御存じと思いますが、曾於市の財部町でございますが、それ以外の5社につきましては、全て鹿児島市のほうでございます。

以上でございます。

#### ○21番(徳峰一成議員)

2回目の質問であります。おおよそ10年をめぐりとしての更新ということになります。質問の第1点であります。であります。財部の1台は平成3年ですよ。同じくもう20年、老朽化しております。いわば更新の考え方の2倍です。ですから、一、二年延びたのはもうやむを得ないとして、当然この計画に入れて、同時に、これは当初予算の中で提案しなけりゃいけないんです。ですから、質問の第1点であ

りますが、計画性がないんじゃないかと思われるんです。課長、10年が大体めどでしょう。

(「当初で入っている」と言う者あり)

○21番(徳峰一成議員)

当初で入っているわけ。今のはですね。いいや、平成3年のこれもですよ、財部の。

(「補正じゃないです」と言う者あり)

○21番(徳峰一成議員)

課長に質問であります。この財部の平成3年のは、なぜ同時に予算化しなかったのかです。当然すべきです。これが質問の第1点であります。

それから、質問の第2点目でありますけれども、この入札の経過を見ますと、添付資料の中の、この金田消防防災の場合は地元の曾於市内でありますけど、これは極端に入札価格が少ないといえますか、残りは2,800万か2,900万ということで、もう開きがもう全然違います。で、全部鹿児島のように本社があるということです。誰が考えても、これは金田消防を除いて、談合して臨んだとしか疑いの余地がないと思うんです。これはもう常識的に判断して。ですから、幸い、金田消防防災が安い価格で落としたからよかったものを。

これは、ほかの入札に生かさなけりゃいけないと思うんです。つまり、この市外の業者だけで入札参加させる場合に、こういったことがないかどうかを含めて。だから、これは今後の教訓にしなければいけないと思います。教訓、反省点です。これは誰が見ても、どう考えても、これは談合としか疑いの余地がない入札価格でありますので。そのあたりは全く、その後、論議、検討はされていないのか。これは、ほかの業種、ほかの課の入札を含めて、やはり典型的な私は教訓材料だと思うんですが。この事実について、これは課長じゃなくて副市長でもいいですので、末廣副市長、答えていただきたいと思っております。

○総務課長(大窪章義)

10年から20年あたりと申しましたが、また古いのが……

(「10年って言ってないの、20年って言ったの」と言う者あり)

○総務課長(大窪章義)

10年から20年。

(「先ほど10年って言った」と言う者あり)

○総務課長(大窪章義)

申しわけございません。先ほどの答弁を撤回させていただきたいと思っております。

10年から20年の間の古い順から、合併後、計画的に切りかえをしているというこ

とでございます。したがいまして、まだ20年たっているものがありまして、計画の中では、平成25年の中で財部の中央分団は計画しているところでございます。以後、古いものについても順次、その年を追って切りかえていくと。価格が高いもんですから予算との関係もありまして、計画をつくって切りかえをしているところです。

以上です。

#### ○副市長（中山喜夫）

物品の場合は、私のほうで担当しておりますので、この結果について申し上げたいと思いますけど、これは感想でございますが、やっぱり県内の消防自動車の登録業者の中から県下自治体において消防自動車の納入実績のある当該6社を推薦ということで、推薦指名委員会に出しました結果、それで競争して、その競争性を高めるようにしたほうがいいのじゃないかということで、全会一致で決めた結果で、こういう結果が出たところで、1,000万以上の差が出たということございまして、率といたしまして65%程度の落札率でございますが、額が余り大きかったもんですから、我々の入札をした者と私といろいろと協議したわけでありましてけれども。

やっぱり金田さんは、この地区に対して志布志で1社しかまだ実績を持っておられない方で、ぜひ実績をつくりたいために大変な努力をさせていただいたのではないかなという考え方に立って反省をしたところございまして、今後、こういうこともあり得るんだということを十分みんなで反省したところございまして、特別な理由があったのじゃないかと、これは入札の結果、このとおりであったというふうに反省しているところでございます。

#### ○21番（徳峰一成議員）

更新の時期が10年から20年というのはどう考えても大ざっぱじゃないですか。十数年とかいうんだったらともかく、普通の民間あるいは個人的に、そうした10年から20年の間という大ざっぱな考え方はないと思います。一つの定められた業種の自動車でありますので。ほかに走行距離等が加味されているのかといたら、ないということありますので、基本的には、購入後、導入後、何年たったかが基本的な更新の、いわゆる使用期間だけが更新の考え方であるわけでしょう、1回目聞いたら。それだったら、もっと吟味する必要があります。経験値、過去どうであったろうか経験値を含めて。で、お聞きしますが、これはもう再考すべきです。それが第1点。

それから、ほかの消防関係はどうなんですか。翻ってほかの車両は。こんな大ざっぱな形で大切な市民の財産がやっぱり更新されては困ると思うんです。再度、考えた上で答えてください。

さらに2点目、副市長の答弁も、私は分析力が率直に言って弱いと思います。地

元の業者から安く導入されたのは大いに結構であるとして、ほかの残りの業者が、全部鹿児島に業者があると。そして、押しなべて1,000万の違もないって。2,800万、2,900万って。これはもう誰が考えても談合としか疑う余地がないと思うんです。

この業種に限らず、菓等を含めて全ての業種です。鹿児島にいわば大きな本社があつて、そして鹿児島県内外の市町村のさまざまな物品等を含めて入札参加する業者は、全部とは言いませんけれども、談合というのか、話し合いがされてる。横の連絡がとれてる。これは常識でしょう、業界の。常識だと思わなけりゃいけないです、昔から。ですから、こうした数字の結果になると言えると思うんです。

地元の金田さんが参入しなかったら、もう高いところで落札してるんです。だから、これは分析して、今後どうするかって。別に鹿児島の業者じゃなくていいんです。都城、宮崎の業者であっても。そういうところは1円も町民にとってメリットはないわけだから。ですから、こうしたやり方でやったらもつてのほかであるから、次回は外して、外さないんだったら、都城を含めてほかのところからも参入すべきです。これは一例として、ほかの業種を含めて、民間、個人だったら絶対こんなことは理解は得られんです。もう失礼な話だから。それだけに、もっと市民の立場に立った厳格な自己分析を発揮した答弁をしていただきたいと思います。

以上です。

#### ○総務課長（大窪章義）

更新の考え方でございますが、合併したときに、車両がそれぞれ全部で指揮車まで合わせまして55台近くございました。現在55台ですけど。それが更新時期が年数で換算いたしますと、同じ時期に、どっとかえなければいけない時期というのもございます。したがって、合併したときに、古い順からということで今更新をしております。これが落ちつきますのが、まだ先のことでございまして、その時期になりましても、やはり更新時期というのはある一定の基準を持つのも必要なんでしょうけど、財政との絡みで10年ぐらいの幅を持たせていただいて、その中で古い順から更新していくというようなやり方をしないと財政圧迫ということで考えております。

メンテがしっかりしており、消防団の方々が毎月点検をしているわけですので、できるだけ大切に長く使っていただくように頑張っていらっしゃいますので、そういうのを期待しながら更新時期を考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

#### ○副市長（中山喜夫）

今、御指摘のあったことにつきましては、再度、消防という、消防車という特殊

性を持った業者が、今まで入札に参加というふうなことで対象になってきておった  
もんですから、いろいろと縄張りも強くて、各県下のどこを入れても同じようなシ  
フトで来られるもんだから、こういう結果になって。今までもこういうことがたく  
さんあったと思いますけども、もう少し、今言われたように、都城あたりがどうか  
ということも検討してみたいと考えております。

○議長（谷口義則）

次に、五位塚剛議員の発言を許可します。

○16番（五位塚剛議員）

徳峰議員が、私の質問したいことも質問がされましたので、少し角度を変えて質  
問したいと思います。

まず、今回の入札については、結果として地元の金田消防さんが落札したという  
ことを大変私はうれしく思っております。また、指名入れたということについても  
評価したいと思います。それを前提として質問いたしますが、今回の入札のあり方  
は、予定価格は事前公表であったのか、これが第1点。

次に、予定価格と落札の金額が結果的には、今言われたように1,000万近い、超  
える差があるということは、これはどう見ても、今言われたように、当局は反省し  
なきゃならないと思うんです。予算の見積もりの仕方というのが非常に甘いと思っ  
ておりますけど、甘くはないと思ってますか、甘いと思ってますか。ちょっとその  
答弁を求めたいと思います。

それと、これが議会を議決した後、発注をして、実際当局が望む車として納入さ  
れるのはいつごろになるのか。まず、この3点をお答えください。

○財政課長（池之上幸夫）

まず、予定価格が事前だったかどうかということですが、これは事前ではござい  
ません。

（「はっ」と言う者あり）

○財政課長（池之上幸夫）

事前ではございません。

（「事前じゃない」と言う者あり）

○財政課長（池之上幸夫）

はい。

それから、落札に差があるということで、これによりまして見積もりが甘かった  
かということだと思っておりますが、なかなか難しい見積もりであります。私のほう  
から甘かった、甘くなかったというのはちょっと言えないと思います。最善を尽くし  
たというふうに考えております。



それから、発注した後の納入月日ということですか。3月の29日までに納入ということになっております。

以上でございます。

#### ○16番（五位塚剛議員）

事前公表ではなくて、予算については当初の予算で3,450万という予算が通っておりますから、当然これに対して当局が予定価格を準備して入札に入った結果だと思います。現状として、金田さんが、当局が3,300万予算を見てたのに、2,000万ちょっとで落とす。ここに1,000万の開きがあるというのは、私は、これは工事ではないから、品物を改造して、車の本体があって、それにポンプのいろんな設備を含めてするということとはわかります。それを含めても、これは2,000万でも金田さんは利益があるんです。金田さんが2,000万でとって赤字をすることは絶対ないと思うんです。この入札で赤字を出すということは。ということは、当局の積算の仕方は、単純に1,000万の予算を、市民の税金を、今まではやはり無駄に使ってた。そういう意味では反省すべきだと思うんです。積算の仕方が間違ってると思うんです。財政課長は積算の仕方は間違っていないと言われました。これ間違ってます。工事じゃないんだから。車会社に、こういうことを当局が出された設計に基づいてこれをお願いしますと。全ての機材を入れてお願いするといっても、これで納入ができて一定の利益はあるわけですから。説明してください、池田市長。あなたたちの担当課を含めて、やっぱり積算の仕方が非常に甘いと思うんです。そうは思いませんか。池田市長、ちょっと答えてください。

それと、今後の問題として、やはり今までの入札を見て、非常に私も入札の仕方がおかしいと思っております。やっぱり後は、市民の税金を使う入札として、もっと公平な安価でできるような、それで入札者をふやすということを努力すべきだと思います。努力するか、その答えを求めたいと思います。

#### ○市長（池田 孝）

消防のタンク車ということで扱う業者も少ないわけでありまして。また、ほかの消防車、これまでも何回も不落になったこともあります。2回やってもまた不落ということで、やり直した経緯もあるところです。

ですから、この業者が少ない中で、非常に予算の見積もりも、また職員も、その車自体をここが幾らかかるということはなかなか算定しにくいと思います。ですから、見積もりをとって行っているというのが実態であります。

先ほど副市長からもありましたように、都城市や宮崎、前、宮崎からも入れよう、不落になったときに入れるということでやったんですが、入札していただけませんでした。そのような経過もこれまでにあったところです。だけど、今後も、おっし

やるように、これは少しでも安くなるように努力はしなければなりませんので、その努力はしてまいりたいと思います。

#### ○16番（五位塚剛議員）

これは入札のあり方で問題提起をしたいと思います。車をこういう形で入札をしたときには、基本的にはその車に対する設計があつて、仕様書があつて、こういうのを納めてくださいということで入札をしたわけですから、それに対して金田さんは、これでもできますということをしたわけですから、そうでないと、当然、金田さんが本体をどれだけ入れて、改造費が幾らだったということは、これは当然聞けばわかることです。

だから、そういう意味で、建設課長、今、市のいろんな発注している事業があります。その事業が下請に出して、また場合によってはその下の孫請へ行って工事をします。しかし、残念ながら、受注したところは、受注したところは頭から一定分の自分の利益をとって、ずっと下請に流してまゐりますが、そういう意味での最後の原価計算がどうだったかというのは、建設課を含めて、今後は追及をする必要があるんです。ほかの市町村は、そういうふうに原価計算を含めて確認をしているんです。要するに、この品物は幾らで仕入れたのかということのをちゃんと出すようにしているんです。そういう意味で、今回のこの問題、消防のこの車が金田さんがどここのところから幾らで買ったかというのは、これはいいんです、聞いて。聞く必要があると思うんです。

そういう意味で、今後の入札のあり方について、当局はもっと努力し、勉強する必要があると思うんですけど、そういうふうに今後されますか、確認を求めたいと思います。それだけです。

#### ○市長（池田 孝）

金田さんのほうに、どこから仕入れて幾らでやったのかと聞くことはできますが、公開できるかできないかは、これは疑問だというふうに思います。

今、この車は、業者は市内に1社しかないということで、1社で鹿児島市内になったところですが。ほかの一般の車を買う場合は入札制度で行うんですが、市外を入れると、ほとんど市外の方が落札をされます。市内の業者は、なぜ市外の方を入れるのかと、我々地元を利用してほしいということを必ず言われるわけでありまして。ですから、経済効果、いろんなものを考えて市内の業者を優先してやっておるのが事実であります。ですので、やっぱりいろいろな状況を見ながら判断していかないと、一概に市外の業者を遠くからでも多く入れようとか、非常に難しい状況であります。

先ほども言いましたように、以前、消防車を不落にあったときに、福岡あたりか

らもできるんじゃないのかということですのでそうしたけれども、向こうからは入札はこっちに来てできないということでありました。ですので、非常にこの専門的な業種の中で、非常にそうした厳しさを感じております。

ただ、簡単に我々もそのような形をしておるんじゃないわけで、一つのやはり見積もりをとってやっておるということでありました。今回、おっしゃったように金田さんが、どのようなルートをとって幾らで仕入れて幾らになったのか、利益が幾らになったのか、そこはお伺いしてもいいと思っております。

○議長（谷口義則）

以上で通告による質疑は終わりました。ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第50号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、議案第50号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

○21番（徳峰一成議員）

繰り返しますけど、議案には賛成であります。今後に生かすべき教訓という、いっぱい詰まっていると思います。誤解のないように。今回、幸い地元の業者が落札しましたので安堵して、ほっとしているわけでありますけど。私たちは、あるいは共産党議員団は、何が何でも安くしなけりゃいけないということは全く考えてなくて、地元の業者だったら、やはり一定のもうけというのはこれは当然必要であります。今回の分は全く入札の経過から見て成果が違うんです。ですから、厳しく申し上げているわけです。地元の業者同士の競争については、一定の利益というのは当然保障すべき入札のあり方は、今後とも研究すべきだと思っております。賛成であります。

○議長（谷口義則）

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第50号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第50号、財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）については、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第44号 曾於市暴力団排除条例の制定について

日程第4 議案第46号 曾於市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第47号 曾於市工業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第48号 曾於市定住促進住宅用地分譲条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口義則）

次に、日程第3、議案第44号、曾於市暴力団排除条例の制定についてから、日程第6、議案第48号、曾於市定住促進住宅用地分譲条例の一部を改正する条例の制定についてまでの、以上4件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、徳峰一成議員の発言を許可します。

○21番（徳峰一成議員）

質問項目が多いですので、答弁漏れのないようにお願いいたします。

まずは、議案の44号についての質問であります。

質問の第1点は、これは、ほかの市町村でも同種の条例が提案されているようですが、まず質問の第1点、これは、どの団体から曾於市に対しても条例制定の依頼があったのか、いつあったのかを含めて説明をしてください。

それから、第2点目、この条例の中身について、二、三質問をいたします。まず、

第2条の中の暴力団については法の第2条第2号に規定しているとありますが、長い文章じゃないと思うから、そこを一応読んでいただいて説明をしてください。暴力団の定義です。

それから、3番目の質問も同じく暴力団員の定義です。というのは、明確に私たち市民から見て暴力団あるいは団員ってわかる人もいるだろうし、判断できる人もいるだろうし、なかなか見定めが難しい場合もあると思うんです。その場合、見定めが難しい場合、場合によっては相手方から見たら人権侵害にもなり得るんです。ですから、そのあたりは明確に、行政でありますから間違いのないというか、判断ができ得る内容のやはり定めがなけりゃならないし、法律があると思いますので、答えていただきたいと思います。

次に、第4点目、当然この条例の目的は、暴力団員が、市の施設とか、あるいは祭り等から排除するというか、あるいは施設を貸さないということが当然大きな目的の一つであります、内容から見まして。そうした場合に、まず質問でありますけれども、どういった形で具体的には市としては排除する考えであるのか。この条例を見る限り、わかる部分もあるし、なかなかこれだけではどうかなという内容も、文言もあるからでございます。

なかなか見定めが難しいという点もありますので、例えば一例で言いますと、いろいろありますけれども、一例を言いますと、例えば露店、祭りがあって、そして露店を出店したいといった場合に、その段階で、申し込みの段階でチェックできるようないわば考え方を持っているのかどうか。そのあたりはどうであるか、議論されているのかどうか。その点についてお答え願いたいと考えております。ほかにもありますけれども、1回目の質問はこの辺にとどめます。

次に、議案の46号について質問をいたします。この条例は、これまでの今ある条例に、新たに情報通信技術利用事業の項目を追加する内容であります。質問でありますけれども、これまでは第2条にありましたソフトウェアというのがあったのが、これを削除するってあります。質問の第1点であります、この条例に盛り込まれてあります現在のソフトウェア業、ソフトウェア業の定義を説明してください。市が考えている定義です。もちろん明確な定義があるはずであります。

第2点目は、このソフトウェアを削ったということは、削って、今度は情報通信技術利用事業を挿入であります。質問の第2点目は、同じ質問、情報通信技術利用事業の定義についても説明をしてください。今後は、この追加される情報通信技術利用事業が、全ての曾於市のいわば追加された項目の中には入ってきます。ですから、この定義について説明をしてください。

次の質問、当然この質問は、ほかのもう一つの条例と関連いたしますが、この適

用を受けることによって、固定資産のいわば減免規定が受けられるということでもあります。でありますので、それに関連いたしまして、新たに追加することによって、今ある曾於市の企業の中で、この適用を受ける可能性がある法人が幾つあるのか、もう既に現在。それも答えていただきたいと考えております。以上です。

次に、関連いたしまして、47号の質問に入ります。47号については、細かくは2回目の質問でいたしますけれども、この46号と47号は表裏の関係にありますけど、47号の条例の特徴について説明をしてください。この条例の特徴について説明をしてください。

次に、48号はよろしいです。

以上です。

#### ○総務課長（大窪章義）

議案第44号につきまして、条例の内容につきましてお答えを申し上げます。

どこから、いつ、こういうものがどの組織からあったのかということでございますが。本年5月7日付の文書におきまして、曾於警察署長より依頼があったものでございまして、その内容を見ますと、暴力団は、鹿児島県におきましては昔ながらの恐喝事件や薬物犯罪等を敢行する一方、企業活動や社会運動等を標榜して資金活動源を多様化、不透明化させて社会経済に介入するなど、県全体におきましては大きな脅威となっているということが載っております。また、県は、平成22年度に鹿児島県暴力団排除活動の推進に関する条例を施行しております。しかしながら、暴力団活動はいまだ根絶できず、市町村単位での対策をさらに徹底することが肝要であることを述べられているところでございます。曾於市におきましても、全国や県の動きに同調しまして、今回提案を申し上げたところでございます。鹿児島県下で条例制定を目指すというものでございます。

それから、第2条の暴力団の定義でございますが、暴力団の定義は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の第2条第1項第2号に掲げてございます。その内容は、その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む）が集団的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体としてございます。

それから、団員の定義でございますが、団員につきましては、今言いました暴力団の構成員をいうとされておりますので、暴力団の一つの組織の中に入っていないといけないということとなっているようでございます。ちなみに、国におきましては指定暴力団ということで、県下21団体ですか、その団体を指定しているようでございます。

それから、4番目に排除の目的、具体的にはということでございますが。法律、

条例等におきましては、それぞれの施設、それぞれそういう方がかかわり合いのある施設におきましては、その施設の中にそういう条項等を入れていただくこと。また、施設を貸したり、興業等に参入される方が、その方がどうであるかは、先ほど議員も申されましたように、わからないわけですけど、疑わしきことがあれば警察と連携して、その情報をいただいて排除に向かうということでございます。具体的にということでございましたけど、現場で、その雰囲気、そこの団体の素性、そういうものを担当者が把握して、警察と協力しながら対策を考えていくというような措置になろうかと思えます。

以上です。

#### ○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

46号、ソフトウェア業の定義ということでございます。これは日本産業分類表で使っております。ソフトウェア業は、大分類の情報通信業の中の小分類でソフトウェア業のということで定義されているところでございます。この業種の、わかりにくいと思えますけれども、内容事業等につきましては受託開発ソフトウェア業、わかりやすく言えばプログラムの作成等をする業種ということで御理解いただければと思っております。

それと、今度、情報通信業ということですが、これについては、国の過疎地域自立促進特別措置法の一部改正でソフトウェア業が削られまして、新たにこれが追加になったわけです。今までの対象事業につきましては、製造業、旅館業、あるわけですが、その中の情報通信業が入ってきたということで、これもやはり情報サービス業の中の一環ですが、これについてはコールセンターということで御理解いただければと思っております。

それと、47号の主な特徴。これは曾於市工業開発促進条例でございます。市単独のものでございます。従来、対象にしておりました業種としましては、製造業、ソフトウェア業、研究開発施設、流通業施設というふうな形が入っておりましたけれども、今回新たに情報サービス業インターネット付随、情報通信技術等を追加し、幅広くいわばこういった業種を企業誘致につなげていきたいというようなことで、今回盛り込んだところでございます。これが一つの特徴かと考えております。

以上です。

（「46号の固定資産税の減免を受けられる」と言う者あり）

#### ○企画課長（岩元祐昭）

済みません、一つ漏れておりました。

46号の過疎地域の減免を受けられる企業としては、今現在はないところでござい

ます。

以上です。

## ○21番（徳峰一成議員）

ちょっと答弁漏れもありました。2回目の質問に入ります。

まずは議案の44号でございます。経過等についてはわかりました。質問でありますけれども、今市のほうで把握しているといいますか、つかんでいるので、曾於市内に暴力団あるいは暴力団員が何名いるというふうに把握してらっしゃいますか。これが質問の第1点であります。あわせて、市内には在住しなくても、市外から曾於市のほうに、日常あるいはケースによって入ってくる団員が何名いるというふうに把握しておりますか。これが大きな質問の第1点であります。まず、一方では実態把握しているのが大事でしょう。せっかく条例をつくるからには、今現在どうなんかって。それでないと条例が生かされないこととなりますので。これはもちろん警察と連携しなきゃいけないですけど、連携した上で実態把握はどうであるか。これが質問の第1点であります。

それから、質問の第2点目、この条例の目的そのものはどなたも議員である以上は異存は全くないと思うんですけども、これをいかにやはり効果的に条例を生かしていくかに尽きるかと思うんです。十分である条例の内容であるかであると思うんです。その点で、質問の第2点目でありますけれども、課長答弁では市内の公共施設についても暴力団を排除する目的で、その内容を条例に入れるということでありましたけども、これはもう既に全部漏れなく入ってるんですか。今回、条例改正を同時に各施設しなくても。条例改正はしなくていいんでしょうか。それが大きな質問の第2点目であります。そうでなければ、だから実効というか、効力あるものにならないわけです。本題だけの条例制定だけでは。各施設ごとに、これがもう入っていたらいいんだけど、入ってなかったら全部これを大変ですけども入れなきゃいけないって。それが大きな質問の第2点目であります。

それから、第3点目でありますけれども、先ほどの質問に戻りますけれども、実際この条例を生かすためには、典型的な例が露店です。露店を出したいという場合は、市のほうに一応申し込んで、申し込み用紙に書くわけです。課長、ですよ。それはないんですか。そのあたりから説明してください。もうフリーパスなんですか。ほとんど市外からの方々が多と思うんですけども。例えば、花火にしても、夏祭り等の場合です。それは現在どうなっていますか、現状は。まず、その点からお聞きしましょうか。一定の市の公共施設を使うわけでありますので、申し込みのスタイルになっていると私は思っていたんですけども。その場合の、もし、ないとしたら、ないままでいいのかどうか検討が必要だし、あるとしたら、今あるやり



方がこの条例との関係で十分かどうかのチェックが必要だと思えます。その点で答弁してください。現状を含めて。

次に、議案の46号と47号について質問をいたします。課長答弁にありましたように、46号については、コールセンターを誘致するために、はっきり申し上げまして、条例を改正したということであるようでございますが。質問でありますけれども、ソフトウェアは削除しても全く問題なかったわけですね。これが確認かたがたの質問の第1点であります。あわせて、このコールセンターのみならず、今後の情報関係の企業等が誘致された場合に、当然、固定資産の3年間の免除が、定めた条例等によりまして、なりますけれども。これは今の国の制度のもとでは、交付税制度は同じく3年間、免除額の70%ですか、どれだけ交付税措置がされるのか。これも確認かたがたの質問であります。

以上です。

#### ○総務課長（大窪章義）

議案第44号につきまして御説明を申し上げます。

暴力団員の市内の状況でございますが、警察にお伺いしましたところ、数名いるということで、何人という数字はいただけなかったところです。それから、市外からの参入あるいは流入、これにつきまして答えはいただいているところでございます。数名ということでいただいているところです。

それから、ほかの条例をどうするかということでございますが、包括的には、この条例で包括はされておりますが、それぞれの条例でメインとなるといいますか、大きい条例がございます。そういうものにつきましては逐次入れていきたいというふうにございます。今回は分譲条例の中に出てきますが、そういうのを見計らいまして、条項を挿入していきたいというふうにございます。

それから、今、市民祭なんかの露店商でございますが、申込書があるということでございますので、チェックはできるものと考えております。

以上です。

#### ○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

まず、ソフトウェア業を外しても問題はないかということで、先ほど申し上げましたとおり、過疎地域のほうについては、情報通信が新たに入って、ソフトウェア業が抜けたわけですが、ソフトウェア業が抜けた部分については、市単独の曾於市工業開発促進条例のほうにそのまま残しております。これで、言葉ちょっとわかりませんが、救済できると考えているところでございます。

それと、2点目の固定資産の課税面での交付税率ということでございます。75%

補填というような形になっております。

以上です。

## ○21番（徳峰一成議員）

議案の44号について、3回目の質問であります。

一つは、市内には数名いるということでありましたけど、やはりこの条例を効力あるものにするためには実態把握が前提でありますので、市外からについてはもっと、難しいことでもないですので、警察と連携をとりながらのやはり実態把握が必要じゃないでしょうか。これは答弁してください。もう当然のことでありますので。

それから、質問の第2点目であります。さらにこれを効力あるものにするためには、今ある条例、各施設を含めて、露店の申し込みを含めて十分であるかというのは、もうこれは前提でしょう、意味、主張を含めて。ですから、不十分であったら、この際一括して提案すべきだったと思うんです。私は、この条例を見て、真っ先に疑問に感じたのはその点なんです。いっぱい一つの中に項目があります。まず最初の質問でありますけれども、課長は今答弁の中で、この条例が包括的な意味をなすといいました。もちろん包括的な意味をなします。質問でありますけれども、包括的であるから、ほかのもろもろの各施設の条例は暴力団排除の項目はなくても、この本条例でいわば拡大適用ができるのかどうか、法律理論から見て。この点をお聞きしたかったんです。適用ができるのかどうか。一般論からしたら、なかなか難しい面があると思うんです。その点は、どなたか責任のある方が答弁してください。明確に、ほかの条例は改正しなくても包括的に適用ができるんだったら、もうわざわざ面倒くさいことはする必要はないと思うんです。しかし、それができなかつたら、やはり面倒くさくても、今回は間に合わなかったけども、全部しなければ条例が生かされないということになります。この点での答弁をしてください。

次に、議案の46号と47号について、1点だけ質問をいたします。やはり曾於市も企業誘致については、この間努力されて、また関係ある条例も、あるいは補助金もあります、幾つか。一つは、いろんな角度から分析が必要です。どれだけそうした条例や補助金が効果を発しているか。具体的な分析は常に必要かと思えます。なぜかといいますと、大切な市民の税金を使っているからであります。一般論からして、まあまあ効果があるまでは済まされないと思うんです。厳密なやはり自己分析、検証が必要ではないでしょうか。

もう一つは、バランス、整合性も必要かと思っております。その点で、今回の提案されている条例の改正提案は、いわば市単独の内容も含んでおりますので、いわば特別な条例の内容の意味合いもございます。一方におきましては、例えば昔は低工法と言っておりましたけども、工場を誘致したり、あるいは増築した場合の補助

金については国の制度がありますが、そうした中で、これは後ほどの議案とも関連いたしますけれども、市単独のそうした補助金の条例と、それと今ある全国的にも曾於市にもある条例の補助金との整合性といいますか——は常に考えていかなければいけないと思うんです。これは後ほどの議案に関係いたしますが、コールセンターについては一方でまた大きな補助金もあります。その点については具体的には後ほどお聞きいたしますけれども、整合性については議論されたことがあるのかどうか。一言お答え願いたいと考えております。抽象的な質問になりますけれども、具体的には後ほど質問いたします。議論されて、常に議論はすべきだと思うんです。補助金のあり方については。企業等に対する補助金のあり方については。

以上が質問であります。

#### ○総務課長（大窪章義）

議案第44号につきましてお答えを申し上げます。

実態把握でございますが、これにつきましては警察と打ち合わせも2回ばかりしましたけど、なかなか個人名とか、そこまではやはり警察のほうも申し上げられないと。実態が出てきて相談があったら、その方ですということができると雰囲気でございます。したがって、事が起きる前に警察と綿密な打ち合わせをして行事等を進めていくという方向しかないのかなと、ちょっと不満ではございましたが、そういうふう感じたところでございます。

（「包括的な条例の」と言う者あり）

#### ○総務課長（大窪章義）

この条例で全体を包括的にしているということを申し上げましたが、それぞれの施設、それぞれの行事等に、これを当てはめることができるかということですが、全体的にはできると思います。ただ、それぞれの施設の中で強くそれを表に出すためには、それぞれの条例の中にもやはり必要ではないかというふうに考えてはいるところです。現在、14例規の中に今の暴対、排除の文言が出ております。今回提案したものまで含めまして14カ所出てきております。ほかにまだいっぱいございますので、今後検討をさせていただきたいと思っております。

以上です。

#### ○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

全国の国の法律とか、そういった整合性ということですが、今回の過疎のほうにつきましては、過疎地域の条例ということで、御存じのとおり、国の法律については減価償却の特例ということで、特別償却、これを企業側が損益に算入して企業の経営を安定させるための法律でございます。

私どもについては、やはり企業が大きくなってもらいたいし、雇用をたくさんしていただきたいということで、常に企業誘致には努力しているところですが、現在も単独、過疎もですが、増設部分についても、今効果を上げているところでございます。

一つの例に出して、一つの企業の名を言ってもいいかわかりませんが、内村工業団地にあります横山食品さんたちが、今回また、ことしももうすぐ2期目の増設が終わって稼働をするというような状態になっております。そこでもまた雇用が5名必要だということで伺っているところでございます。

やはりこういった曾於市単独の条例をいろいろと幅広く業種を対象とすることにより、いろんな企業が誘致できるものと思っております。議員も御承知かと思えますけれども、やはりこういう情報通信関連につきましては、都会でなければいけないということではございません。こういった地方に、そういった拠点を設けて、全国光通信をして事業が展開できるということで、こういった幅広い対象業種としたわけでございます。

条例の整合性といいますか、これは市単独の補助になりますけれども、雇用助成、設置助成、この助成の率、額につきましては、県内、宮崎県内、遜色はないものと私ども理解いたしております。一部、中には億単位というような助成もされる市町村、県とかありますけれども、市町村単位につきましては、今現在ののは遜色ないということで思っているところでございます。

以上です。

**○議長（谷口義則）**

次に、五位塚剛議員の発言を許可いたします。

**○16番（五位塚剛議員）**

議案第47号についてだけ質問したいと思います。

条例改正をしなければならない大きな理由として確認を求めたいと思います。今回の財部南中学校の「サイバーウェーブ」または「D I Oジャパン」を企業誘致するために、今回条例を改正しなけりゃならない、そのように理解しているのか。このことが第1点。

あと、新規雇用については、1人当たり年間10万円の支給があるというふうに思っておりますけど、このようになったときに対象になるというふうに確認しているのか。まず、お答えください。

**○企画課長（岩元祐昭）**

先ほど徳峰議員の質問に答えました業種の情報通信業については、過疎地域についても入っておりますので、今回、国の法律に従いまして入れたところでござい

ます。

それに、ほかにつけ足したのがインターネット付随。インターネット付随というのが、ヤフーとか買い物ができるこういった事業のあれですけれども、4つの業種を追加いたしたところでございます。

1点、質問にありましたように、今回コールセンターを入れるためかということで、それも半分以上はあると思って理解いただきたいと思います。

新規雇用につきましては、私は該当しないものと考えております。

以上です。

#### ○16番（五位塚剛議員）

私は、基本的には、今答弁されましたように、財部南中学校のこの2社の会社を誘致するために条例改正をしなけりゃならないという理由が出てきたというふうに認識をしております。そのような答弁だったというふうに思っております。

ただ、雇用の助成については、今の話だと対象にはならないというような説明ですけど、このコールセンターの中に曾於市内の人が雇用された場合には、これは助成金の対象にならないというふうに確認してよろしいのでしょうか。もう1回お答えください。

#### ○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

このコールセンターの企業進出につきましては、一応1年間研修期間というようなことで理解いたしております。その後に雇用されるということで聞いておりますので、その後については対象になるやもしれませんが、今現在のところでは雇用の対象にはないということで理解いたしております。

以上です。

#### ○議長（谷口義則）

以上で通告による質疑は終わりました。ほかに質疑はありませんか。

#### ○5番（山下 諭議員）

暴力団排除条例について、さっきの質疑等を聞いておってわからなくなったんですが、公営住宅等についてはこのような規定があるようでございます。その基本となる条例が、今回出てきておるわけでございますけれども。

第3条が基本理念、この基本理念の中に、市民等がこういう暴力団を利用する、協力する、あるいは交際するということはいけない、しないことを基本としてということでございます。それを前提として、この暴力団員が、どなたがそういう人であるかちゅうことがわからなければ、わからないわけなんです。だから、第5条で市民の役割というようなことも書いてあるようでございますけれども、よく新聞紙

上等で住宅等に入りまして、そこが事務所になって、排除をするための大変な苦勞をされておるといふようなことをございます、警察のほうにお伺いしましても、その氏名は教えてもらえないといふことです。

今回、分譲住宅等も公売されるわけですが、これは契約した後でなけりゃわからないといふようなことになるんですが、その辺は、情報といふのは相談しても市はわからない。また、市が警察にしても実名は教えてもらえないといふようなことをございましたが、その辺の、協力しようと思つてもしようがないといふようなことになるんですが、これはどのように考へて対応したらよろしいでしょうか。

この基本理念の中に、そういうことをしてはならないといふことで排除を推進したいといふことをございます。警察のほうは団体名も構成員も教えてもらえないといふような課長の答弁でありましたけども、一般市民はなおさらそれはわからないといふことになりませんが、実効力のある排除条例にするためには、やはり市当局ぐらゐはそのようなことは把握しておつてもいいんじゃないかと思ふんですが、当局の提案された方々の考へ方をお伺いしたいと思ひます。

#### ○総務課長（大窪章義）

議案第44号につきまして、実名を教へていただけないことへのジレンマをございますけど。事が起る前のそういう、ここは、この方はどうでしょうかといふことは、相談に行けば、それはそうですといふことは教へていただけるといふことです。ただ、今手ぶらで事もないのに行つて、どなたでしょうかといふことは教へられないといふことですので、申し出があつたり、そういう方が申請をされたときに、うんつといふような方があつたときには、事前に警察のほうに来ていただければ御相談に乗りますといふようなことをございます。ちょっと、知らないといふことが非常に不利になつてゐるわけですが、そこをできるだけ警察と協力しながら進めていかなければならないと、今後の課題だといふふうに思つております。

以上です。

#### ○5番（山下 諭議員）

課長の話、答弁を聞いておると、暴力団を排除するといふ市の雰囲気づくりの条例だと。個々の点になりますと、個々の条例にありまして、そこでまた、例えば公営住宅の入居申請をした場合におきましては、そういう条項があつたように記憶いたしておられますけれども、それに該当するかどうかちゆうことは、また個々で許可する場合に審査されると思ふんですが、個人の方々がそれをする場合に、わざわざ、あなたはそういう人ですかとか何とかちゆうのはなかなかわからないわけ。だから、雰囲気づくりじゃないかなといふふうに、今課長の答弁を聞いて思つたわけですが、暴力団といふのは、これはいけないわけをございます

から、ぜひ具体的な名前が、もし市内にそのような人がおって、暴力的事件を起こした場合には、すぐ公表するというようなこともできるんじゃないかと思うんですけど、その辺のことはこれではできないわけでしょうか。それだけ確認をいたしておきます。

○総務課長（大窪章義）

全国ですが、犯歴につきましては秘密でございます。したがって、新聞に載らない以上は公表はしていないというのが警察、裁判所等のやり方だろと思うっております。

以上です。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案4件は、配付いたしております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

ここで10分間休憩いたします。

————— . ——— . —————  
休憩 午前11時12分

再開 午前11時22分  
————— . ——— . —————

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 議案第45号 曾於市そお生きいき健康センターの設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（谷口義則）

次に、日程第7、議案第45号、曾於市そお生きいき健康センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○21番（徳峰一成議員）

これは、議長、委員会付託では文厚ですね。

○議長（谷口義則）

そうです。

○21番（徳峰一成議員）

議運じゃないもんだからカットいたします。

○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第45号は、配付いたしております議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

日程第8 議案第52号 平成24年度曾於市一般会計予算の補正について（第2号）

○議長（谷口義則）

次に、日程第8、議案第52号、平成24年度曾於市一般会計予算の補正（第2号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告がありますので、順次発言を許可いたします。まず、徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○21番（徳峰一成議員）

質問は多項目でありますので、答弁漏れのないようにお願いいたします。

まず、歳入の1ページでありますけれども、4,994万4,000円です。これは歳出も関連がありますけれども、この補助金についての法律上の根拠について示してください。あと、これは歳出と関係がありますけれども、この経緯とあるいは内容、補助率について説明をしてください。

次に、3ページ。同じく歳入の繰越金額5,358万円。これは前年度から最終額ということで考えていいのかどうか。また、この金額は想定された金額であるというふうに財政では受けとめていいのかどうか、これが。

次に、歳出の20ページ。定住促進の2,858万6,000円。質問の第1点でありますけれども、大きく曾於市の定住促進は3つの市単独事業からなっております。今回の補正予算でも、それぞれ3項目の補正増額であります。質問の第1点であります。住宅取得に対する報奨金については、これまで実績が42件あります。質問は、この42件の分類についてお聞きしたいんです。この定住促進については大事な、また効果を上げている施策の一つでありますけれども。しかし、効果を上げていると言いましても、大切な市民の税金を使っていますので、常に自己検証というか、これで十分なのか、十分なのか、この金額定めを含めて、常に分析が必要じゃな



いかと思っております。その点、分析的に一応見ていただきたいという点での質問であります。42件が287万5,000円つてあります。この287万5,000円について、質問の第1点は、大体どれだけの金額にして42件はそれぞれ住宅を取得されたのか。大体曾於市の場合は、あるいは本年の場合は、もちろん過去2年、3年前も分析が必要なんですけれども。そして、どういった地域から入って来られた方々であるか。地域的な分類を含めて。ほかにもあろうかと思うんです、分析の手法は。これらを含めてやはり今後に生かすべきじゃないかという観点からの単純な質問であります。

同じく、危険廃屋についても全く同様の趣旨からの45件の実績の1,143万7,000円については、この45件のそれぞれは廃屋をしたときにどれだけの費用がかかったのかどうか、それぞれ。これも一定の分類が必要じゃないかと思うんです。その結果、市の定められた補助金を受けたって。この補助金が現状のままでいいのかどうか。金額や内容を含めて見直す必要はないのかどうか。こうした点からのやっぱり分類が、分析が必要じゃないかということでもあります。その点で、分析的に分類をしてください。

同じく住宅リフォームの46件についても、これまでの実績の500万7,000円について、それぞれ46件、どれだけの1件について費用がかかっているのかどうかを含めて。ほかに分類の方法があったら、分析的に報告をしてください。これを今後さらに生かす形で、いずれも3つのせっかく地についた制度でありますので、それをさらに生かす意味で常に検証が、あるいは見直しが必要じゃないかという観点からの単純な質問であります。

次に、23ページ、企業誘致促進対策費について質問をいたします。まず、質問の第1点でありますけれども。これは、財部旧中学校の改修工事については、まだ財産管理は教育委員会のほうでされていると思うんですけれども、この確認であります。まだ市長部局への財産の管理の移行手続きが終わってなかったら、本来だったら教育委員会のほうでやはり予算は計上しなけりゃいけないと思うんです。それがなぜされなかったのか。こういった変則的でありますけれども、やり方はいかがなものかという単純な疑問を持っております。その点で説明をしてください。これはもう数カ月前に担当課長とも、これではいけないんじゃないかということで問題提起もしたいきさつがあります。

それから、大きな質問の第2点目。今回、内部改修ということで、市の予算を使っておりますが、質問は、市がどこまでいわば市のお金を使うのかであります。そうした市がどこまで予算を使う、誘致された企業がどこからどこまで使うというのは、明確なまさに定めをつくるべきであるし、議会はそれをもらっていないんです。ですから、事前にこれは提供すべきだったと思うんですが。いずれにいたしまして

も、そうした明確な定めがあるのかどうか。その確認からしてください。なければいけないと思うんです。そして、その定めの中のどこからどこまでというところだけでいいから、とりあえず答弁をしてください。

それから、質問の大きな3点目です。市は、建物と土地をこれまでの説明では無償提供ということで説明しております。この無償提供については、法律上全く問題はないと受けとめていいのか。ないということですから無償提供という説明があると思うんですけれども。また、無料とするならば、行政の財産でありますので、何らかの条例等の手続は必要ないのかどうか。このあたりは全く素人でわかりませんので、単純な質問でありますけれども答えてください。無償提供の場合、全くの手続上は、条例等、規則等を含めて、改正等の手続はないのかどうかの質問であります。

次に、25ページの財産管理費の1,240万円についてでございます。質問の第1点でありますけれども、この種のやはり補正予算というのは当初予算で出すべき性格であります。どう考えても緊急性のある内容じゃないと思うんです。それだったらやっぱりしっかりと計画的に当初予算で計上すべきものじゃないでしょうか。その点で、なぜ補正予算で出されたのかが質問の第1点であります。それから、第2点目。関連いたしまして、これは総合振興計画等の中には入っていたんですか。入っているかどうかの確認であります。それから、第3点目。ほかの中学校についてのトイレの現状と今後についてはどうお考えなんですか。これが質問の3点目であります。

同じく26ページの車両購入事業費の4,417万円。この中で具体的には車両購入費についてが金額を基準にするので、この1点だけ質問をいたします。今回補正で431万5,000円が計上されております。これは更新の時期であったのかどうかの質問でございます。これも年度途中に出されているから疑問なんです。年度途中に。車両というのは最も当初予算で計上すべきです。更新で、あるいは新規購入であるとしたら内容じゃないでしょうか。それをなぜ補正予算で出したのかどうかです。

次に、34ページ、活動火山の防災対策事業について。これは単純な質問であります。2,575万2,000円について、その内容。そして、これも補正で提案されたのは経過があると思うんですけれども、説明をしてください。

次に、43ページの有機センター管理費の126万円です。これが、この説明書を見る限り、予算現額が10万8,000円って。10万8,000円が136万8,000円になったというのはどういったことでしょうか。10万8,000円の中身がわからんもんですから、単純な質問であります。これが第1点。それから、第2点目は、これも当初予算では計上できなかったのかが第2点目であります。第3点目の質問は、これは借り上げ

となっています。借り上げのほうが購入よりもよかったからこういった提案だったと思うんですが、やはり借り上げがなぜいいのかどうかを含めて答弁をしてください。以上です。

次に、51ページと、それから59ページの災害関連でまとめて質問をいたします。まず、これらの予算提案された復旧費の災害が発生した日について、これが第1点。そして、この提案された予算は、事業は本年度の何月までに全て終わる予定であるのか。金額が大きくないですので本年度で全て終わると思うんですが。それから、質問の3点目、この1億6,685万7,000円についてであります。この中で最も工事費が大きい事業について、3カ所だけです、その3カ所の場所と内容、そして金額について説明をしてください。それから、一応基本的な質問で申しわけないんですが、応急作業委託について説明をしてください。どういったことが市の場合は、応急作業委託ということで予算化されているということで、初歩的質問でありますけど、説明を具体例を引きながらしてください。同じく、市単独の補助金についても具体的な事例を引き合いに出しながら、市が予算計上しているこの単独補助金については基本的な考え方について答えてください。なぜこういったことを質問するかというと、やはりどこからどこまでを一応補助金あるいは市が予算を支出して行う対象としたいということを見きわめたいからなんです。はっきりしてる場合と非常に境界というか難しいデリケートな部分もあろうかと思しますので、その点で基本的な初歩的な質問をいたします。

次に、最後に58ページであります。地域振興住宅の1,250万円についてでございますが、これは単純な質問で、どなたも議員の方々、場所は地元でなければわかっていないと思うから、あらかじめ地図を出してもらいましたけども、これに沿って、担当課長のほうで説明をしてください。

以上です。

#### ○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

まず、2ページの4,900万円ほどのこの根拠はということですが、これについては鹿児島県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業によるものでございます。

続きまして、定住関係でございます。

（何ごとか言う者あり）

#### ○企画課長（岩元祐昭）

これは緊急雇用、昨年からも続いているわけですが、私どもの実績としましては、企画課によりましては、工業団地の草払いとか、そういったのを委託しておりますけれども、それで県が国からの基金を積み立てて、その中で県のほうで交

付しておりますので、こういったリストとかというのはないところでございます。

それと、定住関係でございます。住宅取得の今回出しておりましたものについて、今この補正予算書には42件と書いてますが、済みません、私9月現在のを持っておりますが、そちらの数字でよろしいでしょうか。現在54件、申請があるところでございます。このうち14件分が市外からの転入ということで、まだちょっと私手元に、この14件の市外の方々のもとの住所というのをちょっと把握しておりませんので、申しわけございませんけども、23年度の実績がございまして、そちらのほうでしたいと思います。23年度につきましては、県内が23年度が6件、そして宮崎県が15件、九州内が2件、その他が3件ということで、やはり都城市からの、私ども分析しました結果によりますと、都城市内、これも大体、住宅取得をされる方々の平均年齢が大体35歳以降45歳未満の方々が大多数でございまして、こういう分析をしております。それについて、仕事場が都城にあって曾於市のほうに住宅を取得するという、こういう年代の方がいらっしゃいます。

（「金額は。取得する金額の平均とかあるいは分析はしてないんですか」と言う者あり）

#### ○企画課長（岩元祐昭）

申しわけございません。住宅取得の1件1件の分析は、建築費用ということですよ。分析はしておりません。廃屋とリフォームについてはやっておりますけれども、住宅取得については現在資料を持っていないところでございます。

続きまして、廃屋、リフォーム、続けてまいりたいと思いますけれども、これも予算書の数字はそうなんですけれども、私が、はっきりしたのは23年度の実績を持っておりますので、そちらで御勘弁願いたいと思います。23年度につきましては、廃屋解体の件数が61件、補助額1,493万円ほど補助をいたしております。先ほど、経済効果といいたしましょうか、請負業者に支払った金額が5,800約20万ということで、工事費がかかっているということで御理解いただきたいと思います。

（「61件の分類はしてないわけですね」と言う者あり）

#### ○企画課長（岩元祐昭）

いや、さっき……

（何ごとか言う者あり）

#### ○企画課長（岩元祐昭）

細かい、そこまではいたしておりません。

それとリフォームでございます。リフォームにつきましては、これも23年度の実績がはっきりしておりますので、こちらが87件、補助額が918万6,000円。工事費用でございまして、大工さんたちへの費用でございまして、これが1億3,640万

円ほど費用がかかっているところでございます。これが経済効果という形であらわれているところとっております。

申しわけございません。今回の23ページの予算計上は教育委員会というようなことですけれども。私ども企画課としましては企業誘致という観点で捉えて、私どもの企業振興費のほうで予算化をさせていただいたところでございます。

それと、市が改修するのはどの辺かというようなことですけれども。今回私どもも学校施設の利用、企業誘致の観点からですけれども、初めてのことでございます。室内の改修、それと今回のケースにおきましては電気、電圧が高いのを仕様としましたので、これを入れて約3,000万ほど改修費用がかかるというようなことで出しているところでございます。今後についても、学校施設、こういった形については室内の改修までは行ってもいいのかとは考えております。その理由としましては、やはり地域、財部南中学校におきましては南校区の活性化に相当寄与するものと思っておりますので。また、こういった形については、細部について取りまとめていきたいと考えているところでございます。

以上です。

#### ○財政課長（池之上幸夫）

お答えいたします。

3ページの繰越金5,358万円についてということでございますが。これにつきましては23年度一般会計歳入歳出決算におきます形式収支額が6億1,934万7,446円となりまして、継続費の繰越額552万6,000円と繰越明許費繰越額が8,039万1,000円を差し引いた結果、実質収支が5億3,343万446円となりました。このうち2億7,000万円を地方自治法第233条の2の規定によりまして財政調整基金へ積み立てましたので、平成24年度への繰越金は2億6,343万446円となったところでございます。繰越金のうち、当初予算で5,000万円計上しております。そしてまた、今回の補正予算で5,358万円を予算計上いたしましたので、これを引きまして、残額は1億5,985万446円となったところでございます。これにつきましては、今後の補正財源ということに、補正予算の財源ということになっていくこととなります。

お尋ねの繰り越しは今回のこの金額だけかということですが、今申し上げましたように、まだ今後にも残っている分がございます。それと、想定された金額であるかということですが、何回か前の議会のときにお尋ねがあったんですが、実績で見えますと、21年度への繰り越しと22年度への繰り越しが4億1,000万円等ございました。ただ、去年、23年度への繰り越し、これが6億ということで非常に多かったと。これにつきましては国のいろんな交付金等もあったということで、24年度への繰り越しにつきましては、去年が余り多過ぎましたので4億1,000万よ

りも減るのではないかというようなことで申し上げてきましたので、結果的に2億7,000万円になったところをごさいます、低くなるだろうなというのは想定されておりましたが、この2億7,000万というのは考えていなかったわけですが、結果的にこのようになったということをごさいます。

それから、26ページの441万7,000円をごさいます。これにつきましては車の購入費をごさいますけれども、今回、公用車を買いかえるものでありますけれども。現在の車は、走行距離が23万kmを超えております。また、車検も来年の2月の24日で切れることになっています。そのため車両購入費、それに伴う保険料、自動車重量税を計上をしたものをごさいます。お尋ねの当初で出すべきではなかったのかというのがございしますが、私どももそのように考えておりますが、今言ったようなことで、車検等も2月で切れるといったようなことで、途中ではございましたけれども、今回出させていただいたところをごさいます。

(「どの車」と言う者あり)

#### ○財政課長（池之上幸夫）

これにつきましては議長、副市長車をごさいますけれども。ただ、それでない場合、使われない場合は一般の職員も使っているところをごさいます。

以上をごさいます。

#### ○大隅支所長兼地域振興課長（小濱義洋）

25ページの普通財産管理費についてのお尋ねでございますが、当初予算、なぜ補正かというようなこと、振興計画に入っていたか、他校のトイレの状況ということをごさいます。

恒吉地区の水道施設につきましては、現在、配水タンク等が傾き、また亀裂等が生じているような状況をごさいます。また、配水管等の漏水等も多いということから、早急な対応が必要であるということで、一応現在の段階では25年度に整備をするということ、そのための全体設計を今回お願いをしているものをごさいます。

それと、トイレにつきましては、旧恒吉中学校につきましては浄化槽が設置されておりましたけれども、これが平成20年度に故障によりまして使用不能となっております。21年度から仮設トイレを設置いたしまして対応しているところをごさいますけれども、仮設トイレにつきましては、長期間というようなことで衛生的にも環境的にも支障があるというようなことで、これについても今回補正をお願いをしているところをごさいます。

それと、振興計画に入っていたかということでございしますが、これは入っておりません、今回の補正に伴いまして振興計画に変更記載をしたところをごさいます。

それと、3番目の、ほか2校のトイレ状況ということでございますが、月野中学校におきましては、既存施設90人槽と第2グラウンドの10人槽が設置されております。それと大隅北中学校については40人槽が設置されまして、現在利用をされているところでございます。

以上でございます。

#### ○経済課長（富岡浩一）

それでは、34ページでございますけれども、活動火山周辺地域防災営農対策事業の施設整備事業費補助金の2,575万2,000円の内容と、それから補正の理由ということでございますけれども。

この事業につきましては、降灰地域の茶生産農家の経営安定のために降灰防止対策として施設等が整備できる事業でございます。今回、財部町の2つの組合、野田茶生産組合と新田茶生産組合が、それぞれ降灰混入被害を軽減するために生葉の洗浄脱水装置を導入するものでございます。事業費につきましては、1つ目の野田茶生産組合が全体事業費で1,869万でございます。そのうち県の補助金が65%でございます。補助金が1,214万8,000円、残りの35%につきましては組合の負担ということになります。それから、もう1つの新田茶生産組合につきましては、事業費が2,092万9,000円でございます。そのうち65%の県補助金が1,360万4,000円となりまして、残り35%がやはり組合の負担となります。そういうことで市の負担というものは存在しないところでございます。

また、補正の理由でございますけれども、この事業につきましては昨年も一応要望をいたしたところでございますけれども、残念ながら昨年は不採択となっております。ことしも引き続きお願いをいたしましたところ、ことしの7月に事業採択可能という連絡を受けまして、今回補正をお願いするものでございます。

以上です。

#### ○畜産課長（神宮司寛）

43ページでございますが、有機センター管理費の使用料及び賃借料126万円の補正であります。これは有機センターの堆肥製造に伴いますところの作業用の大型タイヤショベルのリース料でございます。現在のタイヤショベルにつきましては平成11年度、建設当初から使用してございまして、既に13年が経過いたしております。その関係で年々修繕料も増加している状況でございます。今回のこのリースにつきましては、3年間のリースということで予定をしているところでございます。

お尋ねの10万8,000円の内訳は何かということでございますが、これにつきましては当初予算のほうで緊急時の特殊車両の借り上げ、ユンボとか高所作業車とか、そういったものの緊急時の借り上げを見ておりました。

それから、当初にのせなかった理由ということでございますが、これにつきましては、当初、修繕料で対応するということでしてございましたけれども、この修繕が既に7月の段階で、129万修繕をかけているというような状況もございます。そういったものからリースにということで、今回考えたところでございます。

それと、借上げのメリットでございますけれども、当然リースでございますので、車検代、点検代、あるいは修繕料、そういったものが全て会社持ちということでございますので、会社がフルメンテナンスを行うということでございますので、市の予算が、修繕料等が要らないという状況があるということでございます。

（「購入よりリースのほうが良いということですね」と言う者あり）

○畜産課長（神宮司寛）

購入よりリースのほうが良いと、メリッ的には、そういった形で修繕料が要らないということで……

（「修繕料だけの問題だけでなく、総合的に良いということですね。単純に」と言う者あり）

○畜産課長（神宮司寛）

そういうことです。

○耕地課長（吉田誠得）

51ページでございます。まず、災害発生年月日でございますけれども、6月21日の梅雨前線豪雨、それと7月11日から13日にかけての梅雨前線豪雨、この2つの豪雨でございます。

（「6月のいつですか」と言う者あり）

○耕地課長（吉田誠得）

6月21日でございます。

それと、何月までに完了するかという御質問でございますけれども、これが3月末までには完了するという計画でございます。

それと、申しわけないんですけど、3番目の工事費の大きい工事場所等につきまして、ちょっと今ここに資料を持ってきておりません。

（何ごとか言う者あり）

○耕地課長（吉田誠得）

申しわけありません。後ほど説明させていただきます。

4番目の応急作業委託の説明でございますけれども、これは大きくは土砂の除去でございます。道路等を、崩土等が占領いたしまして通行できないと。まずは大きな幹線農道等からこの除去をいたしまして、あとまだ、特に水田とか、刈り入れとか農作業に支障のある部分につきましては、またその刈り入れが済んでから、この



土砂等の除去を行うといったことでございます。今申し上げましたように、大きくは交通の妨げとなっている土砂の除去ということでございます。

次の市単独の説明でございますけれども、これは農地のほうに土砂等が流入して、埋没、流出あるいは畦畔が決壊といったこと等に対する補助でございます。その中で、畦畔等については80%の補助でございます。それで、あとの埋没等については50%の補助でございます。これは事業費が、補助事業が40万以上でございますので、国庫補助が、ですから、対象としましては10万から40万未満といったところが、この対象となっているところでございます。

以上です。

#### ○建設課長（高岡亮蔵）

建設課関係でございます。まず、災害の関係でございますが、いつ発生したかということでございます。建設課のほうのまとめとしましては6月23日から6月28日と7月11日から7月13日にかけての梅雨前線豪雨ということで、2回の災害が発生したということでまとめております。

それから、いつまでに終わるかということで、建設課の分につきましては、一番大きいので500万程度が1件と、あとはもう少額でございますので、ほぼ年内に終わるのではないかと思います。

（「年内か年度内か、どっち」と言う者あり）

#### ○建設課長（高岡亮蔵）

年内です。大きいについては若干年を越すのもあるのかと思っております。

（「年内か年度内か」と言う者あり）

#### ○建設課長（高岡亮蔵）

年内です。

それから、応急作業委託の内容はということでございます。これにつきましては市道の法面の崩壊とか、それに伴いまして倒木等が生じますので、建設業組合等と単価契約をいたしておりまして、業者のほうに、その撤去を委託する分でございます。

それから、市単独の補助につきましては、公共土木災害のほうは60万以上が対象ということで、それに達しない小さな路肩の崩壊とか、河川のブロックの崩壊とか、そういった60万未満の工事に対応するための市単独で行う災害復旧でございます。

それから、地域振興住宅の関係でございますけれども、図面のほうをお配りしておりますが、6月補正をいただきまして8地区26棟の建設を予定しておったわけですが、そのうちで大川原、諏訪、笠木の3地区につきましては、財源の関係から曾於市の土地開発公社に委託をしまして、用地購入と敷地造成を行うと。そして、そ

ここに建物が建つ分だけ順次市が買い上げる計画となっております。この大川原地区の予定地でございますが、県道2号線、きたん市場を過ぎまして、左側に徳石建設がございます。その裏側のところに当たる部分でございますが、面積が2,068m<sup>2</sup>でございます。この部分についても開発公社に委託をしておりますけれども、この地域が、周辺農地を含めまして10ha以上の農地の広がりがあるということで、国の定める第1種農地ということで、開発公社ではその転用、造成等ができないということがわかりまして、今回、市のほうで直接用地を取得し、造成を行うということで、総額1,250万円の補正をお願いするところでございます。

以上です。

#### ○議長（谷口義則）

ここで昼食のため、徳峰議員の質疑を一時中止して、休憩いたします。午後はおおむね1時再開いたします。

---

休憩 午後 零時02分  
再開 午後 1時00分

---

#### ○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開き、徳峰議員の質疑を続行いたします。

#### ○耕地課長（吉田誠得）

先ほど、答弁漏れがございましたので、おわびして説明させていただきます。

まず、工事費の多い工事、場所、内容、金額でございます。まず、一番大きいのが大隅地区の下段地区の道路1,500万円。それと、2番目が末吉の大沢津原の道路1,000万円。3番目が大隅町の島廻地区の水路600万円。

以上でございます。

#### ○21番（徳峰一成議員）

2回目の質問に入ります。

まず、歳入の項目で4,994万4,000円の補助金については、先ほどの答弁では、県の特例事業の基金からの活用であるということでありましたが、答弁が漏れておりましたので、これは当然市町村への補助金の配分といたしますか、一定の決まりが、定めがあると思うんです。補助率ということで質問したんですけども、どういった配分の決まりによって曾於市にこうした多額の補助金が入ってきているのかをお聞きしたいんです。私は国の補助と思っていたもんですから、県であればあるほど、県は今非常に財政が厳しいですので、その補助金の活用のあり方。

それから、2点目は財政について。課長の説明では、例年ですと4億、5億だっ

たのが、本年度への繰り越しは2億7,000万ということでありましたけども、このことにより本年度の財政運営にどういった点で影響が出ているのか。例えば、ある基金への繰り入れを少なくせざるを得なかったとかいうことを含めて、どういった点で計画の影響というか、ずれが出てきているのか、示していただきたいと考えます。そこまで考えていなかったのか。そこまで考えていない範囲内の2億7,000万であるのか。教えてください。

次に、定住促進については、繰り返しますけども、せっかくいい制度でありますけども、いい制度であっても常に見直し検証の観点が私は大事じゃないかと思うんです。人間の生きた組織での補助でありますので、100%いいということは絶対あり得ないわけで、改善、改善が常に必要だと思っております。その点で、やはりどういった分析の方法で実態を分析して、見直しを検証していくかというのを研究をしていただきたいと考えております。それがまだ明確な、実績の分析は行われていても、次に生かせる形での目的意識性を持った分類の検討というのが十分なされていないんじゃないかといった印象を受けましたので、これをしていただきたいと思っております。

一例で言いますと、この廃屋についても、かなり普及していることは非常に喜ばしいことだと思っております。私も最も市内ぐるぐる回って、廃屋がもうなすがままにされているというのを本当忍びなかったんですが。そういった点で、今のこの補助のあり方がいいのか。1本立ての方法であります。例えば、一定のお金がかかったら上限何万円までを、何十万までを行っていくという1本立てのやり方ありますけれども。これを2つ、3つ組み合わせる形で、その規模内容によってやることを含めて、検討する余地はないのかどうかを含めて、いろんな角度からの分析のための検討が私は必要じゃないかと思うんです。今後ともずっと続けていかなければならない、やはり制度の一つだと思っておりますので、ずっと最良の方法を築いていくべきじゃないかと思っております。

次に、23ページのこの学校施設の改修について。これは、まず教育長に質問をいたします。この財産は、今現在、教育長、教育財産ですよ。普通財産じゃないです。だから、教育財産であるのに、なぜ今回企画課のほうで提案されたのか。流れから見て、当然改修を含めて、今後企業を誘致するのであったら、企画課するのが当たり前だと思うんです。であったら、その前に手続として、やはり県教委と早急に相談して、協議して、承認事項じゃないわけだから、県教委の。御承知でしょう。教育財産から普通財産への移行は、県の承認事項じゃないです。協議事項じゃありません。承認事項じゃないでしょう。協議は義務づけられているけども。

いずれにいたしましても、これは早急にやって、そして一定のそうした手順を踏

んで、オーソドックスな。そして、市長部局のほうで、その後は対応すべきだったと思うんです。それはしないまま便宜的というか、便宜的に企画課がいいだろうと。確かに企画はいいです。そして、便宜的に企画課のほうで提案して、今質疑を行っているという。教育委員会の今現在の財産であるのに、これは最も原則的な考え方から見て、おかしいんです。変則というより、おかしいって。なぜそれをされなかったのか。この1点です。

また、第2点目。これは第二議的ですけども、問題と責任は。市長部局、市長としても、やっぱりその点を指摘すべきだったと思うんです。それを早急にされたいということで、それでないと困るって。議会でも、こうやって質問が共産党議員団含めて出るだろうということのを予測して。もうイロハだから、これは。問題のイロハ。ですから、これは第二義的な、私、市長部局、市長にもやはり問題と責任の一端があるかと思っております。これはもう早急にされたいと思っております。いいことだから、企業が入ってくればいいことという、そんな単純な問題じゃないんです、議会審議では。これが質問の第1点であります。

第2点目、いつされるのか。この財産の移行をいつ。これが関連しての質問の第2点目であります。

それから、質問の第3点目。質問として市長部局に質問をせざるを得ないんですけども。質問の第3点目は、先ほどの繰り返しになりますけど、どこまでを市のほうで一応修繕するって、どこからが企業のほうで行うというのを明確に、やはり市の方針を持たないといけないし、持つべきだと思うんです。それは何か文書で定めたのがあるんですかっていうことをさっき聞いたんです。課長は頭の中で答弁されましたけども。やはりここは議会の質疑だから。だから、法治国家にふさわしいというか、こうした本市の場合は根拠がありまして、法的には。これに基づいて、今回の場合はその範囲内でやってるんですと言ったら100%わかるんです、私も。そういったのはあるんですかっていうことを聞いてるんです。なかったら、やはりそれは定めるべきです。そうでないと明確に言える分と、今後、場合によっては非常に境界線が難しい問題も出てくるかもしれないです。部屋の改修といっても、これは内容によりけりです。企業にとって、この点までも改修していただきたいという点があるかもしれないです。それをどこまでが市がやって、どこからやるかって定めがないと、微妙なところでデリケートな部分で、内容で、境界が揺れるというか、定かでない点も出てくると思うんです。一般論から考えまして。その点で、やはり明確な文書化された市としてのどこまでやれるっていうのはつくらないといかんし、つくってると思いますので、その点について、その根拠をお聞かせ願いたいと考えております。

次に、24ページの1,240万円でありますけれども。この学校跡地のトイレ等についても、私もですけども、同僚議員も、たしかこれまで一般質問本会議でも取り上げた経過があります。そのトイレが悪いところは、地域住民へ提供できないかどうかを含めて、ともかく昔のままのトイレではいけないからって、あるいはもう使う必要がないんだったら、それも一応もう取り壊すようにということを含めて。実態はわかってるわけだから、借りだけの学校は土地でありますので、ですから当然そうした整備の必要性があるんだったら、やっぱり計画に入れなきゃいけないと思うんです。それを計画に入れなかった。そして突如として出してるって。これはやっぱりいいことじゃないと思います。やること自体は悪くないとしても。これまでも私自身も、たしか取り上げた経過があります。悪いところはよくしてくださいということです。ですから、やはりこのやり方がおかしいんじゃないか。今後にはやはり教訓点としていただきたい。

同じく、4,417万円の車両購入費もそうであります。これも年度途中で今回出されておりますけれども。答弁では、議長、副市長が使うことであるということでありますが。これもやはり質問する側としては常に疑問の観点からも質問しますので、率直に申し上げますけれども、やはり年度途中で、特にフラワーパークを含めていろいろ問題ある中で、議長も使っていただくのを補正予算に出すっていうのは、市長としてのお年玉的な補正予算じゃないかと疑わざるを得ない面もやっぱり出てくると思うんです。当初予算とか、それだったらそういうことはないでしょうけども。そうした不必要な疑問とか不信を持たれない意味でも、今後は考えていくべきだと思っております。率直に申し上げて。どなたでもいいから答弁をしてください。

それから——以上ですが。

#### ○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

最初の配分率、ちょっと私の説明不足で申しわけございませんでした。配分率、県の基金事業を利用するわけですけども、これについては基金配分の基準は特段に設けていないということで私ども承知いたしておるところでございます。県内の雇用情勢や地域のニーズに応じて申請が上がってきますので、それらを加味して決定されるものと思っております。

それと、定住対策でございます。議員のおっしゃるとおり、定住、私どもは人口増対策ということで考えておるところでございます。昨年度から市内の住宅取得にも助成をいたしているところですけども、今まで県外から、23年度までの実績ですけれども、46世帯が転入していただきまして、大人、子供を含めまして450名の転入があり、定住されているという実績がございます。

(「46で450ですか」と言う者あり)

○企画課長(岩元祐昭)

46世帯です。

(「450名ですか。それだとちょっと多いですよ」と言う者あり)

○企画課長(岩元祐昭)

ちょっと待ってください。申しわけございません。違いました。ごめんなさい。148件です。申しわけございません。148世帯で450名ということで、大体3.04人がその世帯の世帯員数ということでございます。

私ども定住関係については人口増対策という一つの大きな目標も持っておりますけれども、やはり県外から曾於市に入ってくる方には、特別、補助も多くやっているわけですが、今後とも定住対策を第一の目標に改善等を見つけていきたいと思っております。また、いろいろと提言等ございましたら、また私どもに申しつけいただければ、改善の余地があると思っております。

それと、廃屋解体につきましても、議員のおっしゃるとおり、廃屋解体の申し込み、やはりお盆前後といいたまいますか、この時期にやはり故郷に帰ってきて、親元のお墓参り等、帰ってこられて、親の家が古くなったということで、申請が多くよその方から来られるわけですが、やはり経済対策も第一義でしたけれども、やはり景観、防犯上、必要な事業と思っておりますので、またいろいろとこれも検討してまいりたいと思っております。

それと、先ほどの南中の改修ですが、やはり私どもこの明確な基準というのを設けておりません。議員のおっしゃるとおり、これを文書化したものを今後検討し、内部でまとめていきたいと思っております。今回は私どもの初めての経験でしたので、いろいろと手ばかりがあろうかと思っておりますけれども、そのあたりは御承りいただきたいと思っております。

以上です。

○財政課長(池之上幸夫)

3ページの繰越金の関係でございます。一定の影響が出てきたかということですが、先ほどちょっと私の説明の仕方がおかしかったかもしれませんが、2億7,000万とか6億、それと4億1,000万が2年ほど続いておりますけれども、これにつきましては純繰越ではなくて決算剰余金でございます。これが基金のほうに入っております。ですから、基金のほうに入りますから、この分だけは、ことしの場合には2億7,000万ふえましたので、24年度の9月補正の段階では27億6,668万6,000円が今基金の残高で、現在額でございます。

それで、一定の影響ということですが、23年度を見ても、7号補正で繰上

償還等も3億2,800万ほどしております。それからまた、最終の専決でお願いしましたが、9号補正になりますけれども、減債基金にも2億円を積んだところでございまして、一定の積み立てはできる範囲でやったと考えております。したがって、ずれが幾らかということではございますが、ずれまではちょっと考えておりませんで、予算の範囲内でこういった結果になったということではございます。

以上でございます。

#### ○教育長（植村和信）

お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、閉校しましたけれども教育財産でございまして、したがって、普通財産に所管がえをしなきゃならないわけではございますが、現在、県の教育委員会と協議をしまして、その手続中でございます。

以上です。

#### ○21番（徳峰一成議員）

3回目ですけども、手続中でありますという一つの対応の説明であっても、私はそれはやはりおかしいんじゃないかという観点から疑問を呈しているんです。今現在、もう既に市長部局の企画課のほうで予算提案がされて、今予算審議中なんです。ですから、財産の移行というのが事後承認になるんです。事後承認です。これはおかしいでしょう。議会審議というのは、原則に基づいて審議するのが議会審議なんです。口はばった言い方ですけど。ですから、例外的な面に目をつぶっての議会審議では議会としての意味がなくなっちゃうか。ですから、基本的な点で、私は疑問を呈して質問をしているんです。これはもう率直に言って、ほかの北中とか、南之郷中学校についても指摘できるかもしれません。だから、これは本当おかしいんです。これは先ほど言いましたように、第二義的には市長のほうにも問題と責任があると思うんです。だから、そういったことをお互い協議した上でしっかりやってないわけだから。だから、これはもう早急にさせていただきたいと思っております。いただきたいというより、していかねばいけないと思っております。ここは早急に。これは教育長と市長、両方、一言でいいから、今後2つの中学校のこともありますので、答弁をしてください。基本の基本だから、これはもう。

#### ○市長（池田 孝）

企画課長が述べましたように、初めてこのような取り組みをするところでありまして、ですので、最初、募集するときには教育委員会のほうでして、決定して、企画課でという形になったところですが、いろいろと手落ちがあったかというふうに思います。今後このようなことがないように十分連携をとりながら、また県のほうなども十分御指導を受けながら進めてまいりたいと思っております。今回はこのような形

になりましたけれども、お許しいただきたいというふうに思います。

○教育長（植村和信）

おっしゃるとおり、手順等をしっかり踏まえて進めていかなきゃならないところでございますが、今できるだけ早急にということで手続を進めているところです。今回の御指摘は十分生かしてまいりたいと思います。

（「1回目の質問の中で無償提供ということになっています。建物も土地もです。それが現在の条例で改修を進めていかれても全く問題がないのかどうかという点で答弁してください。なかったらもうなかったでいいですけど」と言う者あり）

○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

今回の財部南中につきましては、企業誘致という観点で無償貸し付けという内容で募集しましたので、そのとおりに行っているところでございます。

以上です。

（「全く問題ないということですね。条例上も」と言う者あり）

○企画課長（岩元祐昭）

ないものと考えております。

（何ごとか言う者あり）

○企画課長（岩元祐昭）

これで問題ないと考えておりますけれども、再考したいと思っております。

以上です。

○議長（谷口義則）

次に、五位塚剛議員の発言を許可いたします。

○16番（五位塚剛議員）

私が質問しようと思ったことをまた徳峰さんが質問いたしましたけど、質問を、質疑をしたいと思います。

まず、23ページの今の企業誘致の件でございます。この間の説明を求めるということで出しておりましたけど、昨日の山田議員の一般質問で出ましたから、もう経過はやめたいと思います。ただ、教育長に質問したいと思います。この財部の南中学校について、一般質問でしましたけど、募集期間が非常に短かったということ、また無償提供であるということ、非常に問題があるから再検討しなさいと私は言いました。そしたら、教育長はちゃんと再検討しますと言われました。再検討されたのかお答え願いたいと思います。

それと、この今出ました無償貸し付けの問題。私は、条例上、無償貸し付けがで



きるという条例が私はないと思っております。今、企画課長は、問題はないというような表現をされました。問題がないということをはっきりと言うんだったら、条例のどこで無償貸し付けをして問題ないというふうになっているのか明らかにしていただきたいと思えます。

次に、25ページの恒吉の今回のトイレの改修工事でございます。地域の人たちの要望があって改修することは大変いいことだと思えます。これは絶対しなけりゃならないと私も思えます。ただ、やり方の問題で質問いたします。ここで、全体1,200万の一般財源を使うんですけど、トイレの建屋をつくるのに、何で60万をかけて設計委託をしなけりゃならないんですか。それをお答えください。それと、このトイレをつくるのに合併浄化槽の10人槽をしても、入れても、何で800万なんですか。私には全く根拠がわかりません。地域の人たちがグラウンドゴルフをしたりして、その分の建物を、そんな大規模な物をつくらなきゃならないんでしょうか。説明を求めたいと思えます。

次に、26ページの車の車両購入費です。当初予算のときも、前のときも言いましたけど、市長の車を初め、もう壊れて、耐用年数が切れて、どうしても必要だというのは、それはわかるから、それはそれなりのものをしなけりゃならないんですけど。今回の場合が、議長車がメインであって、あいているときは副市長も使うということでの表現でありましたけど、22万km乗ってるから、2月で車検が切れるからということでの説明ですけど、これは、私は説明にならんと思うんです。まして431万5,000円の、これ車です。今どきプリウスだって、ホンダのフリードだって、ハイブリッドで250万あれば買えるんです。なんでこんな贅沢なのを買おうとしてるんですか。もうちょっと、財政が厳しいんだから節約をしよう、というふうになぜならないのか。財政課長がいいと決めたんですか。市長が決めたんですか、それとも議長がお願いしたんですか。

やっぱり、議長もできたら、今までも全協あるんだから、一言こうなんだということは、せめて、きょうの本会議で明らかになるようじゃ、ちょっとみんななんでだと思えますよ。もしコメントがあったら議長も一言、そこからでも答弁してもらえばありがたいですけど。なんでこんな高価なの買わなきゃならんのか。それをなんで市長認めるのか。ちょっとお答えください。

あと、先ほど徳峰議員が質問しました、この23ページのこの、ここでは企画で出てますけど、今言われました、この教育委員会の財産であるのに普通一般会計で予算が出て来て、これが今のこの日本の法律、またこの私たちが今審議している市の条例上執行ができるのかという、要するに、ここに予算を組んでて執行はできるのか。教育委員会のほうにできるのか。お答えいただきたいと思えます。

例えば、ことしの一般会計当初予算の中で末吉の総合センター管理費で、総合センターの空調設備工事で8,700万の予算をとってますけど、これはちゃんと款項目で教育費の中の社会教育費の、末吉総合センターの管理費の中で予算を組んでるんです。中学校の改築もやっぱり教育委員会の中で組んでるんです。それだから今予算はとおって、執行今してるんです。それを、別なところで予算組んで、執行はできるんですか。私はできないと思うんです。だから、できないと私は思うんだけど、できるんだっちはっきりとまず説明していただきたいと思います。以上です。

#### ○教育長（植村和信）

財部南中の件でございますが、再検討をなさいということで、私のほうで再検討をするというふうに答えたわけでございますが、確かに再検討をしたわけでございますが、すでにもう募集をかけておりまして、その最中でありました。そういうことで、このまま進めるしかないということで進めたところでございます。

#### ○大隅支所長兼地域振興課長（小濱義洋）

お答えいたします。25ページの普通財産管理費についての60万円の設計額がなぜ必要かということと、800万円の根拠ということでございますが、設計につきましてはそれぞれ建設課の技術者の方にお問い合わせをいたしますが、これらの業務も非常に建築の係も多いというなことから、この設計については委託という形をお願いをしてるところでございます。

それと、800万円の根拠ということでございますが、これにつきましては、現在30人槽を予定をいたしております。それと、トイレの数につきましては25ページに記載してるとおりでございますが、それに倉庫約6m<sup>2</sup>を含めた建物、18m<sup>2</sup>を建築しようということでございます。それと、この内に約60万については、老朽化しております倉庫がございますので、この倉庫の取り壊し費用が予定しているところでございます。以上でございます。

#### ○企画課長（岩元祐昭）

申しわけありません。使用料の無償貸し付けの件だと思いますけど、私もいろいろと調べてはありましたけれども、私ども無償貸し付けといいたいまいしょうか、使用料の行政財産の使用料減免というのがあります。その5条の中で使用料の減免というようなことで、市長が必要があると認めたときには、減額免除できるという項ができましたので、この項の規定に基づいて、無償貸し付けというようなことで理解したところでございます。以上です。

#### ○財政課長（池之上幸夫）

お答えいたします。車の購入の件ですけれども、今回441万7,000円してありますが、今、今回車検切れがしようとしているのが、クラウンロイヤルサルーンという

車種でございます。そしてまた今回ここに計上しましたのが、同じクラウンロイヤルサルーンでございます、ただ違いますのは以前のものが3,000ccでございます。今回2,500ccということで少し落としておりますけれども、これにかかわるものがございます。以上でございます。

#### ○企画課長（岩元祐昭）

済みません、1つ漏れておりました。南中の改修の件ですけれども、できるものと理解いたしております。以上です。

#### ○16番（五位塚剛議員）

まず、南中のこの改修工事でございますが、建物は人のほうの建物に、別なところの予算を持ってきて予算化するという。これはだから、普通財産と教育財産とはまるっきり別なんですよ、今のところ。だからこれは、基本的には予算のとり方はおかしいという認識に立たれたと思うんです。立たれてなかったら私らも質問しませんよ。立たれてると思うんです、予算のとり方が。だったら、今普通財産にするように県と協議中という説明ありました。

少なくともこの定例の議会中に、普通財産にちゃんと戻しますという説明、言明をここでするならば、私たちは審議する対象になると思うんです。もしそれができないんだったら、私はこのことが、一般的に全国の自治体でこんなことはあつてはならないし、ないと思うんです。それができるって今、企画課長は言いましたけど、本当にできますか。直さない中でできますか。それをちゃんとはっきりしていただきたいと思います。

それと、教育長。今回は教育委員会の責任において、早くあとの利用のことを募集かけたということで、責任があると言われました。サイバーウェーブとD I Oジャパンですけど、地元の人たちは南校区の人たちは、できたらあの中学校の跡地にお年寄りを含めた人たちの、安い老人ホーム的なものをつくってほしいという要望が、私はあったと思うんですけど、要望はなかったですか、その確認です。要望がなかったっていうなら、はっきり言ってください。もちろん私はあったと思ってますけど。

それと、この募集かけて一定期間が終わった。その後ですよ、その後、地元の校区の人たちを集めて、協議会があるわけですから。南校区の方々に、実はこういう募集やって、当局としてはこの人たちを来てもらうつもりでいますよという、ちゃんと説明をしたのか、承認をもらったのか。確認を求めたいと思います。

次に、車の購入の問題です。私が今乗ってる車は3年前に購入しまして、今6万7,000走ってます、3年で。前の車は軽で21万走りました。今の日本の車というのはものすごく耐用年数も長くて、距離数も乗れるんです。ディーゼルは一般の私た

ちの、この仕事をする人たちで40万km乗れるんです、今、40万km。バスは60万、100万km。これが現状なんですよ。22万km乗ったからもう距離で判断されたんですか。それともどっかエンジンの故障があるとか、なんかあるんですか。決して車を買うなという、更新するなといってるんじゃないですよ、議長。やっぱり必要でしょうから、公用車を持つ議長としてもですね。買うなとは言いません。だけど、その根拠と、何で400、何もかもいれたらこれ450万ですがね。議長もいいの乗ってらっしゃいますけど250万ぐらいだったと思うんですね。プリウスでもハイブリッドで250万で買えるんです。

だから、仮に予算がとおったとしても、そういう、もうちょっと努力するということが、全く見えないんです、私たちには。誰か答えてください。仮に予算とおるでしょうけど、この予算どおりにはしないよということですよ。仮に、議長と副市長2人乗っても運転手入れて4人ですがね。4人どこに行かれるかわかりませんが、一般的なハイブリッドで十分ですがね、250万で。それができないんですか。お答えいただきたいと思います。

あと、このトイレの問題ですけど、大隅の課長、建設課の技術の方が忙しいから、測量委託出すということでしたけど、便所の、こういう倉庫するのに、2晩ありやできます、設計は。そんな優秀な人がいっぱいいますが。今までも振興住宅は設計してますがね。こんなの設計委託出す、建設課長がそうしたほうがいいって言ったんですか。建設課長が答えてくださいよ。こんなの、設計で60万。ちょっともう信じられないですよ、こんなこと。私たちは、市民が本当に今苦しいですよ。一般財源ですがね、これ全部。優秀な技術者いっぱいいますがね。それでも足りないっていうんだったら、技術者ふやせばいいですよ。こんなこと毎年、こんなことで60万、100万の設計ばっか出してたら、幾らあっても足りません、予算は。はっきりさせてください。私はこれは、こんなの認めるわけいかん。特殊な事業だったらわかります、特殊じゃないですがね。はっきりとお答えください。

#### ○副市長（中山喜夫）

予算組みのことについて、まずはお答えしたいと思います。企画課長が問題ないと、そんなふうに報告いたしましたけども、もちろんこの教育財産です今は、それが普通財産に変わっておりませんので、厳密に言えば、今議員が言われるとおりで思っております。私は監督する係として、この点はお詫びを申し上げたいと思います。

今、実情は県のほうへ出向いて、いろいろと協議の結果、教育財産を民間の企業に転貸するというような形で、今交渉中でありまして、その内容はもう確実に、それはそういうふうにしてよいというようなことになってるようでございますので、

もしそういうものをつけろと言われるのであれば、そういうのをつけて、これを認めていただきたいと思います。

ただ、厳密にこれが無効かということ、私はそうでもないんじゃないかと思っております。現に、決算統計では例えばですよ、食料費などは総務費で全部こうまとめて組む場合があります。それをほかのところで使えないかということ、それはありませんで、当然その費目に組むべきところに、それは組まなければならないという不合理も出てまいりますので。決算統計の時には、今のこれがもし教育費のほうで集積されるべきものであるとすれば、そのとき分けて分析すればいいわけでありまして、今予算が無効になるかということ、私は無効にならないのではないかと。しかしそれは適当じゃなかったということで、お詫びを申し上げるところであります。そういう考え方で、1つお許しをいただければと考えておるところであります。

それと、公用車の件でありますけれども、一応こちらで考えてる案できょうは提案して、その金額でしておりますので、この辺はもう少し今議員も御指摘がありましたので、そういう方向で考慮してみたいと考えております。以上です。

#### ○大隅支所長兼地域振興課長（小濱義洋）

この程度の設計に、ということでございますが、これについては、私ども一応この計画をする段階におきまして、建設技術者のほうと協議をいたすわけでございますけれども、その中で一応設計費用という形でありましたので、今回お願いをしておりますところでございます。以上でございます。

#### ○財政課長（池之上幸夫）

1つ訂正をお願いしたいと思います。先ほど車のことで、今あるのが3,000ccで、今回買うのが1,500ccと言ったみたいで。

（「2,500よね」と言う者あり）

#### ○財政課長（池之上幸夫）

ですよ。2,500ccと申し上げたと思ったのが、ちょっと違うというのが出てきたもんですから。2,500ccでございます。済みません。

#### ○教育長（植村和信）

お尋ねの、地区から校区からの要望はなかったのかということでございますが、個人的な意見は確かにあったところでございますが、要望とまでは至らなかったというふうに思っております。それから、地区別の協議会がございまして、8月の末に地区別財部南地区の協議会を開催しまして、きちんと説明をして、それは大変いいことだというふうに喜んでもらったというふうに思っております。

#### ○建設課長（高岡亮蔵）

今、設計費それからその工事費について、技術者がいるが自分たちでできないか

ということでございます。建設課のほう、ことしから建築技術者がふえて、末吉のほうに集まりまして6名でやっております。その中で当初予算の段階で、その抱えている事業費というのが25億ほどございます。件数にして100件ほどございますが、細かく事業を発注する中で、これがまたかなりふえていくというふうに考えております。

その中で技術者も大きな仕事も抱えておりまして、このトイレ自体は2日というわけには、もう多分いかないと思いますけれども、いろいろやりくりしながらやっておりますが、なかなかそのじっくりといえますか、こつこつとやるような時間がとれず、日々のいろんな打ち合わせ、設計の打ち合わせ等にも追われております。

また、来年度予算に向けましても、その積算等が全て建設課のほうに依頼されてまいります。そういったことに対しても、今一生懸命対応をしているところでございます。そういったことで、なかなか仕事を回していくっていいですか、そういう中では、若干の委託料をいただきたいということを考えております。執行につきましては、節約する方向で検討してまいりたいと思います。

#### ○16番（五位塚剛議員）

2点ほど質疑したいと思います。やはりこの財部のこの事業については、私は少なくとも、今回の最終本会議までに普通財産のほうにちゃんと移転をさせる、これは市の仕事ですから、県はいいといってるんだったら、あとは市がするだけですがね。それはちゃんとしていただきたいと思います。それを、もししてなかったら、これは私は本当に大問題だと思っております。その努力をするかということだけを1点だけ。

それと、設計について、業務がたくさんあるからできないんだという表現ではございました。市長、あれでいいと思いますか。こういうトイレの改修工事をするのに、技術者が6人も集まっているのにもかかわらず、できないということを平気で本会議で答弁させる。私は大問題だと思えます。それはやっぱり、トップがなるべく節約させるという観点に立たん限りだめなんです。大体事業費の5%が設計費です。今からいろんな事業をやって、この設計委託だけで大変な費用がかかるんです。だから、やはり、それでも設計の技術者が不足してるというんなら、入れるべきです。それによってカバーしながら、近いうち退職するのが何人もいますがね、そしてたらどうするんですか、丸投げですよ、業者に。だからこれは、ぜひ予算がおつたら委託するんじゃなくて、自分たちで努力をするということを、市長、この2点だけはっきりさせてください。

#### ○副市長（末廣光秋）

設計の予算のことでございますが、今議員のほうから御指摘があるところでござ

いますが、私どもも予算査定をする段階で、いろいろこの技術者の状況等を把握しながら、査定をいたしているところでございます。今回のことにつきましても、市長のほうからもそういう指示があったところですが、私の担当でございますので、技術のほうは、担当係のほうと調整をいたしたところでございます。

先ほど建設課長が申しあげましたように、多岐にわたるといことで、どうしても設計が自分たちでできないという状況でございましたので、私のほうでこの査定段階で要求額を査定しまして、現在の金額で予算額でお願いをいたしているという状況でございますので、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○企画課長（岩元祐昭）

今の南中の財産の移管ですけれども、会期中に実現したいと思えます。以上です。

○議長（谷口義則）

以上で通告による質疑は終わりました。ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第52号は、配付いたしております議案付託表のとおり各常任委員会に付託します。

---

日程第9 議案第53号 平成24年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正について（第2号）

日程第10 議案第54号 平成24年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算の補正について（第2号）

日程第11 議案第55号 平成24年度曾於市公共下水道事業特別会計予算の補正について（第2号）

日程第12 議案第56号 平成24年度曾於市水道事業会計予算の補正について（第2号）

○議長（谷口義則）

次に、日程第9、議案第53号、平成24年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正（第2号）についてから、日程第12、議案第56号、平成24年度曾於市水道事業会計予算の補正（第2号）についてまで、以上4件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案4件は、配付いたしております議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第13 報告第5号 平成23年度曾於市健全化判断比率の報告について

日程第14 報告第6号 平成23年度曾於市公共下水道事業特別会計及び平成23年度曾於市生活排水処理事業特別会計資金不足比率の報告について

○議長（谷口義則）

次に、日程第13、報告第5号、平成23年度曾於市健全化判断比率の報告について及び、日程第14、報告第6号、平成23年度曾於市公共下水道事業特別会計及び平成23年度曾於市生活排水処理事業特別会計資金不足比率の報告についてまでの2件を、一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○市長（池田 孝）

日程第13、報告第5号から日程第14、報告第6号まで一括して説明いたします。

まず、日程第13、報告第5号、平成23年度曾於市健全化判断比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、第3条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて報告いたします。

初めに、普通会計の赤字割合を示す実質赤字比率であります。実質収支額が5億3,343万446円の黒字であることから数値はありません。次に普通会計に公営企業会計を加えた、連結実質赤字比率であります。全ての会計で黒字決算となっていることから数値はありません。

次に、収入に対する地方債の返済額を示す実質公債費比率であります。本市の比率は11.1%となっており、早期健全化基準である25%を下回っております。次に、特別会計や一部事務組合を含めた、地方債等の将来負担割合を示す将来負担比率であります。本市の比率は13.8%となっており、早期健全化基準である350%を下回っております。本市では財政4指数指標のいずれも基準以下となりました。

次に、日程第14、報告第6号、平成23年度曾於市公共下水道事業特別会計及び平成23年度曾於市生活排水処理事業特別会計の資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて報告いたします。

まず、曾於市公共下水道事業特別会計の資金不足比率についてであります。歳入額3億6,280万9,589円に対しまして、歳出額が3億5,455万3,383円となり、剰余金は820万6,206円となりました。よって資金不足比率は生じていないところであります。



次に、曾於市生活排水処理事業特別会計の資金不足比率であります。歳入額が9,844万2,795円に對しまして、歳出額が9,665万7,699円となり、剰余金が178万5,096円となりました。よつて資金不足比率は生じていないところであります。

以上で、日程第13、報告第5号から日程第14、報告第6号まで一括して説明いたしましたが、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○議長（谷口義則）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

報告については以上で終わります。

ここで10分間休憩いたします。

—————・—————  
休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時08分  
—————・—————

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

- ・—————
- 日程第15 認定案第2号 平成23年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について
  - 日程第16 認定案第3号 平成23年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 日程第17 認定案第4号 平成23年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 日程第18 認定案第5号 平成23年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 日程第19 認定案第6号 平成23年度曾於市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 日程第20 認定案第7号 平成23年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（谷口義則）

次に、日程第15、認定案第2号、平成23年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第20、認定案第7号、平成23年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの、以上6件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○市長（池田 孝）

日程第15、認定案第2号から日程第20、認定案第7号まで、決算認定案6件について説明いたします。地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定をお願いするものでありますが、関係書類といたしまして、平成23年度決算書、決算に関する説明資料として、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、主要施策の成果及び予算執行報告書、決算及び資金運用状況審査意見書を付して、提案するものであります。

それではまず、日程第15、認定案第2号、平成23年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。本市の平成23年度当初予算編成は、活力に満ち、心豊かでいつも夢と希望の持てる元気な曾於市の創造を目標とし、旧3町の均衡ある発展を図るため、施策の実現に向けて取り組むことを予算編成の基本方針としましたが、合併特例債や普通交付税の合併算定替えなどの、国による合併支援がほぼ終了する平成28年度以降に向けて、徹底した歳出削減を図りながら、限られた財源を効果的に活用し、最小の経費で最大の効果が達成できる予算となるよう編成し、職員一丸となって予算執行に取り組んでまいりました。

平成23年度の予算規模は、当初予算は219億4,700万円でしたが、その後9回の補正を行い、最終予算額は228億3,137万5,000円となりました。なお、繰り越し予算を含んだ予算現額は238億6,370万1,000円となったところです。

決算の概要は歳入総額240億355万8,962円、歳出総額233億8,421万1,516円で、歳入歳出差し引き額は6億1,934万7,446円となりました。歳入歳出差し引き額から平成24年度への継続費繰越額552万6,000円、及び繰越明許費繰越額8,039万1,000円を差し引いた実質収支は5億3,343万446円となり、地方自治法第233条の2の規定に基づき、財政調整基金へ2億7,000万円を積み立てましたので、平成24年度への繰越金は2億6,343万446円となりました。

歳入決算額の主なものは、地方交付税96億2,326万5,000円、市税29億4,009万4,088円、市債39億150万円、国庫支出金25億3,398万7,762円、県支出金24億6,772万4,618円です。歳出決算額の主なものは、民生費65億2,732万3,815円、公債費33億4,030万4,107円、総務費28億7,148万3,007円、農林水産業費25億4,958万5,143円です。普通建設事業費の主な事業としては、消防センター整備事業や財部中学校校舎不適格改築事業、地域振興住宅建設事業、市道整備事業等を実施しました。

財政分析及び財政指数については、平成21年度からの3カ年の決算額や決算統計の数値、及び平成19年度からの5カ年間の財政健全化比率の状況や基金残高、市債残高等の推移を含めて、報告をさせていただいております。

次に、日程第16、認定案第3号、平成23年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。国民健康保険制度は長期的な安定運営を確保していくため、随時、法の改正が行われ、国保財政の健全化を図りつつ現在に至っています。平成23年度については、中間所得層の負担を軽減するために、国民健康保険税の課税限度額について、医療費分及び後期高齢者医療支援金分をそれぞれ1万円、介護給付金分2万円、あわせて4万円の引き上げを実施しました。

医療費については、加入者の高齢化等を背景に依然として増加傾向にあるため、生活習慣病の早期発見、早期予防を図るための特定健康診査及び特定保健指導事業等を充実させるとともに、受診率向上の一環で特定検診とがん検診を組み合わせたミニドックを実施しました。

一方、40歳代からの受診率向上のため、35歳から39歳までの早期介入健康診査保健指導を実施しました。また、医療費適正化及び重症化予防のための医療費分析を行ったところです。

決算の概要については歳入総額61億7,976万1,221円、歳出総額61億1,729万7,705円となり、歳入歳出差し引き額は6,246万3,516円になりました。しかし、単年度における実質的な収支は、前年度繰越金6,363万3,023円及び法定外繰入金2億8,000万円を差し引き基金積立金1億8,000万円を加えると、1億116万9,507円の赤字となったところです。

次に、日程第17、認定案第4号、平成23年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。平成20年4月1日からこれまでの老人保健法の医療制度が変わって、高齢者の医療の確保に関する法律に係る75歳以上及び65歳から74歳で一定の障害のある方を対象とした、後期高齢者医療制度が施行されました。これまでの制度では、被保険者は国保あるいは社保に加入しており、自治体や社会保険事務所等が保険者でありましたが、施行後は各都道府県ごとの後期高齢者医療広域連合が保険者となり、保険料の制定や医療費の支払い等を行っています。市町村は所得割と均等割をもとに、被保険者1人1人に賦課された保険料の収納と保険証交付等の窓口業務を行ってきたところです。

決算の概要については歳入総額4億7,641万4,695円、歳出総額4億7,454万1,505円となり、歳入歳出差し引き額は187万3,190円となりました。繰越額については出納整理期間中の23年度分保険料等であり、平成24年度会計で広域連合に納付するものです。

次に、日程第18、認定案第5号、平成23年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。我が国では、少子高齢化が急速に進みつつあり、21世紀の半ばには国民の3人に1人が65歳以上という、超高齢化社会の到来が予想

されています。このような中、社会全体で要介護者等を支援する仕組みとして、介護保険制度が施行され12年が経過しました。この間には見直しもなされ、介護サービスのみでなく、要介護者抑制のために介護予防にかかわる事業及びサービスが進行しているところです。平成23年度の当初予算の編成は第4期計画の3年度に当たることから、介護保険事業計画の介護度別サービス利用計画を参考にするとともに、従来からのサービスに加えて、介護保険法改正に伴い創設された介護予防及び訪問給食サービス等を目的とした、地域支援事業に係る費用等を合わせた予算を措置し実行しました。

決算の概要については歳入総額47億632万1,611円、歳出総額44億7,101万8,417円で、歳入歳出差し引き額は2億3,530万3,194円になりました。なお、実質単年度収支は前年度繰越金3億2,851万6,304円、及び基金繰入金989万5,931円を差し引き基金積立金3,007万6,092円を加えると、7,303万2,949円の赤字になったところです。

次に、日程第19、認定案第6号、平成23年度曾於市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。下水道は生活環境の改善のみならず、河川等の公共用水域の水質を保全するためにも重要な施設です。本市では、平成9年度より事業を開始しており15年が経過しています。曾於市下水道浄化センターの1期工事が完成し平成15年度末に供用開始を行い、平成15年度より2期区域の工事を進めながら、下水道への接続を推進しているところです。平成23年度事業は、枝線管渠9工区を施行しました。これにより幹線管渠5,090.78m、枝線管渠3万9,992.79m、管渠総延長4万5,083.57mが整備されたこととなります。下水道浄化センターにおいては、計画処理水質を上回る良好な運転をし、接続戸数も計画に沿って伸びています。

当初予算額は3億9,702万8,000円でありましたが、その後の補正により最終予算額は3億5,687万2,000円になりました。決算額は歳入3億6,280万9,589円、歳出3億5,455万3,383円で、歳入歳出差し引き額は825万6,206円となりました。

次に、日程第20、認定案第7号、平成23年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。近年の生活様式の多様化に伴い、河川や湖沼などの汚濁は生活排水、とりわけ台所や風呂等からの未処理の生活雑排水が大きな原因となっていることから、その適切な処理が重要な課題となっています。このようなことから、生活排水対策をさらに効果的に推進するため、曾於市財部町の地域の特性に最も適した、効果的かつ財政的に負担の少ない浄化槽市町村整備推進事業に、平成14年度から着手しているところです。

事業導入から10年目の平成23年度は、設置した浄化槽の維持管理、法定検査の実施、使用料の徴収ならびに浄化槽設置工事に係る入札執行、現場指導監督に取り組

みました。平成23年度は設置基数50基の目標を立て推進したところ、5人槽54基、7人槽5基、10人槽1基、35人槽1基の計61基を設置しました。決算の概要は歳入総額9,844万2,795円、歳出総額9,665万7,699円となり、歳入歳出差し引き額は178万5,096円となりました。

以上で、日程第15、認定案第2号から日程第20、認定案第7号までの決算認定案6件について説明いたしましたが、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。以上で終わります。

**○議長（谷口義則）**

以上で本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は9月25日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

---

散会 午後 2時25分

平成24年第3回曾於市議會定例会

平成24年9月25日

(第6日目)

## 平成24年第3回曾於市議会定例会会議録（第6号）

平成24年9月25日（火曜日）  
午前10時開議  
場所：曾於市議会議場

### 1. 議事日程

（第6号）

- 第1 パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員会の調査報告  
（パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員長報告）
- 第2 陳情第4号 仮称パークゴルフ場・フラワー公園に関する陳情書  
（パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員長報告）
- 第3 陳情第8号 曾於市グラウンドゴルフ場【公認コース】建設要望についての陳情  
（文教厚生常任委員長報告）

（以下4件一括議題）

- 第4 議案第44号 曾於市暴力団排除条例の制定について
- 第5 議案第46号 曾於市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議案第47号 曾於市工業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議案第48号 曾於市定住促進住宅用地分譲条例の一部を改正する条例の制定について  
（総務常任委員長報告）
- 第8 議案第45号 曾於市そお生きいき健康センターの設置及び管理に関する条例の制定について  
（文教厚生常任委員長報告）

- 第9 議案第52号 平成24年度曾於市一般会計予算の補正について（第2号）  
（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・建設経済常任委員長報告）

（以下4件一括議題）

- 第10 議案第53号 平成24年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正について（第2号）
- 第11 議案第54号 平成24年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算の補正について（第2号）
- 第12 議案第55号 平成24年度曾於市公共下水道事業特別会計予算の補正について

(第2号)

第13 議案第56号 平成24年度曾於市水道事業会計予算の補正について(第2号)  
(文教厚生常任委員長・建設経済常任委員長報告)

第14 認定案第2号 平成23年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について

(以下7件一括議題)

第15 認定案第3号 平成23年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第16 認定案第4号 平成23年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

第17 認定案第5号 平成23年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第18 認定案第6号 平成23年度曾於市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第19 認定案第7号 平成23年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第20 認定案第1号 平成23年度曾於市水道事業会計決算の認定について

第21 議案第51号 平成23年度曾於市水道事業余剰金の処分について

第22 発議第3号 曾於市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

第23 発議第4号 「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書案

第24 発議第5号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書案

第25 議員派遣の件

(第6号の1)

第1 閉会中の継続審査申出について(建設経済常任委員長)

第2 閉会中の継続調査申出について  
(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・建設経済常任委員長・議会運営委員長)

2. 出席議員は次のとおりである。(21名)

1番	今 鶴 治 信	2番	九 日 克 典	3番	八 木 秋 博
4番	土 屋 健 一	5番	山 下 諭	6番	原 田 賢一郎
7番	山 田 義 盛	8番	大川内 富 男	9番	西 川 熊 則



10番	大川原 主 税	11番	吉 村 幸 治	12番	( 欠 員 )
13番	渡 辺 利 治	14番	海 野 隆 平	15番	久 長 登良男
16番	五位塚 剛	17番	漆 間 純 明	18番	大 津 亮 二
19番	迫 杉 雄	20番	坂 口 幸 夫	21番	徳 峰 一 成
22番	谷 口 義 則				

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 栄 徳 栄一郎 次長 小 濱 昭 二 係長 田 平 五月男  
 参事補 山 口 弘 二 参事補 宇 都 正 浩

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (26名)

市 長	池 田 孝	教 育 長	植 村 和 信
副 市 長	中 山 喜 夫	教育委員会総務課長	安 田 徒 務
副 市 長	末 廣 光 秋	学 校 教 育 課 長	森 山 勇
総 務 課 長	大 窪 章 義	社 会 教 育 課 長	中 峯 健 一 郎
大隅支所長兼地域振興課長	小 濱 義 洋	市 民 課 長	切 通 宏
財部支所長兼地域振興課長	川 崎 幸 男	福祉事務所長兼福祉課長	今 村 浩 次
企 画 課 長	岩 元 祐 昭	保 健 課 長	大休寺 拓 夫
財 政 課 長	池之上 幸 夫	経 済 課 長	富 岡 浩 一
税 務 課 長	山 口 十 蔵	耕 地 課 長	吉 田 誠 得
会計管理者・会計課長	精 松 実 隆	畜 産 課 長	神宮司 寛
監 査 委 員 事 務 局 長	真 方 清 治	建 設 課 長	高 岡 亮 蔵
農業委員会事務局長	堀之藪 訓	水 道 課 長	福 岡 隆 一
大隅支所産業振興課長	野 村 春 夫	代 表 監 査 委 員	佐々木 良 昭

○議長（谷口義則）

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

---

日程第1 パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員会の調査報告

○議長（谷口義則）

日程第1、パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員会の調査報告であります。

特別委員長の報告を求めます。

○パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員長（渡辺利治）

パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員会の調査報告書、第7回特別委員会を平成24年9月19日に開き、執行部の出席を求め、パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員会委員全員によって審査をいたしました。審査の過程では委員より次のような意見がありました。

一つ、この事業におけるフラワーパークについては、多額の維持管理費が必要であり、実施すべきではない。

一つ、特別委員会でも胡摩地区周辺のハエ取り調査、臭気調査を実施してきたが、当該地区は畜産施設等が集中しており異臭がひどいという先入観があったが、ハエ等の数も思ったより少なく、臭気についても一部の地区ではやや臭気があったものの、ほとんどの地区において臭気は感じなかった。この事業は胡摩地区で進めるべきである。

一つ、規模を縮小して事業を進めるべきである。

一つ、曾於市の人口は年々減少しており、今後観光による市外からの交流人口の増加を図らなければならないがゆえに、まちおこしの拠点として推進し、観光及び雇用等の面でもこの事業は必要な事業である。

一つ、パークゴルフ場及びグラウンドゴルフについては建設してよいが、フラワーパークは成功した例がなく中止すべきである。

一つ、特別委員会では、県外県内の先進地研修及び市内の施設等の調査並びに胡摩地区周辺のハエ取り調査、臭気調査等を実施してきた。これ以上の調査は必要でない。また、意見も出尽くしたので、本事業の場所について採決すべきである。

一つ、胡摩地区は畜産施設が多く、畜産振興を推進すべき地区であることから、場所を変更しても事業を進めるべきである。ほかにも類似する意見も多く出されま

した。

以上の結議を踏まえて、本委員会では本事業の場所の適否について採決することになり、その結果、賛成少数で末吉町胡摩地区は不適地であると決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（谷口義則）**

以上で、パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員会の調査報告を終わります。

---

**日程第2 陳情第4号 仮称パークゴルフ場・フラワー公園に関する陳情書**

**○議長（谷口義則）**

次に、日程第2、陳情第4号、仮称パークゴルフ場・フラワー公園に関する陳情書を議題といたします。

本件については、パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。特別委員長の報告を求めます。

**○パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員長（渡辺利治）**

パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員会付託事件審査報告、パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員会に付託された陳情1件を9月19日に委員会を開き、執行部の出席を求め、慎重に審査した結果、結論を得ましたので報告いたします。

1、陳情第4号、仮称パークゴルフ場・フラワー公園に関する陳情書、本陳情は曾於市財部町南俣607番地永吉 正氏から提出されたものであります。この陳情の要旨は曾於市が観光イメージづくりに取り組み、地域の魅力拡大を図るためには豊かな農村交流を促進する施設や、楽しさ溢れる観光イベント等の組み合わせが重要であると考えます。

仮称パークゴルフ場・フラワー公園計画は、健康、自然、産業、観光振興等と密接につながり、連携が図れる機能を持つことにより、曾於市振興のかなめとして期待されます。よって、曾於市の特性を生かした地産地消とネットワーク形成を図り、観光、触れ合いの拠点として、交流人口の増加による経済効果が期待できるような規模の計画を要望するものであります。

審査過程では、曾於市の人口は年々減少の過程をたどっており、今後この事業を通じて観光による市外からの交流人口の増加を図り、まちおこしを推進することが不可欠であり、雇用等の面でもこの事業は必要な事業であると意見がありました。

本委員会では、採決の結果、本陳情は賛成多数で採択すべきものと決定いたしま

した。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口義則）

ただいまの特別委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○21番（徳峰一成議員）

共産党議員団は陳情の陳情第4号には反対をいたします。

一般論から言いまして、合併後の今後の曾於市について、観光をはじめとした施策を積極的に進めることは大事なことであり、またもちろん賛成であります。しかし、今回出されている陳情については、市が進めているフラワー公園、パークゴルフと一体となった形での文言の内容から見ても、陳情であり、そうした意味で賛成できません。

反対の第1点は、フラワー公園を要望している点でございます。これは、これまで再三論議しておりますが、フラワー公園は成功することがまず難しいといえ、賛成できません。あと、パークゴルフについては頭から否定する立場ではありませんけれども、我が曾於市のパークゴルフの愛好者が何名おられて、どういった要望が出されていて、そしてその上での建設であるのなら基本的には理解できるんです。そうしたまず出発点、実態の把握がされないまま事業だけが先行している。こうしたやり方はとても賛成ができません。そうした意味で、本陳情には反対であります。

○議長（谷口義則）

賛成の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより陳情第4号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本件に対する特別委員長報告は採択であります。本件は特別委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立多数であります。よって、陳情第4号、仮称パークゴルフ場・フラワー公園に関する陳情書は採択することに決しました。

日程第3 陳情第8号 曾於市グラウンドゴルフ場【公認コース】建設要望についての陳情

○議長（谷口義則）

次に、日程第3、陳情第8号、曾於市グラウンドゴルフ場【公認コース】建設要望についての陳情を議題といたします。

本件については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（大川内富男）

文教厚生常任委員会付託事件審査報告、文教厚生常任委員会に付託された議案4件及び継続審査中の陳情1件を9月14日に委員会を開き、執行部の出席を求め、慎重に審査した結果、議案4件、陳情1件についてそれぞれ結論を得ましたので報告いたします。

1、陳情第8号、曾於市グラウンドゴルフ場【公認コース】建設要望についての陳情、本陳情は、生涯スポーツとしてのグラウンドゴルフ愛好者が年々増加しており、各種大会への参加希望者もふえている状況下において、各地区の競技場も手狭になり、大会開催のために会場の確保や運営に苦慮していることに加えて、高齢者の福祉、並びに健康増進に資するとともに、本市で主要な大会が開催可能となることで、知名度の向上をはじめ、地域振興にも多いに貢献できるものとして、曾於市パークゴルフ場建設計画とあわせて、公認のグラウンドゴルフ場建設計画を求めるものであります。

平成24年1月11日に陳情者3人の出席を求め審査いたしましたところ、委員より①現在各町の協会員は何名か、②現在行われている末吉町の栄楽公園、財部町の城山公園、大隅町の弥五郎公園で対応できないのか、③曾於市のパークゴルフ場建設とあわせてとあるが、建設場所も含めてのことか等の質疑がありました。

これに対しまして、①については末吉町561名、大隅町786名、財部町120名、②については大きな大会になると参加者が500名から600名となるので、既存施設では到底運営が難しい、③については市が計画しているパークゴルフ場との併設にはこだわらない等の答弁でありました。

なお、この陳情は平成23年12月議会より継続審査となっていたものでありますが、

これまでの審査過程において大隅町、財部町は辛うじて運営できると思うが、末吉の栄楽公園は野球、ソフトボール、陸上競技場を兼ねた総合運動場であるため、末吉にその必要性が認められるとする意見、高齢者が多く準備等に時間もかかるので常設の公認コースが必要であるとする意見等が出されたところであります。

本委員会としては、慎重に審査を重ねた結果、本陳情の趣旨は賛同すべきとの意見で一致し、採決の結果、全会一致により採択すべきものと決定をいたしました。

以上であります。

**○議長（谷口義則）**

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（谷口義則）**

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（谷口義則）**

ほかに討論はありませんか。

**○21番（徳峰一成議員）**

陳情8号に共産党議員団は賛成をいたします。

4点にわたりまして、簡単に討論をいたします。この陳情は、私の所属する文教厚生委員会で昨年の12月以降、長期にわたりまして審査を行ってまいりました。ただいまの委員長報告にもありましたけれども、曾於市におけるこのグラウンドゴルフの愛好者は会員だけでも約1,500名という大変な数に上っており、私自身も最初から何とか陳情を採択できないものかと考えて、その立場で対応をいたしてまいりました。

第1点であります。最もこの陳情の内容で引っかかったのが、賛成できないのが陳情の中身にある曾於市のパークゴルフ場建設計画とあわせてということでした。この点については、昨年の12月の陳情者にお越しいただいた中の審査の中で、ただいまの委員長報告にもありますように、別に場所にこだわるものではないと明確な、そうした御意見が出されました。これが第1点であります。つまり、このパークゴルフと一体とした場所でなくてもよいということでもあります。

第2点目は、これもただいまの委員長報告にありましたけれども、大隅、財部、末吉の中で特に末吉の栄楽公園については、やはり場所的にもどんなものであるかという意見でございます。これは、文教厚生委員会の全員の意見でありましたけれども、ですから新たに末吉町内にグラウンドゴルフ場を建設するのもこれは必要か

なという立場で論議に参加いたしました。ただ、大事なのは結果として整備された場合に、一つは財政の許す範囲以内での整備でなければなりません。そしてもちろん利用者が多く来なければなりません。鹿屋を見ましても、利用者の90%が市内の方々であるからでございます。特にこの点で大事なのは、大隅町の弥五郎の里と財部町の城山の公園の今使われているグラウンドゴルフについても非常にまだまだ整備しなければならない箇所がありまして、末吉につくるとしてもこれは一体となってやらなければいけないと強く感じております。これも同僚議員も同じ意見でございました。ですから、今後過疎計画に入れる場合も一体となってこれは絶対やるべきでございます。末吉だけの事業が先行すべきではないといえます。

次に、あわせて大事なのはいろいろお聞きする中で、愛好者から、身近な地域のグラウンド場整備についての支援措置を行っていただきたいといった要望でございました。旧末吉町においては、これまでゲートボール場についても設置の補助がありましたけども、この点も今後考えていくべきじゃないかと思えます。いずれにいたしましても、そうした立場で本陳情には大局の立場から賛成をいたします。

○議長（谷口義則）

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより陳情第8号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本件に対する常任委員長の報告は採択であります。本件は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、陳情第8号、曾於市グラウンドゴルフ場【公認コース】建設要望についての陳情は採択することに決しました。

日程第4 議案第44号 曾於市暴力団排除条例の制定について

日程第5 議案第46号 曾於市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第47号 曾於市工業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について

て

## 日程第7 議案第48号 曾於市定住促進住宅用地分譲条例の一部を改正する条例の制定について

### ○議長（谷口義則）

次に、日程第4、議案第44号、曾於市暴力団排除条例の制定についてから日程第7、議案第48号、曾於市定住促進住宅用地分譲条例の一部を改正する条例の制定についてまでの、以上4件を一括議題といたします。

議案4件については、総務常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。総務常任委員長の報告を求めます。

### ○総務常任委員長（吉村幸治）

総務常任委員会付託事件審査報告、総務常任委員会に付託された議案5件を9月14日委員会を開き、執行部の出席を求め、慎重に審査した結果、議案5件についてそれぞれの結論を得ましたので報告します。

議案第44号、曾於市暴力団排除条例の制定について、この条例は平成24年5月7日に曾於警察署より依頼があり、曾於市としてもこのことに同調し、曾於市暴力団排除の機運を高めるために制定するものであります。警察の素案をもとに策定し、また暴力団排除という観点から個人を特定することは難しく、曾於市としては暴力団排除を推進する立場であり、できるだけ警察と情報を交換しながら進めていきたい。警察においても、事前の公開はできないが、それぞれの課において行事とか貸し付け等において疑問な点が出てきたときには、その一つ一つの事例について相談に乗り対応していくとの説明でありました。

以上、審査を終え、本案については特に意見、討論もなく、採決の結果、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第46号、曾於市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について、この条例は過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、国税にかかる減価償却の特例の拡充及び地方税の課税免除または不均衡課税に伴う措置の拡充が変更になったため、ソフトウェア業を削り、情報通信技術事業を追加するものであるとの説明でありました。

以上、審査を終え、本案については特に意見、討論もなく、採決の結果、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第47号、曾於市工業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について、この条例は企業誘致推進にあたり、工業設置等補助金の支給については製造業等の一部の業種を対象としているが、曾於市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例に伴い、この業種の枠を広げることで、今後の企業誘致を有利に行うた



めのものであるとの説明でありました。

以上、審査を終え、本案については特に意見、討論もなく、採決の結果、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第48号、曾於市定住促進住宅用地分譲条例の一部を改正する条例の制定について、この条例は定住促進住宅用地を分譲するにあたり、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律の暴力団員を契約者として対象外とし、また契約解除の対象者とするためのものであるとの説明でありました。

以上、審査を終え、本案については特に意見、討論もなく、採決の結果、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

**○議長（谷口義則）**

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（谷口義則）**

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、議案第44号、曾於市暴力団排除条例の制定について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（谷口義則）**

賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（谷口義則）**

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（谷口義則）**

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第44号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（谷口義則）**

起立全員であります。よって、議案第44号、曾於市暴力団排除条例の制定については原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号、曾於市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第46号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第46号、曾於市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号、曾於市工業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第47号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第47号、曾於市工業開発促進条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号、曾於市定住促進住宅用地分譲条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第48号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第48号、曾於市定住促進住宅用地分譲条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第45号 曾於市そお生きいき健康センターの設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（谷口義則）

次に、日程第8、議案第45号、曾於市そお生きいき健康センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（大川内富男）

議案第45号、曾於市そお生きいき健康センターの設置及び管理に関する条例の制定について、審査における主な質疑内容と結果を報告いたします。

本案は、そお生きいき健康センターの建設に伴い、曾於市末吉福祉施設メセナ会館の設置及び管理に関する条例を廃止し、末吉福祉施設メセナ会館と一体的な施設の維持管理を行うため、新たに条例を整備する内容であります。市民の健康と福祉の増進及び交流を図るとともに、生き生きと健やかでともに支え合う福祉のまちづくりを目指して、そお生きいき健康センターを曾於市末吉町二之方2342番地の2に設置するものであり、（1）健康増進及び福祉向上に関すること、（2）健康教育、健康相談及び福祉相談に関すること、（3）各種健診及び疾病予防に関すること、（4）食生活改善に関すること、（5）その他市民の健康及び福祉に関すること等の事業を行うものであります。

委員より、名称は公募したのかと質疑があり、公募はせず全職員より名称を募集し、保健課及び福祉課の職員約50名の投票により決定したとの答弁でありました。

また、年間の維持管理費は約1,750万円、使用料収入は約350万円を見込んでいる

との答弁でありました。市民にとってこの施設は大きな意義があるので、市民プール等とも連携し、総合的な利用が図られるよう望む意見がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上であります。

○議長（谷口義則）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第45号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第45号、曾於市そお生きいき健康センターの設置及び管理に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第52号 平成24年度曾於市一般会計予算の補正について（第2号）

○議長（谷口義則）

次に、日程第9、議案第52号、平成24年度曾於市一般会計予算の補正（第2号）についてを議題といたします。

本案については、各常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（吉村幸治）

議案第52号、平成24年度曾於市一般会計予算の補正について（第2号）（所管分）、本案の審査にあたっては、現地調査も行い審査をいたしました。

審査過程では、主に次のような質疑、応答がありました。

財政課の歳入では、前年度から繰越金当初予算5,000万円に対し、今回5,358万円を補正し、補正後の予算額は1億358万円となります。また、歳出の普通財産管理費は旧恒吉中学校水道施設改善及び便所等新築工事の設計業務委託料と、便所等新築工事費であるとの説明でありました。

便所等新築工事費について質疑があり、現在の計画では男子トイレの大が1基、小が1基、女子トイレの大1基の計画であるが、女子トイレ大の1基では対応できないのではないか、女子トイレの数をふやすなど再検討すべきとの意見がありました。

また、給水戸数は幾らかとの問いに、市営・市有住宅10戸、民間で9戸、恒吉小学校校長教頭住宅で2戸、合わせて21戸であり、それと恒吉小学校とプールを含めて利用しているとの答弁でありました。

次に、市民課の環境衛生費は小規模集落水道施設整備補助金において、新たに神牟礼地区の追加申請に伴うものであるとの説明でありました。委員より、この事業は山村地域にとってライフラインであり、戸数が少なくなればなるほど1戸当たりの負担金が多くなる。小規模水道によって山村地域を手厚く守るべきであり、今後補助率等もアップすべきであるとの意見がありました。

また、曾於市クリーンセンター管理費については、今後緊急な修繕が発生したときのための座置きであるとの説明でありましたが、委員より、今後において焼却炉等の多額の修繕が発生した場合は市民生活に密着するため、早急に対応すべきであるとの意見がありました。

次に、企画課関係では定住促進対策事業の住宅リフォーム危険廃屋撤去補助金申請等の実績に基づき、8月以降の見込み分2,858万6,000円の追加及び、企業誘致促進対策費では、株式デュオジャパン、有限サイバーウェーブ企業を誘致するため、旧財部南中学校の改修工事費8,214万4,000円の追加が主なものであるとの説明でありました。なお、予算は総計予算主義であり、長期計画に基づいて当初予算に組むべきものは当初予算に組むことを基本とすべきとの意見がありました。また、予算執行にあたっては節減をすべきとの意見がありました。

以上、審査を終え、採決の結果、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

#### ○議長（谷口義則）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

#### ○文教厚生常任委員長（大川内富男）

議案第52号、平成24年度曾於市一般会計予算の補正について（第2号）、審査における主な質疑内容と結果を報告いたします。

福祉事務所関係では、現在約5,800名いる18歳未満の児童の検診、予防接種、母子相談情報等をデータ化し、児童虐待に結びつく可能性のある情報を集約、共有することにより児童虐待の早期発見、予防を目的とする児童相談システム開発委託料997万5,000円を主とする1,331万5,000円が追加計上されております。

委員より、従来の紙ベース資料の処理について質疑があり、スキャナーで呼び込んで電子データ化して引き続き活用するとの説明でありました。

保健課関係では、予防事業費306万円の追加はポリオ不活化ワクチン予防接種委託料であります。従来経口生ワクチンを使用しておりましたが、まれに副作用があらわれる例があったため、10月より安全性の高い不活化ワクチンを使用するための予防接種委託料であります。

教育委員会総務課関係では、職員の出産及び育児休業に伴う一般事務補助賃金45万4,000円を追加計上するものであります。

委員より、産前産後の休暇にかかわる規定について質疑があり、最長で産前8週間、産後8週間であるとの説明でありました。

なお、本委員会としては学校跡地利用に関する予算の補正にかかる事務手続の不備について、今後はこのようなことがないよう厳重に申し入れるものであります。

学校教育課関係のスクールソーシャルワーカー活用事業については、同事業にかかる県支出金237万9,000円の減額と、一般財源147万2,000円の増額との差額90万7,000円の減額であります。事業費の減額により、当初は年間1,344時間の活動を計画しておりましたが、変更後は年間1,000時間の活動計画となり、10月より1日当たりの時間数を減らし、回数をふやすことにより1日5時間、週3回の活動を2人でそれぞれ対応するとのことでありました。

委員より、県の委託事業であるので県で全額負担すべきではないかとの質疑があり、県の事業費3,300万円に対し、平成23年度は16自治体、平成24年度は23自治体がこの事業に取り組み、本市への交付額は平成23年度170万円に対し、平成24年度は125万円に減額されたとの説明でありました。

社会教育課関係では、県指定文化財である弥五郎どんの製作者が高齢のため、その製作過程を後世に伝承するためのVTR製作委託料55万4,000円を追加計上するものであります。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上であります。

○議長（谷口義則）

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（山下 諭）

議案第52号、平成24年度曾於市一般会計予算の補正（第2号）、建設経済委員会の所管分について御報告申し上げます。

所管にかかわる歳入については、分担金及び負担金480万円、国庫支出金1,273万9,000円、県支出金2億3,191万6,000円、諸収入456万円及び市債5,900万円の増額であります。

歳出では、農林水産業費6,395万2,000円、商工費502万3,000円、土木費1,596万7,000円及び災害復旧費1億9,143万9,000円の増額であります。今回の補正予算中、新規事業は活動火山周辺地域防災営農対策事業の生葉洗浄脱水装置2組2,575万2,000円、農業農村活性化推進施設等整備事業の野菜播種機械1台、たばこ廃作農家用、乗用型茶園管理機1台等で333万2,000円、ほかは既存事業の補正であります。

次に、質疑の概要を申し上げます。

まず、経済課関係では地域商品券発行事業について、運営等についてはどのようなのかという趣旨の質疑がありました。これに対しましては、口蹄疫対策地域活性化事業助成金として県内産牛、豚肉消費拡大のため、鹿児島産業支援センターより2分の1の助成があり、100円のプレミアムつき商品券1枚600円を500円で4万枚発行する事業、肉類消費拡大商品券発行事業補助金460万円であるが、購入できる肉が県内産と限定されているため、取り扱いを希望する店が現在、市内8店舗のみであるため、市で実行委員会を設置して行う予定であるという趣旨の答弁がありました。

なお、このことに対しまして、委員より、市民が平等に恩恵を受けられるような方法で対応されたいとの意見がありました。このほか、経済課関係では、委員より、末吉地区農業研修センター管理費について、食品加工指導員を臨時職員からシルバー人材センターへの委託に変更しているが、全ての指導員には研修を受けさせることはもちろん、実際に指導できる人を採用すべきであるという意見が委員よりありました。

畜産課関係については、委員より、曾於市畜産生産基盤施設整備事業としてパドック牛舎等を既に設置されたものの、高齢に伴い、畜産をやめられる農家も出てきているので、そういった農家の施設を調査して再利用する方法を講ずるなど、有効活用を図るべきであるとの意見がありました。

以上、審査を終え、本委員会は本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

(「山下委員長、ここが抜けましたので」と言う者あり)

○建設経済常任委員長(山下 諭)

最初の報告する欄を朗読しなさいということでございますから、1ページのほうを明けてください。建設経済常任委員会付託報告、建設経済常任委員会に付託された議案3件及び継続審査中の陳情1件を9月14日に委員会を開き、執行部の出席を求め、慎重に審査した結果、議案3件についてそれぞれ結論を得ましたので報告します。あとは、さっき朗読いたしましたとおりでございます。

○議長(谷口義則)

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○21番(徳峰一成議員)

総務委員長に先日の議案提案の質疑を踏まえて大きく2項目にわたり質問をいたします。

第1点は、報告の中にもありましたけども、説明書23ページの旧財部南中学校の改修工事についてでございます。

この点については議案提案理由においても指摘いたしましたけども、また財産は教育委員会の財産であります。予算提案が市長部局のほうで企画課でなされている、このことについて指摘をいたしました。

この点については、私の所属する文教厚生委員会の中でも、教育委員会の審議の中で率直に厳しく指摘をしまいましたが、先ほどの文教厚生委員長の報告の中にもありますように、学校跡地利用に関連する予算の補正にかかわる事務手続の不備については、今後はこのようなことがないように厳重に申し入れるものであります。率直に報告がされております。

質問の第1点であります。先日の議案提案ですね、この点についてはどういった論議がされたのかですね。たしか、先日の議会答弁では当局は委員会の審査が終わるまでに、市長部局に移すこと努力をするようなことをたしか言われたと思うんですが、聞き間違いでなければ、その点について論議がされていたら報告してください。まだ、今なお教育委員会の扱いになっているのかどうかの確認方々の質問であります。これが第1点。

それから第2点目は、学校跡地の修繕について、今後企業が入ってきます。今回は、市のほうで予算を立てて、そして補修をいたします。私が先日質問したのは、市としてはどこからどこまで、どういった内容において市のほうで補修を行う。そして、その後新しく入ってきた企業がどこからどこまでやっていって、そういったいわば基準というか、それが文書化されていないわけですね。それはおかしいんじゃないかということで、それは一応早急につくりまして。たしかこれも委員会の



審査までにつくりますっていった当局の答弁だったと思うんですよ。そうした資料が、市としての考え方の資料が出されたのかどうかですね。これが質問でございます。これは、今後の南之郷中学校を含めて関連がありますので、質問をいたします。

次に、大きな質問の2点目であります。

26ページの財産管理費の中の車両購入費の431万5,000円、これも先日の議案提案時で同僚議員をはじめとして質問が出されました。余りにも金額が大きいんじゃないかって、そのときの当局の答弁は安い価格で安い車種を含めて購入できないものかどうか検討していきたいといった答弁でありましたけども、実際委員会審議の中ではどういった車種を含めて、どれくらいの金額で購入することになったのか、そこまで論議が行われたのか、質疑が行われていたら報告をしていただきたいと思っています。大きく2項目であります。

#### ○総務常任委員長（吉村幸治）

23ページの企業誘致促進対策費の中のということ、旧財部南中学校の改修のことですが、基本的に本会議で会期中に行うということ、きょうが会期中なんです、きょうの夕方までに行うのか、そこまでは確認はとっていないところです。審査過程では、会期中で答弁してあるということを示し添えたところあります。

それから、企業誘致に対する既存の施設の財産の改修の基準を示されたのかということですが、そこまでは審査過程では書類は求めなかったところあります。

それから、26ページの車両購入費はどういった車をとということですが、そのことについても本会議で質疑応答がありましたので、我々委員会としては総括質疑で市長部局が答弁したとおり、市民も知っていることでもありますので、執行にあたっては十分留意されるようにということを示し添えたところあります。

以上です。

#### ○21番（徳峰一成議員）

中学校跡地のどこまで市のほうで行うかどうかの基準というか、これがまだ資料として出されていないということでもありますけども、これはもう早急につくられ、作成されていると思いますので、本日あるいは緊急に当局としては議会のほうに、議員のほうに出していただきたい。これはもう義務といいますか、答弁された以上は責任だと思いますので、これは早急にしていただきたいと思っております。よろしいですが。

#### ○議長（谷口義則）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### ○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

○16番（五位塚剛議員）

平成24年度一般会計予算補正（第2号）については、共産党議員団は賛成をいたします。

提案時のときもいろいろと質問しましたが、まず議長車、副市長の車の購入費の問題については、予算としては441万7,000円ですが、当初クラウンのハイブリッド車の購入の予定であったと思うんですけど、これについては減額をするということでの説明がありましたので、これは見守っていきたいと思います。

また、企業誘致を含めた企業振興費の予算については、今回は財部南中の跡地利用ということで、基本的には地元住民の雇用を前提とした誘致企業でありますので、賛成をいたしたいと思います。しかし、この間の流れとして教育委員会のこの募集のあり方、また市の補助のあり方、3,220万円を出しながら、企業に無償貸し付けということですが、一方では南之郷中の跡地の問題については、福祉施設をつくるのに補助がないという、こういう不公平が出ております。また、この間の広報の仕方にもいろいろ問題点がありますので、今後の反省材料としていただきたいと思います。

恒吉中学校の跡地の施設改修でございます。現地調査もいたしました。多くの市民の方々がグラウンドゴルフを楽しんでおられました。大変ありがたいことだと思っております。そのためのトイレの改修であります。

それと、水道施設の改修であります。目的は大変大事なことであるし進めなきゃならないと思っております。しかし、提案のときも質問いたしました。水道の施設もこの設計委託料に380万円を出す、またわずか18.43m<sup>2</sup>の便所施設をつくるのに60万円の設計委託をしなきゃならない。これは当然ながら市の職員でやるべき仕事でございます。また、建物もこの男子便所大が1つ、小が1つ、女性が大1つ、たった3つの便所をつくるのに800万円もかけると、信じられない話でございます。これは市民が聞いたら本当に驚くと思っております。そういう意味では、やはり当局は提案するときは私たち議員から見て恥ずかしくない予算の提案、補正をしていただきたいと思っております。

そういう意味で、基本的には賛成いたしますが、実際の予算執行にあたっては、市民が納得する形での執行を強く要望しておきたいと思っております。

以上で賛成討論としたいと思います。以上です。

○議長（谷口義則）

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第52号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する各常任委員長の報告は可決であります。本案は各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第52号、平成24年度曾於市一般会計予算の補正（第2号）については原案のとおり可決されました。

ここで、10分間休憩いたします。

————— . ——— . —————  
休憩 午前10時53分

再開 午前11時03分  
————— . ——— . —————

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 議案第53号 平成24年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正について（第2号）

日程第11 議案第54号 平成24年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算の補正について（第2号）

日程第12 議案第55号 平成24年度曾於市公共下水道事業特別会計予算の補正について（第2号）

日程第13 議案第56号 平成24年度曾於市水道事業会計予算の補正について（第2号）

○議長（谷口義則）

次に、日程第10、議案第53号、平成24年度曾於市国民健康保険特別会計予算補正（第2号）についてから日程第13、議案第56号、平成24年度曾於市水道事業会計予

算の補正（第2号）についてまでの、以上4件を一括議題といたします。

議案4件については、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

まず、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

#### ○文教厚生常任委員長（大川内富男）

まず報告する前に、大変申しわけございませんが、文字が1つ抜けておりました。訂正をお願いいたします。4ページの下から6行目の後ろのほうであります。一般財源33万8,000を加えとなっておりますが、「円」を大変申しわけないですが、「円」をそこに入れていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第53号、平成24年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正について（第2号）、議案第54号、平成24年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算の補正について（第2号）、以上、2議案について審査過程での主な質疑内容と結果を一括して報告いたします。

国民健康保険特別会計予算の補正では、脳卒中プロジェクトモデル事業にかかる歳入歳出の追加であります。歳入においては、県補助金の特別県調整交付金が199万8,000円追加され、歳出においては一般財源33万8,000円を加え、233万6,000円の追加であります。

年度途中ではありますが、鹿児島県は脳疾患による死亡率が高いため、県の要請により早急に取り組むこととなったものであります。ケアマネジャーによる聞き取り調査、JA女性部食生活改善推進員等による啓発活動、フードモデルを使った栄養指導、頸部エコー審査による動脈硬化の早期発見等に取り組み、医療費の抑制に努めたいとの説明でありました。

委員より、脳卒中による死亡率の状況について質疑があり、全国を100とした場合、本市は男性113.8%、女性121.2%であるとの説明でありました。

後期高齢者医療特別会計予算の補正では、一般会計より87万1,000円を繰り入れ、平成19年度に購入した後期高齢者医療システム用パソコン3台を更新するものであります。

以上、審査を終え、議案第53号について、採決の結果、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第54号について、採決の結果、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上であります。

#### ○議長（谷口義則）

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（山下 諭）

議案第55号、平成24年度曾於市公共下水道事業特別会計予算の補正について（第2号）、今回の補正は消費税確定と流末処理場修繕料の補正で不足する財源に、平成23年度決算繰越金の一部を充当するものであります。

以上、審査を終え、特に意見もなく、本委員会としては本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第56号、平成24年度曾於市水道事業会計予算の補正（第2号）、今回の補正は、末吉上水道丸山地区の水量不足に対応して、バイパス600mの水道管布設工事費1,360万円の資本的支出のみの追加であります。

以上、審査を終え、特に意見もなく、本委員会としましては本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（谷口義則）

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、議案第53号、平成24年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正（第2号）について討論を行います。反対の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第53号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第53号、平成24年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正（第2号）については原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号、平成24年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算の補正（第2号）について討論を行います。反対の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第54号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第54号、平成24年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算の補正（第2号）については原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号、平成24年度曾於市公共下水道事業特別会計予算の補正（第2号）について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第55号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第55号、平成24年度曾於市公共下水道事業特別会計予算の補正（第2号）については原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号、平成24年度曾於市水道事業会計予算の補正（第2号）について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第56号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第56号、平成24年度曾於市水道事業会計予算の補正（第2号）については原案のとおり可決されました。

日程第14 認定案第2号 平成23年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（谷口義則）

次に、日程第14、認定案第2号、平成23年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告がありますので、順次発言を許可します。まず、徳峰一成議員の発言を許可します。

○21番（徳峰一成議員）

通告要旨は14項目出しておきましたので準備されていると思いますので、1回目の質問をいたします。

まず質問の第1点は、23年度の曾於市の専門職、技術職員の現状並びに今後、今後というのは退職者、そして新規採用者等を含めてでございますが、について答弁してください。

第2点目、23年度の主な財政指標、主なといたしましたのはこの財政の見方、考え方というのはたくさん財政指標ありますけども、例えば10年前、20年前、30年前に比べて今の時点での財政指標というのは、主なといたしますと幾つかやはりこの捉え方が違いが出てきているからであります。市当局から見ましての主な財政指標、借り入れ、これについてはもちろん特別会計を含めて、についてトータル的に答弁してください。

第3点目、23年度の各種基金の現状と市の基金に対する考え方、方針について示してください。

第4点目、23年度の財政の現状、財政の現状とそれから財政計画との関連性について、決算時の質問でありますので、総括的に答弁をしてください。

次に、23年度の曾於市の人口の動態、動態といたしますと出産、死亡、もちろん転出入を含めての動態の特徴と今後について、人口増対策の立場から今後について示

してください。

次に、23年度の曾於市の校区別の65歳以上の高齢者の数、さらにひとり暮らしや身寄りのない高齢者等の数等についてその実態を把握していると思いますので報告してください。

次に、山中貞則顕彰館開設の寄附金の目標と到達、これは年度ごとですね、発足してから3年たっていませんので、について報告してください。

次に、23年度の主な税収入の現状と今後の見通しについて報告してください。

次に、23年度の特別会計を含む総工事費と総委託費について、毎年質問しておりますのでお答えください。具体的には総額、2番目に総件数、3番目に平均の落札額、4番目に受注額の高い上位10社名について工事と委託について答えてください。

次に、10番目、23年度の市内の商工業者、商工業者のこれは業種ごとの数と、それぞれの後継者がどれだけいるかですね。業種ごとについて実態を説明してください。

次に、22年度、23年度の全ての市有施設の収支の総体的状況について説明してください。たしか117の施設があると思うんですが、これの総体的なもの、全体的な収入、支出がどうなっているかトータル的に説明してください。

次に、23年度の市道並びに農道の中で、特に排水整備がおくれております。排水整備の現状、23年度、そして残された未整備について、今後どういった計画のもとにこれを全部済ませる考え方であるのか。全部済ませなければいけないと思うんですね、市道と農道。今後の計画と方針について示してください。

次に、23年度の農地、田んぼ、田畑の利用状況、自作地もあるでしょうし、貸し付け地もあるでしょう。貸し付け地の中には農業委員会を通した貸し付けと、いわゆるヤミ小作地もあろうかと思えます。ヤミ小作地については正確な数はわからなくても概算的、外郭的な数字でもいいですので、さらには遊休地等について、利用状況について説明してください。

次に、最後でありますけど、23年度の東部畑かんの運営と加入者の状況について、運営については具体的には、今東部の土地改良区が運営をいたしておりますが、23年度のこの土地改良区の経費の総額は何千万円であったのか、これが第1点。それから第2点目が、収入の中ですね、地元の負担金、農家の負担金が幾らであり、国と県の負担金が合計でいいですので、幾らであり、そして差し引き、市の負担が志布志市と曾於市それぞれ、何千万円であったのかですね、報告してください。あと、加入者、さらに農地利用について、23年度農地利用はどれだけであったのか、わかれば大きな作物ごとに利用の状況も含めて実態把握をされていると思いますので報告してください。以上、14項目です。



### ○議長（谷口義則）

議員の皆さん、執行部の皆さんへお願いしておきます。ただいま認定案について質疑に入りましたが、質疑、答弁は次の4点について御留意を願います。

まず第1点、質疑、答弁は議案書等のページ、事業名を読み上げてください。

第2点目は、発言は質疑者、答弁者ともに簡明に願います。

第3点、質疑は議題となっている案件の疑問点をただすものでありますものから、一般質問にならないよう御留意願います。

第4点目、通告のない質疑は必要最小限に願います。

以上、よろしく願います。

### ○総務課長（大窪章義）

質疑の専門職及び技術職員の現状と今後ということについてお答えをいたします。

技術職員の現状でございますが、辞令による技術職ということでお聞きいただきたいと思えます。現在、建築が5名、畜産が6名、土木が25名、水道が1名、農業が7名、林業が1名、保健師が14名、歯科衛生士が1名、計60名が技術職の辞令を交付しているものでございます。

それから、専門職でございますが、専門職につきましては考え方を任用資格による職ということで、一般職でありながら資格をとってその職にあたるという意味合いでございます。ケースワーカーが6名、管理栄養士が1名、埋蔵文化が1名というふうに、平成23年度の現状を捉えたところでございます。

この方々の平均年齢が、全て今言いました方々の60名のうちの平均年齢ですが、45.1歳でございます。今後退職される高齢の方々がふえていきますが、現在の行革の中では現員数を振り分けてはおりませんが、できればここあたりは現状維持あるいはもうこれ以上はというところもありますが、少し足りないところはカバーしながら調整をしていきたいというふうに考えているところです。

採用につきましては、今まで、合併してからでございますが、土木を7名、畜産を1名採用でとっております。平成24年度につきましても、建築と土木の採用試験をしたところです。人数が少なくならないように、できるだけカバーしていく採用をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

### ○財政課長（池之上幸夫）

それでは、お答えいたします。

議員に2番目の23年度主な財政指標、借入れは特別会計を含めての財政指標ということでございます。

まず、実質公債費比率でございますが、標準財政規模に対する負債返済額の割合

を示す実質公債費比率でございますが、これは3年間平均でございます。早期健全化基準が25%に対して11.1%でありまして、22年度が12.2%でございますので、1.1%改善されているところでございます。改善の理由としましては、公営企業等含めた連結決算の償還額が1億9,493万円ほど減になったことが主な要因であります。

それから、将来負担比率でございますが、将来の実質的な負債規模を示します将来負担比率は、早期健全化基準では350%ですが、13.8%になりまして22年度が28.9%でございますので、こちらのほうも1.1%改善されているところでございます。もう改善の要因としましては、22年度に対しまして市債等の償還、将来負担額6億4,599万1,000円の増となりましたけども、充当可能な基金残高が14億6,587万7,000円ほど増になったと。市債額のうち後年度に普通交付税の基準財政需要額算入額、見込み額が11億5,322万7,000円増となったことが要因でございます。

それから、実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては、一般会計に占める赤字の割合を示す、実質赤字比率は一般会計の歳入総額から歳出総額と翌年度繰越財源を差し引いた実質収支が5億3,343万円の黒字でありましたので、赤字じゃなくて黒字だったということで数値なしということでございました。全会計を対象とした連結実質赤字比率も各会計において実質収支が黒字また資金不足がなかったため数値なしであったところでございます。

それから、各種基金の現状と方針ということでございますが、これは全ての基金についてと。

(「主なもの」と言う者あり)

#### ○財政課長(池之上幸夫)

そうですか。それでは、平成23年度末の特定目的基金残高の合計は81億1,457万7,000円となり、前年度に対しまして12億4,852万1,000円の増となっております。

主なものということでございますので、まず財政調整基金については23年度末残高が31億1,381万3,000円となりましたが、平成24年度において6億2,109万2,000円を取り崩し、2億7,396万5,000円を積み立てていきますので、残額は27億6,668万6,000円となっております。

それから、減債基金でございますが、23年度末残高が5億253万9,000円となりまして、前年度に対しまして約2億円増となっております。これは、後年度の公債費の上昇に対する一般財源の不足を補うため、あるいは後年度の公債費を減とするために、繰り上げ償還用として積み立てているものであります。

それから、まちづくり基金でございますが、23年度末残高が14億202万1,000円となりまして、前年度に対しまして約4億円増となっております。この基金については

14億円を目標に積み立てていましたけれども、合併特例債の発行可能年が5年間延長されましたので、発行可能額上限額19億5,100万円まで積み立てる予定でございます。

(「幾らまで」と言う者あり)

○財政課長(池之上幸夫)

19億5,100万円です。それから、ふるさと開発基金については23年度末残高が9億5,367万9,000円となり、前年度に対して6,100万円減、平成24年度当初予算でも1億7,000万円取り崩しているところでございます。活用につきましては、予算編成時に歳入見込み額が不足する場合で、大規模な建設事業の財源として取り崩して利用する予定でございます。

それから、思いやりふるさと基金については、23年度末残高が1,377万6,000円となり、前年度に対して310万円増となりました。平成21年度に100万円活用しましたが、今後も条例の趣旨に基づきまして活用する予定でございます。

山中貞則顕彰記念事業基金でございますが、後からも出てくると思いますが、22年度に条例を制定し、寄附金と利息を合わせた積立額は1億5,574万6,000円となりました。建物の購入費及び管理運営費等で7,273万3,000円を取り崩して。

(「8,000万じゃないですか、たしか8,000万なんですよ」と言う者あり)

○財政課長(池之上幸夫)

待ってください、今ちょっと申し上げます。7,273万3,000円を取り崩しましたので、23年度末残高は8,301万3,000円となっているところでございます。これが主なものでございます。

それから、財政の現状と財政計画ということですが、財政計画については平成22年10月に策定された財政計画を23年10月に見直しをかけておりますが、財政計画に対しての決算額は歳入計画額が233億770万5,000円に対して、23年度の歳入決算額が240億355万9,000円となりまして、6億9,585万4,000円の増となっております。

主な理由でございますが、特別交付税が計画額より3億5,495万4,000円、あるいは国庫支出金が22年度から繰越額が2億7,410万1,000円、県支出金が22年度からの繰越額3億6,541万7,000円の増となりまして、財政調整基金等の繰り入れが3億1,661万9,000円の減となっているところでございます。

歳入については、以上でございますが、歳出の計画額が、財政計画では233億770万5,000円に対しまして、決算額233億8,421万2,000円となりまして、7,650万7,000円の増となったところでございます。

それから、山中貞則顕彰館の関係でございますが、この件につきましては先ほどもありましたように22年度に条例を整備しまして、全国に寄附金の協賛を呼びかけ

ているところであります。事業費については、建物等の取得費と今後管理運営費で2億7,000万円、また施設の整備改修や駐車場の整備費を2億3,000万円と計画し、寄附金の目標額を当初5億円としたところでございます。23年度末までの寄附金額は先ほども申し上げましたが、1億5,573万8,000円となりまして、平成24年度は1億円を見込んでいます。

(「年度ごとっていうことで。年度ごとに幾ら入ったんですか」と言う者あり)

**○財政課長 (池之上幸夫)**

22年度からスタートしておりますので、22年度が2,081万円入ったところでございます。23年度が1億3,492万8,000円、端数は除きますが、入ったところでございます。24年度は途中でございますが、9月19日現在で2,160万円が入りまして、合計で1億7,733万9,000円までできているところでございます。

(「計画は」と言う者あり)

**○財政課長 (池之上幸夫)**

計画は先ほど申し上げましたように、今のところ本年度については1億円を予算として。

(「22年度から計画、計画を言ってください」と言う者あり)

**○財政課長 (池之上幸夫)**

計画は、先ほど申し上げたように5億円なんですけど、全体では。

(「年度ごとの計画」と言う者あり)

**○財政課長 (池之上幸夫)**

年度ごとの計画は最初5億円だったんですけど、今のところ経済状況の関係とか、東日本大震災の影響などもありまして、随分思ったより進んでおりません。したがって、今後頑張っていきますけども、もしかすると23、24、25で計画しておりましたが、ここらあたりが後ろに少しずれ込んでいくんじゃないかなと。差し当たりことしは1億円を予算化しているところでございます。今後につきましては、状況を見ながらということになります。そういった状況でございます。

それと、総工事費、総委託費の関係でございます。特別会計を含むということで、まず建設工事の総額が46億9,369万円でございます。万円以下は切り捨ててあります。それから件数が598件、平均落札率が95.68%。

(「6ですか」と言う者あり)

**○財政課長 (池之上幸夫)**

はい。95.68%です。それと、上位10社の受注額ですが、一番上が渡辺組大隅本店、6億9,708万円、これも万円までとめます。第2位、川畑建設株式会社、4億4,779万円、鎌田建設株式会社曾於支店、2億7,280万円、4番目、株式会社川

原田工務店、1億5,698万円、5番目、川原建設株式会社、1億1,859万円、6番目、株式会社有川組、1億1,229万円、7位が株式会社森プラント、1億645万円、8番目、篠原水道有限会社、8,990万円、9番目、カネダ設備ガス株式会社、8,399万円、10番目、徳石建設株式会社、8,153万円。

（「幾らですか」と言う者あり）

#### ○財政課長（池之上幸夫）

8,153万円です。これが、建設工事の関係ですが、業務委託の総額です。19億1,218万円、業務委託。

（「19億幾らですか」と言う者あり）

#### ○財政課長（池之上幸夫）

19億1,218万円、それから件数3,048件、それから平均落札の関係ですが94.39%。それから上から行きます。1番がシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社鹿児島営業所、これが1億2,372万円、それから2番目公益社団法人曾於シルバー人材センター、1億1,243万円、3番目、社団法人曾於郡医師会、9,982万円、4番目、曾於市森林組合、9,853万円、それから5番目、社会福祉法人輪光福社会、8,351万円、6番目、同じく社会福祉法人曾於市社会福祉協議会、8,200万円、R K K コンピューターサービス、これが7番目です。6,167万円、8番目、公益法人鹿児島県民総合保険センター、5,153万円、9番目、末吉環境センター、5,004万円、10番目、大隅衛生企業有限会社、4,646万円でございます。

あと、次の22年度と23年度の全ての市有施設の収支の総体的状況についてということでございますが、申されましたように学校、消防施設を除く117の市有施設の収支は、平成22年度において、収入2億5,138万円、支出。

（「ゆっくりお願いします」と言う者あり）

#### ○財政課長（池之上幸夫）

収入2億5,138万円、支出11億8,562万8,000円、差し引きマイナスの9億3,424万8,000円でございます。それから、平成23年度では収入2億4,725万5,000円、支出11億1,329万3,000円、差し引きマイナスの8億6,603万8,000円となっているところでございます。

以上でございます。

#### ○企画課長（岩元祐昭）

平成23年度の人口動態について説明申し上げます。

23年度末の人口が総体で3万9,964人となっております。その内訳でございます。まず、自然動態について出生243名、死亡686名、合計で443名の減でございます。

続きまして、社会動態について転入1,343名、転出1,465名、合計で122名の減で

ございます。自然動態、社会動態を合わせまして565名の人口減となっているところでございます。

まず、特徴としましては、自然動態の特徴としましては、出生は年間を通じて月平均20人となっておりますけれども、それは平均した数になっているところでございます。死亡につきましては、月平均57名ほどが亡くなられておりますけれども、特徴的に8月及び12、1、2の月が月平均を上回っているところでございます。

それと、社会動態の特徴としましてはやはり4月、3月、人口の移動がございまして、人の動きが特に多いと感じているところでございます。今後につきましては、今までどおり人口減が続くものと思っておりますけれども、やはり高齢化率が上がってくるものと予測いたしているところでございます。

以上です。

#### ○税務課長（山口十蔵）

それでは、税務課サイドの答弁を申し上げます。

23年度の主な税収の現状と今後の見通しということでございますけれども、23年度の市税の決算額としましては29億4,009万円、収納率92.83%となっております。22年度と比較いたしますと、1,642万円ほどの増収となっております。収納率では0.6%の増というふうになっております。

その内訳といたしまして、税目ごとでは個人市民税が3.5%の減、法人市民税が2.1%の増、純固定資産税が0.9%の増、軽自動車税0.8%増、市たばこ税が18.9%増となっております。税収は総体では増収ということでありまして、一般会計総額に占める割合から見ますと、12.25%と昨年と同様の数字と、横ばいでありまして。市民生活を守る貴重な自主財源であるということで、認識をいたしております。

今後の見通しについてでございますけれども、まず人口動態による減少ということが、まず一番いろんなものに影響いたしますけれども、曾於市各課においてさまざまな施策がとられている中で、現在もまだ人口減が続いている状況でございます。合併当初より現在まで4,160人ほどが減少ということであるようでございます。

24年度以降の見通しということでございますけれども、それらを勘案いたしまして調定額の比較でいきますと24年度と23年度と、とりあえず比較をいたしてみますと、24年度につきましては調定額での比較となりますけれども、現年度分が市民税について3,600万円ほど増、固定資産税が前年対比8,000万円ほど減、これは24年度の評価がえによるものが大きなものというふうに考えます。

軽自動車税につきましては、150万円ほどの増ということで、これは普通車から軽へ、軽の乗用の4輪ですか、それに移行していくものが見えるかと思えます。

たばこ税におきましては、24年度のまだ調定が確定しておりませんが、申告の8月末で見ますと、約今現在で130万円ほど増ということで、またさらに25年度からは税率改正により本数が現状維持であれば、また増額になる見込みでございます。

総合的に住民税においても、人口動態の増減によるものが大きく影響いたしますけれども、働く場所の確保、高年齢、雇用安定法等の改正がなされておりますけれども、定年の延長等で収入増が見込めてくるのか、人口がこのまま減になっていけば当然収入額が減っていくことが考えられます。

固定資産税におきましては、地目の変更、家屋の新築増、新增築、償却資産への投資が見込めるのか、評価がえによる土地の下落等が続いておりますけれども、家屋についてはまた古い家屋等が免税以下となっている現状もございます。わずかではあります、また減少となる見込みでございます。なお、財政計画の中でも税務課といたしまして、10年間のスパンで見ますと、現状では年々減少していく、過去の経緯を見ますと年々減少するであろうというふうに考えております。

そこで、私たち税務課としましては、税収減とならないために課税されたものがきちんと納税してもらうことに全力を注ぐことが大事なことであろうと考えます。さらに、26年度からは消費税の税率の改正もございます。そうなった場合にきょうの新聞等にも記載してありましたけれども、約500万円の収入で4人世帯で11万円増という試算がなされておりましたけれども、これらは市民一人一人の生活をこれから先考えてきたときに、衣食については今までとはほぼ変わらないであろうと。それらの支出がふえた分、税に対する意識がどうなるのか、今後さらに税に対する意識の向上、収納に向けて体制づくりの強化に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

#### ○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

65歳以上の実態について御報告申し上げます。

平成23年度末の小学校区別の65歳以上の高齢者数、そのうちのひとり暮らし者数について御報告申し上げますが、お尋ねの中に身寄りのない高齢者というのがございましたけれども、この件につきましては実数を把握することができませんでしたので、御了承をいただきたいと思っております。

それでは、校区別に申し上げますが、20校区、小学校区はございますので、高齢者数、うちひとり暮らし者数と高齢化率について御報告を申し上げます。

末吉小学校区でございます。2,627名、高齢者数でございます。うち852名、世帯と同一でございます。高齢化率25.5%、櫛小学校647名、うち191名、41.5%、高岡

小学校251名、うち65名、48.2%、岩北小学校438名、118名、47.4%、岩南小学校274名、うち111名、44.8%、諏訪小学校712名、うち201名、36.6%、光神小学校272名、うち78名、42.0%、深川小学校514名、うち109名、37.9%、柳迫小学校431名、うち135名、33.7%、岩川小学校1,518名、うち473名、27.9%、菅牟田小学校189名、うち52名、51.1%、笠木小学校389名、うち135名、38.2%、大隅北小学校571名、うち179名、42.3%、恒吉小学校496名、うち160名、49.3%、大隅南小学校306名、うち92名、45.6%、月野小学校637名、うち281名、39.0%、財部小学校2,338名、うち719名、33.2%、財部北小学校464名、うち137名、50.7%、財部南小学校464名、うち145名、40.9%、最後でございますが、中谷小学校158名、うち41名、41.4%でございます。合計でございますが、高齢者数1万3,696名、うちひとり暮らし4,274名、高齢化率34.2でございます。

以上でございます。

#### ○経済課長（富岡浩一）

⑩番の23年度の市内商工業者数とその後継者の実態ということでございますけれども、昨年実施いたしました曾於市中小企業動向調査によりますと、一応対象者が総体で1,285でございます。業種ごとの内訳といたしまして、製造業140、小売業336、卸売業30、建設業226、サービス業553となっております。なお、この調査につきましては、トータル1,285に行っておりますけれども、そのうち回答がございましたのが795件となっております。回収率が62%の状況ということでございます。

また、後継者の実態でございますけれども、この回答があった中で分析をしたところでございます。なお、御質問の具体例がございまして、例えば理容とか酒屋、ここまでの分類まではちょっとできていないのが現状でございます。掲載欄はあるんですけれども、その記載がないものも多く、細かな分類ができておりませんので、申しわけありませんけれども、この業種ごとの後継者ということで説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、申し上げます。まずサービス業でございます。回答が313ございまして、うち後継者ありが128であります。続きまして、卸売業でございますが、回答がございましたのが22、うち後継者ありが11、続きまして建設業でございます。回答がありましたのが150、後継者ありが81、小売業ですが、回答が215、うち後継者ありが84、製造業、回答が95、うち後継者あり59、全体で申し上げますと795回答があったうち、後継者ありが363となっております。率といたしましては、トータルでは45.7%となっているところでございます。

以上です。

#### ○建設課長（高岡亮蔵）



12番目の市道、農道の特に排水整備の現状と未整備の今後の方針ということでございます。まず、市道の排水路整備につきましては、豪雨時の状況や地域住民からの要望等に基づきまして、危険性、緊急性、必要性、それから道路改良等の関連等を考慮し、整備を実施しております。23年度につきましては、前年度繰越分も含まれますが、21路線、延長にしまして3,163m、事業費にして1億4,141万627円の整備を行ったところです。

21年度からは景気宅策により排水路整備の予算をふやしていただきましたが、現在もその予算規模を保っており、それまでの約倍増の予算規模の中でこれまで懸案となっていた流末の整備や排水路新設等についても年次的に取り組んでおります。近年、気象状況の変化もあり、排水路断面の改修の必要性や流末排水路の新設、改修等の必要性も増しておりますので、今後も年次的な整備に努めてまいります。

#### ○耕地課長（吉田誠得）

農道関係でございますけれども、まず簡易な補修でございます。水路が14件、道路が3件施工いたしております。あと、市が事業主体の工事でございますけれども、農道を6路線2,180.5m、水路が5路線1,122mを整備いたしております。あと、県営事業のほうで、負担金のほうで対処しておりますけれども、道路でございますが、地区が重なっております、3事業で道路2路線1,857.4mを整備しております。水路でございますが、シラス対策とか、6事業で6路線7,542.8mを整備しているところでございます。

御存じのように、市の財政状況を考慮した場合、どうしても今後も国あるいは県の補助事業を活用しなければなかなかこの整備が進められていけないというふうに考えております。今後の未整備の件につきましても、中期計画で末吉の場合、農村振興総合整備事業がございます。これで排水が20地区この中で盛り込まれております。あるいはこの県営シラス対策事業、これが4地区盛り込まれております。それと、大隅につきましては県営中山間総合整備事業、この中で排水が12地区盛り込まれております。財部も県営シラス対策事業、これで排水路が1地区、それと農村災害対策整備事業、これで排水路が5地区盛り込まれております。こういった計画をもとにしながら、今後未整備の地区につきましても整備を進めていきたいと、このように考えております。

それと、14番目の東部畑かんの運営等でございます。まず、御質問の総経費でございますが、2億8,027万4,000円でございます。収入の賦課金、負担金でございますが3,088万1,000円でございます。国県の補助金でございますが、合わせまして2,728万7,000円となっております。市の負担金でございます。これは曾於市と志布志市、2市で負担をしておりますけれども、まず曾於市の分が855万円、志布志市が

1,713万5,000円でございます。それと、加入者の件でございますけれども、曾於東部全体におきましては23年度は607ha、全体の19.4%となっております。そのうち、曾於地区、末吉地区でございますが、197haでございます。曾於地区におきましては曾於地区の1,000haの分の19.7%が加入しているという状況でございます。

あと農地利用の件でございますけれども、まずお茶のほうが、全体で申し上げますと、曾於東部全体で申し上げますと、お茶が172ha、ハウスが84ha、普通畑が351ha、合計607haでございます。曾於市に限って申し上げますと、お茶が75ha、ハウスが12ha、普通畑が110ha、合計いたしまして197haということでございます。

以上です。

#### ○農業委員会事務局長（堀之藺訓）

13番目の23年度の農地の利用状況でございますけれども、自作地は7,906haでございます。貸付地は1,948haでございます。23年度の農業委員会を通じました農業経営基盤強化促進法による利用権設定面積は339haでございます。遊休農地につきましては464haであります。農地法上の許可を受けていないヤミ小作につきましては、実態が把握できていないところでございます。

以上でございます。

#### ○財政課長（池之上幸夫）

一つ訂正をさせていただきたいと思いますが、2番目に質問がありました主な財政指標の中で、将来負担比率のところでございますが、私は早期健全化基準350%に対し、13.8%で22年度の28.9%に対し、1.1%の減と申し上げましたが15.1%の減でございますので、訂正をお願いします。

#### ○議長（谷口義則）

ここで昼食のため、徳峰議員の質疑を一時中止して休憩いたします。午後はおおむね1時に再開いたします。

————— . ——— . —————  
休憩 午後 零時00分

再開 午後 1時00分  
————— . ——— . —————

#### ○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開き、徳峰議員の質疑を続行いたします。

#### ○21番（徳峰一成議員）

決算での総括質疑でありますので、私個人としては23年度の一般会計の全体的な状況を見ながら今後の新年度を含めて、そして今後の曾於市の発展の方向にいかにつなげていくかという、大きな立場からの質問を何項目かしたいと思っております。

市長、ただいまの1回目の答弁の一端を聞くまでもなく、我が曾於市においては例えば人口が毎年500名以上減少をいたしております。そうした中で、税収も落ち込んでおります。これは、答弁にありました人口が、納税者が少なくなっただけでなくて、資料を見るまでもなく、毎年市民の所得も低迷あるいは落ち込んでいる点もあります。つまり産業が停滞している、そうした背景もあろうかと思っております。

特に、そうした中で、この合併の状況を見ますと、農村地域の人口が減少をいたしております。特に農村地域の高齢化が顕著であります。菅牟田におきましては、お二人に一人がもう65歳以上、こうした地域は今後ますますふえるのではないのでしょうか。いわゆる旧末吉、財部、大隅町の町地域への人口の集中が見られます。また一方、行政の立場から見ましても、これまでそして今後にわたって、末吉中心のそうした行政の流れが生まれてきております。今後、さらにそうなるのではないのでしょうか。

そうした点から見て、合併の最初の大きなお互いの合意点であり目的でありました、いかに曾於市が合併してよかったかというまちづくりを行っていく、そして財部、大隅町を含めて全体がバランスのとれた発展方向を促すためには、特に農村地域にいかなる今後の施策が大事であるか、そうした点なども含めて考えながら、23年度の決算状況を分析的に見ることが私は大事じゃないかと思っております。

そうした点で、第1の質問であります、合併後これまでの間に市の職員が約100名減少をいたしました。そのことが結果として市の財源を非常に好転させた、あえて好転という表現で言いますけども、好転した大きな第1の原因となっております。ですから、喜ばしい側面ばかりではございません。

質問であります、今後も市の職員もまだ減らす考えであるのか、これは市の計画は別にいたしまして、今の曾於市の各支所を含めた実態を見た場合に、行政サービスという点から見た場合に、これは今後の曾於市をいかに活力あるものにするかといった大きな観点からも考えた場合に、現状で今後の市の職員の状況をどのように見て、そして今後考えておられるか、個人的にはこれ以上は減らす必要はないんじゃないかと、いろんな角度から見て考えております。これが質問の第1点であります。

それから質問の第2点目は、今言いましたように曾於市のもろもろの指標というのは、産業を中心としてはっきり言って厳しい指標がたくさん出ております。楽観的な見通しの持てるような指標はほとんど少ない状況でございます。ですから、今後の市のやはり財政運営といいますか、基本的には積極的な投資型のやはり施策もかなりやらなければ、やったとしても限界がある。制約がある。ですから、やらな

ければいけないと思っております。その点で財政を考えてみたいと思っております。

基金の残高あるいは財政指標を見るまでもなく、恐らく合併後、今日の時点が一番財政的な状況はいい状況じゃないでしょうか。これは、客観的に見て明らかでございます。私もはっきり言いまして各種基金、基金はもう余りにも基金をため込んだ、積み立て過ぎたと思っております。基金はたくさん積んだら、越したことはないという考え方には私は反対であります。やはり一定額の基金の積み立ては必要でありますけれども、今の曾於市の産業あるいは暮らしの実態、高齢化等々見た場合に、そうした部門に今こそお金をつぎ込むべきじゃないでしょうか。つぎ込んだとして、やはり効果はすぐ出るものもあるでしょうけど、恐らく5年、10年かかると思うんですよね。今投資しなければ、もっと積極施策を行っていかなければ、ますます曾於市は疲弊してくるといえるか、悪い面がどんどん出てくるのじゃないかということで、非常に心配いたしております。

繰り返しますが、この各種積み立て基金はもう総体的に、個別的な分析は必要です。総体的には一応これで言葉が単純化してなんですが、ストップしてそしてもっと積極的に市民の暮らしを守るあるいは産業の活性化のために回す、そうした立場に今後一定の軌道修正を行うべきじゃないかと思っております。23年度を見てのそうした考え方、提案であります。市長は、どのようにお考えでしょうか。これが、大きな質問の第2点目であります。

それから、質問の第3点目でありますけれども、まず財政についてですね、これは副市長に答弁をいただいたほうがいいと思うんですが、この財政ではなくて、この職員のあり方ですね、専門職、技術職員、現状と今後について質問を申し上げ、総務課長から答弁がありましたけれども、これをやっぱり議会も含めてわかりやすい形で、様式化して、そして議員、議会も含めて考えていくって、そうした基本的な資料を私はつくるべきじゃないかと思っております。やはり今、職員がどれだけおられて、そして年齢が何歳であって、こういったこの技術専門職員がおられるか等を含めて、やはり全体のこの議論にかけるといいますか、そうした点が大事じゃないでしょうか。やはり市を、市政を動かす中心は職員でありますので、今職員がどうなっているか、そして課題はどういった点であるかを、わかりやすい形でやはり基礎資料を通して考えていくと、そして今後市としてはそれを踏まえてやっぱり計画を立てていくって、そうした一つの型をつくっていくべきではないかと思っております。

いろいろあります。例えば、保健課、福祉課では老人福祉計画とかあるいは障害者計画とか、介護保険福祉計画は常に立派な計画をつくって、そして見直しを行いながらそれを発展させております。それが一番大事な職員の実態と今後については

ないんですよね。もっとこの点は科学的に、科学的といいますか、という形で整理したほうがいいんじゃないかと思っております。副市長だと思っておりますけども、中山副市長の考え方、答弁を聞かせてください。

次の質問であります。先ほどの話、若干もありますけども、今のこの23年度の状況を見た場合に、やはり基本的には大隅、財部町の方々もやはり合併してよかったといったそうした予算執行が大事であります。現在そうなっているでしょうか。私は、2つの点でそうならない側面があると考えております。

第1点は、下水道事業、客観的には末吉だけが下水道をしなければならなかった状況にはないですよね。けども、旧町時代からのやはり取り組みがありまして、現在までしていますが、これは完成後も1億円からの一般財源を投入しなければ運営はできないんですよ。これまでもかなり投入いたしております。こうした優遇された点が末吉町はあります。

もう2つ目は、耕地課の旧町時代から末吉町は積極的に土地改良事業を行ってまいりました。農家の負担を軽くするために、町は独自のまた補給策も償還に対して行ってまいりました。このこと自体はよいことであります。ですから、共産党議員団ももちろん賛成してまいりました。今少なくなったとはいえ、それでも23年度も5,000万円の末吉町独自の農家に対してのやはり補給をやっているんですよ。これも大隅、財部には見られない。逆に一方、財部、大隅町で独自のやはり優遇された継続された施策はないでしょう、何一つ。5,000万円、1億円を超えるのはですね。ないんですよ。

その点でやはりバランスのとれたやはり施策を行っていくためには、大隅町、財部町の町民、市民から見て、目に見える形での私は積極施策を行わなければいけないと思うんですよ。道路はどうだ、云々ということだけじゃいけないと思うんですよね。これは、一つの考え方としてこれは目的意識性を持った私は積極施策が必要じゃないか。特に、先ほど申し上げましたように、今後ますます行政的には末吉中心に、これは好むと好まざるとに関係なくならざるを得ないんですよ。そういった点から見ても、やはり一定の基本的な哲学を含めたやはり方針が必要じゃないかと思っております。その点で、23年度はないでしょう。あるとしたらお聞かせください。ないとしたら、やはり考えていくべきじゃないか。もう率直に提案と要求を申し上げます。市長の考え方を聞かせてください。

次の質問です。私は先ほどのやはりもう財源のため込みは基本的にはこの程度にして、どんどん市民の暮らしや産業発展、少子高齢化に回すべきじゃないかと。荒っぽいんですけども、提起を申し上げましたけども、そのためにはまず実情をよく知ることが大事であります。3人の課長に質問をいたします。

先ほどの質問、答弁を踏まえて第1点は農業関係でございます。曾於市の場合、農地の耕作がどれだけされているかが一つの説明が一端としてありました。その中で、私は見る限り、特に農地の畑の中ではいわゆるヤミ小作地、これが面積的にもまた率的にも大きなウエートを占めているでしょう。何割ですよ。だから、それをやはり、実態を把握しなけりゃいけないですよ。決められた、与えられたそうした方策のもとに、もただけの実態把握じゃなくて、大きな部分面積を占めるわけですから、曾於市の場合いわゆるヤミ小作地があるかって、それを今後さらにいかに有効利用していくかと、そうした観点からのまず実態把握をしていくって、そうした中で新たなプラスアルファの施策も市単独も生まれてくるかもしれません。その点でどなたでもいいんですけども、農業委員会じゃなくて経済課でも、やはり実態把握が必要じゃないでしょうか。市長でも、副市長でもよろしい、これが質問第1点であります。

それから第2点目は経済課長の答弁の中、商工業の高齢者について答弁がありました。それは、昨年調査をもとにした答弁でありました。お聞きしたところ、今後何年かのうちにはもう曾於市の商工業者は後継者が2人に1人もいない、もう考えただけで背筋が寒くなりますよ。ですから、これをいかにしてやっていくかって、いかにしてやっていくためにもっと小まめな実態把握が必要でありますよ。例えば八百屋さんが何件あって、あるいは床屋さん、パーマ屋さんが何件あって、具体的なそうした把握を課長してないでしょう。してなかったら、そうした方々に対する施策は生まれんですよ。

比較していきますと、最も進んでいるのが昔から畜産課ですよ。畜産課の場合、課長、もう酪農家が何件、その中で後継者が何人、お茶農家が何件、後継者なんてもう資料を見なくてもそらんじてというか、記憶の中で答弁ができるくらい実態把握されているでしょう。ですから、地についての施策が私は生まれると思うんですよ。それが、商工業の場合はまだ調べていない。まず実態把握からじゃないでしょうか。ですから、23年度を見ても商工業の施策というのはもう背筋が寒くなるくらいお粗末なものですよ。額からいいましても、内容から項目からいいましてもですね。まず、その実態把握を行うべきですよ。どういった方法論でもって、どういった内容のをやるかを研究した上ですね。これが質問の2点目であります。

それから、質問の第3点目は高齢者対策です。曾於市にとって大事なものは高齢者対策であります。本年度から、副市長を中心として、また福祉課長を中心としておひとり暮らし対策も一歩踏み出しました。率直に評価いたしております。ただ、だから私あえてだから質問したんですよ。質問項目に書きました。ひとり暮らしの方々は、身寄りのない方々は何名おられますかって、そしたら正直な答弁として実

情をつかんでおりませんという課長答弁だったですよ、課長ですね。実情つかま  
んまま身寄りのない対策はできないですよ。もしやったとしても、地のついた施策  
にならないですよ。実態をつかんでないわけだから。

ですから、しかしこれは部分的小さい問題じゃないですよ。おひとり暮らしの問題  
というものは、曾於市にとっては最も今後考えていかなければならない施策の一つ  
だと思うんですよ。現状から見てですね、23年の場合も。ですから、そうした実態  
把握から行っていって、頭を使って一定のお金もかけてですね。そこから、新しい  
施策が生まれると思います。以上、代表例3点申し上げましたので、課長のほう  
から前向きな答弁をしてください。

次の質問、この建設業については課長から答弁がありましたけども、これまでこ  
の入札のあり方を含めて提起はいたしてまいりましたけども、昨年の決算の中で論  
議された点1点に絞って、これは社会教育課のほうに質問をいたします。

去年、決算特別委員会の中でも社会教育課についてのいわゆる総合センター、文  
化センターの改修についての入札のあり方については課長、いろいろ問題提起を含  
めて質問したですよ、課長。これが、だから金額が少ないんじゃないかと、やっぱ  
り1年間2億円単位で修繕費が昨年まで、22年度まで出されておりましたけども、  
23年度におきましても資料を見る限りやはり金額の大きいそうした修繕費等が入  
っておりますが、22年度の決算審査での指摘を受けて、23年度は一定の改善がされて  
いるのでしょうか。それとも23年はもう間に合わなかったのをございましょうか、そ  
の点についてお聞かせください。

やはり決算で指摘された点は、建設課等とも一応協議しながら改善ができる点は  
どんどん改善をしていかなければならないと考えております。例えば、末吉の総合  
センター関係の舞台関係は、23年度6,400万円の契約を業者と行っておりますが、  
これは1社ですよ。随意契約になっておりますね。1社ということはですね。一般  
論から言いますと、やはり改善するのであったら、複数の業者に競わせて、そして  
仕事をしてもらうのが一般的な考え方と思うんですが、この随意契約の経過を含め  
て、改善されていた点があったらお聞かせ願いたいと考えております。

もう一点ですね、これは建設課長に質問をいたします。先ほどの企画課、この財  
政課長の答弁では落札率が大体おおむね95%前後でありましたけども、工事の場合  
95.68%ですね、そうした中で例えば市外の業者が入っております、建設課の中の  
大隅町の須田木の例の橋についてはコーアツ工業が落札いたしておりますが、私が  
見たところ予定価格に対して70%です。70%ですね。これ試算したところ。こうい  
った点を含めて、一定のこの23年度入札について改善がされていたらお聞かせ願  
いたいと考えています。

また、市外の業者が入りますと、これにコアツ工業に代表されますように、極端に、まあいいことではありますけども、落札率が95%でなくて70%に下がります。その点でコメントがあったらお聞かせ願いたいと考えています。あわせて、23年度制限価格は設けなかったのかどうか。その点もお聞かせください。一定のやはり改善は、全面的と言わなくても、地元業者をやはり守っていくという立場もありますので、なかなか微妙な点はありますけど、改善すべき点はやはり改善、一歩ずつでもしていくべきじゃないでしょうか。答弁をしてください。

次に、東部畑かんについて質問をいたします。まず確認でありますけど、課長、私の東部畑かんの、これは北部畑かんも今後同じ考え方だと思うんですけども、運営はまず経費に対して収入は農家の負担金がありますよね。これはもう決まっております。それから、2番目に国県の負担金もあります。これも決まっております。どうしても差し引き足りない分を曾於市と志布志のほうで全額負担するという、そうした基本的な考え方でいいのでしょうか。これが一つの確認であります。

2点目、いずれにいたしましても、毎年今後含めて永久的になるかどうかわからんけれども、市の負担はやはり続くと思っておりますが、その中で23年度は一般のこの会計に見られます翌年度への繰越金といいますか、それは全くなかったのでしょうか。細かい質問で申しわけないですが、一応聞かせてください。

それと、先ほど市の負担が855万円ということでありましたけども、ちょっとこれは少ないなという感じがするんですけども、それはそのように理解していいのかどうか答えてください。

この東部畑かんの運営については、独自にこの毎年の年度ごとの収支については計画をつくっております。これも私がこれまで一般質問で取り上げて大分改善してもらって、以前に比べたらもう大分数字が現実とあっているんですけども、この23年度の計画から見て、23年度の収支状況はどうであったのかですね。課長が一番よく知っておられますので、分析的に答弁してください。だから、計画に沿った運営がされたのかどうか。これが第1点。

それから、この一番大事な農地利用ですが、農地利用についてこれも計画が立てられております。これも私も一般質問でこれまで取り上げましたけど、この計画に照らして23年度のこの農作物の作付状況はどうであったのかお聞かせ願いたいと考えています。現状を見る限りでは、やはり飼料作物が大きなウエートを占めておりますけども、この点を含めてお答え願いたいと考えています。

前後いたしますが、畑かんについては23年度の加入状況ですね。これも計画に照らしてどうであったのか、計画に照らして。約、加入が2割ですか、20%ですか。についてお答え願いたいと考えております。



時間の関係でもうあとはカットいたします。以上です。

○市長（池田 孝）

合併後、人口減などで税の減収につながっておるということでもあります。また、高齢化で所得が減っておるんじゃないかということでもあります。この人口減も大きな要因でありますし、また高齢化も実際いって進んでおります。年金受給者がその分ふえておるということでも減っておるというふうに考えております。

農村地域の人口減がひどいんじゃないかということでもあります。これは合併当時もやはり農村地域の高齢化比率は高かったというふうに考えております。その当時が全体的に先ほど述べたのがどうだったのかわかりませんが、全体的にそのような形になっておるというふうに思いますが、末吉が中心になってきておることとありますが、毎月庁議において人口動態を発表しておりますけれども、旧3町ごとに人口を見ても、これはどこでも同じくらいの比率で減少をしているようでもあります。末吉だけが人口が減らないで、大隅、財部がひどく減少がしておるということはないようでもあります。施策のバランスであります。そうしたものを考えながらバランスをとっておるというふうに考えております。

合併後100名の減であるが、これをさらに減らすのかということでもあります。25年度までは減らす予定に考えております。もうしかし、これ以上はもう限度があると、行政改革委員会からは142名の減を答申をいただきましたけれども、そこまで持つていくには非常に無理を生じる、職員も大変であるという形のもとに今後です。今、今後どのような方向でいくかということ、中山副市長を中心として考えていくという形にいたしているところであります。

指標の持ち方ではありますが、余り基金を積み過ぎておるんじゃないかということでもありますけれども、今後返済が多くなっていくわけでもありますので、ある程度のこれくらいの基金は持つておく必要があるかというふうに思っております。投資も考えなければなりませんけれども、投資もいろいろなものを見ても、曾於市そんなに減っておる状況じゃないというふうに思っております。産業の支援ということで、農業、商業いずれも以前なかったような形の中で支援もいたしております。そのようなことから、経営に対する農業、商業の経営に対するもの、また後継者に対する支援、いずれも合併当時からすると大分向上しておるというふうに考えております。ですので、暮らしを守る経費にも大分投じておるというふうに考えております。

末吉が下水道事業が大きくあって、ほかのところでは薄いんじゃないかということでもあります。合併当時末吉の下水道また財部の生活排水処理事業というのが大きく取りざたされました。そのようなことから、これをつけることのできない家庭、

合併浄化槽でやる家庭については大きく補助金を出そうということで、その当時からすると1戸当たり相当な金額を上積みして、今推進をしている状況であります。ですので、どこの家庭でもっていいですか、どこの地域でも同じような状況で負担をしておる状況であります。

また、土地改良であります、末吉、財部は済んだということですが、これは特に大隅が遅れておって、県営事業を今進めてもらっております。

県営事業ですけれども、これは市が負担しないと進んでいかないわけであります。応分の市の負担を重ねながら、今進めておる状況であります。また、北部畑かんがいかない、特に南部地区、南地区ですね、大隅の南地区についても、県営事業の畑かんをとということで進めておりますが、これも国営の事業と同じ農家負担で済むようにということで、市では補助金を大きく出すということにいたしておるところであります。ですから、あらゆるものが平等化した、バランスのとれた方向で進んでいるというふうに考えております。

ほかについては、それぞれ副市長なり、担当課長で答弁をさせます。

#### ○副市長（中山喜夫）

きょうの①の関係でございますが、23年の専門職、技術職員の現状の今後のことについてと、これに付随して2回目の御質問をいただきましたけど、これにお答えしたいと思っております。

高齢化、産業の浮揚策、それから産業の活性化を図るため、専門職を、あるいは技術職をどのように配置していく考えなのかと、ちゃんとした様式にして、資料として十分検討していくべきではないかという御質問であったところでございます。

全職員につきましては、今、市長から数についてはございましたけれども、人事等にあたりましては全職員の経歴リストというのをつくってございまして、この職員がどういう経路で現在に至ってるかと、年齢はどうかと、そういった資料に基づいて実施しているところであります。

また、もう3日目でございますが、行政改革を推進していく上、あるいは適正化、職員の適正化を検討する上で、行政改革ヒアリングというのをこしは今やっております、きのうで3日目も済んだところでございまして、あと1日——大体1日8課ぐらいを実施しておりますけれども、この話を聞きます中で、やっぱり今後は県からの移譲をしてくる業務が本当にたくさんあるということ、そのためにはそれを引き受けるためには、新しいこの専門職というのが必要だということですね。こういったことを、説明を受けているところでございまして、今言われるように専門職のリストについても、今までもリストとしてはつくってございましたけれども、もうちょっと詳細に、いつどのような状況で必要とするのか、職員がどういうところに

不足するのか、そういったものを十分検討するためのそういったリスト等は今後つくっていかねばならないんだというのを強く感じているところでございます。そういったものを、今後検討してまいりたいと思います。

そして、採用の方法といたしましては、新規に採用する方法と、あるいは委託する方法、OBに頼む方法、こういったものを多彩に活用しながら、そういったところを専門職を埋めていきたいと、力を発揮するような組織をつくりたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

#### ○福祉事務所長兼福祉課長（今村浩次）

それでは、身寄りのない高齢者を把握できなかったというところでございますが、その理由についてまず御説明申し上げたいと思います。

身寄りのないということは、一般的に親類あるいは縁者がいないということを目指すかというふうに思いますが、概念的には何かがある方に起こったときにそれを人道的支援とか、あるいは経済的支援をする人がいないというのが身寄りがないというふうに思いますが、今回、それを把握できなかった理由でございますけれども、親や子供が、あるいは兄弟がいらっしゃったといたしましても、絶縁状態にある方、あるいは遠い親戚などでも面倒を見ていただく方、いろんな方がいらっしゃいます。

さまざまな状況があるところでございますが、これにつきまして、把握するには御本人からそれを聞くしかない、手立てがないのかなというふうに思いますが、個人情報関係もございまして、それを聞いたところで本当のことを答えていただけるかどうか、というのちょっと不安があるなというふうに考えたところでございます。

さらに、この状況は、景気の低迷が長引いております。経済的にいろいろと不安になってるところが多くございますので、この状況がいろいろと変わってくる、さらに人間関係、親戚づきあいの希薄化というのも今進んでおりますので、その関係で、なかなかその変動も大きいんじゃないかというところでございます。実感として、当然身寄りのない方々が増えていくというのは、今実感として持っておりますけれども、そのような理由で今回は把握できなかったということでございます。

以上でございます。

#### ○農業委員会事務局長（堀之藺訓）

ヤミ小作の実態把握でございますけれども、農業委員会を通じてきておりませんので、把握はなかなか難しい面がありますけれども、今後、農業委員の方々を通じ

まして、調査ができるかどうか、検討をさせていただきたいと思います。

農業委員会では、農業経営基盤強化法による貸し借りを推進をいたしておるところでございます。この農業経営基盤強化法による貸し借りにつきましては、期限が参りますと、確実に返していただけるシステムでございます。安心して貸し借りができるシステムでございますので、今後とも正規のルートにのっていただくように、推進をしてみたいと考えております。

それから、23年度の農地の利用状況調査でございますけれども、現在集計中でございます。調査対象の筆数が数万筆でございますので、入力に時間を要しているところでございます。22年度と同じ時期の11月から12月に市内全域の畑を調査いたしておりますので、その調査結果を説明させていただければと思います。

調査員は農業委員と協力委員でございますまして、調査の範囲でございますけれども、市内全域の畑でございます。面積は畑6,402haでございます。調査結果でございますけれども、主な作物でございますけれども、大根が2,475haでございます。飼料畑が1,187haでございます。準備畑が1,149ha、そのほかお茶が389ha、ニンジンが18ha、ゴボウが16haでございます。

以上、確認をいたしているところでございます。

#### ○建設課長（高岡亮蔵）

落札率の関係でございます。建設課といたしましては、適正な積算の確保ということで、国等からの通達もございまして、国、県の基準に基づきまして、積算をし、予定価格を設定していただくわけでございますけれども、この中須田木の橋梁につきましては、上部工でございまして、PC橋、橋桁ですね、特殊な工事でございますまして、そういった橋梁メーカーの中で入札がされたと思っております。その中で強く競争が働いたということの結果であると考えております。

そのほか、一般的な土木、市内の業者でできる分につきましては、これは財政課のほうで指名委員会等を開催していただきまして、その中で業者を決定していただき執行はされるわけでございますが、その結果として95%であったというふうに考えております。

（何ごとか言う者あり）

#### ○建設課長（高岡亮蔵）

制限につきましては、2,500万を超えておりますので、制限があったものと考えております。

（何ごとか言う者あり）

#### ○建設課長（高岡亮蔵）

70%ですね。

## ○耕地課長（吉田誠得）

東部畑かんの件について答弁させていただきます。

まず、経費の件でございます。基本的に、収入と支出の関係でございますけれども、おっしゃったように事業費がございまして、そして収入としては国、県と市町村、賦課金、これは基本的にそういう関係になってくるというふうに考えます。ただ、先ほど1回目の答弁で申し上げましたけれども、この金額が非常にこの膨らんでおります。これは、給水栓とかあるいは散水器具等の県営事業等のそういった事業に関しまして、まずお金を借り入れて、それを負担金で返していきます。そういった数字が非常に1億とか、9,800万とかそういった大きな金額で推移しておりますので、そういった関係でちょっと全体の数字とすると補助金等が少ないのかなどそういった気がするのはい実情でございます。

それと、2番目の23年度の繰り越しがなかったのかということでございます。基本的に、繰り越し、剰余金につきましては、今施設維持管理の積立金を行っております。以前、パイプライン等が災害等で被災いたしまして、そのときに大体9,000万から1億円お金がかかったと。急な出費が必要な場合等もございまして、そういったものを鑑みまして、毎年曾於と志布志市で690万円ほど積立をしております。また足して支出をしておりますけれども、そういった関係で、支出をいたしております。その分が、繰り越しと申しますか、そちらの積立金のほうに400万ほど積立をしているといった関係で繰り越しという意味じゃなくて、繰り越しはないといった形になっているところでございます。

それと、855万円の市単独の補助が少ないんじゃないかということでございますけれども、これは補助金等も、基幹水利等のその運営等の事業費から補助金を引きますと、大体625万円ほどの補助になるわけです。曾於市と志布志市のほうで面積で按分しますので、それにあと、今申し上げました、急なときの施設維持管理の積立金、そういった意味を込めて、また690万円ほど、両方合わせて運営補助をいたしております。曾於市の場合は230万円でございますけれども、そういった関係で、これも計画に沿った出費というふうに考えております。

あと、4番目の23年度の計画、まあ収支状況はどうかということでございますけれども、概ね計画通りに、23年度では概ね計画通りに進んでいるんじゃないかというふうに考えております。大体、23年度をめぐりに当初は運営補助はいらんじゃないかというふうに考えておりましたけれども、先ほどから申し上げておりますように、維持管理の面で230万円は毎年、27年ぐらまでは積み立てていくという考えでございますけれども、概ね計画に沿った収支状況じゃないかというふうに考えております。

(何ごとか言う者あり)

○耕地課長（吉田誠得）

加入率はですね——失礼しました、面積でいうと、19.4%、戸数割でいいますと、24.8%でございます。末吉、これは曾於東部全体でございます、末吉におきましては、面積で19.7%、加入者で22.3%の加入でございます。

以上です。

○経済課長（富岡浩一）

まず、後継者対策を含む商工業への細やかな実態把握をとということでございますけれども、現在行っております調査でございますけれども、項目はいろいろ網羅してありますけれども、そこに書き漏れ等があるということは、こちらの様式等にやはりもうちょっと工夫すべき点があるのかなと思っております。従いまして、今後そのような、回答がしやすいような形での様式等を検討してまいって、少しでも精度の高いデータが得られるような努力をしてまいりたいと思っております。

それから、耕地関係で出ました、曾於東部の農地利用の目標に対する達成率ということでございますけれども、項目がかなり作物ごとにいきますと多いので、ある程度括りということで説明をさせていただきます。

まず、野菜部門でございますけれども、これがビジョンのほうは平成19年度に作成をいたしまして、目標を30年といたしているところです。そこで、平成23年における目標、30年の中の達成率ということで、申し上げますと、まず野菜が56.1%あります。それから花卉、花の類でございますけれども、これが46.4%、それから工芸作物ということで、お茶等でございますが、これが95.2%、それから果樹、これが116.4%、それから飼料作物で145.1%、合計でいたしますと、103.4%が30年の目標に対する現在の達成率となっております。

以上です。

○社会教育課長（中峯健一郎）

入札のあり方については、一般競争入札におきましては、適切な数の業者が参加できるように努めているところでありますが、今回の末吉総合センターの舞台照明、設備改修工事につきましては、特殊な機器の改修であったために、条件付きとしたところがあります。その条件と申しますのが、電気工業の特定建設業許可を有していること、あるいは経営事項審査結果通知書の電気工事における総合評定値が1,000点以上であること、あるいは企業集団内に舞台照明機器の製造業者を有するものであること、また収容客数が500席以上の舞台照明設備の新設工事等を施工した経験のあるところ等含めての条件付きにしましたところ、1社だけの入札になった事態であります。そのような実態でした。

以上です。

## ○21番（徳峰一成議員）

もう2、3点に絞って質問いたします。

この23年度を踏まえて、今後いかに財政運営を行っていくかでございますけれども、繰り返しますが、私は基本的には積立はもうこの辺りで、もちろん個別적으로는検討がもちろん必要ですよ、トータル的にはやはりもっと投資的な効果を上げるような施策を積極的に進めなければ、ますます曾於市は、言葉は悪いですけども、厳しいですけど疲弊していくんじゃないかと、各地のデータを見るまでもなく、市長はあれもやってる、これもやってるって、あれもやっても、これもやっても現実は数字は厳しい数字なんです。そして、投資効果は5年、10年一般的にかかると思うんです。その点でやはり、トップの考え方、指示が非常に大事かと思っております。

その点で、繰り返しますが、もっとこの財政とこの施策の関係、新年度から25年度から一定の軌道修正ですよ、軌道修正は行うべきじゃないかと思っております。実に81億円積み立てておりますよ。その中には、はっきり言って個別적으로는疑問のある項目もあります。そこまで積み立てる必要があるのか、もっとこれを市民のいろんな産業や暮らしに回したほうがいいんじゃないかっていうのがあるものですからね、特に、23年度を見ますと、この歳出全体の233億円の中で、いわゆる投資的な経費、投資的な経費は24.3%なんです、4分の1ですよ。これ、どれだけの効果がありますか。金額的にもそう大きな効果はないんですよ。投資的経費が全てじゃないんですけども、全てじゃないんですけど、単純化して申し上げましたけども、もっと積極的な取り組みをしなければ基幹産業の農業部門を初めとして、このままでどうなるかって。私、市内ぐるぐる回る中で、毎日のように、そういうふうに感じている点であります。トップである市長の考え方を聞かせてください。個別的問題はさておいて、ちょっとトータル的に見まして。これが質問の第1点であります。

財政運営は、中山副市長が力のある副市長でありますので、この効果を果たしておられますけれども、先ほどの質問の答弁ですね、ちょっと検討していきたいということでありましたけど、これも十分に検討されて、また一定の軌道修正もその様式についてもされながら、今後に残していただきたいと思っております。

私は、だからトップだけで人事の問題を考えるだけじゃなくって、議会を含めてやはり論議できるような、そうしたあり方がやはり長い目で見ていいんじゃないかと思っております。その点、また基礎資料がないんですね。1回1回質問しなければ、また質問して1回1回調べた上で答弁って、非常に原始的っていうか、古いや

り方の、特にこの問題についてはそうした資料の整理が遅れておりますので、考えていただきたいと思っています。答弁はよろしいですよ。今後、期待をして見守ってまいりたいと考えております。

それから、農業振興の中で、畑かんですね、今後は北部畑かんも続きますけれども、東部畑かんだけで県営事業含めて500億円以上のお金を掛けましたね、今後半永久的にももちろん国、県、市の投入を行っていかなければ運営できないと思うんですよ。今後、10年、20年になったら今度修繕費がかかりますので。修繕費も今予想できないほどの金額になるんじゃないでしょうか。その点で、せっかくやったからには、共産党議員団は一貫して反対しましたけれど、やったからには頭を切り換えて有効に使うって、これは当然のことです。その点で見て、課長答弁でありましたけれども、加入率も弱いですが、またこの農地の有効活用も、課長弱いですが、飼料が百数十%を超えるというのは、この畑かんの目的から見て、喜ぶべきことじゃないと思うんですよ。

一方、野菜が非常に、市が自ら定めた目標から見ましても、野菜が少ない、目標に照らしても弱いんです。目標から見ても、目標が最終的な目標じゃないんですよ。そうした点から見て、今後どうするか、これがなかなか思うようにはいかんでしょうけど、やはりもっと23年度の到達点を踏まえながら集団的な検討と、やはり一定のテコ入れが必要じゃないでしょうか。有効利用のためには。農家だけを期待しても、農家、非常に厳しい状況がありまして、やはり市が一定の支援策を行っていかなければこの有効活用はなかなかこれはスムーズにいかないと思うんです。具体的な、踏み込んだ答弁ができなければ、基本的な考え方だけでもよろしいので、トップのほうで答弁をしてください。後はもう質問はカットいたします。

以上です。

#### ○市長（池田 孝）

積立金が多いがということではありますが、軌道修正をして、もうちょっと住民へのサービスをということではありますが、少子化対策、また高齢者対策、また産業面、いろんな面に思いやりをやって、配っておるというふうに考えております。

今、低いからといってポーンとやると、なかなか1回この補助金などで出すと、打ちきれないものであります。継続的にやらないと、これはなかなか効果も出ませんし、また不服が出てくるわけでありまして。もし基金が少なくなったから、もうやめますよという形になると、大変なお叱り等を受けるわけでありまして。ある程度の余裕的なものを持ちながら、やっぱりかじ取りをするというのが大事じゃないのかなというふうに考えております。また、弱い点、他市町に比べて、特に薄い点等があったらそりゃ勿論修正といいますか、前向きに考えていきたいというふうに思い



ます。

畑かん事業ですけれども、加入率で20%だということで、面積でですね、しかしこれももう計画されてから30年ぐらいになってきておるわけでありまして。当時の考えた面積と今の面積と、考えた実態でダムの容積量、そしてファームポンドの容積量等は決定されて完成をいたしておりますが、既に北部や東部のほうでは2つのポイントで時期的には水が足らなくて、節水を呼び掛けておるといふ形であります。

ですので、今国のほうにももう1つファームポンドが欲しいんだがと、ぜひつくってほしいという状況をお願いもいたしておるところで、そうしながら畑かんへの散水器具等の補助等もやっておるといふことであって、隣の南九畑かんといえは9つのダムで協議会をつくっておりますが、都城市などからは曾於市のほうはほんとに厚い手当の元に普及をされてますねと、だからそのような状況なんですねといふことを、よく担当から聞かされます。ですので、私はそう低いとは思っておりませんし、これから年によって、時代、産地は移り変わっていくといふ言われております。

ですので、今は畜産が多いけども、やがて10年後はどうなっているのかなと、大分変わってくる可能性もあるわけでありまして。そのようなこと等も考慮しながら、普及等は特に、折角これだけ投じておるわけですので、多くの面積で水が利用できるようにバランスのとれた散水って言いますか、水の使用方法っていうのも考えていかなければならないかといふふうに思っております。こうしたことは、もうしよっちゅう土地改良事業組合のほうでも、理事会等でも意見が出されておる状況であります。

○議長（谷口義則）

ここで、10分間休憩いたします。

---

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時06分

---

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、五位塚剛議員の発言を許可します。

○16番（五位塚剛議員）

一応、質疑通告を出しておりますけど、そのほかにちょっと飛び入りも質問したいと思っておりますので、誰にくるかわかりませんが、ちゃんと耳と心の準備をしたいと思います。

まず、監査代表委員に質問したいと思います。

財部温泉健康センターの指定管理の問題で、一昨年からいろいろ問題になっておりますが、私は23年度の5月の20日付で22年度の予算執行にあたり、給与の支払の方法が問題だったということを監査請求いたしました。しかし、監査委員のそのときの坂口議員と代表監査委員のほうから、問題ないという決定書をいただきました。

しかし、今年になって、市から財部温泉センターのこの支出に対して市のほうから過去の従業員の方に給与が差額分が支払われましたが、このことについて流れを見て、どのように認識されているのか、代表監査委員、お答えください。

次に、市長に質問したいと思います。

総括の1ページに、「徹底した歳出削減で、最小の経費で最大の効果の予算を執行した」と書いてありますが、具体的に最小の予算で最大限の効果というのは、どういうことだったのか、当然検討されてるでしょうから、お答え願いたいと思います。

次に、財政状況を見るならば、この間の当局の説明は合併から非常に、財政的に上向いているというような表現をずっとされてきましたが、私は一般会計、特別会計を見る限り、市債、借金は増えてると思っておりますけど、私自身そのように理解しとるんですけど、そうでないのか、説明を受けたいと思います。

次に、住宅リフォームの問題は一般質問でもいろいろ取り上げて、池田市長自身、大変な効果があったというふうに思っておりますが、やはりこの制度をさらにやっぱり市の独自のいいやり方というのが私は大事だと思うんですけど、新年度の事業に対して、もっと手立てがする必要があるか、この間の23年度の教訓含めて、何かあったらお答え願いたいと思います。

次に、企業誘致の事業が17ページに書かれているわけですけど、これは企画で進めておりますけど、市内のこの中小企業対策という意味では経済課で担当してるわけですけど、基本的には私は企業誘致をする支援とこの市内にある中小企業を、まあ零細企業含めた支援というのが非常に大事だと思っております。しかし、経済課のこの利子補給では、わずかたったの1件、3万円だったですか、6万円だったか、1件しかなかったと思っております。果たしてこれでいいのかという疑問をもっておりますけれども、23年度のこの企業誘致の努力と中小企業の支援という意味で、誰かお答えいただきたいと思います。

次に、入札の問題でございます。財政課で総務の19ページにいろいろ書かれておりますけど、私は23年度の全体の入札の状況を見て、徳峰議員も質問いたしました。一般的に公正か透明性があるかといわれれば、当然当局は公平であり透明であるということと言われると思います。その根拠は何なのか、お答え願いたいと思

ます。

次に、畜産の問題で、私は大変な今畜産の危機に直面してると思っております。特に、お年寄りの方々の畜産をやめる方、非常に増えております。これは、対策を強化するべきだと思っております。そういう意味では、一番大事なのは、競り市に対する市の引き出し料、旧末吉町からは1万円からスタートしたと思ってるんですけど、8,000円、5,000円、もう3,000円になりました。果たしてこれでいいのかという心配しておりますけれども、その辺り、畜産農家の支援という意味で、これは増額できるような状況にないのか、検討はされてるのかお答え願いたいと思います。

農道整備の実態ですが、農家の要望と23年度の実績がどうなのかというのが私わからないんですけど、当然、通告出しておりますからどれぐらいだっというのわかんと思いますが、お答え願いたいと思います。

それと、建設課とも絡みますが、この間、やはり市民からいろいろ相談を受けるわけですね。道路の整備、排水路、災害の、ここを崩れたからやってもらえんすかというお願いをする、私たち議員を通じての方が多と思うんですけど、そのことは、私たち議員に対しても、地権者に対しても、どうなりましたというのがなかなか報告がないというか、予算化が必要なやつは当然契約されますけど、それ以外の小さな問題含めて、説明がないのが非常に私多いと思っております。その辺りをどういうふうに思ってるのか、耕地課長、建設課長、場合によってはほかの関係の課長、誰かお答えください。お願いしたいと思っております。

次に、文化センター関係を再度質問したいと思います。徳峰議員が末吉の文化センターのことも質問しました。

私も非常に疑問を持っております。例えば、社会教育課の説明資料の107ページ、舞台電動吊物装置改修工事ですね、予算が790万です。書いてあります。予算はですね。予定価格は875万4,000円と書いとるんですね。予算より予定価格が多いんですね。こんな書き方はあるんですかね。それで、三精輸送機、これ福岡の業者ですけど、2社の指名をした、これ、いつも問題になる、舞研を含めて、同じ業者が2社指名してどっちか取ってるっていう、こういうのが入札改革されてるのかお答え願いたいと思います。

次の、108ページのところで、体育館の施設管理費で、末吉で稲留塗装店と書いてありますけど、私が調べたところでは、稲留塗装店というのはないと思ってるんですけど、説明をしていただきたいと思います。

それと、同じ108ページに大隅の運動公園、予算額は644万9,000円で予算額、予定価格は601万6,500円、しかし、追加工事をして予定価格の644万9,000円で契約しております。こういうやり方が果たして正しいのか、これ建設課長の指導だと思う

んですね。要するに、予定額にぴったり後の変更を合わせてやってくれというお願いの契約だと思うんですよ。こういう契約というのがいいのかどうかという、されてるんだからいいんだと思うんですね。こういうのがもう随時見られるんですよ。お答え願いたいと思います。

とりあえず、1回目はそれだけにとどめたいと思います。

#### ○代表監査委員（佐々木良昭）

それでは、五位塚議員にお答えを申し上げます。

質疑の要旨は先ほど言われた通りでございますが、財部温泉健康センターの指定管理における給与支払い問題に関する住民監査請求につきましては、昨年、曾於市と指定管理者との間で取り交わされた協定書等に基づきまして、審査を行ったところでございます。指定管理料の支払は年度協定書に基づきまして、指定管理者へ支払われておったところでございます。従業員の給与支払いにつきましては、指定管理者の就業規則に基づいて支払われており、これには市が介入できないとの立場で結論を出したものでございます。しかし、その後、市と指定管理者の間で話し合いが重ねられまして、両者の合意により支払うことになったものだというふうに認識しているところでございます。

監査としましては、監査結果報告書で基本協定書、年度協定書を締結する際には、解釈の相違が出ないように、十分な配慮を望むといったことを市のほうに要望しております。これに沿って解決がなされたものというふうに認識しているところでございます。

以上です。

#### ○財政課長（池之上幸夫）

2番目の歳出削減の中で、最小の経費で最大の効果の予算と書いてあるがということでございますが、これにつきましては、地方自治法の第2条第14項にございませうけれども、地方公共団体はその事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないと、いわゆる原則を定めておりますけれども、多様化した住民サービスに対応するために、限られた財源を有効に活用し、住民福祉の向上や地域の振興を図る必要がございます。そのためにはいろんな起債でありますとか、補助金でありますとか、ありますけれども、そういったものを有効に活用して、そして一般財源を極力抑えていくというのが大事かと思えます。そのためにはできるだけ事務費等を削減することが効果的でありますけれども、例えば人件費についてみますと、22年度に対して23年度は約1億円減になっております。こういったものも、人が少なくなったと、大変な部分もございませうけれども、経費的には随分節約できたのではないかなという

ふうに思います。

それから、物件費等についても事務的経費となります旅費や役務費、備品購入費の減に努めたところでございます。また、限られた一般財源を有効に活用することも重要でありまして、例えば普通建設事業でありますと、23年度歳出決算額は47億7,939万9,000円でございますけれども、先ほど申し上げました国県補助金等を、あるいはまた市債等を組み合わせまして、一般財源はこの中の9億8,000万円であったところでございます。また、少子高齢化社会に伴って増加している扶助費等につきましても、決算額としては34億5,914万4,000円でありますけれども、国県補助金等と組み合わせまして一般財源は約9億円ということでありました。

このように、予算の執行については常に効率的な事務の遂行や無駄遣いの排除を念頭におきながら、本年度もやってきたところでございますし、また今もそれに努めているところでございます。

それと、3番目の市債の増ということでございますが、平成23年度末の一般会計の市債残高は、254億8,681万円であります。合併時の17年度末は252億4,692万3,000円でございますので、2億3,988万7,000円は確かに増になってるところでございます。

合併後は、人件費や物件費等の抑制と共に、建設事業についても緊急性や地域性を考慮して学校校舎等の改修や市道整備あるいはまた消防防災施設、健康増進施設など住民福祉の向上や地域振興のために優先度の高いものから実施してきたところであります。普通交付税についても、合併後年々増加し、平成23年度は減となったものの、歳出抑制と合わせて経常収支比率や実質公債費比率等も改善されてきたところでございます。

地方自治体の運営としましては、その年度の歳入をもってその年度の歳出をまかなうと、これが原則ですけれども、市債の発行もやむを得ない場合にはやっていくということでございます。従いまして、今後も歳入歳出において不足する財源については市債を発行し、住民サービスの低下を招かないよう努めてまいります。後年度に普通交付税の算入措置のある有利な過疎債でありますとか、辺地債、合併特例債を活用して実質公債費比率や将来負担比率の上昇、あるいは財政の硬直化を招かないように財政を運営してまいります。

それから、6番目の入札制度の公正、透明性の取り組みでございますが、どのようなふうに行っているかということですが、入札契約における透明性の確保、公正な競争の促進の具体的というか、その中身を申し上げますと、私のほうが考えていますのは、透明性の確保については、発注見通しの公表等も行っております。4月と10月を基準日といたしまして、今後、こういったもの等が発注されるか、発注工

事名、あるいは時期等をそれに載せて公表いたしております。

それから、入札執行予定の公表ということで、発注工事名、あるいは工事種別、日時、入札の予定価格等も公表いたしております。それから入札執行結果の公表、終わりましたら、その結果について、これも公表いたしております。それから指名基準の公表、これは要綱にございますけれども、その関係。それから建設工事評点等の通知及び算出方法の公表等も行っております、これについては、評点等についてはそれぞれの業者に通知をしますけれども、こういったもの等も算出方法とともに公表いたしております。それから工事等の成績評点の通知ということで、終わりましたら、その結果はどうであったかということ、これも通知をいたしております。

今、申し上げましたのは、いわゆる透明性といいますか、それぞれにわかっているということ、通知等を行っております。

それから、公正な競争の促進ということで申し上げますと、対象工事について条件つき一般競争入札の実施等を行っております。それから電子入札や郵便入札も取り入れております。それから閲覧図書の電子データ化による閲覧、以前は一つの場所を定めて、そこで閲覧しておったと。そうなりますと、そこに業者等が1カ所に集まりますので、今ではもうそれぞれに見ていただくということで、データで見えていただいております。1カ所に集まる必要はないと。それから閲覧をしました後に、当然、業者のほうから質問があるわけですが、その質問がありましたら、その回答については全員の、全業者へ、このように回答したということで、質問をされなかったところにも実施しております。それから指名業者の事後公表です。それから建設工事の一部について、予定価格の事後公表、これは試験的にやっておりますけれども、こういった制度も取り入れながら、できるだけ皆さんから不信を抱かないようなということで、このような取り組みを行っているところでございます。

以上でございます。

#### ○企画課長（岩元祐昭）

お答えいたします。

まず、リフォームの効果等ということですが、平成23年度の実績としましては、総括表の13ページに書いてあるとおりでございます。その中で、やはり議員もおっしゃる経済効果というようなことにつきましては、1億3,600万ほどが地元の業者のほうに事業費、工事費として渡っているわけです。これもやはり大きな経済効果と思っております。補助金は別としまして、効果が上がっているものと思っております。

また、幅を広げまして、塗装関係も23年度は入れておりますので、やはり市民の

方の住環境の整備ということで、大きく貢献いたしているところと考えております。

これからの強化支援策の改善等ということでしょうけれども、現段階では、現補助制度を維持したいと考えているところでございます。

続きまして、企業誘致関係でございます。企業誘致、御存じのとおり、昨今の経済状況を見ますと、なかなか製造業というような関係で、誘致、企業の誘致に至っていないわけですが、やはり人件費の安い海外、特に東南アジア等に進出する企業が多いと思っております。また、東北大震災を受けまして、企業でもリスクの分散を考える企業があると聞いておりましたけれども、なかなかその情報を私どももつかめずにいるところでございます。

今後のこれからの努力とか目標としましても、やはり市内、私ども誘致をして、市内に誘致いただきました企業等の製品といたしまししょうか、仕事の紹介を、いろんな場面を通じて、他の企業に紹介し、商取引、商談、そういった形に持っていくのも一つの企業誘致、それと地元の企業の業績を伸ばすことも一つの考えかと思っておりますので、1件は、今、関東地方の企業と財部の工場のほうが1社進んで、商取引が進んで、製品のやりとりまでこぎつけてると、今思っているところでございます。

また、こういった面についても、誘致だけではなく、こういった商取引も力を入れていきたいと思っております。

また、中小企業の支援策ということで、ほとんどが中小企業、300人以下の企業だと思っておりますけれども、先ほど議員のおっしゃるとおり、経済課のほうでは運転資金の利子補給とか、設備資金の補助金等を交付して支援しているわけですが、先ほどリフォーム関係等も関連しますけれども、これは建築業、大工さん等のあれでしょうけれども、住宅取得におきまして、市内の業者が事業費で23年度で約2億1,100万ほど、それと危険廃屋でも5,800万ほど、それと先ほどのリフォームを1億3,000万ほどですので、やはりこれも中小企業の支援策かというふうと考えております。

以上です。

#### ○経済課長（富岡浩一）

先ほど、議員のほうから中小企業への支援が弱いのではないかというようなことで、利子補給もたったの1件しかないというようなことでございましたけども、議員がおっしゃるのが、恐らく緊急経済対策商工借入金保証金の補助金のほうを言われたのだと思います。確かに1件でございます。これは23年度が最終年度ということで、これまでに年間やはり二、三百万ぐらいずつ、毎年御利用をいただいた事業でございます。23年度はもう1件であったということは、もうまぎれもない事実で

ございます。

また、利子補給事業につきましては、今、企画課長のほうからもありましたとおり、設備投資に対するもの、あるいは運転資金に対するもの、それぞれございますけれども、設備投資に対しましては、個人が12件、法人6件、合わせて18件の助成をいたしております。また、運転資金の利子補給につきましては、個人3、法人13、計16件の利子補給をしたところでございます。

#### ○畜産課長（神宮司寛）

それでは、シルバー和牛振興対策事業の競り市補助金引付補助ですが、増額はできないかということでございます。この競り市引付補助金につきましては、議員がおっしゃいますように、合併前より、旧町におきまして、要綱要領によりまして、補助金を交付しておりましたが、合併協議会のすり合わせの結果、統一されたものでございます。

また、合併後3年でこの事業につきましては廃止の予定でありましたが、子牛価格の下落というようなことで、事業の延長を行いまして、現在まで至っているところでございます。

この引付補助の基礎でございますけれども、子牛1頭を運搬をお願いしますと5,000円、それと競り場内への引き出し、代理人ですが、この方に1,000円お支払いするというようなことで、計6,000円が基本となっているところでございます。その2分の1を補助するというので、現在3,000円を補助いたしておりますけれども、今後も現行どおり、70歳以上の高齢者と、それから65歳以上の寡婦の方には、引き続き、この引付補助を交付する計画となっております。

以上です。

#### ○耕地課長（吉田誠得）

農道等維持補修費の安全施設設置工事や維持補修工事でありますと、4m以上の農道につきましては、点検パトロール等によりまして、既設の施設や路肩の補修を年次的に施工をいたしております。

ただ、4m未満の農道につきましては、原材料や市単独補助事業で対応させていただいているというところでございます。

まず、この原材料でございますけれども、多いのは、御存じのように、砕石、生コン、トラフ、これが主なものでございます。地区で申し上げますと、末吉はこの三つなら11地区、大隅は68地区、財部は50地区が23年度の実績となっております。末吉と財部につきましては、全てこの対応をさせていただいております。ただ、地域の実情、事情等がございまして、大隅の場合は、非常に従来から生コンによる農道舗装が多いと、件数が多いもんですから、一気に全部は対処できていないという



実情はございます。そういったこと等も含めまして、23年度ぐらいから予算等の要望につきましても、若干、改正をいたしているところでございます。

ただ、この大隅につきましても、生コンの要望等が24件ほど24年度に先送りになっております。ただし、この24件は24年度で対応は済んでいるという状況でございます。

ちなみに、末吉100%、財部100%、大隅は73.9%の達成率であったというふうに考えております。

あと、その他の耕作道における市単独の土地改良事業でございますけれども、末吉は3地区、大隅は10地区、財部は申請はなかったということで、100%達成をさせていただいているところでございます。

あと、追加でいただきました質問でございますけれども、基本的に、私ども地元からいろんな改修の要望等があった際には、まず、電話でも窓口の応対でも、まず、必ず受け付けを、紙面で受付処理簿をつくります。受付処理簿をつくりまして、どのように対処して、どのように誰と現場に行き、現場に行きますと、当然受益者とか、相対するわけでございますけれども、どういうふうに話し合いがついて、処理したといったことを課内の決裁に回すようにしているところでございます。ただ、御質問のように、全てそれができているのかと言われますと、しているつもりなんですがなぐらいで終わってしまうところでございます。即答できない、確かにそういったケースもあると思いますけれども、初歩的な考え方としましては、やはり十分な納得いく説明、これはもう基本でございますので、今後、こういったことのないよう、もしそういったことがあるといたしましたら、今後、こういったことのないように改めていきたいというふうに考えております。

#### ○建設課長（高岡亮蔵）

道路整備、排水路災害等の説明、処理の説明につきまして、今、耕地課長のほうからありましたように、建設課につきましても、受付簿で処理の状況等を決裁に回しているところでございますが、かなり件数も多く、また、時間等を要するもの等がありまして、その後の報告が、報告説明等がなされていない部分もあるかと思いますが、今後、できるだけ気をつけてまいりたいと思っております。

それから、設計変更の件でございます。公共工事につきましては、発注者、請負者が対等の立場での契約が基本ということで、変更が生じた場合は、それなりの契約の変更が必要なわけでございますけれども、本来、その事業する中では、十分、その事業の中身、工事の中身を精査しまして、変更が生じないようにし、当初発注を心がけてはいると思いますけれども、なかなか目につかない部分での必要な補修とか、工事とか、そういったものが生じたり、また、地元の要望、また、施設の管

理者等からの要望等もあつたりしまして、変更する場合がございます。それにつきまして、今回、予算額全部使っているがということがございます。そういった使い切るという意味での変更ではなかったと思いますけれども、できるだけ変更につきましては、金額にしてもできるだけ少ないように、当初の積算を精査いたしまして、そういった状態が生じないよう努力してまいりたいと思っております。

#### ○社会教育課長（中峯健一郎）

請負工事調書の中で、末吉総合センター管理費の舞台電動吊り物装置改修工事の予算額が790万に対して、予定価格は875万4,000円ということで、この差についてですけれども、水銀灯を工事しまして、それをこの中に入れてあるようです。適切じゃないようですので、またここは訂正させていただきます。

それと、次のページで、その他の体育施設管理費ですが、バックネット改修工事で「稲留塗装店」となっておりますが、「新留塗装店」の間違いのようです。これも修正させて、訂正させていただきます。申しわけありませんでした。

#### ○16番（五位塚剛議員）

まず、監査委員に再度質問したいと思います。

基本的な答弁はわかりました。そのように監査請求受けて、そういう回答書がありましたから。ただ、流れとして、流れとして財部の温泉健康センターの指定管理については、総合人材センターのやり方が、従業員を3カ月、3カ月の雇用でしながら、契約みたいなことをして、非常にこれは問題があるということも含めてやりました。しかし、それと賞与の問題も、役所としては賞与も払うという予算を組んでやったけど払わなかった。しかし、それは基本契約と年次協定では問題ない。あとは、従業員と会社の問題だということで、そういう表現もありましたけど、そうじゃなかったんです。そういうことがあって、やっぱり問題が明らかになってきて、最後には、監査請求したけど、問題ないという表現されたけど、しかし、ことは、ことしの予算で出されました。確認いたします。私たちの予算というのは、22年度、23年度、24年度、要するに、4月1日から翌年の3月31日までの1年間の総計主義だと思っております、基本的には。それが、こういう流れで、去年のことの3月31日までのことに対して、ことしの予算で執行したというのは、これはどう見ても、これおかしいと思うんです。代表監査委員、そういうようなやり方を問題ないというふうに思っているらっしゃるんですか。このやり方は、本来なら、来年度の決算でやるべき問題なんですけど、これはこの流れは、22年3月31日に終わって、それと去年の1年間、ことしの問題、これ一連してあるんです。その代表監査委員なんです、あなたは。総計主義に対して、これは問題ないというふうな認識だっ、今もいらっしゃるのか。非常に大事なもんなんです。これが正しければ正しい

なりに表してください。そのことを、当局のやり方が正しかった、あなたたちが、考え方が正しかったのか、監査委員が正しかったのか、これだけはっきりさせてください。

次に、最小限の経費で最大の効果を上げるというのは、一般的な表現なんです。そういう財政の支出する場合は当然かもしれんけど、私は具体的にどこで形的にそれがあらわれるのかなと思ったんだけど、具体的には答弁がありませんでしたので、人件費で1億円削ったという、削減とありました。一番あらわれるのは人件費なんです。これは職員が大体1人やめれば1,000万、10人やめたら1億です。10人ずつ削減すりゃ1億の経費があがるというのはもう当たり前のことです。そういうことを言ってるんじゃないんです。私が言っているのは、入札にしても、この末吉の総合センター、三精輸送機に790万の予算額に出して、ほかの水銀灯の予算持ってきて、875万4,000円とありました。しかし、契約は787万5,000円、わずか数万ですが。財政課長、あなたのほうが、この契約を入札を認めているんでしょう、指導しているんでしょう。これが最小限の経費で最大の効果ですか。それじゃお聞きします。この総合センター、三精輸送機は、この平成——8月30日から2月29日で一応工事終わっていますけど、要するに、ここの三精輸送機の人が何日間、この末吉の文化センターに仕事をしましたか。人数を教えてください。

それと、人数以外に何かの物、取りかえた金額が幾らなのか、お答えください。

それと、舞台装置、照明、総合センターの指名は1社です。先ほどの答弁はです。要するに、指名を出したら、該当するところはここしかなかったって。ここしかないように選考してるじゃないですか。1,000点以上の評価があって、一定の実績があつて、そういうふうになれば、もう1社しか出てこないんです。要するに、随意契約なんです、あなたたちのやり方というのは。全く入札に対して予算を削ろうという、節約しようという裏づけが何もありません。だから、もうちょっと、鹿児島島の鹿児島県内か曾於市内にも営業所があつて、支店があるところなんかを電気屋さん入れてください。いっぱい出てきます。評点も下げてください。実績をつくらせんと、幾らでも伸びないじゃないですか、地元の業者が。そんな入札のやり方をするから、私はおかしいと言ってるんです。誰か答えてください。財政課長か社会教育課長は答えができないでしょうから、建設課長、答えてください。

合併のときの問題と今の問題では、余り市債はふえてないような状況になりましたが、それじゃ、総括の98ページです。ここに市債の残高の推移が載っておりますけど、平成19年度末が237億5,842万6,000円です。それで、平成23年度末では254億8,608万1,000円ですか、ここで約17億を超える、要するに平成19年度末から平成23年度でも市債は17億です。ふえているんです。有利な市債、合併特例債、過疎債を

使えばいいということがありましたけど、それじゃ聞きますけど、この間、16年度から23年度までいろいろ事業をしました。合併特例債を使いました。過疎債を使いました。これが翌年度、次年度に、この事業に対して、この事業に対してこの合併債を使った、過疎債を使った、ちゃんと入ったという保証が、財政課長、わかりますか。有利な状況だと言われましたけど、それがはっきりとわかりますか。この事業にこれを過疎債を使った、合併特例債を使った、これは翌年度に幾ら入ってきたというのがはっきりとわかりますか。お答えください。

企業誘致の問題と商工業問題について質問したいと思います。

一般的には、非常に努力されていると思っております。ただ、現在、やはりこの曾於市内に企業が来るというのは非常に難しいと思います。そうであるならば、やはり曾於市内にある中小企業、土木業、建設業含めて、大工さんところ含めて、今ある企業が1人でも2人でも曾於市内の人を雇用する。雇用して行って地域活性化につなげるという意味での支援策というのを考えたことがありますか。考えたことがありますか。

それじゃ、経済課長、具体的に質問します。国の緊急対策にはたった1人でした。この利子補給分の補助は。しかし、店舗改装利子補給は法人を含めて18件と言われました。これは全て商工会の、曾於の商工会に入っている人が特定ですよ。それ以外の人たちも要望があるのに受けられなかった。ことしも実際そうです。あなたたちは、この問題質問したけど、改善をしましたか。改善しようという意思がありますか。お答えください。

次に、畜産の問題は、これでいくと言いましたけど、70歳以上のお年寄り、65歳以上の寡婦、これも当たり前だと思います。しかし、もっとこれは考えてやらないと、もうどんどんやめていきます。また、この70歳以下の身体障害者の方々も牛を養ってますが。身体障害者、その人たちにも一定の手立てをすとか、もっとしてやらんと、私は畜産は大変なことになります。来年からこの飼料が値上げになったら養豚を含めて、これはもう曾於市の畜産が、ここでつぶれます。肥育農家の人たちは、マルキン制度があるから、今、どうにかやってるんです。それでも今大変だと言っています。だから、畜産農家を守るか守らないかというのは、こういう決算で明らかにして、来年の対策に強化すべきなんです。今のような状況でいいと思っているのか、お答えください。

農道建設の問題は、もう省きます。

社会教育課長、あなたの責任では、業者選定はできないと思います。しかし、監督はあなたのところで当然しなきゃならないんです。予算を出してるんだから。それも建設課に全部任せているっていったら、この予算を提案する意味はないんです。

だから、さっき言ったように、例えばこの三精輸送機、この事業で何人来ましたか。また、この下の松村電機です。1社に対して716万に対して648万にしていますけど、何人来てますか。それをお答えください。

建設課長、大工さん、電工、水道屋さん、塗装工、最低それぐらい。市のこの予算化に当たり、人件費を1人当たり幾ら見積もっていますか。それはもう当然すぐ即答ができるはずですよ。お答えください。現実がどうなのかということをお聞きしますから。

以上です。

**○代表監査委員（佐々木良昭）**

再度のお尋ねでございます。

先ほど申し上げましたように、曾於市と指定管理者との間で取り交わされました協定書等に基づいて、審査をやったということで、その中で、指定管理料の支払いは、やはりその年度協定書に基づき、指定管理者に支払われていたと。それに基づき、給与支払いについては、指定管理者の就業規則に基づいて支払われていたということでございまして、結論をそのように市が介入できないということで結論を出したものでございますが、結局は、監査のほうから、もう少し基本協定書、あるいは年度協定書を締結する際には、しっかりとそういった疑義が生じないように、工夫して契約を締結するよにといい、そういった文書を市のほうに提出をしたところでございますが、そういったことを基づきまして、今回は、指定管理者と市のほうで、そういった話し合いをされて、善意なそういった対策により、従業員にそういった支払いがなされたものだというふうに解釈しております。

以上です。

（何ごとか言う者あり）

**○代表監査委員（佐々木良昭）**

もう今、ただいま申し上げたとおりでございます。

**○財政課長（池之上幸夫）**

お答えいたします。

最少の経費で最大の効果の質問でございますが、先ほどは申し上げませんでしたけれども、いろんな最大の効果を上げるためには手法がございます。例えば、繰上償還等もそうだと思います。23年度繰上償還を実施しました。これも財政状況等を見て、そしてまた、積み立て等も行ったわけですが、確かに入札等も大きなウェートを占めるというのは、私もそうだろうと思います。

しかし、私どもとしましては、その入札がおかしく行われているとは感じてないわけでございます。それは、先ほど申し上げたような入札制度の中でこういうのを

やっていると申し上げました、そういったことで申し上げました。

その中で、総合センターのことを申されましたけども、何日間仕事をしたかとか、取りかえた金額というのは、私どもではちょっと把握はいたしていないところでございます。

それから、起債の有利なものを使ったが、98ページで申されましたが、上がっているじゃないかというのがありました。確かに上がっております。しかしながら、先ほど答えましたのは合併当時ということで質問がございましたので、17年度と23年度で比較した場合には、17年度が252億でございます。そして、23年度が254億でございますので、ここで比較すれば、上がってはいますが、何億かでございます。ちょうど、この17年度からこの252億から13年度が244億、19年度が237億と、一旦下がっておりますので、比較する年度で捉え方はいろいろあろうかと思えます。しかし、下がってはいないということはもう確かでございます。

それと、有利な起債をと言うけれども、じゃ、次の年度にどれだけ入ってきたのかと、言えるのかということでございますが、これは毎年公債費というのがございまして、元金と利息をどの程度払っていくかというのが一つの目安でもございますけれども、それは公債費の欄をまた見ていただければわかると思うんですが、23年度で33億4,030万4,000円でございます。22年度で31億でございますので、ここも若干上がっているところでございますけれども。これは有利な起債というのは、交付税算入率が、充当率でもございますけれども、交付税算入率というのもございます。例えば、合併特例債で70%、辺地債で80%、過疎債も70%、これは御承知のとおりです。この分だけがまた交付税に、後年度に入ってくるわけでございますので、こういったものが、じゃ、次の年度にどれだけ入ってくるかというのは、ちょっと全体の積み上げでございますので、それは言えませんが、大体、今、公債費で33億、先ほど申し上げました33億、あるいは32億、そこいらあたりで推移しているかと思えますが、ちょうど財政計画等も今、見直し中でありまして、10月にはできる予定でございますが、こういったところ等も見ながら、起債等も借りております。起債も借りなければ、それにこしたことはありませんが、どうしても必要な場合は、財源不足を補うには、大切なものでございますし、また、後年度の有利なという、先ほど申し上げましたようなこと等も考えていかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○経済課長（富岡浩一）

中小企業の支援策ということで、利子補給の問題でございますけれども、商工会員以外の人も利用がしたいということなのに、現在は商工会員のみに限られている

ということでございます。改善の意思があるのかということでございますけれども、おっしゃるとおり、現在は商工会員のみを対象といたしております。この質問、この問題につきましては、以前、たしか質問をされているかと思っておりますけれども、恐らく、そのときは、商工会員でお願いしたいと。もし入ってなければ、入った上でというような、恐らくそういう答弁であったかと思っております。その後、この問題については、特に協議、検討をいたしておりませんので、今のところ、現行の形で進めさせていただければと考えております。

#### ○建設課長（高岡亮蔵）

総合センターの吊り具の交換、それから照明の交換等の工事の何日間仕事をしましたか。また、取りかえた金額等については、ちょっと今のところ、今現在でちょっと把握しておりません。工事の中身といいますか、私も検査のほうをいたしましたけれども、文化センターの吊り具の舞台の上のほうに登りまして、非常にたくさんのワイヤーが、それこそ幾つもの吊り具をぶら下げておりまして、その吊り具と、今度はモーターとの関連、それから危険、危ないときはストッパーが働くわけですが、そういったものとの関係、それから照明について言えば、その照明の調光とか、光の強度等の関連とかで、非常に専門的な技術を要するというので、舞台を使う場合、事故や公演の途中で中止とか、いろいろそういった事態も心配されるわけですので、やはりこれは専門の業者さんでないとできないなど、私は正直感じたところでございます。

指名につきましては、そういった条件のもとで、そういった専門業者の条件をつけまして、応募された数がちょっと少なかったということのようでございます。

それから、労務単価につきましては、公表されている分について申し上げますと、大工さんが、これは労務単価ですが、1万5,200円、電工が1万3,500円、水道が、これは配管工ということになりますが、1万3,200円、塗装工が1万4,100円といった単価を用いております。

#### ○社会教育課長（中峯健一郎）

私も建設課長と一緒に検査の当日立ち会いましたが、御質問にありました具体的な日数、人数等についてははっきり把握してないところでございます。

#### ○畜産課長（神宮司寛）

この問題につきまして、今の状況でよいかということでございますが、統計調査等を見てみましても、70歳以上の高齢者の方が飼養されている農家が870戸、これは総体1,400戸程度のうち870戸ということでございます。そのうちでも、10頭以下が約1,000戸というようなことございまして、この10頭以下の中にこの方々も入ってこようかと思っております。統計調査で見ましても、23年度から24年度におき

ましては、戸数で188戸、約、頭数にして1,000頭の減ということで御報告もさせていただきましたが、そういった形で、体力的な面でやめられる方が相当数あるというようなことも聞いております。そういった状況を見ますときに、今後、飼料価格の高騰も既に発表がされております。そういったものが加味されますと、やはり経営の圧迫といったものが今後響いてくると考えているところでございます。

そのような状況の中で、25年度の予算につきましては、上司と協議をさせていただきたいと思っております。

#### ○16番（五位塚剛議員）

代表監査委員に3回質問ができますので、再度質問したいと思います。

民間の全く市が関与してない民間の雇用のことについては、一切私も発言したくとも思わないし、言う権利もありません。しかし、今回の場合は、曾於市が指定管理をしたところとの問題で、実際、雇用契約の中を見たら、余りにもでたらめがあった。それで、残念ながら、今年の4月1日以降、再雇用しますか、働きますかと言ったら、働きますよというちゃんと書いてたのに、数名の方が再雇用されなかった。こういう実態もあるんです。ですから、監査の役目というのは、そこだけじゃないと思います。曾於市が指定管理をしている全ての施設に対して、基本的な雇用の仕方が正しいか、それに対して、補助金が正しく出ているかということをチェックするのがあなたたちの代表監査の役目なんです。だから、それはぜひ教訓と言うより、やはりまだ今でも問題があります。それでも改善しない。やっぱ、これは本当しっかりしていただきたいという強い意見を申し上げます。もう答弁はよろしいです。

次に、いろいろ申し上げましたが、経済課長、残念ながら、あなたの答弁に失望しました。もっと前向きに答弁されるんだったら、これは池田市長も前向きに考えるはずなんです。市長がああいう表現されたから、それを守るんじゃないくて、要するに、商工会に入る入らないは個人の自由ですが。商工会に入らないと商売ができないということにならないでしょう。そんなことを本会議で答弁をさせないでください。これ全国放送です。だから、やっぱり曾於市内の中小企業を守るという意味では、市民が出したお金を使うわけです。だから、利子補給にしても、店舗改装にしても、やはり要望があれば、ちゃんと本人申請です。そういうふうに新年度はぜひ検討してください。それが検討されなかったら、もう一回、私は一般質問しなきゃならないと思います。もうそれは、とりあえず、答弁はよろしいです。

入札の問題です。財政課長、基本的には問題がないようなことを表現されますけど、この文化センター一つとっても、多分1人当たり1日の人件費が8万から10万です、多分。私は前のときの見積もりをもらって見たんです。だから質問してるん



です。だから、これは私も今度決算の委員に入りますので、資料をもらいます。だから、人件費が幾ら使って、材料費が幾らだったのか。そうすると、あなたたちが言ってる公正な入札というのが本当に疑問なんです。建設課長は、専門的な仕事である、そういう要するに専門的なあれだからと言われましたけど、基本的には、電気の照明でも、私はこの都城を含めて、もっと競争することによって、この予算の削減が十分できると思うんです。だから、門戸を広げなくちゃいかんと思うんです。そのためには、あなたたちが専門家にならなくちゃいかんとです。業者の言うとおりを写すんじゃなくて、あなたたちがどうすりゃ、この予算が立てられるかというのを専門家にならなきゃならないと思うんです。そういう意味での専門家がないんだったら、専門家を育てなくちゃならないんです。電気職の専門家がいますか。水道技術の専門家がいますか。空調の技術の専門家がいますか。

例えば、もうこれは申しわけないけど、社会教育課の130ページです。公民館管理費空調の取りかえ工事、予算が59万1,000円、随意契約で59万1,000円、恒吉の公民館も、予算が44万9,400円、契約も予定も44万9,400円で、これにわずか数万、一、二万引いただけで契約していますが、随意契約です。随意契約が悪いと言っているんじゃないんです。130万以下は随意契約できますから、これは問題ないです。ただ、この金額が妥当かということなんです。私に言わせれば。5馬力の空調機を取りつけて、50万で契約するのは民間ではありません。30万以下です、今。だから、そういうことを専門的に勉強しなさいと言っているんです。わからないなら聞いてください。幾らでもアドバイスします。水道も含めて、この前の恒吉の30人槽の浄化槽、150万と言われましたんですが、50万で入りますがね。だから、そういうことをもっと真剣に勉強していただきたいんです。それで、決算の時質問したときに、ちゃんと答えていただきたいんです。だから、私は最小限の経費で最大限の効果を挙げていると文章上は言っているけど、現実はなっていないということをつくづく感じております。

3回目の答弁はよろしいですけど、委員会で質問していきますけど、もっとやはり市民の税金であるということだけ認識していただきたいというふうに思います。

以上です。

#### ○議長（谷口義則）

ここで、10分間休憩いたします。

————— . ——— . —————  
休憩 午後 3時12分

再開 午後 3時22分  
————— . ——— . —————

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、迫杉雄議員の発言を許可します。

○19番（迫杉雄議員）

それでは、通告した順に質問いたします。

まず、決算書の総務課の30ページに、自治会振興費についてですが、近年は少子高齢化で自治会の運営がなかなか社会情勢であります。平成22年度より23年度にかけましては460万7,400円の減額で、23年度は予算現額が上がっておりますが、この件について22年度から23年度にかけての何か要因があるのか。併せまして、現在、23年度から本年度今日まで、自治会の運営や実態をどう把握されているのか、伺いたいと思います。

次に、総務課の38ページに、防犯対策事業費が出ておりますが、中身につきまして曾於市安全安心協会の補助金ということで310万円、協会の内容についてはどういう内容、活動がなされているのか。実績報告等が手元にあるのであれば伺いたいと思います。

次に、企画課の54ページですが、先ほどから同僚議員が質問をしております企業誘致促進対策につきまして、私は角度を変えまして、都市交流アドバイザーの謝金が23年度までで、24年度はもう改善されておって216万円ということですが、23年度におきましては、都市部からどのような情報やら報告があったものか、例を挙げて報告願いたいと思いますし、23年度までどのような形態で都市交流アドバイザーと連携が取れていたのか、併せて答弁を求めます。

付け加えまして、株式会社ニチレイロジスティクス物流センターが23年度に企業誘致で操業を開始しておりますが、このニチレイロジにつきましては、都市交流アドバイザーからの情動的なものであったのか。まあ一例ですけど挙げて、ほかに23年度までの企業誘致で、このアドバイザーから情報を得て企業誘致がなったものがあれば、報告を願いたいと思います。

次に、財政課の42ページに、各支所庁舎の管理費が出ておりますが、不用額について大隅支所、また並びに末吉本所の内容をお聞きしたいと思います。

また、全体的に見ますと、24年度の予算につきましては金額もぐっと上がっておりますが、改善の努力というのはどこに力点が置かれているのか、答弁を求めたいと思います。

次に、総括のほうの90ページで決算状況が出ておりますし、先ほどから出ておりますように98ページも併せまして、私は自主財源と依存財源の構成比について伺うものです。23年度の自主財源というのは19.8%ということですが、ずっと20%前後

を推移するこの本市の自主財源についての23年度、もしくは今後につきましてどのようにとらえておるのか。答弁を求めるものです。

併せまして、総括の98ページに出ておりますが、地方債が98ページに23年度末で出ておりますけど、24年度末はどれほど見込んでいるのか、併せて答弁を求めたいと思います。

以上です。

#### ○総務課長（大窪章義）

ページ30ページ、自治会振興費につきましてお答えを申し上げます。

自治会振興補助関係につきましては、総務の90ページの資料に様式12号でありますように、自治会振興補助金、それから未加入世帯加入補助金、自治会統合補助金、自治公民館建設事業補助金、この4本立てでなっているところでございます。

平成22年度との差額等を考えたときの状況でございますが、主にはこの自治会振興補助金の6,686万8,700円、ここに大きな違いが出ているところです。22年度につきましては、この基本額は旧納税報奨金が基本ベースと、23年度まではなっておりました、従いましてその額を年々減額、調整をしまして、平成22年度と23年度では10%減ということで予算化をしたところでございます。

その差額と、自治会が約161戸減りましたので、その掛けた3,800円ですが、それが一番大きな減額になった理由でございます。

ちなみに、本年度からはこの納税報奨制度の昔の金額を捨てまして、新たな制度として段階割を設けまして、3年間で調整して、新たな振興制度策に持って行くということを本年度からやっております。これが大きな要因でございます。そのほかにつきましては、それぞれの状況、加入される方がふえるとか、建設事業をされるとかといことで、ふえたり減ったりするものでございます。

それから、自治会統合につきましては、残念ながら新たなものはないということで、2年度目の経費ということでここに掲げているところでございます。

それから、曾於市安全安心協会でございますが、これにつきましては、合併前では防犯協会というので親しまれて、警察の委託団体でありまして、旧8カ町で負担金を出し合ってた団体でございます。構成メンバーにつきましては、行政はもちろんのことでございますが、警察、それから青少年育成市民会議、曾於市商工会、青少年の指導員など、行政職域関係の機関、それから防犯関係でいいますと、安全モニター、少年ボランティア連絡協議会、子供110番など、市内にあります防犯に関する協会がこれにほとんどが入っているところでございます。

それから、自主防犯ボランティア連絡協議会というのも組織に入っておりまして、23年には29団体がこのメンバーとなっているところでございます。

そのほかに、交通関係としまして交通安全協会、安全運転管理協会、こういうもろもろの方々も参入していただきまして、総会、幹事会等を開いて、防犯の方向性を示していただいているところではあります。

活動につきましては、春の地域安全運動曾於地区大会等の開催、それから地域安全モニターの育成協力、それから先ほど申しましたこの会の理事会、定例会総会、それから自主防犯ボランティア団体リーダー研修会の開催、それから防犯講話等の企業向けの講話、それから防犯交通安全広報の活動、自治会に毎月1枚入っていくと思いますけど、ああいうチラシをつくって配付したりしております。その他もろもろ、防犯に関する年度間の主要施策に参加したり、協力をいただいている団体でございます。

それから、活動内容の主な経費でございますが、経費の主なもので蛍光反射マグネット式ステッカーなどを購入しまして配付したり、警察白書をここでまとめられたり、それから地域安全モニター等の協議会等の出会の経費を使っているところでございます。ここには職員の方が一人いらっしゃいます、この方がこの経営に当たっていらっしゃいます。会長は財部の蛭牟田会長でございます。この方を中心に頑張らせていただいているところでございます。

以上です。

#### ○企画課長（岩元祐昭）

お尋ねの件にお答え申し上げます。

まず、都市交流アドバイザーの活動状況ということで1点目、お尋ねになったかと思っております。

平成23年度におきまして、企業誘致関係の誘致の報告、都市部の元気な企業ということで紹介されたのが数件ございますけれども、企業立地には至っていないところでございます。

都市交流アドバイザーの主な活動としまして、昨今の経済状況で、やはり企業の誘致なかなか難しい状況があります。アドバイザーの方々は、特に観光物産、曾於市のPR、それと物産展を開いたときにお手伝い、それと手伝いの方々を集めていただく仕事をたくさんしていただいております。その点で、平成23年度で企画課の誘致企業としてのアドバイザーということでなく、24年度からは経済課のブランド、物産のPR活動等、そちらのほうに力を入れていただきたいということで、24年度から所管を変えたところでございます。

第2点目のニチレイは、アドバイザーからの情報かということですがけれども、アドバイザーからの情報ではございません。

以上です。

## ○財政課長（池之上幸夫）

それでは、4番目の支所庁舎管理費についてということで申し上げます。

平成23年度の大隅支所庁舎管理費の決算額が1,455万2,297円、財部支所が1,164万5,677円、末吉庁舎が3,392万4,983円となっております。

3庁舎管理費の支出の主なものですが、燃料費、電気、電話料、施設管理業務委託料等であります。

そのほか、大隅庁舎で冷暖房機、トイレ等の修繕、財部支所では車庫の電源、シャッター等の修繕、本庁で1階トイレ、議員出退表示板、それから照明器具等の修繕を実施しております。庁舎管理につきましては、毎年度経常的経費を計上し支出しておりますが、また庁舎によっては建築後かなりの年数が経過している建物もありますので、年度によっては多くの施設修繕料等が必要となる場合があります。経常的経費につきましても、毎年度再点検を行い、予算計上いたしておりますが、先ほど不用額の話が出ましたが、全体的な不用額としては、それぞれの歳出のほうの上の部分に出ておりますので、そこで見ていただきたいと思いますが、3支所共通して言えるのは、電気料が、ちょうど去年、節電対策としまして、まあ従来もやっておったわけですが、特に去年あたりから節電というのが非常に大きく問われるようになりまして、それぞれに取り組みをした。まだ完全なものではありませんけれども、最大限努力した結果が、23年度に——昨年といいますか前からしておりますが、去年の途中あたりからしましたので、丸々1年分ということにはならないかもしれませんが、いくらか電気料等が下がってきているというふうに感じております。その論理でいきますと、また来年は本年24年度の決算はさらに影響は出るんじゃないかとは思っております。

それから、決算の状況でございます。自主財源等でございますけれども、23年度決算では、歳入決算額が240億355万9,000円で、自主財源は先ほど申されましたようにそのうちの19.8%でありました。自主財源の中でも、市税について29億4,009万4,000円で、歳入全体の12.2%だったところでございます。一方、依存財源につきましては、歳入総額80.2%でございまして、依存財源の中で大きなものは地方交付税でございまして、歳入全体の40.1%、市債が16.2%でありました。市債につきましては、39億150万円を借り入れ、各種建設事業に活用しましたが、後年度の普通交付税に元利償還金の70%から80%が参入される過疎債を11億8,630万円、辺地債を1億5,500万円、それから合併特例債を17億1,980万円活用して事業を推進したところでございます。公債費につきましては、33億4,030万4,000円を支出しましたが、後年度の公債費の負担を減らすために繰上償還を3億2,831万8,000円行いました。

平成23年度末の一般会計の市債残高が254億8,681万円で、前年度に対しまして8億9,962万2,000円の増となっております。

お尋ねの24年度の残高ということですが、これは見込みになりますけれども、これでいきますと309億5,839万9,000円と見込みがそのようになっているところがございます。

以上でございます。

#### ○19番（迫 杉雄議員）

自治会振興ということで、今後の問題やいろいろ考えますが、23年度までに自治会の合併統廃合がなかなか進まないというのも気がかりですが、どのように自治会振興について把握されているのかというのが質問の内容です。

現在、道路清掃とかいろんなところに若者がいないということで苦慮するわけですが、こういう情報は的確に把握されて、今後の自治会振興に対応されるのか、言えば今回、24年度の予算は減額になっておりますが、ここらあたりは23年度を踏まえて、今の答弁以外に何か特別な状況を把握してのことなのか、再度答弁を求めたいと思います。

防犯対策についてですが、まず一例といたしまして、確か23年度中の川内団地でのタイヤパンク事件等があり、色々質問をした経緯がありますが、その後、早急に対応されて、当時の答弁では街路灯を設置するというので設置され、川内団地につきましては、夜になっても明々しているなというのが印象ですが、こういうことに関しますと、やはり市内全体の防犯活動に徹しなければならないということでもあります。それについて、その後の23年度、もしくは24年度にかけてのほかの公営団地、公営住宅とか、そういう施設に対しての対応はされたのか、お聞きしたいと思います。

もう1点、安全安心協会については、るる実績活動等を答弁されましたが、特に答弁の内容を聞きますと、警察モニター、防犯的なものが多いんですが、市民の安心という角度からはどういう角度から見ればいいのか。といいますと、やはり市民一人一人がいろんな安心・安全については意見を持っているんじゃないかという中ですが、今答弁にありましたように、社会的な防犯的なもの、それから交通に対する防犯的なもの、これの振り分けがなかなか見取れないわけで、課長の答弁の中では、ただ協会等の実績ということですが、先般の本会議の中でも出ましたが、市内における危険箇所というところを点検している、もしくは見回っているというような活動は、協会なり、もしくは当局なり、やっているのか、やっていないのか、再度答弁を求めたいと思います。

次に、都市交流アドバイザーについても、23年度で一応打ち切って改善するとい

うような形で、24年度からそれぞれの都市部においての窓口を経済課に変えての対応がなされますが、この窓口を変えての対応については、経済課ということですが、今日までのこの都市交流アドバイザーの9名の方がやはり受け持って対応されるのか。一応、答弁を求めたいと思います。

次に、支所、本所での件ですが、いろいろ答弁された中に、経常的経費についてはということを探るものですが、やはり経常的経費については最善の努力ということが必要になってきますし、全体的に見ますと、やはり行政サービスの低下にならないようにという言葉がつきまとうわけです。今日までにおいて、23年度を主軸にして、24年度に関しましては、行政サービスの低下等の市民の意見とかそういうのは把握していないのか。再度答弁を願いたいと思います。

次に、依存財源と自主財源のことについてですが、市長に尋ねるわけですが、この20%前後に対する自主財源の比率は、どういうふうに見解を持っているか、お聞きしたいと思います。といいますと、やはり世の中が政治不安やら経済低迷のいろんな中から、本市おいての自主財源の確立ということに頭から努力しなければ、やはりこの必要経費のことまで流れていけば、その裏にはやはりこの予算確保のための市債というのが出てくるわけです。市債につきましても、先ほど財政課長のほうが答弁されましたが、全体的な、23年度末におきましての293億3,700万ということが、24年度末になれば309億5,800万円相当が見込まれるということですが、ここに来てもう、いよいよこれは300億相当に達したなという気がするところです。23年度、もしくは22年度も踏まえまして、公債費元金利子につきましても、やはり元金の返済金額が少なく、市債のほうが多ければ、どうしてもふえていく、歯止めがかからないというふうに見ているところです。端的に言いますと、市債額をふやさないというような考えで対応はされないのか、個人的な市長の立場から答弁を求めます。

#### ○総務課長（大窪章義）

自治会振興につきましてお答えをいたします。

自治会の把握でございますが、先ほども高齢者ということで、曾於市内の全体が高齢化が進み、全体的に若者がいなくなるというようなお話がありました。総務の自治会担当のほうで交付金をお渡ししますが、自治会の収支予算につきましては、何に使っているかというような把握はしていないところで、活動につきまして、今まで指導とかそういうことをしたことはございません。しかし、自治会がなくなりそうだというような御相談も中にはございます。そういうときには、自治会内にいる若者等の声かけ運動とか、自治会長をされる方がいないということで悩みを持ってこられるところがあり、高齢化社会、年なもんばかりだから、ごみ出しのとこ

ろの清掃などもしたくないからどうかしてくれんかとか、そういう相談がございます。それぞれの自治会長と話して解決をしているところがございますが、総務といたしましても、今言われた高齢化、少子化の数字を少し見たところがございますが、今、分析の中を少し申し上げてみたいと思います。

よく言われます高齢化率50%以上の集落、今大体34%でございます。そして、高齢化率が50%以上で、高校生以下がない集落、これが13.3%、それから全体の集落の中で、幼児、小学・中学生、いわゆる義務教育がないところが26.3%ということで、この数字を見ましても、なかなか若年層が子供たちがいないという数字が出てきております。

それから、自治会の戸数でございますが、戸数につきましては30戸以下というのが全体の80%をちょっと超すぐらいを占めております。残りの20%近くが40戸から最高240ぐらいですが、そういう戸数になっているということで、全体の構成戸数が非常に小さい単位でまとまっているということが見受けられます。こういうことから、当然合併を進めていくわけですが、前、委員会等でも出ましたけど、強力に進めるのか、市のほうで区割りをして進めるのか、それとも声を上がったところだけやるのか、ここあたりは非常に思案の分かれるところでございます。自治会長さんを集めましての市政説明会では、いつもこの話はお願いをしますということをおっしゃってありますが、なかなか推進できないのが現状でございます。

今回、こういう数字をつくりましたので、またこれについて分析をして、どこにテコ入れをすればいいのか、今後また考えていきたいなというふうに考えているところです。

それから、防犯対策事業でございますが、少し川内団地の防犯灯の話のところでもわからなかったんですが、今、平成23年度は14の自治会に防犯灯をつけております。この中には、団地とかそういうところは含んでなくて、自治会内の防犯灯ということで設置してありますので、団地等については、また建設部門のほうでつけられるんじゃないかということを考えているところです。

それから、交通安全の関係と、社会の防犯の関係、姿が余り市の体制が見えないというようなことだろうと思ったんですけど、一応、防犯につきましては、先ほど申しましたこの安全安心協会にほとんどお願いしているところがございまして、この中に先ほど申し上げました29の自主防犯ボランティア連絡協議会等があります。この方々は、常時この事務員の計画やら、それぞれの会の計画で活動をなされております。

よく色つきのジャケットを着られて街角に立ってられたり、子供たちの110番関係で歩いてらしたりする姿を見られると思いますが、そういう活動をしているのが



現状でございます。

また、その他の各種団体につきましては、それぞれの金融機関、例えて申し上げますと、金融機関であれば強盗に入られないための対策講座とか、今38団体ぐらいありますので、そういう活動のために、この協会が講師を派遣したり、警察と協力して警察が講義をしたりしているというようなのが現状でございます。

交通安全に対しましては、交通安全の推進会議を曾於市が持っております。これにつきましても、先ほども申し上げましたような団体がほとんど入っておりまして、総体的な推進はしているところですけど、表だってやるということは、交通安全協会等の協力をいただいて、警察が車を止めて、あめを配って安全活動をするとか、それから立哨活動につきましては、曾於市のほうも各種団体の協力を得て、秋の交通安全運動もありましたけど、それぞれの立哨活動等をやっているところです。こういうのが、目に見えてはいるんですが、なかなか全体としては成果が上がっているかどうかというのは、ちょっと数字的には申しませんが、活動はやっているということでございます。

以上です。

#### ○市長（池田 孝）

自主財源比率を上げなければならないわけですが、非常に低い状況であります。しかし、前年度と比べると少し向上しておるという形であるようであります。特にこれを上げるためには、財産の収入とかいろいろ工夫をしなければならないかというふうに思っております。しかし、土地の値段もそう上がるほうではないわけで、年々下げていく状況でもあります。市税として取れるものは、また先ほども出ましたように、高齢化比率も高くなっておりますし、年金受給者が多くなっておるということでもあります。特に23年度は、農業所得の中で、牛が前年度に比べてよい取引がなされたわけですが、子牛、肉牛ともに、これは特例の措置がなされて、税金として取れない状況にあるわけでもあります。そのようなものも、一部影響もあろうかというふうに思っております。依存財源に、実際大きくのしかかっておる状況であります。

しかし、経常収支比率というのを出すわけではありますが、これが低いほど、やはり自由に使える金が多くあるという形になるわけでもあります。これは、年々向上しておる状況で、非常によい傾向にあらうかというふうに思っております。これはやはり有利な起債等で交付税の措置などがなされておるというふうに言ってよいかというふうに思っております。

都市交流アドバイザーですが、今日まで企画課のほうで企業誘致ということで、先ほど企画課長がお答えしてきたとおりですが、なかなか厳しい状況であると。し

かし、彼らの活動というのは大変目覚ましいものがあります。とくにこの物産PR等、そのような宣伝効果、大阪やら名古屋、また関東地区で物産展を開くことがあるわけですが、曾於市の方々は本当に多く集まっていただくという形ですが、アドバイザーの方々がよく連絡を取り合って集まるようにということでやっていただいております。大変ありがたく思っているところですので、今度経済課のほうに所管を変えて頑張ってくださいことにいたしましたところであります。

以上で終わります。

#### ○財政課長（池之上幸夫）

4番目の、支所庁舎管理費についてということでございますが、経常的な経費につきましても、引き続き気を留めていきますけれども、先ほど言われました行政サービスの停滞に至らないようにというようなことでございましたが、直接的に市民のほうから意見は、3支所とも聞いてはおりませんが、ただ23年度、市民に影響すると思われるようなもので、大隅と末吉のほうがトイレの洋式化を行ったところでございます。そして、財部のほうが空調のほうを新しくしたところでございまして、そういった所等が市民に直接関係することかなというふうに思っております。

以上でございます。

#### ○19番（迫 杉雄議員）

あと二、三、お聞きしますが、自治会長には毎回統廃合の案内、説明はしているということを以前聞いたこともありますが、なかなか市政説明会等じゃないかと思いますが、俗に言いますと自治会長は1年交代というのは、ほとんどの自治会で体制ができてきているような、と申しますと、やはり俗に言います3月31日までは何もないほうが良いというような心境であれば、なかなか統廃合、もしくは自治会内の運営には口や足も向かないのじゃないかなという気がしてなりません、できますならば地域性、俗に言う24の公民館体制で分割して、統廃合の推進等をやってみたらどうかという気がして、やはりこの自治会振興については、最大限の努力をすべきじゃないかと思えます。

もう1点、各校区に職員のサポーターがついておるわけですので、特段な防災等以外にもやはり活用して、地域守りに徹してもらいたいと思えますので、今後の方向付けに何かあれば答弁を求めたいと思えます。

あと、自主財源等は市長の考えを述べられましたが、やはりこの依存財源になりますと、依存財源の横には、23年度において市債が16.何%ですか、平成19年度以降にすれば、やっぱりこのパーセントが上がっているなど見ておるところです。

このあたりを考えますと、事業をすればどっちみちは起債を借り入れなきゃいけ

ないというわけですが、一方は、借りたら確実に返すというような立場が必要じゃないかと思います。その意味から、先ほどからいろいろ答弁されておりますが、公債費については、やはり借りの金額よりも返す金額に努力するというふうに考えまして、また一方から、起債を確実に返すと、起債についても繰上償還ができるもの、できないものというふうに考えますが、もしその繰上償還ができるものについては、どれとどれなのか。ページで言えば監査の審査意見書にも出ておりますが、ここを見たとき、29ページに位置しております元金と利子の23年度の分が出ておりますが、この中で返せるものは、繰上償還が簡単にできるものはどれとどれなのか。これを答えてもらいたいと思います。

そして、併せまして、やはり今後の地方債の増を多用するということの位置づけを24年以降はしてもらって、1点付け加えますが、やはり合併後の10年あたりには、ある程度の起債についても方向づけ等を示してもらいたいと思いますので、何かそこのほうで24年度以降に踏まえての考えがあれば答弁を求めたいと思います。

以上です。

○総務課長（大窪章義）

自治会振興につきまして、お答えを申し上げます。

自治会の統合については、努力すべきということで御指摘をいただきました。今後、そういう姿はちょっと描けるかどうかはわかりませんが、近いところで協力できるようなところがある自治会につきましては、努力して相談を持って行きたいというふうに考えております。

また、職員のサポート制度でございますが、今スタートにつきましては、企画立案関係で協力をしているところでございます。当然、公民館等から防犯、あるいは交通安全等に対して、何かやりたいという企画立案の相談があるような時には、率先して出るように職員それぞれ周知してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（谷口義則）

ここで暫時休憩いたします。

————— . ——— . —————  
休憩 午後 4時04分

再開 午後 4時05分  
————— . ——— . —————

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

財政課長。

○財政課長（池之上幸夫）

この29ページで言いますと、鹿児島銀行、そお鹿児島農業協同組合、鹿児島相互信用金庫、一番下の鹿児島興業信用組合でございます。

それと、まことに申しわけありませんが、先ほど私、財部と大隅、末吉の分のトイレとか空調のことを言いましたが、あれは23年度を受けまして、24年度本年度実施したところでございます。訂正させていただきたいと思います。

○議長（谷口義則）

以上で、通告による質疑は終わりました。ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております認定案第2号については、11人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、本案については、11人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

お諮りします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、九日克典議員、土屋健一議員、山下諭議員、原田賢一郎議員、大川内富男議員、大川原主税議員、吉村幸治議員、五位塚剛議員、漆間純明議員、大津亮二議員、坂口幸夫議員、以上11名を指名したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました11人を決算審査特別委員会委員に選任することに決しました。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、決算審査特別委員会の委員長及び副委員長を互選することになっております。また、同条例第10条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにいない時は、議長が委員会の招集、日時及び場所を定めて委員長の互選を行わせることになっております。

ここで、決算審査特別委員会を開会していただき、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

決算審査特別委員会開会のため、しばらく休憩いたします。特別委員の皆さんは、第3委員会室にお集り願います。

---

休憩 午後 4時08分

再開 午後 4時37分

---

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま休憩中に開催されました決算審査特別委員会から、委員長及び副委員長の互選の結果について議長に報告がありましたので、お知らせいたします。

決算審査特別委員会委員長に、大川原主税議員、同じく副委員長に大川内富男議員、以上のとおりであります。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

---

日程第15 認定案第3号 平成23年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第16 認定案第4号 平成23年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第17 認定案第5号 平成23年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第18 認定案第6号 平成23年度曾於市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第19 認定案第7号 平成23年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第20 認定案第1号 平成23年度曾於市水道事業会計決算の認定について

日程第21 議案第51号 平成23年度曾於市水道事業剰金の処分について

○議長（谷口義則）

次に、日程第15、認定案第3号、平成23年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第21、議案第51号、平成23年度曾於市水道事業剰金の処分についてまでの以上7件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○21番（徳峰一成議員）

まず、国民健康保険から質問いたします。

特に、23年度は国民健康保険は、一般会計からの繰り入れが2億8,000万円に達するというかつてないそうした厳しい年度ではなかったかと思えます。分析的にやはり審査することが大事かと思っております。

質問の第1点であります。23年度の被保険者、これをでき得るなら5年ごとに、年齢ごと区分の実態について報告してください。

2点目、23年度の世帯ごとの国保税の分類の実態について、これも5万円、あるいは10万円単位で報告してください。

3番目、23年度の1カ月ごとに見た医療費や疾病の実態について報告してください。

そして4番目、予防医療の観点から、一般会計の施策との関連について、さらに23年度の取り組みと課題について説明をしてください。

次に、介護保険会計について、質問の1点、23年度介護サービスの取り組みと課題について報告してください。

次に、公共下水道について、質問の1点は、23年度の事業と今後について。

2番目、23年度の加入者の到達点と、今後について。

3番目、23年度の財政の現状と今後について、それぞれ報告してください。

次に水道事業について、質問の1点、23年度の旧水道ごとの主な事業について報告してください。

2番目、23年度の旧水道ごとの決算の収支について。これは、前もって担当課長に細かく質問は申し上げておりますので、それに沿って答えてください。

以上です。

#### ○保健課長（大休寺拓夫）

それでは、国保会計の1番目からお答え申し上げます。

23年度の被保険者、特に年齢ごとのと、実態について5歳刻みでということがございますので、一般・退職を合わせました合計で申し上げていきたいと思えます。

まず、ゼロ歳から4歳までが269名、5歳から9歳が312、10歳から14歳が380、15歳から19歳が455、20から24、377、25から29、382、30から34、421、35から39、430、40から44、481、45から49、553、50から54、797、55から59、1,322、60から64、2,174、65から69、1,851、70から74、2,692、合計の1万2,896、これは24年3月31日現在の加入者で割り振っております。

続きまして、2番目については税務課のほうでお願いをいたします。

3番目の、23年度の1カ月ごとに見た医療費や疾病の実態についてということで、月ごとにとということがございます。

医療費については一人当たりでよろしいでしょうか。

## ○21番（徳峰一成議員）

はい。

## ○保健課長（大休寺拓夫）

ちょっと数字が大きいもんですから。それでは、月ごとの療養給付費、これは保険者負担分になりますが、月ごとの療養給付について申し上げます。

まず、3月でございますが、1人当たり2万3,712円、4月が2万1,744円、5月、2万1,439円、6月、2万2,736円、7月、2万2,873円、8月、2万1,688円、9月、2万98円、10月、2万1,122円、11月、2万1,445円、12月、2万2,190円、1月、2万1,662円、2月、2万1,976円となっております。

次に、疾病の実態でございますが、疾病の実態につきましては、月ごとに高かった医療費及び件数の主な疾病名を申し上げます。国保連合会からデータをいただく関係で、システム変更の関係で7月診療分から2月分の診療分レセプトデータをもとに、中分類疾病でお答えいたします。

医療費件数につきましては、高い順に7月から11月までは1位が高血圧性疾患、2位が糖尿病、3位が内分泌、栄養及び代謝疾患——いわゆるホルモン異常と脂質以上のことであります——となっております。12月から2月までにかけては、1位が高血圧性疾患、2位が糖尿病、3位が歯肉炎及び歯周疾患の順となっております。

それから、医療費ベースについては、高い順に申し上げます。7月、8月は、1位、高血圧性疾患、2位、統合失調症、3位が腎不全であります。9月が、高血圧性疾患、腎不全、統合失調症という順であります。10月につきましては、高血圧性疾患、統合失調症、腎不全の順です。11月は、高血圧性疾患、腎不全、統合失調症、12月、1月は、統合失調症、腎不全、高血圧性疾患、最後の2月ですが、統合失調症、その他の悪性新生物——がんでございます——、腎不全となっております。

件数につきましては、年間を通して1位が高血圧性疾患、2位が糖尿病ということで、生活習慣病が上位を占めております。

4点目の、予防医療の観点から一般会計の施策との関連について、23年度の取り組みと課題についてということでございますが、一般会計におきまして、保健事業については、健康増進法、予防接種法、感染症法、母子健康法等に基づきまして、全市民を対象に、年齢に応じてがん検診、予防接種、母子健診、母子相談、妊婦健診等を行ったところであります。

特別会計におきましては、高齢者の医療の確保に関する法律に基づきまして、40歳から74歳の国保被保険者を対象に、生活習慣病予防及び重症化予防の一環で、特定健康診査及び特定保健指導を行うとともに、早期発見、早期予防の一環で、35歳

から39歳までの早期介入健康診査、保健指導を行ったところでございます。

23年度の国保特会での取り組みについてであります。通常の特健診、特定保健指導を主体にいたしまして、生活習慣病の早期発見、早期予防を行ったところであります。新たに、23年度は高血圧予防フェア、高血圧予防教室、それから初めてございますが、がん検診と特定健診を組み合わせたミニドック事業を行ったところであります。

また、20年度から取り組んできました医療費分析の成果といたしまして、概略版でございますが、健康読本なるものを全戸配布をしたところであります。

課題といたしましては、特定健診受診率、目標が65%としておりますが、集団検診での休日健診や医療機関でのミニドック、あと受診率にカウントされます医療機関からの情報提供にも尽力をいたしたわけですけれども、実績、今のところ44%というところであります。これはまだ確定数字ではありませんので、今後若干上がっていくと思います。

今後、医療機関での個別健診についても検討が必要かなと考えております。

それから、医療費分析からの対策といたしまして、高額医療費の抑制の観点から、慢性腎臓病対策、死亡要因が一番高い脳卒中対策を実施していくことが必要かと考えております。

それから、介護特会のほうでございますが、23年度の介護サービスの取り組みと課題ということでございます。

介護サービス給付費総額が41億5,080万8,000円で、前年度に比べまして2億836万6,000円の増、伸び率にして5.29%の伸びとなったところであります。

第4期介護保険計画数値と比較いたしますと98.65%の実績となったところでございます。

特徴といたしましては、地域密着型の老人福祉施設サービスにおきまして、小規模特別養護老人ホームが4月1日にははるかぜの里29床、次いで5月1日に高松すわの森29床が開設したところであります。その関係で前年度に比べまして介護給付費が1億3,422万2,000円の増、率にしまして152.95%の伸びとなったところであります。

また、認知症対応のグループホームかんなが24年3月に18床開設したことによりまして、入所待機者のある程度の解消ができたと思っております。

あと、課題といたしましては、今後高齢化とともに認知症高齢者の増加が見込まれますので、慣れ親しんだ地域で見守り、支援していく仕組みづくりが必要かと考えております。

それに向けましては、認知症に対する地域の理解や支援体制づくりを行うとともに



に、あらゆる居宅介護利用の組み合わせができる既存の小規模多機能型居宅介護の有効利用や充実、また都市型ではございますが、24時間サポートできる巡回型訪問介護、訪問介護事業所等の開設が望まれるところでございます。

以上でございます。

#### ○税務課長（山口十蔵）

それでは、国保税の2番ですけれども、23年度世帯ごとの国保税の実態についてということで、5万円刻みでということで回答を申し上げます。

まず、23年度におきまして、中間所得層の負担軽減をするために、限度額の引き上げを行って、4万円引き上げを行ったところでございますけれども、23年度の決算額といたしましては、総体で8億8,530万、収納率が76.12%と、現年・滞納合わせまして0.6%の減ということですのでけれども、その中で現年度につきましては93.68%ということで、前年度より0.8%増という状況になっております。これにつきましては、現年度の収納につきまして職員がすべきことを、仕事をした結果だというふうに考えております。

市にとっても、この現年度を少なくすることで、市にとっても、被保険者にとっても、滞納へ回さないということで、後へ残さないという努力をしている状況でございます。

それでは、5万円刻みでの世帯数を申し上げます。年税額と世帯数を申し上げます。

5万円未満、3,204世帯、5万円以上10万円未満1,622世帯、10万以上15万未満、949、15万以上20万未満815、20万以上25万未満、625、25万以上30万未満、379、30万以上35万未満、204、35万以上40万未満、137、40万以上45万未満、98、45万以上50万未満、60、50万以上55万未満、37、55万以上60万未満、38、60万以上65万未満、27、65万以上70万未満、21、70万以上75万未満、19、75万以上77万以下、83世帯となっております。

以上です。

#### ○水道課長（福岡隆一）

それではまず、下水道会計について3項目御質問がありましたので、お答え申し上げます。

まず、質問の1番目、23年度の事業と今後についてということですが、23年度の事業は、主に法楽寺、菅渡、横尾地区の枝線管渠工事9工区工事費1億3,700万円、工事延長2,917.3mを整備しております。23年度末に新たに法楽寺、菅渡、横尾地区の一部33haを供用開始しております。これにより全供用面積は192haとなったところであります。

今後につきましては、残りの8haを本年度、来年度にかけて整備し、200haの完成を図ることとしております。

下水道の区域拡張につきましては、2期工事で休止もしくは完了することとしておりますので、拡張工事につきましては、25年度で完了することになります。

一方、下水道浄化センターは、供用開始後9年が経過しておりまして、オーバーホールや更新時期を迎える機器、修繕を要する施設等が今後出てまいります。これにつきましては、国庫補助対象となる施設の長寿命化計画を策定し、補助事業を導入し更新を図ることとしているところであります。

続きまして、質問の2番目、平成23年度の加入者の到達と今後についてということですが、23年度の加入者の到達は、3月30日現在の到達は、供用面積が150ha、受益戸数1,750戸のうち、加入者が1,084戸で、61.94%となっているところであります。今後につきましては、3月31日に法楽寺、菅渡、横尾の一部33ha、272戸を新たに供用開始しましたので、合計で2,022戸となりますので、これにつきましては3年後の26年度末に加入率60%を達成できるように努力をしてまいりたいと考えております。

また、それ以降につきましても、できるだけ加入率を上げていくように目指してまいります。

それから質問の3番目、23年度の財政の現状と今後についてということですが、23年度の財政決算額は、歳入が3億6,280万9,589円、歳出が3億5,455万3,383円、差し引き825万6,206円となりました。

歳入の主なものは、受益者負担金764万6,193円、使用料及び手数料3,386万760円、国庫支出金が6,500万円、一般会計からの繰入金が1億1,815万1,000円、繰越金が658万3,459円、市債が1億2,850万円、県支出金232万944円となっているところであります。負担金と使用料については、今後加入状況に応じてふえてまいります。繰入金については、25年度で資本費平準化債の借入れが終了することから、26年度が一般会計の繰入額のピークになり、施設の修繕等が大きなのがなければ、予想として繰入額は1億4,800万円となります。その後は1億2,000万円前後で推移して、徐々に減額していくこととなります。

歳出の主なものは、公共下水道事業費1億8,985万4,081円、公債費が1億6,469万9,302円であります。

公共下水道事業費の内訳は、総務費3,184万4,374円、建設費が1億3,826万7,200円、施設管理費が1,974万2,507円であります。

公債費の内訳につきましては、元金が1億3,006万93円、利子が3,463万9,093円あります。公債費については、平成22年度がピークでありまして、1億7,482万

円となっておりますが、今後は減額していくことになります。

続きまして、水道事業会計であります。質問の1番目、平成23年度の旧水道ごとの主な事業についてということであります。

末吉上水道の主な事業は、高松諏訪間の連絡管工事を高松配水池と田方配水池間に施工しております。連絡管工事4工区、延長2,476m、送水ポンプ施設工事1工区一式の計5工区、工事費計6,010万2,000円を施工しております。ほかに配水管布設工事3件、292万9,500円、合計8件の6,303万1,500円を施工しているところです。

大隅上水道の主な事業は、八合原第4水源地発電機設備及び建屋工事を882万円、平原地区水道管布設がえ工事、延長365m、602万円、本町地区水道管布設工事、延長230m、541万8,000円、ほかに配水管布設工事1件、123万9,000円、合計5件の2,149万7,000円を施工しております。

財部水道の主な事業は、西村地区加圧ポンプ場整備工事一式378万円、閉山田地区水道管布設工事、延長550m、1,054万2,000円、合計2件の1,432万2,000円を施工しております。

続きまして、末吉簡水の主な事業であります。胡摩水源地整備工事3工区、2,819万2,500円を施工しております。ほかに、畑かん工事に伴う水道管布設がえ工事2件の、延長325m、993万7,000円、合計5件の3,812万9,500円を施工しております。

折田簡水と南簡水については、報告すべき大きな23年度工事はないところであります。

曾於市水道事業全体で20件、1億3,698万円を施工しております。

それから、質問の2番目、平成23年度の旧水道ごとの決算の収支についてということでありましたが、朝方質問項目を受けておりますので、それに沿って説明を申し上げます。

まず、給水戸数であります。末吉上水が5,441戸、大隅上水が2,661戸、財部水道が3,040戸、末吉簡水が2,710戸、折田簡水が201戸、南簡水が222戸、計が1万4,275戸であります。

続きまして、給水単価であります。末吉上水134.19円、大隅上水140.51円、財部水道139.38円、末吉簡水140.37円、折田簡水146.69円、南簡水149.87円、曾於市の平均が137円76銭となっております。

続きまして、収益、純利益であります。末吉上水が4,259万1,841円です。大隅上水が163万9,513円、財部水道が2,126万1,503円、末吉簡水が2,554万8,336円、折田簡水がマイナスの93万7,010円、これにつきましては、減価償却費等がありますので、減価償却費につきましては現金支出が実質ありませんので、実際は黒字とな

っているところです。南簡水505万7,606円、曾於市合計で9,516万1,789円の純利益となっているところであります。

それから、一般会計からの繰り入れであります。末吉上水が147万82円、大隅上水はゼロです。財部水道は270万円、これは馬立簡水の分であります。末吉簡水4,418万2,000円、折田簡水530万2,000円、南簡水1,234万1,000円、末吉上水の147万82円については、緊急雇用事業の県からの補助金であります。

財部水道、折田簡水、南簡水については、元利償還の100%を、末吉簡水については70%を繰入をしているところであります。

それから、現金預金であります。末吉上水が2億2,749万円、大隅上水が1億7,871万円、財部水道が1億2,855万円、末吉簡水が6,855万円、折田簡水が1,758万円、南簡水が2,275万円、合計6億4,363万円の現金預金となっているところです。

それから、平成23年度企業債返済済額であります。末吉上水道が2,604万円、大隅上水が643万円、財部水道が1,537万円、末吉簡水が4,846万円、折田簡水が284万円、南簡水が912万円、曾於市計1億826万円となっております。

23年度末企業債残高であります。末吉上水が4億4,759万円、大隅上水が2億8,320万円、財部水道が1億6,731万円、末吉簡水が5億3,400万円、折田簡水1億1,508万円、南簡水6,093万円、曾於市合計で16億811万円となっております。

それから、有収水率であります。末吉上水が91.2、大隅上水が89.8、財部水道が79.7、末吉簡水81.9、折田簡水91.7、南簡水92.3、曾於市平均が86.8%となっているところであります。22年度に比べますと若干の上向きになっているところであります。

続きまして、有収水量であります。末吉上水が148万5,934m<sup>3</sup>、大隅上水が64万5,449m<sup>3</sup>、財部水道が71万7,167m<sup>3</sup>、末吉簡水が58万545m<sup>3</sup>、折田簡水が3万7,906m<sup>3</sup>、南簡水が4万2,054m<sup>3</sup>で、曾於市合計で350万9,055m<sup>3</sup>となっているところであります。

以上です。

## ○21番（徳峰一成議員）

まず、国民健康保険から質問いたします。

課長がかなり分析的に、要領よく的確に報告答弁があったかと率直に感じております。

質問の第1点でありますけれども、質問の1点目にありました被保険者の曾於市の23年度の動向を見ますと、課長答弁にもありましたように非常に1万2,896人の中で、高齢者が多いということです。どこの市町村も同じでしょうけれども、例えば課長答弁を整理いたしますと、50歳以上の方が8,836人で、実に全被保険者の中の

68%、約7割近い方々が50歳以上ということで、後期高齢制度がありますけれども、それに加えて我が曾於市の国民健康保険も高齢者中心の国民健康保険であるという、こうした実態があるために、やはり医療費が高い、伸びもある、これはいたし方ない、予防医療に徹底したとしても、そういう側面があるということは現実なる、厳粛なる事実でありまして、結果として一般会計からの繰り入れは今後もいたしかたないという点は率直に、客観的に見て、考えていかなければいけないと思っております。

それを踏まえての質問でありますけれども、例えばこの疾病を見て、去年は冒頭に言いましたように3億円近い、かつてない一般会計からの繰り入れをしなければ、やはり国保会計を維持できなかった側面があります。医療費が大変高くなったからであります。課長答弁を見ますと、1年間を通して月ごとには大体2万1,000円前後ですよ。何かこの、例えば冬にインフルが流行してぽんと跳ね上がったわけじゃないんです。しかし、なぜこの23年度は月ごとの大きな変化はないのに、結果として国保財政が大変厳しかったのか。その側面からのこの報告を分析的にしていだきたいと考えております。大きな変動は毎月ないからであります。単純な質問でありますけれども、これが質問の第1点目であります。

それから、第2点目、この病気、疾病の中では、高血圧を中心として報告がされました。もちろん、いろいろ疾病ごとに分析して、これも予防医療として取り組んでいると思うんですけども、改めてこの23年度の実態を見まして、曾於市として一般会計における予防医療を含めて、やはり市民に対しての取り組みといたしますか、新たなやはり取り組みがどういった点で必要かお聞かせ願いたいと考えております。これは、この検証を重ねながら、経験を積み重ねながら、やはりやっていくしかないと思うんですけども、新しい点が考えられたら、それも含めてお聞かせ願いたいと考えております。これが質問の第2点目であります。

それから、質問の第3点目でありますけど、先日の一般質問における原田議員の質問にも関連いたすんですが、例えば23年度を見ますと、国保会計の中で補助金交付金、これが1,400万です。はり灸、温泉、補助金を中心としてあります。もちろん、これは市単独だけの補助金じゃないと思うんですけども、やはりこれは今後の課題として、やっぱり一般会計の中で対応すべき、本来は私は補助金だと思うんです。なぜならば、一つの大きな理由として、この補助金の中には、もちろん一般会計からのお金も入っているわけです。間接的には入っているわけです。しかし、曾於市はこの国民健康保険だけに限らず、社会保険を含めておられるわけでありまして、そうした平等性、公平性ということを含めて、長期的に総合的に考えた場合は、やはり一般会計の中でこれらを見て、そして国民健康保険に入っておられる以外の

方々、社会保険の方々を含めて等しく平等に、やはり補助金をできるところはすべきじゃないかって。恐らく社会保険の中では温泉保養補助金というのはないと思うんです。ですから、市民であったらどなたもがこの補助金を受けられるやり方からも、あり方からも、やはり一般会計で見るべきじゃないかって、ただ国の制度の関係でそれができるかどうかは、今後の課題であるでしょうけども、一例としてそういった点で、平等性という点から見ても考えていくべきじゃないかと思っております。見解をお聞かせください。

次に、国民健康保険税について質問をいたします。

国民健康保険税は、各種の税金の中で市民税を含めて私たち一般市民にとっては最も額が大きいです。そして負担感が大きい税金でございます。そうした中で、なかなか国民健康保険税を払えないという方が、毎年決算でも出ておりますが、例えば23年度も未収額だけでも実に2億5,000万円でございます。これは大変な金額であります。2億5,888万円であります。

また、資料によりますと、なぜ払えないかという一番大きいのが、これは市民税の場合もそうでありますけども、生活が苦しいという方々でございます。苦しいからなかなか全額、あるいはその決まるとおりに払えないという方々であります。さまざまな取り組みを行ってございまして、課長報告にありましたように、やはりチームをつくったりして、徴収の納入率を高めるために努力はされております。それはそれとして、やはり毎年、共産党議員団が取り上げておりますけれども、これだけ多くの2億5,000万、これだけ多くの生活困窮者があるという実態の一つの側面から見て、この減免制度は、繰り返しますけども、改善はこれは絶対すべき私は実態になろうかと思っております。

質問であります。国民健康保険の場合は、この減免申請をされた方が何名おられて、そして何名がこれが採用となったのか。これをお聞かせください。

併せて、ほとんど減免申請自体がなかった、そしてこれが認可となった例はないと思うんですが、なぜこれだけ2億数千万の、課長、2億数千万の膨大な滞納がある。そして、多くの方々が全額、あるいは一部国民健康保険が払えないって、そのもっとも大きな理由が、数からして生活が苦しいということである。そうした実態にありながら、なぜ減免申請が少ないのか。制度はあります。条例と規則が。制度はありながら、申請が少ないのはなぜか。これはもう、いわばギャップがあるんです。乖離がある。市民の実態と、その条例との間にギャップがある。これは絶対、担当としてはこのギャップを埋めるために自己分析と努力をしなければいけないです。放置は許されない、これ以上。これをお聞かせ願いたいと思っております。

なぜ申請が少ないのか、これが第1点。

それから、申請があったとして、なぜ申請が認可とされないのか。これも分析して答弁してください。一番、課長が御存じのはずであります。

余りにも実態と、滞納の実態との間でギャップがあり過ぎるからであります。これ以上は、放置はできないと思うんです。

以上の質問であります。

次に、介護保険について質問をいたします。これも課長から分析的に、的確な報告があったかと思っております。介護保険は、1年間の予算も決算額も41億5,000万円と、大変なこれは金額でありますし、毎年5%からの伸びということで、今後当然これが続くのじゃないでしょうか。

個人的に、私も一人抱えておりますけども、この施設に、いろいろ考えさせられる点があります。市もこの間、23年度を含めて努力されて、施設もどんどんふえております。率直に言って、例えばグループホーム等の場合は、認知している方々がその程度の差はあっても、多くの方々でございます。病院等との違いというのは、基本的にはリハビリすることがなされていない、基本的には。これは、施設の責任じゃなくて、施設は精いっぱい努力しているんですけども、しかし何分予算が少なくて、人的体制が弱いということでもありますけども、それにしても、そうしたリハビリ等がほとんど弱いために、あるいはないために、入所するとほとんどの方々が認知が入り、あるいは認知が重くなるという今の実態になろうかと思っております。

これをやっぱり改善するのが行政だと思うんです。地方自治体だけの努力では、もちろん限界はあるでしょうけども、せつかく人生の一番最後の年齢になって、そしてお金のかかる施設であります。しかし、ある面で至れり尽くせりの施設でありますけれども、しかし現状はそうした、やはり認知がさらに深くなる、そうした実態にあることは、紛れもない事実であります。これをやはり実態を見ながら改善すべきじゃないでしょうか。その点で、一番この点も課長が御存じだと思いますので、分析的に答弁をしていただきたいと考えております。

次に、関連いたしまして2点目、これまで再三問題提起をいたしておりましたけども、こうした老人施設というのは、別に町中心につくらなくてもいいと思うんです。課長の答弁の中にも、「慣れ親しんだところ」って表現がありました。私もうまい表現だなと感じいたわけでございますけども、やはり慣れ親しんだ、お年寄がそれぞれ慣れ親しんだところで人生の最後を送るというのが、私は大事だと思うんです。特に認知が入った方々も、昔馴染みの人が一人でも多くいたら、やはり楽しいと思うんです。そうした点で、これまでこの二、三年来、市としてもそれなりの、やはりこの農村部にもこうした施設をつくる努力、取り組みはされております

けども、しかし私はまだまだ曾於市の実態から見て、少ないと思うんです。今度、南之郷中学校跡地にまた一つの施設ができることは大歓迎でありますけど、そういった点で。その点で、もっと目的意識性を持って、財部の場合もほとんどないですよ、農村部には。大隅町の場合も、一番、3カ町では進んでいますけど、まだまだ弱いと思うんです。そういった点で、特にこの農村部でも大丈夫だと思われる施設については、思い切ってやはり農村部にこういった施設は持って行くような、私は市の方針が必要かと思っております。どうしても農村になじめないというか、長期的に見ても、やはり町部でないと思うんですけども、基本的には病院と違うと思うんです、その点が。老人施設は。その点で、市の考え方をお聞かせ願いたいと思います。どなたでもよろしいです。

次に、公共下水道について質問をいたします。

公共下水道は、課長答弁にありましたように、あと二、三年で終わりますけれども、今、加入率が60%、最終的には3年後も60%持って行きたい、あるいは維持したいということですが、質問の第1点でありますけども、最終的には市の計画では、最高何%を目標としているのでしょうか。100%というのは、現実問題、ちょっと課長、無理ですよ。これは誰が考えても、計画つくる事態が無茶でありますので、相手があることです。最高何%持っていくか。その持って行ったとして、やはり一般会計からの繰り入れは、ある面ではしょうがないと思うんです。共産党議員団も一貫して反対しているんですけど、現実には現実を見て、これはやむを得ない。そうした場合に、一般会計は、今後修繕等が入ってきますけども、大体1億からどれぐらいを、今後5年、10年後の将来にわたって必要か。これもやはり考えていくべきだと思っております。もちろん、市の財政計画の中にありますけど、一番新しい、現時点での分析報告をしてください。

なぜ私がそのことを言うかといいますと、一般会計で言いましたように、これは旧末吉町だけの問題であります。ですから、これは特に市長は、一般会計の分野で翻って、やはりその点でバランスのある施策を行うためには、一般会計の分野でそれに勝るといいますか、同等のやはり施策を、旧財部、大隅町の農村部を含めて、あるいは中心として、やはり目に見える形で、私はしなければいけないと思うんです。半永久的にこうした下水道事業が続くわけありますので、これがないと本当の意味での市民から見て合併してよかったということにならないと思うんです。幾ら口で、あれをやった、これをやっただけでは、私済まないと思うんです。かなり思い切ったそうした施策が大事じゃないでしょうか。本当に3カ町、特に大隅、財部の方々が、特に農村部に住む方々が、合併してよかったと、そう池田市長が評価されるためには、その点は私は必要なことじゃないかと、長期的に見て思っており



ます。その点での、話は逸れましたけども、この公共下水道への質問であります。

次に、水道事業について質問をいたします。

水道事業は、質問の第1点でありますけども、財政運営として、大体毎年数千万円を超える一般会計の繰り入れを今後も行った場合に、これは運営が維持されるでしょうか。これが確認の第1点であります。

それから、前後いたしますが、質問の第2点目は、この間、ずっと繰り返し私が提案指摘した点が、いわゆるスペアといいますか、予備財源を必ず確保するということがありましたけども、基本的には23年度でほぼどこの水道も、どのような災害等が、あるいは予期せぬ事故が発生したとしても、市民、住民には迷惑をかけないという意味で予備財源が確保されたでしょうか。これが質問の第2点目でございます。

それから、具体的な質問として、一つの指標として、有収水率を出していただきましたけども、これもやはり水道で若干のアンバランスがあります。例えば、末吉上水の場合は90%を越えておりますが、末吉の簡水、あるいは財部の上水道は約80%前後であります。10%も、課長、開きがありますよね。これはどういったところに原因があって、この改善策はどういった点で考えているのでしょうか、お聞かせ願いたいと考えております。

それから、細かい質問で申し訳ないんですが、課長答弁にもありましたように、大隅上水の場合が、23年度の収益が一桁少ない160万円です。例えば末吉上水の場合も4億2,000万、そして財部水道の場合が2億1,000万ということです。一桁、大隅上水だけが少ないんですが、これは何か原因があったんでしょうか。お聞かせ願いたいと考えています。

最後に、市長に質問をいたします。私たち生活する上で、あるいは仕事をする上で、水というのは食べ物と同時に最も不可欠な大事な問題であります。特に末吉との関係で比較して言いたいんですが、末吉の場合は、幸いこの間の取り組みによりまして、町部分は末吉上水があって、そして農村部はほぼ全域にわたりまして簡易水道が一応網羅されております。これは、本当よかったと思うんです。しかし、財部、大隅の場合は、これが非常にまだ中途半端であります。特に財部の場合は、財部水道を中心として、まだ大隅もそうでありますけども、まだ集落水道が多くの部分を農村部では占めております。もちろん、一般会計の市民課のほうで取り組みは行っておりますけども、これは全くめどは立ちません。要は、市長がどういった考え方で、確固とした立場に立つかでございます。ですから、やはり最終的には、これは思いきって末吉のような全市を行政が関わるような、やはりライフラインといえますか、水の問題についても構築する必要がある、必要じゃないでしょうか。

ただ、農村部の場合は、高齢者がとてもお金は出せない、負担に耐えられないということで、及び腰になると思うんです。ですから、思いきって市が全額といった気持ちで、やはり今の時期にやらなければ、恐らく将来にわたってこれは無理だと思うんです。無理だと思うんです。そういう点で、末吉は恵まれている。これをするのが、私は市長の責任だと思うんです。やるのが。一方では、末吉は下水道やっているわけだから、そしてほかのところはやっていない。これらをやっぱり解決すべきじゃないでしょうか。やるんだったら今だと思うんです。お金があるから。その点で、市長の見解を、決意も含めて聞かせていただきたいと思います。

現状の取り組みだったら、これはもうあてがえないです。はっきり言って。現状の取り組みだったら。

以上ですが。

### ○保健課長（大休寺拓夫）

お答えいたします。

まず1点目、国保の23年度、なぜ国保財政が苦しくなったかということで、つまり2億8,000万法定外を繰り入れていることからの御質問であろうかと思いますが、歳入におきましては、ふえたのが2億4,800万ふえております。これは、国保税収入につきましては、1,500万ほどが減っておりますけども、あとはふえているという状況です。それは、繰入金2億が入っていますので、関係で4.2%ふえた。逆に、歳出のほうであります。これも2億5,000万、歳入のほうは2億4,800万で、歳出のほうは2億5,000万ふえているということでもあります。こちらは保険給付費が2,959万ほどふえました。あと、介護納付金というのがあるんですが、こちらが2,536万6,000円の増であります。

結論から申し上げますと、医療費の伸びがそのままつながっていったということでもあります。実質的な単年度収支で申し上げますと、約1億円の赤字ということなんです。これが22年度は1億9,000万の赤字でしたので、9,000万ほどの改善がなされてはおります。しかしながら、医療費は伸びているという実態です。

あと、2億8,000万なんですけど、そのうちの1億8,000万が積み立てをしておりますので、そのまま基金に残っているという状況でございます。

これにつきましては、9月補正をお願いをしたんですが、先ほど申し上げました3月診療分から2月診療分を申し上げたんですが、前半が非常に伸びたということもございまして、足りないだろうということで補正をお願い申し上げたところであります。

それから2点目の、市民に対しての新しい取り組みが必要であるということで、どういうものを考えているかということでありましたが、一番は特定健診を受けて

もらうということで、自分の体を早く知っていただくと、毎年状態を知っていただくことが一番大切ですので、特定健診の受診率を上げるということでもあります。

それにつきましては、土日健診なり、ミニドックなりやってきたんですが、4月の約1カ月間かけましてやっております、キャパとしては半日では非常に無理かなと思っております。そうしますと、あとは個別検診、医療機関での個別検診も考えていけないと思っております。そうしますと、委託料も約倍になりますので、それが国保税に響きますので、いきおいそういうこともできませんので、一部個別検診等も考えながらやっていきたいと思っております。

あと、新しいこととしまして、ことしは脱漏健診を、2回目の健診です。これを8月末から9月に行っております。これは新しくやったところでもあります。

それから、新しい取り組みで、重症化に対する予防対策であります。こちらは医療費分析は、ほぼ片付いてまいりましたので、それから見えてきたことが、高血圧症、糖尿病、腎不全、これの重なり、合併症が重症化をもたらすということで、大変ハイリスクの方である。ここあたりを絞り込んで行くということでありまして、対策としましては、補正でもお願いしましたが、脳卒中対策プロジェクトと、あと市独自の慢性腎臓病の対策、これは人工透析が非常に高額になりますので、こちらをなるべく少なくする。今現在65名ほどいらっしゃいますので、そういう方に人工透析にならないように対策を打って行くということで、かなりの削減が図れると思っております。

それに向けまして、医師会のほうと、曾於市の医師会のほうと話を進めまして、検討会を立ち上げることに承諾をいただきました。それぞれの専門のドクター2名ずつを検討会に入れて、今計画を練っているというところです。

以前ですと、非常にドクターがする仕事に保健師が関わると、非常に機嫌の悪いところもありまして、そこあたりもよく話し込みをしまして、医師がするべきところ、あと保健師が行政で請け負うべきところ、そこをちゃんと明確にして、医師とつないでいくということで、少しでも重症化を少なくしていくことをやっております。

あともう一つは、肝属曾於地区の保健協議会なるものを持っているんですが、今曾於市が事務局でありますので、こちらのほうも国保連合会を入れて医療費分析をやっております。

この目的は、ほかの市町との違いを分析をしながら知るということで、曾於市がなぜこの分野が高いかということもわかってくると思いますので、あとほかの市で非常にうまくいっているところを取り入れるということも、非常にいいことかなと思っております。

それから、3番目の補助金のことでございます。はり灸、温泉も含めてだと思えますが、単独補助、この補助につきましては、一般会計からは入っておりません。国保、特会のみからの支出です。ただ、はり灸につきましては、もう一つありまして、医療行為が、医師が判断するものがありますので、そちらは療養費から出しておりますから、それ以外のはり灸については、今国保独自と。

で、一応一般の方、要は社会保険の方も含めて、一般会計でやるべきではないかということでありましたので、これは以前、原田議員からも一般質問がありましたので、市長のほうから検討していくということでございます。

それから、4点目は国保税のことです。5点目の介護保険のほうでございまして、グループホームの認知症のことが非常にリハビリがなされていないということでございます。普通のデイサービスと違いまして、そういう機能訓練とか、そういうものを持っておりませんので、施設によっては大変十分なサービスをされているところもありますが、そこにはかなり温度差があると思います。改善となかなか難しく、認知症の場合は現状維持がほとんどかなと思っております。改善というのは非常に難しいかなと思います。そこあたりは、またグループホームの会も持っておりますので、サービスのあり方、そういうものを現行の制度の中で話をしていきたいと思っております。

あと、最後の6点目の介護保険施設のことなんです。老人福祉施設、そういうものを地方にということで、今回、南之郷中学校をやっておりますが、非常に苦勞をしております。やはり、既存の法人等におきますと、なかなか地方に引っ込んでおりますので、そういうところへの客の確保とか、あと閉校舎を使った改修ということになりますので、非常に難しい点もありますが、今2法人来ておりますので、前向きにやっていくということでございます。

それから、地域のことで話をしますと、一番いいのが小規模多機能型居宅介護の利用というのは、非常に重要だと考えております。なかなかこれが市民の方にわかってもらえていなくて、今、高松みどりの里のほうがあるんですけども、あと、大隅のほうにも坂元のほうにあります。そういうものを非常に有効に活用していただきたい。我々も、民生委員会等でPRはしているんですが、なかなか進まない。参考までに、今朝南日本新聞に記事が載っておりますので、それを見ていただければ非常に便利なサービスということが、それをカバーできるサービスではないかなと思っておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上でございます。

#### ○市長（池田 孝）

末吉の公共下水道で、一般財源の持ち出しが大きいから、あまりにも合併後の不

バランスが生じておるといことでもあります。私は、これ一体化図るためにいろいろな調整がされてきたところでもあります。議員がおっしゃるような考え方で、ちょっと見解が違うなというふうに思っております。

例えば、介護保険でも、当時大隅町が非常に高く、末吉、財部が安かったわけですが、これを調整して、大隅のほうを下げても、末吉、財部を上げた経緯もありました。また、財部の生活排水処理も、合併協議のときにやめたらいいんじゃないか、末吉の公共下水もやめたらいいんじゃないかと、これは一般会計からの持ち出しが大きいからそう言われたわけですが、財部の生活排水処理も、現在もこの一般会計からの繰り入れを行っているところでもあります。そのような形で、どこもバランスを取り入れながらやっておるといふふうに考えておるところでもあります。

この大隅の集落水道の問題でありますけれども、全てを簡易水道なり上水につながることはできないかということで、いろいろ調査もいたしたところですが、やはり地域によってできるところと、ほとんどできない部分が多いということでもあります。

そしてまた、集落水道となりますと、水道料金が安くて済みます。ですので、その組合に入っている方々は、現在のままでいいんだと、だけど、修理とかそういうのが負担が大きくなったときに困るといふ状況であります。ですので、そのようなときには、市からの補助金で大きなカバーをしていくべきだといふふうに考えております。今、そのような方向で進めておるところであり、簡易水道なり上水につなげるところは、その方向で今後進めてまいりたいと考えております。一概に不バランスだといふことは言えないだろうと思っております。

#### ○水道課長（福岡隆一）

まず、公共下水道の質問であります。まず1番目に、最終的に加入率を何%に持って行くかということでもあります。最終的には70%程度に持っていったらというふうには思っています。加入については任意ということで、強制はしないということになっておりますので、末吉の場合は、そういったことで対応をしてまいりたいと思っております。

それから、2番目の、5年後、10年後の繰り入れについて、額は幾らかということでもあります。まず5年後の28年度につきましては、繰入額が1億3,471万2,000円、それから33年度につきましては1億2,213万4,000円を試算しているところでもあります。

#### ○21番（徳峰一成議員）

それは、修繕が入っているんですか。修繕入ってないでしょう。

#### ○水道課長（福岡隆一）

大きな修繕が出た場合には、また若干ふえてくると思います。

あと、水道のほうであります、財政の繰り入れが、今の現状でいくと維持はされるのかということではありますが、水道のほうにつきましては、拡張やら改良工事をしていかないといけませんので、大体財部の水道の新配水系が大体26年度で終わると仮定していきますと、27年度以降、1億4,000万ほど改良工事で計上していきまして、試算しますと、平成31年度で大体内部留保資金が7億円ぐらひはあるということでもありますから、現在が6億9,400万程度でありますので、そういったことでいきますと維持はできるというふうに思っておりますが、大きな事業が入ってきますと、これについてはまたちょっと下がっていくのかなというふうに思ったりしております。

そうなりますと、上水道事業については、一般会計からの繰り入れができませんので、料金の値上げといったことにつながっていくというふうに思っています。国からの通達によりまして、簡易水道事業も平成27年度をめどに上水道に統合しなさい。そして、一市一つの水道事業ということで、統合しなさいという通達も来ておりますので、回答としましては29年度をめどに簡水、上水、統合したいということでは県のほうには回答しておりますので、それまでの借り入れた簡水の元利については繰り入れできますが、それ以降の分については、繰り入れができませんので、それ以降はまたちょっと違ってくるのかなというふうに思っているところです。

あと、財部の有収水率が悪いと、数字が低いということではありますが、原因としましては、表に出てこない漏水があるのではないかとこのところでもあります。

ただ今財部については、弁栓類がちょっと不足しておりますところやら、水源等を今確保したり、そういったところの工事を、施設整備をやってまいりましたので、今後は財部の26年度に新水源、新配水系が完了しますと、それ以降はこの漏水対策に全力を上げていきたいというふうに思っているところです。

濟いけません、一つ飛ばしてしまいました。あと、予備水源であります、予備水源がないところが、ほとんどあるんですが、南之郷の高岡につきましては、1カ所しかないわけですが、もし故障したときにどうするのかということになると思うんですが、これにつきましては、配水池の配水量が140 tあります。1日当たりの配水量といいますか、1日当たりの配水量が大体80 t程度だったと思うんですが、時間的な余裕が1日ちょっとありますので、今、水源池につきましては、予備ポンプを据えておりますので、半日ぐらい、12時間ぐらいあれば、取りかえができるというふうに踏んでおりますので、配水に支障をきたすことはないというふうに思っているところでもあります。

あと、大隅上水の収益が少ないがということではありますが、大隅上水は、合併後

に下窪配水池等の整備を集中的に行った関係で、減価償却費が出てきております。減価償却費が3,300万ほどかかっておりますので、営業費用の中の8,300万に対して、そのうちの3,300万は減価償却費ということになっております。ですから、収益が少なくなっているところであります。この減価償却費につきましては、現金支出は伴いませんで内部留保資金に回ってきますので、実質は相当の黒字であるというところであります。

以上であります。

#### ○税務課長（山口十蔵）

税務課関係の質問にお答え申し上げます。税負担の増ということで、被保険者が税の負担がものすごく増大しているというようなことでございましたけれども、滞納額が保険税におきまして2億6,700万未収という形で、一般会計の中でも、一般財源の中でも2億2,000万を上回る、2億2,000万しかございませんけれども、約4,000万を上回る滞納額がある状況でございます。これらにつきましては、私たち収納についてももっともっと努力をしなければならないということも考えております。

そして、減免の申請の件数につきましてはですけども、22年度が1件、失業による1件が申請がございます。それと、あと制度減免について9名、23年度につきましては、減免の申請についてはゼロでございます。制度減免が8名ということで、そして24年度、今現在で、所得の激減ということで、今御一人の方が約90%減という所得割の減免という形で一人申請をしております。そして制度減免が10件というような状況でございます。

#### ○21番（徳峰一成議員）

課長、質問は、なぜ少ないのかという、条例があるのになぜ少ないのですかというのを答弁してください。2億数千万もあるのに、申請1件とかゼロと、何で少ないんですか。

#### ○税務課長（山口十蔵）

その2億7,000万の滞納額がありますけれども、その中で減免申請は平成17年、合併の当時にできております。その申請に該当するかしないかというようなことでですけども、滞納額の内訳を見たときに、先ほど生活困窮ということも出ました。確かに生活困窮も一つの原因であります。その前に、納税意識の欠如というのが順番的には1,700人、そしてあと見たときに、その次が生活困窮が600人と、そしてその次が、納付期限内の納付困難というようなことで、それとあと行方不明というような順番でしておりますけれども、それらにつきましても、もっともっと我々としては調査もしていけないといけないというふうに考えます。その制度減免につきましては、その少ない理由というのは、減免に該当しないと、ただその中で納税相談

なりを随時受け付けておりますけれども、その中で照らし合わせたときに、保健課なり税務課の収納とやっていきますけれども、それらの中で、また今後も検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

## ○21番（徳峰一成議員）

3回目の質問ですけど、再度、税務課長に質問をいたします。

国民健康保険税の23年度の未済額は、一般会計における市税よりもうんと大きくて、約2億6,000万です。2億6,000万の中で、資料によりますと、生活困窮というのが延べ件数では7,609件、世帯あるいは被保険者で見ても結構大きな数だと思うんです。これは、冷厳なる事実なんです。もちろん、この生活困窮と、またほかのが重なる分もあるでしょうけども、しかし数は数として、大変なこれは金額と件数にあるんです。やはり物事を分析というのは、まず出された客観的な数字資料から見て分析するのが基本でしょう。これは冷厳な主観が入っていないんです。主観が。冷厳な事実なんです。主観は一点も入っていないんです。だから、この冷厳な事実があるのをどう分析して、これを改善していくか。もちろん、総体的には、納税意識の欠如を含めてあるでしょうから、それはそれとして、これまでどおり取り組んだらいいんです。それは評価いたします。そういうことは、私一言も言っていないんです。するなということも、あるいは弱めるということは、それはそれでやったらいいんです。また、努力も可といいます。しかし、それだけでは解決できない困難なのが冷厳な事実があるもんだから、これをある面じゃ救済するための措置として、また減免の条例と規則があるんです。あるんだけども、1年間に申請件数がゼロであったり、一人であったりするわけでしょう。なぜ少ないのか。つまり、考えられるのは、市民から見て魅力がないからです。まず申請してもだめだろうって、これが、申請して、そして認可となったら、ロコミを含めて広がっていくと思うんです。それがなぜできないのか。なぜ条例に問題点があるのか。これを分析して改善するのが、まず行政の仕事でしょう、これは。議員の仕事じゃないんです。それを分析した上で、冷厳な事実に基づいて報告答弁をしていただきたいんです。だから、次回はよろしいです。是非その方向で分析的に答弁をしていただきたいと思っております。

課長もなられたばかりで、これ以上質問するのもちよっときついですので、一応問題提起だけしておきたいと思っております。これは主観、気持ちを越えて、人間の気持ちを越えても冷厳な事実だから、やっぱり事実に基づいて分析して対策を講じるのが、当たり前のことだと思うんです。近代社会においては。行政においても。その点で問題提起をいたします。答弁はよろしいです。



次に、市長でありますけども、一般会計でも言いましたけども、私はあえてなぜ、単純化して、単純化するということは、ある面じゃ乱暴な側面は入りますよ。大隅、財部町、特に農村部に住む人たちに合併してよかったと思えるためにはということで、繰り返し申し上げました。単純化していますんで、乱暴的な側面があるというのは、否めないと思うんです。その中で、一般会計でも、また今先ほどの答弁の中でも気になったのが一つあります。財部の生活排水です。財部の生活排水は、やはり合併後も残すべきだってことでは、私も財部の方々がそう思っておられたら、それに沿ってやるべきということで申し上げてきましたけども、だからといって財部の生活排水が優遇されているわけじゃ全然ないんです。末吉と大隅町については、一般会計の保健課の予算の中で、やはり国・県とそして市の補助を受けてやっているんです。やり方、方法論だけの違いであって、結果として財部の生活排水が優遇されているわけじゃ、基本的にはないんです。ですから、今後それはもう出してほしくないです。これは冷厳なる事実だから。そうでないと財部、市民に対して失礼なことです、これは。財部が優遇されているわけじゃなくて、方法論だけの問題ですから。それは考えていただきたいと思っております。

最後に、この水道事業について、水道事業について2点質問をいたします。

私は、まず第1点、現在のこの水道事業について、課長の答弁の中で気になる点が1点ありました。つまり、国の方針指導としては、平成27年度までに全ての簡易水道を含めて一本化するように、これは通達ですか。通達だったら、これは守らんといかんですよ。これ、もう一回詳しく答弁してください。やっぱり義務であるのかどうか。遵守しなければいけないのか。これやったら、大きな問題が今後出ます。なぜかといいますと、基本的には一本化した場合は、一般会計からの繰り入れができなくなるでしょう、基本的には。そのあたりを含めて、今後研究検討が必要です。もし一般会計から繰り入れができなかったら、これは大変な市民の間で不満を越える、先日のフラワーパークじゃないですけど、大集会が行われますよ。特に末吉町はそうです。なぜかという、末吉町は合併前から今現在、数千万円の毎年末吉簡水については一般会計からの繰り入れをしなければ維持ができないんです。これが国からの通達によって義務づけられて一本化しても、一般会計から繰り入れができないとなったらどうなりますか。これは、もっと詳しく答弁をしていただきたいと考えております。これが第1点。

第2点目は、先ほどの繰り返しになりますけど、市長に答弁いただきたいと思えます。やはり長期的に見て、水の問題というのは非常に大事でありますので、やはり可能な限り市が手厚い補助をして、大隅、財部町の望むところは、住民の負担をほとんど軽減してやるべきじゃないか。実際、末吉の場合は、今申し上げたように

簡易水道については昔からやっているんです。上水道と違って、簡易水道の場合は1件1件が離れていて、市の、あるいは旧町の補助がなければ、これは運営ができないんです。1件1件がばらばらだから。だから、合併後の今も数千万円の特別の繰り入れが行われているんです。特別の繰り入れが。ですから、これを、じゃあ財部、大隅町はお金がかかるからやらないということになると、結果としては大隅、財部の市民から見て、農村部の、末吉優遇にならざるを得ないんです。こうした大局の立場から考えるのが、議会もそうですけども、特に市のトップじゃないかと思うんです。その点でもう一回考えて、また整理ができなければ整理部分は今後所信表明を含めてしていただきたいと思っております。そうすることで、私は池田市政は、フラワーパークはフラワーパークとして、この問題はこの問題として、私は評価されると思うんです。やはり考えてくれているな、自分の地域をと。そうした哲学と理念が、トップには、私は率直に言って必要じゃないかと思うんです。特に水の問題。水の問題は非常に大事でありますので、その点で、きょうの段階での答弁できる点は、答弁していただきたいと思っております。

#### ○市長（池田 孝）

先ほど末吉の公共下水道を盾に取って言われましたので、そうじゃないと申し上げましたが、先ほども申し上げましたように、大隅の地域の集落水道、これは十分市として補助金をやりながらやってまいります。それがために、今、集落水道再編計画を立てております。短期、中期、長期という形の中で、対策を取っていくという計画で考えておるところであります。市内全域で取り組んでまいります。

以上です。

#### ○水道課長（福岡隆一）

現在、国の方針、県の指導等によりまして、統合計画を出しなさいということでありまして、以前、簡水の中で補助事業等を実施しておりますけども、そういった中でも統合計画を出さないと補助金はやらないといったあめとむちの関係で、国からの方針でそういったことになっておるわけなんですけども、今ここには通達、それは持っておりませんので、明確な答えができないところではありますが、どこの市町村もそういった形で統合するというところになっているようです。

まだ、県にしても町村の状態については、まだそういった計画の段階ですので、把握をしております。今まで借りた簡易水道債とかそういった起債関係の地方交付税については、一般会計のほうに入ってくると思いますので、統合までに借りた簡易水道については、一般会計から繰り入れができるものというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（谷口義則）

以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております認定案第3号から議案第51号、以上7件については、決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、認定案第3号から議案第51号、以上7件については、決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。ここで10分間休憩いたします。

————— . ——— . —————  
休憩 午後 5時56分

再開 午後 6時05分  
————— . ——— . —————

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第22 発議第3号 曾於市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（谷口義則）

次に、日程第22、発議第3号、曾於市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

○15番（久長登良男議員）

発議第3号、曾於市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、上記の議案を別案のとおり、曾於市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成24年9月25日、曾於市議会議長、谷口義則殿。提出者、曾於市議会議員、久永登良男、賛成者、議会運営委員会全員でございます。

提案理由、地方自治法の一部改正に伴い、本会議においても公聴会の開催及び参考人の招致をすることができるようになったことから、その手続等の規定を追加する必要があります、本案を提出するものであります。

改正する内容等については、2ページから4ページに掲載してあります。内容を御理解の上、御賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（谷口義則）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第3号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、発議第3号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、発議第3号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、発議第3号、曾於市議会会議規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決されました。

---

日程第23 発議第4号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める  
意見書案

○議長（谷口義則）

次に、日程第23、発議第4号、「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書案を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

○3番（八木秋博議員）

発議第4号、「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書案、上記の議案を曾於市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

平成24年9月25日、曾於市議会議長、谷口義則殿。提出者、曾於市議会議員、八木秋博、ほか建設経済委員みなでございませう。

提案理由、現在の日本社会は、年金、医療、福祉などの基本的な社会制度は疲弊し、グローバル化による国際競争などで、働いても十分な生活が維持できない。働きたくても働く場所がないなど、困難を抱える人々が増大するなど、新たな貧困と労働の商品化が広がり、社会不安が深刻さを増しています。

世界の主要国では、働く仲間同士が協同し、主体性を高め合い、力を発揮し合う新しい働き方についての法制度が整備されています。国においても、社会の実情を踏まえ、就労の創出、地域の再生、少子高齢社会に対応する有力な制度として、協同労働の協同組合法の速やかな制定を求めるため、国に対し意見書を提出するものであります。

意見書及び提出先は、2ページ、3ページにあります。お目通しのほどよろしくお願ひいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（谷口義則）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第4号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、発議第4号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより発議第4号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、発議第4号、「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書案については、原案のとおり可決されました。

日程第24 発議第5号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書案

○議長（谷口義則）

次に、日程第24、発議第5号、地球温暖化対策に関する地方財源を確保充実する仕組みの構築を求める意見書案を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

○16番（五位塚剛議員）

発議第5号、地球温暖化対策に関する地方財源を確保充実する仕組みの構築を求める意見書案、上記の議案を別紙のとおり曾於市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

平成24年9月25日、曾於市議会議長、谷口義則殿。提出者、曾於市議会議員、五位塚剛、ほか賛成者は総務常任委員全員でございます。

提案理由、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備、保全等の森林吸収源対策や、豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的、総合的に実施することが不可欠である。しかしながら、これらの市町村では、木材価格の暴落、低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など、厳しい情勢にあり、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的、安定的な財源が大幅に不足しております。よって、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備、保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、地球温暖化対策のための税の一定割合を、森林面積に応じて譲与する地方財源を確保・充実する仕組みを早急に構築することを求める意見書を、関係機関へ提出するものであります。

賛同いただき、採決をよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口義則）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第5号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、発議第5号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより発議第5号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、発議第5号、地球温暖化対策に関する地方財源を確保充実する仕組みの構築を求める意見書案については、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま意見書案2件が議決されましたが、その提出手続き及び字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、その提出手続、及び字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

---

日程第25 議員派遣の件

○議長（谷口義則）

次に、日程第25、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員の派遣については、会議規則第159条の規定により、次期定例会までお手元に配付のとおり議員を派遣することとし、変更が生じた場合は議長において決定することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり議員を派遣することとし、変更が生じた場合は議長において措置することに決しました。

ここで、追加日程配付のため、しばらく休憩いたします。

—————・—————  
休憩 午後 6時16分

再開 午後 6時17分  
—————・—————

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま会議規則第104条の規定により、建設経済常任委員長から閉会中の継続審査申し出、及び各常任委員長並びに議会運営委員長から、閉会中の継続調査申し出が別紙のとおり提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、閉会中の継続審査申し出及び閉会中の継続調査の申し出を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第1 閉会中の継続審査申出について（建設経済常任委員長）

○議長（谷口義則）

追加日程第1、閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

建設経済常任委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続審査申し出があります。

お諮りいたします。常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継



続審査とすることに決しました。

---

追加日程第2 閉会中の継続調査申出について（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・建設経済常任委員長・議会運営委員長）

○議長（谷口義則）

次に、追加日程第2、閉会中の継続調査申出を議題といたします。

各常任委員長並びに議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長並びに議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長並びに議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で、本日の日程の全てを終了しました。

ここで市長より発言を求められておりますので、これを許可します。

○市長（池田 孝）

お礼とお願いを申し上げたいと思います。

本定例会にも数多い議案などを御提案を申し上げましたけれども、議会においては慎重に審議されまして、全ての議案を可決、また承認などいただきました。本当にありがとうございました。

予算案などの執行に当たりましては、慎重に、そして効果がしっかりと上がるように、そして市民に伝わるように取り組んでまいりたいと思っております。

また、23年度の一般会計の決算、そして七つの特別会計についても、決算認定をお願い申し上げましたが、特別委員会によって審査をしていただくことになりました。よろしく御審議の上に、また御指導を賜りながら、全てを認定をいただければありがたいと思っております。どうかよろしくお願いたします。本当にありがとうございました。

○議長（谷口義則）

以上で本定例会に付議された事件は、全て議了いたしました。これにて平成24年第3回曾於市議会定例会を閉会いたします。

---

閉会 午後 6時22分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

曾於市議会議長

曾於市議會議員

曾於市議會議員

別紙

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条及び第136条の規定により報告します。

パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
陳 情 第 4 号	仮称パークゴルフ場・フラワー公園に関する陳情書	賛成多数 採 択

総務常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 4 4 号	曾於市暴力団排除条例の制定について	全会一致 原案可決
議 案 第 4 6 号	曾於市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する 条例の制定について	全会一致 原案可決
議 案 第 4 7 号	曾於市工業開発促進条例の一部を改正する条例の制 定について	全会一致 原案可決
議 案 第 4 8 号	曾於市定住促進住宅用地分譲条例の一部を改正する 条例の制定について	全会一致 原案可決
議 案 第 5 2 号	平成24年度曾於市一般会計予算の補正について（第 2号）（所管分）	全会一致 原案可決

文教厚生常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 4 5 号	曾於市そお生きいき健康センターの設置及び管理に 関する条例の制定について	全会一致 原案可決
議 案 第 5 2 号	平成24年度曾於市一般会計予算の補正について（第 2号）（所管分）	全会一致 原案可決
議 案 第 5 3 号	平成24年度曾於市国民健康保険特別会計予算の補正 について（第2号）	全会一致 原案可決
議 案 第 5 4 号	平成24年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算の補 正について（第2号）	全会一致 原案可決
陳 情 第 8 号	曾於市グラウンドゴルフ場【公認コース】建設要望 についての陳情	全会一致 採 択

建設経済常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 5 2 号	平成24年度曾於市一般会計予算の補正について（第2号）（所管分）	全会一致 原案可決
議 案 第 5 5 号	平成24年度曾於市公共下水道事業特別会計予算の補正について（第2号）	全会一致 原案可決
議 案 第 5 6 号	平成24年度曾於市水道事業会計予算の補正について（第2号）	全会一致 原案可決

# 平成24年第2回曾於市議會臨時會

## 會 期 日 程

平成 24 年第 2 回曾於市議會臨時會會期日程

會期 1 日間

月	日	曜	會 議	摘 要
1 1	5	月	本 會 議	<ul style="list-style-type: none"> <li>○開會</li> <li>○會議錄署名議員の指名</li> <li>○會期の決定</li> <li>○議案等の審議・表決</li> <li>○閉會</li> </ul>

# 平成24年第2回曾於市議會臨時會

平成24年11月5日

(第1日目)

## 平成24年第2回曾於市議会臨時会会議録（第1号）

平成24年11月5日（月曜日）  
午前10時開会  
場所：曾於市議会議場

### 1. 議事日程

（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告  
(建設経済常任委員長報告)
- 第4 パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員会の調査報告の件  
(パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員長報告)
- 第5 報告第7号 専決処分事項の報告について  
(和解の締結及び損害賠償の額の件について)
- 第6 認定案第2号 平成23年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について  
(決算審査特別委員長報告)

（以下7件一括議題）

- 第7 認定案第3号 平成23年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第8 認定案第4号 平成23年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第9 認定案第5号 平成23年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 認定案第6号 平成23年度曾於市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11 認定案第7号 平成23年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第12 認定案第1号 平成23年度曾於市水道事業会計決算の認定について
- 第13 議案第51号 平成23年度曾於市水道事業剰余金の処分について  
(決算審査特別委員長報告)

### 2. 出席議員は次のとおりである。（21名）



1番	今 鶴 治 信	2番	九 日 克 典	3番	八 木 秋 博
4番	土 屋 健 一	5番	山 下 諭	6番	原 田 賢一郎
7番	山 田 義 盛	8番	大川内 富 男	9番	西 川 熊 則
10番	大川原 主 税	11番	吉 村 幸 治	12番	( 欠 員 )
13番	渡 辺 利 治	14番	海 野 隆 平	15番	久 長 登良男
16番	五位塚 剛	17番	漆 間 純 明	18番	大 津 亮 二
19番	迫 杉 雄	20番	坂 口 幸 夫	21番	徳 峰 一 成
22番	谷 口 義 則				

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 栄 徳 栄一郎 次長 小 濱 昭 二 係長 田 平 五月男  
 参事補 山 口 弘 二 参事補 宇 都 正 浩

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (24名)

市	長	池 田 孝	教 育 長	植 村 和 信
副	市 長	中 山 喜 夫	教育委員会総務課長	安 田 徒 務
副	市 長	末 廣 光 秋	社 会 教 育 課 長	中 峯 健 一 郎
総	務 課 長	大 窪 章 義	市 民 課 長	切 通 宏
大隅支所長兼地域振興課長		小 濱 義 洋	福祉事務所長兼保健福祉課長	今 村 浩 次
財部支所長兼地域振興課長		川 崎 幸 男	保 健 課 長	大 休 寺 拓 夫
企 画 課 長		岩 元 祐 昭	経 済 課 長	富 岡 浩 一
財 政 課 長		池之上 幸 夫	耕 地 課 長	吉 田 誠 得
税 務 課 長		山 口 十 蔵	畜 産 課 長	神 宮 司 寛
会計管理者・会計課長		精 松 実 隆	建 設 課 長	高 岡 亮 蔵
監 査 委 員 事 務 局 長		真 方 清 治	水 道 課 長	福 岡 隆 一
農 業 委 員 会 事 務 局 長		堀之藺 訓	代 表 監 査 委 員	佐々木 良 昭

開会 午前10時00分

---

○議長（谷口義則）

おはようございます。

これより平成24年第2回曾於市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口義則）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において海野隆平議員及び久長登良男議員を指名いたします。

---

日程第2 会期の決定

○議長（谷口義則）

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日11月5日の1日限りといたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

御異議なしと認めます。

よって、会期は、1日間と決定いたしました。

---

日程第3 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（谷口義則）

次に、日程第3、常任委員会の閉会中の所管事務調査報告であります。

建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（山下 諭）

議会の承認を得ておりました閉会中の所管事務調査を実施しましたので報告をいたします。

記、調査の内容でございますが、農林業・畜産振興に関する調査（曾於市地区別秋季畜産品評会）。調査地、曾於市末吉畜産指導センター、曾於市財部畜産指導セ

ンター。調査期間、平成24年9月4日（火曜日）、5日（水曜日）、2日間。調査委員、建経委員全員でございます。

裏面の農林業・畜産振興に関する調査のうちの第61回鹿児島県畜産共進会。調査地、始良中央家畜市場。調査期間、平成24年9月29日（土曜日）、1日間。調査委員、山下諭、八木秋博、九日克典、原田賢一郎、西川熊則、大川原主税。

4、調査内容。平成24年度曾於市地区別秋季畜産品評会が平成24年9月4日に曾於市末吉畜産指導センター——末吉でございます——開催され、62頭、肉用牛1部17頭、2部29頭、3部13頭、4部3頭の出品があり、その中から17頭が曾於地区秋季畜産共進会へ。

また、平成24年9月5日に曾於市財部畜産指導センター、財部支所での開催は、36頭、肉用牛1部9頭、2部22頭、3部5頭の出品があり、その中から10頭が曾於地区秋季畜産品評会へ出品決定。

また、大隅支所は平成24年9月6日に曾於中央家畜市場で開催され、50頭、肉用牛1部10頭、2部25頭、3部12頭、4部3頭の出品があり、その中から13頭が曾於地区秋季共進会へ出品決定をいたしました。

この合計40頭は、曾於市代表として平成24年9月18日の曾於地区秋季畜産共進会に出品されました。なお、曾於地区秋季畜産共進会——これはJAそおとあおぞら農協管内でございますが——には96頭、1部29頭、2部29頭、3部14頭、4部父系群4頭が出品され、結果、曾於市代表は、1部最優秀賞4頭、優秀賞2頭、2部最優秀賞6頭、優秀賞10頭、3部最優秀賞6頭、優秀賞3頭、4部父系群3組ともに最優秀賞という成績でありました。

第61回鹿児島県畜産共進会は、県経済連主催で平成24年9月29日に曾於市隼人町の始良中央家畜市場で開催され……

（「霧島市」と言う者あり）

#### ○建設経済常任委員長（山下 諭）

霧島市始良町の始良中央家畜市場で……

（「隼人町」と言う者あり）

#### ○建設経済常任委員長（山下 諭）

霧島市隼人町の始良中央家畜市場で開催され、鹿児島県10地区から58頭の肉用牛の出品がありました。測尺、予備審査、比較審査、決定審査と行われ、曾於地区代表12頭のうち曾於市から出品された9頭は全て最優秀賞に輝き、特別部位賞に体積均称賞及び後軀賞に森岡六男さん所有のはるこ号が入賞しました。

なお、平成24年10月25日から29日に長崎県佐世保市で、第10回全国和牛能力共進会が開催され、我が曾於市から5頭が出品されました。結果、第7区総合評価群に

において森岡徳幸さん所有のいくみ号、森岡雄次さん所有のただふく521号及び森岡六男さん所有のかねよ号が総合評価群優等賞2席に。第2区若雌の1においては塩田秀峰さん所有のせいひめ号が優等賞4席に。系統牛群に県代表牛たけやま・宝春系4頭1組で出品された桐野昭仁さん所有のともこ号が優等賞6席に、それぞれ輝かしい成績をおさめました。

曾於市の和牛改良に関する能力の高さを全国へ向けて発信できたことはまことに喜ばしい限りであります。このたびの全国和牛能力共進会を機として、今後も市内全ての生産者、関係団体及び行政が一体となって優良種畜の導入や保留と、さらなる和牛改良の研さんを重ねられますよう切望するものであります。

なお、今回の曾於地区秋季畜産共進会及び第61回鹿児島県畜産共進会における曾於市の結果については、別紙のとおりでございますのでごらんをいただきたいと思っております。

#### ○議長（谷口義則）

以上で常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

---

#### 日程第4 パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員会の調査報告の件

#### ○議長（谷口義則）

次に、日程第4、パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員会の調査報告の件を議題といたします。

本件について、特別委員長の報告を求めます。

#### ○パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員長（渡辺利治）

パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員会の調査報告、第9回特別委員会を平成24年11月1日に開き、執行部の出席を求め、パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員会委員全員によって審査をいたしましたので、その経過と結果について報告します。

9月25日の本会議で、本事業の場所、末吉町胡摩地区、不適地で、これは不適地であるとの特別委員長の間接報告を受けて、市長から発言を求められていましたので、10月23日の第8回特別委員会に出席を求め説明を聞いたところであります。市長からは本事業について、1つ目は、フラワーパークの規模縮小をしたいこと。2つ目は、畜産農家や水利組合に対し、本事業への聞き取り調査等を実施したこと。3つ目は、今後の環境対策や家畜伝染病対策についてさらに取り組んでいくこと。4つ目は、場所について高之峯地区も再考をしたが、やはり胡摩地区で進めていきたいとのことなど、大きくはこの4つのことについての提案がなされました。委員会では、この提案を受けて、胡摩地区だけでなく高之峯地区も現地調査をすべきと

の意見がありました。

11月1日の第9回特別委員会は、初めに高之峯地区の現地調査を行い、その後、執行部へ疑義をたしました。

審査の過程では、委員より、次のような意見がありました。一つ、本年9月19日の第7回特別委員会において、本事業の場所の適否については採決した結果、賛成少数で末吉町胡摩地区は不適地であると決定しており、これが委員会の意思であり再協議する必要はない。

一つ、市長から規模縮小の提案があったが、具体的な概要について何の説明もなのまま予算凍結解除をするのは疑問である。

一つ、特別委員会では胡摩地区周辺のハエ取り調査、臭気調査を実施してきたが、ハエ等の数も思ったより少なく、臭気についても一部の地区でやや臭気があったものの、ほとんどの地区において臭気は感じなかった。この事業は胡摩地区で進めるべきである。

一つ、規模を縮小して事業を進めるべきである。

一つ、全体の計画を推進する中で、有効面積が確保できない。設計にかなりの無理が生じれば、やむを得ず第2候補地の高之峯を断念して胡摩地区に戻る柔軟な配慮も必要である。また、凍結を解除しないと本計画が曾於市にもたらず経済効果、交流人口の増大、高齢社会に向けた健康増進の施策等、プラス面の曾於市の振興計画が実行できなくなるので、場所の適否にこだわらず凍結を解除して、よりよい曾於市の行政推進をすべきである。

一つ、特別委員会では、県外、県内の先進地研修及び市内の施設等の調査並びに胡摩地区周辺のハエ取り調査、臭気調査等を実施できた。これ以上の調査は必要ない。また、意見も出尽くしたので本事業予算の凍結解除の採決をすべきである。

一つ、胡摩地区は畜産施設が多く、畜産振興を推進すべき地区であることから、場所を変更して事業を進めるべきである。ほかにも類似する意見も多く出されました。

以上の議論を踏まえて、本委員会では、平成24年3月29日の本会議において附帯決議した予算の執行を凍結解除すべきとの意見が多く出され、本事業予算の執行の凍結解除についての賛否を採決することになりました。採決の結果、平成24年3月29日に附帯決議されたパークゴルフ場・フラワーパーク整備事業の予算2億5,812万5,000円の凍結解除については、賛成多数で予算執行の凍結解除をすべきと決定いたしました。

以上で、パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員会の調査報告といたします。

○議長（谷口義則）

ただいまの特別委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。

（「はい」と言う者あり）

○議長（谷口義則）

本特別委員会は、議長を除く全員による特別委員会が出された報告を今していただいたところでありますので、会議規則に……

（「質疑ありますかって、今言ったでしょう」と言う者あり）

○議長（谷口義則）

口述書にはそうなっておりますが、申し合わせ事項により質疑は遠慮願います。

（「何言ってるんですか、本会議ですよ。そんな質疑ありますか」と言う者あり）

○議長（谷口義則）

口述書にはそうなっておりますけれども、申し合わせ事項により質疑を遠慮願います。

（「それはできないですよ、議長」と言う者あり）

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「ちょっと待ってください」と言う者あり）

○議長（谷口義則）

これは先ほど申し上げましたように、控えていただきたいと申し上げているところであります。

（「質疑があったのに、質疑なしというのは議事録として正確でないですよ」と言う者あり）

○議長（谷口義則）

暫時休憩いたします。

————— . ——— . —————

休憩 午前10時16分

再開 午前10時56分

————— . ——— . —————

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

## ○21番（徳峰一成議員）

共産党議員団は、フラワーパーク関連の本年度予算2億5,812万5,000円の予算凍結解除には強く反対をいたします。

その前に、先ほど質疑の中で、議長から質疑ありませんかという問いに対して、五位塚議員から質疑ありますということがありましたけど、結果として、これが受け入れられなかった。先ほどの全員協議会の中でも論議した点であります、少なくとも私は、今後の議会としての課題、大きく2点は言えるのじゃないかと思っております。

一つは、本日のこの委員長報告を含めて終えた段階で、当特別委員会が引き続き継続審査するのか、あるいは本日をもって解散するのか。一番大事な問題が、まだ特別委員会では全く論議がされないまま、きょうが終わろうとしている点でございます。これは先日の特別委員会の最終段階で、私は再三委員長にお聞きしたんですけども、これが論議されませんでした。これが一つの大きな課題であります。ですから、全議員の皆さんが知らないまま、どうなるかは、本日終わろうとしております。

それから、第2点目、特に、今回のような重要な特別委員会における特別委員長の委員長報告については、先日の特別委員会で、全員一致でもって一応委員長一任がありました。もちろん私も同意いたしました。しかし、非常にこれは大事な委員長の報告でありますので、今後のやはり教訓、反省材料として、早目に前もって全議員に配付して、そして、もし議員の中で疑問点、そして聞きたい点があるんだったら百歩譲りまして、本会議で質問ができなかったら百歩譲りまして、前もって冒頭に時間をとって、そう時間はかからんでしょうから全員協議会の場でやはり意見交換を含めて行っていくというのは、最低限のやはりあり方として、今後は配慮すべきじゃないかと思えます。これは委員長、議長だけの問題じゃなくって、私たち議員も含めて、やはりこの点は考えていきたい点ではないかと思えます。以上、最低2点は申し上げたいと思っております。

今回のこの予算凍結解除に反対する第一の理由は、池田市政が進めるフラワーパーク事業には多くの市民が反対しているからであります。反対の理由は、維持管理費の赤字増大が心配である。あるいは胡摩地区は畜産が集中している。また、そうしたお金、財源があるならば高齢化対策や市民の暮らしにこそ使うべきではないかといったさまざまな市民の意見があります。全て私は納得できる意見じゃないかと思っております。このため共産党議員団は、フラワーパーク事業と本年度予算そのものに反対しており、予算凍結を解除して予算を執行することには強く反対をい

たします。

2点目、特に建設予定地の胡摩地区は畜産が集中する地域であり、建設したとして、これまで議会でさまざまないろいろな多様な議論がされてきたように、後々になって、さまざまな矛盾や問題点が生じるおそれや心配がある地域でございます。さらに関連して、用地買収を行ったとしても所有権の移転登記がなされていない土地が多く含まれております。胡摩地区は、そうした困難や矛盾を抱えている地域であります。

3点目、市議会特別委員会は去る9月の19日、胡摩地区は不適地の結論を出しました。ところが、11月1日の委員会では一転して予算凍結解除、胡摩地区建設に事実上ゴーサインを出しました。その理由は、市長の説明では、当面建設は花公園は規模縮小をするという1点でございました。しかし、それは口頭での意見表明であり、まだ正式に事業計画、利用計画、収支計画などが議会に示されておられません。このような大変な大事な問題をこうした議会にとって最も大事な基礎資料、基本資料を見ることもなく、また議員は知ることもなく予算凍結の解除をいとも簡単に認めて行ってよいものかが私たち議員一人一人に、私は問われていると考えております。よって、共産党議員団は、大きくは以上のような理由により委員長報告のフラワーパークの予算凍結の解除には強く反対をいたします。

○議長（谷口義則）

賛成の討論はありませんか。

○14番（海野隆平議員）

私は、予算凍結解除の立場で討論をいたします。

フラワーパーク、パークゴルフ場の建設について提案がなされてから、はや1年以上が経過いたしております。その間、特別委員会設置により先進地の視察研修、建設予定地の異臭やハエの調査、たび重なる議会での一般質問による質疑により建設計画や収支計画についての概要や中身が明らかになったところであります。

当初予算におきましては、胡摩地区を中心とした予算提案がなされましたが、予算は認めたものの予算執行は凍結となっており、ちぐはぐな状態となっていたところであります。

10月23日の特別委員会での市長説明では、フラワーゾーンの建設を縮小し、予算も縮小するとの説明であり、高之峯地区についても十分に検討したが山林の高低差を含め建設地としては不適地であるとの説明でありました。

建設予定地の胡摩地区につきましても、いまだに異論はありますが、全てが一気に解決するとは思いませんが、地権者や地域住民との十分な対話と理解により事業が推進されることと強く望むところであります。



将来の曾於市の状況をよく見ていただきたい。事業を行わなければ曾於市の発展はあり得ない。まさに陳情4号趣旨のとおりであります。そのためにも予算締結を解除し、適切に予算執行がなされることを強く希望いたしまして、予算凍結解除の賛成討論といたします。

以上です。

○議長（谷口義則）

反対の討論はありませんか。

○3番（八木秋博議員）

私は、現候補地の計画遂行となる凍結解除には反対いたします。

なるほど観光地をつくり交流人口をふやし、さまざまな経済効果をもたらすというプロジェクトには私自身評価し、同調し、これまで弥五郎の里及び中山公園への誘致や、また相乗効果を狙い財部駅振興を訴えたりしてまいりました。

いま一度よくお考えいただきたい。ちょうど1年ほど前、候補地を高之峯と胡摩の2カ所に絞ったとの発表があり、ほどなくしてプロポーザル審査を受け、本年1月31日付で胡摩地区と答申がなされておりますが、この決定について数々の問題が浮上してまいりました。畜産施設や遺跡等の周辺環境問題、そして審査委員会メンバーからして若い人の意見というものが全く反映されておられません。曾於市における単独にしたら最大級の買い物であろうかと思えます。簡単に失敗は許されません。大きな危険をはらんだまま強行するという事は大きなかけに出たということにはほかなりません。この計画地が果たして将来性のあるベストな地と本当に思われますか。私は否です。よって、反対いたします。

以上。

○議長（谷口義則）

賛成の討論はありませんか。ほかに討論はありませんか。

○16番（五位塚剛議員）

先ほど渡辺特別委員長長の報告に対して質疑を申し出ましたが、残念ながら議長から却下されました。特別委員会での審議の状況を踏まえて、現在報告されましたけど、私たち議員は、この本会議に来て委員長報告を見ることになりました。また同時に、この特別委員会が今後どういうふうに進んでいいのか、ほとんどの議員がわかってない状況でした。ですから、そのことも含めて委員長に質問をしたかったわけですけど、残念ながらその機会を与えていただけませんでした。これは今後の問題として、また取り上げていきたいと思えますけど。

基本的には、この間の特別委員会の審議のあり方で渡辺委員長がとった行動というのが非常に私は疑問を感じております。とりわけ9月19日に特別委員会で、この

予算凍結した胡摩地域については、やはり不適だという決定がされたにもかかわらず、すぐに市長からの申し入れを受けてまた特別委員会を開く。内容についてもさほど変わっていません。だから、ここに参加されてる議員の方々が全て、予算凍結が全て合意になったとは私は思っておりません。そういう意味でも非常に問題があると思っております。

また、フラワーパークの予算が問題があるから2億円規模を削る。子供のただっ子と同じです。予算を削るから認めてくれということを私たちに具体的な計画書も出さないで、それで認めてしまう今の実態。

また、土地の買収の地域も34筆、相続が直ってない。果たして直るか直らないかもわからない。売らないという方もいらっしゃる。そういう中でゴーサインを出す。もうとんでもないことだと思います。

もともとこの計画は市民の合意を得ておりません。市長選挙後に出された政策です。そういう意味では全く無謀な計画であって、まして後の、完成後の維持管理費に赤字が出たら、市長みずからその穴埋めには自分は責任をとらない。また、賛成する議員も残念ながらそういう意志が全くない。そういう中で解除しようという、とんでもないことだというふうに思っておりますので、基本的には反対をしたいと思います。

以上です。

○議長（谷口義則）

賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これよりパークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員会の調査報告の件を採決いたします。この採決は、会議規則第71条の規定により無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（「何で無記名なんですか」と言う者あり）

○議長（谷口義則）

表決の方法は、議長の専権事項であります。無記名投票とした理由は、会議規則第71条によるところでありまして、議長が必要と認めたからであります。議長が必

要と認めた……

(何ごとか言う者あり)

○議長(谷口義則)

聞いてください。

(何ごとか言う者あり)

○議長(谷口義則)

ちょっと聞いてください。静かにしてください。議案、案件について、賛否が今回のように相半ばすることが予想され、起立による表決が採決しても起立者の多数を確認しがたいと判断した場合は、議長の専権事項であります。議事整理権であります。

(「初めてだ、こんなことは。全くおかしい」と言う者あり)

○議長(谷口義則)

表決をより正確にし、議員の自由な意思表示を保障することを目的とする場合においては、議長の専権により無記名投票といたします。

(何ごとか言う者あり)

○議長(谷口義則)

これは議事整理権の中に入ります。

(「議長、全くおかしいぞ、これ。誰が賛成で、誰が反対かわからんでしょう。そんないいかげんなことがあるか。これは全くおかしい」と言う者あり)

○議長(谷口義則)

それであれば、ほかの表明の仕方について……

(「初めてだ、初めて、おかしい。全くおかしい、こりゃあ。議長失格だ、失格。初めてだ、こんなことは」と言う者あり)

○議長(谷口義則)

発言を……

(「全くおかしい」と言う者あり)

○議長(谷口義則)

発言をとめます。

(「これはもう前代未聞だ。全くおかしい」「前もって一言」「前もって何も言っていない」と言う者あり)

○議長(谷口義則)

ただいま本会議中です。休憩中ではありません。

(「これはもう議長失格だ。全くおかしい、これは。初めてだ、これは」「議運を」「採決なら採決でいいんです。挙手を」「休憩とってください」と言う者あり)

○議長（谷口義則）

暫時休憩いたします。

---

休憩 午前11時10分

再開 午前11時21分

---

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○16番（五位塚剛議員）

基本的には、今までのように起立採決にすればもう済んでいたことなんです。正直なところ、議長のやり方が非常に私はおかしいなと思っております。もうこうなつた以上は、起立採決にはもう戻すことはできないということでしょうから、ちゃんと記名投票でしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（谷口義則）

ただいま五位塚議員から記名投票によりたいとの要求がありました。この場合の要求は、会議規則第71条第1項の規定により3人以上を必要といたします。よって、記名投票要求のある方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立3人以上であり、記名投票要求は成立いたしました。

○8番（大川内富男議員）

私は、投票は無記名でよろしいと思っております。

以上であります。

（「これはおかしいよ、全く」と言う者あり）

○議長（谷口義則）

静粛に。

（「これはもう無記名投票があったんだから」と言う者あり）

○議長（谷口義則）

いや、これは……

（「これはおかしいよ、大川内さん、何言ってるの。議長はさっき言ったんです。

記名で投票するって言ったんです。こんないいかげんな。議長、おかしいよ、

これは」と言う者あり）

○議長（谷口義則）

公平を……

(何ごとか言う者あり)

○議長（谷口義則）

発言をまだ許可しておりません。会議中です。

(「全くおかしいよ、これは。大川内議員、全くおかしいよ。納得できん」と言う者あり)

○議長（谷口義則）

大川内議員から無記名投票によられたいとこの要求が同時にあります。この場合の要求は、会議規則第71条第1項の規定により3人以上を必要といたします。次に、無記名投票要求のある方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立3人以上であり、無記名投票要求は成立いたしました。よって、記名投票及び無記名投票の要求は成立しました。いずれの方法によるかは、会議規則第71条第2項の規定により、無記名投票をもって採決することになっております。したがって、記名投票にするか、無記名投票にするかを無記名投票によって採決いたします。

暫時休憩いたします。

————— . ——— . —————  
休憩 午前11時24分

再開 午前11時26分  
————— . ——— . —————

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議場の閉鎖を命じます。

(議場を閉める)

○議長（谷口義則）

ただいまの出席議員数は20人であります。

立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に五位塚剛議員及び漆間純明議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長（谷口義則）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（谷口義則）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票に当たっては、投票用紙に記載されております記名投票欄、無記名投票欄のいずれかに丸をつけてください。

ただいまから投票を行います。

事務局長が番号を読み上げますので、順番に投票願います。

（投票）

○議会事務局長（栄徳栄一郎）

それでは、議席順に申し上げます。

1番、2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、9番、10番、11番、13番、14番、15番、16番、17番、18番、19番、20番、21番。

○議長（谷口義則）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。五位塚議員及び漆間議員の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（谷口義則）

投票の結果を報告いたします。投票総数20票、有効投票20票、無効投票0票。有効投票のうち記名投票とするもの8票、無記名投票とするもの12票。よって、本件は無記名投票とすることに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場を開く）

（「議長、今、休憩ですか」と言う者あり）

○議長（谷口義則）

休憩ではありません。

（何ごとか言う者あり）

○議長（谷口義則）

休憩ではありません。  
議場の閉鎖を命じます。

(議場を閉める)

○議長（谷口義則）

ただいまの出席議員数は20人であります。

次に立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に五位塚剛議員及び漆間純明議員を指名いたします。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○議長（谷口義則）

投票用紙の漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長（谷口義則）

異状なしと認めます。

念のために申し上げます。本件は、特別委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成と反対の方は反対と記載願います。なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により反対とみなします。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号を読み上げますので、順番に投票願います。

(投票)

○議会事務局長（栄徳栄一郎）

それでは、議席順に申し上げます。

1番、2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、9番、10番、11番、13番、14番、15番、16番、17番、18番、19番、20番、21番。

○議長（谷口義則）

投票漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。五位塚剛議員、漆間純明議員の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長（谷口義則）

投票の結果を報告いたします。投票総数20票、これは先ほどの出席議員に符合いたしております。そのうち賛成12票、反対8票、以上のとおり賛成が多数であります。よって、パークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員会の調査報告の件は、特別委員長の報告のとおり決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

○議長（谷口義則）

これでパークゴルフ場・フラワーパーク整備事業調査特別委員会の調査を終わります。

---

日程第5 報告第7号 専決処分事項の報告について（和解の締結及び損害賠償の額の件について）

○議長（谷口義則）

次に、日程第5、報告第7号、専決処分事項の報告について（和解の締結及び損害賠償の額の件について）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○市長（池田 孝）

日程第5、報告第7号、専決処分事項の報告について説明いたします。

市道大迫線の清掃作業中に発生した傷害事故について、示談書のとおり和解が成立しましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき本案を報告するものであります。事故は、平成24年8月4日午前9時30分ごろ、別紙示談書の第二当事者乙が自治会による市道清掃作業に参加し、刈り取った草を収集していたところ、作業していた同じ自治会員の刈払機の刃が当たり唇の下を負傷したものであります。この負傷に伴う損害賠償金額は1万7,500円であります。賠償金については、日本興亜損害保険株式会社から全額支払われることになっております。

以上で、日程第5、報告第7号の説明を終わりますが、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（谷口義則）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）



質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

報告については以上で終わります。

ここで昼食のため休憩いたします。午後はおおむね1時再開いたします。

---

休憩 午前 11時42分

再開 午後 1時00分

---

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第6 認定案第2号 平成23年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（谷口義則）

日程第6、認定案第2号、平成23年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案については、決算審査特別委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。決算審査特別委員長の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（大川原主税）

決算審査特別委員会付託事件審査報告、決算審査特別委員会に付託された認定案7件及び議案1件を9月27日から10月15日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、認定案7件、議案1件について、それぞれ結論を得ましたので報告します。

認定案第2号、平成23年度曾於市一般会計予算歳入歳出決算の認定について、平成23年度曾於市一般会計予算歳入歳出決算の概要は、歳入総額240億355万8,962円、歳出総額233億8,421万1,516円で、平成24年度への繰越金は2億6,343万446円であります。

歳入決算額の主なものは、地方交付税96億2,326万5,000円、市税29億4,009万4,088円、市債39億150万円、国庫支出金25億3,398万7,762円、県支出金24億6,772万4,618円であります。

歳出決算額の主なものは、民生費65億2,732万3,815円、公債費33億4,030万4,107円、総務費28億7,148万3,007円、農林水産業費25億4,958万5,143円であります。

それでは、各課ごとの審査における主な質疑内容と結果を報告します。

まず、総務課に関する質疑の概要を申し上げます。職員研修については、ほとんどの職員はさまざまな研修を受けて資質向上に努めており、庁舎内における礼節を重んじていると思うが、新規採用二、三年の職員については、挨拶、会釈など基本

的なことができていないと肌で感じているが、新人職員はどんな内容の研修を行っているのかという趣旨の質疑がありました。これに対しましては、今年度は接遇関係の研修を実施していない。庁議等でも指導しているが、なかなか改善されていないのが現状であり、実態はそうのように感じている。また、新規採用職員の研修については、鹿児島市宮之浦にある自治研修センターにおいて、前期・後期の研修及び職場内研修ということでクリーンセンターなどの研修を行っているという趣旨の答弁がありました。このことについては、委員より、新規採用職員については採用後の3カ月くらい消防署等への外部研修を検討すべきではないかとの意見がありました。

行政改革については、本年359名の職員の中で市外通勤者の男女別の人数、また職員の年齢構成はどのようになっているか。また、年代別の年齢構成を見ると40歳代、50歳代が200名以上と3分の2くらいを占めており、若年代の職員を相当多く採用しなければならないと思うが、現在の職員359名では事務量からすると職員数が少ないということだが、その考え方はという趣旨の質疑がありました。これに対しましては、市外在住者は25名、うち男性13名、女性12名となっている。359名中の年齢構成については、10歳代2名0.6%、20歳代41名11.4%、30歳代73名20.3%、40歳代100名27.9%、50歳代143名39.8%になっている。また、職員の年齢構成が高いというのは合併したときからわかっていた。そのことと320人という定員適正化の最終目標とは矛盾しており、320人を達成することと職員の業務量とのバランスがなかなかとれないのが現状である。したがって、320人という最終目標をもう少し余裕を持った形にしていくために、現在その作業に取りかかっている。

また、国家公務員においては、今後、年金受給年齢が年々引き上げられていき、65歳から年金を受給する制度が確立されている。この制度に合わせて地方公務員に対しても再任用の制度により来年度の退職者から1年ずつ退職年齢を延長していく計画がある。しかし、これはまだ計画の段階であり、こういう制度を勘案して高い年齢層をうまく抑制しながら新しい人を採用していく体制をとっていきたいと思っている。したがって、もう少ししっかりした計画をつくらないと職員の平均した年齢層にはならないという趣旨の答弁がありました。

このほか総務課関係については、委員より、名誉市民の年金は廃止すべきとの意見がありました。

次に、企画課に関する質疑の概要を申し上げます。交通対策事業については、委員より、来年度からデマンド交通を導入する予定なのかという趣旨の質疑がありました。これに対しましては、議会からもデマンド交通の利点に関する資料等をいただいております。来年度から乗車数の少ない路線、大隅1路線、末吉1路線において試

験的に実施してみたいと考えている。福岡の八女市は、デマンド交通を導入するのに年間5,000万円が予算化されているようである。現在の曾於市の地域交通は、各集落を網羅しており、全国にも例のない交通体系であるので、デマンド交通の利点はわかるが、今の交通体系を壊して全てをデマンド交通にする考えはないという趣旨の答弁がありました。

地上デジタルテレビ関係については、平成23年度決算及び平成24年度の現時点で予算執行をした場合の整備率と、また共聴施設をしているところの課題や問題点は出ていないのか。また、委員より、土砂崩れで鉄柱が倒れたりしたときや雷等の事故に対し、維持管理の負担金の範囲内で対応できる保険の紹介をすべきではないかという趣旨の質疑がありました。これに対しましては、整備率については正確な数字は出していないが、要望があった地域については今年度で大体終わると予想している。問題点としては、雷の被害で修理費が年一、二回発生するところがある。また、災害時の保険等の紹介については、共聴組合ができていますので機会を見て実施したいという趣旨の答弁がありました。

次に、財政課に関する質疑の概要を申し上げます。財産売り払いについては、市が取得している田畑の筆数と面積は幾らか。また、市は田畑を所有する理由は何か。また、先般、使用料を取りながら農地を売却をしているが、どのように考えているのかという趣旨の質疑がありました。これに対しましては、田が1筆200m<sup>2</sup>、畑が13筆3万3,606m<sup>2</sup>を所有している。農地を所有する理由について調査した結果、取得の経緯が認められるものもあるが、経緯がはっきりしないものもあるので、農業委員会に相談したところである。また、監査委員から、市が農地を所有し貸し付けているのは疑問との指摘を受けており、ことしから売却の方向で取り組んでいる。今後は、明確な理由がないものについては取得しない方向で考えているという趣旨の答弁がありました。

地方交付税については、財部北、南及び南之郷中学校が閉校になったことや市内の公立高校が3校再編ということになったとき、交付税にどのような影響が出るのかという趣旨の質疑がありました。これに対しましては、中学校に対する交付税算定については、生徒数、学級数、学校数の3段階で算定される。平成23年度の中学校数は6校で5,982万6,000円が交付されている。平成24、25年度は6校、平成26年度は5.7校、平成27年度は4.8校、平成28年度は3.9校、平成29年度から3.0校の基準となり、今後は段階的に学校数の補正数値が減らされ、最終的には約3,000万円の交付税が減額されていく。高校については、県で算定されるので市の交付税には算入されないという趣旨の答弁がありました。

入札契約事務費については、市内の建設業者に対する評点の算出はどのような方

法で行っているか。また、評点は公表しているのかという趣旨の質疑がありました。これに対しましては、2年ごとに評点の算出を行い、算出方法については市ホームページで公開しているが、算出した評点は、その審査した建設業者自身にのみ通知をしており、公表はしていないという趣旨の答弁がありました。このことについては、委員より、建設新聞を見る限り、鹿児島県内で曾於市だけが評点の公表をしていないのではないかと。本市のみであれば他市町村と同じ取り扱いをすべきであり、透明性の観点から評点の公表を検討すべきではないのかとの意見がありました。

次に、会計課に関する質疑の概要を申し上げます。会計事務については、各種団体の公金については基本的に取り扱わないようにするということがあったが、現状はどうかという趣旨の質疑がありました。これに対しましては、原則現金は取り扱っていないが、各課で大金等を資金前渡した場合に、各課で保管する場所がないので、会計課の金庫で一時的に預かることはある。その場合には、封筒に氏名、金額を記入したものを預かり、台帳に記載して保管しているという趣旨の答弁がありました。

工事の現地完成検査については、以前、収入役の立ち会いにより実施していたが、現在の完成検査の実施状況はどのようになっているのか。また、現在は会計管理者制度になっており、その権限は今もあるのかという趣旨の質疑がありました。これに対しましては、工事費の支払いについては、工事が完成したのを確認しないと支払いはできないようになっている。現在、工事等の現地での完成検査は実施していないが、各課の工事検査調書を徴収して、合格を確認してから支払いをするようにしているという趣旨の答弁がありました。

窓口収納による手数料についてはどのようになっているか、現金の取り扱いはほとんど農協かという趣旨の質疑がありました。これに対しましては、窓口収納の手数料については1件当たり農協が10円、農協以外は30円となっており、農協の取り扱いが11万9,862件で約78%を占めているという趣旨の答弁がありました。

次に、税務課に関する質疑の概要を申し上げます。市税については、市税の収入未済額が2億2,048万888円、2万258件は現年と過年度分を合わせたものであると思うが、そのうち現年度分の件数と実質の人数と平成23年度中に滞納により強制処分した件数、金額及び税額はどうかという趣旨の質疑がありました。これに対しましては、市民税1,371件で実延べ人数1,190人、法人市民税17件で実延べ人数26人、固定資産税2,856件で実延べ人数1,160人、軽自動車税554件で実延べ人数730人となっている。

また、不動産を公売したものは4件346万4,400円で、充当すべき滞納税額は835万3,600円である。預貯金の差し押さえは59件の294万5,804円、照会件数は1,013件である。給与照会は105件で、差し押さえを延べ55件しており、人数で21人、金額

は230万4,393円。不動産差し押さえ件数が20件、滞納額は788万6,600円となっている。滞納処分という形で捉えている執行停止を64件、滞納額で3,132万1,732円となっている。これは3年たつと不納欠損となるもので、調査して滞納処分ができる財産がない方々及び生活困窮者の執行停止である。

その他の差し押さえとして、年金の差し押さえを一人今回実施し、その額が100万円、捜索による動産の差し押さえ物件の公売会を実施し、これの換価額は15万5,528円、個別所得補償金差し押さえが8人の148万7,700円、所得税還付金の差し押さえが1人で34万4,000円であるという趣旨の答弁がありました。

次に、市民課に関する質疑の概要を申し上げます。戸籍事務については、戸籍業務を担当している職員が三、四名いるが、戸籍に関する手続は法律で一定の資格を持った人でないとできないのではないかと趣旨の質疑がありました。これに対しましては、戸籍事務についてはある程度知識も要し、専門的な要素もあるが、特に資格というものは必要ないと思う。ただ、初任者研修なり、初級、中級の研修に積極的に参加して戸籍事務について勉強するという方法、また先輩の事務職がいるので、その方々の教示を仰ぐというようなことなど、研さんに努めているという趣旨の答弁がありました。

浄化槽設置整備事業については、平成23年度の合併浄化槽の補助金交付の内訳はという趣旨の質疑がありました。これに対しましては、末吉、大隅合わせて、浄化槽設置補助金が5人槽115基3,818万円、7人槽27基1,117万8,000円、10人槽2基109万6,000円、合計で144基5,045万4,000円と推進助成金が144基で1,101万9,000円の補助金等を交付しているという趣旨の答弁がありました。

曾於市クリーンセンター管理費については、クリーンセンターの焼却炉で耐用年数の過ぎたものがあるか、また故障して焼却炉を2炉ともとめなければならないときは都城市等と提携しているかという趣旨の質疑がありました。これに対しましては、平成9年に本稼働しており15年ほど経過している。耐用年数は15年から20年、使用の仕方によっては20年でも25年でももつという考え方は業者から聞いているが、本稼働してから1回も部品を交換していないところもあり、見える部分なら大体わかるが、見えない部分が故障した場合、2炉ともとめなければならない状況も出てくると思っているが、都城市との提携はしていない。もし故障して2炉ともとめなければならないときは、一般廃棄物最終処分場を利用していきたいと思っているという趣旨の答弁がありました。

次に、福祉事務所に関する質疑の概要を申し上げます。高齢者見守り対策事業については、今後の取り組みや方針について質疑がありました。これに対しましては、基本的な考え方としては家族による自助を第一とするが、現状では自助のみで完結

することは非常に困難であるため、地域、事業所等による共助が重要であると考えている。これを補完する形で公助として当事業による見守り活動を実施しており、家族の訪問が少ない方や自治会行事等に参加されないなど外出機会の少ない方を中心に100人程度を対象としていきたいという趣旨の答弁がありました。

なお、福祉事務所に関することについては、委員より、今後対象者はふえると予想されるので積極的に取り組むべきである。地域による見守りについては、民生委員、アドバイザー、自治会長等により取り組まれているが、地域により役割分担等の手法の違いや取り組みに対する温度差があるため、積極的な取り組み事例を校区社会福祉協議会等へ紹介して、取り組みの輪の拡大を図るべきである。

訪問給食サービスについては、土日、祝日も実施されるようになったこともあり、延べ12万3,761食の実績と前年度より利用数が増加しているということであるが、利用者負担額が所得ではなく収入を基準として定められており疑問を感じるため見直しの検討を求める。

福祉事業全般については、制度間、旧町間を範囲とする地域間、年代間のバリアフリーを今後も求めるなどの意見がありました。

次に、保健課に関する質疑の概要を申し上げます。財部温泉健康センター管理費については、平成22年度の賞与未払いについては一応の解決が見られたようだが、その後の賞与支払いについてはどのようになっているのかという趣旨の質疑がありました。このことについては、新たな問題として時間外勤務手当の未払いが発覚したため、指定管理者に指示して5月分までの未払い分については支払いがなされたところである。現在は従業員も増員になり時間外勤務の必要もなくなった状況であるが、今後も問題に対しては厳しく対応する姿勢を保ちつつも良好な関係を築きたいという趣旨の答弁がありました。

なお、保健課に関することについては、委員より、健康増進保健指導とともに保健師の果たす役割は非常に大きいと思われるが、長期的な計画のもとに必要な人員の確保に努めるべきである。

共同利用型病院運営事業については、現在も多くの救急患者が搬送されている都城救急医療センターが近い将来に都城インター付近に移転し、現在より搬送時間を要することになるが、救急医療の停滞は許されないため、曾於郡医師会立病院の機能の充実に努めるべきであるなどの意見がありました。

次に、農業委員会に関する質疑の概要を申し上げます。農地流動化推進事業については、農地流動化の将来性をどう考えるかという趣旨の質疑がありました。これに対しましては、遊休農地が全国でも大きな問題になっています。農地が460万haほどあるが、遊休農地は現在40万haほどあり、毎年ふえていく状況にあります。し

かし、曾於市の場合は減っております。それは農業委員の方々の積極的な活動によるものが大きいと思っています。しかしながら、これからは高齢化が進み、遊休農地がふえてくると思いますので、さらに農地の流動化を図っていく必要があると思いますという趣旨の答弁がありました。

次に、経済課に関する質疑の概要を申し上げます。森林整備地域活動支援及び基盤整備につきましては、林業関係業者が間伐や皆伐をした後、そのまま長く放置されている状況が多く、また使用した道路も原状復帰されないままの状態が目立つが、執行部としてこのような状況をどのように考えているかという趣旨の質疑がありました。これに対しましては、森林法が改正され、これに違反した伐採業者に対しては罰則金が30万円から100万円へ引き上げられました。県でも伐採業者には法が改正されたということで通知はしており、その伐採業者に対して、市は曾於市の整備計画に適合していることを証明する適合通知書を出します。その中で、搬出のための集落道路などを使用しても土砂流出がないこと、もしあったときには責任を持って対処すること、あるいは関係法令を守ること等の文書を伐採業者と森林所有者に通知してあります。現場指導においては、昨年までは十分ではなかったもので、伐採地の申請があった後、今年度から現地を見ながら、伐採箇所については現地指導をしたいと考えていますという趣旨の答弁がありました。

渓谷の森大鳥峡管理費については、大鳥峡に関する管理状況と今後の有効活用をどのように考えているのかという趣旨の質疑がありました。これに対しましては、大鳥峡に関する施設は市が管理しており、その内容については、つり橋2橋と遊歩道の一部を管理しているという趣旨の答弁がありました。大鳥峡の今後の有効活用については、今後も検討委員会を開催し、その中で校区を含めた地元自治会の意見を聞きながら、地域の実態を検討委員会に反映させられるよう前向きに検討してまいりたいという趣旨の答弁がありました。

特用林産振興事業については、特用林産の産地化、ブランド化の今後の展開をどのように見据えているのかという趣旨の質疑がありました。これに対しましては、現在、曾於市には会員数46名の曾於市特用林産生産組合があり、特用林産であるサカキは市有林20ha、民有林50ha、合わせて70haで植栽されております。組合員各自の栽培面積は1反、2反がほとんどですので、この方々に年間を通じて出荷していただくことはかなり無理があるので、それを集約化させて定期的に出荷できるような仕組みを確実なものにつくり上げなければならない。これまで特用林産生産基盤整備事業において、既に植栽されているサカキ山の下刈り、薬剤散布、整枝剪定はもちろん、サカキの新たな造成にも取り組んでまいりました。曾於市におけるサカキの植栽面積は70haと全国的に見ても非常に広大な面積です。しかし、サカキの大

部分は外国からの輸入に頼っている状態であり、曾於市のサカキは必ず売れていく高品質のものであると確信しておりますので、販売については困ることはないと思っております。これを1円でも高く売るということは、今後の課題であり目標であると思っておりますという趣旨の答弁がありました。

次に、畜産課に関する質疑の概要を申し上げます。導入保留対策及び改良増殖対策につきまして、農家戸数、出荷頭数が減ったと認識しているが、このような状況をどう捉えているかという趣旨の質疑がありました。これに対しましては、全国的に言えることであると思うが、高齢化が進み後継者がいないといった状況もある中で、今後の畜産を考えると頭数が減っていくということは相当な打撃です。取り組みとして、JAそお鹿児島においては増頭運動ということで増頭を推進する日を設けたり、市としても畜舎の増築の建築費用を補助することにより増頭を図ったりしている。平成23年度は、前年度と比較して和牛に関する農家戸数が188戸、母牛ベースで約1,000頭が減っているが、子牛出荷頭数についてはやや減少する状況が見られるものの、ほぼ横ばいであるという趣旨の答弁がありました。

同じく導入保留対策及び改良増殖対策につきましては、今後畜産振興のために牛の系統や収入増を目指した指導を具体的に考えているのかという趣旨の質疑がありました。これに対しましては、子牛が高値で売れるための対策としては、優良牛の導入、特に畜産振興協議会で1頭10万円の補助金を出し、優良牛の導入保留対策を行っているという趣旨の答弁がありました。

次に、耕地課に関する質疑の概要を申し上げます。農道等維持補修費については、かなり増額されてきており、これによって農道の整備が一段と進み、市民として大変ありがたい事業であると思っているが、この事業の今後の展開をどのように考えるかという趣旨の質疑がありました。これに対しましては、コンクリート舗装や側溝の蓋板設置、排水路の維持補修工事などを行ってきておりますが、これらの成果が早く目に見えてあらわれるよう努めてまいりたい。財政上の問題もありますが、高齢化も進む中、農道等維持補修は優先順位を上位に置いて行っていく計画でありますという趣旨の答弁がありました。

次に、建設課に関する質疑の概要を申し上げます。請負工事調書については、請負工事の大部分で契約を変更しているが、このような途中で変更するのが適当なのかという趣旨の質疑がありました。これに対しましては、目に見えない部分等で工事が出てきたり、地域あるいは施設管理者からの要望等もあり変更が生じている。当然その変更額についてはできるだけ抑えるべきであり、工事請負については、年度当初の3支所会議で契約変更のあり方については確認しておりますし、最初の発注の段階で精査をして、できるだけ変更のないような努力をすべきだと考えている



という趣旨の答弁がありました。

平成23年度末の市道の現状及び整備状況については、市道の改良率アップのため、基本的な考え方や方針はどのようになっているのかという趣旨の質疑がありました。これに対しましては、道路整備については、旧3町の均衡ある発展を目指してということで、道路の不便性、危険性、必要性、地域の緊急性に基づいて検討し、総合振興計画や過疎計画などに計上して、その中から優先するものを地域住民の要望に対応しながら実情に合わせて整備しておりますという趣旨の答弁がありました。

同じく平成23年度末の市道の現状及び整備状況について、1.5車線を意識して道路整備したのはどれほどあるのかという趣旨の質疑がありました。これに対しましては、幅員の見直しに取り組んできた路線について、辺地対策事業で言いますと、荒谷水之谷線が当初は幅員7mの計画でしたが、これを6mで整備しております。須田木線については幅員7mから6mへ、過疎対策事業の桂二重堀線は8mから6mへ、河原飛佐線は当初9.75mを7mに、笠木・かんじん松線は7mを6.5mに幅員を縮小して整備した路線であるという趣旨の答弁がありました。

次に、教育委員会総務課に関する質疑の概要を申し上げます。基金管理費については、育英奨学資金償還金の滞納状況はどうなっているのかという趣旨の質疑がありました。これに対しましては、平成24年3月31日現在、5年間の償還期間を経過した過年度分13件183万円が滞納となっており、これについては確約書を徴し収納に努めており、平成24年10月1日現在で8件131万円に減少しているという趣旨の答弁がありました。

貸付額については、増額する等の見直しをすべきではないかという趣旨の質疑がありました。これに対しましては、県内19市の状況を調査して、現在、資金計画等をシミュレーション中であり、見直しの必要性を感じているという趣旨の答弁がありました。

給食費の滞納については、どのような対策をとっているのかという趣旨の質疑がありました。これに対しましては、平成24年9月30日現在、現年度分及び過年度分の合計260万3,789円の未納について、児童手当の支給日にあわせて徴収しているとの答弁でありました。また、学校長、学校事務員、PTAを主体とし、場合によっては教育委員会も協力して徴収しており、過年度分といえども不納欠損にしないという強い姿勢で取り組んでおります。滞納の理由、背景については、今日の経済状況による生活困窮もあるが、最も多いのは納付意識の欠如であるという趣旨の答弁がありました。

小学校管理費については、学校耐震化と改築計画を今後どのように進めていく計画かという趣旨の質疑がありました。これに対しましては、耐震化に必要な補強工

事は平成24年度をもって全て完了する。改築計画については、耐震化を優先したため若干のおくれはあるものの、平成27年度をめどに計画的に実施する予定であるという趣旨の答弁でありました。

工事請負費について、予算額に対し設計額が大幅に減少しているが、予算積算が過大ではないかという趣旨の質疑がありました。これに対しましては、予算額は面積単価による概算であり、業者委託による設計額と大きな開きが生じたものであり、今後は、予算積算における概算設計についても極力精度の高い設計を心がけたいという趣旨の答弁がありました。

次に、学校教育課に関する質疑の概要を申し上げます。学力向上対策の方針について、現在の取り組みはどのようになっているのかという趣旨の質疑がありました。これに対しましては、曾於市の手法の浸透を図っており、事業の流れとして、ひとりで学ぶ、友と学ぶ、教師に学ぶ、という形の「で・と・に」学習の推奨、電子黒板の活用等により学力向上に取り組んでいるという趣旨の答弁がありました。

電子黒板の活用については、異動により転入してきた先生が全て電子黒板に精通しているとは限らないが、研修体制はできているのかという趣旨の質疑がありました。これに対しましては、電子黒板の未経験者の先生が赴任される可能性は大にあるが、今の先生方は非常に順応性が高く、初めは使えなくても周りの先生方に教えてもらいながら積極的に電子黒板を活用されており、さらにICT支援員を活用して技術指導を行うとともに、夏休み期間を中心にICT研修会を実施して有効活用を図っているという趣旨の答弁がありました。

スクールソーシャルワーカー活用事業については、いじめ問題、不登校問題に対してどのような対策をとっているかという趣旨の質疑がありました。これに対しましては、継続性のある精神的苦痛を伴うなど、いじめの定義に該当するものは9件であり、その解消については、初期対応を重視し、チームでの対応を心がけている。不登校対策については、個別に指導計画を立てて、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心の相談員による家庭訪問等を実施し、困難なケースについては福祉事務所より情報を収集するなど、関係機関と連携しながら対策に取り組んでいるという趣旨の答弁がありました。

次に、社会教育課に関する質疑の概要を申し上げます。文化財保護に関する事業全般について、文化財保護に関する業務を専門職員1名で担当している状況であるが、専門業務は精通するまでに時間を要するため、現職の専門職員が在職中の早い時期に新規の専門職員を採用し、後継者育成と並行しつつ円滑な業務の継続に努めるべきではないかという趣旨の質疑がありました。これに対しまして、県内市町村の例としては、埋蔵文化財専門職員として一般職から配属される例はまれである。

県の埋蔵文化財センターの場合は、ある程度の基礎知識を有している教員が出向しているが、一人前になるのに3年から5年あるいは10年を要する状況である。専門職員の補充については組織再編計画にも盛り込んでいるという趣旨の答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

○議長（谷口義則）

ただいまの決算審査特別委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「議長、ちょっと休憩したいということですから」と言う者あり）

○議長（谷口義則）

ここで暫時休憩いたします。

————— . ——— . —————  
休憩 午後 1時29分  
再開 午後 1時35分  
————— . ——— . —————

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑はありませんか。

○21番（徳峰一成議員）

大川原特別委員長大変でしょうけど、何項目かに渡って質問いたします。項目が多いですので、2回目に半分は回したいと思います。

質問の第1点でありますけども、まず財政でございます。23年度の一般会計の財政の現状と財政運営では具体的にどのような審査がなされ、また財政問題については、委員会としてのいわゆる価値判断がされたのか報告をしてください。これが第1点であります。

第2点目は、組織再編と現状についてでございます。若干委員長報告の中でも触れられておりますけども、具体的には、末吉の本庁、それから大隅、財部の2つの支所の職員の23年度の体制について。特に、住民サービスとの関連ではどのような審査がなされ、そして特別委員会としてまとめた意見が市当局に出されたのか、具体的に報告をしていただきたいと思っております。

関連いたしまして、ただいまの委員長の御報告では、この職員の中で、なかなか基本的な住民に対するマナーといいますか、礼儀作法が弱いといった具体的なことも書かれております。具体的な、また意見、提案も出されているようでございます

が。例えば、一つとして、今後の、関連して、職員採用のあり方について、職員を最終的に二次試験で採用する過程の中で、つまり決定する以前の段階で、職員を1カ月、2カ月、3カ月、長期にわたって思い切って実体験を経験していただく。実体験を経験する中で、最終的には職員の採用を決定するという。これは最も私は実効といたしますか、効果的なやり方じゃないかと思うんです。採用してから研修するのも大事ですけども、採用する過程の中で、かなり思い切って長期にわたって体験をしていただく中で、やはり最終的な決定をするという、そうした踏み込んだ意見は出されなかったのか、お聞かせ願いたいと考えております。これまでのやはり採用のあり方を、ほかの市町村はどうであれ、我が曾於市として思い切って発想変える形で限られた職員は採用していただくというのが大事じゃないかという観点からでございます。

質問の第3点目、市民税を中心として、23年度を含めて、この間いわゆる税収入の鈍化といたしますか、鈍りが見られます。このことは地域経済が一つには冷え込んでいる。その結果、市民の生活と経営環境が厳しくなっている裏づけといたしますか、背景が考えられます。質問であります、こうした税収入の鈍化傾向について、これはある面では厳しく、当局だけでなく、議会としても受けとめるべき傾向であるかと思えますけれども。審査の過程の中では、どのような、このいわゆる税収の鈍化傾向については意見が出されたのか、具体的に報告をしてください。

次に第4点目、各種税金のいわゆる滞納額が非常に大きい傾向が23年度も見られます。その理由の一つには、例えば病気、失業あるいは事故など、いわゆる広く言って生活困窮、生活苦があります。これははっきりいたしております。その救済の一つの方法としていわゆる税金の減免制度措置がありますけれども、23年度も全くこれは機能は果たしておりません。減免規定はもう率直に言って名ばかりでございます。この問題では、審査の過程でどのような踏み込んだ審査がされたのか、お聞かせ願いたいと考えております。減免規定があるのに、またそうした減免規定を本来申請すべき対象者はいっぱいいるのに、それが無い、あるいはそうした該当者がいない。これはそうした規定そのものがいわば機能を果たしていないんです。ですから、これはもう当然のことながら、実態に照らして、改善が必要でありますけれども。踏み込んだ意見が出されていたらお聞かせ願いたいと考えております。

次に5点目、地域活性化対策について、地域振興住宅の建設を初めとしたいいわゆる活性化対策あるいは人口増対策では、例えば比較して言いますと、特に、私は、旧大隅町内の地域活性化対策の取り組みが総体としては23年度も弱いのではないかと、率直に言って、受けとめております。これは決算状況を見ても明らかではないでしょうか。やはりバランスのとれた地域活性化を行っていくことが大事であり、

議会審査でも大事じゃないかと思っており、この問題ではどのような審査がされたのか、この点についてお聞かせ願いたいと考えております。

次に6点目、高齢化に伴いまして、例えば畜産問題では和牛生産農家が減少をいたしております。先ほどの報告の中にも触れられております。曾於市の和牛はいわば高齢者が統計的にも下支えを行っております。はっきりいたしております。その点で、高齢者対策と和牛振興では具体的にどのような審査がされたのか。一部は触れられておりますけれども、もっと踏み込んだ報告をしていただきたいと考えております。

最後に、東部畑かんにおける農家が加入しやすくするため、あるいはしやすくなるための運営上の改善点についてはどのような審査がされたのか。やはり多額のお金をかけて東部畑かん事業は終了いたしましたけれども、しかし最も大事な、そこで田畑を持っている、農地を持っているような方々がやっぱり利用しなければいけない、水を。その障害となっている、いわば桎梏となっている条件はどういった点があるのか。これを取り除くのが市当局であり、また提起するのが議会であると思うんです。その点で、運営上の今後のこの改善点について審査の過程を報告をしてください。

また、24年度の土地改良組合の運営についてはどのような評価がなされているのかどうか。これは補助なしには運営ができません、国、県、市の。どのような23年度は評価が委員会としてはされたのか報告をしていただきたいと思います。

以上です。

#### ○決算審査特別委員長（大川原主税）

7項目ということでお尋ねをいただいておりますが。

まず、1番目の財政の現状と今後ということで、価値判断はというようなことでありますけれども。特に、監査等の意見書の中にも書いてありますけれども、財政の今後の状況ということで、特に交付税の関係で財政課長のほうに質疑がなされまして、今後の交付税の状況はどうなっていくのかということでやりとりはしていただきましたけれども。その中で、課長の答弁としては、年々国の地方交付税、また今、特例公債法が全然前に進んでいない状況で、11月のそういったものがどうなるのかというようなこと等もありまして、厳しくなるであろうという、そういった判断は示されたところでございます。

2つ目の組織再編ということで、旧本所、支所ごとの職員体制という、その中まで踏み込んだものはございませんでした。ただ、年代別のそういう職員の動態であるとか、あるいは専門的な業務を行う方々の、スタッフの確保とか、そういう面では、それぞれの課の中で意見が出されたところでございます。職員採用のあり方と

か、あるいは決定になる前に長期の体験をというようなことで今御提言をいただいておりますけれども、審査の中では、やはり採用後の研修というものがとても大事ではないかということで、外部に研修のそういう経験を積むとか、そういったことも意見としては出ました。

3つ目の市民税の収入、税収が鈍化して、市民の暮らしも厳しくなっているというような状況の話でございまして、農業所得の関係で前年に対して23%ほど減になったということで、そのことについては若干の分析も質疑のやりとりの中でしていただいたわけでしたけれども、ちょっとそこまでのあれはなかったところでございます。

各種税金の滞納、理由的には当然生活困窮も大きなウエイトを占めて、そういった意味でのやりとりもさせていただいたわけですが、その中で救済ということで、このせっかくある減免規定がなかなか利用されないということで、昨年度も制度減免が8件でしたか、もうそれ以外ないということでは聞いているところでございますけれども、この中における具体的な改善策というものについては出てないところでございます。

5番目の地域活性化対策ということで、旧大隅町が23年度も弱いというような話をさせていただいておりますが、確かにバランスのとれた対策が大事であるということは委員の方々もそれぞれの見識をもっておられます。地域活性化住宅というか、住宅でちょっと話題になったのは、将来払い下げの関係が、当然本会議でも市長のほうからも出ておりますので、そちらのほうに話が割と集中したのかなというようなことでは考えております。

6番目の高齢化、高齢者、そしてまた和牛の生産農家が減少しているということで、高齢者に対する対策なり、和牛振興策はというふうなことでございましたけれども、高齢者ということに限定せずに、今の曾於の肉用牛のボリュームを維持していくための執行部の考え方とか、いろいろと聞いたところであります。それは先ほどの報告書の中にも一応盛りさせていただいてるところでございます。

7番目の東部畑かん、加入しやすいという運営上の改善点はないのかということでありましたけれども、確かに、東部畑かんの関係も質疑のやりとりはいたしておりますけれども、この運営上の改善点とか、24年度の評価はどうしているかというようなことまではちょっとできていないところでございます。

以上です。

## ○21番（徳峰一成議員）

踏み込んだ報告がなかったのが残念なことでありますが、再度2回目の質問に移ります。

組織再編の中では、これまで本会議でも質疑の中にあつたように、また、ただいまの委員長報告の中にも一部触れておりますけれども、合併後この間100名以上の職員の減が行われてきており、計画ではこれでストップじゃないですよ。一方においては、この間の当局答弁等にもありますように、しかし、これ以上をまだどんどん削減していくと住民サービス等にも支障、影響が出てくるということは答弁を聞くまでもなく明らかなんです。それを議会として、決算でありますから、どう受けとめて、やはり議会としての考え方を当局に述べるかというのが、私は決算のすぐれてといいますか、大きな一つではなければいけないと思うんです。やっぱり行政は、一つは人っていうか、職員にもよりますので、職員のそうした人的体制を常に議会としてもチェックしていくということです。それで、このままでいいのかどうか、減らす方向です。あるいは具体的に、もうこのあたりで一応はストップをかけて、そして若干数年間は状況見ようっていうのも一つの考え方と思うんです。まあ、どちらがいいかを、やはり決算段階で十分にいろいろな角度からサービス面を含めて検討して、やはり意見を挙げるというのが現時点では私は大事ではなかったかと思うんです。その点で全く意見が出されなかったのか、再度お聞きをいたします。

質問の第2点目でございますけれども、再度くどうようでありますけれども、この地域活性化問題について質問を申し上げます。

これまでも地域活性化といいますと、単独事業では住宅を市単独のをつくっていくというのがあつるし、あるいは宅地造成等もあるでしょう。ほかにもあるかもしれませんが、で、総体として大隅町が弱いといわざるを得ないんです。これは総合振興計画を含めて、23年度だけじゃなくて24年度を含めて、恐らくこのままでは5年、8年後には悪い結果が私には出てくるんじゃないかと心配をいたしております。計画を見る限りにおいては。

ですから決算段階で、そうした総体における合併後の曾於市のバランスのとれた状況を見るというのを、私は一つには議会サイドとしては大事じゃないかと思っております。やはり幾らかこの点で論議がされていたらお聞かせ願いたいと考えています。やはり、改善、是正すべき点は25年度以降の市の施策にも生かしていただくという立場から大事なことじゃないかと思っております。

新たに何をなささいというのじゃなくて、やはりバランスのとれた、予算が不足していたら計画が不十分やったら、そこにさらにそれをふやしていく、対策に力を入れていくということからの質問であります。

次の質問。建設課、耕地課サイドの排水対策、流末対策では、どのような審査がされたのでしょうか。これも一部報告はされており、また23年度がどうか、24年度

は一定の予算増額が見られておりますけれども、建設課耕地課サイドにおける排水、流末路対策について、どのような価値判断を含めて審査がされたのかお聞かせ願いたいと考えています。まあ、十分ではないと思っているからであります。

次の質問。老人対策の中のいわゆる身寄りのないひとり暮らし、あるいは身寄りのない御夫婦の高齢者対策では、どのような審査がされたのか。また、24年度具体的にどのような改善点がなされたのか報告してください。

委員長報告では、当局としてはとりあえずは100名を一応対象として取り組んでいきたいということですが、先日の質問の中でもその前提として「曾於市には、何名ほどの身寄りのない高齢者の方々がおられるのか」と私は聞いたところ、当局は「その数ははっきり把握してない」という確か答弁だったと思うんです。で、そうしたまあ言わば、ひとり暮らしの方々が何名いるか、一つのおおよその実態をつかんだ中で——年度ごとに100名でも200名でもいいでしょう、対策を順次講じ、そして引き上げていくことが大事かと思えます。やはり裾野の、全体としての実態を把握することが、私は前提条件としては不可欠じゃないかと思ってるんです。

その点で、審査の過程ではそうした何名おられるかを含めて、具体的にその中で、24年度どういった具体的な改善点がなされて、今後さらに計画的に対策が講じられようとしているのか、その流れを含めて全体像を含めて報告をしていただきたいと思いますと考えております。

次の質問。保健課関係で、各種健診や予防接種などいわゆる受診率などの引き上げのために、24年度はどのような具体的な改善が図られてきたのか。また、委員会としてはこの点でどのような評価がされたのか報告をしてください。

次に、入札について。入札のあり方について、24年度は具体的な改善が一定図られたのか、見られたのかでございます。そのことで、委員会ではどのような審査がされたのかでございます。まあ本会議の質疑と若干関連いたしますけれども、報告してください。

次の質問。指定管理制度については、改善すべき点が私は少なからずあると思っております。24年度は、具体的にどのような改善点がこの指定管理制度についてはなされたのか、そして審査の過程ではどのような管理制度については価値判断がされたのか報告をしてください。

次に、学力向上について。委員長報告の中でも一定触れられておりますけれども、学力の向上のために24年度はどのような新たな取り組みがされたのか。審査では、このことでどのような具体的な意見が出されたのか報告をしてください。

次に、文学、音楽、絵画など、いわゆる文化の振興策について。審査ではどのような意見が出されたのか、また委員会として、教育委員会にどのような指摘改善の



意見がされたのか報告をしてください。文化といいますと非常に領域が広い。ある面では一般的でありまして、いわゆる事業課と違って、これを進める、振興していくってというのは、そうした面では非常に難しいっていいですか、時間のかかる、根気のいる対策ではないかと思っておりますが。

そうした中で、例えばいろいろ考えなければいけない中において、これまでも議会でも論議されておりましたけども、職員の中でいわゆる専門職員がほとんどいないと。既に、指定管理にもう任せっきりの状況であるという点を含めて、改善すべき点があるかと思っておりますが、これらを含めて審査の中で意見が出されていたらお聞かせ願いたいと考えています。

埋蔵文化財については触れられておりますけど、これは一人いる職員を引き続き継続するちゅうか、退職しても。そうした現状維持の施策といいますか、方策でございすけども、それ以外を含めて何か意見が出されていたらお聞かせ願いと考えております。

次の質問。市が保有する117施設の利用者の増進、あるいは収支の改善について、審査ではどのような改善のための意見が出されたのかについて報告してください。

次に、前後いたしますけれども、フラワーパークについてはどのような意見が審査では出されたのか。決算額は小さいですけども、一応顔を出しておりますので報告をしてください。

次に、委員長報告の中で何ページもありますように、農業委員会の中で遊休農地について若干触れられております。報告では、曾於市では遊休農地は減少しているという捉え方です。単純な質問ではありますけれども、先日の議案提案の中で、私は当局に「遊休農地は、曾於市の状況はあるいは流れはどうなってるか」についてお聞きしたところ、「いわゆるこの遊休農地の中の闇小作地については把握していない。実態がどれぐらいの面積にのぼるかはつかんでない」といった当局の答弁だったんです。

で、大川原委員長が一番御存じのように、曾於市の遊休農地は農業委員会がつかんでいる農地と、いわゆるなかなか掌握が難しい、いわゆる闇小作地があるでしょう。で、闇小作地の面積は相対比としても、私は少なからず大きな面積を占めていると思うんです。ですから、やはりそうした闇小作地を含めて遊休農地がどうなってるか、その流れを23年度段階でつかむってというのは大事だと思うんです。その点で審査がなされてたら報告していただきたいと思っております。

次に、報告書の8ページの大鳥峡についてでございます。この委員会の審査と委員長報告を見る限り、大鳥峡は現在閉鎖されておりますけども、今後これを再開するような、いわば報告になっておりますけども。私はどちらがいいってことじゃな

くって、そのあたりははっきり、やっぱりさせる必要があると思うんです。再開させるのであったら再開させる方向で、やはり準備を整えて計画的にしていかなければいけないと思うんです。再開して失敗したら、もう目も当てられなくなるんです。そうしたことで、再開するのかどうかは、どうした判断が委員会の中ではされたのか、まずその点からお聞きしたいと思います。現状では私はわからないからでございます。

次に、10ページの育英奨学資金についてです。委員長報告の中では、下段のほうではありますけれども、「現在、資金計画等をシミュレーション中であって、見直しの曾於市においても必要性を感じているといった答弁がありました」ということになっております。答弁があって、委員会としてはこの点でもっと踏み込んだ質疑が、議論がされたのかをお聞きしたいんです。もう明らかに、この見直しの必要性があるってことははっきりしてるわけでしょ。であったらそれをどうするか、それはやっぱり議会議員の、決算委員会の役割だと思うんです。「はい、わかりました」で終わるじゃなくって。

ですから、見直しが必要を当局が認めてるんだったら、見直しをいつ、どういった形でやるのかって、当然それはされたと思うんです。それをやっぱ書いて欲しかったと思うんです。ですから、単純な質問でありますけど、当然されてると思いますので、どういった形、内容で、いつ見直しを当局としては考えているのか、報告をしていただきたいと考えております。

以上です。

#### ○決算審査特別委員長（大川原主税）

ありがとうございます。15ですか、たくさんいただいているんですけども。

まず、お答えをしたいのは、組織再編で現在100名ほど減っている中で、住民サービスに支障をきたすっていいですか、そこいらの関係やら、議会としての考え方ということで決算を通じてということでございますけれども。どうしても今の職員の年代別の動態といいますか、そういったこと等を総務課長のほうからも答弁、説明等いただく中で、このままではいけない。答えの中では、合併の当時からもそのことは当然予測をされていたということでございますけれども、今後の、やはり曾於市の行政を担うそういったマンパワーを、やっぱり途切れなくっていいですか、やっぱり継続的に発揮していくための体制っていうのは、委員の方々の考え方もほとんど同じかというふうに思っているところでございます。そこあたりを改善していかないと、偏ってしまうというようなことになるっていうようなことだと思っております。

次に、地域活性化。住宅のことやら宅地造成、いろいろあるということござい

ますけれども、今の小学校区を単位として、それぞれ職員の方々が実質出身者を中心に配置がされております。そのことも、地域活性化に取り組むひとつの形なのかなというようなこと等も、全体の説明の中で感じているところですが。

委員会として先ほど徳峰議員のほうから指摘があった、そのことについてはちょっと深い議論がなかったところがございます。5年後、8年後の計画を見る中で、こうだということでしたけども、その点はちょっと審査があまりできていないのかなというふうに思います。

それから、建設課と耕地課の流末対策関係でありますけれども、住民に一番身近になっていきますか、そういう身近にあるそういった状況箇所でありますので、このことについても計画的に整備なり、改良していただくということで、地元からも大変喜ばれているというような形で、今後も優先順位を上位に置いてやっていただければというような考え方でございました。

身寄りのない対策ということで、決算委員会のほうで実態をつかんでやりとりができたのかということについては、ちょっと全体像をつかんでということでは、できていないのかなというように思っておりますけれども。

ただ、福祉事務所に関することに、意見としていろいろこういったお年寄り対策についていきますか、そういったことも十分配慮しながらやっていただきたいということを、意見の中にはある程度もったつもりではいるんですけども、そういうことだったと思います。

また、受診率の向上対策ということで、具体的な手だてということでございまして、じゃあ委員会として、何か具体的なものが打てたのかということでございまして、報告を聞いて、その後の深い議論にはつながっていないのかなというように思っております。

6番目の入札の関係で、一定改善が図られたのかなというようなことでございますけれども、このことについては、特に委員のほうから、「工事請負調書等のたびに大幅な金額の契約がなされておるので、ここあたりはどうなのか」とか、あるいは「納得がいかない」とかそういう言葉も出ましたし、方向としてはいい方向に進んでいるんでしょうけれども、その中身について、この程度改善されたのかなというような確認はできていないというところがございます。

7番目の指定管理制度について、24年度の改善点、具体的にできる価値判断はということでございましてけれども、なかなか個別の指定管理の状態についての確認はしておりません。ただ、財部の温泉センターについては、先ほどの報告の中にもありますとおり、そこら辺については確認をさせていただいたところがございます。

8番目の学力向上対策につきましては、従来の教育長の答弁を踏襲するような形

ですけれども、曾於市の黒牛三つの教えですか、ああいったこと、あるいは今曾於市が取り組んでいる、「ひとりで学ぶ」「友と学ぶ」「教師に学ぶ」そういったものの基本的なことを通して、学力向上の礎にしていこうという考え方だろうかというように思っているところです。

9番目の文化の振興策ということでございましたけれども、教育委員会への専門職員というようなことですが、文化の振興というか、なかなか個別にこのことがこうとか、はっきりいって道路の改良とか、あるいは原材料支給とかそういう観点のものと違って、なかなかストレートに議論にならなかったような気がいたします。

10番目の117の公共施設の収支改善のための具体的な取り組みというような形がありますけれども、このことについてはちょっと審査ができていないところだと思います。

それから、フラワーパークの関係も若干出てきているが、具体的になっていうことですが、このことについてもそこまで踏み込んだ議論はしていないと思います。

12番目の農業委員会の関係で遊休農地ということで、財部はおかげさまで減少をしているということで書かしていただきましたけれども、おっしゃるとおり、闇の小作ってというのは身近にもあります。あるいはその利用権設定をしない中で、隣近所のこういったやりとりの中で、つくってもらってる、耕作してもらってるっていうのを見たり聞いたりしてますので、今おっしゃるとおり、闇小作ってというのは予想以上にひょっとしたらあるのかなということも考えたりしますが、この小作についても具体的な突っ込んだ議論はないところでございます。

大鳥峡の今後再開するかというか、そこあたりについては、具体的に委員会として再開すべきだという方向も何も見いだせてはおりませんが、執行部のほうで、やはり地元のそういった自治会等も巻き込んだ形で地域の再生、今さっきありました大隅のいわゆるまたひとつの振興になるのかどうかわかりませんが、そこいらを見出すべきではないかなという、委員会としてはそうだったというふうに思っております。

以上です。済みません。

#### ○議長（谷口義則）

ここで徳峰議員の質疑を一時中止して、10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時18分

○議長（谷口義則）

休憩前に引き続き会議を開き、徳峰議員の質疑を続行いたします。

○21番（徳峰一成議員）

3回目の質問で、本来だったら1回目に質問すべき内容ですけども、1点質問いたします。

委員会としては、大分の日程と時間をかけて、決算を審査を終えられたと思うんです。委員長も大変だったと思うんですが、かなり、やはり決算審査の中で指摘された点多々あったと思うんです。で、今回の決算を機に、また有意義っていいですか、貴重な前進も幾つかあったと思うんです。それが、この委員長報告の中には記載されていない。

あるいは、改善すべき点が幾つかあったと思うんですが、例えば昨年度決算の場合は、最後のまとめとして何項目にわたっては、決算委員会全体の総意の全体の意見として意見集約がなされて、そして委員長から報告があったんです。できるならそういった手法とかやり方をとるべきじゃなかったかと、個人的には思っております。まあ、もったいないとか、いろんな意見が出されて改善点も指摘されたと思うんですが、その中でやはり何項目かは絞って、今後に新年度を含めて市当局に改善措置を申し入れるっていうか、そういったこの報告の締め方が私個人的にはよかったんじゃないかと思うんです。それが見られないために、逆のサイドから質問いたします。

この間の長期にわたる決算委員会の中で、委員長から判断されて、これとこれとこれは、やはり決算やってよかったって、市民から見ても議会から見ても、この有益な改善点として前進が見られたというのがあったら、3点だけでもいいので、代表的な事例3項目も紹介していただきたいと思うんです。ここに記載がないもんだから、そうした単純な質問にならざるを得ないんです。3点に絞って代表的な決算の過程の中での改善点、前進とか勝ち取られた改善点があったら報告をしていただきたいと思います。この1点だけであります。

○決算審査特別委員長（大川原主税）

有益なことっちゃうか、3点って言われましたけども、実際決算委員会を開催をさせていただく中で、特に自分として今の現状が共有できたということについては、やはり職員の方々の現在の動態なり状況っていうのが、つぶさに理解をできた。しかし、実際行政をうまくつかさどっていく人たちも、これからも当然職員であり続けるわけで、そういった意味での職員の充実っていいですか、そういったものが図られていかないといけないなというようなのを、つくづく感じたところでございま

す。

あと、委員会等でいろいろ意見はいただいたんですけども、なかなかそのことをひとつ集約して、委員会としての形にできなかったのは委員長の方の力不足ということになるかというふうに思いますけれども。委員の方々の御協力やら、あるいはまた執行部のいろんな意味での協力っていいですか、そういったものに感謝して終わられて大変よかったというふうに思っております。

以上です。

**○議長（谷口義則）**

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（谷口義則）**

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

**○16番（五位塚剛議員）**

平成23年度曾於市一般会計歳入歳出の決算認定については、共産党議員団は反対をいたしたいと思えます。

23年度の当初予算は219億4,700万から9回の補正を行い、繰越予算もいたしました。あわせて238億6,370万になっております。

総体的に一般会計の予算を見た場合に、市民の暮らしを守る上で、健康づくり、保健問題を含めてこの福祉予算、大変大事な予算でございます。また、生活環境を含めた道路の新設改良工事、また、今回は財部中学校の新築工事を含めた教育予算など、評価できる内容もたくさんあるというふうに考えております。

しかし、決算審査に当たり、私も参加いたしました問題点もたくさんありました。一定のことについては、今特別委員長が報告をいたしましたけど、私は最後に、最終的には決算委員会のまとめとして項目を絞って意見を出すべきじゃないかという提案をいたしましたけど、残念ながらまとまっておりません。私のほうで、問題点について反対をしたいと思えます。

まず第1点は、今問題になっておりますフラワーパーク公園づくりの問題はこの23年度の当初予算の中で出てきております。最も基本的なプロポーザル予算で出てきましたが、この事業については市民が全く合意をされておらない事業でございます。

2点目は、当局が出してる文章で「徹底した歳出削減を図りながら、限られた財源を効果的に活用し、最小の経費で最大の効果を目指す」といいながら、現実はそのうでないという意見でございます。いろんなところで予算を見ますと、業者が

出した見積もりをそのまま計上し、場合によってはそのまま執行している例もたくさんありました。今後の改善点を求めたいと思います。

第3点目は、入札の問題でございます。当局は電子入札制度の導入で、一定の改革がされておりますと言われております。その点は認めたいと思っております。しかし、全ての資料の入札結果を見る限り、当局が出した入札の結果は、公平、競争性が全て解消をされているとは思えないからでございます。

各分野において、曾於市内のあらゆる分野の業者育成を、市当局はもっと積極的に考えるべきでございます。また、小口工事130万以下の金額については、入札を伴わない部分もあるわけでございますので、今後、業者の登録を進める上での努力が必要であると同時に、広く市内の業者に仕事を配分進めてほしいというふうと考えております。一方では、入札資格者に対する工事発注に対しても公平性を欠かないように、今後は市幹部として努力していただくように意見として申し上げたいと思います。

第4点目は、市道や農道の新設改良工事において、決算書の中でいろいろ出てまいりました。入札を終わった後で設計変更をして、予定額を超えた、予算額に満額にしているところもありました。これはこの資料のつくり方が悪いわけでございます。結果的には、予算が超えているようなことが書かれておりました。

このようなことも改善をしていただきたいと思いますが、問題は入札を行った後に、どうしてもやむを得ないような事態が発生したことについては、それは最小の設計変更必要だと思っておりますが、残念ながら当局は多くのところでこの設計変更をして、予算を全て消化しようという状況が見られております。このようなことについても、改善を強く求めたいと思っております。

それと、小さな建物設計においても、外部業者委託を非常にふやしてきております。私は、市当局でできるものは、当然基本とすべきだと思っております。それでも職員が不足するということであれば、今からでも専門職を育てるべきだと思っております。そのことについても意見を述べたいと思います。

また5点目は、財部温泉健康センターに見られるように、指定管理制度において、市当局はもっと真摯に受け止めるべきであるし、改善すべきであると思っております。同時に必要なのは、市の直営方式も含めて、どういう指定管理のあり方がいいのか、やっぱり教訓とすべきだと思っております。残念ながら、この審議の中でも曖昧な答弁になってるというふうに思っております。

第6点目は、経済課の商工予算の補助に見られるように、商工会員でないと補助が受けられないという状況です。担当課長は「今後、改善を何ができるか検討していく」と言われました。これはぜひ25年度は生かしていただきたいと思っております。

また、JA曾於や曾於商工会が山中貞則顕彰館事業にJAが1,000万円、商工会が100万円の寄附を行っております。市から一定の補助金をいただいている団体が、このような形で寄附をするということは問題があるというふうに思っております。今後は、寄附は個人寄附に限るべきであります。これは問題ではないかというふうに思っております。

第7点目は、市税、水道料金、国保税、住民税、水道使用料を含めた滞納は5億円を超える実態でございます。職員の方々も市税の回収、分納のお願いや、その回収に一定の努力をされていることに対しては、敬意を表したいと思っております。しかし、現状は厳しい実態に進んでおります。市は、この問題の解決にあたるためには、やはり正当な理由がある市民に対しては、積極的な減額、そして減免規定の具体化を実践し、市民が支払うことができるような環境づくりを努力すべきだと思っております。

まだまだ、いろいろ問題点がありますけど以上のような点から、共産党議員団は本決算には不同意を表明したいと思えます。

**○議長（谷口義則）**

賛成の討論はありませんか。

**○8番（大川内富男議員）**

私は、平成23年度一般会計決算認定に対し、賛成の立場で討論いたします。

我が国は、失われた10年といわれて久しい中、平成23年度の国の予算は成長と雇用の実現、デフレ脱却への道筋、国民の生活を第一に、また確固たる戦略に基づく予算編成の理念のもと、新成長戦略を着実に推進するとともに、成長と雇用の拡大を実現するとの基本的な考え方により編成されたところであります。

一方、平成23年度の地方財政は、企業収益の回復等により、地方税収や地方交付税の原資となる国税収入が増加する一方、社会保障関係費の自然増や公債費が高い水準で推移すること等により、定員純減や人事委員会勧告等の反映に伴い給与関係費が大幅に減少しても、なお依然として大幅な財源不足が生じるものと見込まれるところであります。

本市におきましても、財源の確保に努力をされ、少子高齢化や過疎化の進展など社会情勢が一段と厳しさをます中、これまで提供してきた住民サービス等を安定的供給していくために、曾於市総合計画や行政改革大綱、財政計画等の主要な計画を十分に踏まえ、効率的な組織体制の整備が図られ、行財政運営は順調になされたところであります。

経費全般におきましても、徹底した見直しや歳出の抑制、行財政計画による歳出の合理化や効率化が図られており、財政指数や財政健全化においても努力のあとが



十分伺える決算であり、評価するところであります。

特別委員会において、23年度の決算に対する意見等も数多くあり、25年度予算編成に当たっては、このような意見等を十分生かしていただくことを強く要望いたしまして、賛成の討論といたします。

○議長（谷口義則）

反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、認定案第2号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する特別委員長長の報告は認定であります。本案は特別委員長長の報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立多数であります。よって、認定案第2号、平成23年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決しました。

- 
- 日程第7 認定案第3号 平成23年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定案第4号 平成23年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定案第5号 平成23年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定案第6号 平成23年度曾於市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定案第7号 平成23年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定案第1号 平成23年度曾於市水道事業会計決算の認定について
- 日程第13 議案第51号 平成23年度曾於市水道事業剰余金の処分について

○議長（谷口義則）

次に、日程第7、認定案第3号、平成23年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳

出決算の認定についてから、日程第13、議案第51号、平成23年度曾於市水道事業剰余金の処分についてまでの以上7件を一括議題といたします。

認定案6件、議案1件については決算審査特別委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。決算審査特別委員長の報告を求めます。

#### ○決算審査特別委員長（大川原主税）

認定案第3号、平成23年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定案第4号、平成23年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定案第5号、平成23年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定案第6号、平成23年度曾於市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定案第7号、平成23年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定案第1号、平成23年度曾於市水道事業会計決算の認定について、議案第51号、平成23年度曾於市水道事業剰余金の処分について、以上6認定案及び1議案について、平成24年第3回曾於市議会定例会において、決算審査特別委員会に審査を付託され継続審査の取り扱いになっておりましたので、審査過程での主な質疑内容と結果を一括して報告いたします。

まず、平成23年度の国民健康保険特別会計歳入歳出決算では、医療費の増加や景気低迷による財源不足を補うため、財政安定化支援事業繰入金の法定外繰入金として2億8,000万円を一般会計から繰り入れております。また基金については、平成23年度末、基金残高に新たに1億8,000万円を積み立てて、基金残高は3億5,741万円となったところであります。

国民健康保険税については、中間所得層の負担軽減を図るため、限度額について医療費分及び後期高齢者医療支援金分をそれぞれ1万円、介護納付金分を2万円、合計4万円の引き上げが実施されたところであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。医療費抑制対策については、重複受診等に対する啓発活動はどのように行っているのかという趣旨の質疑がありました。これに対しましては、電子レセプト化されたことにより、重複頻回受診に該当するレセプトの抽出作業が飛躍的に簡素化されたため、これを活用し積極的な指導を行っていききたいという趣旨の答弁がありました。そのほか、医療費通知や特定健診の結果報告会における個別指導も活用して、医療費の抑制に努めているという趣旨の答弁がありました。

なお、今後の国保会計の運営見込みとしては、平成23年度においては、一般会計からの法定外繰入金2億8,000万円を繰り入れたが、高齢化に伴う医療費の上昇分を賄うためのこれ以上の保険税の引き上げは困難と考えるため、財源不足を補うためには、今後も毎年1億円程度の法定外繰入金が必要であると見込んでいるという

趣旨の説明がありました。

以上審査を終え、本委員会としては本案について、採決の結果、賛成多数により認定すべきものと決定いたしました。

次に、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、歳入の後期高齢者医療保険料 2 億 2,619 万 9,300 円及び一般会計繰入金 2 億 4,837 万 7,879 円、歳出の後期高齢者医療広域連合納付金 4 億 3,429 万 5,862 円が主なものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。保険料について、納付すべき額が高いと思うのが軽減策はないのかという趣旨の質疑がありました。これに対しましては、1 人当たりの保険料は、県平均 4 万 4,200 円に対し、曾於市は 2 万 6,800 円であり、43 市町村中 30 位であり決して高い方ではなく、曾於市は広域運営の恩恵を受けているほうであるという趣旨の答弁がありました。

以上審査を終え、本委員会としては本案について、採決の結果、賛成多数により認定すべきものと決定いたしました。

次に、介護保険特別会計歳入歳出決算では、被保険者 1 人当たりの保険給付費は、介護サービス等諸費 26 万 2,515 円、6.36% 増、介護予防サービス等諸費 1 万 6,234 円、8.31% 減であります。介護サービス利用の傾向として、在宅から施設へと移行していることが顕著な傾向として見られます。

次に、質疑の概要を申し上げます。低所得者対策として、介護施設に入所するには相当額の収入がないと入れない状況であるが、低所得者も十分な介護サービスを受けられるような方策を検討しているのかという趣旨の質疑がありました。これに対しましては、グループホーム、特別養護老人ホームは利用料が高額であると認識している。都市部においては、独自に補助を行っている例もあるが、曾於市の場合には保険料収入が少ないため、独自の補助が難しい状況である。地域支援事業をうまく活用して低額のサービス提供ができないか、現在研究中である。という趣旨の答弁がありました。

以上審査を終え、本委員会としては本案について、採決の結果、賛成多数により認定すべきものと決定いたしました。

次に、公共下水道事業特別会計歳入歳出決算については、歳入は受益者負担金、下水道使用料、公共下水道事業費補助金、一般会計繰入金、公共下水道事業債等が主なもので、歳出では下水道総務職員給を含む下水道総務費、下水道建設費、施設管理費、元金が主なものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。公共下水道事業計画区域が、今後拡大する考えはないのかという趣旨の質疑がありました。これに対しましては、下水道浄化センターは計画区域を 200ha と設定しており、1 日当たりの処理能力は 1,400m<sup>3</sup>で、

平成24年3月30日現在で61.94%の接続率であり、800～850m<sup>3</sup>を処理しております。今後この範囲を広げる分については問題ないと思うが、拡張するのであれば今の下水道浄化センターの処理施設をまた6分の1系列をふやさなければならない。住宅造成を、10戸、20戸というようなところがふえてきた場合には、接続して問題ないと考えていますが、今のところこの計画区域200haはふやす計画にないという趣旨の答弁がありました。

以上審査を終え、本委員会としては本案について、採決の結果、賛成多数により認定すべきものと決定いたしました。

次に、生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算については、平成23年度の目標設置基数50基に対し、5人槽54基、7人槽5基、10人槽1基、35人槽1基の合計61基の設置実績であります。

次に、質疑の概要を申し上げます。末吉、大隅の浄化槽設置に対する補助金制度と財部の市町村設置型との違いについて、将来的観点から今後どうすべきか、前任者から引き継ぎを受けているかという趣旨の質疑がありました。これに対しまして、今後どうしていくかについての引き継ぎは受けていない。ただ、考えられることは3町それぞれ違うので、将来的観点を含め議論すべきであるが、現段階では出ていないという趣旨の答弁がありました。起債残高について幾らになっているか、また、平成23年度までに739基の浄化槽を設置しているが、そのうち個人住宅で使用していない戸数は幾らあるかという趣旨の質疑がありました。これに対しましては、23年度末決算で2億259万2,000円となっている。また、浄化槽を設置して使用していない戸数については、借家では何軒かあると思うが、個人住宅の空き家で使用していないのは現段階ではないと記憶しているという趣旨の答弁がありました。

以上審査を終え、本委員会としては本案について、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、曾於市水道事業会計決算について、年度末給水戸数1万4,275戸で、前年度と比較しますと39戸の減であります。

また、給水人口は3万3,993人で247人の減であり、計画給水人口に対して89.0%の普及率であります。今後も事業のための施設改良等については年次的・計画的に進めながら、市民サービス増進のため安全で安定的な水の供給に努めるとともに、健全な企業経営に努力していくとの説明がありました。

次に、質疑の概要を申し上げます。未収金について、このような現状をどのように認識しているかという趣旨の質疑がありました。これに対しましては、未収金約8,900万円については、3月31日の出納閉鎖の関係でこのような数字となっており、その後の9月30日現在では未収額合計685万8,194円に減っております。末吉上水で

128名、末吉簡水69名、大隅上水で102名、折田簡水で16名、南簡水で8名、財部で96名の方々が納められていないので、現在給水停止などを含めながら収納に努力しているところであるという趣旨の答弁がありました。

以上審査を終え、本委員会としては本案について、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第51号、平成23年度曾於市水道事業剰余金の処分については、地方公営企業法第32条第2項の規定により処分するものであります。

処分については、減債積立金810万円、建設改良積立金4,329万5,064円、翌年度繰越利益剰余金21万8,482円の処分であります。

特に質疑もなく、本委員会は、本案について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

#### ○議長（谷口義則）

ただいまの決算審査特別委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

#### ○21番（徳峰一成議員）

まず、国民健康保険について質問いたします。

質問に入る前に、ただいまのこの報告12ページでありますけども、1カ所気になるっていうか、点がありました。下の下段でありますけども、国民健康保険税については、中間所得者層の負担軽減を図るために、限度額のあわせて4万円の引き上げが実施されたところであります。本当にこの結果として、4万円を引き上げることによって中間所得者の負担軽減が一定程度、わずかでも図れたのかなんです。で、それ調べた上でこれを記述されているのかをお聞きしたいんです。

具体的にお聞きしますけども、4万円の引き上げによって、何世帯の、あわせて何万円の1年間に税増収となったのか。ほんと私は、取るに足らない金額だと思うんです。100万を超えないんじゃないかだと思うんです。具体例つかんだ上でもちろん記述だと思うからです。報告していただきたいと思うんです。数十万とか100万の新たな税増収だったら、国民健康保険1年間に何億円も入ってくるわけでありますので、全体の0.0何%の増収にしかならなかったと思うんです。詳しく説明してください。

ですから、中間所得層云々っていうのは、実際は全く当てはまらないかって、率直に言って感じますので、私の指摘や疑問が間違っていたら訂正を含めて、詳しく、数字によって裏づけ的な説明をしてください。

次に、具体的な質問に入ります。

24年度は大きな額の一般会計からの繰り入れを行うなど、厳しい財政運営であり

ましたが、質問の第1点。国民健康保険制度は、制度上、改善すべき幾つかの問題を抱えています。私たち議会人としても、制度上の問題点、それから2つ目は、基本的には制度に幾ら関係あったとしても、曾於市として改善点、力を入れなけりゃならない点、大きく2つの方策で考えなければ、もうごちゃごちゃになってしまうと思うんです。

その点で、決算の大事な場でありますので、今曾於市を含めた国民健康保険が抱えてる制度上の改善すべき点が、どういった点が論議がされたのか。きっちりとこれは意見を、考え方を共有する必要があると思うんです。で、どのような打開策を取っていくか、また各々の違った意見があるでしょうけども、その点で。くどいようでありますけど、制度上の諸課題についての共有された意見を出していただきたいと思っております。

質問の第2点目。一方、曾於市における国民健康保険制度と税でありますけども、これもいろんな考え方やあり方があって、これがベストということはありません。わけでありまして、よりベターなやり方で対応、取り組まなけりゃいけないと思うんです。その中で、やはり限られた厳しい生活環境の中で、いかに税収をバランスよく確保するかについては、昔から曾於市を含めて応能割、応益割、あるいは資産割、所得割といった、これ市町村によって鹿児島県内でも大分違います。今、曾於市が23年度行っている国保税の税収の基本的な骨組みについては、委員会審査の中で、もし突っ込んだ議論がされていたらお聞かせ願いたいと思っております。

若干幾らか、やはり改善すべき点はないのかどうか。これも年度によって、時代の流れの中で絶対というのはあり得ないと思うんです。例えば、5年前は一番ベターであったけども、今ベターとは必ずしも時代の中でいえない点も出てくると思うんです。それで23年度ベースで考えた場合に、曾於市の国民健康保険の税制度のこの基本的な組み立て方が、よりベターであったのかどうかの価値判断がされていたらお聞かせ願いたいと考えています。

関連いたしまして、質問の第3点目。国民健康保険税額が、客観的にも23年度もお金を払う市民から見て高かったのじゃないか。つまり、市民の税金を払う力、負担能力を限界にきている、あるいは限界を超えている点は、具体的には決算の審査の過程では見られなかったのか。見られていたら、その意見を含めて報告してください。

最後に4点目。特に国民年金など低い金額、低額の受給額の高齢者にとっては、国民健康保険税の中で介護保険料の分が非常に高いといった実態が見られ、また高齢者にはそれが大きな不満でございます。これは明かなる客観的な事実でございます。

例えば、わずかな数十万の国民年金の収入しかない方であっても、人によっては数万円の、1年間に国保税の中の介護保険料が一応徴収されてるといいうのも見られます。で、この点について、実態把握を含めて意見が出されたのか。一割となりますと、介護保険料だけでやはり限界を超えてると思うんです。まず、実態をつかむことから方策も生まれるかと思いますので、そうした論議と実態把握がなされてたからお聞かせ願いたいと考えております。

以上です。

続いて介護保険について質問をいたします。

介護保険について。質問に入る前に、これも記述の点で申しわけないんですが、13ページ、下から5行目。「介護サービスの利用傾向として、在宅から施設への移行していることが顕著な傾向として見られます」ってあります。傾向が見られることは私ももちろん承知しております。曾於市の場合は23年度を含めて。

で、一方において、やはり施設に入ってる方々は幾らか死亡されております。死亡されたのに比べて、プラスマイナスかなりやはり流れてきているのが、23年度特徴であるのか。顕著って書いてあるから。顕著に私、はっきり言って引っかかるんです。ですから具体的な、どれぐらいの顕著になっているのか。

なぜこういったことを言うかという、やはりこの当局が一番苦労している点でありますけども、施設についてはある程度毎年計画でふやしております。しかし、後で出てくる、やはり高齢者の年金収入が少ない、それを支える家族の方々も大変ということで、なかなかグループホームには入所できない傾向がまた見られるんです。ですから、施設を希望される方々がふえている、入所者もふえてるっていうのは顕著な傾向であったら、私はかなり、これは議会としても24年度以降深刻に受けとめなけりゃいけないと思っております。その点で、くどいようでありますけども報告をしてください。

次に具体的な質問に入ります。

質問の1点目。居宅施設の介護サービスの23年度の取り組みと現状について。先ほどと関連いたしますけども、審査ではどのような意見が出されて価値判断がされたのかでございます。居宅と施設サービスに大きく介護サービスわかれますけども、24年度の取り組みの状況について、大別して報告してください。

質問の2点目。先ほど申し上げましたように、低い金額の年金受給者は入所料の高い施設には入れません。もうこれはいっぱい事例が見られます。で、これははっきり言って、行政のやはり怠慢といいますか、厳しく言って。これは国を含めて責任だと思います。いわゆる客観的にはこれも老人差別の何物でもございません。実際は、誰が見ても施設入所が望ましいのに、しかし収入が少ないって、支える方々

もない、いてもできない。どうしようもない。これが10人、20人じゃないでしょ。これはもう老人差別の実態なんです。

これ、やはり改善するのがなかなか難しい問題であっても議会だと思うんです。これがただ一般化、常態化している一つの側面があります。このことで審査ではどのような意見が出されたのかをです。

関連いたしまして、委員長の御報告の中でもそれが触れられております。14ページ。で、当局の答弁では、都市部においては独自に補助を行っている例も見られると。曾於市の場合は、だけでもそうした余裕というか財源がないということで、地域支援事業をうまく活用して低額でのサービスが提供できないか研究中であると。それに代わるっていいですか、地域支援事業をうまく活用して低額でのサービス提供、これはどのようなことなんでしょうか。大事な問題でありますので、突っ込んだ議論がされていると思いますので、お聞かせ願いたいと考えております。どれだけ、このことによって改善が図られるのかを私は知りたいというか、そうした観点からの質問でございます。

質問の3点目。老人の各種施設における介護サービスについて、改善すべき点が幾つか見られます。審査ではどのような意見が出されたのか、そしてこれは曾於市として、今後この時間をかけて改善すべき点について、改善案を決算の中で指摘がされていたら報告をしていただきたいと思いますと考えています。

私たち、委員長もあと何年かしたら、私たちもお互い厄介にならなけりゃいけないんです。だから、その点ですから、明日は我が身と考えて、答えていただきたいと思いますと考えております。

次に水道事業について。①、質問の。24年度施設の各種の水道の改善、あるいは運営はスムーズに執行されたのかについてお聞かせ願いたいと考えております。あるいはこの夏場など、非常に需要の多い時期にも、23年度は順調に水の供給がされたのか報告してください。

それから、質問の2点目。委員長報告にもありましたけども、24年度は加入者が若干減少をいたしております。全体のこの加入対象者の中で、約90%前後であります。加入状況ですね。で、24年度、この曾於市として加入者を増やす点でどういった対策が講じられたのか、お聞かせ願いたいと考えております。

そして、質問の3点目。二之方の八反地区の第2水源は失敗しておりますが、審査ではどのような教訓点、あるいは今後の課題として出されたのか、もし審議されていたらお聞かせ願いたいと考えております。

最後に4点目。水はやはりひとつはやっぱり水質だと思うんです。全体として曾於市の水質はそうひどくなくても悪くなっております。よくは絶対なっております



ん。

そうした点で、23年度の審査過程の中で水質悪化というか、悪くなってこのままではやはりいけないというか、改善あるいは検討をされなけりゃいけないというところが、もしどこかの水道あるいはどこかの水源があったら報告をしていただきたいと思っております。これも決算の重要な役割じゃないかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

#### ○決算審査特別委員長（大川原主税）

12ページの間接所得層の負担軽減を図るためということで記載をさせていただいておりますけれども、執行部の説明等を元にしてこのような記載をさせていただきました。

具体的に、この4万円の与える全体的な一世帯当たりのこういった影響とか、そこあたりは議論としてはなっておりません。

それから、24年の国保の改善すべき制度上の問題点として、市としてあるいは国として、特に当然国の負担分が若干減っているということで意見が出されまして、そういったことを元に戻すなり、やっぱり国の負担をふやすべきだという意見も出たところでありまして、そのことについては今後国に対して要望をしていけたらというような、言っていただきたいというようなことであったと思います。

それから、市における制度と税、今の状態がベストかベターかという、限られた中でバランスよくできているのかということでございますけれども、ちょっとそこあたりについては意見が出てないところでございます。

保険税が、納付するのに限界にきている状況ではないのかということでございますけれども、ここについてもちょっと突っ込んだ議論はないところでございます。

低い年金の方々が、介護保険のそういった負担もされているというようなことで、意見は出ましたけれども、深い議論にはなっていないところでございます。

介護保険の在宅から施設へということで、顕著という言葉を使わせていただきましたけれども、あとの低所得者対策として、介護施設に入所するには相当額の収入がないと入れない状況であるということで意見が出まして、そのことについては市としてもいろいろ前向きにというか、考えてはいるんだというようなこと等ありましたので、こういったちょっと記載になってしまいました。

居宅と施設の介護サービス、23年度の取り組みということで、執行部のほうから説明は受けたかというふうに思っておりますけれども、そのことで記録なり、あるいはちょっとそこあたりの確認ができていないところでございます。

老人差別にらせんかというような、今御指摘ですけれども、そういうふうにな

らないようにしていかなければならないわけでありますが、現状としては中にはそういう立場の方々もおられるのかもしれませんが、収入なり、あるいは支える身近な人たちも身近にいないというようなこと等も現実にはあるとは思いますが、このことについても突っ込んだ議論はされていないところです。

次の地域支援事業についても、そこまでなかったところでございます。

それから、老人福祉施設の改善点はということで質疑をいただいておりますけれども、ここあたりも出ていないところです。

水道事業の24年の各施設、執行としてはスムーズにできたのかということでございますが、執行部の説明あるいはそういったものを聞いておりますと、比較的スムーズにいったのではないのかなというふうに受けとめております。そして、計画的に水圧の弱いところを水圧が回復するような工事をしたりとかちゅうことも説明をいただきましたので、いい方向に改善がされたのかなというふうに思っているところです。

水道の会員の加入ということで、おっしゃるとおり、90%前後の方々が加入をいただいているわけですが、増員対策ということについてはちょっとでなかったのかなというふうに思っております。

次の、八反地区については、委員のほうから失敗だったというような形の中での意見が出されました。

(「教訓は」と言う者あり)

#### ○決算審査特別委員長（大川原主税）

教訓っていうか、事前の調査とか、そこあたりもしっかりとやっていただきたいということだったというふうに思っております。

次に、確かに水は水質が物を言うわけでありましてけれども、水質の関係で曾於市の現状がどういう方向に、特にどこがどうってというようなことまでは出ていないんですけれども、恐らく執行部においてはそこあたりも頭に入れながら、新しい水源の確保なり、そういったことに計画的に取り組みたいというようなことであったというふうに思っております。

以上です。

#### ○21番（徳峰一成議員）

率直な質問を申し上げます。失礼な部分に当たるかもしれませんが、御了承いただきたいと思います。

再度の質問であります。国民健康保険の中で、わざわざというか、あえて中間所得者の負担軽減を図るために、限度額を引き上げが4万円行われたとあるわけです。それがだから私図られてないんじゃないかっていうことなんです。だから、図

られてたら、ここに書かれた以上、具体的な数字でもってこのような点で一定図られたということで報告していただきたいんです。それがそのまま、やっぱり記述するっていうのは、これはやはり文章の書き方として根本からおかしいんじゃないかと思うんです、率直申し上げて。ですから、それは休憩とって聞けばわかることでありますんで、数字的な裏づけがありますので、ですから私の疑問点が間違っているかもしれませんので、それやったらそれでいいんですが、一応2回目は答弁をしていただきたいと思います。これはやっぱり、曖昧なまま議事録に残すといけないと思うんです。せっかくの決算でありますので、これが第1点。

それから関連して、先ほどの介護サービスについても在宅から施設への移行が顕著であるのかって、これも数字がはっきり示していると思いますので、だから実際誰が見ても、やはり顕著なほど流れていたらそれで私納得できるんです。ですから、そうした具体的資料、私持ち合わせてないものだから、率直な素朴な質問として、どれだけの移行が23年度は見られたのか、そのことで顕著といった表現になったのかを説明をしていただきたいと思います。これもやっぱり曖昧にしてはならないと思います。

この2点です。

**○決算審査特別委員長（大川原主税）**

今具体的な根本だということで、この4万円の間接層の関係ですが。ちょっと書き方が……。

（何ごとか言う者あり）

**○決算審査特別委員長（大川原主税）**

ちょっと確認させてください。

**○議長（谷口義則）**

ここで暫時休憩いたします。

————— . ——— . —————  
休憩 午後 3時04分

再開 午後 3時04分  
————— . ——— . —————

**○議長（谷口義則）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

**○決算審査特別委員長（大川原主税）**

いただいた資料をそのままに書かしていただきました。根拠っていうか、具体的な数字は今持ち合わせていないところです。

（何ごとか言う者あり）

○決算審査特別委員長（大川原主税）

主要施策の成果の中で、平成23年度については中間所得層の負担を軽減するために、国民健康保険税の課税限度額についてというような形のくだりを書かせていただいたんですが、このことについてはちょっと委員会のほうでも意見やら質疑は出てなかったもんですから、ちょっと確認ができないところでございます。

以上です。

（「介護保険は」と言う者あり）

○決算審査特別委員長（大川原主税）

顕著という流れも、実際具体的なそういった確認やりとりはできていないところでございます。

○議長（谷口義則）

他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。まず、認定案第3号、平成23年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

○16番（五位塚剛議員）

認定案第3号、平成23年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、共産党議員団は反対をしたいと思います。

23年度の国保会計は、歳入歳出61億円を超えております。国保加入世帯は7,659世帯、1万1,071人の状況でございます。加入者の実態は、個人の商工業者、そして農家の方々、年金の方々など、とりわけ収入が少ない方だと思っております。その割合が約33%の加入であります。

本来、国保保険制度というのは、国が責任を持つべき制度でありながら、この間国の補助金を切り下げてきました。結果的に、どこの地方自治体も一般会計からの繰り入れをしないとやりくりができないという、ぎりぎりの段階まできております。曾於市でも、一般会計からの繰り入れを財政安定基盤支援事業という形で2億8,000万円行っておりますが、これは大変ありがたいことだと評価はしたいと思います。

同時にこの問題について、池田市長として、国に積極的に物を言うべきであると思っております。これは私たち曾於市だけでなく、やっぱり地方自治体全体の問題でありますので、その長となるべき池田市長は意見を述べていただきたいと思

ております。

今、問題になりました限度額の改定は、これは中間の人たちの減額のためじゃないんです。基本的に中間の人たちの税率はいじっておりませんので、全く基本的には今当局が出している資料というのは当たってはいません。しかし結果的には、最高限度額の負担の人たちも負担割合がふえたということですので、市民から見たら増税なんです。

あと、減免申請の問題ありましたが、これは保健課とやはり税務課がよく一体化になって話し合いをもっとすべきだと思っております。減免申請を申請しても、前年度の所得の5割以上に減っていなければ認めないというのが今の現実なんです。だからそのあたりをもうちょっと細分化してやれば、被保険者からも所得が落ち込んだからということで国保税が払えないということで、申請減免が当然出てくるはずなんです。それが、現実には5割以上でないだめだという、ここに問題があると思っております。

こういうことを含めて、もっと改善すべき国保のこの会計はあると思いますので、基本的には反対を表明したいと思います。

以上です。

○議長（谷口義則）

賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

他に討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、認定案第3号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する特別委員長報告は認定であります。本案は特別委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立多数であります。よって、認定案第3号、平成23年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決しました。

次に、認定案第4号、平成23年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

○16番（五位塚剛議員）

認定案第4号、平成23年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についても、反対をしたいと思います。

平成20年度より、75歳以上のお年寄りと一部の身体障害者の方々が、後期高齢者この制度に2段階制度として導入されました。私たちはこの制度を、やはりおかしいと思っておりますので、当初の予算にも反対しております。

今は県単位で広域的な運営をされておりますけど、やはり当初からすると個人の負担割合も非常にふえてきております。制度上の問題もありまして、反対をいたしたいと思います。

以上です。

○議長（谷口義則）

賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

他に討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、認定案第4号を採決いたします。本案に対する特別委員長の報告は認定であります。本案は特別委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立多数であります。よって、認定案第4号、平成23年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決しました。

次に、認定案第5号、平成23年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

○16番（五位塚剛議員）

認定案第5号、平成23年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についても、反対をしたいと思います。

介護保険の歳入は47億632万、歳出は44億710万円でございます。平成12年度よりこの制度が導入されました。介護保険制度自体は、いろいろ介護を持ってる方々の人々を救済する制度としてありがたい制度であります。この間いろいろ見直しが出され、また保険税の改定もされてきました。施設介護や、また自宅における介護支援、訪問給食サービスなど、お年寄りを抱える家庭にとっては、非常に、今後

はもっと内容を深める必要があるというふうに思っております。

現実には先ほども質問がありましたように、自己負担制度がありますので、介護施設に入所したくても今のままの年金ではとても払えないという実態が相当出ております。家族的な支援がなければ、これは非常に入居できないわけですが、当局としても何かできないかということについての模索は、今始まっているようでございます。全国的な例では、単独の支援事業も始まっているようでございます。今後、国に対しても強い要望を求めながら、しかし制度的には問題がありますので反対をしたいと思っております。

以上です。

○議長（谷口義則）

賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

他に討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、認定案第5号を採決いたします。本案に対する特別委員長の報告は認定であります。本案は特別委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立多数であります。よって、認定案第5号、平成23年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決しました。

次に、認定案第6号、平成23年度曾於市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

○16番（五位塚剛議員）

認定案第6号、平成23年度曾於市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、反対をしたいと思っております。

この事業は旧末吉町の町部を中心として、平成7年から基本計画に入りまして、平成9年から事業開始いたしました。第1期認可地域49haに、その後第2期110haをたしまして、合計で159haが使用開始や供用開始がされております。

私たちは、この事業が最初に提案されたときから、私たち末吉町ではこの公共下水道事業は馴染まない、国の補助事業のある合併浄化槽のほうがいいのではないかと

ということを反対してまいりました。その理由は、やはり多額の一般財源の支出がこの間されてきましたし、また供用開始になっても60%の加入になっても、やはり市独自の一般会計の繰り入れをしないと運営ができないという厳しい状況にあります。

今後も、排水施設の処分場の修繕費がもう必要になってきております。そういうことを考えた場合に、やはりこの計画はいろいろと問題点があったのではないかと考えています。当初から反対しておりますので、決算にも反対をしたいと思います。

以上です。

○議長（谷口義則）

賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

他に討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、認定案第6号を採決いたします。本案に対する特別委員長の報告は認定であります。本案は特別委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立多数であります。よって、認定案第6号、平成23年度曾於市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決しました。

次に、認定案第7号、平成23年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

他に討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、認定案第7号を採決いたします。本案に対する特別委員長の報告は認定であります。本案は特別委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。



[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、認定案第7号、平成23年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決しました。

次に、認定案第1号、平成23年度曾於市水道事業会計決算の認定について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

○16番（五位塚剛議員）

認定案第1号、平成23年度曾於市水道事業会計決算の認定については、反対をしたいと思います。

本来、もともとは水道事業は企業会計でありまして、簡易水道事業とはわけて審議が進められてきました。今になって、この曾於市の合併の状況になって、3つの町の水道を企業会計を含めて1本化してきましたけど、これは法的には問題ないということでの今の実態だと思います。

ただ、やはり個人的な考え方としては、非常に馴染まない部分もあるというふうに思っております。特に末吉上水などは、利益を上げながら、ほかの水道組合の会計の黒字部分を組みかえしてまわっているというのが現実あります。で、また水道料金の値上げもされまして、それが基本的には剰余金として残っております。このあたりは今までも議論しておりましたが、いろいろ疑問が残るところでございます。

23年度の事業においては、特に末吉町の八反地区の問題でございます。当局の事業計画が、やはり結果的には水源地が不適であったということで、ボーリングをしたのにも、結果的に無駄なお金を使ったという意味では問題があったのじゃないかと思っております。やはり計画自体が、やはり非常に不十分だなというのを感じております。

今後、簡水も含めて、今お互いに、上水と簡水が場合によっては水の供給をできるようにバイパスも通っておりますけど、今後の事業の推移を見守りたいと思いません。基本的には反対をしたいと思いません。

以上です。

○議長（谷口義則）

賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

他に討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、認定案第1号を採決いたします。本案に対する特別委員長の報告は認定であります。本案は特別委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立多数であります。よって、認定案第1号、平成23年度曾於市水道事業会計決算の認定については、認定することに決しました。

次に、議案第51号、平成23年度曾於市水道事業剰余金の処分について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

他に討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口義則）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第51号を採決いたします。本案に対する特別委員長の報告は可決であります。本案は特別委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（谷口義則）

起立全員であります。よって、議案第51号、平成23年度曾於市水道事業剰余金の処分については、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全てを終了しました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○市長（池田 孝）

お礼をまず申し上げたいと思います。

さきの議会におきまして、平成23年度の曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について、そして7つの特別会計のそれぞれの歳入歳出決算の認定について、お願いをいたしておりましたけれども、議会におかれましては特別委員会を結成されまして、本日の委員長報告のもとに、全ての会計において本日認定をいただきました。心から厚くお礼を申し上げたいと思います。また、今後においていろいろと活用をさせていただき、24年度、また5年度の予算編成等について、参考にさせていただきたいというふうに思っております。

また、パークゴルフ場、フラワーパーク整備事業特別調査委員会におかれましては、長きにわたりまして審議をしていただき、本予算の凍結について審議され、この予算の凍結をとくという結論をいただきました。ちょっと我々の執行部から考えて、この執行が遅れてますので早いペースで、今後ピッチを上げて進めてまいりたいというふうに思っております。

どうか、また議会の皆さん方の温かい御支援のもとに、できるだけ計画どおりに進めていきたいというふうに考えております。温かい御指導、御協力をお願い申し上げます。

以上で、お礼に代えさせていただきたいと思っております。いろいろとありがとうございました。

**○議長（谷口義則）**

以上で、本臨時会に付議された事件は全て議了いたしました。

これにて、平成24年第2回曾於市議会臨時会を閉会いたします。

---

閉会 午後 3時26分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

曾於市議会議長

曾於市議会議員

曾於市議会議員

別紙

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

決算審査特別委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
認 定 案 第 2 号	平成23年度曾於市一般会計歳入歳出決算の認定について	賛成多数 認 定
認 定 案 第 3 号	平成23年度曾於市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	賛成多数 認 定
認 定 案 第 4 号	平成23年度曾於市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	賛成多数 認 定
認 定 案 第 5 号	平成23年度曾於市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	賛成多数 認 定
認 定 案 第 6 号	平成23年度曾於市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	賛成多数 認 定
認 定 案 第 7 号	平成23年度曾於市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	全会一致 認 定
認 定 案 第 1 号	平成23年度曾於市水道事業会計決算の認定について	賛成多数 認 定
議 案 第 5 1 号	平成23年度曾於市水道事業剰余金の処分について	全会一致 可 決